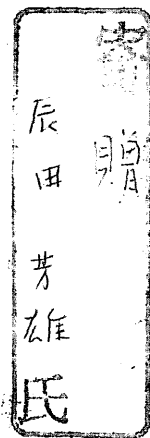


4D  
02304  
2007  
HG

筑波大学博士（文学）学位請求論文



中世後期東寺領莊園に  
おける年貢減免闘争

辰田 芳雄

二〇〇七年度

07024910

目次

序章	1
第一節	1
第二節	1
第三節	2
第四節	5
第一部 南北朝く室町中期の東寺領丹波国大山荘における荘務再編と年貢減免闘争	10
第一章 東寺領大山荘における荘支配の再編	10
はじめに	10
第一節 大山荘の大方・切田方分田体制	10
第二節 文保二年の百姓請	12
第三節 応安四年の名寄帳の性格	18
第四節 応安四年の名寄帳の機能	24
第五節 至徳三年の名寄帳の意味	27
まとめ	31
第二章 大山荘における年貢減免闘争の発端	41
はじめに	41
第一節 起請文言を持つ百姓請文の性格の質的变化	42
第二節 田数・田品引き下げ闘争の発端	45
第三節 田数・田品引き下げ闘争の展開	47
第四節 斗代引き下げ闘争	53
まとめ	54
第三章 大山荘における守護権力と年貢減免闘争	59
はじめに	59
第一節 守護役の本所半分地下半分負担の原則	63
第二節 東寺の守護役対策	67
第三節 守護役負担による年貢減免闘争の展開	70
第四節 文安の乱の守護役負担と年貢減免闘争	77

第五節	段錢賦課と年貢減免闘争	83
一	段錢の本所半分地下半分負担原則	85
二	大方・切田方分田体制下の段錢配当	86
三	代官乗善期の段錢処理	90
まとめ	.....	99
第四章	大山荘における守護代官の請切制	118
はじめに	.....	118
第一節	請切代官制の特徴	118
第二節	請切代官制の背景とその影響	121
第三節	請切代官の支配の実態	123
一	進藤利貞・貞利期	123
二	中沢元基期	127
三	中沢元綱・進藤元広期	132
まとめ	.....	134
第二部	室町期の東寺領備中国新見荘における直務の構造と年貢減免闘争	141
第一章	東寺領新見荘における直務支配と惣請	141
はじめに	.....	141
第一節	直務支配の実現過程	141
第二節	直務支配の初期段階―了蔵の活動と地下の対応―	146
第三節	年貢収納基本台帳の決定過程	155
まとめ	.....	158
第二章	新見荘における直務代官の支配と年貢減免闘争	164
はじめに	.....	164
第一節	代官祐清の在地支配と在地動向	164
一	祐清発行の年貢請取状	164
二	祐清発行の年貢請取状とその算用の方法の特徴	169
三	年貢の徴収日に着目した代官祐清の所務と農民動向	171
小括	.....	175
第二節	地頭方政所屋新造をめぐる年貢減免闘争	176
一	祐清殺害と地頭政所屋焼き打ち・新造の顛末	176

二 地頭政所屋新造に関する京都・新見間の往還	177
三 寛正五年算用状に見える年貢減免闘争	179
小括	186
第三節 御讓位段錢拒否闘争	186
一 讓位段錢・即位段錢・大嘗会段錢	186
二 守護使の入部とその対応	187
三 東寺の段錢免除の動き	190
四 東寺の在地への一畝料要求と在地の対応	192
五 即位段錢・大嘗会段錢の賦課とその対応	195
小括	196
第四節 代官祐成期の年貢減免闘争	197
一 新見荘寛正六年分年貢算用状―「田中穰氏旧蔵典籍古文書」―	198
二 新見荘寛正六年分内検帳―「岡山県立博物館所蔵文書」―	202
三 新見荘寛正六年分年貢送進状―「東寺靈宝蔵中世文書」―	203
小括	204
まとめ	205
第三章 新見荘における直務支配下の三職と惣村	216
はじめに	216
第一節 三職・田所金子衡氏	216
第二節 高瀬・中奥の年貢減免闘争	221
一 金子衡氏の最後の注進状から	221
二 二通の高瀬・中奥百姓申状	224
三 高瀬・中奥の年貢減免闘争の展開	226
まとめ	229
終章	235
図・表・写真一覧	249
参考文献・参考史料	251



## 序章

### 第一節 本研究の目的

本研究は、中世後期の荘園における年貢減免闘争の特質を論じるところを目的とする。具体的研究対象には東寺領荘園のうちで中間地域（畿内や東国・九州の遠隔地ではないが畿内に比較的近い地域）に属する丹波国大山荘と備中国新見荘を選ぶ。中間地域の荘園では、畿内や九州・東国などの遠国とは異なり、荘園領主の支配が比較的实现できやすい距離にありながら、幕府―守護権力下の在地領主の勢力が荘園領主と拮抗して、独特の支配展開を見せる。そこで、荘園領主・幕府―守護権力（在地領主・惣村の三者間で展開する支配と在地動向を比較的長期に考察できる中間地域を研究対象にして、中世後期農民の年貢減免闘争のあり方を考察する。

従来の農民闘争研究のなかには、土一揆や徳政一揆などに見られる農民の非日常的な政治行動を象徴的に扱い、その反封建的・反体制的な政治闘争における農民の力量を高く評価して、それ自体を闘争の勝利と見なす立場があったことは否めない。それに対して、本研究では室町期の在地社会において日常的・恒常的に展開した年貢減免闘争のあり方を追求する。

検討対象である教王護国寺（東寺）は鎮護国家のための祈祷をこととする寺院であった。それゆえに、王家や室町幕府は東寺に祈祷のための財源として荘園を寄進した。その結果鎌倉後期以降に東寺は「本所一円支配」が実現した荘園を得た。本研究では、東寺の荘支配に対して、在地の農民が如何に自らの日常生活の安定を実現するために年貢減免闘争を展開したのかを考察する。

### 第二節 東寺の荘園支配と在地

院政期には知行国制を背景に荘園・国衙領の複合的・重層的な荘園公領が形成される。しかし、鎌倉時代中・後期になると複合的・重層的な得分関係が整理され、本所・武家とも一円支配が実現される。もともと典型的な形態は下地中分となってあらわれ、職（得分権）の自立化・排他化が実現する。あるいは、得分が並列的に分配される土地所有関係になり、本家職・領家職が成立する。<sup>1)</sup>

東寺は、国家鎮護祈願の国家寺院としての役割をはたしてきたので、公武の政権を支えるための宗教行事を遂行する財源として、多くの荘園が寄進された。このような供料荘園の支配は、十八口供僧方・廿一口供僧方・鎮守八幡宮供僧方・学衆方など各方の供僧・学衆で構成される評定での合議により実現され、それぞれの荘園から徴収した年貢・公事により独自の法会・祈祷が執行される。大山荘は十八口供僧方に属し、新見荘は最勝光院方に属す供料荘園である。<sup>2)</sup>

網野善彦氏は、東寺の古代寺院から中世寺院への転生を描き、自治的な寺僧の法会組織が、鎌倉中期以降南北朝期に王家や武家の助力により形成され、供僧や学衆がそれぞれ独自に供料荘園を営営するようになることを示した<sup>3)</sup>。本研究の第一部第一章では、鎌倉末・南北朝期に東寺が荘支配を再編することにより年貢の増徴に成功することを大山荘の事

例で示す。この時期の東寺は、宣陽門院・後宇多上皇・後醍醐天皇・足利尊氏などの寄進や安堵を背景に、内乱期にありながら、大山荘だけでなく多くの荘園で検注帳・名寄帳・内検帳などが作成され下地の掌握努力がなされている。このことは、網野氏が明らかにされた東寺における荘支配権が執行から供僧へ移行したことで無縁ではないと思われる。従って、東寺の荘経営のあり方を明らかにするためには、廿一口供僧方評定引付などの会議録の研究が重要であり、在地の動向を知る上でも参照が不可欠である。特に、本研究のように荘園の農民の生活を探求することを目的に東寺文書を利用する場合は、東寺の支配のあり方が農民の背後にあり、その影響が文書に反映されていることを考慮しなければならぬ。例えば、京都に残った百姓等申状などの荘民の上申文書の作成主体や作成過程の検討を怠ってはならない。本研究では、こうした観点により東寺文書の分析を批判的に行い、一枚文書と評定引付との照合にも特別な注意を払うことにする。

### 第三節 中世年貢減免闘争

中世の荘園公領制において農民が荘園領主に負担する主な税目は、年貢・公事・夫役であった。公事・夫役は人を客体とする賦課であったが、年貢は耕地に対して賦課され米を中心に農民が負担した。年貢は貨幣経済の進展にともない銭納化される場合もあったが、農民にとって主要で重い負担であった。また、室町時代になると守護が領国支配を実現して守護役や段銭を農民に賦課した。守護役は夫役（本来は労役であるが銭納に代える場合も多い）ではあるが、荘園領主に対してではなく守護権力が軍事動員などに関わって在地へ強制した負担であった。段銭は大嘗会・即位・内裏造営・將軍宣下などに際し一国平均に徴収され、朝廷・幕府がその費用を田の面積に依りて段別に賦課した。室町幕府は守護に段銭を徴収させたので、守護権力はそれに託けて独自の守護段銭を賦課するようになり、臨時に課せられた負担であるものの農民にとっては苛酷であった。本研究は、領主による支配に対し農民がどのような形態で年貢の減免を得て自らの生活を守ろうとしたかを史料に即して究明することを主眼に置いている。以下に佐藤和彦氏による中世民衆研究史<sup>5</sup>に導かれて、戦後の中世農民闘争研究や民衆史研究を概観して、中世年貢減免闘争研究の現状と本研究の展望を示す。

鈴木良一氏は、中世の農民闘争の発展段階を設定し、訴訟逃散から強訴逃散、土一揆、国一揆へと発展・展開するとした。そして、鈴木氏は、農民闘争の発展を支配権力の変転と対応させ、建武政権から戦国末までの政治過程を階級矛盾の発展として論述したが、名主の裏切り<sup>6</sup>「百姓」の解体により土一揆は敗北したとされた。そのため、その後の研究はこの敗北論を克服することを目標に、農村構造や農民層の階級の分析に重点が置かれた<sup>7</sup>。その中で、永原慶二氏は、土一揆の課題は「百姓」と荘園領主・守護領国制の対抗関係の矛盾解決にあると指摘した<sup>8</sup>。また、稲垣泰彦氏は、鈴木氏の農民闘争の発展系列的理解に疑問を投げかけ、土一揆を闘争主体と目標により「荘家の一揆」・国一揆・徳政一揆に類型化して性格規定をし、「荘家の一揆」は荘園領主・在地領主に対し年貢夫役の減免・非法代官の排斥などを要求する反封建闘争で、中世農民闘争の主要な形態であるとされた。そして、「荘家の一揆」が徳政一揆などの政治闘争へ発展するという図式を否定した<sup>9</sup>。それに対し、黒川直則氏が、年貢未進は領主への債務でありその負債の帳消しを求

める行動は農民の徳政要求であるとして、徳政一揆を農民闘争の一形態と位置づけた。<sup>10</sup> これらの研究動向は、戦後の民主化政策の進展と併行した民主主義運動、さらには安保闘争やベトナム反戦運動などの政治的要請のなかで醸成されたが、一方では安保闘争などの挫折や高度経済成長がもたらしたひずみを経験するなかで、これらを克服せんとした民衆史研究もあらわれた。この到達点が、『日本民衆の歴史』全一巻（三省堂、一九七五年）に見られる。『日本民衆の歴史』の叙述方針は、民衆や人民を「勤労者・被搾取者・被抑圧者」として規定しつつ、「民衆を生産と生活においてだけでなく、その政治的主体としての形成と発展をえがく」としながらも、「狭義の『闘争』や『事件』の頂点をつらねる叙述だけでなく、政治状況とのかかわりのなかで、現象のうえでは非政治的にみえる民衆のあれこれの動きを、政治史のかくれた基礎として評価しなすこと」として、政治史のみならず民衆の生活史にも目配りをしようと企図している。この延長線上に『一揆』全五巻（東大出版会、一九八一年）が出版された。『一揆』は、階級闘争的視角による社会構成史の叙述ではなく、農民の日常生活の保持の見地から農民の支配勢力への抵抗の追求がテーマとして設定されている。これらの動向は、一九八〇年代以降アナル派などの社会史の影響を受けつつ盛んになる。社会史は、進歩の歴史・発展の歴史と決別し、歴史を政治史的叙述ととらえず支配者の歴史を等閑視する非政治史の立場をとりつつ、文献以外の資料にも依拠して広い視野をもって叙述されることが特徴である。社会史の展開により、中世史の分野でも従来の社会構成史の見地による封建社会から反封建的・市民的・民主的社会への変化を積極的に叙述する研究は少なくなった。

こうした状況のなかで、中世の農民の諸活動に鋭くメスを入れて、従来までの農民生活の理解に再考を迫るものがあらわれた。例えば、入間田宣夫氏<sup>11</sup>や千々和到氏<sup>12</sup>は、逃散の際の起請文作成・「一味神水」の作法から中世民衆が共有する意識を重視し、民衆の結束のメカニズムに迫った。その後、一揆は社会的契約関係で社会通念上ひろく認知されていた行動であるとされ、その多くは宗教的な儀礼に基づく、社会的秩序に則った順法闘争であると理解されるようになった。また、山本隆志氏は、中世前期の百姓等申状が荘園制的秩序に基づいて授受されており、保守的体制内運動であると位置づけられ、封建社会の諸関係を維持する役割を担ったとしている。<sup>13</sup> 一方で、佐藤和彦氏は主に鎌倉期から南北朝期の農民闘争の具体的事例を基に、有力農民層（古老百姓等）だけでなく弱小農民層（小百姓）の動向にも目配りをして、惣村的な結束により年貢減免闘争や非法代官改替闘争が展開することを論じている。<sup>14</sup>

近年では、地域社会論の展開のなかで、領主に対する百姓の巧妙な戦術の展開による農民闘争が発見されるようになってきている。例えば、榎原雅治氏は、荘園領主東寺の「天下一同之豊年」の論理の逆手を取って、農民が「国中平均大存亡」という主張により損免要求を実現しようとしたことを論じている。<sup>15</sup> 田中克行氏は、文明元年以後に京都近郊の農民が「半済」と称して年貢減免を実現していること述べて、「半済」が年貢減免闘争の一形態であるとした。<sup>16</sup> 中世前期の例であるが、黒田弘子は紀伊国阿互河荘における片仮名書申状の分析を通して、農民の高い識字力に基づく訴訟による闘争を明らかにしている。<sup>17</sup> 酒井紀美氏は、中世村落の「あいだ」に注目して、村落間相論のなかで繰り返される農民の行動形態を作法としてとらえ、村落間相論でのスキルアップが土一揆へ繋がると展望している。<sup>18</sup>

本研究では、封建社会における農民の日常的な活動を発掘して領主と農民の政治・社会的関係を明らかにする視角を重視し、主に中世後期（室町期）に展開する年貢減免闘争の特徴を検討したい。さらに、一般に年貢減免闘争を減免実現のための策略（戦略）と減免実現のための実力行使（戦術）とに分別した場合、後者は年貢未進・強訴・逃散<sup>19</sup>などのいわゆる「荘家の一揆」の具体的行動として注目されてきたが<sup>20</sup>、前者に関わる農民の領主との巧妙な駆引きについては、前述した幾つかの研究を除いて詳細な分析がなされていない<sup>21</sup>。そこで、第一部第二章で大山荘における田品・田数引下げ闘争、第三章で本所半地下半分負担の原則に基づく守護役・段銭を利用した年貢減免闘争、第二部第一章で新見荘における東寺の直務支配要求闘争、第二章では地頭方政所屋新造過程での年貢減免闘争や段銭拒否闘争を扱って、農民の知力に基づくたかな闘争形態を提示したい。

次に、第一部第三・四章、第二部第二章・三章の考察では、守護役・段銭の賦課に関わる年貢減免闘争を扱うので、以下に守護領国制や守護役に関する先行研究を振り返って、本研究の立場を確認しておく。

守護領国制は一九五一年に永原慶二氏により提示された概念で<sup>22</sup>、この概念のもとに守護の荘園侵略により荘園制の解体が推進されるというテーマが設定された。このテーマのもとで、しばらく守護領国制論が展開し、例えば、一九五九年に東寺領大山荘を舞台にした田沼陸氏の「寺社一円所領における守護領国の展開」が発表された<sup>23</sup>。東寺領大山荘は、守護により段銭や守護役が頻繁に賦課された荘園である。田沼氏は、上記論文で守護が段銭・守護役を徴収することにより荘民を直接把握し、在地での直接支配を実現したと主張された。しかし、私はこの見解には実証的に不備なところがあると考えている。

守護領国制研究の転換点は、一九六一年の黒川直則氏の「守護領国制と荘園体制」に求められる<sup>24</sup>。黒川氏は永原氏以来の守護＝荘園侵略者のテーマを否定し、守護と荘園とが相互依存の関係にあると主張された。この研究は、国人層が荘園制解体を推進したとして、中世後期の在地支配の基軸が国人領主制にあるとしたことに特徴がある。その後黒川論文に加えて、佐藤進一氏が幕府権力構造の研究のもとで將軍権力の求心性を明確化された<sup>25</sup>。こともあり、守護権力を正面から扱う研究は少なくなり、室町幕府権力のなかで相対化した扱いになった<sup>26</sup>。しかし、たとえ守護が幕府権力内での吏僚的存在であり、地域的封建権力の主体として未熟であったにせよ、守護の任国での使節遵行などの職権執行や段銭・守護役の賦課は、守護権力の拡大にほかならない。今谷明氏は、「幕府の付与した守護職補任状に基づく一国ないし数カ国単位の地方行政権・地方支配の内実を守護権力と仮に呼んだ場合、南北朝期以来一貫してその守護権力が幕府から相対的独自性を保ちつつ展開・成長して戦国末期に至ったことは否定しえない事実」として、守護権力の領国機構を丁寧に復元をされ、守護権力の国制史上への位置づけを試みられている<sup>27</sup>。さらに、今谷氏は『岩波講座日本通史』で、「守護の領国」との章を立てて守護領国研究の成果を問われている<sup>28</sup>。次いで、一九九〇年代には「地域社会論」と呼ばれる研究が盛んになり<sup>29</sup>、その研究の展開のなかで、地域社会との関係で守護の役割が再評価されるようになってきた。川岡勉氏は、地域社会論が室町幕府―守護体制を踏まえた議論となっていないことを批判し、守護権力のあり方を「国成敗権」として包括的にとらえ、嘉吉の乱以後の政治史では守護が分国の一体化を進めるとして、守護を地域権力の担い手として積極的に評価している<sup>30</sup>。ところで、守護役は、守護段銭と同様に守護領国の実現のメルクマールとされ、守護領

国制の展開を説明する素材とされてきたし、私もそれを踏まえて立論しようとしているが、近年には、以下のような守護役を切り口にする新たな研究動向がみられる。

伊藤俊一氏は、矢野荘の年貢算用状に記載された守護役を研究対象にして、「守護役の荘家への賦課が荘経営にあたる代官・沙汰人と名主百姓との矛盾対立を生み、「荘家の一揆」を惹きさせ、その結果、在地における荘園制的秩序の崩壊をもたらすとしている。さらに、伊藤氏は紀伊国の高野山領にもその事例を求めて地域社会論を展開している。<sup>31</sup> 盛本昌広氏は、室町幕府の將軍への瓜献上に注目し、丹波国守護の細川京兆家が大山荘への賦課した守護役を一國平均役的な夫役と位置づけ、守護役の分析を通して將軍と守護の贈答儀礼関係を論じている。<sup>32</sup> 金子拓氏は盛本氏の論を継承して守護役と札銭を区別し、札銭の贈与的性格に注目し中世後期の権力の性質の多様性を論じている。<sup>33</sup> 稲葉継陽氏は、守護役として陣夫役・城普請役・野伏役などの軍事的負担が平和実現のために百姓に要求され定着し、百姓は荘園領主への控除を獲得しながら、守護大名の戦争暴力を支えつづけたと論じた。その際、守護役の年貢からの控除要求の根拠は遠藤基郎氏の「安堵契約の論理」に求めている。<sup>34</sup> 上記の仕事は、守護役を動因とする地域社会の変容論、あるいは守護役を介する村落と権力の互酬関係論、さらには守護役の一部を構成する軍役が果たす地域防衛論と位置づけられよう。

これらの守護役を研究対象にした考察や、本研究で論じようとしている守護役・段銭の賦課に関わる年貢減免闘争の考察は、守護の権力構造を解明することにも寄与すると思われる。

#### 第四節 本研究の意図

室町期荘園は、一円化され直務支配可能な荘園から出発したことに特徴がある。つまり、荘園領主は、土地所有の複合的關係が一掃された状態からの支配を開始した。しかし、のちに展開する守護領国制を想定すれば、いわゆる中間地域の荘園（畿内荘園や東国・九州の遠隔地荘園ではない主に畿内に比較的近い地域に位置する荘園）を検討の対象にしてその後の展開を考察する必要がある。中間地域では、在地豪族（土豪）は荘園領主の一円化・直務支配を阻害する存在として立ち現れる。土豪は、惣村の指導者である「沙汰人」の立場と守護権力の末端に位置する「地侍」の二面性を併せ持つ。室町期荘園は、この中間層と呼ばれる在地豪族の動向により支配のあり方が決定づけられた。本研究では、室町期荘園のうちで、東寺領、さらには中間地域である丹波国大山荘と備中国新見荘を例にして、東寺の支配に対しての在地動向、とりわけ年貢減免闘争の特徴を時系列的に論じる。

第一部で研究対象にする丹波国大山荘は、長期にわたって年貢地下算用状が連年にわたって残存する希有な荘園である。年貢地下算用状には、多くの守護役や段銭の賦課に関する記載が見られるので、それを分析することで、守護役・段銭に関わる年貢減免闘争の解明が期待できる。第二部で研究対象にする備中国新見荘は、東寺が直務支配を実現した寛正二年（一四六二）以後の史料が極めて濃密に存在する希有な荘園である。とりわけ東寺供僧の会議録である最勝光院方評定引付が寛正二年以後は欠年なく存在し、在地動向と荘園領主の対応を具体的に知り得るので、新見荘の惣請の過程やその後の動向の解明が期待できる。

第一部では、南北朝期から室町中期にかけての大山荘における荘務再編とそれに対する在地での年貢減免闘争について論じることにする。

まず第一章「東寺領大山荘における荘支配の再編」では、文保二年（一二三二）の大山荘の百姓請を農民の村落結合による勝利とする見方を再検討して、荘園領主東寺の荘支配のあり方を考察する。その際、応安四年（一三七二）の名寄帳（正文・案文二種類）や至徳三年（一三八六）の名寄帳（番頭制）を分析対象にして、東寺の耕作農民（年貢負担者）の把握の過程を明らかにしたい。なお、この分析を行うには、東寺の地下支配の特有なあり方（大方・切田方分田体制）が前提となるので、まず第一節で大方（供僧）と切田方（執行・小行事・職掌・中綱）の形成過程を論じたい。

第二章「大山荘における年貢減免闘争の発端」では、大山荘において東寺が番頭制を企図した至徳三年（一三八六）以後の農民の荘園領主に対する年貢減免闘争の戦略を検討する。まず農民の記した起請文言の変化を調査することで、農民と東寺との政治的な力関係の変化を読みとる作業をしたい。次に、応永年間以後の百姓申状や田数注進状・内検帳などを大方・切田方分田体制の文脈のなかで分析して、田数・田品の引き下げの実態を具体的に解明したい。また、守護被官の非法に対する代官改替闘争や代官の変わり目に企図された斗代引き下げも検討したい。

第三章「大山荘における守護権力と年貢減免闘争」では、守護権力による守護役・段銭賦課に関わる年貢減免闘争を解明する。一五世紀中頃の百姓が代官（乗善）に宛てた守護役・段銭等地下半分立用注進文（地下半分注文）と年貢地下算用状を分析の対象にして、守護役や段銭の賦課に関わる諸経費を本所半分地下半分の原則に基づいて年貢の除分にして年貢減免を実現する過程を具体的に論じたい。また、この守護役の年貢減免闘争の出発点と考えられる文安元年（一四四四）の赤松満政の挙兵（文安の乱）の陣夫役負担についても検討対象としたい。

第四章「大山荘における守護代官の請切制」では、一五世紀後半の大山荘において、守護権力の在地侵攻（守護被官である請切代官の支配）により荘園領主東寺の在地支配が及ばなくなり、農民の東寺に対しての年貢減免闘争は無効になることを論じたい。まず、東寺の直務代官・請負代官・請切代官の三者の代官請文の分析により、その性格の違いを明らかにしたい。次に、進藤利貞や中沢元基などの請切代官の支配の実態を具体的に解明したい。第二部では、室町期の新見荘における荘園領主東寺の直務支配の構造とその支配を利用した年貢減免闘争について論じることにする。

まず第一章「東寺領新見荘における直務支配と惣請」では、寛正二年（一四六一）に新見荘が東寺の直務支配となる経緯と農民による地下請が実現された過程を検討したい。まず、新見荘の直務支配の実現過程を農民の要求と中央政治の動向の双方から検討する。次に、東寺が直務支配を開始するために派遣した定使了蔵に焦点を当てて、彼の記した書状を中心に三職注進状や最勝光院方評定引付などを分析し、了蔵の在荘が地下側と寺家側ではそれぞれどのような意味を持ったのかを解明したい。さらに、直務支配が決定したときに採用された年貢収納基本台帳（永享十年帳）を分析して、惣請が年貢減免と結びついたことを論じたい。

第二章「新見荘における直務代官の支配と年貢減免闘争」では、代官祐清の支配強化への抵抗闘争（寛正三〜四年）、地頭方政所新造に関する年貢減免闘争（寛正四〜五年）、後花園

天皇讓位段銭等賦課に対する拒否闘争(寛正五・七年)、代官祐成期の年貢減免闘争(寛正六年(応仁元年))について論じたい。まず、直務代官祐清の支配の特徴を一五七通の年貢請取状などを分析することで解明したい。そして、この年貢請取状が東寺になぜ残ったのかについても検討して、農民の年貢減免闘争の一端を示したい。次に、阿刀文書所収の寛正五年算用状を利用して、地頭方政所新造に関する年貢減免闘争を考察したい。さらに、寛正五年から寛正七年にかけての朝廷から賦課された後花園天皇の御讓位段銭や後土御門天皇の御即位段銭を事例にして、東寺領新見荘で展開された段銭賦課拒否闘争(≡守護使入部拒否闘争)を在地からの上申文書と最勝光院方評定引付を利用して具体的に論じたい。最後に、本位田家盛の次に直務代官に補任された乗観祐成の時期に展開された年貢減免闘争について、寛正六年分年貢算用状・内検帳・年貢注進状を利用して考察したい。

第三章「新見荘における地侍と惣村」では、新見荘における応仁二年(一四六八)以後の御料所化による国人入部拒否闘争を論じたい。まず、新見荘における惣村の指導者的存在であった三職の一人田所金子衡氏の諸側面を検討して、金子の惣村における役割を解明したい。ついで、金子衡氏の最後の注進状や高瀬・中奥百姓等申状を子細に分析して、惣村の分裂と高瀬・中奥地域の政治的力量を史料的に明らかにしたい。

第一部では大山荘を対象に年貢算用状の作成過程に注目することで、第二部では新見荘を対象に東寺の直務支配の実現やその維持の過程に着目することで、年貢減免闘争の内実を明らかにし、従来の年貢減免闘争研究の見直しを図りたい。

<sup>1</sup> 工藤敬一『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年、高橋典幸「武家政権と本所一円地―初期室町幕府軍制の前提―」、『日本史研究』四三一、一九九八年)、川端新『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年。

<sup>2</sup> 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」、『資料館紀要』八、一九八〇年)。

<sup>3</sup> 網野善彦「中世東寺と東寺領荘園」東京大学出版会、一九七八年。

<sup>4</sup> 伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘編『東寺廿一口供僧方評定引付』第一巻・第二巻、思文閣出版、二〇〇二年・二〇〇三年。

<sup>5</sup> 佐藤和彦「中世―揆史研究の軌跡」(『一揆史入門』東京大学出版会、一九八一年、のちに『中世民衆史の方法―反権力の構想―』校倉書房、一九八五年に所収)。

<sup>6</sup> 鈴木良一「純粹封建制成立における農民闘争」、『社会構成史大系』第一部、一九四九年、のち『中世史雑考』校倉書房、一九八七年に所収)。

<sup>7</sup> 杉山博「備中の土一揆」(『歴史評論』五一―、一九五一年、のち『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年に所収)、永原慶二「庄園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」(『歴史評論』四四・四五、一九五五年、のちに『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年に所収)など。

<sup>8</sup> のちに「中世における内乱と階級闘争」と改題して前掲『日本封建制成立過程の研究』に所収。

<sup>9</sup> 稻垣泰彦「応仁・文明の乱」(旧『岩波講座日本歴史7中世3』一九六三年、のち『日

- 本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年に所収)。稲垣氏のこの提言により、多くの土一揆に関する研究が生まれた。その研究対象は、播磨国矢野荘・若狭国太良荘・備中国新見荘などの東寺領荘園に関するものが多い。「東寺百合文書関係論文目録(1)―荘園関係論文―」(『資料館紀要』一九、一九九一年)、「東寺百合文書関係論文目録」(『東寺百合文書にみる日本の中世』京都新聞社、一九九八年)を参照のこと。
- \*10 黒川直則「徳政一揆の評価をめぐって」(『日本史研究』八八、一九六七年)、「中世後期の農民一揆と徳政令」(『日本史研究』一〇八、一九六九年)。
- \*11 入間田宣夫「逃散の作法」(豊田武博士古稀記念『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇年、のち『百姓申状と起請文の世界―中世民衆の自立と連帯―』東大出版会、一九八六年に所収)。
- \*12 千々和到『誓約の場』の再発見―中世民衆意識の一断面―(『日本歴史』四二二、一九八三年)。
- \*13 山本隆志「庄家一揆の社会的性格―鎌倉期若狭国太良荘を中心に―」(『年報日本史叢一九九二』)のち『荘園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四年に所収)。
- \*14 佐藤和彦「荘園制下の農民闘争」(『講座日荘園史3 荘園の構造』吉川弘文館、二〇〇三年、のち『中世の一揆と民衆世界』東京堂出版、二〇〇五年に所収)。
- \*15 榎原雅治「損免要求と豊凶情報」(『歴史学研究』六二五、一九九一年、のち『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年に所収)。
- \*16 田中克行「村の『半済』と戦乱・徳政一揆」(『史学雑誌』一〇二一六、のち『中世の惣村と文書』吉川弘文館、一九九八年に所収)。
- \*17 黒田弘子『ミミヲキリ、ハナヲソギ』(吉川弘文館、一九九五年)。
- \*18 酒井紀美「村落間相論の作法」(『日本村落史講座 政治I』雄山閣出版、一九九一年、のち『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年に所収)。
- \*19 入間田宣夫「逃散の作法」(『豊田武博士古稀記念 日本中世の政治と文化』一九八〇年、のち『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年、に所収)。
- \*20 佐藤和彦「中世一揆史研究の軌跡」(『一揆I―一揆史入門』東京大学出版会、一九八一年)では、中世農民闘争を概観し、稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(旧版『岩波講座日本歴史7 中世3』一九六三年、のち『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年に所収)で提起された「庄家の一揆」の位置づけとそれ以後の展開も叙述されている。
- \*21 斉藤利男「一揆の形成」(『一揆2―一揆の歴史』東京大学出版会、一九八一年)では、本年貢・公事の内容の成立過程を考察し、平安末期には策略(戦略)を駆使した事実上の年貢減免闘争が行われたとの指摘がある。
- \*22 永原慶二「守護領国制の展開(上)」(『社会経済史学』一七一四、一九五一年、のち『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年に所収)。
- \*23 田沼陸「寺社一円所領における守護領国制の展開―東寺領丹波国大山荘を中心にして―」(『歴史評論』一〇八、一九五九年)。
- \*24 黒川直則「守護領国制と荘園体制―国人領主制の確立過程―」(『日本史研究』五七、一九六一年、のち『論集日本歴史5 室町政権』有精堂、一九七五年に収録)。
- \*25 佐藤進一「室町幕府論」(旧版『岩波講座日本歴史7 中世3』一九六三年)。
- \*26 田沼陸「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史7 中世3』一九七六年)でも、



幕府―守護体制という概念で掌握されている。石田晴男「室町幕府・守護・国人と『一揆』」(『歴史学研究』五八六、一九八八年、のち『展望日本歴史12戦国時代』東京堂出版、二〇〇一年に収録)では、国人を幕府御家人と規定し、守護の分国は守護と国人の共同支配がなされていたとして、室町幕府・守護・国人体制ととらえている。

<sup>\*27</sup> 今谷明『守護領国支配機構の研究』法政大学出版会、一九八六年。

<sup>\*28</sup> 今谷明「一四―一五世紀の日本―南北朝と室町幕府」(『岩波講座日本通史9中世3』

一九九四年、のち『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇年に所収)。

<sup>\*29</sup> 歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ『地域社会論』の視座と方法 成果と課題の確認のために(『歴史学研究』六七四、一九九五年)など。

<sup>\*30</sup> 川岡勉「室町幕府―守護体制の変質と地域権力」(『日本史研究』四六四、二〇〇一年、のち『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年に所収)。なお、川岡氏の議論は、今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』二七八、一九八五年)で提起された「戦国期守護」論が前提になっている。

<sup>\*31</sup> 伊藤俊一「中世後期における『庄家』と地域権力」(『日本史研究』三六八、一九九三年)、「紀伊国における守護役と地域社会―『庄家の一揆』の前提」(『年報中世史研究』二七、二〇〇二年)。

<sup>\*32</sup> 盛本昌広「室町期の瓜分上の負担体系」(『ヒストリア』一四八、一九九五年。のちに『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年に所収)。榎原氏は「中世後期の地域社会と村落祭祀」(『歴史学研究』六三八、一九九二年、のち『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇二年に所収)のコメントに「守護役をめぐる守護と国内百姓の間には、荘園公事をめぐる領主と領民の間と同様、互酬的な関係を認めることができる」として、守護役を互酬関係論で捉えている。

<sup>\*33</sup> 金子拓『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年。

<sup>\*34</sup> 稲葉継陽「中世後期における平和の負担」・遠藤基郎「荘園制收取の構造と変容」(『歴史学研究』七四二、二〇〇〇年)。

## 第一部 南北朝～室町中期の東寺領丹波国大山荘における荘務再編と年貢減免闘争

第一部では東寺領丹波国大山荘を対象にして、年貢減免闘争の具体的展開過程を究明する。その際、その展開過程を、東寺の支配強化期、年貢減免闘争の開始期、年貢減免闘争の高揚期、年貢減免闘争の終焉期の四つの時期に分けて、それぞれを第一章から第四章に配置して論じる。

### 第一章 東寺領大山荘における荘支配の再編

#### はじめに

鎌倉末・南北朝動乱期には、一般的に荘園領主の荘務・得分権は衰退し、在地では小農民経営の進展と加地子得分権の分化による職の重層化が成立すると言われている。確かに多くの荘園領主は、鎌倉期に地頭の侵入により多大の下地を失い、そして室町幕府の半済令により年貢収納量を半減させた時期もあった。しかし、荘園領主はそこで荘支配を断念した訳ではなかった。特に独自の寺官組織を持つ大寺院は、荘支配の危機感を背景に寺官内部の荘務権争いを経るうちに新たな荘支配体制を確立した。ところで、この時期の東寺は執行から供僧にその支配権が移り荘支配の再編がなされたが、その荘経営の実態は必ずしも明らかにっていない。そこで本章では、東寺領丹波国大山荘を素材に、文保二年の百姓請、応安四年の名寄帳、至徳三年の番頭制を再検討することにより、一四世紀の大山荘における東寺の荘支配のあり方を明らかにすることにした。

#### 第一節 大山荘の大方・切田方分田体制

中世の大山荘は領家方と地頭方に分かれるのみならず、領家方はさらに大方と切田方に分割される。さらにその切田方も執行分・小行事分・職掌分・中綱分に分割されている。この大方と切田方に分割された大山荘の年貢収取のあり方である大方・切田方分田体制<sup>7</sup>が確立する歴史的過程は、以下の如くである。

大山荘は仁治二年(一二四二)に地頭の請所になった。文永三年(一二六六)の年貢の総額は二〇〇石であるが、「寺家御分」は六三石九斗九升一合であり、のちの切田方にあたる執行御坊・小行事・綱掌・職掌への給米が見られ、大山荘の年貢がこれら特定の僧侶集団へ分配される定めになっている。さらに灌頂院と西院へは大師御影長日仏聖燈油等としてそれぞれ三石六斗が配当されるが、その年貢には特に具体的田畠である重久名が指定されているのは注目されてよい。また職掌の取分は給田佃の一町分であり、これも特定の田地が指定されている。すでにこの時期に下地をそのものを配分する分田制度の萌芽がみられる。

ところで、東寺の大山荘支配の荘務権は弘安五年(一二八二)より執行行厳僧都に属した。行厳の死後は清寛、厳伊がその跡を継いだ。執行厳伊は永仁三年(一二九五)に地頭との相論の結果大山荘を下地中分して、東寺領は田二五町、畠五町となった<sup>12</sup>。一井谷(田一四町四反一〇代、畠三町)・西田井(田八町七反五代、畠二町)・賀茂茎(田一町八反三五

表1 大方・切田方分田体制下の供僧方田数変化

		文保2 (1318)	貞和4 (1348)	応安4 (1371)	至徳3 (1386)
一井谷	上田 (7.4)	33反 24石42	33反 24石42	36反15 26石862	47反40 35石372
	中田 (5.6)	32反 17石92	34反05 19石096	31反25 17石64	25反20 14石224
	下田 (4.4)	16反30 7石304	15反25 6石82	14反40 6石512	10反25 4石62
	小計	81反30 49石644	82反30 50石336	82反30 51石014	83反35 54石216
西田井	上田 (5.4)		34反05 18石414	37反30 20石304	38反30 20石844
	下田 (4.8)		13反 6石24	10反 4石8	10反 4石8
	小計		47反05 24石654	47反30 25石104	48反30 25石644
合計	田数		129反35	130反10	132反15
	分米		74石99	76石118	79石86
典拠		「百合」や29 〔『県史』151〕 「百合」口2 〔『県史』152〕	「百合」※ノ13 〔『県史』203〕	「百合」や38 〔『県史』239〕	「百合」に40 〔『県史』301〕

(注1) 田品の下の数値は斗代(単位は斗/反)。

(注2) すべて大方分のみ記載されている。文保2年分が一井谷のみであるのは、当時「百姓請」をしたのは一井谷のみであったからである。しかし、西田井の百姓にも田品と斗代の決定が東寺から要請されたことは疑いない。「百合」な225〔『県史』153〕年欠(文保2年)6月22日、西田井百姓等請文は、その件に関わるものである可能性がある。

(注3) 至徳3年分は切田方も記載されているが、切田方を除いて計算した。但し、一部田品が記載されない田片は推定して合算した。

(注4) 文保2年の斗代は上中下とも1升ずつ多いが、それぞれ反別1升の井料が引かれているので、分米は表の通り計算した。



図1 丹波国大山荘領域図(A:大山谷、B:一井谷、C:池尻谷、D:賀茂差谷、E:西田井、F:市場、G:大山城跡、①②地頭屋敷推定地。阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本荘園史』125頁より転載)。

代)は一円支配となったが、それでも地頭の非法は止まず、執行方の莊務を供僧方が非難するようになり、下地を分田する提案が出されるに至った。<sup>13</sup>そして、結局は正安四年(一三〇二)に執行殿伊は大山莊の莊務を辞退し、かわって供僧方が担当することになった。<sup>14</sup>その際に供僧方は執行方との問答の末、三町六反分の下地を分田して直納させる方法<sup>16</sup>を採用し、執行方に切り出した。<sup>17</sup>これが大山莊における切田の始まりである。ところで、小行事・綱掌・中綱の三方へはかつては大山莊の年貢米から給米(のちには代錢)が下されてきたが、近衛家領宮田莊との用水相論に決着がついた徳治三年(一一三〇八)後に、供僧方以外の寺官組織にも下地が配分された。<sup>18</sup>しかし、綱掌等はその配分に漏れたので、正安四年にまず執行分の下地が、次いで徳治三年頃に小行事分が、そして正和二年頃に綱掌分・中綱分が切り出され、それぞれが別個の寺院組織の経営体として成立し、大山莊領家方の大方・切田方分田体制が確立したのである。

## 第二節 文保二年の百姓請

大方・切田方分田体制下での最初の年貢地下散用状は正和五年(一一三六)分である。<sup>20</sup>それによると、供僧方が持つ田数は一四町五代、畠面積は三町二反であった。また、田品に区別はなく、一律石代であった。しかし、文保二年(一一三一八)の百姓請により斗代が決定される。<sup>21</sup>以後、供僧方の斗代に変化はないものの各田品の田数は表1の如く変化すると。これによれば、大方の総田数には大きな変化は見られないが、各田品の田数を見ると変化の度合が大きい。特に一井谷では年次を追って下田↓中田、中田↓上田と田品の田数が増大していることがわかる。なお、田品の向上・分米の上昇が寺納に反映しているかどうかは、ちょうどこの時期に半済給人の内部による年貢の半済や守護役・段銭が年貢除分になったことにより寺納が減少しているので即断できない。しかしながら、田品と斗代の決定は必然的に年貢負担者の掌握につながり定量の年貢の収取が約束されるので、東寺は田数の拡大より田品の決定とその向上を年貢増徴策として選択したと考えてよからう。

文保二年の百姓請は一井谷の村落結合を背景にして、預所重舜の排斥と大幅な年貢の引き下げに成功した「政治的達成」であり、<sup>22</sup>その時に提出された百姓等の実検注文<sup>23</sup>は「村の歴史の一つの頂点を示す歴史的記念碑である」と評価されている。<sup>24</sup>こうした評価では一井谷の百姓等の村落結合が強調されるあまり、供僧方の莊経営努力に注意がはらわれない傾向がみられる。一井谷百姓と供僧方との利害が一致してはじめて百姓請が実現することであるが、後述する如く結果的には供僧方は百姓請以後に年貢の増徴に成功していることから、供僧方の百姓請への対応にも注意をほらうべきであろう。さて百姓請の目的を供僧方と百姓等の双方について考えてみれば、供僧方は年貢量の確保、百姓等は実検使による検注によらず損免を獲得することにあつたであろうが、それぞれの目的を実現するために非法を重ねる重舜を排斥する必要があつた。

そこで、まず預所重舜の排斥について考察する。従来、重舜排斥を論ずる場合、百姓側の行動や申状の内容に重きが置かれ、<sup>25</sup>東寺の果たした役割にはあまり注意されていない。重舜は、<sup>26</sup>「敵増」とその一派に対抗させるために供僧方が真光院の口入れ<sup>27</sup>により預所に任命

された人物であるが、西田井における年貢違目と矢野荘における非法のために供僧方は彼の改替を決定した<sup>38</sup>。そして、その改替を実現するために百姓請の成立を急いだのである。しかし、百姓請成立後も重舜はなお非法をやめなかつたので、供僧方は次の手を打つ必要があった。供僧方は重舜の処分を躊躇しつつも、重舜を支持した真光院禅助や執行厳伊などの東寺内の反供僧方勢力に対抗するために、<sup>39</sup>百姓の訴えを利用したと考えられる。重舜の非法を明らかにするために、一〇月一八日に東寺西院で百姓に重舜と対決させたのも、二度も百姓に申状を書かせたのもその現れである。

まず文保二年二月日付の重舜の非法に対する重申状案<sup>31</sup>では、その端裏書（本文と同筆と思われる）は「百姓申状土代」とあり、本文の校正の形跡<sup>32</sup>もそれを裏付ける。かかる事実は百姓申状の土代の案文ではないかとの疑いをも退けるもので、東寺に百姓の書いた百姓申状の土代が残るはずもなく、百姓申状の原案が供僧方から百姓へ提示されたことを示す。さらに一〇月一九日付の百姓申状<sup>33</sup>も供僧方が作成した土代である可能性が高い。それは、第一に文末の六名の百姓の名が写真1の様<sup>34</sup>に墨抹されているからである。仮に正文の写しであれば、この様なことはなされないはずである。想像を逞しゅうすれば、この墨抹は供僧方が百姓の名を誤つたためと推定される。浄妙法師・平庄司・二郎庄司・与一庄司の四名<sup>34</sup>はその当時大山荘の領家方供僧方に記載されてもよい百姓であるが、横線で墨抹された藤判官代と本庄司の二人は存在しない百姓である。本庄司はこの申状以外にはまったく知られていない。また藤判官代は文保元年の内検取帳<sup>35</sup>に記載されるが、彼の持ち分は藤太夫なる人物に継承されたようであり、この取帳以後には見られない<sup>36</sup>。供僧方が百姓申状を作成したと考えられる第二の理由は、この申状の「百姓等捧連署起請文、注進所済員数」とは一井谷所納年貢注文<sup>37</sup>と西田井出作一井谷百姓注進状<sup>38</sup>・西田井注進状をさすのであるが、その注文の筆致と表現力がこの申状土代のそれと著しく異なるからである。重舜の非法を明らかにするために、百姓に証拠書類として年貢所納の注進状を提出させ、供僧方が百姓申状土代を書いたと考えるべきである。

次に文保二年の実検注文の評価について論じる。この実検注文に先んじるものに上中下の斗代決定の起請文<sup>39</sup>がある。これは、「大山庄一井谷百姓ニ被下斗代契状案」の端裏書をもつ同じ日付の東寺公文所が作成した一井谷年貢斗代契約状案<sup>40</sup>の文章がそのまま引き写されており、東寺側が原案を作成したことが窺われる。このことは必ずしも百姓側の主体性のみで百姓請が成立したのではないことを示す。また東寺供僧方の評定では、「一井谷百姓等適上洛之上者、以此次、可令評定斗代敷云々、於此義者、無意義<sup>41</sup>」とあり、供僧方が以前から斗代の決定を希望していたことと、「一井谷百姓等」のこの時の上洛の目的が斗代決定にはないことがわかる。斗代決定が以前から東寺と百姓との間での懸案であったことは、次の史料<sup>42</sup>でもわかる（傍点は辰田）。

大山庄所務間事、内検等其煩候之間、定斗代百姓直進候者、可為公平敷之由、年來雖令問答候、不事行之処、今年已其儀治定候之間、所務之仁依無其用候、相触重舜候之処、自真光院殿被補任候之間、不可叙用供僧下知之上者、对寺家之使者、不可従所務之由、令下知庄家候云々、（下略）

六月廿四日

円仲

大納言法印御坊

そしてその斗代を設定した根拠は、単に「損亡之時、百姓就敷申子細、遂内検之条、非

表2 内検取帳・年貢注文・実検注文比較一覧

文保元年12月 内検取帳 A			文保2年10月 去年年貢注文 B			文保2年6月 実検注文 C			B-A	C-A
人名	田数	得田 年貢	人名	田数	年貢	人名	田数	定米		
右馬允	8.25	4.66	右馬允	8.20	4.096	右馬尉	8.20	4.604	-0.564	-0.056
紀藤次	7.30	4.62	きとうし	2	1.1	御内作	7.25	4.644	-3.52	0.024
蓮願	7.05	4.3	蓮願	4.30	3.634	道願	7.05	4.912	-0.666	0.612
平庄司	7	2.96	平庄司	7	4.15	平庄司	6.35	3.572	1.19	0.612
明善	5.40	2.9	明善分	6.35	3.5	明善	5.40	3.548	0.6	0.648
かくき	5.35	3.1								
与一庄司	5.25	3.4	与一庄司	5.25	4.271	与一庄司	5.25	3.566	0.871	0.166
平士	4.20	2.62	進平示	4.20	2.936	進平次	4.20	3.058	0.316	0.438
源内	3.15	1.4	源ない	3.15	2.107	源内	3.15	2.004	0.707	0.604
弥五郎	3.05	1.42	弥五郎入道	3.05	1.91	弥五郎	3.05	1.568	0.49	0.148
ゑちこ	3	1								
庄司太郎	2.25	1.2	庄司太郎	2.25	1.925	惣官	2.25	1.58	0.725	0.38
藤判官代	2.20	1.36	藤大夫	2.20	1.75	藤大夫	2.20	1.44	0.39	0.08
藤内	2	1	藤内	2	1.44					
進士太郎	2	1.1	進示太郎	2	1.51	進示太郎	2	1.39	0.41	0.29
見道	2	1.4								
西願	2	1.22	西願分	2	1.48	西願	2	1.48	0.26	0.26
平太郎	2	1.1								
二郎庄司	1.25	1	二郎庄司	1.25	1.04	二郎庄司	1.25	0.84	0.14	-0.16
平官士	1.15	0.5	平官主	1.15	0.907	平官主	1.15	0.918	0.407	0.418
与四郎	1.10	0.68								
ゆいな	1	0.48								
二郎検校	1	0.48				二郎キキ	1	0.56		0.08
			さいくわす	1.10	0.548	さい官主	1.10	0.528		
			平内	2	1.62	平内	7.10	4.164		
			源とうし	1	0.65					
			執行	5	3.05	執行	5	3.34		
			弥三郎	1	0.71					
			しやう志	2.25	1.975					
						さこの次	2.25	1.58		
						源藤平	1	0.44		
計	81.45	43.9		71.20	46.309		81.20	49.736	2.409	5.836

(注) 田数の単位は反・代、年貢高の単位は石。Aは「百合」や28(『県史』146)、Bは「百合」※  
ア41(『県史』163)、Cは「百合」ロ2(『県史』152)。

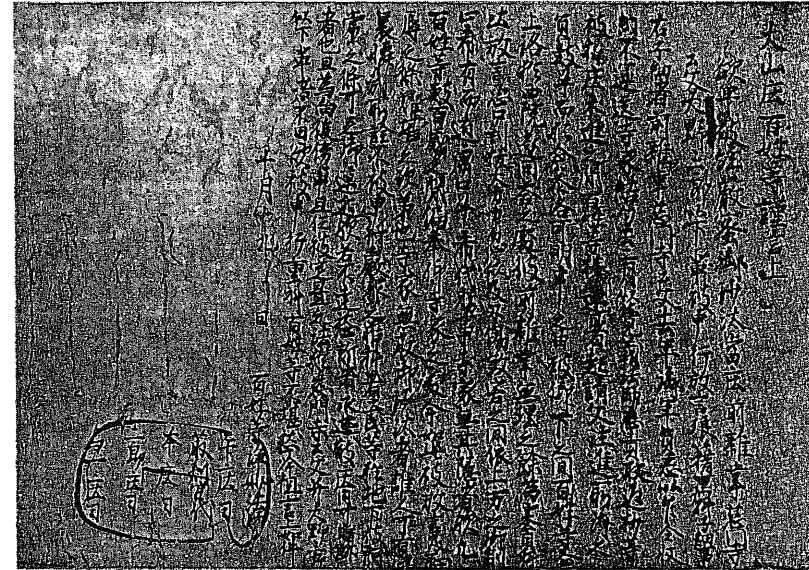


写真1 「百合」や144、(文保2年)10月19日、大山荘百姓等連署申状案

無煩之間」ということだけでなく、「不依旱水風等之損亡」約五〇石の年貢総量となることにあつた<sup>44</sup>と考えてよからう。「當庄毎年損亡之地也」とされ、「三分一」程度の損免は恒例であるとすれば、この分米が約五〇石となる斗代決定は供僧方にとっては有利な取引きであつたと思われる。

文保元年の内検取帳（A）、文保元年分の年貢注文（B）、文保二年の実検注文（C）を比較して百姓請の各田品・斗代決定の経緯を考察しよう（表2）。

Aは、「損徳取帳」と記載されている如く<sup>45</sup>、一筆毎に面積と地字と耕作権所有者名に加えて得田と損田の面積が記載されている。この損得の田数は、実検使・荘官・農民の三者の合意により所有田数・耕作権者とともに確認されたものである<sup>46</sup>。そしてその得田数は、当時は一律石代であつたから、それに一石を乗ずれば分米高を表わすことになる。そこで表2には、それを得田年貢として表わしている。その合計高の四三石九斗は、当年もしくは数年間供僧方が期待した年貢量であり、百姓が譲歩したそれであらう<sup>48</sup>。

Bは、前述の如く重舜の年貢横領の非法を立証するために用意された注文である。Bの各々の年貢高は、Aの各々の得田年貢高より小であれば問題とはならないが、その逆となることには疑問が残る。内検損得取帳は莊園年貢の収取の基礎になつたものであり、百姓との交渉により決定した数値であるから、Aの得田年貢より多く年貢を納入することは到底考えられない。このことは、Bは供僧方が訴訟のために百姓に作為させたものか、或いは百姓が東寺への奉公を強調するために作為した注文であるのか、どちらかを示す。どちらにしても、各百姓の田数はともかく年貢納入額は疑わしい。また、得田総年貢高四三石九斗に対し、Bの年貢納入高は四六石三斗九合となつていて二石四斗九合多い。

Cの定米は各々の井料を差し引いたもので、各人が納入すべき年貢量を表わす。二例を除きCの定米は、Aの得田年貢より大であるから、各々の百姓はAの得田年貢をこえる年貢納入を請け負つたことになる。総量的には五石八斗三升三合の年貢増量になり、その点では供僧方は百姓等と有利な取引に成功したことになる。従来の研究では文保二年の百姓請では、正和五年と比較すれば、斗代が一律石代であつたものが上田七斗五升・中田五斗七升・下田四斗五升になり<sup>49</sup>、分米は八一石六斗から五〇石四斗六升へと「実に三八%強も低くな」り年貢が大幅に引き下げられたと評価される<sup>50</sup>。しかし、正和五年分の年貢納入額は一井谷三二石五斗五升・西田井三石一斗三升、都合三三石六斗八升<sup>51</sup>、また文保元年分のそれ<sup>52</sup>でさえ一井谷四六石三斗九合・西田井一五貫一〇文<sup>53</sup>、都合六一石四斗一升九合であるが、百姓請後の貞和四年分は七二石八斗四升九合八夕であり、百姓請後の方が年貢納入額は多い。さらに、貞和四年から康安元年（一三六一）までの八年間分の現納額の平均を計算しても六四石六斗強であり、百姓請によつて年貢が大幅に引き下げられるどころか、かえつて年貢増徴となつている（表3）。従つて、百姓請により百姓側が年貢減免を勝ち得たとする点は、改められる必要がある。

以上の諸点から、大山荘一井谷の百姓請は、東寺と農民との利害の一致―非法預所重舜の排斥―により実現され、結局は供僧方がそれ以後の年貢の増徴に成功したことが明らかになつた。そのことから、供僧方は田品・斗代を決定することにより年貢収納を増大させ、百姓に実検注文を提出させることによつて個々の百姓の田数・田品の掌握をももくろみ、さらには田品の上昇により支配力の強化をはかろうとしたことが想定される。

また、表3によれば、大山荘において年貢地下散用状に未進徴符が付けられる最初は延

表3 貞和4年～至徳2年未進・損免・現納額一覧

年号	西暦	庄未進	損 免	現納	典 拠	備 考
貞和4	1348	9.8204	—	72.8496	「百合」※ノ13 (『県史』203)	
文和4	1355	11.15	—	61.95	『教』413(『県史』 205)	
延文元	1356	3.918	西田井皆損	68.005	『教』420(『県史』 208)	12.327 地下立用
〃 2	1357	9.743	—	69.142	『教』421(『県史』 209)	
〃 3	1358	9.757	西田井 $\frac{1}{2}$ 免 8.218	66.59	『教』426(『県史』 210)	
〃 4	1359	—	一井谷 $\frac{1}{2}$ 免16.78 西田井 $\frac{1}{2}$ 免16.436	37.8224	「百合」む12(『県 史』212)	
〃 5	1360	15.311	—	68.896	「百合」※ノ28 (『県史』213)	未進徴符
康安元	1361	13.75	—	71.6834	『教』443(『県史』 214)	未進徴符
貞治元	1362	3.121	西田井半損12.077	65.9819	「百合」※シ23 (『県史』218)	未進徴符
〃 4	1365	2.77	—	29.833	「百合」に12(『県 史』225)	半済、未進徴符
〃 5	1366	2.4603	—	?	「百合」に14-1 (『県史』229)	半済
〃 6	1367	2.055	西田井9.47	25.9695	「百合」に15(『県 史』232)	半済
応安元	1368	2.4716	西田井半損?	32.8084	「百合」※ノ45 (『県史』234)	半済
〃 2	1369	3.5602	西田井3	33.2408	「百合」※ノ49 (『県史』238)	半済
〃 4	1371	14.9252	—	58.8388	「百合」※ノ52-1 (『県史』241)	半済給人退去
〃 5	1372	17.7428	西田井10	45.2002	「百合」※ノ54-1 (『県史』243)	
〃 6	1373	13.9391	6	40.2967	「百合」※ノ55 (『県史』245)	
〃 7	1374	9.261	?	49.4722	「百合」に20(『県 史』247)	寺家散用状
永和2	1376	14.15411	—	52.5412	「百合」※ノ68 (『県史』259)	未進徴符
〃 3	1377	15.4875	水損4.736	54.32	「百合」※ノ70 (『県史』261)	
〃 4	1378	17	水損4.736 西田井5	51.5751	「百合」※ケ70 (『県史』264)	
康暦元	1379	9.5283	—	38.1422	「百合」※ノ72 (『県史』269)	未進徴符 2 通
〃 2	1380	11.2655	—	61.261	「百合」に31(『県 史』278)	未進徴符
永徳元	1381	14.4101	西田井8 谷田3	48.9611	「百合」に37(『県 史』288)	
〃 2	1382	?	?	52.3159	「百合」※ノ76 (『県史』292)	寺家散用状
〃 3	1383	2.5361	水損1.482	58.787	「百合」※ノ84 (『県史』298)	
至徳元	1384	?	?	58.2747	「百合」に38(『県 史』299)	寺家散用状
〃 2	1385	?	?	28.998	「百合」に39(『県 史』300)	寺家散用状

(注1) 単位はすべて石。

(注2) 基本的に年貢地下散用状により作成したが、年貢地下散用状のない時は年貢寺家散用状により作成した。



文五年（一三六〇）分である。<sup>54</sup>この年以後は毎年年貢未進徴符が作成されるようになる。康安元年（一三六一）分の年貢散用状<sup>55</sup>において過半の庄未進をしている行岡と西谷大夫は連署してそれぞれの未進高が偽りない旨の起請文を書いている。<sup>56</sup>これらのことから東寺が年貢の確実な徴収のために百姓の個別的把握に努力していることがわかる。正和から文保にかけて、供僧方の荘園再編に積極的動向が指摘されるが、<sup>57</sup>大山荘の百姓請も預所重舜の排斥もまさにその一環として位置づけられよう。

さらに、百姓請によって東寺が荘支配を強化したことを傍証しよう。東寺文書に大山荘の荘民の年貢請取状が相当数存在する<sup>58</sup>が、これらを分析すると、大山荘の百姓は年貢を京都の東寺まで直接納入していたことがわかる。<sup>59</sup>

応永二六年分の一一通<sup>60</sup>を事例に示す。この請取状に花押を据えているのは、山上定深である。定深は当時惣公文の立場にあり、<sup>61</sup>後述するように、これらの年貢請取状は東寺の寺庫（惣倉）<sup>62</sup>で年貢を収納する際に発行されたものである。

大山荘一井谷百姓等は、文保二年（一三二八）の百姓請の際に「於向後者、不依早風水之損亡、自元為京庫納之上者、毎年十一月中に可令運上寺庫者也」との請文を提出している。<sup>63</sup>これによれば、大山荘の年貢は、文保二年以前から「京庫納」であり、今後も「寺庫」に運上するとしている。<sup>64</sup>以後、大山荘の所務で「寺納」或いは「直納」<sup>65</sup>と記されるものは、東寺内にある「寺庫」に百姓が運上して納めることを指すと思われる。<sup>66</sup>

応永二六年分の年貢収納の合計は、九石二斗八升七合二勺と粟一斗・蕨六連である。応永二六年分年貢散用状には、「寺納申分 九石二斗八升八合 御請取之面」・「粟壺斗・ワラヒ六連同寺納申」とあり、<sup>67</sup>数値はほぼ合致するので、請取状十一通は年貢散用状に添えられたものであることがわかる。

大山荘の年貢は、先述の百姓請文や以後の年貢散用状の記載から考えれば、文保二年以後も京郊荘園である久世荘や上桂荘（上野荘）などと同様な形態で収納されていたと思われる。以下に示すのは、阿諏訪青美氏が公文所（惣公文）・納所・代官が惣倉への年貢収納にどのように関与するのかを検討した史料である。<sup>68</sup>

上野庄於惣倉、所納之時交分事、重而公文所以下、以故<sup>（帳）</sup>歎申候趣披露之処、衆儀者、兩代官依催促、年貢地下人持来之時、兩公文并兩納所<sup>70</sup>、於惣倉請取之、可收納之、仍於請取者、如久世庄年貢、到来之時可出之、百姓以此請取、兩代官<sup>71</sup>可渡之云々、然者交分事、如届申候、四人可分割之、然者於兩代官者、地下催促時、可沙汰候、收納之時、不可出倉、無所詮之故也、如久世庄兩公文兩納所、可沙汰進候、次地下散用事者、兩代官可調進云々、此等条々衆儀治定了、

これによれば、年貢の「京庫」への収納・請取状の発行とその利用がつぶさにわかる。上野荘の場合は、「故帳」によれば、代官が年貢催促をして「地下人」が持って来たとき、「両公文」と「両納所」が「惣倉」で請取り収納する。<sup>72</sup>そして、年貢請取状は久世荘の年貢収取の場合と同様に年貢到来の時に出す。さらに、「百姓」はこの年貢請取状を「兩代官」に渡す。このことから、大山荘でも「寺庫」への年貢納入は同様であると考えられる。則ち、大山荘の百姓が持参した年貢は、惣公文の山上定深が請取り、年貢請取状が発行された。そして百姓は年貢請取状を代官中西重行へ渡し、その年貢請取状に基づき年貢散用状が作成されたのである。

高橋敏子氏が指摘されたように、大山荘では百姓請により年貢が直に「寺庫」へ納入さ

れることが契約され、以後も京郊莊園と同様に納入された。代官が東寺公文所(惣公文)である場合は、必ずしも年貢請取状を年貢散用状に添付する必要はないが、中西重行のよくな代官請負いの場合には年貢散用状の作成の場合に年貢請取状を参照する必要があった。中西重行の又代官岡田賢慶が作成した応永二十八分年貢散用状には「寺納申分式拾石 御請取進之」とあり、<sup>74</sup> 応永二十九年分にも「寺納分 七石八斗二升二合 御請取進之」<sup>75</sup> と見える。

なお、年貢請取状に記されている何某弁とある人物は、同年の田数注進状<sup>76</sup>にも見られる人物で、「弁」とあることから年貢運搬者ではなく年貢負担者であろう。<sup>77</sup>

### 第三節 応安四年の名寄帳の性格

応安四年(一三七一)から至徳三年(一三八六)に至る東寺の大山荘支配を農民掌握の面から検討する。

貞治四年(一三六五)から応安二年(一三六九)の五年間は、半済給人に年貢の半分を奪われていたが、<sup>78</sup> 応安二年に幕府―守護の命令により大山荘から半済給人が退けられた。<sup>79</sup> 東寺はそれを契機に大山荘の在地掌握の作業に取りかかった。応安四年正月二六日の「大山荘田数并名寄帳」はその成果であり、表1の如く田品の格上げと分米の増加はこの時の検注が成功したことを示している。

ところで、名寄帳などの土地台帳に現れる名主百姓と名についての研究は、それを所有・経営体としての関係として捉えるのではなく、<sup>80</sup> 年貢・課役の収取のための対象として擬制的に表現されているとの理解<sup>81</sup>が主流になっている。名寄帳は徴税のための台帳であるがために徴税のしくみに即した形で表現され、名田体制は均等名に典型的に示されるように荘園領主により編成されたものである。従って、名の擬制的性格が指摘されて当然であるが、荘園領主は所有権や経営体とまったく乖離した土地台帳に依拠したのでは、確実な徴税と支配は期待することができない。

荘園領主は年貢負担者を個々具体的に掌握する目的で、土地台帳に正しく直接耕作者<sup>82</sup> 作職保持者を記載する<sup>83</sup> 必要があった。その限りでは、名寄帳により百姓の土地所有関係の一端が明らかになる。そこで、大山荘における作職の移動と寺家の対応を応安四年の名寄帳を中心に検討する。

さて、この名寄帳についてさまざまな分析がなされているが、私はそれには二つの問題点がある<sup>84</sup> と考える。

まず、史料の扱い方についてである。応安四年の名寄帳は、次のように正文と案文二種の計三種類現存する。

- ① 「百合」や三八―正文(宗真、快秀の花押あり)、付箋あり<sup>85</sup>。
- ② 「百合」に一七一案文、①にない書き加えと添書あり、漢字にふり仮名を付す、付箋なし<sup>86</sup>。
- ③ 「百合」に一八一案文、①とほぼ同じ、付箋あり、紙背を利用<sup>86</sup>。

④、⑤は①の土代としての案文ではなく、①の写しとしての案文である。特に、⑥は独自の記載内容と年貢除分の添書の存在により、特定の年の年貢收取過程で一定の機能を果たしたと考えられる。従来、④、⑤、⑥は一体のものとして扱われ、記載事実もすべて応

安四年時と考えられ利用されてきた。しかし、三種の名寄帳の付箋・書き加え・添書を時間的経過のなかで考察することにより、下地の作職移動と東寺の年貢負担者の掌握努力を明らかにできる。事実、⑧の書き加えは康暦元年（一三七九）四月二十七日以後、つまり安四年よりも八年以上のちの記載である（後述）。ともかく、この名寄帳の正文にいくつもの付箋があつたり、案文にさらなる書き加えがあることは、東寺が在地と年貢負担者の掌握に積極的であつたことを物語る。ところがこの名寄帳についての従来の研究には、上記の如き機能面からの分析が希薄であると言わざるを得ない。

一四世紀における東寺の下地・作職掌握の努力は、以下に示す「大山庄名主百姓」への奉書にもみられる。

○山庄百姓等作職等沽却不可然之由、可遣定使事

○百姓等云下地云作職、多以沽却之由、有其聞事実者、太以不可然、早可令停止、其儀、若猶於令違越者、可被処罪科之由、可令相触庄家之由、被仰下候也、仍執達如件、

（永和三年）

三月十日

快秀

大山庄名主百姓御中

このような作職・下地の沽却停止命令は、そうした事実の横行と作職の移動に対応せんとした東寺の積極性の反映である。前史料が記載されている十八口方供僧評定引付によれば、東寺は作職に百姓職の進止権を形式的にはなく実質的に持っていたことも知られる。

（永和三年）

○月○日

（評定の僧名略）

一、里田大夫入道買得大山庄内名田、彼入道子息恒信

同行岡相論事 恒信身彼入金道跡相統、立出緒、但不口頭状、只買領文案等持之許也、行岡妻女備進状口、但髣髴不見。

去々年以來、守護方憑料足之地下役半分無沙汰入之事由、可下知庄家事、

同十二日 人数同

○恒信行岡相論下地事、行岡当庄百姓也、可宛行之、但未進年貢、早可令致沙汰、

其後可配行

一、大山庄地下代官行恒真蓮可執沙汰之由、可

宛行 東寺領丹波国大山庄領家方百姓職事

合段代者 此内肆段者、在西田井、宮内跡分、參段、參段卅代者在鶴堂。

右行行

また康暦元年（一三七九）の領家方百姓職宛行状<sup>88</sup>は以下の如くである。

（端裏書）

「恒延百姓職」也

宛行 東寺領丹波国大山庄領家方百姓職事

合段卅代者 此内肆段者、在西田井、宮内跡分、參段、參段卅代者、在鶴堂。

右、百姓職者、行岡刑部次郎仁雖被宛行、未進懈怠不法之間、召改彼行岡、所宛行恒延次郎也、仍、行岡未進等、恒延致其沙汰者也、有限御年貢并恒例臨時御公事等、

任先例、可致其沙汰、庄家宜承知、敢勿異失、仍所宛行、如件、

康暦元年四月廿七日

法橋

公文〆快秀(花押)

權少僧都(花押)

以上の史料から次のことがわかる。西田井四反の下地は、本来宮内が作職を持っていたが、里田大夫が買取り、その跡を子息の恒信と行岡が相論し、東寺は行岡が「当庄百姓」であることを理由に永和三年(一三七七)四月二日に百姓職を宛行つた。

ところがその行岡は、「未進懈怠不法」を行なつたので、二年後の康暦元年四月二七日に、東寺は「召改彼行岡」め、百姓職を「宛行恒延」つたのである。東寺は大山荘の庄民へ下地の売買の禁止を命ずるだけでなく、作職が移動した場合には積極的にその掌握を押し進めた。その形跡が応安四年の名寄帳の付箋・添書・書き加えに照応するのである。

この名寄帳についての第二の問題は、田地保有農民の記載のされ方に特色があるために、その形式に下地の重層的所有権の存在を見て取り、一歩進んで庄民の経営体を分析しようとする研究があることである。これは名寄帳①・②・③を同一時間上で見たことと、それらの機能の誤解に由来するように思われる。田沼陸氏と大喜直喜氏の論を検討する<sup>90)</sup>。

田沼氏は、この名寄帳の記載様式を四類型(①②③④)とし、それぞれ例を挙げて以下のような説明をされている(A、Bは人名、X、yは名田面積を示す)。

① A分X

例 真淨分谷田六反廿代

上 三反卅代 分米二石八斗一升八合

上 三反卅代 分米二石八斗一升八合

中 二反卅代 分米一石四斗五升六合

已上 四石二斗五升六合

Aの家族を中心とする経営。一五例あり(約四・四割)、経営規模は小さい。

② A分X 内yB分

例 宮内分 谷田三反 西田井四反

此内上反 宗裏分  
二反 平内大夫分

上 一反廿五代 分米一石一斗一分

此内廿五代

中 一反廿五代 分米八斗四分

与一庄司分

上 四反西田井分米二石一斗六升

已上 四石一斗六升

AはXマイナスy分については完全な名主職を持ち、yについては加地子名主職のみを持つ。Bはyの作職を持つ。

③ A分X 内yB作

例 与一分 谷田三反半 中一段半 孫五郎作也 八斗四分

上 一反 分米七斗四分

中 二反半 分米一石四斗

已上 二石一斗四分

AのXのうちyだけはBが請作をする。

④ A分B分X

例 姫鶴分

宗真分 二反四十五代

(中略)

已上 七斗八升

AはXの加地子名主職を持ち、BはXの作職を持つ年貢負担者である。

まず②についての検討。この記載形式は、例に挙げた宮内分以外に、行恒、覚円、宮内分、山田分にある。田沼氏によれば、宮内は一井谷においては上田二五代のみ完全な名主職を持ち、他の上田一反は宗真、中田一反は平内大夫、中田二五代は与一庄司がそれぞれ作職を持ち、宮内のそれらに対する権利は加地子得分のみであると説明されている。果たしてそうであろうか。永和三年(一三七七)分の年貢地下散用状<sup>92</sup>では、次のように記載されている。

史料「A」

注進 大山庄<sup>永和三年</sup>御年貢地下散用事

合 七十六石一斗一升八合

一石六斗七合

田中殿弁分

五斗九升二合

覚円并宮内兩人名田内一色分加地子分

Ⓐ

六石五斗三升八合八夕 去年未進現納分

都合 八十四石八斗五升五合八夕内

除定立用

(中略)

已上 二石六斗二升 定立用分

重除

四石七斗三升六合

水損

一石八斗六升

覚円分三段地頭東殿買取分

Ⓑ

一石四斗八升

同田二段長安寺書記<sup>買取分不弁之</sup>

Ⓒ

二斗二升二合

覚円子大夫三郎作取ウス

Ⓓ

七斗四升

宮内分田一段地頭東殿買取分

Ⓔ

已上九石三升八合

(中略)

永和四年二月廿八日

真蓮代兵衛三郎(花押)

公文法橋

(花押)

④の「七斗四升」は一井谷上田一反の分米に相当する。従って④は宮内の持つ一井谷上田一反を地頭東殿が買得したので、東寺へ納入すべき七斗四升が納められなくなり、年貢除分とするという意味である。この宮内の一井谷上田一反とは、「此内上一反宗真分」に当たる。田沼氏自身も「作職所有者が年貢負担者となつて」いることは、「この期の未進徴符によつてはつきり判る」と述べられて、未進徴符記載の宮内は加地子得分権の所有者ではなく、作職所有者であるとされている。史料「A」の年貢地下散用状に記載される本年貢七斗四升分の田地を売却したのは、宗真ではなく宮内その人である。また、永和二年分の年貢未進徴符<sup>93</sup>によれば、宮内は「二石四斗七升六合五夕 又二升去年分」の未進

をしている。この宮内も本年貢実質負担者としての宮内であるから、西田井上四反（分米二石一斗六升）と一井谷上二五代（三斗七升）の計二石五斗三升の分米負担責任者である。一井谷上田一反と中田一反二五代の加地子得分権をもつ百姓が翌年夏になっても九七・七%の未進をするとは思えない。むしろ、宮内はすでに西田井四反を里田大夫に売却し、永和二年に多量の未進をし、ついに翌年の永和三年に上田一反を地頭東殿に売却したと考えた方が自然である。

私は、A分X内yB分とはもとyはB分であったが今はA分Xのうちにあるとの意味<sup>96</sup>に考え、この時期における大山荘では名田の所有権の重層化はまだ形成されていなかったと考えたい。つまり「此内yB分」はかつての所有権を示すに過ぎず、下地得分権の分化を示す記載ではないのである。

次に③についての検討。この記載様式は与一分のみである。ところでこの与一分の記載は、田沼氏が引用されているような単純なものではなく、④、⑤、⑥でそれぞれ別の付箋・添書が存在する。

④の付箋  
 中一段半 孫五郎作也 八斗四升

一、与一分 谷田 三段半

(⑤の添書)

又三郎<sup>97</sup>

上一段

分米 七斗四升

(④の付箋)<sup>98</sup>

一段半中行恒 二段同兵衛三郎  
 半中古河

中二反半

分米 一石四斗

已上二石一斗四升

田沼氏がこの唯一の事例である「作也」を請作の意味にして、「モツ」とことさら区別する必然性はない。この与一分の記載の意味を考えるのに、以下に示す康暦元年分未進徴符<sup>99</sup>の未進記載を利用しよう。

一斗六升七合五夕 孫五郎分行恒三郎  
 三升 同分目庄司  
 五斗二升一合五夕 与一分兵衛三郎

「孫五郎分行恒三郎」は、与一の中田一反半が④の付箋にある如く孫五郎に移り、さらにそれが④の付箋に見える行恒（三郎）に渡ったと考えられる。また「同（孫五郎）分目庄司」は、孫五郎か与一から譲られた一反半のうちの二五代と考えられる。「与一分兵衛三郎」とあるのは、与一が孫五郎に譲った残りの田地がさらに兵衛三郎<sup>100</sup>へ移ったため、もと与一分の意味でこのように記されたのであろう。とすると、どうやら④の付箋は④の付箋よりも早く添付されたことになる<sup>101</sup>。

④についての検討。この記載形式は、例以外に宗真分妙心、与一庄司分彦五郎の計三例であるが、②で示したように、やはりもとは誰の所有であったかを示すに過ぎない。A分とB分の位置関係に特別な意味があるとは思えない。

④についての検討。この記載形式は、例以外に宗真分妙心、与一庄司分彦五郎の計三例であるが、②で示したように、やはりもとは誰の所有であったかを示すに過ぎない。A分とB分の位置関係に特別な意味があるとは思えない。

以上田沼氏の記載形式の分析を検討したが、大喜氏はその田沼氏の記載形式分析を模範にしてさらに詳しく分類をして大山荘における経営形態を論じている。氏は六形態に分類されるが、四形態は田沼氏の解釈とほぼ同様なので⑤、⑥のみを掲げる。

⑤ ④ A分

例 藤内入道

Bはヒコロクカツウス

X反 B

⑥ A分

例 宮内分

Bはツ子ノフ

X反 B

⑦ A分 X反

例 平内

Bは八幡女

Y反 Z反 B

⑤について大喜氏は「AはX反の名主職所有者で年貢負担者であろう。対するBは下人であり、X反分の請作者であろう。この下人の記載形式には④⑤の二通りあり、④の下人BはA名主の下人ではなく他の名主の下人、⑤の下人BはA名主の下人、という関係にあったと思われる」との説明がある。これは氏が「カツウス」を「山田彦六」の所有する下人との予断から導かれた誤った結論であり、その行きがかり上「ツ子ノフ」も下人にされてしまった。反証のための史料を掲げる。<sup>103</sup>

史料「B」

大山□□姓自由沽却下地注文

三段十五代 蓮向谷内 年貢□□合

此内二段 長安寺 本物かえし

一段 同寺かつうす 三年作

一段一段十五代 岩屋寺東仏坊 二年作

三段 池尻東殿 三年作<sup>中二段</sup>

宮内分<sup>西谷惣管跡廿五代  
与一庄司田廿五代</sup>

已上都合一 池尻東殿 三年作

□り田 一段 岩屋寺東仏坊 二年作

永和三年□月廿二日

行恒

真蓮

永和三年分の年貢地下散用状と関連するこの史料「B」から、「カツウス」は「長安寺かつうす」なる僧侶<sup>104</sup>で、「池尻『地頭』を写し誤ったカ」東殿<sup>105</sup>や「岩屋寺東仏坊」<sup>106</sup>とともに大山荘の田地を買い取った人物であることが判明した。「かつうす」は大山荘の地頭方に立地する長安寺の寺官<sup>106</sup>であり、「岩屋寺東仏坊」などととも相当地の経済力を持つと思われる。「ツ子ノフ」は前述の如く父の名田七反三〇代を兄弟の行岡刑部次郎と争った黒田入道の子息恒信次郎であり、いったんは行岡に宛行われた百姓職を行岡の年貢未進により獲得した人物で、しかも「恒信行岡相論下地事、行岡当庄百姓也、可宛行之」とあるところから逆に恒信は大山荘外の百姓であることがわかる。<sup>107</sup>

「カツウス」も「ツ子ノフ」も大喜氏が言われるような「名子的下人」ではなく、大山莊領家方へ入り込んだ地頭方あるいは他庄勢力と認定したい。領家方大山莊の範囲のみで、農民の動きやその経済的あるいは政治的力量をとらえてはならないのである。

⑥の批判。平内分は④と⑤では、

一、平内分 谷田二段卅代

中卅代 分米三斗三升六合

下二段 分米八斗八升

已上二石二斗一升六合

とあるが、⑤では、次のようになっていいる。

三

一、平内分 谷田二反卅代

中卅代

(異筆)

「上一段分米五斗四升

分米三斗三升六合

八幡女二斗八升□□」

下二反

分米八斗八升

(異筆)

已上二石二斗一升六合 「一石七斗五升六合」

これにより、④は④、⑤より作成年代が降り、正文の④より新しく判明した情報が記載されていることがわかる。平内分の谷田（二井谷）の上田一反の斗代は七斗四升であるから「分米 五斗四升」は不自然であり、合計の「一石七斗五升六合」に合致するから書き誤りでもない。加地子得分が存在する田地は本年貢の斗代が下がるとも考えられない。真淨分の「上一段」の書き加えも分米は七斗四升になっているから、この書き加え時に斗代が変わった訳でもない。一方、「八幡女二斗八升三合」と読まれているところは、「八幡免二斗八升ヒク」と読むのが正しく、「八幡女」は人名ではなく「八幡宮の免米二斗八升を引く」と解釈すべきであると考ええる。つまり、平内分の分米には二斗八升の八幡免なる除分があったことがわかるに過ぎない。

大喜氏の⑤、⑥の記載形式分類は、⑥の添書・書き加え（異筆）の意味するところの取り違えと加地子得分が存在するはずであるとの予断から導かれたものでまったく問題にならない。応安四年の名寄帳の種々の記載は、東寺の下地・作職の掌握努力の結果であって、加地子得分権の存在を示すものではないのである。

#### 第四節 応安四年の名寄帳の機能

応安四年の名寄帳は、東寺が個々の年貢負担者を掌握するために作成したものであり、案文の存在或は正文・案文に関係なく添付される付箋や添書の存在は年貢負担者をタイムリーに把握した結果の産物であることを明らかにした。

さてそれではこの名寄帳は、どのように機能したのであろうか。新出文書にその機能を示すものがあるので、それを紹介して、年貢収取の過程を解明しよう。「百合」※リ三〇二『県史』九三〇、年月日欠（丹波国大山莊）年貢納帳（以下、「納帳」と略す）を以下に示す。

（前欠）



壹斗六升四合 未進

湯屋形部分

五斗 けんなう 貳升九合 いなかの人夫立用

參升一合 未進

心聴分

七斗九升 けんなう 四升五夕 いなかの人夫立用

九合 未進

藤内分

一石八升貳合二夕 けんなう

壹斗六合四夕 いなかの人夫立用

一石 阿弥陀とうへまいらす

貳斗五升五合四夕 未進

(中略)

宗心分

(ほ丸)

一石六斗 御口んと御ふくとにとまり候

ゑもん四郎殿酒手五升 下用 一斗三升

宗心のまへ 一斗八升下用ともに

又人夫立用 八升一合 ことしの五斗三升四合 未進

この「納帳」の書式は、年貢負担者、現納米の量、「いなかの人夫」の立用の米換算量、その他の立用の米換算量、未進の順になっている(表4)。この書式から「納帳」は、年貢未進量の決定のための計算帳の機能を果たしたことがわかる。「納帳」に記載される年貢負担者の多くは、応安四年の名寄帳と永和二年の年貢未進徴符に表れることから、年欠文書ながらこの時期に作成されたことは疑いない。そこで、応安四年の名寄帳の分米を「納帳」と比較した(表5)。

表5の如く、 $A+B+C+D(a)$ と応安四年の名寄帳の分米( $b$ )とがほぼ一致する。例として「心聴分」と「いちはの明覚分」を見てみよう。「心聴分」は、応安四年の名寄帳では「妙覚分 谷田三段廿五代」の下に㊸のみ「中一段半心朝モツ」と記載されている部分に該当する。<sup>108</sup>「いちはの明覚」が名寄帳の「妙覚」であることはほぼ間違いない。「妙覚は「妙覚分」以外に「平三郎入道分」の付箋(㊸と㊹)あるいは加え書き(㊺)に、「西田井一段妙覚モツ」と記載される事実がある。<sup>109</sup>心朝の分米は妙覚から譲り受けた一井谷中田一反半(八斗四升)で、5表のaの八斗三升九合五夕と僅か五夕しか違わない。また妙覚の分米は、心朝に譲った残りの一井谷中田一段(五斗六升)・下田一反(四斗四升)と平三郎入道から得たと思われる西田井上田一反(八斗四升)の計一石五斗四升で、表5のaの一石五斗三升九合四夕にこれもわずか六夕しか違わない。これらのことから、応安四年の名寄帳は単に個々の年貢負担者とその高を把握しただけにとどまらず、応安四年から一定の期間年貢収取の基礎台帳として機能したことがわかる。また、それを十分に機能させるために、東寺は下地・作職の移動の掌握に努め、その情報を付箋・添書・加え書きとして残したのである。とすれば、繰り返しになるが、応安四年の名寄帳の付箋や添書などは、単に田地の作職移動を示すに過ぎず、名主職の分化や加地子得分権の発生を表現し

図2 未進高決定過程

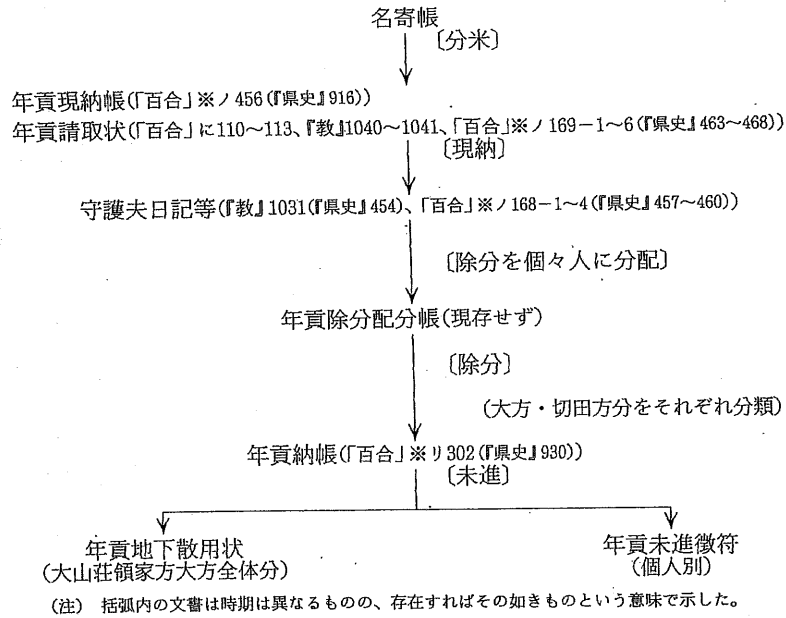


表4 「百合」※リ302年貢納帳の整理(百姓別分米推計表)

年貢負担者	A 現納	B いなか の大夫	C B以外の除分	D 未進	E A+B+C+D	B/E (%)
湯谷形部	0.5	0.029		0.164	0.561	5.17
心聴	0.79	0.0405		0.009	0.8395	4.82
藤内	1.0822	0.1064	1 阿弥陀堂へ	0.2554	2.444	4.35
明善	2.981	1.03		0.11	3.194	3.22
ヒメツル	1.53	0.081		0.151	1.762	4.60
真浄	3.921	0.1748		0.175	4.2708	4.09
行常心蓮	7.862	0.3773	0.71 定使下用分	0.0935	9.0428	4.22
与一右近	0.42	0.0945	1 阿弥陀堂へ0.28 放生会立用	0.245	2.0395	4.63
いてやの三郎二郎	0.881	0.054		0.385	1.32	4.09
いちはの明覚	1.1164	0.081		0.342	1.5394	5.26
いちはの彦八	0.96	0.054		0.006	1.02	5.29
いちはの明心	0.5	0.027	0.047 公文せう		0.574	4.70
宗心	1.6	0.081	0.18 衛門四郎殿 酒手、下用	0.534	2.395	3.38

(注) B/E(%)以外の単位は石。Eは分米に相当する。

表5 「百合」※リ302年貢納帳A+B+C+Dと応安4年名寄帳の分米との比較

① 納 帳	② 応安4年名寄帳	a ①のA+B +C+D	b ②の分米	b-a
湯谷形部	15 刑部次郎	0.561	0.568	0.007
心聴	5 心朝モツ	0.8395	0.84	0.0005
藤内	12 藤内	2.444	2.422	0.02
ヒメツル	2 姫鶴	1.762	1.78	0.018
真浄	18 真浄	4.2708	4.274	0.0032
行常心蓮	1 行恒+11 与一の付箋	9.0428	9.038	-0.0048
いちはの明覚	5 妙覚+9 平三郎の付箋	1.5394	1.54	0.0006
いちはの明心	28 妙心	0.574	0.48	-0.094

(注1) 単位は石。

(注2) ②の欄の百姓の前の数字は、応安4年の名寄帳にでてくる先頭からの順を示す。

(注3) 「納帳」と名寄帳の名前の一致しないもの、除分や解釈不明のため著しく数値が異なるものとは対照していない。

(注4) 「行常心蓮」は「行恒」と「真蓮」である。永和3年の「十八口方供僧評定引付」で「大山庄地下代官行恒・真蓮」とある人物であり、永和2年に宗真から地下代官を引き継ぐので、この「納帳」は永和2年(1376)までの年に作成された可能性が高い。

たものではないのである。

「納帳」に関していくつかの問題点を挙げておきたい。

第一に除分について。表4でわかるように全員に「いなかの入夫」（守護夫）の除分が認められているし、幾人かには阿弥陀堂への寄進や放生会の費用が除分になっている。これにより除分を決定するための別の台帳が在地に存在し、地下代官クラスが保持していたことが予想される。なお、「いなかの入夫」の除分は分米の3%〜5%位であるが、これを決定する何らかの計算式があったはずである。

第二に作人の掌握度合について。東寺が作職保有者の掌握に腐心したが、当然ながら完全にはなされていなかったようである。「納帳」には「明善<sup>111</sup>」、「彦八<sup>112</sup>」の名前があり、また年貢未進徴符にも記載されているが、名寄帳の付箋などにはその記載はない。また「宗心」、「与一右近」のように名寄帳と「納帳」の分米とが一致しないものがある。このことは、作職保有者を完全に把握していたのは「納帳」を作成する地下代官クラスであることとを物語っているが、また名寄帳によって名体制を論じることが困難なことも知り得る。その意味では、名寄帳は、名の実態を正しく反映したのではなく、百姓と東寺との力関係によって成立した政治的な産物である<sup>113</sup>。しかし大山荘では応永二四年（一四二七）以後百姓が東寺に対して田数・田品を引き下げようとする年貢減免闘争が展開するが、この際に応安四年の名寄帳が「本帳」と呼ばれるのは、東寺が応安四年時の下地掌握を一定の到達点として評価していることを示している。

以上、「納帳」の分析により、応安四年の名寄帳の記載について以下のことが解明された。

①年貢負担者（Ⅱ作人）の移動にタイムリーに対応して付箋・添書などが施され、年貢収納のため基礎台帳として現実に機能した。

②個々の未進高を決定する名寄形式の分米高台帳であるが、分米高が負担する年貢ではなく各年貢負担者の年貢除分を決定するための台帳が別に存在する（年貢収取の未進高の決定過程を帳簿類で示すと図2の如くなる<sup>114</sup>と推定される）。

## 第五節 至徳三年の名寄帳の意味

西田井四反と賀茂基三反三〇代の百姓職が荘外者の恒延次郎に宛行われたことはすでに示した。また永和三年分の史料「A」、「B」を紹介して百姓の下地の荘外への沽却の事実も指摘した。史料「A」と「B」の記述は細部では必ずしも一致しないが、永和二年に覚円は三石一斗強、宮内は二石四斗強それぞれ抜群の未進をしていることから、覚円と宮内は荘外勢力の「長安寺かつうす」、「岩屋寺東仏坊」、「地頭東殿」へ六反一五代<sup>115</sup>の下地を沽却し、史料「A」の②にある如く他の田地は一色田になったと思われる。

こうした事態に対して、東寺は、在地における荘外勢力とりわけ地頭方への下地沽却に伴う年貢減収に対応する必要に迫られた。本覚寺長老二位律師顛海を代官職に補任<sup>116</sup>したのもその対応策であるが、十分な対策とはなり得なかったので東寺は第二の対策として百姓の年貢収取組織の再編成を試みた。即ち、作職の荘外流出の対応策Ⅱ在地再編成策として創出された至徳三年の番頭制がそれである。この番頭制による田地の再編成の直接的な

契機は、「行恒事、守護方より役をかけられ候て、ちくてん仕て候<sup>116</sup>」ことにあり、その「行恒父子<sup>117</sup>」の名田を地頭の中沢次郎右衛門が「某可相伝にて候<sup>118</sup>」と相続権を主張して侵出せんとしたこと東寺の危機感に拍車がかかった。

ところで至徳三年の名寄帳<sup>119</sup>の特徴は、以下の通りである。

① 大方・切田方を合わせた一九町九反二〇代で田地構成をし、従来までの大方・切田方の別々支配から一体支配に転換した。

② 七番編成で番ごとに番頭分と番子分があり、ほぼ均等な面積(三町弱)に配分されている。

③ 番頭に抜擢された一番シハノ平内大夫、二番平左近、三番左近次郎、四番右衛門、五番源内次郎、六番行岡、七番妙覚は大山荘領家方大方内ではさほど有力とも思われない。

④ 番頭分には、内作、心蓮分(行恒真蓮のことである)、聖脱僧分、覚円分、宮内分などがほぼ均等に割り振られている。

④については麻野晴子氏の以下のような見解がある。「この聖脱・覚円・宮内・山田は、応安の時から『聖脱僧跡』というように、註書で、或は附箋で、もう何人かの名主百姓に分割されている事が明示されているものであつて、番を組む時に一人の持地を数番に分割したのではない。聖脱等に見られる名田分割は名主百姓の買得によるか、寺家による特権の附与としての配分か、あきらかでないが、かゝる散田名と給田等の特殊地の配分の仕方各番の面積を略均等に行っている所を見れば、後者と考えられる可能性も高く、当時の散田の処分方法の一例として興味深い<sup>120</sup>」。聖脱等の跡地を「寺家による特権の附与として」番頭に配分したとされる説は誤りであるが、「聖脱・覚円・宮内・山田は」、「もう何人かの名主百姓に分割されている」という指摘は重要である。前述したように新出史料で覚円・宮内は永和二年に多額の未進をし、翌年に下地を売却し、没落(以後の未進徴符にも現われない)したことが確認できた。従つて、東寺がこの沽却して荘外勢力に渡った下地を「取り上げて」番頭に「特権として」配分し直したと考えるよりは、沽却地の回復のために番頭にその責務を負わせたとする方が妥当であろう。

表6に応安四年の名寄帳と至徳三年のその大方部分を関係づけてみる。応安四年の名寄帳案文⑥は下地の作職移動が数多く示され、且つ応安四年から八年後に作成された文書であることも前述した。この⑥に作職移動の事実が加え書き・添え書きされているにもかかわらず、至徳三年の名寄帳には反映されず、もとのまま記載されている場合が多い。以下にその例を挙げる(上の番号は応安四年の名寄帳の記載順。下の番号は至徳三年の番数、但し〇は番頭分、( )は番子分)。

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 4 聖脱僧の上一段平内・中一反下一反五代平三郎    | ① |
| 5 妙覚の中一反半心朝モツ・一反上西田井平左近分モツ | ③ |
| 6 惣官入道の上一反平左近モツ            | ④ |
| 7 次郎太郎のイタヤモツ宗真             | ⑦ |
| 9 平三郎の西田井一反妙覚モツ            | ⑦ |
| 11 与一の中一反半孫五郎作・二反同兵衛三郎     | ⑤ |
| 12 藤内入道のヒコロクカツウス           | ⑥ |
| 23 龍庄司のツスノフモツ              | ⑦ |
- (6) (5)

表6 応安4年名寄帳と至徳3年名寄帳の田地比較(ii)

		上4反	㊸ツ子ノフ	→①1反西田井上 本宮内分 今者恒延内
27山田	谷田	1反 上1反	上1反 平内大夫分	→(3)3反内上1反 山田彦六分
	西田井	8反25代 上6反25代 下2反	㊸付箋 カツウスモツ	西田井2反上下1反 1反今ハカツウス
			4反半 上3反半下1反 法師丸(7)妙覚	→⑦4反半内 上3反25代 山田法師丸 下1反
			上1反下1反 彦六	
			上2反 (7)妙覚	→⑦2反上 西田井 山田彦六分
2宗真分 姫鶴分	谷田	2反45代 上1反10代 中1反10代 下 25代		→⑤2反45代 上1反10代 中1反10代 下 25代
3ヲハナ 与一庄司	谷田	1反 上 35代 中 15代	㊸ カツウスモツ	→(3)1反 上35代 与一庄司 分今ハカ ツウス 中15代
5妙覚 (7)	谷田	3反25代 中2反25代 下1反	中1反半 ㊸心朝モツ	→③1反25中 妙覚分
	西田井	上1反	㊸付箋 平左近分 モツ	→⑦3反内 中1反 下1反 自分名 西田井1反
6惣官入道	谷田	1反15代 上1反15代	上1反 ㊸平左近モツ	→(4)1反30代上 惣官入道分
7次郎太郎	谷田	中1反	㊸付箋 イタヤモツ 宗真	→⑦1反上本次郎太郎心蓮分
9平三郎	谷田	下1反		→②1反下 自名?
	西田井	上1反 1反	㊸付箋、㊸ 西田井1反妙覚モツ	→⑦1反上西田井 平三郎入道分
10西谷 五郎庄司	谷田	2反 上1反 中1反		→④2反 上1反 五郎庄司分 中1反
11与一	谷田	3反25代	㊸付箋	

表6 応安4年名寄帳と至徳3年名寄帳の田地比較(i)

応安4年	地域	田品・田数	付箋・書き加え・添書	至徳3年
1行恒	谷田	1町2反25代 上6反5代 中3反30代 下3反10代	内 与一庄司上1反 内 内作3反25代	①△2反上 心蓮分 ②△2反上 心蓮分 ③△2反上 心蓮分 ④△2反上 心蓮分内1反本 与一庄司分
	西田井	上1反	8覚円 11与一 ㊸付箋中2反 兵衛三郎 7次郎太郎中1反 11与一 ㊸付箋中1反 行恒	→⑤2反上 覚円分内心蓮分 →⑤△1反上 西田井心蓮分 →⑥2反上 心蓮分本与一分 ⑦▲20代 心蓮分 ⑦2反上 心蓮分内 1反 本次郎太郎 1反 与一分 ①~⑦の内作6反25代のうち の3反25代 △の計9反と内作3反25代が 応安4年の行恒分の1町2反 25代を構成(但し、中→上が 4反ある) ▲の20代は不明
4聖脱	谷田	5反5代	内 内作2反 ㊸付箋 上1反内作 宰真 上1反内作(5)源内次郎 上1反 平内 中1反 平三郎 下1反5代 平三郎	→①~⑥の内作6反25代のうち の2反 ①1反上 聖脱僧分 ②2反5代 中1反 聖脱僧分 下1反5代
8覚円	谷田	1町30代 上4反30代 中4反45代 下1反5代	内上1反 与一庄司分 中2反 ㊸付箋 平内大夫1反	→④3反内 上1反 覚円内与 一庄司分 中2反 ⑤1反上 覚円分内越前分 ②1反15代上 覚円分 ①1反中 覚円分 ①1反中 覚円分善勝僧
19宮内	谷田	3反 上1反 上25代	宗真	→③1反上 宮内分 →(4)1反25代 上25代 堀り田 宮内分 中1反
	西田井	中1反 中25代 4反	平内大夫 与一庄司	

表6 応安4年名寄帳と至徳3年名寄帳の田地比較(iv)

21橋次入道 浄円	谷田	1反20代 中1反 下20代		→①1反20代 (中1反 吉次入道分 下20代)
22(1) シハノ 平内大夫	谷田	下1反	⑨上1反 ソウ分	→①1反 シハノ平内大夫分
23龍庄司	谷田 西田井	上2反 上1反	⑩ツスノフモツ	→(6)3反内 (上2反 龍庄司 西田井上1反)
24源内庄司	西田井	2反 上1反 下1反	④付箋、⑤ タツ庄司モツ、龍庄司モツ	→(7)2反内 上1反 源内庄司 下1反
25(6)行岡	谷田 西田井	5反40代 上3反45代 中1反45代 1町7反5代 上1町5反5代 下 2反		→(3)5反40代内 (上3反45代 中1反45代 行岡分今 カツウス ⑥1町7反5代 内 (上1町5反5代 自名 下2反)
26乗観	西田井	上3反		→(6)3反上西田井 乗観分
28宗真分 妙心	西田井	下1反		→(7)1反西田井 妙心
29五郎次郎 入道	西田井	上1反 下1反		→(7)2反内 (上1反 五郎次郎 入道 下1反)
30正法	西田井	下1反		→(7)1反下西田井 正法
31水船庄司	西田井	上1反 下1反		→(6)2反 (上1反 水船庄司 下1反)
32与一庄司 分 彦五郎	西田井	下1反		→(7)1反下西田井 彦五郎

(注1) 先頭数字は応安4年名寄帳の記載順。○番号①は番頭分。( )番号(1)は番子分。( )番号(1)は番頭。

(注2) ④は「百合」や38、⑤は「百合」に17、⑥は「百合」に18。

(注3) この表は麻野晴子「大山庄の番頭制について」(『兵庫史学』15)のスタイルに準じた。

表6 応安4年名寄帳と至徳3年名寄帳の田地比較(iii)

		上1反 中2反 25代	中1反半 孫五郎作 ⑧ 又三郎 ④付箋 (1反中 行恒 2反同 兵衛三郎 半中 古河	→⑤3反内 (上1反 与一分 中2反 心運分本与一分 →⑥2反上 与一分心運分 →⑦1反上 与一分古河 →(1)25代上 与一分古河 →(1)25代中 古河分
12藤内入道	谷田	4反10代 上1反10代 中1反40代 下1反10代	⑨ヒロコクカツウス	→(5)4反10代 (上1反10代 中1反40代 下 10代 藤内入道子 三郎次郎)
13源内大夫	谷田	3反45代 上2反10代 中1反10代 下 25代	1反 内作	→⑤2反45代内 (上1反10代 中1反10代 下 25代 自分名)
14古河	谷田 西田井	2反 上1反 中1反 上1反		→(1)3反 古河内
15刑部次郎	谷田	1反5代 中 35代 下 20代		→(3)1反 5代 (中30代 刑部次郎 下20代)
16行観	谷田 西田井	2反20代 中1反 下1反20代 上1反		→(4)3反20代内 (中1反 下1反20代 西田井1反 行観分)
17サイ 平内	谷田	2反30代 中 30代 下2反	⑩上1反	→(1)2反30代 (下2反 サトノ平内 中30代)
18真浄	谷田	6反20代 上3反40代 中2反30代	⑨上1反	→(2)6反20代 (上3反40代 中2反30代 真浄)
20天神 庄司大夫 道円	谷田 西田井	1反 上 40代 中 10代 上1反	⑩下20代	→(3)2反 (上1反 道円 西田井1反上)

これでは至徳三年の名田構成を表現しているとは言えない。

上記のことを総合して考えてみると、この番頭制は荘外勢力とりわけ地頭方の手に渡った下地を取り戻そうとした東寺の田地再編成プランであると考えられる。そのことは、「地頭東殿」をはじめとする荘外勢力へ売却された宮内や覚円の下地（三番の番頭分、「一反上宮内分」は確実に「地頭東殿」へ永和三年に売却された下地である）<sup>121</sup>は番頭分へ編成されていることとわかる。抜擢した番頭の手腕に下地の回復を期待したのであろう。ところで、名寄帳の特徴③で記した如くその番頭の持分（自分名）は少ない（荘外に経済力を持っていたとも考えられるが）。そのために東寺が各番頭に一反の内作（七番のみ五代）を給田として配分したとされる渡辺澄夫氏の指摘<sup>122</sup>は妥当であるし、心蓮分を一色田として番頭に配分したとされる麻野氏の見解<sup>123</sup>も正しいと思う。両氏の見解にヒントを得て、私は番頭分の田種構成を以下のように考える。番頭分の田地は、(a)番頭給分としての内作と一色田<sup>124</sup>、(b)番頭の自分分、(c)覚円や宮内などの荘外勢力に渡った下地、の三種の異なる性格を持つ下地で構成されていた。とすれば、番頭は(c)の下地の回復を実現することを目的に設置され、東寺はその経済的裏づけのために(b)に加え(a)の給田を与えることにしたのである。

しかし、この東寺の田地編成プランは机上プランに終わってしまった。明徳元年（二三九〇）以後に番頭免の用語は見られない<sup>125</sup>。また、この番頭免一石三斗は従来地下沙汰人給の一石三斗に換わるもので<sup>126</sup>、必ずしもこの用語をもつてして東寺の思惑通りに在地の運営がなされたことを証明し得ない。このプランが成功しなかったのは、(a)を一色田のままにして、名田化しなかったことに百姓が反対したからである。百姓の反対の理由は、多大な守護役が名単位に賦課されたため<sup>127</sup>、一色田のまま放置されれば、その負担分は現存の名に配分されたからである。百姓の申状によれば、下地が一色になることに異議を唱え、心蓮分についても「上の御はからいに候とて候はんすれと存候ながら、いづれもかうさくちかへなり行候へく候、田地の荒候ぬやうに御はからひ候へく候」と百姓を「すま」<sup>128</sup>ることを東寺に訴えている。そして、その成果であろうか、康応元年（一三八九）一二月一三日に三位房勝算が行恒名（行常心蓮分）の名主として補任されて<sup>129</sup>、心蓮分の一色田化（＝番頭給田）は破綻し、番頭制の構想は崩れたのである。

#### まとめ

一四世紀の東寺領丹波国大山荘においては、一時守護の半済給人の入りにより年貢の半減期があったものの、荘園領主東寺の支配努力により一時的にはあるが、年貢の増徴に成功した。このことを、主に内検取帳・年貢注文・実検取帳・年貢算用状・年貢未進徴符の帳簿類を利用して検証した。

文保二年の百姓請では田品と斗代が決定され、年貢算用状を分析しても年次を追って下田↓中田、中田↓上田と田数が増大することがわかり、東寺は年貢増徴に成功している。応安四年には名寄帳が作成されたが、これも荘園領主が年貢負担者を個々具体的に掌握する目的で作成されたものである。この名寄帳は、正文の他に案文が二種知られているが、それぞれに付箋・書き加え・添書がある。従来の研究では、これらはすべて応安四年時のものと考えられていたので、『大日本史料』をはじめとして翻刻された諸史料でも付箋や

添書などを相互補完的な情報として扱っていた。しかし、本研究では他の史料を援用しそれらの諸情報を分析した結果、応安四年の名寄帳の付箋・書き加え・添書は、応安四年以降の下地・作職の移動を掌握した努力の結果であったことがわかった。至徳三年の名寄帳は、七番編成による番頭・番子制となっている。これは、東寺が荘外勢力の手に渡った下地を取り戻そうとした田地再編成プランであると考えられる。文保二年・応安四年・至徳三年の田数と分米は、年次を経るごとにその量は増大している。鎌倉時代末から南北朝時代にかけて、東寺は年貢の増徴や下地の掌握に成功していることがわかる。

史料分析により得られた東寺の荘園支配の努力をまとめると以下の三点となる。

①文保二年の百姓請、延文五年以降の未進徴符の作成、応安四年の名寄帳の作成などに見られる如く農民を個別的に掌握した。

②田品の引き上げにより総分米高を向上させた。

③田地の荘外勢力への売却に対する方策として至徳三年に番頭制を企画した。

文保二年の百姓請を百姓側の一方的勝利と位置づけ、応安四年の名寄帳を小農民経営の進展・加地子得分権の分化の表われと見て取る従来の諸説に、私は異論をとえたい。鎌倉末・南北朝期の大山荘においては、東寺は百姓・下地の掌握に一定程度成功し、年貢の増徴にも成功したのである。

番頭制企画以後応永二五年（二四一八）まで、大山荘の荘経営は大方・切田方一体で行なわれる。しかし、この時期にこそ大山荘の百姓は東寺に対して攻勢に転じる。守護勢力の進出と併行して百姓の年貢減免闘争も高揚し、これ以後は東寺の在地支配力は弱体化の方向に進むことになる。

<sup>11</sup> 永原慶二『日本の中世社会』（岩波書店、一九六八年）二九三頁。

<sup>12</sup> 永原慶二「女性史における南北朝期」『日本女性史2中世』東京大学出版会、一九八二年）一三九頁。

<sup>13</sup> 小泉宜右「内乱期の社会変動」『岩波講座日本歴史6』中世2、一九七五年）一五四頁。

<sup>14</sup> 網野善彦「東寺供僧と供料荘の発展」『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会、一九七八年）

<sup>15</sup> 名寄帳作成と番頭制の意義については、すでに田沼陸氏が「南北朝、室町期における庄園的収取機構―東寺領丹波国大山荘を中心にして―」六五―六七頁『書陵部紀要』一〇、一九五八年）で強調されたことがある。

<sup>16</sup> 京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』に函三五四号（『兵庫県史史料編中世六』

大山荘二九九号）（以下、「百合」に三五四（『県史』二九九）の如く略す）、年月日欠、

大山荘役夫工米免状案では、「太山庄公田五十二町内、廿七丁八地頭中沢方知行、廿五丁八領家東寺御知行也」とある。

<sup>17</sup> 石井新二「丹波国大山荘切田分田体制下の農民」（竹内理三編『荘園制社会と身分構造』校倉書房、一九八〇年）では「切田分田の体制」という用語を用いている。

<sup>18</sup> 高野山領諸荘園の荘支配は「分田支配」と呼ばれ、東寺領大山荘のそれと用語的には類似するが、前者は供僧への均等給与配分の方式であり、寺内組織の分裂支配を意味する



ものではない。増山正憲「中世高野山領荘園の支配方式―官省符荘を中心として―」（豊田武編『高野山領荘園の支配と構造』吉川弘文館、一九七七年）を参照。

\*9 「百合」に二二三（『県史』八）、文永三年二月一日、大山荘地頭源基定請文案。尊経閣文庫所蔵文書（『県史』一一）、文永四年八月八日、東寺政所下文。

\*10 京都大学文学部博物館所蔵古文書（『県史』一三）、弘安三年二月七日、東寺下文。

\*11 『大山村史 本文編』（宮川満編丹南町大山財産区、一九六四年）一〇八頁ではこの佃が一石一斗二升の高斗代であることを注意している。

\*12 「百合」マ九（『県史』二四）、永仁三年三月八日、大山荘地頭分々田島坪付注文。「百合」※ネ一八（『県史』二五）、永仁三年三月八日、雑掌祐巖・巖賀連署分田坪付請取案。

\*13 赤松俊秀編『教王護国寺文書』一六四号文書（『県史』三四）〔以下、『教』一六四（『県史』三四）の如く略す〕、年月日欠（永仁六年カ）、東寺供僧申状。

\*14 『教』一九〇（『県史』五五）、正安四年正月二七日、東寺長者信忠御教書案。

\*15 『教』一九四（『県史』六八）、年月日欠（正安四年）、大山荘所務問答條々写。

\*16 『教』一九一（『県史』五六―一）、正安四年正月二九日、大山荘文書写（執行巖伊申状）。

\*17 「百合」マ一一（『県史』六一）、正安四年二月二日、東寺凡僧別当宋忠奉書。

\*18 「百合」と三八（『県史』七七）、徳治三年五月二八日、大山荘用水契状。『教』二二五、年月日欠、東寺雑掌頼尊状案。

\*19 「百合」や二二（『県史』マ二五）、正和二年七月 日、東寺綱掌等申状

\*20 「百合」※ノ六（『県史』一四〇）、正和五年二月二日、大山荘年貢散用状。なお、「東寺百合文書」の新出文書には※印を函名の前に付すことにする。

\*21 「百合」や二九（『県史』一五一）、文保二年六月一日、明善等連署年貢斗代請文。

\*22 大山番平「鎌倉時代の村落結合―丹波国大山庄―井谷」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年）二五六頁。

\*23 「百合」ロ二（『県史』一五二）、文保二年六月二二日。

大山前掲論文二五七頁。

\*24 大山前掲論文二六三頁。

\*25 「教』二六二（『県史』一三六）、正和四年一月一日、氏名未詳奉書案・『教』二六三

\*26 『県史』一三七）、年月日欠、大山荘雑掌陳状案に巖増の濫妨が示されている。供僧方はここでさかんに巖増に与する百姓を改易して穏便な百姓を宛行う旨を指示しているが、これは供僧方の百姓掌握指向を示している。

\*27 網野前掲論文一九〇頁の注一一五。

\*28 「百合」レ一四（『県史』一四九）、文保二年六月一日、東寺供僧方評定引付。

\*29 「於所經入之公用者、不日可有糺返之由、可被仰供僧等之旨、被仰下候之条、畏存候上者」（「百合」ア三三三（『県史』一六一）、〔文保二年〕八月二六日、重舜請文〕、「此上者於重舜經入候寺用分者、落居之後、可有沙汰候哉、將又先於彼分者沙汰進之後、可有糺決之沙汰候哉、」（「百合」エ一二五、〔文保二年〕一〇月二七日、某書状案Ⅱ十八口供僧年行事廻文案）とあり、供僧方が寺用を重舜より「經入」（借用のことカ）していることも重舜の処分に手間取った原因と思われる。

網野前掲論文一九〇頁の注一一五。

「百合」お一一（『県史』一七九）。

例えば、「顕前」と書き誤り「顕然」と正している。

「百合」や一四四（『県史』一六四）。

平庄司・二郎庄司・与一庄司は百姓請の実検注文に名を連ねる。浄妙法師は一井谷に田地を持つ形跡はなく、西田井に六反の田地を持つ。

「百合」や二六（『県史』一四三）、文保元年一〇月日、大山荘内検取帳。「百合」（『県史』、文保元年二月日。水野章二「二つの中世村落―丹波国大山庄西田井村と一井谷―」（『日本史研究』三一〇、一九八八年、のち『日本中世の村落と荘園制』校倉書房、二〇〇二年に所収）には検注順や名構成などが論じられている。

『教』四九五（『県史』二四〇）、年月日欠、大山荘西田井出作、『教』では、南北朝時代初期と推定される）では、「一反 藤判官代」とあるが、「二反 平大郎」・「一反 ヨ四郎」が文保元年の内検帳の西田井にみられることから、同時期に書かれたと思われる。）

「百合」※ア四一（『県史』一六三）、文保二年一〇月五日、一井谷所納年貢注文。

『教』二七九（『県史』一六二）、文保二年一〇月四日、大山荘文書集。この文書は、西田井出作一井谷百姓注進状と西田井百姓注進状の二通からなる。それによると文保元年には前者は三貫二三五文、後者は一貫八七五文、都合一五貫一〇文の年貢運上が成されたことになる。

「百合」ロ二（『県史』一五二）、文保二年六月二二日。

「百合」に六・七・八（『県史』一五〇）、文保二年六月一日。

「百合」レ一四（『県史』一四九）、文保二年六月一日、東寺供僧方評定引付。

「百合」や三〇（『県史』一五五）、文保二年六月一日。

大山前掲論文二五六頁。

「百合」ロ二（『県史』一五二）によれば、田品に関わらず一律に反別一升の井料除分があるので、斗代はそれぞれ一升ずつ下げて計算した方がよく、四九石七斗三升六合になる。大山氏は、「この実検注文を作成して、一井谷百姓等は保有面積一反につき一升の割合で井料を負担することを決めたのである」（大山前掲論文二五二頁）とされるが、二年前の正和五年分の年貢算用状ではすでに井料が八斗二升の年貢除分となっている（なお西田井にも反別一升の井料除分が認められている）。反別一升の井料の年貢除分がそのまま百姓個々人の年貢除分として認められていたに過ぎない。

「百合」こ三八（『県史』七七）、徳治三年五月二八日、大山荘用水契状。『教』二一五（『県史』八六）、年月日欠、東寺雑掌頼尊状案。

「百合」や二五（『県史』一四一）の端裏書。

富澤清人「中世検注の特質」（『日本史研究』二二三、一九八二年、のち『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年に所収）五〜六頁。水野前掲論文一三八頁。

黒川直則「中世一揆史研究の前進のために」（『一揆と国家』東京大学出版会、一九八二年）二八五頁では、内検帳は当該年次の年貢高の掌握の目的のだけでなく、比較的長期間にわたる目的をもつものもあると注意されている。

「百合」や二九（『県史』一五一）、文保二年六月一日、明善等連署年貢斗代請文。

<sup>\*50</sup> 『大山村史 本文編』(一九六四年)一四一〜一四二頁。大山前掲論文二五七頁。

<sup>\*51</sup> 「百合」※ノ六(『県史』一四〇)、正和五年二月日、大山荘年貢散用状。

<sup>\*52</sup> 「百合」※ア四一(『県史』一六三)、文保二年一〇月五日、一井谷所納年貢注文。

<sup>\*53</sup> 和市は一石につき一貫として計算した。

<sup>\*54</sup> 「百合」※ノ二八(『県史』二二三)、延文六年三月二日、大山荘年貢算用状并未進徴符。

<sup>\*55</sup> 『教』四四三(『県史』二二四)、康安二年六月二日、大山荘年貢算用状。

<sup>\*56</sup> 「百合」※ネ四四(『県史』二二五)、康安二年九月二六日、大山荘行岡・西谷大夫連署起請文。

<sup>\*57</sup> 網野前掲論文一七八頁。

<sup>\*58</sup> 応永二十六年分の一一通、応永三三年分の一五通、正長元年分の四二通、永享一〇年分の六通。

<sup>\*59</sup> 拙稿「中世東寺領荘園の年貢請取状について―播磨国矢野荘と丹波国大山荘を事例に―」(『岡山朝日研究紀要』二五、二〇〇四年)。

<sup>\*60</sup> 「百合」ノ一六九(『県史』四六三)、「百合」に一一〇〜一一二(『県史』四六三・四六四・四六八)、『教』一〇四〇・一〇四一(『県史』四六六・四六七)。

<sup>\*61</sup> 山上定深は惣公文職に応永二年八月一〇日に補任され、応永二八年三月二日に没している(富田正弘「中世東寺の寺官組織について」三綱層と中綱層」表一八東寺惣公文職表(『資料館紀要』二三、一九八五年))。

<sup>\*62</sup> 阿諏訪青美「中世東寺にみる寺家経済の構造」(『年報中世史研究』二八、二〇〇三年、のち『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房、二〇〇五年、に所収)。

<sup>\*63</sup> 「百合」や二九(『県史』一五一)、文保二年六月十四日、明善等連署年貢斗代請文。

<sup>\*64</sup> 高橋敏子氏は、大山荘での百姓請成立の背景に、正和二年(一一三三)から正和三年にかけて前東寺執行殿増代官等が百姓から来納を責め取った事件での大山荘の村落の自立的対応があると注目している(丹波国大山荘」(高橋A論文)(網野善彦他編『講座日本荘園史』8近畿地方の荘園Ⅲ、吉川弘文館、二〇〇一年)、二二七〜二二八頁)、「中世の荘園と村落」(高橋B論文)(近藤成一編『日本の時代史』9、吉川弘文館、二〇〇二年)、二五〇〜二五一頁)。さらに、重舜が預所を退いたあとでの争論では、前年の文保元年に大山荘民は重舜に年貢を納入し、返抄を得ていたが(『教』二七九)『県史』一六二、「百合」ア四一(『県史』一六三)、その返抄を覚義法師に責め取られたと、百姓は主張している(「百合」や一四四(『県史』一六四)、『教』二八五紙背文書(『県史』一六七)。このような百姓請の直前における殿増代官等や重舜・覚義法師の年貢収納をめぐる異常な状況を回避するために、百姓の請文に「可令運上寺庫者也」という文言に見られるような年貢収納のしくみが確立されたと考えられる。

<sup>\*65</sup> 例えば、「一、御年貢・御公事物等以下、任先例可令百姓直納」(「百合」オ七二)『県史』二八三、永徳二年七月五日、権律師顛海大山荘領家方所務職条々請文)とある。

<sup>\*66</sup> 例えば、応永一七年分大山荘年貢散用状には、「五十四石四斗九升二合公文所へ納分」(「百合」に八二)『県史』三九六、応永十七年十二月二十八日)ように「公文所へ納」の表現がある。

<sup>\*67</sup> 「百合」に一一三(『県史』四六九、応永二六年二月日、大山荘散用状)。

<sup>\*68</sup> 前掲阿諏訪論文、一七〇頁。「百合」く二二〇〃『山城国上桂庄史料』下巻（東京堂出版、一九九八年）記録一四一、二十一口方評定引付長祿元年八月晦日条。

<sup>\*69</sup> この両公文は、惣公文の宮野駿河と学衆方公文と考えられる（前掲富田論文表一八）。慶性清増と乗珍寿賢（前掲富田論文表二四東寺納所職表）。

<sup>\*70</sup> 寺崎玄雅が解任された後の、乗観祐成（康正三年八月四日寛正二年四月十日）と乗円祐深（康正三年八月四日文明四年十二月二十一日）（富田前掲論文表二六上野庄代官職表）。

<sup>\*71</sup> 「百合」や五六〃『山城国上桂庄史料』中巻（東京堂出版、一九九八年）記録四〇七、応永二十四年、上桂庄納状には、日付ごとに年貢納入量と負担者が記してある。

<sup>\*72</sup> 高橋△論文、二二八頁。

<sup>\*73</sup> 「百合」ノ一七二〃『県史』四七八、応永二十九年三月日、応永二八年分大山荘年貢地下散用状。

<sup>\*74</sup> 「百合」ノ一七四〃『県史』四八三、応永三十年二月日、応永二十九年分大山荘年貢地下散用状。この散用状に署判している高実は、何者か不明である。

<sup>\*75</sup> 「百合」ま八・二・四〃『県史』四六一、応永二十六年八月日、大山荘田数注進状。

<sup>\*76</sup> 大山荘の売券案に「所当者三斗七升京進にて候」（「百合」に一六〃『県史』二三三、応安元年三月三日、一院谷孫五郎土田売券案）とあるように、年貢負担者が京進するきまりであった。しかし、大山荘の年貢米の京都へ運搬の実態は、一切明らかではない。例えば、応永二十六年一月一三日には、「坊平内」・「れんかう谷」・「大糸の左近」の三名の年貢負担者が東寺の寺庫で公文定深より請取状を得たが、この時の年貢米の総量は三石三斗九升で、一斗一五キログラムとすれば、五〇〇キログラム以上の重さになる。大山荘から東寺までは約五キロメートルの距離になる。運送の際の人数・日数・経路・宿泊場所などの実態は今後の検討課題である。

<sup>\*77</sup> 表3を参照。

<sup>\*78</sup> 「百合」ミ三八一・り六一一（『県史』二三五）、応安二年一月二日、丹波国守護山名道静書下案。「百合」ミ三八一・り六一一（『県史』二三六）、応安二年一月一五日、守護代小林左近将監打渡状案。

<sup>\*79</sup> 永原慶二「中世農民的土地所有の性格」（『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年）。

<sup>\*80</sup> 黒田俊雄「鎌倉時代の荘園の勸農と農民層の構成―若狭国太良荘の場合―」（『歴史学研究』二六一・二六二、一九六二年、のち『日本中世封建論』東京大学出版会、一九七四年、『黒田俊雄著作集五中世荘園制論』法蔵館、一九九五年、に所収）、入間田宣夫「黒田庄出作地帯における作手の成立と諸階層」（『文化』二九一三、一九六五年、のち『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年、に所収）、稲垣泰彦「中世の農業経営と収取形態」（『岩波講座日本歴史6中世2』、一九七五年、のち『日本中世社会論』東京大学出版会、一九八一年、に所収）、山崎ゆり子「中世前期の土地所有―摂津国粟生村について―」（『寧楽史苑』二一・二二、一九七七年）、佐々木宗雄「荘園制下の土地所有形態の一考察―摂津国嶋下粟生村における―」（『ヒストリア』八〇、一九七八年）、安田次郎「興福寺大乘院領横田荘の均等名」（『史学雑誌』八八一、一九七九年）、奥山研司「中世北摂における名の構造と土地所有形態」（『史学研究』一四四、

一九七九年)、安田次郎「百姓名と土地所有」(『史学雑誌』九〇―四、一九八一年)など。

南北朝期の土地台帳に登録された農民の性格については、上島有氏の研究(『京郊庄園村落の研究』塙書房、一九七〇年)を踏えた、久留島典子氏の「東寺領山城国久世庄の名主職について」(『史学雑誌』九三―八、一九八四年)の理解に従う。

『大山村史 資料編』一九六号には一括まとめられている。そこでは、①「百合」や三八を基礎に②「百合」に「一七」を付加的に示すにとどまり、③、④、「百合」一八の差異には注意がはらわれていない。またいくつかの記載漏れがある。また『県史』二二九号もほぼ同様な扱いで、⑤をベースに⑥と⑦で不足部分を補い一点の文書として扱っている。しかも、押紙(付箋)部分など読みにかんりの誤りがある。

\*83 『大日本史料』(以下、『史料』と略す)六一三四、一八〇―一九一頁

\*84 『大日本古文書』家わけ東寺文書に二〇。

\*85 『大日本古文書』家わけ東寺文書に一九。

\*86 『百合』ナ一三(『県史』二六〇)、永和三年十八口方供僧評定引付。

\*87 『百合』に二五(『県史』二六五)。

\*88 応安四年名寄帳⑧には「宮内分」の「上四段西田井」に「ツ子ノフ」の添書があるので、この⑧が恒延の百姓職宛行より後に作成されたことは疑いない。

\*89 田沼陸前掲論文六〇頁、大喜直彦「農業経営論小考―大山荘の経営を素材として―」(龍谷大学『国史学研究』一二、一九八六年)八六頁。

とりあえず田沼前掲論文に引用されているままに①④を記載する。田沼氏は、応安四年の名寄帳を紹介する注では、①・②・③の三種の存在を明記されているが、それぞれの差異には触れられず、例に挙げられた②と③の引用も恣意的である。②の例では、③にある西田井の下の「ツ子ノフ」の添書は引用されない。③の例になっている与一分はこの名寄帳でも最も複雑な記載がみられる部分の一つで、田沼氏の引用された「中一反半孫五郎作也」は③にのみ見られる付箋である。④にはその代わりに「上一段」の右肩に「又三郎」の添書がある。また④には「上一段」と「中一反半」の間の下に「一段半中行恒 二段同兵衛三郎 半中古河」(『史料』六一三四、一八五頁では「一段本中口口 二段同兵かミ市 半中古河」と読んでいる。また、『県史』は「一段半中行恒 二段同谷かミ市 半中古河」としている)の付箋がある。

\*90 『百合』※ノ七〇(『県史』二六一)。

\*91 田沼氏前掲論文六一頁。

未進徴符には、本年貢の実質的負担者が記される。例えば、「百合」に二三(『県史』二五八)、永和三年四月一〇日、永和二年分年貢未進徴符には「九升一合七夕六才 行観ワキ源内次郎」とあり、行観の隷属下にあると思われる源内次郎なる農民さえも、未進者のうちに列せられている。

\*92 『百合』に二三(『県史』二五八)。

「百合」に四〇(『県史』三〇一)、至徳三年二月日、田数并名寄帳では、田地の保有者を示すのに「本A(分)今(者)B(分)」という記載形式が多く、「本何某」と記することが田地を特定するのに便利な記載であったことがわかる。例えば、前に田地売却の例に挙げた西田井上田四反は、宮内↓黒田大夫↓行岡↓恒延(ツ子ノフ)の順で百姓職が移

動した。しかし、この至徳三年の名寄帳では、一番の番頭分に「一反 西田井上本宮内分今者恒延内」、六番の番頭分に「三反 西田井本宮内分今恒延」と記載され、「本宮内分」と記すことで田地の特定がなされている。

また応安四年の名寄帳の行恒分に「上六段五代 此内一反与一庄司分」とあるのも、至徳三年の名寄帳の四番の番頭分に「二反上 内本与一庄司分一反心蓮分」とあることから、もとは与一庄司分であった田地が行恒へ渡つたと考えてよい(行恒と心蓮の関係については後述するが、親子であったと思われる)。

私は⑩の添書「又三郎」は誤記と考える。「百合」に二八(『県史』二七一)、康暦二年二月日の康暦元年分の未進徴符に「二斗三升七合 与一庄司分又三郎」とあることから与一と与一庄司を取り違えたものであろう。

『大山村史 史料篇』にはこの⑩の付箋が漏れている。『県史』は前注で示したように「一段半中行恒 二段同谷かミ市 半中古河」と誤つた読みをしている。

「百合」に二八(『県史』二七一)、康暦二年二月日。

兵衛三郎は、大山荘の地下代官(Ⅱ地下沙汰人)真蓮からその職を継いだ人物である。年貢地下散用状の署名は次のようにされている。「真蓮代兵衛三郎」(「百合」※ノ四〇)『県史』二六一、永和四年二月二八日)、「沙汰人代兵衛三郎」(「百合」※ケ七〇)『県史』二六四、永和五年二月二七日)、「地下代官兵衛三郎」(「百合」※ノ七二)『県史』二六九、康暦二年二月日)。

なお、真蓮は永和三年の十八口方供僧評定引付(「百合」ナ一三)『県史』二六〇)では行恒とともに地下沙汰人とされている。宗真が年貢地下散用状・年貢未進徴符に署名した最後は永和三年四月一〇日(「百合」に二三)『県史』二五八、「百合」ノ六八(『県史』二五九)であるから、永和三年の四月〜九月の間に地下沙汰人職が宗真から行恒・真蓮に移り、さらに康暦元年に兵衛三郎に移つたと思われる。

応安四年の名寄帳のそれぞれの成立事情は、①↓②↓③の付箋↓④の付箋↓⑤・⑥の添書↓⑦の書き加え(異筆)の順と考えられる。

田沼氏も「カツウス」を「行岡の支配を断ち切りつつ」、至徳三年には「一井谷五反余に対する経営権を得るに至つた」(前掲論文六三頁)と考えている。

「百合」ナ一三(『県史』二六〇)、永和三年十八口方供僧評定引付。「かつうす」は「つうす」(都寺・都守)に通じる寺官名であろう。『日本国語大辞典』(小学館)では、「つうかんす(都監寺)の略。禅林の六知事の一つ。監寺の上に位し、一切の寺務を取り締まる役。都官(つうかん)。つかんす。つす。」とある。なお、至徳三年の名寄帳の五番の番子分に「二反 小行事分浄円ツウス」とあるのも都寺のことであろうか。

岩屋寺は現在兵庫県氷上郡山南町岩屋の石籠寺であろう。石籠寺が大山周辺の熊野信仰の拠点であつて、大山荘の庄民との関係も深い。以下の論述を参照されたい。小林基伸「石籠寺の熊野先達と町石」(『兵庫県立歴史博物館ニュース』一七、一九八七年)、丹波国大山荘現況調査報告Ⅲ(西紀・丹南町教育委員会、一九八七年七六頁)。

長安寺は一井谷の東側の小丘陵を越えた谷に立地した。現在もその地名が残る。

「ツ子ノフ」は康暦元年四月二七日に西田井の宮内跡分の四反と鴨莖の三反三〇代の百姓職を宛行われた。そのうち鴨莖の三反三〇代は、「百合」に三五二(『県史』九三一)、

年月日欠、大山莊切田分田数注文の「執行方切田賀茂荃田数」内に「三段卅代 つねのふ」とある筆に該当することは疑いない。ところで、この切田方の名寄帳は岡光夫氏によれば『封建村落の研究』六頁)、「おそらくこれは応安四年の分であると思われる。仮にこの年のものでないとしても応安四年との年数の差は一、二年と思われる」とされるが、上記の事実によれば康暦元年(応安四年より八年後)以後至徳三年までの作成であることが判明する。

「妙覚分」には、⑧「中一段半心朝モツ」以外に「已上二石八斗四升」の上にかぶさる付箋がある。④では「一段上西田井平左近分モツ」、⑤では「上一段西田井」。⑥の付箋↓④の付箋の成立順より妙覚が得た西田井上田一段がのち平左近に移ったと解釈したい。④と⑥の付箋は同一であるが、⑧では異筆で「西田井<sup>一石三斗</sup>十五代」とあり、さらに「已上九斗八升」の下に小さく「已上二石四斗八升」とある。⑧が最新情報であることは間違いないが、「納帳」の作成時期との関係が判然としないし、解釈不能の部分もあつて、コメントを控えたい。

妙覚の記載は他に「山田分」の貼紙(④、⑥とも)にあるが、この貼紙は他とは違い本文が隠れないように下端に貼られている。これは貼紙の内容が以前の作職者を表現しているからである。ちなみに、最も新しく作成され年貢収取の場面にも利用されたと思われる案文⑧には、その存在はない。従つて「山田分」の貼紙に記載される妙覚の西田井数反分はここでは考慮外とする。

「百合」に二三(『県史』二五八)、永和二年分。「百合」に二八(『県史』二七一)、康暦元年分。

「百合」に三二(『県史』二七九)、康暦二年分。  
名寄帳の作成過程については、富澤前掲論文「中世検注の特質」で詳しく論じられている。「百合」ノ一六二(『県史』四三九)、応永二四年七月二九日、大山莊代官麻宇田助□・定深連署注進状、「百合」に一〇七(『県史』四四五)、応永二四年八月、大山莊大方并切田分本帳・百姓分違目録。

史料「A」では、覚円が⑤で中田二反・上田一反、⑥で上田二反、④で上田一五代の計四反一五代、宮内が⑥で上田一反を売却し、都合六反一五代の沽却があつたことを示す。「百合」オ七二(『県史』二八五)、永徳二年七月五日、領家方所務職請文に「一、名主百姓等縫目安堵等、毎度可執申寺家、更不可有隠蜜之儀、將又為私計、不可補任事」とあり、東寺の在地掌握への積極的姿勢がうかがえる。

「百合」に四三二(『県史』三〇二)、「至徳三年」三月八日、某書状案。  
これが真蓮を行恒の子と考える根拠になった。

「百合」に四三一(『県史』三〇八)、嘉慶元年一〇月一七日、中沢祖道申状。  
文書名は「大山莊田数名寄帳案」である。「百合」に四〇、「百合」※ノ九〇、「百合」※ま八一―一二の三種現存するが、すべて案文で正文は知られていない。写し誤りによるものが若干ある以外三種の内容に大きな違いはない。そのため史料としては基本的に「百合」に四〇を使用した。「百合」ノ九〇は推敲の痕跡が随所にあることからみて、土代としての案文の可能性が高い。

麻野晴子「大山庄の番頭制について」『兵庫史学』一五、一九五八年)二二頁。

「百合」※ノ七〇(『県史』二六一)。

\*124 \*123 \*122

渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造下』（吉川弘文館、一九七〇年）、一一〇頁。  
麻野晴子前掲論文二四頁。

一色田は主に心蓮分であるが、聖脱僧分や山田分などの一部もその可能性がないとは言えない。

\*125

番頭免の用語は、「百合」に四六（『県史』三二二）、嘉慶二年、大山荘年貢米引物并未進徴符と「百合」ノ九九（『県史』三三〇）、明徳元年二月日、大山荘年貢地下散用状に現われるのみである。

\*126

地下沙汰人給は、年貢地下散用状に「定立用」と記されるものの一つで、毎年定額の年貢除分を構成する。「百合」に五九（『県史』三三二）、応永三年二月日、大山荘年貢散用状には「除国下用」に「一石三斗地下沙汰人給」が復活するので、それ以前に番頭制のプランが崩壊したことは明らかである。

\*127

行恒心蓮父子が守護役をかけられて逐電したことや文安二年（一四四五）以後の守護役夫地下半分立用注文でも明らかである。

「百合」ハ三六七（『県史』八八〇）、年欠三月三日、大山荘百姓等申状。

\*129 \*128

「百合」わ八（『県史』三二五）、康応元年二月一三日、三位勝算大山荘行恒心主職請文。



## 第二章 大山荘における年貢減免闘争の発端

### はじめに

中世荘園制下の階級闘争は、①家父長的奴隷制下にある「親類・下人」や不安定小農民の自立の動き、②「百姓」層の年貢公事減免闘争、③荘官・地頭的在地領主に対する身分的隷属的拒否の動きの三者を機軸にして展開するとされる<sup>\*)</sup>。このうち、本章の対象とする②は荘園制下の基本的な土地所有関係に基づく闘いであり、農民の基本的負担に関わるものであるだけに、荘民と領主との間で広汎且反復的に展開された。ために、これについての研究は個別荘園ごとに多大な蓄積がある<sup>\*)</sup>。

中世荘園の母体となる村落の身分構成については、大山喬平氏の二重構成論、すなわち村落は大規模な荘園的土地所有を背景とする名主層（上層農民）と一段前後の零細な経営に依拠している散田作人層（中下層農民Ⅱ小百姓）で構成されていて、名主層と散田作人層との関係は主従制的隷属支配関係ではなく、散田作人層は比較的自由な零細経営者として存在していたとする説がある<sup>\*)</sup>。水野章二氏は大山氏の所論と大山荘の村落構成に対して、「大山氏は東寺領若狭国太良荘に見られるような名田―散田（一色田）の体制を前提に、農業生産力が高いとされる一井谷からなる名主層のイメージを、生産力の低いとされる西田井村から散田作人層のイメージを作り上げ、名主層と散田作人層の取り結ぶ関係を構成的支配と概念化している」と批判して、二重構成論は生産力の差に基づいて理念化されたモデルに過ぎず、一井谷には太良庄のような散田百姓の存在は確認できないとしている<sup>\*)</sup>。

第一章で示したように、大山荘の鎌倉末から南北長期の取帳・名寄帳・田数注文などの諸帳簿類や百姓申状などの地下からの注進状などの史料群からは、名主百姓層の下層に位置する小百姓・下作人の存在は明らかにできない。帳簿類にあらわれる名主層の田数などの「経営規模」は一般には大規模なものではなく、村落内での二重構成的な階層差は明らかではない。しかし、室町時代になると大規模な経営を行っていると思われる有力農民が史料上に現れ、小作人や下人の存在も想定できる。例えば、応永年間の大家左近の如き存在がそれである。大家左近は、六か所の屋敷を持ち<sup>\*)</sup>、応永二四・二五年には三町七反三〇代の田数が記され<sup>\*)</sup>、さらに守護夫の負担も多く、「大家分 五郎二郎」「大家分 助四郎」「大家分 大夫三郎」<sup>\*)</sup>の如く大家の配下にあつた下作人らしき人物もみえる。また、応永二四年・応永二六年の田数注文（後掲表9・表10）では、一段未満の面積の百姓は存在せず、太良荘の建長八年（一二五六）勸農帳に見られるように散田作人層と確認できる零細な農民は検出できないが、数反を持つ農民が家族や隷属民のみで経営しているとは考えられず、この田数注文の背後に作人層が想定できる。従って、本論では村落が名主層と作人層で構成されるといふ二重構成論に依拠して立論することとする。ただし、ここで二重構成という場合、太良荘のように名主層の外部に広汎な散田作人層が存在すると考えるのではなく、名主層のうちで大規模な経営を行っている有力農民の内部に作人層が存在することとをさす。そこで、この章以下に「名主百姓」と表現するのは、村落における身分構成上では名主層をさし、「百姓」あるいは「農民」というのは、名主層を中心にしてその背後や内部に存在する散田作人層をも含めた概念である<sup>\*)</sup>。

ところで、一般に年貢公事減免闘争を(A)減免実現のための策略(戦略)と(B)減免実現のための実力行使(戦術)とに分別するならば、(B)は年貢未進・強訴・逃散などのいわゆる「荘家の一揆」の具体的な行動として注目されてきたが、(A)に関わる農民の領主との巧妙な駆け引きについては、詳細な分析がなされていないくらいがある。<sup>10)</sup>

そこで、一四・五世紀東寺領丹波国大山荘を考察の対象に選び、<sup>11)</sup>農民の荘園領主に対する年貢減免闘争の戦略を検討する。大山荘における年貢減免闘争の戦略は百姓申状などの分析によると以下の三形態に分類できる。①損免による要求、②田数・田品の引き下げによる分米高の下方固定化要求、③守護役・段銭負担による減免要求。①は他荘にも多くの事例が知られる一般的な戦略形態であるが、②と③は現在までのところ他荘では事例を挙げて注意されていない。③は、大山荘の農民が東寺とかわした守護役・段銭本所半分地下半分負担の原則を楯に多大な年貢減免を獲得するもので、一四世紀中頃に起源を持ち、一五世紀中頃に高揚する。このことの詳細は第三章に譲ることにし、本章では、鎌倉末・南北朝期の東寺の荘支配強化に関わりそれに対する農民の年貢減免闘争である②を中心に論述する。この時期における田品・田数決定をめぐる闘争は、管見では大山荘以外には認められないが、この闘争形態が実現したのは大山荘の荘民が他荘より突出した力量を保持していたためではなく、荘園領主たる東寺の一四世紀、即ち鎌倉末・南北朝期の特殊な荘支配のあり方と密接に関わっている。<sup>12)</sup>大山荘の農民は特有な支配形態である大方・切田方分田体制を逆手に取った②の戦略を構築し年貢減免に成功するのである。

### 第一節 起請文言を持つ百姓請文の性格の質的变化

鎌倉時代の末期から南北朝時代にかけて、東寺が荘支配を強化して年貢の増徴に成功したことが確認できる。第一章第一節で示した如く、東寺の供僧方以下の各寺官組織が大山荘の地下地分割により年貢米等を確保しようとした大方・切田方分田体制もその意欲の表われであると評価できよう。さらには、文保二年(一一三二)の大山荘一井谷における百姓請は、以後の年貢増徴策の突破口となった。百姓請は預所重禰の排斥について東寺供僧方と百姓との利害が一致し実現したものであるが、結果的には供僧方は年貢増徴に成功し、単に東寺が田品・斗代を決定しただけでなく、農民に実検注文を提出させることで個々の年貢負担者の把握を企図した。東寺が試みた年貢負担者の把握による年貢増徴策は、田品の引き上げ・未進徴符の作成・応安四年(一一七二)の名寄帳の作成にも表われている。特に、応安四年の名寄帳は、年貢負担者の移動を付箋・書き加え・添書により追跡しているところと特徴があり、東寺の作職移動の把握の結果を表現している。こうして、東寺は農民の個別的な把握に腐心し年貢の増徴にも成功するが、田地の売却による荘外勢力、とりわけ地頭方への作職移動により東寺の荘経営は窮地に追い込まれる。<sup>13)</sup>

そこで、東寺は至徳三年(一一八六)に番頭制を導入し、内作や一色田を給田として特定の農民に与えて番頭とし、荘外に流出した作職を回復しようとしたが、一井谷の農民たちは一色田(行恒心蓮分一町二反二五代)の配当に反感を抱いた。というのも農民にとつて東寺への年貢負担と同様に守護役負担は重荷であった。名は年貢公事負担の単位として機能したのであるが、守護役も名田の面積を対象に賦課される原則があったようで、一色田分は賦課の対象にならず、負担は現存の名に配分されたからである(但し、その配分は、守

護方が個々の名やその名主を具体的に掌握して行なわれたのではなく、在地において百姓等が名別に配分し分担したと考えられるが。こうして東寺の在地支配の立て直し策は、農民が名別の散田化に反対したこともあり、結局は机上のプランに終わってしまった。守護勢力による段銭や守護役の賦課を背景に、一井谷農民は負担のあり方を調整し、散田化された行恒分を一色田から名への再編に成功する過程で、一井谷には新たな惣的結合がなされたと考えられる。東寺が地頭や荘外勢力を排除するために導入せんとした番頭制の成否が、東寺と一井谷百姓の力関係に逆転を惹起させた。それに伴って室町期には、農民による年貢減免闘争が新たに展開する。

かかる力関係の逆転は、農民の署名による起請文、或は起請文言を付す文書の質的変化に如実に対応している。そこで、それらを編年にして表7に示し、農民の署名した起請文の性格・機能について検討しておこう。表7の二七通は内容から、①東寺の強制力により書かされたもの、②百姓の主体的な要求によるもの、③注進状(注文)の形態であるが内容的に要求を包含するもの、に分類できる。百姓の起請文<sup>15</sup>の性格については、入間田宣夫氏が河音能平氏の「庄園制的領域支配強化のための文書形式」説<sup>16</sup>に反対して、「起請文とは本来、農民が自らの主体性において記したものである。それが領主のもとめによって記されるようになるのは二次的な現象である」と規定し、農民の主体的行為に重きを置いた主張が見られる。<sup>17</sup>

この入間田氏の考えを大山荘の百姓起請文にあてはめてみるとどうであろうか。表7において明らかに①ではなく②に分類できるものは10の明徳元年(一三九〇)の西田井の損免を要求するもの以後である。即ち、大山荘では南北朝期以前に八通の百姓による起請文が現存するが、それらは「農民の主体的な行為の一環」として書かれたものとは認められない。<sup>18</sup> 入間田氏が「象徴的な事例」として挙げられる2の起請文についても、百姓請が百姓の主導によってなされたのではなく東寺の年貢増徴策の一環として成立したことから考えて、①に分類できない。<sup>19</sup> とところで9と10とは同年月日である。9は、一井谷百姓の起請文で「為起請文意趣者、三分二のよしを存候処に、領所との□□にこそ候へうけ給候間、ちからなく半分の御免にて候ハ、從仰申候へく候」とあるように明らかに①の内容である。一方10は、西田井百姓の起請文で「為起請文意趣者、損亡之半分の御免如本仰かふり候へ共、三分二を御免にかふり候へく候」とある如く、百姓の領主への要求である②の内容である。これ以後では、確実に①に分類できる起請文が姿を消し、②・③に移行することから、大山荘においてはこの明徳元年が百姓の起請文の性格が転換したポイントであると思われる。

黒川直則氏の言われるように、百姓の起請文の性格が領主の求めによって提出させられた段階から、農民の年貢減免の対領主闘争の一手段として機能する段階へステップアップしたのである。<sup>20</sup> 百姓は「庄園領主が起請文を支配の道具として百姓を威嚇・呪縛」したことを逆手にとつて、年貢減免闘争の武器としたのである。百姓が領主に対して損亡した在地の状況を信用させるために、或は彼らの主張に嘘偽りのないことを信じさせるために、庄園領主の支配装置を逆に利用したのである。<sup>21</sup> 農民たちは神々や仏に呪縛されて身動きがとれないどころか、神々や仏をだしに使って「政治的損亡」を作り出していることさえうかがえるのである。<sup>22</sup> また表7のうち③に分類される18と26の九通の連年の地下半分立用注文は、守護役・段銭を本所たる東寺と地下すなわち農民とで折半して負担する原則

表7 鎌倉時代以後の大山荘における百姓による起請文の一覧

No.	年月日	文書名	内 容	典 拠
1	正和 5.5.8	百姓石馬允家安請文	「領家一円の百姓ニ候上者、いさゝかもうしろめたき事仕らず候」	「百合」や24(『県史』139)
2	文保 2.6.14	一井谷百姓等起請文	「百姓請」、上中下の斗代。	「百合」や29(『県史』151)
3	文保 2.10.4	西田井百姓注進状	文保元年西田井への出作百姓7人の年貢運上注文と西田井百姓10人の所当米代銭納注文。	『教』279(『県史』162)
4	文保 2.10.5	一井谷所納年貢注文	文保元年分の一井谷百姓22人の年貢上注文。	「百合」※ア41(『県史』163)
5	康安 2.9.26	大山荘行岡西谷夫連署起請文	年貢未進。行岡5石5斗3合5夕、西谷2石4斗3合。	「百合」※ネ44(『県史』215)
6	貞治 2.8.4	大山荘宗真等連署起請文	名田の相伝の事情。西谷の名田は、惣檢校から烏帽子子の平官主に譲られた。娘の「ひめいし」に譲られたことについては、平庄司入道の名田か譲りの名田か地下百姓は知らない。	「百合」※ネ46(『県史』220)
7	貞治 2.8.6	円道等連署起請文	虫食いの損傷甚し。上記起請文と関係あるか。	「百合」※オ40(『県史』補遺3)
8	貞治 4.12.25	大山荘惣心等連署起請文	領家分の未進は2石7升、西田井の損亡は3石、それ以外はない。	「百合」※ネ47(『県史』224)
9	明德 元.10.5	一井谷百姓明本等連署起請文	3分の2の損免を要求したが、半免であると言われたのでそれに従う。	「百合」※エ60(『県史』補遺4)
10	明德 元.10.5	西田井百姓等連署起請文	半損にすると言われたが、3分の2の損免にして欲しい。	「百合」※オ84(『県史』319)
11	応永 21.12.	大山荘百姓等起請文	西田井の年貢は種まで食って一粒もないこと。	「百合」※ネ90(『県史』414)
12	永享 元.11.	一井谷百姓行岡等連署起請文	守護夫米の半分13石1斗1升2夕を年貢の除分にする事。	「百合」※ノ196(『県史』518)
13	永享 6.4.	大山荘百姓等連署地下立用和布注進状	永享2年～永享6年までの地下で立用した和布など散用状記載の事実に偽りのないこと。	「百合」※ネ107(『県史』542)
14	文安 元.10.14	大山荘地下入申状	日焼け損亡。3分の2損免を要求、少なくとも半損。西田井は皆損。	「百合」に318(『県史』595)
15	文安 2.5.21	一院谷百姓等起請文案	播磨の「領物更々一物無候」。	「百合」に161(『県史』611)
16	(文安) 2.11.28	一井谷百姓等申状并起請文	兵糧米の如く輔夫も寺家一円負担を要求するが、陣日役は守護役の如く半分負担に従う。日焼・長々陣夫手守護殿の御公事は扶持を要求。	「百合」に163-2(『県史』619)
17	文安 2.12.25	一井谷百姓等起請文	守護役などの引違の申請。	「百合」に165(『県史』620)
18	文安 2.12.	大山荘守護役夫料等地下半分注文	守護役・八上日役・陣日役夫料、播磨陣夫の入足半分注文。	「百合」※ノ243(『県史』622)
19	文安 3.12.20	大山荘守護方公事役入足地下半分立用注文	守護役の地下半分負担の注文。	「百合」※ノ445「百合」に171(『県史』631)
20	文安 4.11.18	一院谷守護役夫銭地下半分注文	守護役の地下半分負担の注文。	「百合」に176(『県史』638)
21	文安 5.12.	大山荘守護役地下半分注文	守護役・段銭の地下半分負担の注文。	「百合」に183(『県史』646)
22	宝徳 元.12.	一院谷公事足地下半分注文	守護役・段銭の地下半分負担の注文。	「百合」に189(『県史』658)
23	宝徳 2.12.25	大山荘公事銭等入足地下半分立用注文	守護役・段銭の地下半分負担の注文。	「百合」※ノ261(『県史』670)
24	宝徳 3.12.	一院谷園役入足地下半分立用注進状	守護役・段銭の地下半分負担の注文。	「百合」に198(『県史』681)
25	享徳 元.12.	一院谷園役入足地下半分注文	守護役・段銭の地下半分負担の注文。	「百合」※ノ274(『県史』693)
26	享徳 2.12.13	大山荘守護役夫料足注文	守護役の地下半分負担の注文。	「百合」に211-2(『県史』702-1)
27	康正 2.12.□	大山荘段銭散用状	段銭26貫238文、切田大方賀茂釜20町分。	「百合」※ノ288(『県史』716)

にもとづき、代官乗善を経由して東寺に提出されたものであるが、それぞれの年度の年貢散用状とてらしあわせてみると、百姓は要求通り満額の年貢除分の獲得に成功している。百姓等がこれら注文に起請文を付したのも、前記の起請文の機能を頼みとしたからである。南北朝期までは東寺が農民支配の手段として起請文を書かせ、農民に従順な態度を取らせた。しかし、室町時代になると農民は起請文を逆手にとつて、彼らの要求実現の手段としてこれを利用するようになる。私は農民が起請文を自らの闘争手段に取り込む時期に東寺と農民の力関係の逆転を見て取ろうと思う。

番頭制は現実の在地構成と遊離しており農民等の抵抗により早期に崩壊するが、それを契機に大方・切田方一体の経営は応永二五年（一四一八）まで行なわれる。東寺が大方・切田方一体の存続を選じた理由は、作職の荘外流出による経営困難に加え、守護勢力の侵入による。番頭制の企図の直前である永徳二年（一三八二）所務職を得たのは、権律師顕海である。彼はその請文の一項目に「一、守護役人夫以下細々煩等事、依有彼方有縁之子細、為所望篇目之上者、廻内外計略、可申止彼所役事」と記している。<sup>25</sup> 東寺は、本覚寺の長老<sup>26</sup>で守護方と「有縁」の顕海を代官に補任することで、守護勢力の侵入をかわそうとした。番頭制後は、喜阿弥一又代官宗頼（応永五年〜一五年）、宝泉院快玄一又代官稻毛修理亮一又々代官麻宇田（応永五年〜二四年）といった守護方と関係の深い武家代官を登用している。彼らは守護役の賦課については「秘計」或は「代官持ち」と約束し、その地位を得ている。確かに応永五年以降約二〇年は年貢地下散用状には、守護役の記載はなく、この期間東寺は守護役負担から逃れることができた。しかし、後述の百姓申状によれば、代官は数々の非法とともに守護役の負担を地下に転嫁している。ために、農民は非法な武家代官の罷免闘争を余儀なくされるのである。

## 第二節 田数・田品引き下げ闘争の発端

室町期に入り農民は損免闘争に加え、田数・田品の引き下げを実現し、年貢減額に成功する。その発端は、切田方への年貢の配分が圧迫されたことにあると考えられる。室町前期の未進・損免額は田沼氏の示された通りであるが、<sup>27</sup> 応永二二年（一四一五）では隣荘の宮田荘との用水問題が前年再発したこともあり、<sup>28</sup> 西田井一一石八斗二升の不作に加え、二六石六斗六升五合の損免（西田井半損・一井谷と賀茂基三分の一損）を得ている。<sup>29</sup> そのため寺納は二七石八斗強になっている。ところで同年の寺家散用状<sup>30</sup>では、執行と小行事へそれぞれ一石しか分配されていない。<sup>31</sup> 翌年の応永三年（一四二六）でも年貢三五石強のうち執行と小行事へそれぞれ一石、職掌と中綱へも併せて二石しか配当されていない。このことが原因になったのであるうか、至徳三年以後一括に算用されていた大方・切田方を切田方が再び切り離す動きを始めた。応永二四年（一四一七）七月二十八日の一井谷百姓等申状<sup>32</sup>はそのことを以下の如く伝える。

（端裏書）

「大山庄百姓注進京者八月四日  
則被披露」

かしこまで申あげ候、

そもくきつたはうの御下地の事、

しおほせ候ところに、

（上使）

しやうしこれにて御うけとり候へきよし、

しやう

（請取）

御たいくわん

御わたし候ハす候お、しやうしちけの御ひやくしやう等かんほう申候やうにおほせ候て、この御下地御たいくわんはうより御ひやくしやう等かくし申候へと、かたくおほせ候間、御ひやくしやう等なんきこの事候、しよせん一ちやう一反廿代の御下地わ、御たいくわんかたに候へく候、このよしこれにて申候へハ、御たいくわんかたく御さゝゑ候間、らつきよのほとは、御ひやくしやう等まつたいさんつかまつり候、このよし申あげす候へハ、まつたい寺けの御ひやくしやう等にて候かふちうにあたり候間、かくのごとく申あげ候、いそぎく御みちやり候て、御ひやくしやう等地下ゑかゑし給候ハ、かしこまり候、このよし御ひろうにあつかり候ハ、かしこまり入候、恐惶謹言、

七月廿八日

お、やまのしやういちいたにの御ひやくしやう等

注進

御奉行所

切田方の上使が、切田方に属する下地を引き取ることで下向したために問題が生じた。守護被官である代官稲毛修理亮（現地代官は麻宇田）は上使に下地が一町一反二〇代足らないので渡せないと言ひ、その田地は百姓が隠したと強く主張したのである。しかし、百姓はその下地は代官の方にあるのだと逃散をもつて訴えたのである。結局この相論において、百姓はこの切田方上使の下向を契機に田数・田品引き下げ闘争と代官改替闘争を開始し、二つの闘争とも勝利を収めることに成功するのである。

そもそも代官稲毛修理亮の作成した年貢散用状に田数問題が生じる原因があつたと思われるので、まずこのことから述べよう。応安四年（一三七二）の名寄帳は至徳三年（一三三八）の番頭制失敗後も稲毛修理亮が就任するまでは「本帳」或は「古帳」と呼ばれる基本台帳として機能した<sup>\*34</sup>。それによれば大方分の分米は七六石一斗一升八合、切田方分は三四十石六斗八升で合計一〇石七斗九升八合であつたようである<sup>\*35</sup>。ところが、稲毛修理亮が代官に就任して作成した年貢地下散用状<sup>\*37</sup>では、下地一七町・分米八二石二斗二升となつている。応永一六年（一四〇九）分の年貢地下散用状<sup>\*38</sup>では、

一 惣田数 廿五町内  
のそく分

三丁四反

五丁田分

四丁四反廿代

ふそく

十七町

当さく

以上 二十四丁八反廿代

ふそく一反卅

応永一七年の年貢地下散用状<sup>\*39</sup>では、

一 惣田数 廿五町内

三町四反

五丁田のふん

四町四反

不

二反

ふそくのふん

残田 十七町

とあつて、かつて地頭方へ略奪された五町田と不作・不足の田地とを大方・切田方の別な

く処理して田数を一七町にしてしまっている。応永一八年（二四二）以後には上記の田数処理の論理は示されずに分米八二石二斗二升に固定した年貢地下散用状が作られる。代官稲毛がかかる田数処理により分米高を圧縮したので、ついには帳面上の田地が曖昧になったと思われる。そこで先程のような切田の切り離しの事態に立ち到った際に「下地がなくなる」という結果に陥ったのである。つまり、この切田方の下地喪失問題の原因は代官稲毛にあるという百姓の主張は故なしとは言えないのである。

代官稲毛の非法はこの田数問題に限らない。一井谷百姓等申状によれば<sup>40</sup>、

かしこまで申上候、  
一、さきたんて申上候きつ田はうの御したちの事、一町一反廿代御たいくわん御かくし候て、御ひやくしやうらになけきお御かけ候事、  
一、御たいくわんにうふののちそんなもうおしけより給候お、上下のろうふつほて給候

てのこり候わんお、御たいくわんめされ候、けんく応永廿二年そんなうたにハ三分一にて候お、四分一になしてめされ候、  
一、しけの御ねんくお、いなかに御おさめ候て、御ひやくしやうらにきやうしやうふとおほせられ候て、いちねんちうに六十三人夫お御のほせ候、  
一、きよねんのやくむたくまいの事、おうつかいかたくさいそく候ところ、御ふちハ候て、けんく五貫文御たいくわんめされ候て、御ひやくしやうらのそんに御なし候、このほかくほう御めん候とて、一こんふんとて又三貫文めされ候、  
一、しゆこ夫の事、御たいくわん御もち候て、ちけにハつかまつらぬようにおほしめし候へとも、きよねんも代二貫五百文、米四斗三升入候、かやうに候ほとに、御たいくわん御もちのかいなく候、  
右ちやうくかやうにひほう御入候間、御たいくわんの御ひはうハ、はうしやういんの御はからいと存候間、はうせんいん御もち候ハ、御ひやくしやうらなくちくてんつかまつり候へく候、このほかひはうおおく候へとも、この御はうおミ申ましきんすいつかまつり候間、なかく申上す候、しけより御たいわん給候て、御ひやくしやうおも御かへし候ハかしこまり入候、

八月五日

大山庄いち井谷にの御ひやくしやう等

御公文所

①切田方の下地一町一反二〇代を隠す、②寺家の示した損免率三分の一を四分の一にこまかして上前をはねる、③過剰の京上夫を懸ける、④役夫工米五貫文とその一献分を百姓負担にする、⑤守護夫は代官が負担すると言いながら賦課するなどの非法の条々を訴えている。百姓はこの代官の非法は所務職を持つ宝泉院快玄の「はからい」であるとして<sup>41</sup>、稲毛修理亮一麻宇田だけでなく宝泉院の改替を要求している。百姓は、逃散の手段にも訴えて、さまざまな障害を乗り越えて、ついに代官稲毛の追放に成功した<sup>42</sup>。

### 第三節 田数・田品引き下げ闘争の展開

百姓は、切田方上使の下向を機に代官改替闘争と併行して、田数・田品引き下げ闘争を

も策した。その目論見が示されている代官の寺家への注進状<sup>43</sup>は、以下の如くである。

(端裏書)

「応□廿四七・九大山庄注進」

わさとちう進申入候、抑大山庄切田方わたし候はんとて、御百姓ニあいたつね候へ共、大方切田きん年下地ニ作候間、りつほさらにくしらす候よし申候ほとに、ちからなく百姓の前々の作を事々くしるし候て、此内を大方の田しゆをぬき候てとり候へは、このる切田方の分寄町二段卅代下地候はす候間、公人方申候やうは、うせ候ぬ下地をなきよし申候間、すこしもたり候はすは、うけとり申ましきよし申候ほとに、此ふそく分を大方切田ニはいふんすへきよし申候へ共、たらず候ハ、中々うけとり申ましきよし申候ほとに、此五・六日いろくのもんたうつかまつり候、下地うせ候はぬ間、本帳のまゝ事々く帳をかたむへきよし申候へは、たといおさへて御かため候とも、御年貢においてはさた申ましきよし申候、此うへはきしやうもんをけんみつにかくへきよし申候へハ、これも又かくましきよし申入候事、せひなくて候、此うへ又、本帳の上の下地を三分二ハきんねん下につかまつり候事、ふしきに存候、下地の一町二反四十代たらぬと申、又上を下ニなすと申、かたくのちのきすになり候はんする間、中々帳おかためす候、しよせんきんそくに此分御ひろう候て、御さをとくとくうけ給候へく候、庄下ニ候事せひなく大事に候、らい八月七・八日のころには、たとい御さう候はすとも、まかり上候へく候、それよりいせんにくわしくとくくうけ給候へく候、恐々謹言、

七月廿九日

御代官 定深 (花押)

公文所御坊まいる

□□ (花押)

百姓の主張をまとめると、①近年は大方・切田方の下地は「ニ作」っているので、里坪がどうなっているのか知らない(従って、切田方の喪失した一町二反四〇代は不明である)、②応安四年の「本帳」の通りに帳面を「かた」めた<sup>44</sup>としても年貢の沙汰はしない、③起請文を書けと言われたが書かない、となる。一方、又代官麻宇田と上使定深も、百姓の主張する田数と田品の引き下げを認めるとのちに禍根を残すことになるので、すぐには百姓の言いなりにならなかった。

百姓の主張する田数・田品と「本帳」記載のそれは記録に残っている<sup>45</sup>。

(端裏書)

「□□寄帳 応永廿四」

「□□庄内切田 上中下 本帳 百姓申分違の目六〇 八月

上二町六段十五代 百姓申分 大方本帳 三町七反及 〇(年)

已上五町卅代内 二町四反廿けんす

〇四町四反卅五代 百姓申分 大方本帳 三町一反廿〇代 切田、二町八反廿代

已上五町九反卅内 一町五反十あまる分

〇四町七段十五代 百姓申分 大方本帳 一町四反卅代 切田、七反

已上二町一反卅代内 二町五反卅あまる分

合百姓申分上中下ニ已上十一町九反廿代下地アリ

切田方下地已上五町二反十五代



大方八町二反卅代 合十三町四反四十五代此口<sup>8)</sup>

一反 天神小行事きしん分<sup>(新進)</sup>

やう

一反内 しきしの方きしん分

(以下略)  
(職掌)

計算そのものに多くの誤りがあるので作表しにくいだが、あえてそれを表8に示す。これによれば「百姓申分」は「一町九反二〇代」で「本帳」の「一三町四反四五代」と比べ一町五反二五代減ったことになる。また、上田の半分が下田になったことになる。百姓は大方・切田方の区別がつかないと言っているので、大方・切田方のどちらの田地がどれだけ田品を下げたか不明である。しかし、それが切田方の下地に集中した理由は、切田方が斗代が高かった事によると想像される<sup>46)</sup>。さて、この下地隠しの張本人は、応永二四年の八月に定深により百姓別の田数注文が作成されることで明らかになる<sup>47)</sup>。

大山庄 切田方谷田五町二反廿五代大方合十三町五反五

ふそく分一町六反なし

一井谷田数之事

一、行恒分

六反廿代内

行恒 六反廿代内<sup>五反卅五代</sup>

あつき谷

上廿代  
中四反

下二反

三郎大夫

一、連こう谷

四反十代内<sup>中二反</sup>

内<sup>中廿五代</sup>  
下<sup>中廿五代</sup>  
卅代

一、天神ゑもん

六反十五代内

上廿五代  
中二反  
下二反  
内作一反十五

一、しやうし

三反

五代内<sup>上卅</sup>  
中二反廿五  
下卅

一、ほり田

四反内<sup>上三反</sup>  
中三反

(以下略、表9にしめす。)

この田数注文に記載されている百姓は、現実に作職を保持し、その権利を東寺から認められ、なお且つ多くの者は一井谷の村落に屋敷をもち居住している。というのも田数注文には現れる彼らの名前にはほとんど一井谷の地字名が冠されていて、彼らの居住活動空間が示されているからである<sup>48)</sup>。さて、表9によれば、大方・切田方関係なく一井谷の一六の百姓名を挙げて、本帳に比べ一町六反減少した一二町五代の田数が注進されている。そしてそのうち一町二反三五代は「行つね」以下八人が「下地かくす分」として摘発されている<sup>49)</sup>。これだけ見れば、百姓の隠田が発覚し、彼らの目論見はうまくいかなかったように思われるが、上中下の田品は百姓の言いなりになったようで、そのそれぞれの田数は表9に示した「百姓申分」の通りである。これらの成果は新代官中西重行が就任した際<sup>50)</sup>に作成された応永二六年(一四一九)の田数注進帳<sup>51)</sup>で認めることができる。

表10 応永26年田数注進状(一井谷大方のみ)

No.	地字	名主百姓	総田数	内作	上田	中田	下田	分米	納入額
1	政所	一法師	.5.20	.1.20		.2.00	.2.00	3.092	
2	れこ谷	大夫	.3.30	.1.20		.1.25	.0.35	2.24	0.922
3		中西方	.7.30		.0.20	.6.10	.1.00	4.208	
4	尾上	左近	2.6.20	.1.20	.3.00	.5.05	1.6.45	13.604	1.8
5	いも谷	四郎五郎	.4.00		.1.00	.2.00	.1.00	2.3	0.4
6	おはな	大夫	1.0.05	.1.00	.3.00	.3.15	.2.40	6.08	1.8
7	ほり田	きやう部	.1.00			.1.00		0.56	
8	坊	平内	.9.20		.5.00	.0.20	.4.00	5.684	1.09
9	天神	次郎	.2.40	.1.15	.0.25	.1.00		1.944	
10	西谷	助	.2.25		.1.00	.1.25		1.58	0.4085
11	西谷	庄司	.1.05		.0.30	.0.25		0.724	
12	田中	左近	.3.05			.2.05	.1.00	1.616	0.1
13	さい	平内	.2.20			.1.20	.1.00	1.224	
田数計			7.9.20	.6.25	1.4.25	2.8.00	3.0.20		
分米計				15.54		15.68	13.376	45.376	

(注1) 「百合」※ま8-2-4(『県史』461)、応永26年8月日、大山荘田数注進状案による。但し、この田数は大方一井谷分のみの統計である。この注進状には西田井分の名寄田数もある。  
 (注2) 計の欄の値は記載値である。分米の実計算値とは若干誤差がある。田数の単位は、町反代。分米・年貢納入額は石。斗代は内作7斗8升、上田7.4、中田5.6、下田4.4である。  
 (注3) 「納入額」は同年年貢納入を示し、「百合」に110～に112(『県史』464・465・468)・『教』1040(『県史』466)、1041(『県史』467)・「百合」※ノ169-1-6(『県史』463)の請取状による。

表8 応永24年の一井谷における「百姓申分」と「本帳」との各田品田数の比較

	上田	中田	下田	計
A 百姓申分	2町6反15代	4.4.35	4.7.15	11.9.20 (11.8.15)
本帳の大方分	3.6.(15)	3.1.25	1.4.30	8.2.30 (8.2.20)
本帳の切田分	1.4.15	2.8.20	.7.00	5.2.15 (4.9.35)
B 本帳合計	5.0.30	5.9.45	2.1.30	13.4.45 (13.2.5)
B-A	2.4.20減 (2.4.15)	1.5.10減	2.5.30増 (2.5.35)	1.5.25減(1.3.40) 1.4.減(1.2.45)

(注1) 「百合」に107(『県史』445)、応永24年8月日、大山荘大方并切田分本帳・百姓分違目録による。  
 (注2) 史料では中田は「一町五反+あまる分」として増減を逆さにしている。  
 (注3) 括弧内は実計算値。B-A欄の合計欄上段は縦計値、下段は横計値。

表9 応永24年大山荘田数注文

No.	地字	名主百姓	総田数	内作	上田	中田	下田	ふしん	隠田
1	あつき谷		.6.20		.0.20	.4.00	.2.00		
2	行恒		.6.25					.5.35	.2.35
3	連かう谷	三郎大夫	.4.10			.2.25	.1.35		.1.15
4	天神	ゑもん	.6.15	1.15	.0.25	.2.00	.2.30	.0.05	
5		しやうし	.3.45		.0.30	.2.25	.0.40		
6	ほり田		.4.00		.2.00	.2.00			
7	坊	平内	1.5.20		.6.00	.5.00	.4.00		.2.00
8	いもう谷		.5.00		.1.00	.1.00	.2.00		.1.00
9	西谷	すけ	.4.25		.2.00	.2.25			
10	田中	さこ	.5.05		.1.00	.2.05	.2.00		
11	天神	ほうし	.6.15		.0.15	.4.00	.2.00		.2.20
12	大江	さこ	3.7.30		.4.20	.7.30	2.5.30		.0.05
13	さい	平内	.3.25			.1.25	.2.00		
14	お花	大夫	.8.05	?	.1.00	.4.15	.2.40		.2.00
15		けん二郎分	.2.15			.2.15			.1.20
16	天神内	丁かもん	.1.00			.1.00			
計			12.0.05 (12.0.05)	2.6.10 (2.0.25)	4.4.35 (4.4.15)	4.7.15 (4.7.25)			1.2.35 (1.2.45)

(注1) 「百合」※ネ242(『県史』929)、年月日欠、大山荘田数注文による。  
 (注2) 単位は、町反代。計の欄の下段の括弧値は実計算値。  
 (注3) No.2、No.4、No.7、No.8は各田品の田数とその総田数の記載値が合わない。

注進 大山庄田数事 応永廿六年

合

一井谷分

上一段廿代内作

上一段廿代内作

政所

れこ谷

中二段

一法師

中一段半

大夫

下二段

下卅五代

上廿代

上四段廿代内一段廿代内作

尾上

中六段十代

中西方

中五段五代

左近

下一段

下一町六段四十五代

上一段

上四段内

いも谷

おはな

中二段

四郎五郎

中三段十五代

大夫

下一段

下二段四十代

(以下略、表10にしめす。)

代官中西重行以後は再び大方と切田方は別々に算用されることになったため、この注進状は大方分のみを名寄せした形態をとっているが、「本帳」である応安四年の名寄帳の大方分とこれを一井谷に限り比較してみることに、百姓の田数・田品引き下げ闘争が成功したことが確認できる。表11によれば、上田は一町五反一五代、中田は三反二五代それぞれ減り、下田は一町五反三〇代増えている。惣田数でも三反一〇代減少している。分米で言えば、内作の斗代が七斗四升から七斗八升に引き上げられたものの総量的には五石六斗三升八合の減となっており、百姓の年貢減免闘争が成功したことがはっきりする。しかもこの田数注進状の一井谷大方田数七町九反二〇代は大山庄が東寺文書から消え去るまで基礎田数として機能することとなった。このことから、この応永二六年の田数注進状は田数・田品引き下げの農民闘争の到達点と評価できよう。

また表9と表10とを比較すると、共通の名主百姓の四人ほどは田数の差は切田方分に相当すると考えられ連続性がみられるが、それ以外の多数の名ではまったく連続性が保たれていないことは注目されるべきで、上述の如く農民の側による巧妙な切田方の大方への変更や隠田を含む田品・田数の改変操作がなされたことが想定される。このことは、後述する斗代引き下げ闘争をもくろんだ田数注文にも共通してみられる。このことからここでの田数・田品は農民と代官と東寺三者による政治的な産物であり、一井谷の現実の耕作田地や田品・田数がそのまま反映しているのではないと知ることができる。

なお、代官が中西重行であった応永二六年(一四一九)〜応永三〇年(一四三三)では損亡額も多く、百姓の年貢減免闘争は一層効を奏したようである(表12)。

表13 応永31年一院谷田数注文の大方・切田方の田品・田数と分米

	総計	切田方計	(7斗6升)			大方計	8斗6升			
			上田	中田	下田		内作	上田	中田	下田
田数	13町0反05代 12町9反05代	2町3反30代	3.00	1.2.25	.8.05	10町5反25代	6.00	1.3.30	3.6.00	4.9.45
分米	71石359	14石019	2.28	8.125	4.374	57石34	5.16	10.064	20.16	21.956

(注1) 「百合」※に124+「百合」※ノ179(『県史』488)、応永31年7月2日、本所一院谷田数注文による。

(注2) 合計欄の下段は計算値である。田品の上に記載した米量は斗代である。但し、切田方の斗代は判然としないので、従来値を括弧で示し、分米の計算にもそれを利用した。

表14 永享9年内検帳の大方・切田方各田数と分米

	総計	切田方計	小行事	中綱	職掌	大方計	内作	上田	中田	下田
田数	12町7反00代	5町0反05代	1.9.30	.8.30	1.7.40	7町6反45代	6.25	1.2.25	3.6.20	1.9.05
分米						43石628	5.59	9.25	20.384	8.404

(注1) 「百合」に146(『県史』567)、永享9年11月12日、大山荘内検帳による。

(注2) 切田方の内訳に4反5代の不足(内4反は職掌分と思われる)がある。また大方の内訳に2反20代の不足がある。大方の分米は、田数に斗代を乗じた計算値である。

(注3) この内検地帳は大方分の損得を検分した結果を記載したもので大方の一筆ごとに損得の面積が記載され、得には米量も記載されている。大方の総得米は29石5斗4升である。

表11 一井谷大方分の田品田数・分米変化

		上田	中田	下田	合計
応安4年 (1371) (A)	田数	3町6反15代	3.1.25	1.4.40	8.2.30
	分米	26石8斗6升2合	17.64	6.512	51.014
応安26年 (1419) (B)	田数	2.1.00	2.8.00	3.0.20	7.9.20
	分米	15.54	15.68	13.376	45.376
(B)-(A)	田数	-1.5.15	-0.3.25	+1.5.30	-0.3.10
	分米	-11.322	-1.96	+6.864	-5.638

(注) Aは「百合」や38(『県史』239)、Bは「百合」※ま8-2-4(『県史』461)による。

表12 代官稲毛修理亮期、中西重行期、賢真期の損免と寺納

	一井谷損免	西田井損免	損免の計	寺納	率	典 拠
応永16			10	42.219	51%	「百合」※ノ150(『県史』389)
〃 17		2.5	2.5	50.392	61%	「百合」に82(『県史』396)
〃 18			21.5	50.888	62%	「百合」に87(『県史』405)
〃 19				48.916	59%	「百合」※ノ154(『県史』410)
〃 22	(1/3)	(1/2)	26.665	27.801	34%	「百合」※ノ158(『県史』421)
〃 26	19.436	7.15	26.586	9.288	15%	「百合」に113(『県史』469)
〃 27	?	?	22.906	14.93	23%	「百合」に117(『県史』473)
〃 28	9.075	4.752(1/3)	13.827	20	31%	「百合」※ノ172(『県史』478)
〃 29	15.125(1/3)	皆損	30	7.822	12%	「百合」※ノ174(『県史』483)
〃 31				30.421	47%	「百合」※ノ180(『県史』491)

(注1) 単位は石。寺納欄の率は、寺納/分米(%)。括弧内の分数は損免率。

(注2) 稲毛期は応永16年~22年。分米は、82.22石(本来は110.798石)。

(注3) 中西期は応永26年~29年。分米は、63.952石。

(注4) 賢真期は応永31年。分米は、65.364石。

第四節 斗代引き下げ闘争

応永三一年(二四二四)に代官が中西重行から法橋賢真に替わった。<sup>\*52</sup> この代官の替わり目に際して、一院谷百姓は田数注文を提出した。<sup>\*53</sup>

大山庄本所一院<sup>(谷田地之)</sup>□□事<sup>応永</sup>□□

大家左近

田中名 一丁一反廿代斗代四斗四升

一反廿代内作斗代八斗六升

右近名 一反廿五代斗代五斗六升

二反下

隠谷 三反廿五代下

奥谷 三反下

二反廿五代<sup>(切田方)</sup>斗五升

一反上切田斗代 六斗六升

一色分 一反上大方七斗□□

一反大方中

い上二丁八反十五代

政所左近大郎分

三反廿五代中

一反上

一反廿代内作

七 六反 五代下

い上一丁三反四十代

坊平内

四反上

七反廿代中

四反下

一反上山口寄進切田分

い上一丁六反廿代

(以下略)

この田数注文では一院谷一三町五代、賀茂莖一町五反五代、西田井四町七反三〇代と記載され、それぞれ以前の田数と較べると若干減少している。賀茂莖と西田井は田数と斗代を記すのみであるが、一院谷は大土地を保有する有力農民である大家左近をはじめとして一五名分の名寄形式になっている。そして、大方の田数・田品のみならず切田方のそれも記している。これを整理して表13に示す。これによれば大方・切田方とも上田よりも中・下田の比率が高くなっていることがわかるが、変化の最大の特徴は切田方の田数が以前の約半分の二町三反三〇代に減少し、逆に大方の田数は切田方の約半分の田数を加えた一〇町五反二五代となっていることである。<sup>\*54</sup> 百姓のねらいはどこにあったのだろうか。すでに指摘した事であるが、切田方の斗代は大方のそれに比べ高い。特に下田は従来の斗代であれば、大方が四斗四升であるのに対し切田方五斗五升と一斗一升高である。百姓は田地を切田方分から大方分へ変更することにより事実上の斗代引き下げを画策したと思われる。仮に、従来の斗代で分米を計算すると七一石三斗五升九合で、応安四年時の分米の計八四石四斗三升四合にくらべて一三石七升五合の年貢引き下げとなる計算である。<sup>\*55</sup> 百姓は応

永二四年〜二六年にかけて、田数・田品の引き下げ闘争に成功したその勢いをかりて、応永三一年には代官の替わり目を利用した斗代の引き下げを目論んだ。しかしながらこの斗代引き下げ闘争は成功しなかったようである。それというのも応永三三年（一四二六）以降の年貢地下散用状<sup>56</sup>では、一井谷・西田井とも田数・分米は応永二六年の田数注進状の値のままになっているからである。百姓等の田数・田品引き下げによる年貢減免闘争は応永二六年に前述した成果を得て、さらにこれを維持していくことで継続されていたものと思われる。その例として永享九年（一四三七）の内検帳を整理したのが表14である。惣田数・大方の田数・切田方の田数・上中下の各田品田数とも変化している。農民と領主東寺との間の政治的駆引きと年貢減額のための不断の闘争の姿がここにも見える。

#### まとめ

東寺は年貢を寺官組織に分配する方法の一つとして、大山荘の特定の田地を指定して分田領有させる大方・切田方分田体制を考案した。しかし、この制度は、東寺が大山荘の地下再編成の必要上から至徳三年（一三八六）に番頭制を導入することにより廃止された。

そして、東寺は、明徳の乱後守護となった細川氏の守護役負担を回避するためにも、守護被官の代官を登用し、応永二五年（一四一八）までは大方・切田方一体の荘経営方式を選択した。喜阿弥一宗頼と宝泉院快玄一稻毛修理亮一麻宇田が代官の時には分米の五割を確保できた時期もあったが、反面かれらが横暴で非法な在地支配を強行したことで農民による代官排斥闘争は高揚し、東寺の在地支配権も希薄になった。そのため、東寺は大方・切田方分田体制の再興を企図した。しかし、この時期にこそ大山荘の農民は東寺に対して攻勢に転じるのである。その転換点は、農民が書いた起請文の分析により番頭制崩壊後に求められる。東寺が大山荘を大方・切田方に分田化した仕組みは、逆に農民にうまく利用され、年貢減免闘争として結実する。これについて、本章で主に知り得たことをまとめれば、以下の三点である。

①室町時代初期に大山荘の農民は代官改替闘争と併行して、大方・切田方分田体制を利用して、荘園領主東寺に対し田数・田品引き下げ闘争を展開し、分米高の引き下げに成功した。

②農民は代官の替わり目に際し、大方・切田方分田体制を利用して斗代引き下げ闘争も企図したが、実現には至らなかった。しかし、そのことは荘園領主に対する農民の巧妙な闘争姿勢を示している。

③この時期の田数注進状や内検帳の示す農民の土地保有面積や田品は必ずしも正確に実態を反映したものではなく、領主東寺と農民の間の力関係により成立した虚構部分も少なくない。

上記の如く大山荘の農民は、鎌倉末・南北朝期における東寺の年貢増徴策を逆手に取って田数・田品引き下げ闘争を成功させた。そして、守護勢力の在地進出と併行して農民の年貢減免闘争もさらに高揚する。これ以後は東寺の在地支配力は、分米の縮小固定化や年貢寺納量の減少にみられるように、一層弱体化の方向に進むことになるのである。

\*1 永原慶二「中世の社会構成と封建制」(『講座日本歴史4中世2』東京大学出版会、一九八五年)。

\*2 東寺領では、谷口守・黒川直則「東寺領荘園関係論文目録」(『月刊歴史』九、一九六九年)に久世上下荘以下個別的に各荘園ごとの論文が紹介されている。高野山領では、井上恵一「中世高野山関係文献目録」(豊田武編『高野山領荘園の支配と構造』巖南堂書店、一九七七年)が詳しい。

\*3 大山喬平『日本中世農村史の研究』(岩波書店、一九七八年)。

\*4 水野章二『日本中世の村落と荘園制』(校倉書房、二〇〇〇年)、四六〇頁・四八四頁。

\*5 「百合」※ネ二四三(『県史』九三三)、年月日欠、大家左進屋敷分注文。

\*6 「百合」※ネ二四二(『県史』九二九)、年月日欠、大山荘田数注文。「百合」※ノ一六

三(『県史』四五〇)、応永二五年八月二日、大山荘当毛注文案。

\*7 『教』一〇三一(『県史』四五四、応永二六年六月十日、大山荘守護方夫役日記)。

\*8 大山喬平氏の散田作人概念は、名主の家父長制的な私的人格支配関係にある存在ではなく、名主の支配から離れた自由な人格として設定されている。

\*9 入間田宣夫「逃散の作法」(『豊田武博士古稀記念 日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇年、のち『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年、に所収)。

\*10 佐藤和彦「中世一揆史研究の軌跡」(『一揆1一揆史入門』東京大学出版会、一九八一年)では、中世農民闘争を概観し、稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史7中世3』一九六三年、のち『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年、に所収)で提起された「荘家の一揆」の位置づけとそれ以後の展開も叙述されている。

\*11 斉藤利男「一揆の形成」(『一揆2一揆の歴史』東京大学出版会、一九八一年)では、本年貢・公事の内容の成立過程を考察し、平安末期にはAについての農民の事実上の年貢減免闘争が行われたとの指摘がある。

\*12 大山荘を対象とする研究論文は、多数にのぼる。主なものは、前注(2)の「東寺領荘園関係論文目録」や『丹波国大山荘現況調査報告I』(西紀・丹南教育委員会、一九八五年)の参考文献を参照されたい。

\*13 従って、領主の支配形態とその動向が大山荘に近似した場合は、他荘でも同様の農民闘争が惹起する可能性はある。

\*14 第一章参照。

\*15 大山荘に關係する起請文は五七通あり、そのうち百姓の起請文は二七通である。

他の三〇通の内訳は、年貢散用状の末尾に記されたものが一七通、内検帳の末尾に記されたものが三通、そのほかに上使・雑掌・預所等によるものが一〇通である。

黒川直則「東寺の起請文と牛玉宝印」(『資料館紀要』八、一九八〇年)では、特に寺僧・寺官による起請文の分析と、起請文と牛玉宝印の關係の検討をされている。論文の末尾に「東寺關係起請文一覽」として二七七点の起請文が年次順に紹介されていて便利である。しかし、黒川氏は年貢散用状・内検帳・守護役注文等の文末記された起請文はなぜかこの一覽から外されている。私は前書と神文・罰文があれば、すべて起請文とするべきであると思う。むしろ年貢散用状・内検帳・守護役注文に起請文言が付されるかどうかはその性格・機能を解明するうえで重要であろう。大山荘關係に限って上記の観点でこの一覽表をみると、文保二年の百姓請の起請文・文安二年から享徳二年までの守護役等の注文に付された九通の起請文・嘉吉二年から享徳三年までの代官乗善等による一三通の年貢地下散

用状の末尾に記された起請文など計三五通が欠けていることになる。

\*16 河音能平「王土思想と神仏習合」(『岩波講座日本歴史4古代4』、一九七六年、のち

『天神信仰の成立―日本における古代から中世の信仰』塙書房、二〇〇三年、に所収)三〇五頁。

\*17 入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界―中世民衆の自立と連帯―』(東京大学出版会、一九八六年)四三頁。

\*18 5・8の年貢未進といい、6の名田相伝の事情といい、領主の支配への服従の意志の表明である。

\*19 第一章第一節。

\*20 大山喬平氏の「鎌倉時代の村落結合」(『史林』四六一六、一九六三年、のち『日本中世村落史の研究』岩波書店、一九七八年、に所収)における論に完全に依拠した論といえる。

\*21 「百合」ノ一六二(『県史』四三九)、応永二四年七月二九日、大山荘代官麻宇田□□・定連署注進状には、「此うへはきしやうもんをけんみつにかくへきよし申候へハ、これも又かくましきよし申入候事せひなくて候」とある如く、領主側の起請文を書く命令に対して百姓は毅然と拒否している。

\*22 黒川直則「起請の詞」(『日本史研究』一一九、一九七一年)。

\*23 「百合」に三〇四(『県史』八九二)、年欠九月二日、一井谷百姓等申状では、損免要求に関して「半損之分可有御扶持候、只今も以起請可申上候へ共、上使御覽候程三不捧起請文候、更々御百姓無奸曲候、尚々御不審候者、可捧起請申候」とあり、年貢減免の実現のために起請文が利用されることが判明する。

\*24 「百合」に三〇四(『県史』八九二)、年欠九月二日、一井谷百姓等申状では、損免要求に関して「半損之分可有御扶持候、只今も以起請可申上候へ共、上使御覽候程三不捧起請文候、更々御百姓無曲候、尚々御不審候者、可捧起請申候」とあり、年貢減免の実現のために起請文が利用されることが判明する。

\*25 「百合」オ七二(『県史』二八三)、永徳二年七月五日、大山荘領家方所務職請文。

\*26 「百合」や四〇(『県史』二八五)、永徳二年七月五日、大山荘領家方所務職請人請文。

\*27 田沼睦「南北朝、室町期における庄園的収取機構」(『書陵部紀要』一〇、一九五八年)では、未進鬭争と損免要求をそれぞれ農民鬭争の歴史的段階として位置づけ、前者は南北朝に盛行したが一五世紀前半にはそれに替わり後者が激しく展開するとされる。未進・損免一覧は、六八頁。

\*28 「百合」ノ四〇一(『県史』四三二)、(応永二四年)九月二四日、大山荘代官稻毛修理亮書状。

\*29 「百合」※ノ一五八(『県史』四二二)、応永二二年二月 日、大山荘年貢地下散用状。

\*30 「百合」※ノ一六〇(『県史』四二三)、応永二三年二月五日、大山荘年貢寺家散用状。

\*31 「百合」※に一〇六(『県史』四三六)、応永二四年二月三日、大山荘年貢寺家散用状。

\*32 「百合」に二九二(『県史』四三八)、(応永二四年)七月二八日、一井谷百姓等申状。

\*33 「百合」チ七八(『県史』四四三)、応永二四年八月日、東寺雑掌申状に「令改替代官職之处、以守護方権威、立帰令乱入地下刈取作稻等、毎事及苛法沙汰之間、」(傍点は辰田)とある。

\*34 「百合」に六四(『県史』三四二)、応永五年一月一〇日、大山荘年貢勘定状案・「百合」※ノ一二二(『県史』三四九)、応永七年二月 日、大山荘年貢地下散用状・「百



合」に六七（『県史』三五二）、応永八年六月 日、大山荘所務違目注進状案の三点の史料よりわかる。

以下の年貢地下散用状は分米一一〇石七斗九升八合を基礎数にして算用してある。応永八年分（『教』八一―『県史』三五五）、応永九年分（「百合」に六八〔『県史』三五八〕）、応永一三年分（「百合」に七三〔『県史』三六二〕）。これらの時期（応永五年―応永一五年）は代官が喜阿弥―宗頼である。喜阿弥も守護被官の可能性が大である。

「百合」に七七（『県史』三七七）、応永一四年一月五日、一井谷百姓等申状に「守護方を御かたらい候て、大山庄へりやうすへ百姓等めしとるへきよし」、また「百合」※ノ一四二（『県史』三八一）、応永一五年二月二日、（喜阿弥）所務職請文案に「将又段銭以下煩出来候者、守護方折替等事、可致秘計候」とある。宗頼は喜阿弥の又代官のよう、で、「百合」※ノ一二二（『県史』三四九）、応永七年二月二日、応永七年分地下散用状に署名が初見される。

清浄光院（宝泉院を兼帯）法印快玄は応永一五年に領家方所務職に補任されたのち、「地下所務」を稲毛修理亮と契約した。そして稲毛が麻宇田を現地代官にしたようである

「百合」ノ三九三（『県史』四二二）、（応永二四年）八月一日、宝泉院快玄書状案・「百合」チ七八（『県史』四四三）、応永二四年八月日、東寺雑掌申状」。なお、東寺寺僧の院号は富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」（『資料館紀要』八、一九八〇年）の「東寺々僧院号索引」により確認した。

全部で五通現存する。応永一六年分（「百合」※ノ一五〇〔『県史』三九〇〕）・応永一七年分（「百合」に八二〔『県史』三九六〕）・応永一八年分（「百合」に八七〔『県史』四〇五〕）・応永一九年分（「百合」※ノ一五四〔『県史』四一〇〕）・応永二二年分（「百合」※ノ一五八〔『県史』四二二〕）。

\*37 注31の応永一六年分と同じ。

\*38 注31の応永一七年分と同じ。

\*39 「百合」に二九四（『県史』四四〇）、（応永二四年）八月五日、一井谷百姓等申状。

\*40 注30を参照。

\*41 『大山村史 本文編』一八六―一八八頁を参照。

\*42 「百合」ノ一六二（『県史』四三九）、応永二四年七月二九日、大山荘代官麻宇田□□

\*43 ・定深連署注進状。

\*44 富澤清人「中世検注の特質」（『日本史研究』二二三、一九八二年、のち『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年、に所収）一九頁には、目録固めが権利関係の確定にとって重要な作業であることが指摘されている。

\*45 「百合」※に一〇七（『県史』四四五）、応永二四年八月、大山荘大方并切田分本帳百姓分違目録。

\*46 「百合」に七一（『県史』三六〇）、応永二二年九月日、大山荘切田田数并年貢日記案によれば、切田方（小行事・中綱・職掌）の上・中・下田の各斗代は七斗六升・六斗五升・五斗四升であり、大方の七斗四升・五斗六升・四斗四升に比べ二升―一斗高い。なお、執行分（賀茂莖）の斗代は一律四斗九升であったようである。

\*47 「百合」※ネ二四二（『県史』九二九）、年月日欠、大山荘田数注文。この田数注文の合計田数・上中下のそれぞれの田数は、その記載の上に張り付けられている紙片に記載されている本帳分の数値が注（39）の史料のそれと合致するところから、この注文は応永二四

年八月に作成されたことは疑いない。

\*48 南北朝・室町期の名寄帳・田数注文に記載される名主百姓が名主職保有者であるという見解は、古くは安良城盛昭「太閤檢地施行における原則」基調、「一職」支配と「作あい」否定（一九五九年、『幕藩体制社会の成立と構造』有斐閣、一九五九年）、最近では久留島典子「東寺領山城国久世庄の名主職について」（『史学雑誌』九三の八、一九八四年）により、否定されている。久留島氏は上島有氏と稲垣泰彦氏の説を検討され、土地台帳に登録された農民は、①現存する農民、②その田畠の作職所有者、③その大部分は自作直接耕作に従う農民、④原則としてその土地を売買・譲渡・質入れする権利を認められている、とまとめられているが、おおむねこの説に従う。

\*49 「百合」に一〇九（『県史』四五三）、応永二五年、大山荘隠田注文案では「行つね一法師」以下七人、計一町二反三五代（九石三斗九升八合）の「をん田」が記載される。

\*50 「百合」イ七一（『県史』四五五）、応永二六年七月二六日、大山荘代官職中西請文。

\*51 「百合」※ま八一―二一四（『県史』四六一）、応永二六年八月日、大山荘田数注進状案。

これによれば大方だけであるが田数と分米は、一井谷では七町九反二〇代・四五石三斗七升六合、西田井では四町七反三五代（但し稻荷田井料田一反三〇代と荒不作七反二〇代を差し引いて三町八反三五代）・一八石五斗七升六合、合計分米六三石九斗五升二合となっている。

\*52 「百合」ノ一七八（『県史』四八六）、応永三一年六月一日、法橋賢真代官職請文。

\*53 「百合」※に一二四〇※ノ一七九（『県史』四八八）、応永三一年七月二日、本所一院谷田数注文。

\*54 田数注文は、一井谷の名主百姓の田数持ち分比を基本に（ここに現実の農業経営の規模が反映される）、田数・田品・大方切田方の配分を操作し、全体に下方固定的に作成されたと考えられる。

\*55 大方の内作の斗代がこの年から七斗八升から八斗六升になっているが、田数は二五代減つて六反であるからこの斗代引き上げは僅か九升の年貢増加となるのみである。また、一色分の切田方の上田の斗代は六斗六升と従来に比べ一斗低く記載されている。中田・下田は文書の破損などで不明であるが、切田方の斗代が引き下げられた可能性は大である。

\*56 「百合」※ま八一―三（『県史』五〇〇）、次八月日、大山荘応永三三年分年貢地下散用状。この散用状は中西明重が作成したもので、応永三三年以前に代官が法橋賢真から中西明重に代わったものと思われる。

### 第三章 大山荘における守護権力と年貢減免闘争

はじめに

本章の課題は、室町時代の農民闘争のあり方の検討、特に東寺領丹波国大山荘にみられる守護役・段銭負担に関わる年貢減免闘争の解明にある。第一章では、鎌倉末期から南北朝に荘園領主東寺が大山荘における支配を強化していく過程を検討したが、室町期は攻守逆転し農民闘争の展開期であるといえよう。領主の農民支配装置として機能した起請文を農民の側が闘争の手段に取り込む時期に新たな農民闘争の出発点が認められる。一に田数・田品引き下げ闘争、二に守護役・段銭賦課による年貢除分獲得闘争がそれである。

中世の農民闘争の研究は、鈴木良一氏の農民闘争の発展段階の設定（訴訟逃散↓強訴逃散↓土一揆↓国一揆）によりその基本的骨格が与えられた。鈴木氏は、農民闘争の発展を支配権力の変転と対応させ、建武政権から戦国末までの政治過程を階級矛盾の発展として論述したが、名主の裏切り<sup>11</sup>「百姓」の解体により土一揆は敗北したとされた<sup>12</sup>。この敗北論を克服するために、農村構造や農民層の階級の分析に重点が置かれ、さらに永原慶二氏は「中世史―階級闘争の解明を主として」<sup>13</sup>を発表して、土一揆の課題は「百姓」と荘園領主・守護領国制の対抗関係の矛盾解決にあると指摘された。鈴木氏の農民闘争の発展系列的理解に疑問を投げかけ、土一揆を闘争主体と目標により「荘家の一揆」・国一揆・徳政一揆に類型化して性格規定をしたのは、稲垣泰彦氏であった。稲垣氏は、「荘家の一揆」は荘園領主・在地領主に対し年貢夫役の減免・非法代官の排斥などを要求する反封建闘争で、中世農民闘争の主要な形態であるとされた<sup>14</sup>。稲垣氏のこの提言により、多くの荘家の一揆や土一揆に関する研究が生まれた。その研究対象は、播磨国矢野荘・若狭国太良荘・備中国新見荘などの東寺領荘園に関するものが多い<sup>15</sup>。

上記の農民闘争研究では、非法代官の排斥や年貢減免のための戦術としての年貢未進・強訴・逃散などの具体的行動には注目されてきたが、年貢減免のための戦略分析については十分ではない。また、従来の一五世紀における大山荘を対象とした研究の多くは、守護領国制の実現度合の検証に関わるものである<sup>16</sup>。そこで私は、従来にあつては守護勢力の在地侵攻を示すとされた史料を再検討し、守護役の賦課を利用して年貢減免を獲得する農民闘争の形態を抽出することにした。

年貢減免闘争の戦略を考察する際、百姓自らが記した文書を一級史料として尊重し、主な分析の対象にしたい。百姓の主張が直接表現される文書は、申状である。但し、起請文にも百姓の要求が表出される場合もあるし、さらに請文にもそれをみる事が可能である。注進状といつても単なる報告ではなく、要求を含むことも多い。従つて、百姓の主張を限なく見るには、申状の他に起請文・請文・注進状など彼らが署名している文書をも視野に入れる必要がある。こうした文書を鎌倉期以降の大山荘について調査すると八五通を数える（表15）。そして、それらの要求内容を分類すると、守護役に関するものが三〇件・

段銭に関わるものが二五件<sup>17</sup>確認でき、損免に関するもの三二件より多いのが特徴といえる（表16）。そこで、大山荘の農民が守護役賦課を東寺に転嫁して年貢負担の軽減を図ろうとする過程を検討しつつ、その闘争の頂点と考えられる代官乗善期の戦術を分析する。

文安二年（一四四五）から享徳二年（一四五三）にかけて、大山荘一院谷百姓が代官乗

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (ii)

16 ☆	明德元.10.5 (1390)	一井谷百姓 明本等連署 起請文		3分の2の損免を要求したが、半免であると言われたのでそれに従う。	明本 左近 衛門 A	「百合」※エ60 〔『県史』補遺4〕
17 ☆	明德元.10.5	西田井百姓 等連署起請文		半損にすると言われたが、3分の2の損免にして欲しい。	妙覚 行岡 御百姓等 F	「百合」※オ84 〔『県史』319〕
18	応永14.12.15 (1407)	一井谷百姓 等申状	御奉行所	10項目。代官の非法により逃散。御まつりの米・政所給・不作河成・西田井不作捨田・段銭・守護夫・守護方一献料・年貢の検注・地子銭の検注。	一井谷候百姓等 D A B C F	「百合」に77 〔『県史』377〕
19 ☆	応永21.12. (1414)	大山荘百姓 等起請文		西田井の年貢は種まで食って一粒もないことを誓う。	御百姓等 A	「百合」※ネ90 〔『県史』414〕
20	応永22.9.6	市井谷百姓 等申状	御奉行所	損亡。谷は3分の2免。西田井は皆損。免なくば下地を参らせ上げる。	市井谷御百姓等 A	「百合」に96 〔『県史』417〕
21	(応永24).7. 28 (1417)	一井谷百姓 等申状	御奉行所	代官は百姓が下地1町1段20代を隠したと言うがその下地は代官の方にある。逃散。	おゝやまのしやういちいたにの御ひやくしやうなど E	「百合」に292 〔『県史』438〕
22	(応永24).8. 5	一井谷百姓 等申状	御公文所	代官の非法5項目。切田方の下地を隠した。三分の一免を四分の一免にした。年間63人京上夫・去年の役夫工米の一献料8貫文・守護夫2貫500文・4斗3升。宝泉院が代官持ちなら、逐電。	大山荘いちいたにの御ひやくしやう等 D E A B C	「百合」に294 〔『県史』440〕
23	(応永24).8. 12	市井谷百姓 等申状	公文所御奉行所	宝泉院の治行の間は百姓は掃村しない。寺家より直接に代官を下して欲しい。	大山荘市井谷御百姓等 D E	「百合」に296 〔『県史』441〕
24	(応永24).9. 15	市井谷百姓 等申状	御奉行所	上使が下ったがすぐに京に帰ったのは残念だ。代官方が作毛を蒔いた。守護方の打渡状が必要である。地下代官を鎮めて欲しい。	市井谷御百姓等 D H	「百合」に305 〔『県史』446〕
25	応永25.10.17 (1418)	市井谷百姓 等注進状		段銭11貫文のうち8貫150文の精取はもらったが、残りの2貫750文は御使料だともっていない。	市井谷御百姓等 C	「百合」※ノ164 〔『県史』452〕
26	応永26.8.5 (1419)	大山荘百姓 等人夫役請文		守護役・段銭共本所半分地下半分負担の原則でむかし通り地下で半分負担する。	御百姓さこ七郎まご二郎 B C	「百合」ノ167 〔『県史』456〕
27	応永29.9.28 (1422)	市井谷百姓 等損亡田数 注進状		西田井皆損。法師丸より下は皆損。切田方1町4反25代・大方1町2反の計2町6反25代を名別に注進。	市井谷御百姓等 A	「百合」※ノ173 〔『県史』482〕
28	応永31.7.2	本所一院谷 田数注文		一院谷の田地を名寄形式にして大方切田方の別・田数・田品を記載。15名、13町5代分。一色田かもかくき、西田井の田数・斗代の記載あり。	一院谷御百姓等 E	「百合」※に124 + 「百合」※ノ179 〔『県史』488〕

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (i)

No.	年月日	文書名	宛先	内 容	文末署名	分類	典 拠
1	正和 5. 2. (1316)	沙汰人藤原 家安申状案		大山荘沙汰人職の安堵。		F	「百合」み11 〔『県史』138〕
2 ☆	正和 5. 5. 8	百姓右馬允 家安請文		「領家一門の百姓=候上者、いさゝかも御うしろめたき事仕らず候」起請文。	右馬允家安 G	G	「百合」や24 〔『県史』139〕
3 ☆	文保 2. 6. 14 (1318)	一井谷百姓 等起請文		「百姓請上、上中下の斗代。起請文。」	右馬副 平しやうし 次郎しやうし 明善 F	F	「百合」や29 〔『県史』151〕
4	文保 2. 6. 22	大山荘実検 注文		百姓の5つの花押、16の路押を持つ一井谷大方の実検注文。	文中に明善以下21人 F	F	「百合」ロ2 〔『県史』152〕
5	(文保2). 6. 22	西田井百姓 等申状		「さきに返そうの候しときのおもてにまかせ候て、しるし申上まいらせ候しにそ、ちとまたかい候ましく候、」	西田井の百姓等 G	G	「百合」な225 〔『県史』153〕
6 ☆	文保 2.10. 4	西田井百姓 注進状		文保元年西田井への出作百姓7人の年貢運上注文と西田井百姓10人の所当米代銭納注文の2通を合わせる。起請文。	文中に一井谷百姓平内以下7人、西田井百姓連願以下10人 F	F	「教」279 〔『県史』162〕
7 ☆	文保 2.10. 5	一井谷所納 年貢注文		文保元年分の一井谷百姓22人の年貢運上注文。起請文。	文中に一井谷百姓さいくわす以下22人 F	F	「百合」※ア41 〔『県史』163〕
8	(文保2). 10. 19	大山荘百姓 等申状案		前雑掌慈門寺公文(=重葬)、代官大野三郎以下輩被申行放言狼藉重科に対し厳密な沙汰。	百姓等 以下墨抹浄妙法師 平任司 藤判官代 本任司 二郎庄司 与一庄司 D	D	「百合」や44 〔『県史』164〕
9	文保 2.12	大山荘百姓 等申状案		同上を重ねて言上。	百姓等 D	D	「百合」お11 〔『県史』179〕
10 ☆	康安 2. 9. 26 (1362)	大山荘行岡 西谷大夫連署 起請文		年貢未進。行岡5石5斗3合5夕、西谷2石4斗3合。	西谷大夫 行岡 F A	F A	「百合」※オ44 〔『県史』215〕
11 ☆	貞治 2. 8. 4 (1363)	大山荘宗真 等連署起請文		名田の相伝の事情。西谷の名田は、惣検校から鳥帽子子の平官主に譲られた。娘の「ひめいし」に譲られたことについては、平任司入道の名田か譲りの名田か地下百姓は知らない。	宗真 覚乗 道戒 与一庄司 刑部 平内 庄司 源内 E	E	「百合」※ネ46 〔『県史』220〕
12 ☆	貞治 2. 8. 6	円道等連署 起請文		虫食いの損傷甚だし。上記起請文と関係あるか。	円道 左近 口 G	G	「百合」※オ40 〔『県史』補遺5〕
13 ☆	貞治 4.12.25	大山荘惣心 等連署起請文		領家分の未進は2石7升、西田井の損亡は3石、それ以外はない。	惣心 口んてう F	F	「百合」※ネ47 〔『県史』224〕
14	年欠 8. 28	大山荘百姓 等申状	次郎殿	去年役夫工米を沙汰したのに大使が入部。反別133文、26貫文。長鼻殿・金岡殿のルートで狼藉を止めて欲しい。	百姓等 C	C	「百合」に300 〔『県史』891〕
15	年欠 3. 3	大山荘百姓 等申状案	公文所	散田に百姓をすえて欲しい。下地を一色におろされては困る。「旁御公事を御百姓等」が助かるように御方便を。	御百姓等 E B ?	E B ?	「百合」ハ367 〔『県史』888〕

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (iv)

44	(文安2).12.3	一井谷大夫申状	御政所殿	かくれ谷3段25代の下地に任料を懸けられることに異議を唱える。	一井谷大夫	E	「百合」に327 (『県史』900)
45	文安 2.12.25	一井谷百姓等起請文		守護役などの引違の起請文。	道幸 さこ 三郎 四郎 かもん 兵衛 三郎 大夫	B	「百合」に165 (『県史』620)
46	文安 2.12.	大山荘守護役夫料等地下半分注文		守護役・八上日役・陣日役夫料、播磨陣夫の入足半分注文。起請文。	政所道幸 兵衛 大夫 左近	B	「百合」※/243 (『県史』622)
47	文安 3.12.20 (1446)	大山荘守護方公事役入足地下半分立用注文		守護役。起請文。	政所大夫二郎 西谷大夫 いも谷大夫 西向左近 兵衛	B	「百合」※/445 + 「百合」に171 (『県史』631)
48	文安 4.11.18 (1447)	一院谷守護役夫銭注文		守護役。起請文。	政所大夫二郎 西谷大夫 西迎 左近 芋谷大夫 大夫太郎	B	「百合」に176 (『県史』638)
49	文安 5.12. (1448)	大山荘守護役注文	御代官殿	守護役・段銭。起請文。	かもん さこ すけ 大夫 大夫 大夫 大夫太郎 大夫次郎	B C	「百合」に183 (『県史』646)
50	宝徳元.12. (1449)	大山荘一院谷公事足地下半分立用注文	御代官殿	守護役・段銭。起請文。	さこ すけ 大夫 大夫 大夫太郎 大夫次郎 かもん	B C	「百合」に189 (『県史』658)
51	(宝徳2).2.11 (1450)	一院谷百姓中かもん等連署申状	御政所殿	堤崩れの修復の本所一円負担を要求。下部欠と虫食いで不明多し。	一一いんに百姓中 大夫 大夫 大夫 かもん	A	「百合」※/379 (『県史』887)
52	宝徳 2.12.25	大山荘公事銭等入足地下半分立用注文		守護役・段銭。起請文。	大夫次郎 大夫 かもん 道祐 彦 三郎	B C	「百合」※/261 (『県史』670)
53	宝徳 3.12. (1451)	一院谷園役入足地下立用進状	御代官殿	守護役・段銭。起請文。	政所大夫二郎 すけ 掃部 大夫 左近	B C	「百合」に198 (『県史』681)
54	享徳元.閏8.19(1452)	一院谷百姓等申状	大山一院谷御代官所	損亡。8/25.26に大風・大雨、閏9/10に大風雨。緩急ではない。	一院谷御百姓等	A	「百合」に200 (『県史』684)
55	享徳元. 9.18	一院谷百姓等申状	御公文所	京路の段銭は少しずつ京進する。上使も代官も内検をしてこない。奥3分の2損、里半損を要求。京上強訴を匂わす。	いちいん谷御百姓中	A C	「百合」/269 (『県史』689)
56	(享徳元). 9. 29	大山荘百姓中申状	御代官殿	谷の奥3分の2損、里方半損を要求。段銭はしばらくすれば京進する。	百姓中	A C	「百合」/403 (『県史』894)
57	享徳元.10. 2	大山荘百姓等申状	一院谷御代官	寺家4分の1損と回答、しかし谷々は3分の2、下は半損を要求。	ひこ三郎 さこ すけ かもん 大夫太郎 さゑもん ゑもん ひやうゑ ひやゑ五郎	A	「百合」/272 (『県史』692)
58	享徳元.12. ☆	一院谷園役入足地下半分注文	御代官殿	守護役・段銭。起請文。	政所屋さ衛門 兵衛 助 掃部 大夫 左近	B C	「百合」※/274 + 「百合」※/449 (『県史』693 +938)
59	享徳 2.12.15 (1453)	一院谷段銭方入足散用状		守護役・段銭。起請文。	西方 左近 助 仲やの上かもん 大江かもん しゃうし 左衛門 天神衛門	B C	「百合」に 211-1 (『県史』 702-2)

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (iii)

29	正長 2. 2.19 (1429)	大山荘百姓等請文案	稲毛修理亮	政所を焼き、中間を殺したのにそれを許し扶持してくれた。代官に忠誠を誓う。	大夫二郎 三郎 さこのほうけん内 大夫 さこ すけ	F	「百合」/194 (『県史』516)
30	永享元.11. (1429)	一井谷百姓行岡等連署起請文		守護夫米の半分13石1斗1升2勺を年貢の除分にする起請文。	大山荘一井谷方行岡 大家 さこの太郎 平内 かもん 三郎 庄司 かん四郎 すけ 源内 大夫 さこ	B	「百合」※/196 (『県史』518)
31	永享 6. 4. (1434)	大山荘百姓等連署地下立用和市注進状		永享2年~永享5年までの地下で立用した和市など散用状記載の事実には偽りのないことを誓う。起請文。	にし谷すけ かもん 田中たうせん 政所ひやうへれ 谷大夫 おはな 大夫	F	「百合」※/107 (『県史』542)
32	永享 8.11.10 (1436)	一井谷百姓等申状	建部殿	出雲宮段銭の免許の折帯を要求。逐電百姓と捨田分、西田井は寺家一円負担に。	一井谷御百姓等	C A	「百合」に142 (『県史』560)
33	永享 9.11. 8 (1437)	大山荘百姓等申状		大和野伏に14人各600文計 8貫400文負担、公方一円負担に。	一院谷名主御百姓等	B	「百合」※/108 (『県史』565)
34	永享 9.11. 8	一院谷百姓等申状		守護よりうり持11人各436文計 4貫800文の催促、公方一円負担に。	一院谷御百姓等	B	「百合」※/227 (『県史』566)
35	(嘉吉3).8.18 (1443)	大山荘政所道幸書状	御公文所	日照りの損亡。早米、西田井は皆損。	政所本道幸	A	「百合」/395 (『県史』585)
36	(嘉吉3).9.10	一井谷百姓道幸申状	御代官乗善	日照りの損亡。3分の2損免、西田井は皆損。今度大水・大風。	一井谷御百姓等道幸	A	「教」1368 (『県史』586)
37	(嘉吉3). 12. 11	道幸・大夫連署書状	御政所殿	段銭一献料の地下一円負担の拒否。7貫文の折半を要求。	大山庄道幸 大夫	C	「百合」/430 (『県史』587)
38	(文安元)か (1444)卯. 1	一井谷百姓等申状	御代官殿	守護代内藤殿の下向で多額の礼銭、産田方、辻方などの礼銭で6貫文、扶持を。	一井谷御百姓等	B	「百合」に279 (『県史』592)
39	文安元. 4. 6	丹波守護代下向時礼銭入足状		礼銭3貫600文。	奥兵衛 政所道幸 (乗善)	B	「百合」に151 (『県史』594)
40	(文安元).10. 14	大山荘地下人申状	公文所	日焼け損亡。3分の2損免を要求、少なくとも半損。西田井は皆損。起請文。	いも谷大夫 政所 道幸 奥兵衛	A	「百合」に318 (『県史』595)
41	(文安元)か 10.24	大山荘地下人申状	御代官	惣庄3分の1損免の要求。寺家は4分の1。法師丸より下は大略捨田、半損免。	古川方道幸 池本 大夫 左近 兵衛 二郎	A	「百合」に319 (『県史』596)
42	文安 2. 5.21 (1445)	一院谷百姓等起請文案		播磨の「領物更々一物無候」。起請文。	大山荘内一院御百姓等 掃部大夫 左近	G	「百合」に161 (『県史』611)
43	(文安2). 11. 28 ☆	一井谷百姓等申状并起請文	御代官殿	兵糧米の如く陣夫も寺家一円負担を要求。陣日役は守護役の如く半負担に従う。日焼・長々陣夫・守護殿御公事で計会。起請文。	一井谷御百姓等 一井谷御百姓等 兵衛 道幸 大夫 大夫太郎 さこ 大夫 大夫三郎 さこ 助 ゑもん かもん 三郎四郎 さこ 五郎 兵衛三郎	B	「百合」に 163-2 (『県史』619)

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (vi)

74	年欠 12. 7 (明応 4 前後カ)	一院谷百姓等申状	東寺公文所	5名と御公事銭のことを代官は承知しないので、上使を下して仰付けて欲しい。	一院谷御百姓等	E B H	「百合」に330 〔『県史』901〕
75	年欠 (明応 4 前後カ)	一院谷百姓等申状	東寺公文所	谷の御公事は20町分なのに7町4反でさせられた。扶持して欲しい。	一院御百姓等	E B	「百合」※/426 〔『県史』899〕
76	(永正5).7.21	一院谷百姓等申状	東寺御公文所	中沢日向守討死。もし波多野殿が代官になったなら、当谷は崩所になってしまうので上使を下して欲しい。	大山一院谷御百姓等	F H	「百合」に290 〔『県史』873〕
77	(永正5).7.28	一院谷百姓等申状	公文所	長塩備前殿が代官職を得たと言って入部して指出を要求されたので提出した。直務にしたいのなら、奉書を持つ代官を下して欲しい。	御百姓等	D H	「百合」に262 〔『県史』874〕
78	年欠 3.16	一院谷百姓中申状	東寺御公文所	百姓の要求を代官がまないので逐電。上使の下向を要求。亡所になると脅す。	一院谷御百姓中	D H	「百合」に276 〔『県史』889〕
79	年欠 6.11	一院谷百姓中申状	御奉行所	守護方の人夫が正月から六月までに250余人召された。百姓分8人の処であるのでなんとかしてもらいたい。	一院谷御百姓等	B	「百合」ノ390 〔『県史』890〕
80	年欠 9. 2	一井谷百姓等申状	御代官殿	損亡。半損要求。もし不審なら起請文を書く。8/27、8に高霜で稲枯れ。	一井谷御百姓等	A H	「百合」に304 〔『県史』892〕
81	年欠 9.27	一井谷百姓等申状	御代官所	三日病による損亡。谷は半損、西田井は3分の2損。守護方御公事で計会。	一井谷百姓等	A B	「百合」ノ402 〔『県史』893〕
82	年欠 9.27	一院谷百姓等申状	公文所御坊	同上。	一院谷御百姓	A B	「百合」エ312 〔『県史』893〕
83	年欠 10. 8	大山荘百姓等申状	東寺御代官殿	段銭の配符の注進。免除の要求。	大山庄御百姓等	C	「百合」ノ404 〔『県史』896〕
84	年欠 極. 25	一院谷百姓中申状		段銭。百姓分17貫文納入、本所分の料足を下して欲しい。	一院谷御百姓中	C	「百合」※/439 〔『県史』902〕
85	年月日欠	一院谷百姓等申状	定使殿	北国向公方より責められ、守護役銭を取られた。定使の下向を要求。	百姓等	B H	「百合」は167 〔『県史』903〕

(注1) この表は大山荘の百姓が記したか、あるいはその主張が反映している鎌倉時代以降の文書を編年配列したものである。文書は申状のように彼らの要求が記されているものだけでなく、起請文や請文も掲載した。文末に起請文言のあるものは、通し番号の下に☆を記して示した。

(注2) 分類は、記載内容を以下のように符号化して記した。

A 損免 B 守護役 C 段銭 D 代官罷免 E 田地の相続、名主百姓の宛行、田数問題 F その他 G 不明 H 上使下向要求

表16 表15の百姓申状などの要求内容の分類統計

要求内容	延べ数
A 損免	32
B 守護役	30
C 段銭	26
D 代官罷免	8
E 田地の相続、名主百姓の宛行、田数問題	11
F その他	14
G 不明	4
H 上使下向要求	8
計	123

表 15 鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧 (v)

60	享徳 2.12.15	一井谷代官百姓料足借用状		古川方へ6貫文の借用。代官・百姓の連判。6割の利子。	さ衛門 さ近 大庄司 ゆやかもん 衛門 西方 (一院谷代官清増と共に)	F	「教」1530 〔『県史』703〕
61	☆ 康正元.12.□ (1455)	大山荘段銭散用状		段銭26貫238文、切田大方賀茂基20町分。起請文。	彦三郎 大家仁 助 庄司仁 大夫 天神衛仁 厚田大夫 深田衛仁 尾鼻大夫 与兵仁	C	「百合」※/288 〔『県史』716〕
62	康正 2.10.17 (1456)	一院谷百姓等注進状	大山庄御代官政所殿	段銭の催促により国で目納した。寺家より料足を下して欲しい。	一院谷御百姓等	C	「百合」※/293 〔『県史』728〕
63	康正 2.極. 4	一院谷百姓等申状	御代官	段銭京済の奉書がでたにもかかわらず、使催促により、10月18日に皆済した。	大山一院谷御百姓等	C	「百合」ヤ87
64	康正 3. 8.27 (1457)	一院谷百姓等申状	一院谷御代官くせのおかとの	損亡。国方御公事。上使の下向を要求。	一院谷御百姓等	A H	「百合」※/296 〔『県史』737〕
65	長禄 2.12. 4 (1457)	一院谷百姓申状案		使が堅く催促したので段銭を10/18に皆済した。10日後免除の奉書が届いた。	一院谷大山庄百姓	C	「百合」※/314 〔『県史』760〕
66	年欠 3.28	大山荘領家方百姓等申状	東寺御代官進藤修理亮殿	段銭の免除。礼銭は公方で沙汰して欲しい。地頭方もそうしている。さもなければ、地下を退出する。	大山領家分御百姓等	C	「百合」に278 〔『県史』801〕
67	年欠 霜.27	一院谷百姓申状	公文所	守護役等御公事の寺家半分地下半分の要求。上使拒否。代官中沢の添え状。	一院谷御百姓	B	「百合」に326 〔『県史』827〕
68	(文明14).11.28 (1482)	一院谷道拓書状	公文所	百姓が負担した夫役の扶持を要求。代官中沢の添え状。	一いん谷道祐	B	「百合」※/427 〔『県史』864〕
69	文明16. 2. 5	一院谷百姓等申状	東寺御公文所	段銭を一円負担せよと代官から聞いたがかってのように半分にして欲しい。	大山一院谷百姓等	C	「百合」に245 〔『県史』826〕
70	年欠 12.20	一院谷名主百姓中申状	中沢帯刀左衛門尉殿	損免。皆損。段銭の寺家半分地下半分の要求。	一院谷名主百姓中	C	「百合」に337 〔『県史』828〕
71	年欠 10.16	大山荘百姓等申状	公文所殿	以前は25町の段銭が懸かっていたが、当年は19町30代分であるのでこのようにして欲しい。	御百姓等	C	「百合」む149 〔『県史』897〕
72	明応 4. 2.13	一院谷百姓申状		18項目。免米・損免(法師丸より下は半損、上は3分の1損)・早田の損亡・散在名の公事・二月銭八月銭・伊勢夫・段銭など。	〇〇谷御百姓中	A B C E F	「百合」※/221 + 「教」2099 〔『県史』553 + 『県史』843〕
73	年欠 霜. 27 (明応 4 前後カ)	一院谷百姓申状	東寺公文所	勘落した名に御公事がなく高斗代なのは迷惑だ。5名にも名主を立てつけて、御公事を務めさせて欲しい。	一院谷御百姓等	E B	「百合」※/425 〔『県史』898〕

善に宛てた守護役段銭等の地下半分立用注進起請文（以下、地下半分注文と略す）が九通存在する。それぞれの文書の冒頭に記されたタイトルの異なりはあつても、内容から見て同一の目的で作成されたことは疑いないので、一括して分析の対象とする。

地下半分注文には、守護勢力へ負担した守護役の内容や負担した百姓の名とその額、或は段銭やその配符が入った時の費用や礼銭・詫銭等の負担額が克明に記載されている。そしてその費用額は本所の東寺と地下百姓とで折半して負担する取り決めとなっていたのである。<sup>12</sup> 記載内容に偽りないことを起請文により誓い、地下百姓が立用した本所分を弁じて欲しい旨注進している。幸いに、この九通の地下半分注文と対応する年貢地下散用状も揃っていることも確かめられたので、これら地下半分注文の分析が可能になった。文書リストを表17に掲げる。

従来この大山荘の地下半分注文の研究は、田沼睦氏が「寺社一円所領における守護領国の展開」<sup>13</sup>のなかでなされたもの以外知られていない。氏は、「一五世紀中葉における守護の収取は、量的にも又質的にも互に一つのエポックを劃するもの」とし、地下半分注文を守護勢力の収取強化を強調する史料として使用し、本所と守護の収取量を比較して、「本所権力は、守護勢力による収取機構の整備、現実の力によって徹底的な敗北を喫した」との結論に導かれる。この研究では年貢地下散用状との比較のうえでの分析がなされていないため、地下半分注文の性格と機能に誤解があり、百姓の負担量や守護の収取量の理解にもズレがあると言わざるを得ない。一五世紀中葉には守護勢力の村落自治組織の政治的把握、或は守護勢力の在地直結と荘内有力農民の自己経済基盤の組み込みがなされて、守護領国制が展開したとされる所論にはいささかの疑問がある。<sup>14</sup> 確かに、地下半分注文と年貢地下散用状に記載された数字は、東寺と守護勢力の収取量の圧倒的差異を私たちに示す。しかし、それを守護勢力の収取強化とのみ解釈するのでは一面的に過ぎるのではなからうか。別の見方をすれば、それは農民が守護勢力を利用した年貢減免闘争の結果であると見ることも可能なのである。そこで、私は地下半分注文が農民の日常的な年貢減免闘争の一環を構成しているとの観点より分析を行おうと思う。

### 第一節 守護役の本所半分地下半分負担の原則

大山荘における守護勢力侵出の初見は、管見によれば、貞和四年（一三三八）分の年貢散用状の所下分<sup>16</sup>の一つに「二石五斗七升六合 代二貫二百四十文 守護紀伊国下向之時、志ニ入、」と記されているものである。<sup>17</sup> 以後、地頭中沢の濫妨もあり、守護使の大山荘への入部が繰り返される。<sup>18</sup> さらに、貞治四年（一三六五）には半済給人が入部して守護勢力への負担は増大したが、応安二年（一三六九）に「一円寺家雑掌」に「沙汰付」けられた。<sup>19</sup> しかし、以後も守護勢力の侵出は続く。

応安三年（一三七〇）以降の守護役の取り扱いを年貢散用状で見ると表18の如くである。応安四年分の年貢散用状<sup>20</sup>には、荘未進の項に「但此内五石一斗三升五合<sup>守護役分二百姓等立用之、段別四升定</sup>」とある。また応安五年分<sup>21</sup>には「荘未進九石九斗四合二夕 但守護役分百姓等歎申之」とあり、百姓が守護役の負担を未進の理由にあげて年貢の減免を訴えていたことがわかる。その訴えが実り、応安六年分<sup>22</sup>の年貢散用状には、「半分定 守護役夫糧米以下分」として三石二斗五升六合が「守護方ヨリ借用」や「役夫工米半分定」とともに「国下用」の名目で除分

表 18 応安 4 年～永徳 3 年の大方分における守護役負担

年 度	守護役半分	年貢除分	割合	備 考	典 拠
応安 4(1371)		5石1350 反別4升定		庄未進14.3562のうちに「守護役分=百姓等立用之」とあり。12町8反20代弱。	「百合」※ノ52-2(『県史』242)
応安 5(1372)		9.9041		庄未進17.7428のうちに「守護役分=百姓等歎申之」とあり。	「百合」※ノ54-1(『県史』243)、「百合」※ノ54-2(『県史』244)
応安 6(1373)		3.2560		国下用12.7752のうちに「半分定守護役夫粮米以下分」として、別に役夫工米があり。	「百合」※ノ55(『県史』245)、「百合」※ノ56(『県史』246)
応安 7(1374)	20石2300	12.2048	60.3	役夫工米も含む。半分定ではない項目は除き計算。	「百合」に20(『県史』247)
永和 2(1376)	6.1750	4.0330	65.3	守護役注文あり。段銭なし。総田数20町1反20代。	「百合」※ノ67(『県史』257)、「百合」※ノ68(『県史』258)
永和 3(1377)	5.2500	3.3940	64.6	守護役注文あり。段銭なし。	「百合」※ノ70(『県史』261)
永和 4(1378)	4.1080	6.2470	65.8	守護役注文あり。段銭なし。	「百合」※ケ70(『県史』264)
康暦元(1379)		23.3055			「百合」※ノ72(『県史』269)、「百合」に27(『県史』267)
康暦 2(1380)	10.6295	6.9894	65.8	守護役注文あり。日吉段銭。総田数19町8反20代。	「百合」に31(『県史』278)、「百合」に33(『県史』280)
永徳元(1381)		5.6540		「守護役分注文別紙在之」とするも、現存しない。	「百合」に37(『県史』288)
永徳 3(1382)	24.3835	16.3920	67.2	守護役注文あり。役夫工米并大嘗会段銭。総田数19町8反20代。	「百合」※ノ80(『県史』296)、「百合」※ノ82(『県史』297)、「百合」※ノ83(『県史』298)、「百合」※ノ84(『県史』299)

(注1) 「守護役半分」は、算用状の除分項目から抽出または守護役注文に記載された値。「年貢除分」は、大方の算用状に記載された守護役に関する除分の値。「割合」は、「年貢除分」÷「守護役半分」×100(%)。

(注2) 大方田数は13町20代、分米は76石1斗1升8合。但し、「百合」※ノ80では分米66石1斗1升8合とする。

表 17 地下半分注文および年貢地下散用状一覧

年 度	地下半分注文	年貢地下散用状	備 考
文安 2(1445)	「百合」※ノ243+「百合」に165(『県史』622・620) 文安 2. 12. 25	「百合」に167-1(『県史』621-2) 文安 3. 4. 30	申状 2 通あり
文安 3(1446)	「百合」※ノ445+「百合」に171(『県史』631) 文安 3. 12. 30	「百合」に172(『県史』633) 文安 4. 6. 2	未進徴符あり 「百合」に173(『県史』634)
文安 4(1447)	「百合」に176(『県史』638) 文安 4. 11. 18	「百合」に178+「百合」ノ247(『県史』639) 文安 5. 4. 20	
文安 5(1448)	「百合」に183(『県史』646) 文安 5. 12.	「百合」※ノ252(『県史』649) 文安 6. 6. 3	未進徴符あり 「百合」に184(『県史』650)
宝徳元(1449)	「百合」に189(『県史』658) 宝徳元. 12.	「百合」※ノ256(『県史』663) 宝徳 2. 6. 5	
宝徳 2(1450)	「百合」※ノ259(『県史』659) 宝徳 2. 12. 25	「百合」※ノ262(『県史』674) 宝徳 3. 8.	未進徴符あり 「百合」※ノ261(『県史』671)
宝徳 3(1451)	「百合」に198(『県史』681) 宝徳 3. 12.	「百合」※ノ266(『県史』682) 享徳 2. 4.	未進徴符あり 「百合」に199(『県史』683)
享徳元(1452)	「百合」※ノ274+「百合」※ノ449(『県史』693) 享徳元. 12.	「百合」※ノ276(『県史』694) 享徳 2. 4.	申状 4 通あり
享徳 2(1453)	「百合」に211-2(『県史』702-1) 享徳 2. 12. 13	「百合」に213(『県史』705) 享徳 3. 4. 13	

(注1) 上段には典拠。下段には文書末記載の年月日。なお、享徳元年分の「百合」※ノ274(『県史』693)には錯簡がある。「百合」※ノ449(『県史』938)、丹波国大山荘散用状断簡が「百合」274の錯簡部分を完全に補充する。

(注2) これ以外に代官乗替期には地下半分注文とセットにならない年貢地下散用状が以下の如く存在する。  
嘉吉 2 年 「百合」※ノ239(『県史』588)嘉吉 3. 11. 7  
嘉吉 3 年 「百合」※ノ10-2(『県史』598)文安元. 8. 1  
文安元年 「百合」※ノ242(『県史』612)文安 2. 6.



となつてゐる。守護役は「注文別紙有之」と注記され、「料足半分立用定之」<sup>\*23</sup>とあることから、百姓が守護役の注文を提出したことによつて、年貢の除分の実現が得られたことがわかる。これが守護役の本所半分地下半分負担の確かな事例の最初と考えられる<sup>\*24</sup>。上記の事実のほかには、大山荘において東寺と百姓との間で守護役の本所半分地下半分負担原則がどのように決定したかを物語る子細な示す史料は知られていないので、同じ東寺領である播磨国矢野荘の場合を検討することにする<sup>\*25</sup>。

一四世紀の矢野荘の支配ではすでに年貢米は学衆方と供僧方で折半することになつてゐた。文和二年（一三五三）五月三日の学衆方の評定<sup>\*26</sup>では、以下の通りである（以下の傍点は辰田）。

一、就矢野庄散用状、可有沙汰条々、去月廿三日評定、雖有其沙汰未落居、仍今日披露訖、

（中略）

一、自由立用事、如散用状所載者、或号守護催促人夫役、或称一国兵粮米、不申入子細於寺家、以年貢内巨多立用之、殊無謂、所詮、於今度儀者、半分以年貢、令立用之、半分可為庄家沙汰、至向後者、以年貢、不可有立用儀、一切所被停止也、以此趣、可被仰下矣、

ここで問題となつてゐる散用状は、文和元年分の公田分学衆方年貢并雑物等散用状<sup>\*27</sup>である。この散用状では、「御米」五五石一斗一升一合から「定庄立用」として一石五斗七合差し引く以外に「庄下用」として、守護方兵粮米・同兵粮催促酒直并雑事・宝林寺造管人夫役・同酒直并雑事・城山城誘人夫・同酒直并雑事・重藤十六名打渡使催促・守護代方罷越粮物等で合計一〇石五升六合五勺が除分となつてゐる。なお、この散用状には、紙背に牛玉宝印が摺られた政所連署の起請文が添付されてゐる<sup>\*28</sup>。

立申起請文事

右、文和元年東寺領矢野庄西方御年貢米并雑物等事、和市と申、下行物と申、如載結解状、無一塵之違目候、若此条偽申候者、日本国中大小神祇・大師・八幡御爵を可罷蒙候、仍起請文状、如件、

文和二年 卯月□□ 政所□□（花押）

政所□□（花押）

この起請文の効き目があつたのか、学衆方は荘家が守護役を年貢により立用するのは「自由」で謂れなき行為だが、「今度儀」では半分は年貢立用、あとの半分は荘家の沙汰とすることに決した。しかし、今後は守護役を年貢で立用することは一切停止せよと締めくくつてゐるところからも、同年五月八日の矢野庄条々事書案に<sup>\*29</sup>、

一、自守護方、所懸兵粮并人夫、及催促使節雜用事、如此臨時之課役等、一向可為地下之沙汰之処、偏費公平之条、太以不可然、雖然、於去年者、以別儀、被免半分也、至向後者、更雖一塵、不可失公平矣、

とあるところからも、東寺の守護役に対する基本的態度は地下一円負担であることは間違いない。しかし、農民や給主代（＝政所）の東寺一円負担の要求に対して、去年の文和元年だけは「別儀」として半分の「公平」<sup>\*30</sup>立用を認めざるを得なかつた。とまれ、この一件が、矢野荘における守護役負担の本所半分地下半分負担の原則を成立させる出発点になつたことは疑いない。延文四年（一三五九）の八月一五日の矢野庄条々<sup>\*31</sup>では、

一、守護使雑用於半分者、可被懸百姓等事

とあり、百姓の本所一円負担攻勢に対して、半分負担の妥協に至っている。さらに、康安元年（一二三六）五月二日の評定事書<sup>432</sup>では、矢野庄学衆方散用状違目条々の一つに、

一、就臨時下用細々夫役以下料足、於半分者、以公平令立用、至半分者、可為地下役之由、度々被仰訖、而每度以公平、悉立用之条、太不可然事、

とあり、東寺は百姓が守護役を悉く「公平」で立用していることに困り果てている。そこで、康安元年九月三〇日に以下に示す内容を持つ書状<sup>433</sup>が矢野庄両代官に発せられた。

次守護方細々所役、一円以公平可立用之由事、每度同篇申状候、諸庄例一円地下所役候、然而、於当庄者、為被扶百姓等、被相懸半分之条、理之所推候、以此趣、可有御問答之由、供僧・学衆一同其沙汰所候也、

ついに他荘では守護役は地下一円負担であるが、矢野荘では百姓を扶けるため（撫民）、負担を折半することを原則にしたのである。また供僧方と学衆方が共にその原則を認めたことにも注意したい。大山荘の守護役本所半分地下半分負担の原則も、この矢野荘での一連の措置に倣って実現されたと考えられる。

さて、大山荘では、応安七年（一二七四）になると「除」分に以下に掲げるように「半分定」と記載された多くの項目を列挙する年貢地下散用状が作成される<sup>434</sup>。

注進 大山荘<sup>七郎</sup>御年貢地下散事<sup>用</sup>

合七十六石一斗一升八合内 ①

除

(中略)

二斗一升 代百五十文、五月十九日金岡殿ノヤトヒ夫五人三ケ日役食半分定、書下在之

二斗一升 代百五十文、六月二日守護殿京上夫三人粮物半分定、書下在之

二斗一升 代百五十文、同廿日同京上夫三人粮物半分定、書下在之

一斗四升 代百文、金岡殿・小川殿当庄へ御入時、雑掌半分定

三斗五升 代二百五十文、八月廿八日京上夫五人五ケ日役食半分定、書下在之

(中略)

已上 二十五石四斗一升 此内 ②

八石二升五合二夕 給田并執行方分 ③

残十七石三斗八升四合八夕 大方御分 ④

定残五十八石七斗三升三合二夕内 ⑤

現納 四十九石四斗七升二合二夕 ⑥

庄未進 九石二斗六升一合 ⑦

右、注進如件

応安八年二月十日

宗真(花押)

大山荘領家方は一院谷・西田井・賀茂茎の三地域に分かれているだけでなく、東寺内部の特定組織の財源として在地の田地そのものを分田し、それぞれの組織が年貢を直接収納する体制がしかれていた(大方・切田方分田体制)。このことが大山荘の在地動向をわかりにくくし、大山荘全般の研究を遅らせた原因の一つであるが、これは守護役負担についてもあてはまる。この散用状での給田とは、小行事・中綱・職掌のことであろうから、まず

切田方に年貢除分③を認め、次にその残り④を大方の年貢除分にしている。そして大方の分米①から④を引いたものが、大方の定米⑤となり、現納が⑥であるから最終的に大方の未進額が⑦と決定するのである。守護役の本所半分地下半分負担原則がみとめられていなければ、大方の荘未進は二六石六斗四升五合八夕であったはずである。つまり、守護役負担の申請により年貢負担の減免が得られたのである。②から③と④はどのように導かれたであろうか。表18に示した如く、守護役に関する大方の全体に占める年貢除分の割合は、約六〇・三%で、当時の大方面積の全体面積に占める割合にほぼ等しい<sup>35)</sup>。表18の永和二年分などの五例も考えに入れれば、守護役・段銭とも大方・切田方がその面積比により配当負担したことは明らかである。この時期の守護役による大方の年貢除分の全体に占める割合はほぼ分田比により決定されたと考えてよい<sup>36)</sup>。

これ以後には本所半分地下半分負担の原則はゆるぎなく適用されることとなり、農民は東寺に守護役の半分負担を認めさせることにより、年貢の除分の増大に成功する。これは農民による日常的年貢減免闘争の一環を構成する重要な手段となり、さらにこの闘争により剰余を在地に留保する奥の手となった。というのも、守護役は天災による損免要求や段銭京済による除分要求のように東寺に客観的証拠を握られることが少ないだけでなく、守護勢力との駆引きにより有利な条件を創ることができからである。大山荘において守護役の本所半分地下半分負担の原則が維持されている時期に逃散や強訴がほとんど発生しないことは、注目されるべきである。

## 第二節 東寺の守護役対策

東寺の至徳三年(一三八六)の番頭制構想による大山荘の立て直しは成功しなかったが、これ以後大方・切田方の年貢収取は一本化された<sup>37)</sup>。大方・切田方一括で年貢の算用がなされるようになったのである。それにより切田方の史料も残り、東寺の切田方の内部構成が一部ではあるが明らかに<sup>38)</sup>。

ここでは、この時期の本所東寺が守護役負担を回避するためにとった対策を述べることにし、併せてその成果も検討したい。

第一に、東寺の上使によって厳密な年貢地下散用状が作成されたことが挙げられる。嘉慶二年(一三八八)分の年貢散用状<sup>39)</sup>と明徳元年(一三九〇)分のそれは、形式から見ると同一人物により作成されたものと思われる。兩年分とも大方・切田方一括で年貢除分の厳密な算用がなされ、年貢除分が余計に加算されないよう工夫がなされている。その工夫の一つは、寺家が負担した守護方への出費の半分を逆に地下へ転嫁していることである。嘉慶二年分では、「半分定」により五石一斗四升が年貢除分になるところを、

但寺家ニテ使足事

憑用途

一貫六百文

小林方扇

五百文

金岡方扇

五百文

已上二貫六百元

米分三石三斗八升定 立用之、半分定

として、東寺が負担した守護山名への憑料・守護代小林などへの取りなし料を引いて年貢

除分を一石七斗六升分圧縮している。明徳元年分では、以下の如き内容となっている。

大山庄守護役人夫目六

但馬陣時別シテ 入一日食一人別三<sup>三</sup>

藤内分	四十六人	妙覚	五十八人
行岡 <sup>〃</sup>	四十一人	出合馬	三十六人
惣内	四十二人	左近	六十八人
妙本	百十二人	衛門	七十七口
平内 <sup>サイノ</sup>	四十二人	行恒	四十三人
定阿弥	三十四人	湯屋谷	五人
アツキ谷	二十人	岸入道	四十二口
源内	四十人	天神左近	六十二口

以上七百五十五人

代分二十二貫六百五十文<sup>時和百文別二  
弁并二斗口</sup>

一、内人夫催促時

中間力者藁クツ代

一貫七百三十五文度々分

合二十四貫三百八十五文

米宛廿六石八斗二升四口

此外内催促時下用 九斗二升三合

都合二十七石七斗四升四合

此率分十三石八斗七升二合

但州寺家使足事

- 一、陸州へ 扇代 三貫文
  - 一、小林方 扇代 二貫文
  - 一、金岡方 扇代 三百文
  - 一、松口入用途 三貫二百文
  - 一、但馬陣へ御使道下用 一貫五口口
- 已上十貫文

此率分五貫文 米宛 五石五斗立用之

定残分八石三升 一段別 六升二合

(下略)

明徳の乱に関わる「但馬陣」の地下人夫負担に対し、「但州寺家使足事」として一〇貫文の出費を計上して年貢除分を削減している。しかも、「但馬陣」に徴発された人夫の延べ人数とともに負担した百姓の名前を書かせて報告させている。これは東寺が百姓に真実の報告を求めたことを意味し、不正な引物をさせない努力をしたと評価すべきである。地下の百姓が守護役の負担を事細かに且個別的に記載する意味については、後述するところである。なお、この明徳元年の守護役人夫目録を頼りに、守護役の収取機構が荘園的年貢収取機構と別物であり、そこに守護領国制推進の契機を求める論もあるが、この守護役目録の作成者や目的を考慮に入れる時、その論は適切でない。

応永三年分の年貢地下散用状<sup>41</sup>は、上使経尊によるものであるが、前述のそれとは別の意

味で厳密な算用状である。ここでは守護役の大方切田方の配分が単純な面積比によるものではなく、現作面積比によりなされている。<sup>45</sup>

東寺の守護役対策の第二は、武家代官の起用である。応永五年（一三九八）の年貢地下散用状には、守護役の本所半分地下半分の記載がない。東寺はこの期間守護役負担から逃れることができたわけである。ただし、そのことがすぐ年貢増加に結びついた訳ではなく、かえって大山荘の在地支配に混乱を引き起こすになった。東寺が守護役負担から逃れるために武家代官を起用したであろうことは、代官の請文からうかがえる。応永二六年（一四一九）の中西重行の代官請文<sup>46</sup>では、「守護役人夫等、為代官、内外秘計、可申致御領安全之忠節事」とあるように、この時期では守護役は代官の責任で処理し東寺の負担にしないことに契約上はなっている。<sup>47</sup>喜阿弥一又代官宗頼（一三九八〜一四〇八）、宝泉院快玄一又代官稻毛修理亮一現地代官麻宇田（一四〇八〜一四一七）が代官であった時もこの請文の条項があつたはずである。このことは当時の百姓の申状からも推測できる。代官喜阿弥の時の百姓等申状には、「夫粮米守護方へ京上田舎分注進申上候、御代官扶持候へて、守護方よりかけられ候まゝに、夫を立て候間、かやうに申上候」<sup>48</sup>とあり、守護夫の賦課を代官の力により押しとどめてくれなかつたと百姓が不満を申し立てている。大山荘代官書状<sup>49</sup>では、百姓「かもん」<sup>50</sup>に対して、「又七年か間、なにの天役もなく守護のわづらひをもちゝらす候」ように取り計らいをしたとしているところから、この時の守護役が代官經由で農民に賦課されていることがわかる。また代官が宝泉院快玄の時には、「しゆこ夫の事、御たいくわん御もち候て、ちけにハつかまつらぬようにおほしめし候へとも、きよねんも代二貫五百文、米四斗三升入候、かやうに候ほとに、御たいくわん御もちのかいなく候」<sup>50</sup>と、代官の力で回避されるべき守護役は現実には地下に転嫁されている。応永五年から応永二四年の間、東寺は武家代官の登用により守護役負担から逃れ、結局はそれを百姓へ転嫁した。しかし、東寺は、武家代官のさまざまな非法の前に、百姓等の逃散等による代官罷免闘争や田数引き下げ闘争も加わり、代官を改替する<sup>51</sup>。そして、多大の守護役の賦課に對し、結局東寺は従来の如く、守護役・段銭の本所半分地下半分負担の原則を確認し、百姓に守護役の半分負担を認めざるを得なくなるのである。守護役負担による年貢減免闘争の再出発点を示す百姓等請文<sup>52</sup>を以下に掲げる。

#### 大山庄御百姓請文条々事

- 一、守殿<sup>53</sup>役むかしより一日分三十文ニ宛申て<sup>54</sup>、此内率分<sup>54</sup>地下沙汰申候お、一日お五  
十文ニ宛候て、又一<sup>55</sup>ゑんに公方へかけ申事あるましく候、
  - 一、同段銭率分地下<sup>56</sup>さした申候お、これ又一<sup>55</sup>ゑんにかけ申候事あるましく候、
- 右、此<sup>57</sup>しさいハむかしより此二か条、率分御百姓沙汰申事にて候お、地下<sup>58</sup>てうさん<sup>59</sup>により候て、去年田ともあれ候間、百姓のさたかなはず候て、ちからなく地下としておさへて<sup>60</sup>たて申候、当年よりは、かやうにたて申ましく候、もとの事<sup>61</sup>く、入め<sup>62</sup>をは地下率分<sup>63</sup>かゝり申候へく候、よんて<sup>64</sup>うけ<sup>65</sup>ふ<sup>66</sup>ミ状如件、

応永廿六年八月五日 御百姓さこ七郎（略押）

まこ二郎（略押）

守護役・段銭の半分を地下が負担することを請け負う契約文書の形態をとるが、この請文が提出されるについては以下のような背景があつた。応永二六年には、守護夫催促日記・守護夫日記・代官入部人夫注文・日役日記など多数の守護役負担記録<sup>66</sup>が見られるが、

前年からのこうした守護役の賦課に対応して、百姓が東寺に対して全面負担要求をしたと思われ<sup>66</sup>、最終的に百姓側の譲歩として地下半分原則の請文を提出した<sup>67</sup>ものと思われる。東寺にとつても、新たな代官に中西重行を補任し、守護役人夫の「秘計」の請文を提出させる<sup>68</sup>だけでは、守護勢力の侵攻による経済的打撃をかわすことはできないと考え、本所半分負担を止むなしとしたのであろう。段銭については、応永五年以降にも応永二年の大嘗会段銭の賦課の時<sup>69</sup>に見られるように本所半分地下半分原則は適用されていたので、守護役も「『むかし』（応永五年以前）のように本所半分地下半分負担原則によりそれぞれ半分ずつ負担する」という確認を行ったのである<sup>60</sup>。百姓側は、請文の最後に「応永二五年は逃散して田地が荒れたので百姓の沙汰はできず、やむなく守護役の負担はすべて年貢で立用したが、今年から以前のように守護役の半分を百姓の負担とする」<sup>61</sup>と結んで半分負担の確認をした。これにより、年貢除分獲得闘争のさらなる展開がなされる。なお、この守護夫日記の作成過程や年貢除分獲得闘争における位置づけは後述するところである。

東寺が守護役負担を逃れるために構じた二つの対策について論じた。第一の対策、厳密な年貢地下散用状を作成させることについては、それなりの効果はあったが、数字の操作によるものであり、抜本的対策とは言えない。それ故に第二の対策、武家代官の起用となつたのであろう。この武家代官の起用は年貢の収納面からみれば、一時的には成功している<sup>62</sup>。しかし、喜阿弥一宗頼の時にせよ、稲毛修理亮一麻宇田の時にせよ、彼らが為した非法に対し、農民は逃散による対代官闘争を展開し、在地は甚しく混乱したし、損免闘争や田地面積・田品闘争により、東寺と在地との距離は遠のき、結局東寺の在地支配を弱体化させる結果となつた。

### 第三節 守護役負担による年貢減免闘争の展開

応永二六年（一四一九）に再開された守護役の本所半分負担による年貢除分獲得闘争は、代官中西明重期（応永三年〔一四二六〕〜永享二年〔一四四〇〕）<sup>63</sup>に一定の展開を見せ、代官乗善期にその極に達する。私が、代官乗善期百姓の守護役に関わる年貢除分闘争のピークをみるのは、百姓による地下半分注文が連年提出されることとその内容がきわめて具体的であることによる。地下半分注文の作成は前述の通り南北朝期にもなされたが、その時の作成者は百姓たちではない<sup>64</sup>。一方、代官乗善期では、たとえ農民が地下半分注文を作成するに至つた契機が寺家側であろうとも<sup>65</sup>、この地下半分注文が連年百姓の連署起請文の形式を取り、百姓が代官へ宛てた年貢除分要求書になつていることに注目すべきである。大山荘では文安二年（一四五五）に地下半分注文を中心とする年貢減免闘争のスタイルが創り出され、以後享徳二年（一四五三）まで連年継続され確立されていくのである。文安二年におこつた文安の乱における守護役負担が、大山荘における年貢減免闘争の契機になるが、その具体的な分析は第四節に示す。

地下半分注文が如何なる機能を持ち、それが年貢除分獲得過程でどう位置づけできるかを考察する。最初に年貢地下散用状<sup>67</sup>と関係づけて分析する。

まず文安二年分の地下半分注文<sup>68</sup>と引違料足注文<sup>69</sup>を同年分の年貢地下散用状の国下用除分部分と対照することにする。表19に示したように地下半分注文の具体的内容は、多少の語句の変化・省略はあるものの、年貢地下散用状にすべて記載されており、異なっている

のは数量のみである。年貢地下散用状の年貢除分として認められているのは、各項目とも地下半分注文の約五五%程度である。文安三年分についても同様に表20に示す。この地下半分注文と年貢地下散用状の国下用除分の比の値を年次別に百分率で示したの表21である。年貢地下散用状では、一院谷の田数が七町九反二〇代、西田井が六町七反三〇代となつていることから乗善が大山莊大方の代官であることが明らかである。応安七年（一三七四）から応永三年（一三九六）までの間は、守護役・段銭とも大方と切田方の面積比により配当負担したことは前述した。では乗善が代官であつたこの時期はどうであつたらうか。切田方の年貢地下散用状が未知であることと永享年間に大方が守護役を全部負担した時期がある<sup>71</sup>ために断定はできないが、以下の理由で代官乗善の守護役負担は大方・切田方面積配当であつたと思われる。大方・切田方の守護勢力への負担の配分の有無を知り得る材料として年貢地下散用状に記載される「春守護方礼銭」を取り上げる。

○嘉吉二年分年貢地下散用状 和市一・一五石／貫（「百合」※ノ二三九（『県史』五八八））

但此内切田方ヨリ

五斗七升五合

二斗八升六合五夕

代五百文、八上奉行方

可出之也

春礼銭地下引違分

○嘉吉三年分年貢地下散用状 和市〇・九石／貫（「百合」※ま一〇一（『県史』五九八））

二斗三升七合六夕 八上春礼分、反別三三合宛

切田方へモ是配分宛

○文安元年分年貢地下散用状 和市〇・九九石／貫（「百合」※ノ二四二（『県史』六一二））

大方給田沙汰之百姓方ハ

二斗六升七夕

□□

八上春礼銭配分

一反別三三合二夕宛

○文安二年分引違料足注文（「百合」に一六五（『県史』六二〇））

一円 文安二年

五斗

八上はる御れい分 引違地下分

○文安二年分年貢地下散用状 和市一石／貫（「百合」に一六七（『県史』六二二―二二二））

二斗七升六合五夕

八上方春之礼分

切田大方  
一円沙汰方

○文安三年地下半分注文（「百合」※ノ四四五（『県史』六三一））

五百文 八上春の礼

○文安四年地下半分注文（「百合」に一七六（『県史』六三八））

六斗三升 代六百文 八上春礼分

此百文奉行彦太郎

○文安四年年貢地下散用状（「百合」※ノ二四七（『県史』六三九））

但、春之礼分、本所之一円分御出了

○文安五年以後、地下半分注文には六〇〇文と記載、年貢地下散用状には記載なし。

以上の史料から確認できることは下記の通りである。①守護方である八上の奉行への春

表21 文安2年～享徳2年における地下半分注文の年貢地下散用状除分に対する割合一覧

年 度	守 護 役	段 銭
文安2年(1445)分	56.8% 30貫355文	
文安3年(1446)分	61.5% 15貫958文	
文安4年(1447)分	61.7%(19貫227文)	
文安5年(1448)分	55.2% 13貫751文	?
宝徳元年(1449)分	61.7% 13貫 61文	36.7% 13貫380文
宝徳2年(1450)分	60.2% 15貫222文	38.9% 3貫800文
宝徳3年(1451)分	61.6% 13貫365文	36.8% 18貫702文
享徳元年(1452)分	61.4% 16貫377文	37.2% 14貫905文
享徳2年(1453)分	61.5% 13貫925文	36.5% 27貫587文

- (注1) 百分率は地下半分注文の記載項目(A)を年貢地下散用状の守護役・段銭項目(B)に分類して、 $A \div B \times 100(\%)$ と計算した。  
 (注2) 年貢地下散用状の除分は一院谷の項目のみで計算した。  
 (注3) 百分率の右の値は地下半分注文に記載される合計値(半分)で、石単位のものはその年の和市で換算して貫文単位にした。  
 (注4) 文安4年分は、年貢地下散用状にある「内藤下向之時礼物、産田在京之時礼物」を他の項目の割合で推定し加えた値である。  
 (注5) 文安2年の守護役が特に多いのは、播磨国陣夫が10貫350文含まれるためである。

表19 文安2年分地下半分注文・地下半分引違注文と年貢地下散用状との比較表

守護勢力夫役料等負担項目	地下半分注文(A)	地下散用状(B)	A/B(%)
守護役(八上日役・陣日役)	11貫800文	6貫515文	55.2
守護使(八上より)来候時、食物	1石1斗5升	6斗3升2合	55.0
守護使(八上より)鷹使(狩)来候時、食物	4斗2升5合	2斗3升7合	55.8
八上春之御礼分 一円	5斗	2斗7升6合5夕	55.3
播磨領物尋候時、八上礼雑事	1石5斗	8斗2升9合5夕	55.3
播磨陣兵粮米懸候時、使厨雑事	1石1升	5斗5升3合	54.8
播磨国陣夫	10貫350文	6貫187文	59.8
去年12月中八上使夫料・内藤方礼・京上夫料	3貫800文	2貫117文	55.7
計	30貫535文	17貫347文	56.8

表20 文安3年分地下半分注文と年貢地下散用状との比較表

守護勢力夫役料等負担項目	地下半分注文(A)	地下散用状(B)	A/B(%)
守護役	8貫758文	5貫386文	61.5
守護方時京上夫(炭夫・辻方礼・すみもち・八上礼・なんば礼等)	4貫500文	2貫762文	61.4
鷹狩逗留=下用米、同雑用	9斗1升	5斗6升8合8夕	62.5
とこなけ寺勧進之時詫事、同夫催促之時下用	1石4斗1升	8斗6升	61.0
鹿狩之時日役夫、同礼	6斗5升	4斗2合9夕	62.0
計	15貫958文	9貫813文	61.5

(注) 和市は、文安2年では1貫=1石、文安3年では1貫=1石1斗。



正月の札銭は、本来的に本所の一円負担<sup>72</sup>であること。②地下が引違えて散用状で決済していること。③本所とは大方切田方両方を含んだ表現であること。<sup>73</sup>④大方と切田方で一定の割合で配分して負担すること。大方切田方の配分比の百分率は五〇・二%（嘉吉二年）↓五二・八%（嘉吉三年）↓五二・七%（文安元年）↓五五・三%（文安二年）と変化している。なお、表19の通り「八上春之御礼分」は他の負担項目の比率とほぼ同じであること、表20に示した通り文安三年分以降は単独項目ではなく守護方費用として算用されていることも確認できる。これらのことから次のことが推論できる。①文安二年以降は勿論のこと、それ以前も国下用は大方切田方で配分されていた。②その配分比率は地下半分注文の存在しない文安二年以前については「八上春礼分」の配分比率によって予想できる。

嘉吉二年から文安五年までは、国下用の大方切田方配分比は不安定であったが、宝徳元年以降は約六二%と固定化している（表21）。ところで一五世紀中頃の大山荘領家方は一院谷一三町、再開発された西田井六町七反三〇代、賀茂茎二町で構成され、執行分を除く切田方五町三〇代は一院谷にあった<sup>74</sup>。そのことから、大方分面積（七町九反二〇代）÷一井谷総面積（二三町）＝六一・一%、つまり大方六一・一%、切田方（執行を除く）三八・九%となり、国下用の大方切田方配分比とほぼ一致する。このことにより守護勢力の夫役等は、大方と切田方の面積比により配当負担されたと考えてよく、宝徳二年以降の大方分の年貢地下散用状では七町九反二〇代の面積に相当する年貢除分としてみとめられたことは確認できる。なお文安五年分と文安二年以前の配当比も何等かの根拠で決定されたわけだが<sup>75</sup>、それも面積比によってであると思われる<sup>76</sup>。

上記の事実からみて、大方のみ年貢除分が認められ切田方は拒否されたとは到底考えられず、一井谷百姓が代官乗善に提出した地下半分注文は一〇〇%年貢除分となって実現した可能性が高い。一井谷百姓にとつて、東寺が大方・切田方で別々の年貢地下散用状を作成するかどうかはどうでもよい問題であり、東寺内部での大方・切田方の配当比率も関係ないことである。一井谷百姓の最大の関心事は守護役等が注文通りに年貢除分として確定することであり、散用状の未進額が増大しなければよいのである。

ここまでは、地下半分注文と年貢地下散用状との関係をみてきたが、次に地下半分注文の内容を検討する。

文安二年の地下半分注文<sup>77</sup>のうち守護役夫料・八上日役夫料・陣日役夫料を表22にして掲げる。この地下半分注文の百姓の個人計は、単純計算でも省百法計算でもあわないものが多いだけでなく、3の尾ハナには陣日役とのみ記して数字がなかったり、記載の形態がい加減であるので内容的に容易に信用し難い。さらに、夫役は通常一日五〇文宛（半分で二五文）で賦課されるので<sup>78</sup>、月別夫は二五の倍数になるはずであるが、そうではなく、反別八〇文なる表現で経営規模により配分されているようである。しかし、経営規模により配分された如くみえるのは、数字操作の後の結果であり、必ずしも現実の経営規模を反映している訳ではない。数字操作の形跡がみられるのは、一〇・一月夫、一一・一二月夫である。年末調整の様相を呈している。5の三郎四郎以外は一三人すべて記載されているし、その数字も二五の倍数ではない。私は守護役の事実を否定しているのではなく、それを利用して年貢減免を克ち取ろうとしている百姓の姿を読み取ろうとしているのである。

守護役等の負担事実の改変操作は、別の史料からも明らかである。その一つに応永二六年の守護夫日記がある<sup>79</sup>。このような日記が、前述の注文を作成する基礎資料になっていた

表22 文安2年守護役夫等半分注文のうち守護役夫料・同八上日役夫料の項目別統計

	正月 夫	2月 夫	3月 夫	5月 夫	6月 夫	7月 夫	8月 夫	9月 夫	10月 夫	10 11月 夫	11月 夫	12月 夫	11 12月 夫	木 代	小 計	陣 日 役	計	半分 反別80文	播磨 陣夫 半分
①宇谷大夫	68 68					31 31	37 37		400 100?			700	430	70	1972	600 12	2583 (2572)+11	1291 16.1	825
②兵衛分 (大家)	37 68					31 300	400				400		408	70	1714	400 8	2120 (2114)+6	1058 13.2	675
3尾ハナ (大夫太郎)	68	400			250	31			400				454	70	1673	650 13	1678? (1673)+5	839 10.5	825
4堀田さこ	37 68		200 150			31				179					665	250 5	921 (915)+6	460 5.8	450
5三郎四郎 (天神)	37	250			68	31									386	550 11	940 (936)+4	470 5.9	900
6衛門	68					31	150			270		500			1019	500 10	1524 (1519)+5	762 9.5	625
⑦西大夫分 (西谷)	37 68	174								171	500				950	350 7	1314 (1300)+14	657 8.2	900
8助分 (西谷)	68 37	150				31							204		490	300 6	795 (790)+5	394(397) 4.9	625
9かもん	139? 74				500	62	250			757					1782	950 19	2739 (2732)+7	1369 17.1	1575
⑩左近 (西)	68 37			400		31							294		830	350 7	1185 (1180)+5	592 7.4	575
11大夫三郎 (田中)	37			200		31		68					335		671	300 6	974 (971)+3	487 6.1	300
12兵衛三郎	37				350	31		68					204		690	350 7	1044 (1040)+4	522 6.5	475
⑬大夫次郎 (政所道幸)	37					31	400	68		285					821	450 9	1276 (1271)+5	638 8.0	675
14左近五郎	37					31	150	68	450				157		893	250 5	1149 (1143)+6	573(574) 7.2	325
計	1195	974	350	600	1168	765	1424	272	1350	1662	900	1200	2486	210	14556 +2=7278	5600	20242 (20156)+86	10112(10116) 126.4	9750 +600

(注1) 陣日役の欄の下段は、日数。半分反別80文の欄の下段は、反別80文の記事を根拠に算出した値、単位は反。その他の値の単位は、すべて文。

(注2) 百姓名の番号に○を付けたものは、この表の典拠史料「百合」※ノ243(『県史』622)の起請文署名者。なお、1~14のすべての百姓は「百合」に165(『県史』620)の署名者である。

(注3) ?は判読にやや疑問のあるもの。

(注4) 3尾ハナの陣日役の650および13は、「百合」に163-1(『県史』610)播磨人足注文案により補足。

(注5) ( )内の値は実計算値。+は上段の数値に至る補数を示す。

(注6) 播磨陣夫半分の合計欄の+600は、「野臥地下分 三百文」と「細田 三百文」。

であるうことは容易に想像できる。ところで、この守護夫日記は二種類あり、改変の様子はつきりわかる。表23によれば、日付からもAが作成されたあとにBが作成されたと考えてよい。いくつかの箇所に変更の跡がみられるし、総日数も七日分増えている。勿論Aの方がより実際に近い夫役負担を示していると考えられる。このような夫役日記を基礎にして、年末に年貢減免用の夫役負担注進状ができれば。

次にこのような改変操作に対する東寺側の対応をみてみよう。永享五年の代官中西明重作成の年貢地下散用状に対する違目事書<sup>80</sup>を検討する。東寺側は改変操作を見抜いていたようで、散用状上の記載矛盾を指摘している。

a一、如上使注進者、富士下向人夫用途五貫文云々、算用状ニハ二十式石七斗四升六合九夕見タリ、仮守護役等少々雖引之、巨多之分米□□候間事 和市入目等別々可被注進候、

b一、幡州夫役又五貫文云々、両国遠近間、代銭無増減不審事

c一、年々守護役并田銭等敗符可被次進事、若不然者、寺家一切不可有御信用、毎度年貢等事、巨多守護役之由、被申候、然者、敗符<sup>81</sup>々々可被進候、不然者、以此分可有年貢立用候事

d一、彼御領被申請之時、守護役等事、一切不可申於寺家之由、自最初所被申役諾<sup>82</sup>之處、毎年号守護役、年貢之不法無其謂、然者被引守護役事、不可有御用事

a～dの要点は以下のようであろう。aでは、富士下向人夫用途の額が上使の注進と一致せず水増しされていること。bでは、播磨への夫役と富士への下向人夫役とが同額で距離からみて不自然であること。cでは、守護役と段銭は巨額であるから配符がないと信用できないこと。dでは、代官の請文では守護役を理由に年貢不法はしないと云っておきながら約束違反したこと。これらのことから守護役の水増し的操作やそれによる年貢減免がなされた可能性がみてとれる。

代官乗善期の年貢地下散用状は、守護役等の除分の記事の特徴から、文安五年までの前期と宝徳元年以降の後期とに分類できる。前期では地下半分注文の記事項目を省略せず、すべて立て具体的に記載している。後期では地下半分注文が従来通り事細かに守護夫・礼銭・詫銭・諸経費を記載しているのに対し、年貢地下散用状は具体的内容は省略して大項目的に処理している。これは、百姓等が作成した地下半分注文が代官のみならず東寺公文所にも査定なしですんなり認められる過程を示していると言えよう。

以上地下半分注文の性格と機能を明らかにしてきたが、上記の分析により解析できたことと推定できることは以下の通りである。

#### ①地下半分注文の作成の目的

本来的には引違した守護役・段銭の半分を本所半分地下半分負担の原則により東寺に負担させるために作成するが、実際には年貢除分となって処理されるため、このシステムを利用して守護役等を過大に申請し年貢除分を水増しし、生産物を在地に留保することが追求された。

#### ②地下半分注文に個々の百姓の守護役負担等を詳しく記載する意味

地下半分注文の信頼性を高める効果を持ったことは言うまでもないが、各百姓の年貢負担額と通常の除分を記載する原帳<sup>83</sup>を保持する代官に対し、個々の百姓が負担したこととした守護役夫料等を年貢負担額から除かれることを要求することも重要であった。

表 23 応永26年守護方夫役日記の比較

A 『教』1031 応永26年6月10日			B 「百合」※ノ168 応永26年8月日		
日付	人数・日数	負担者	日付	1人日数	負担者
応永25年11月	1人10日10人	加治左近分	応永25年11月7日	13日	大家分
			“ 12月5日	14日	大家分
			“ 12月23日	4日	大家分
“ 12月13日	1人16日炭持16人	孫四郎	“ 12月12日	16日	孫四郎行岡分
“ 12月16日	3人	17日分17人	“ 12月16日	17日	介
		22日分22人		22日	坊平内
“ 12月26日	1人	19日分19人	“ 12月26日	19日	田中左近
		20日分20人			
応永26年1月11日	1人23日23人	大家分五郎二郎	応永26年1月11日	20日	大家分
“ 2月2日	1人18日炭持18人	れんこう谷大夫	“ 2月2日	18日	レツコウ谷大夫
			“ 3月2日	6日	大家分
“ 3月3日料	1人9日分9人	大家分助四郎			
	1人木引10人	済平内	“ 3月	10日	済平内
	1人9日木引9人	いも谷	“ 3月	9日	四郎五郎
	17日伊勢夫17人	政所	“ 4月	17日	市法師
“ 5月1日	6日分6人	大家分大夫三郎	“ 5月	8日	大家分
“ 5月18日	2人16日16人	あつき谷大家	“ 5月18日	8日	あつき谷中西分
			“ 5月8日	8日	大家分
“ 6月7日	2人 未不帰		“ 6月8日	12日	大家分
計214日			計221日		

田沼氏は地下半分注文（文安四年分と享徳二年分）を検討して次の如く主張されている。「守護勢力による在地への直接的課税方式が完全に実現されており、しかもそれは庄園收取機構を直接的には媒介せず、在地自治機構と直結した收取機構と云い得る。（中略）ここに守護役の負担者になっている庄民は、庄園的收取の基盤となつている年貢負担者と正に同一の存在である」。つまり、「正に同一の基盤、庄内有力農民を、庄園領主、守護勢力は賦課の対象とした」<sup>92</sup>。史料の性格を誤解した見解である。年貢負担者が年貢負担を免れるために作成した文書が地下半分注文であるから、守護役負担者と年貢負担者とが「同一の存在」となるのは当然である。未進徴符も代官が個人々の除分を勘案して作成するのであるから、そこに記載される百姓と一致するのも当然である。

③地下半分注文が起請文形式をとる意味

地下半分注文九通のうち文安五年分と宝徳元年分にそれぞれ「御代官殿進之候」、「御代官とのへ進之」とあり、宛先はすべて代官乗善であることは疑いない。だが、これらの文書が東寺に残されていることから、地下半分注文は東寺公文所へ年貢地下散用状とともに送進されたと思われる。従つて、記載事実に対する予想される東寺側の疑惑への対応として、起請文形式がとられたと推論したい。

④地下半分注文が作成されるまでの過程

百姓たちは地下寄合の場でその年の個々の年貢減免額（見かけ上は守護役負担等）を合議により配分決定する。起請文文末署名者は、その作成作業に関わつた百姓であろうか。なお付言推論すれば、この合議は単に守護役負担にのみ関わつてなされたものではなく、各百姓の年間負担と得分や所有面積のバランスによつて決定されていると思われる。勿論、見かけの負担額が多いほど年貢負担が軽減すると思われるべきである。

#### 第四節 文安の乱の守護役負担と年貢減免闘争

大山荘では代官乗善期の文安二年（一四四五）以後、百姓が連年に詳細な本所半分地下半分注文を作成し、大幅な年貢減免を実現した。この年貢減免闘争の契機は、文安の乱に求められる。

まず、文安の乱についてその顛末を「東寺執行日記」・『師郷記』・『斎藤基恒日記』などにより概略を示しておく。

嘉吉元（一四四二）年に足利義教は、赤松満祐に暗殺された。暗殺直後、播磨に奔走した満祐に対する幕府の討伐軍の進発は手間取つたが、山名持豊の軍勢が、赤松一族の立て籠つた城山城を攻め滅ぼした。満祐の嫡子教康は、城を抜け出し伊勢の北畠氏に身をよせたが、自害した。また、満祐の弟義雅も自刃、弟の則繁も行方不明になり、赤松惣領家は壊滅した。そして、赤松満祐の所持していた播磨・美作・備前の三国の守護職は、赤松追討に功績のあつた山名持豊・山名教清・山名教之にそれぞれ補任された。しかし、赤松氏の庶流家は満祐の追討軍に参加しており、赤松春日部家の貞村は播磨の陣中で死去したが、將軍近習であり赤松家の惣領であつた赤松満政に明石・美囊・加東の播磨東部の三郡が与えられた。しかし、山名持豊はその所領を剥奪した。

文安元年一〇月二五日、赤松満政は、その子三郎と彦五郎則尚とともに播磨へ下向して挙兵した。満政父子のこの行動に対し細川氏は俊敏に対応し、丹波の守護代内藤之貞と撰

津の守護代長塩宗永に下向を命じそれぞれの国を警固させている。山名氏は、山名因幡守・山名大夫・山名刑部大輔騎が先発し、一月二十八日に山名持豊が下向するが、まず本拠地但馬国を目指した。その時に、幕府は奉行人齋藤熙基・飯尾為数を上使として下向させている。一月一八〜二〇日に真弓峠で合戦があり、山名氏・赤松氏の両方に討死・手負が多数出た。続いて文安二年一月九・一〇日に山名持豊が陣を置いた七宝寺で合戦があった。丹波国守護代内藤之貞が参戦するのは、一月一四日である。後花園天皇の満政追討の綸旨は一月二六日付でだされるが、播磨での合戦は一月二〇日に決着がついた。赤松勢の討たれた首は二月一五日に京着している。播磨合戦に敗北した赤松満政父子は、摂津国有馬郡の分国守護赤松持家を頼り、逃げのびた。しかし、三月二二〜二四日の丹波国守護代内藤之貞の軍勢との合戦で赤松勢は討たれた。三月二十九日に満政父子以下被官人一二四人の首は京着し、四月四日に五条河原に梟首された。以上が文安の乱の顛末である。<sup>483</sup>

文安の乱の勃発により、赤松満政追討のために播磨へ下向した山名氏<sup>484</sup>や播磨を囲む摂津・丹波の守護であった細川氏<sup>485</sup>は、陣夫の徴発を行なった。管領畠山持国が山名上総入道に對し御料所への播磨陣夫の催促の停止を命じていること<sup>486</sup>や京兆家細川氏が東寺領丹波国大山荘への播磨陣夫三人の徴発の催促停止を命じているのは、その徴証である。これに見られるように在地の農民もこの戦乱に巻き込まれることになった。

大山荘の百姓は文安二年に賦課された陣夫役等を本所東寺への年貢の除分として要求し、年貢の減免を克ち取るのであるが、その経緯を以下で追求することにした。

大山荘では守護役として各種の夫役が史料上に散見されるが<sup>488</sup>、陣夫もその一種である。陣夫負担の注文は、①明徳の乱に関する明徳元年（一三九〇）、②大和永享の乱に関する永享九年（一四三七）、③文安の乱に関する文安二年（一四四五）、④畠山政長・細川政元らの畠山義就討伐に関する文明一四年（一四八二）の都合四種が知られている。①は東寺側の発意によるが、②・③は名主百姓による注文であり年貢減免を要求するために作成されたものである。①は上使這経が年貢除分を確定するために百姓に陣夫の具体的負担者とその回数提出を求めたものであり<sup>489</sup>、おそらくこの経験をもとに百姓側は②・③の如き陣夫注文を主体的に提出して東寺へ年貢減免を求めたと思われる<sup>490</sup>。大山荘では守護役や段銭を東寺（本所）と百姓（地下）で折半するルールが応安年間頃（一三七〇年代）に確立し、若干の紆余曲折があったものの、代官乗善期（嘉吉三年〜享徳二年）<sup>〔一四四三〜一四五三〕</sup>にもその伝統は継承されていた。代官乗善期には特に起請文形式の守護役・段銭の本所半分地下半分注文の提出によって申請した負担額の半分が年貢から差し引かれる形で年貢算用状に記載され確定する作法が確立し、百姓が年貢減免闘争に成功したのであるが<sup>491</sup>、実はその出発点になったのはこの文安二年である。つまり文安の乱の陣夫負担がその契機になったと考えられるのである。

まず、文安二年の大山荘における百姓等申状や代官乗善の書状を表24に示す。東寺の供僧方は代官乗善に対し所務書下により八つの命令を出しているが<sup>492</sup>、大山荘の百姓とのこれ以後の問答に関連するものを取り上げると以下の如くである。①陣夫以下の守護役を寺家側に一円負担させようとする百姓側の要求は一切認めてはならないこと、②京都で東寺が支出した守護方への兵糧米四貫文と陣夫役に対する詫銭三貫文の計七貫文の半分を地下で負担させること、③道泉跡の三段三〇代分の名主職を芋（谷）大夫に補任するにつけ任料を徴収すること。①・②より百姓はこの年の早くから陣夫負担の肩代わりを寺家に要求し

表 25 嘉吉 2 年～享徳 2 年代官乗善期の大方年貢地下散用状  
の損免・未進・寺納等一覧表

年号	損免	庄未進	国役の除分	寺納	出典
嘉吉 2 (1442)	—	4.1546	9.3758	13.513 29.8%	「百合」※ノ 239 (『県史』588)
嘉吉 3 (1443)	12.514	3.40181	8.0508	9.152 20.2%	「百合」※ま 10-2 (『県史』598)
文安元 (1444)	10	7.42157	9.5155	12.122 26.7%	「百合」※ノ 242 (『県史』612)
文安 2 (1445)	7	7.28667	17.6469	7.48 16.5%	「百合」に 167-1 (『県史』621-2)
文安 3 (1446)	—	3	11.4751	19.411 42.8%	「百合」に 172 (『県史』633)
文安 4 (1447)	16.4753	2.72	12.7575	6.65 14.7%	「百合」に 349 「百合」※ノ 247 (『県史』639)
文安 5 (1448)	16.4753	2.6111	11.006	7.113 15.7%	「百合」※ノ 252 (『県史』649)
宝徳元 (1449)	16	2.45	13.427	5.37 11.8%	「百合」※ノ 256 (『県史』663)
宝徳 2 (1450)	19	2.67439	9.56988	5.348 11.8%	「百合」※ノ 262 (『県史』674)
宝徳 3 (1451)	18.3815	1.7	15.562	5.17 11.4%	「百合」※ノ 266 (『県史』682)
享徳元 (1452)	15.66	2.00046	17.8246	0.981 2.2%	「百合」※ノ 276 (『県史』694)
享徳 2 (1453)	—	4.0773	34.8832	7 15.4%	「百合」に 213 (『県史』705)

(注) 単位は石。一井谷分のみ記載。  
寺納の下段は、分米45石 3斗 7升 6合に対する割合。

表 24 文安 2 年関係文書一覧

No.	年号	文書名(内容)	署判	宛所	出典
1	文安 2. 5. 21	一院谷百姓等起請文案(播磨領物なし)	大山庄内一院谷御百姓等 掃部・太夫・左近		「百合」に 161(『県史』611)
2	文安 2. 6.	文安元年分大方分年貢算用状	御代官乗善(花押)		「百合」※ノ 242 (『県史』612)
3	文安 2. 9. 2	内検帳并未進年貢注文<(1)西田井(2)一院谷(3)未進>	乗順(花押)		「百合」に 162(『県史』614)
4	年欠 10. 23	大山庄所務書下案<8項目>			『教』1386(『県史』615)
5	年欠 11. 28	播磨陣入足入目注文井一井谷百姓等申状并連署起請文	一井谷御百姓等 一井谷百姓中 兵衛・道幸・大夫 など 略押を添え14名	御代官殿	「百合」に 163-1・2 (『県史』610・619)
6	年欠 12. 3	一井谷大夫申状<任料への不満>	一井谷大夫	御政所殿	「百合」に 327(『県史』900)
7	年欠 12. 5	代官乗善書状<No. 5、6に同意>	乗善(花押)	公文所殿	「百合」ノ 429(『県史』605)
8	文安 2. 12. 25	一井谷百姓等連署起請文<陣夫役以外の守護役注文>	道幸・さこ・三郎 四郎など略押を添え6名		「百合」に 165(『県史』620)
9	文安 2. 12.	諸役夫料地下半分日記<守護役・陣夫役等、起請文>	政所道幸・兵衛・ 大夫など略押を添え5名		「百合」※ノ 243 (『県史』622)
10	文安 3. 4. 30	文安 2 年分大方分年貢算用状<No. 8、9の陣夫役・守護役の記事をそのまま記載>	御代官乗善(花押)		「百合」に 167-1 (『県史』621-2)

(注 1) No. 1 の起請文案は、No. 10 の年貢算用状に「一、八斗二升九合五勺 播磨国領物尋候時、八上方礼同使料酒直等 地下半分立用引之、起請文=加礼銭是出了」とあるから守護方に提出した起請文の案文である。

(注 2) No. 3 のうち(2)一院谷内検帳は、No. 4、6、7に見られる名主職の補任料に係る没落あるいは改替した名主に限った内検帳である。里垣内道泉作跡→幸谷大夫、西平内池本大夫逐電、行恒名政所兵衛の 3 名。

ていることがわかる。寺家はすでに春に文安の乱のための兵糧米を負担していたが、百姓の陣夫賦課の注進があったのであろうか。夏には代官(乗善カ)を陣へ派遣して礼銭で陣夫負担を回避しようとしている。これ以後、即ち一〇月の下旬から十一月の下旬の一月間に種々の問答があつたと思われるが、東寺側が地下へ命じた文書は案文以外には東寺側には残らないので、その事実は確認し難い。しかし、百姓等が連署起請文を提出するに、それなりの経緯と決断があつたと考えられる。以下にこのことを子細に検討するために、百姓等申状を示す。

畏申入候、

- (a) 一 兵糧米事、一円に可被召旨、蒙仰候、畏入候、
- (b) 一 陣夫入足利分くわへ、一円に御本所被召候て下給候へのよし、連々歎を申入候へ共、不可叶之由、蒙仰候事、歎入存申候、
- (c) 一 御本所の御意おもく百姓等存申候、よつて如此申入候、利分事ハ給ましく候、
- (d) 一 陣夫同陣日役人数五百卅九人にて候、此内日役百廿五人分、いつもの守護役の通に半分立にて可給候、此通をハ仰随申候、
- (e) 一 陣夫一円之分、幾重も堅歎を可申上候、当国何の権門之御領も、陣夫入足之事ハ一円にめされ候事、無隠御事に□□□□本所様□ひとつの御事にて御座候へハ、定可被聞御事にて候、更々偽不申候、
- (f) 一 当年々作、日焼と申、長々陣夫、朝夕守護殿御公事と申、百姓計会無是非候、陣夫一円の通、無御扶持候者、定御百姓等地下の勘忍ハ難□□、如此申上候事、かん曲とおほしめさるへく候間、乍恐かうもんをさゝけ申候、

十一月廿八日

一井谷御□□等

御代官殿

(g) 一 立申起請文事

当庄六所大明神、別而大師・八幡御罰、御百姓等各可罷蒙候、此陣夫礼銭二条二においてハ、いくゑも堅歎申上候へく候、此旨御本所へ可然様二御申候て、御百姓を御ふち候て給候ハ、可畏存候、仍起請文之状如件、

一井谷御百姓中

十一月廿八日

兵衛(略押)

道幸(花押)

大夫(略押)

大夫太郎(略押)

さこ(花押)

大夫(略押)

大夫三郎(略押)

さこ(略押)

助(略押)

ゑもん(略押)

かもん(略押)

三郎四郎(略押)

さこ五郎(略押)

兵衛三郎(略押)

これは、陣夫本所一円負担を要求する連署起請文の申状である。おそらく上述の如く一〇月二三日から十一月二八日までに代官乗善を経由して東寺と地下百姓の間に種々の問答



があり、最終的に百姓中の総意として上申されたものと思われる。

(a) は、交渉の結果、前掲の「春の四貫文の兵糧米」(おそらく夏の三貫文の陣夫詫錢も)を東寺が一円負担することになったことを示す。つまり、東寺はこれらの経費を地下に半分負担させることを断念したのである。百姓は慇懃にお礼をいう。(b) では、注文を示し陣夫役の利分(利子分)も本所一円負担にして欲しいと過分に要求している。かつて四月に提出した注文分すら、東寺は負担を拒否し続けているのに、さらに上乘せして要求したのである。そして、(c) では「御本所の御意おもく」と寺家の意見を尊重するポーズをとって利分要求を取り下げ、寺家との交渉で百姓側も妥協し引くところは引いているのだと印象付けようとしている。(d) では、陣夫・陣日役は五三九人分で、このうち日役の一二人分は守護役と同様に本所半分地下半分の折半にして欲しいと要求しておき、東寺も「此通をハ仰」せられているので従いましょうと、百姓側が要求しながら東寺の意向に沿っているが如き論理になっている。(a)～(d) では、百姓は下手にでて、寺家への奉公をとりあえず強調している。さて、これからが本題である。(e) では、陣夫本所一円負担を何度もお願いしているが、丹波国ではどの「権門之御領」でも陣夫は本所一円負担であつて、そうでないのは東寺だけであり、必ずやお聞き届けになるはずであると、高圧的態度に転じている。「一國平均」の論理を用いて、有無を言わさぬ要求展開をしている。<sup>97</sup>やうに、(f) では日照りによる不作や長期間の陣夫・日常的な守護役の負担を挙げて、百姓の困窮をアピールし、「地下の堪忍ハ難仕候」と逃散をちらつかせたなかば恐喝的な言辞により陣夫の一円負担を要求している。止めは(g)の起請文であるが、通常の起請文だけでなく、陣夫・礼錢の二箇条(この表現で陣夫役は戦地への実際の動員と詫錢と二種であることがわかる)の扶持を再度記して強調しているところに、他の起請文にない特徴がある。

非常に用意周到に作成された百姓申状である。百姓のねらいは、この申状をステップに陣夫役も本所半分地下半分負担に持ち込むことにあつたと思われる。この百姓申状で扶持の対象になつている陣夫役は、臨時で非日常的な賦課ではあるが、多大である。この交渉で陣夫役の本所半分負担に成功すれば、以後相当量の守護役であろうとも、容易に本所半分負担が実現できると百姓側は考えたに違いない。

さて、この申状は宛所は代官乗善であるが、算用状作成のため在荘していた代官の書状とともに東寺に送られた。その代官乗善の書状は、以下の通りである。<sup>98</sup>

尚々、早々ニ御書下成給候者、可然候哉、相残年貢堅催促可仕候哉、  
態住進申入候、

抑播磨漆夫入足、同内藤方在陣之時之礼錢之間事、一円之散用分にて成給候へ之由、  
此間歎候へとも、代官之相計之事候者、努々不可叶候由、種々問答仕、捨置候処ニ、惣  
庄之百姓等、如此以起請文、政所屋ニ申候、送置候之間、於今散用儀、落居候ハす候、  
如此堅訴訟申候子細候間、難相計候、仍地下之訴状を上進之候、可然候様ニ御披露候て、  
御書下可給候、

(中略)

一条々百姓等申入候へハ、礼錢之分を一円ニ被召候て、御書下を成給候へくと存候、  
以其旨、涯分可申付候哉、千万逃散なんと仕候て者、後日之大事にて候哉、今時分、  
守護方公事しけくと候間、正躰なき子細候て者可然も候ハす候、此旨委細可有御披

露候哉、早々ニ御書下給候、散用可仕候、諸事罷上可申入候、恐惶謹言、

乗善（花押）

十二月五日

公文所 進之候

この代官乗善書状で判明することは、①播磨の陣夫役は陣夫入足と守護代内藤方が在陣した時の礼銭の二種であること、②乗善は年貢の算用をするため政所屋に在荘していたこと、③百姓は陣夫役を東寺の一円負担として年貢算用状で除分にするよう代官と交渉していたこと、④百姓はその交渉が捨て置かれたので「惣荘之百姓等」で起請文の申状を政所屋に送って訴え、年貢の算用ができなかつたこと、⑤代官乗善も礼銭分は東寺の一円負担とするのがよからう考えていること、⑥百姓が逃散しては大変なことになると乗善が百姓の要求を後押ししていること、⑦東寺からの書下を受け取ってから年貢の算用をすることなどである。

この件についての東寺の書下は知られていないが、即座に陣夫役の本所半分地下半分負担の決定がなされたようで、おそらく東寺は連署起請文の形式で子細な地下半分負担の注文を提出するように要請したのであろう。それが、表24の8と9である。しかし、この地下半分注文は東寺の予想を上回る内容であった。播磨陣夫一〇貫文三五〇文に加え、さらにその二倍に値する守護役等が一四人の百姓によって注進されたのであつた（値はすべて半分）。東寺は三〇貫文強の年貢減免をやむなく受け入れざるを得なかつた。翌年四月の年貢算用状の如くである。<sup>99</sup>

ここに、百姓のねらいは成功した。文安の乱は、確かに在地に多大の負担を強いたに違いないが、この内乱を契機に大山荘の百姓等は年貢の減免を獲得した。文安三年以降の大山荘の年貢減免闘争については、前述した通りである。<sup>100</sup>ここではその年貢減免闘争成果のみを表25にまとめておく。文安二年以降は、多大な年貢減免に成功していることがわかる。

この闘争が成功した条件の一つは、直務代官乗善<sup>101</sup>の downward にある。百姓道幸は、政所屋として嘉吉三年から文安三年まで代官を世話をした人物であるが<sup>102</sup>、乗善の代官就任を大変喜んでいる。<sup>103</sup> というのも守護勢力との関係の深かつた前代官中西明重では、この闘争は成功し難いからである。直務代官乗善の派遣は西田井の再開発にその主眼があつたと思われ、年貢算用状の作成については百姓の側にうまく丸め込まれた感が強い。乗善の在荘時の生活の場であり荘経営の場であつた政所屋の存在は、在地百姓の優勢を示す。<sup>104</sup> また、文安の乱以前にも大山荘の百姓等は年貢減免のために代官乗善に対しさまざまな交渉を試みた。代官就任直後の嘉吉三年の損免要求はその手ははじめであるが、さらに同年の段銭の一献料の負担問題での処理過程に、すでに百姓側有利の展開が見られる。<sup>105</sup> また、文安元年四月の守護代内藤の downward における礼銭の負担もすでに本所半分地下半分負担によつて処理されている。<sup>106</sup> さらに付言すれば、文安元年八月の年貢地下算用状の国下用除分の記載では、「於此国下用者、向後者、以百姓連署可散用之」の追筆があり、<sup>107</sup> 百姓側はこれを利用して文安二年以降も年貢除分を確保したと思われる。名主百姓にとつて直務代官乗善は、本所東寺へ要求を提出する際には都合の良いパイプ役であつた。

この時期の守護役などの夫役は、具体的に肉體労働を伴う労役として負担するのではなく、通例一日五〇文の銭納により果たされる場合が多い。大山荘での文安の乱に関係する陣夫役も多くはそれであつたと思われる。文安元年一月一日以前に守護代内藤の貞が徴発しようとした播磨発向人夫は三人で、これはいわゆる野伏（野臥）である。文安二年

の百姓の起請文にも代官乗善の書状にもみられるように、年貢減免の対象に要求したのは陣夫役と内藤方陣の時の礼銭の二種類であった。実際に播磨まで戦闘要員として発向した野伏は延べ一二日分(三人なら四日分)である。残りの陣夫・礼銭は文安二年四月まで大山荘に在陣していた内藤方への負担として計上されている。なお、内藤は前年四月に下向して勧進と称して過分な礼銭を強要している<sup>108</sup>。乗善もそのために借銭をしている<sup>109</sup>。ほどであるが、これが文安の乱に際しての内藤方陣の布石になっている。

ともかく大山荘の百姓等は、陣夫役負担を年貢減免の対象として東寺に認めさせることに成功した。丹波の守護代内藤が播磨へ発向し有馬合戦を戦ったことは、京都では著名な事実であったからである。文安の乱の陣夫役の本所半分地下半分負担を東寺が認めたことで、大山荘の百姓等はそれ以後守護役など守護勢力の賦課を年貢減免に転嫁することになった。功する。非日常的な陣夫役を認めたことが、守護役の日常的負担を容認することになったのである。文安の乱は、大山荘の百姓等にとって守護役の年貢減免闘争の出発点となった。

## 第五節 段銭賦課と年貢減免闘争

本節は、一五世紀における段銭賦課とその処理過程を追求することにより、在地において巧妙な方法で年貢減免が獲得されたことを明らかにして、年貢減免闘争の一端を示そうと企図するものである。

そこで、まず段銭の成立過程、種類、催促・免除権の推移、賦課主体とその形態などを先学の研究により概観する<sup>110</sup>。

本来の段銭は、国家的行事を遂行する費用の調達のために、諸国諸荘に対し臨時的に田地一段別に賦課した公事であった。その起源は、朝廷諸行事や寺社修造の費用として諸国に賦課された一国平均役に求められる。鎌倉時代においては、多くの場合段別何升といった形態の段米で賦課されたが、年貢・公事の銭納化の進展とともに段別何文という賦課形態に変わり、南北朝時代以降に一般化する。室町時代の段銭をその用途により分類すると、①朝廷用段銭(大嘗会段銭、即位段銭、造内裏段銭、官庁段銭、讓位段銭など)、②社寺用段銭(内外宮役夫工米、社寺修造段銭など)、③幕府用段銭(幕府修造段銭、將軍拜賀・元服段銭など)に分けられ、③の出現は長祿元年(一四五七)で、以後その数を増す<sup>111</sup>。

段銭の徴収・免除権は、康暦年間(一三七九〜一三八一)に朝廷から室町幕府に移行し、応永初年(一三九四年頃)に役夫工米に関わる神宮方(室町幕府奉行人三人連署奉書の出現)の成立により制度化が進み<sup>112</sup>、永享初年(一四二九年頃)までには確立した<sup>113</sup>。段銭には、諸国に賦課されるものと、特定の国をして賦課されたものがあつたが<sup>114</sup>、いずれの場合も守護に対して賦課の指令が幕府からだされ<sup>115</sup>、守護は守護代以下の支配機構を通じて、大田文に記載された公田面積に従い、反別何文という形態で徴収した。

室町幕府による段銭賦課は一般に守護を介してなされるが、有力寺社や將軍の奉公衆は、免除或いは守護を経ずに京都において直接幕府に納入する京済の権利を得ていた。この特権は、段銭納入者の負担の軽減になるだけでなく、所領に対する守護の干渉即ち、守護使の在地入部や譴責使を阻止することができたので、幕府にとっては守護統制の意味を有していた<sup>116</sup>。一方、將軍近習・奉公衆へのこうした特権賦与により、幕府の集権的御家人体制が強化された<sup>117</sup>。

一五世紀中頃から始まった段銭守護請が、一國百貫文の額に固定化し、「国役」として一般化するのに併行して、守護段銭も現れる。<sup>118</sup> 守護段銭は、幕府段銭と同様、公田段銭（大田文記載田数に賦課する段銭）して現れるので、領主段銭（領主的支配の所領規模Ⅱ定田に賦課）とは異なるが、私段銭であり、守護役の賦課とともに守護の分国支配の指標となる。<sup>119</sup> 守護の支配権限は国家的公田数に規定されているので、その支配の限界性が指摘されるが、領主的公田全域に段銭課徴を実現した在地領主の階級的結集の媒介的役割を果たした点に室町期守護の歴史的役割が見出される。<sup>120</sup>

本節の研究対象とする東寺領丹波国大山荘は、東寺領の他荘園にくらべて段銭賦課の頻度が高く、その徴証も豊富である。<sup>121</sup> そこで、上記の理解を前提にし、大山荘における段銭賦課と在地の対応を検討する。

大山荘への段銭賦課については、田沼睦氏の考察がある。<sup>122</sup> 氏は、一五世紀半ば（文安年中）以降では、段銭賦課の名目が単に御要脚段銭となり、段銭額も本段銭二〇貫文に固定され、年一回に恒常化するとして、「その多くが守護段銭そのものとなる可能性も多分にある」<sup>123</sup>と主張された。<sup>124</sup> そして、丹波国の守護細川が、幕府公権を背景に年貢本役とは別に二〇貫文収取できる知行地として丹波国大山荘を把握した可能性を説かれた。つまり、田沼氏は大山荘への段銭賦課を手がかりに領国把握の方法の一つとして守護段銭を位置づけられたのである。<sup>125</sup> 私は、大山荘における段銭賦課と年貢地下散用状の年貢除分との関係を論じて、農民が段銭賦課に対しどのように対応したかを本所東寺との関係を中心に明らかにし、一五世紀の農民の年貢減免闘争の一端を考察する。

一五世紀半ばの大山荘において、段銭の配符は守護の段銭奉行からが通例であったが、郡代（小守護代）<sup>126</sup> からも入ることがある。配符がどこから入るかで、代官・地下・東寺それぞれ対応が異なる。このことは後述するとして、どちらから配符が入るにせよ、この時期では段銭の徴収・免除権は幕府にあり、免除・京済による国催促の停止等の奉書も頻繁に出されるため、段銭の額や期日等はガラス張りである。守護役・陣役が賦課された場合には、その時の諸費用を守護役等に乗せして年貢除分とされているが、<sup>127</sup> 段銭賦課の場合でも、本段銭の額を操作することは不可能にせよ、本段銭に諸費用を加えて、年貢除分に上乘せが図られる。この事実は、本所半分地下半分注文（以下、地下半分注文と略す）によって知られる。地下半分注文は年貢負担者が年貢負担を免れるために作成した文書であるから、その性格上、そこに記載された記事と金額はまったくの虚構とはいわないまでも、かなり割り引いて考えなくてはならないのは言うまでもない。そして、それらの半分は東寺の負担とされたのである。農民によるところのこの戦術が堂々と実行され、守護役の扱い方と同様に地下半分注文の提出により実現されたのは、代官乗善期「嘉吉三年（一四四三）〜享徳二年（一四五三）」に求められる。というも田沼氏の所論の如く、文安年間より段銭は御要脚段銭の用語で表現され、守護公権を背景に守護勢力が段銭徴集権を保持して、或は守護段銭<sup>128</sup>の徴集のために在地へ侵攻してくるようになるからである。そのことは、配符の入り方<sup>130</sup>や守護所の分庁所在地である八上の郡代産田式部丞への国催促<sup>131</sup>或は国催促停止<sup>132</sup>の奉書（遵行状）からも理解される。こうした守護勢力とりわけ産田式部丞を中心とする八上勢力が大山荘へ段銭催促の圧力をかけてくることを利用して、上記の戦術が採られた。

ところで、大山荘の農民の領家東寺への要求は、どのようであったろうか。第一節の表

15・表16によれば、段銭は守護役に次いで多く、のべ数で二六件確認できる。また、時期的には、段銭徴収・免除権が幕府・守護へ移行する一五世紀前半以降に集中している。

#### 一 段銭の本所半分地下半分負担原則

大山荘では、段銭も守護役と同様に、本所たる東寺と地下で折半する原則が確立する<sup>133</sup>。この原則の存在により、農民は年貢除分に段銭の本銭と付加費用を計上して、年貢減免を獲得することがはじめて可能になる。

大山荘での段銭に關しての本所半分地下半分負担の初見は、延文四年(二三五九)分の年貢地下散用状<sup>134</sup>である。それには年貢の除分として以下の如く記載されている。

注進 大山庄<sup>延文四年</sup>御年貢散用事

合拾二町九段三十五代内

一井谷分 八町二段三十五代内

(中略……上中下の田数と分米・斗代の記載あり)

已上 伍拾石三斗三升六合内

拾六石七斗八升 三分一免

二石四斗九升八合八夕<sup>段別三升八合  
役夫工米半分定</sup>

定残分三十一石五升七合二夕

(下略)

ここでの「半分定」は本所半分負担を意味し、「三分一免」(損免)とともに役夫工米の半分が年貢除分として計上されている。また応安六年(一三七三)の年貢地下散用状<sup>135</sup>でも、国下用の一項目として守護役夫糧米と並んで「四石三斗三合二夕 役夫工米半分定」と記され、応安七年(一三七四)分の年貢地下散用状<sup>136</sup>では、「八石七斗五升 代六貫百五十文役夫工米公平半分定請取在之」と記され、南北朝期に段銭の本所半分地下半分負担の原則は確立されている(守護役についてもほぼ同時期である)。役夫工米以外での早い時期の例としては、康暦二年(一三八〇)分の守護役注文<sup>137</sup>に守護役に混じって<sup>138</sup>、「十貫六百分 日吉段銭分」「一斗五升 日吉段銭時使雑用」の項目があり、「半分(中略)地下役 半分(中略)公平分」とされているものが挙げられる。この事例では本段銭以外に諸経費としての「使雑用」も半分の対象となっていることに注意したい。

一四世紀半ばから後半にかけて守護役と共に段銭の本所半分地下半分負担の原則は成立した。この原則は注進状や年貢地下散用状に明確に記載され以後変わらず守られていく。勿論、この原則は東寺が望んでつくったものではなく、地下百姓の日常的闘争により東寺から克ち取った成果であることは言うまでもない。それ故に、守護役負担の場合と同様に地下百姓は東寺に対して不断にこの本所半分負担原則をアピールし、原則の維持を図る必要があった。例えば、応永二年(一四一五)の大嘗会段銭の注文<sup>139</sup>では、

大山庄段銭事

廿五町

分銭

十五貫七百七十二文

一貫文

一所一貫文ニ沙汰

一貫五百文

使料ニ沙汰

百文

はいふ料ニ沙汰

三貫文

使入時さうし

以上廿一貫三百七十二文内

十貫六百八十六文

御年貢ひかへ

十貫六百八十六文

御百姓沙汰申候

(異筆)

〔応永廿二〕

十二月 日

とある如く、段銭とその諸経費の半分を年貢除分に計上している。また、応永二六年（一四一九）の百姓さこ七郎・まこ二郎連署請文<sup>140</sup>でも、段銭の「率分」（半分）地下負担を約束しているのは、請文の形態を利用して、逆に本所半分負担をアピールし確認する効果を狙ったものである。同年の住吉段銭の支配状はその成果と考えてよからう<sup>141</sup>。さらに、本所半分地下半分負担以上の要求をしておくこともこの原則を維持してゆく有効な戦術である。永享八年（一四三六）一井谷百姓等申状<sup>142</sup>によれば、まず、出雲宮段銭を懸けてきた国奉行（郡奉行カ）が言うには守護代（内藤備前入道信承）がこの段銭の取沙汰をしているので、管領（丹波国守護細川持之）に申して免許の折紙をもらうように百姓が東寺に要求している。次いで賦課された時には、「今度逐電之百姓并に捨田分ハ主なく候間、自寺家一円・可有御沙汰に候」、「西田井事、是又皆荒にて、御下地・主なく候間、自寺家一円に御弁あるへきに候」と、逐電百姓分と捨田分と西田井分の東寺一円負担を要求し、さらに、「谷（一院谷）御百姓前も当年ハ御年貢御内検分当年之夫賃引候て、残処ハ納申候事にて候、なにをもつて御百姓可弁申候哉、いづれも寺家より御さいはんあるへきにて候」と一院谷の百姓分についても寺家の一円負担を要求している。この要求の成否は不明であるが<sup>143</sup>、この申状は、段銭の本所全額負担を主張し、東寺の譲歩を引き出す目的で作成されたと考えてよい。農民の日常的な「本所一円負担たるべし」のアピールと駆引きがあつてこそ、長年にわたつて本所半分地下半分負担の原則が継続できたのである。

## 二 大方・切田方分田体制下の段銭配当

段銭は段銭配符・種々の散用状に反別何文と注記される如く、文字通り面積に対して賦課される。大田文により各荘園の公田面積は明らかになっており、配符により徴収の請求がなされる。配符の例をしめせば以下の如くである。

### 御要脚料段銭事

合段別百文宛 付口目録  
田敷大田文在之

右、来三日以前可有其沙汰候、若有無沙汰在所者、以使用致催 促者也、仍配符状如件、

享徳三年十一月廿八日

大山庄 東寺りやう

(花押)

<sup>146</sup>

一五世紀前半大山荘領家方の公田数は、大田文では二五町であつたろうが、地頭中沢による五町田押領<sup>146</sup>により、実際はそれ以下で配当し計算されていたものと思われる<sup>147</sup>。そし

て、田沼氏の指摘通り文安五年（一四四八）以後に田数二〇町に固定されたと思われる。但し、田数二〇町と明記されるのは、宝徳元年（一四四九）である。<sup>148</sup>

ところで、大山荘の領家方は大方と切田方に分田されている。それ故段銭が賦課された時には、それぞれの田数により段銭額を配当している。年貢地下散用状に見られる段銭額はこのことを前提に理解する必要がある。<sup>149</sup> 以下に年貢地下散用状にみえる段銭関係の記載額について、煩雑ではあるが考察しておく。

大方・切田方分田体制下の段銭配当を少し遡って具体的に検討しよう。永享元年（一四二九）から永享二年（一四三一）までの三年間の段銭とその配当を表26に示す。当時の大山荘の大方と切田方の田数は、永享元年の篠村段銭散用状<sup>150</sup>や永享年間の年貢地下散用状<sup>151</sup>によれば、総田数は一九町七反二〇代、大方分は西田井も加えて<sup>152</sup>一二町五反二五代（一井谷七町九反二〇代・西田井四町六反五代）であるから、切田方（職掌・中綱・小行事・執行の四方をすべて含めて考える）<sup>153</sup>は七町一反四五代となる。従って、領家方大山荘の総田数に対し大方が占める割合は、六三・六%となる。表12の永享二、三年分の年貢散用状の記載額は、ほぼこの計算方法により配当されたものと思われる。ところが、永享元年の篠村段銭と御即位段銭の大方配当率は七五%前後になるので、これは前記の計算方法によるものとは認められない。同年の篠村段銭散用状<sup>154</sup>は以下の如くである。

東寺領大山庄篠村段銭之事

合廿五町分 此内五丁二反卅代下地無之

十五貫七百五十文

各段別六十三文分  
口銭・高目銭加定

四百七十二文

目銭

壹貫文

一所壹貫文分

二百文

配符料足分

三百五十四文

(地)  
なわの代

以上十七貫七百七十九文

此外

百七十八文

(一敷一)  
かそへちん

三貫文

兩度礼銭 日賃延

三貫二百五十二文

大使入目 馬大豆かゆ  
さげ色々

并廿四貫二百十五文内

六貫百六十六文 切田分除之

残十八貫四十六文 大方御分

又二貫六百文内 六百文 切田除  
二貫文 大方御分 御即位段銭

都合式拾貫 ■ 四十六文 大方御分

半分定

拾貫 ■ 百廿三文

大方御分御年貢立用

永享元年十二月 日

□□ (花押)

段銭の本銭分は、目銭く繩の代を加えて一七貫七七九文である。そして、それに守護方への礼銭など諸経費分を加えて合計すると二四貫二一五文になる。そのうち切田方分の六一六六文は本銭分の三四・七％であるから、大方分の本銭配当率は六五・三％となる。この数字は、大方の田数の総田数に占める割合六三・六％に近値している。よって、永享元年の段銭配当は本銭分のみ分田の面積によって配当し、諸経費部分の半分は大方で負担する方法によりなされたことが想定される。

以上のことから大方・切田方分田体制下での段銭は面積比率で配当されたことがわかり、さらに永享元年から三年までの段銭配当の方法には二通りあった。

方法1……切田方は面積比率に従って本銭分のみを負担し諸経費は負担しない。大方は本銭については配当割合に従って負担し、諸経費はすべてを負担する（永享元年）。

方法2……大方・切田方ともに本銭と諸経費の両方を配当割合により負担する。即ち、切田方にも諸経費を面積比率により負担させる。

なお、方法1・2とも算用上では地下が半分負担したことになっているのは言うまでもない。ここでの大方・切田方は大山荘の在地のことではなく、東寺の寺官たちのことである。実際史料上でも東寺・百姓とも大方・切田方を東寺の特定の寺官組織と考えている。

段銭の配当に相違が生じる理由について若干の考察をしたみたい。この時期の大山荘は代官職をめぐって対立が激しかったようである。土屋宗玄―稲毛修理亮ラインと中西明重の対立である。永享元年の年貢地下散用状は土屋宗玄により作成されているのに対し、永享二年以降は中西明重によるものである。従って代官による算用の方法の相違によるものとも考えられるが、代官の一存で東寺の寺官間の年貢配当が決定できるはずもないので、大方・切田方の合意によってなされたと考えべきである。なお、永享元、二年の大方年貢散用状は、農民の守護役注文が半分満額除分となっていて、守護役の配当方法と段銭のそれが一致しない。この辺りにも大方と切田方との間に駆引きがあったことを感じさせる。本来切田方の分田面積は大方に比して狭いので守護役・段銭の負担能力には乏しい。また切田方は東寺内部の特定寺官や年中行事等にかかる費用の捻出のために確保されたものであるから、大方（供僧）とは異なり、他荘園の収入によつての相殺は期待できない。方法1はこのように切田方が経済的弱者である配慮からなされた配分方法であると考えられる。永享元・二年分の守護役の半分負担<sup>155</sup>を切田方には懸けていないのもその理由によると思われる。大山荘においては、方法2が一般的な段銭配当の方法<sup>156</sup>であり、方法1は特殊な方法であると言える。以上の永享元年から三年までの年貢散用状の分析により、本所半分方法が大方と切田方へ配当される際に、単に面積比率によるだけでなく、他の要素が入り込んでいた可能性を指摘できる。

ここまで年貢地下散用状とその除分の段銭額を研究材料にする際の基本的視座を検討した訳だが、専ら東寺内部の問題であることを指摘するに止まった。大方・切田方半分に対置される用語は地下半分である。地下百姓にとつては本所半分の段銭が大方・切田方どどのように配分されようと全くの関心外である。地下百姓にとつてみれば、彼らの主張する段銭諸経費が満額年貢除分になり、年貢減免につながれば、それで十分なのであった。



表 26 永享元年～永享3年の段銭関係史料

	段銭の種類	A総額	A典拠	B大方	B典拠	B/A(%)	関連史料
永享元	篠村段銭	12.1075貫	「百合」※ノ198(『県史』521)	9.023貫	「百合」に130(『県史』520)	74.5	
	御即位段銭	1.300貫		1.000貫		76.9	
永享2	篠村八幡宮段銭	7.579石	「百合」※ノ199-4(『県史』523-4)	4.769石	「百合」に131(『県史』526)	62.9	「百合」ハ166-2(『県史』522)
	大嘗会大奉幣米 小倉宮村役段銭	13.3125石		8.283石		62.2	
永享3	篠村八幡宮段銭	22.35016石	「百合」に136(『県史』531)	13.805石	「百合」に137(『県史』523)	61.8	「百合」に132(『県史』527) 「百合」に133(『県史』528)

(注1) Aは総段銭額の半分を示す。Bは年貢地下散用状の記載額(半分)を示す。B/A(%)は大方の割合を示す。

(注2) 典拠として史料は次の通り。

永享元年分

「百合」※ノ198(『県史』521) 永享元年12月日 大山荘篠村段銭散用状

「百合」に130(『県史』520) 永享元年12月日 大山荘大方分年貢散用状「正長元年算用事」と事書にあるが、明らかに永享元年の誤りである。

永享2年分

「百合」※ノ199-4(『県史』523-4)大山荘篠村段銭等入目注文、内容の概略は以下の通り。

- ①永享元年篠村段銭未進色々入目 20貫212文
- ②(1)大嘗会段銭催促御入目 22貫300文(本銭8貫)
- (2)大嘗会大奉幣米并小倉宮御要脚段銭 11貫
- (3)村役段銭 2貫200文

「百合」に131(『県史』526) 永享3年8月10日 大山荘年貢散用状

「百合」つ2-18(『県史』522) 永享2年5月30日 室町幕府奉行人連署奉書 大嘗会大奉幣米と小倉宮要脚の進上

永享3年分

「百合」に136(『県史』531)12月9日 大山荘篠村八幡宮造営段銭入目注文 内容の概略は以下の通り。

- ①(1)段銭久世殿度々納日記 26貫384文
- (2)久世殿納時礼 4貫650文
- (3)六百文未進時催促御使 2貫
- (4)段銭使入目雑事 6貫603文

小計 43貫937文(実計算値39貫637文)半分 19石7斗7升1合6勺6才

②守護殿より御要脚段銭催促入目 5貫732文 半分 2石5斗7升8合5勺

合計 22石3斗6升1勺6才

「百合」に137(『県史』533) 永享4年8月10日 大山荘年貢散用状

「百合」に132(『県史』527) 永享3年9月8日 久世大和守被官人可忠奉書 篠村段銭京濟折紙

「百合」に133(『県史』528) 永享3年9月20日 大山荘篠村八幡宮造営段銭配符 反別50文宛

### 三 代官乗善期の段銭処理

大山荘が大方と切田方とに分田され、段銭の賦課額はその面積比率により配当されることはすでに述べた。代官が乗善（重円）であった嘉吉三年から享徳二年までの時期（一四四三年～一四五三年の一〇年間）では、一院谷一三町の内七町九反二〇代と西田井六町七反三〇代が大方分として算用された（第27・表28）。年貢地下散用状には、損免・未進をはじめ国役（段銭・守護役）の除分を子細に記載される（第29表）。そして、現存するのは大方分のみであるが、その散用状では、貸借関係を除き切田方分・執行坊分の記載がなされることはない。

大方・切田方の区別は東寺の寺官組織上のことで、大山荘一院谷における百姓の経営の単位や共同体とは無関係のものである。段銭についても守護役と同様に「一院谷百姓等」が負担するのであって、大方百姓や切田方百姓が存在したのではない。またこの時期の西田井の経営は、細田や高島のような在地土豪と一院谷百姓の出作によりなされていたが、高島氏の未進は日常化していて、段銭・守護役の両方とも出作していた「一院谷百姓等」が肩代りしていたようである<sup>\*160</sup>。要するに、この時期の領家方の「大山庄百姓」は、「一院谷百姓」と同じ存在と考えてよい。このことは、以下のことから傍証できる。宝徳元年分の地下半分注文<sup>\*160</sup>は、「二いんたにの御くし足地下半分立用さんよう状事」と記され、「反銭入足一もん分」には、「二十貫文 京進」としてあることから、段銭は一院谷の百姓がすべて負担しているのである。

上記のことを前提にして、代官乗善期の段銭の負担の実態を検討しよう。段銭が守護役同様に地下半分注文を経由して年貢地下散用状に反映されるのは、文安五年（一四四八）からである。その理由は、農民が段銭の本所分をも京進して年貢除分で本所から返済させるシステムに切り換え、過剰注進した段銭諸費用を年貢除分で差し引かせ、年貢減免の増加を図ったからである。

表30を参照しながら、嘉吉二年から享徳二年までの段銭処理を年次ごとに検討する。

#### ○嘉吉二年（一四四二）

当年は十一月一日以前に京済になっているはずであるのに<sup>\*160</sup>、年貢地下散用状<sup>\*161</sup>には「反銭之時八上礼分」が「代銭一貫三八九文地下半分定」として年貢除分となっているだけで、本銭分が年貢除分に記載されない。これは地下百姓が地下半分のみ京進したためであろう。なお、「八上礼分」の配当率は不明である。

#### ○嘉吉三年（一四四三）

熊野新宮造営料段銭は免除された<sup>\*162</sup>。しかし、この免除を得るため、東寺は段銭一献料として七貫文を出費し、それを地下に一円負担させようとしたが、農民は折半に持ち込んだ<sup>\*163</sup>。

#### ○文安元年（一四四四）

当年には内裏段銭が賦課された。しかし、京済の奉書が出された<sup>\*164</sup>。大山荘段銭本所半分

表 29 嘉吉 2 年～享徳 2 年代官乗善期の年貢地下散用状の  
損免・未進・寺納等一覧表

年号	損 免	庄未進	倉未進	国役の除分	寺 納	和 市	典 拠
嘉吉 2	—	4.1546	—	9.3758	13.513	1.15	「百合」※ / 239 〔『県史』 588〕
嘉吉 3	12.514	3.40181	—	8.0508	9.152 (代300文)	0.9	「百合」※ま10-2 〔『県史』 598〕
文安元	10	7.42157	0.62389	9.5155	12.122	0.95	「百合」※ / 242 〔『県史』 612〕
文安 2	7	7.28667	0.083	17.6469	7.48	1	「百合」に167- 1〔『県史』 621- 2〕
文安 3	—	3	0.6455	11.4751	19.441 (代1000文)	1.1	「百合」に172 〔『県史』 633〕
文安 4	16.4753 1/3 損+悪田	2.72	—	12.7575	6.65	1.05	「百合」に349 「百合」※ / 247 〔『県史』 639〕
文安 5	16.4753 1/3 損	2.6111	—	11.006	7.113 (代500文)	0.8	「百合」※ / 252 〔『県史』 649〕
宝徳元	16	2.45	—	13.427	5.37	1	「百合」※ / 256 〔『県史』 663〕
宝徳 2	19	2.67439	1.6661	9.56988	5.348	0.85	「百合」※ / 262 〔『県史』 674〕
宝徳 3	18.3815 内検捨分・免分	1.7	—	15.562	5.17	1	「百合」※ / 266 〔『県史』 682〕
享徳元	15.66	2.00046	—	17.8246	0.981	1.1	「百合」※ / 276 〔『県史』 694〕
享徳 2	—	4.0773	—	34.8832	7	1.2	「百合」に213 〔『県史』 705〕

(注 1) 単位は石。和市も 1 貫文当たりの石数。  
(注 2) 一井谷のみ記載。  
(注 3) 寺納の括弧内は、一部代銭納の額。

表 27 15 世紀中頃の大方・切田方田数配当表

	A 文安元年(1444)	B 長禄元年(1457)
大方	12町 9 反20代	12町 9 反
小行事	1町 9 反30代	2町 30代
職掌	2町 40代	2町 1 反40代
中綱	8 反30代	8 反30代
堂田	2 反	
執行	2町	2町
合計	20町 20代	20町

(注 1) A は「百合」に154〔『県史』 600〕、文安元年  
8 月、段銭本所半分配当文案による。  
(注 2) B は「百合」※ / 306〔『県史』 750〕長禄元年  
12 月 23 日段銭入足配当注文による。  
(注 3) 堂田は、「百合」に144〔『県史』 555〕永享 8  
年、守護夫銭入目注文によれば小行事と職  
掌の免田と推測できる。

表 28 15 世紀中頃(西田井再開発以後)における大方・切田方・執行方  
と一院谷・西田井・賀茂葦の田数関係表

	大 方	切 田 方	執 行 方	合 計
一院谷	7 町 9 反20代	5 町 30代		13町
西田井	6 町 7 反30代			6町 7 反30代
賀茂葦			2 町	2町
合計	18町(19町 7 反30代)		2 町	20町(21町 7 反30代)

(注 1) この表は、「百合」※ / 258〔『県史』 665〕、宝徳 2 年 9 月 21 日、一院谷損亡田数注文……①・  
「百合」※ / 288〔『県史』 716〕、康正 2 年 7 月 18 日、康正元年分段銭散用状……②により作成し  
た。  
(注 2) ①では切田方が一院谷方のうちに記してある。但し、「百合」※ / 253〔『県史』 656〕、宝徳  
元年 12 月 3 日、段銭料足寺納分注文では切田方の田数は 5 町 1 反とする。  
②では大方・切田方分と賀茂葦分とに大別してある。  
切田方が一院谷内にあることは、「百合」に 354〔『県史』 444〕、年月日欠(応永 24 年)田地内  
検目録案や「百合」に 141〔『県史』 559〕、永享 8 年 9 月日、一井谷内検年貢目録案によって推  
測できる。  
(注 3) 合計欄の括弧内の数字は計算上のものであるが、代官乗善が使用した値と推測する。

配当注文<sup>165</sup>には、公田二五町に反別五〇文宛で賦課された本錢一二貫五〇〇文に京都一献分五貫文を加えた都合一七貫五〇〇文を本所と地下とで折半して負担する際の、本所における大方・各切田方の配当が示されている。大方・各切田方がこの配当注文の示す額の通りに段錢とその経費を支出したことは、段錢料足送進状<sup>166</sup>・段錢一献料足送進状<sup>167</sup>・段錢請取状<sup>168</sup>によりわかる。また、小行事分・職掌分の未進分は大方により立て替えられ、文安二年に一部返済されていることも年貢地下散用状に張り継がれた納料足送進状<sup>169</sup>によってわかる。当年分の年貢地下散用状<sup>170</sup>の除分のなかには段錢の項目はないので、地下分の本段錢については、別途(一四四五)に京進されたと思われる。

○文安二年

内官役夫工米は免除された<sup>171</sup>。

○文安三年(一四四六)

反別五〇文宛の一宮以下要脚守護兵粮反錢<sup>172</sup>は、九月五日に配符が入り<sup>173</sup>、一旦日限が延ばされた後に、一二月九日に京済により皆済された<sup>174</sup>。

○文安四年(一四四七)

二〇貫文の御要脚段錢請取が存在する<sup>175</sup>。前年同様、年貢地下散用状<sup>176</sup>の除分には段錢項目がないので、段錢の地下分は別途に京進されたと思われる。

○文安五年(一四四八)

この年は、一〇月中に御要脚段錢の配符が入り<sup>177</sup>、二〇貫文が京済されている<sup>178</sup>。ところで、この御要脚段錢賦課以前の八月中に役夫工米(上述の御要脚段錢に含まれるかどうか不明)が幕府奉行人の奉書<sup>180</sup>により免除されているが、そのための工作費用として一献料の必要があったようである。年貢寺家散用状では、「二、二十貫文 反錢到来 『段錢奉行請取在之』(『内は朱筆』)とあり、請取<sup>182</sup>の日付十一月一六日以前に地下より京進されたことは疑いない<sup>183</sup>。それ以後に段錢に関わる費用(役夫工米の礼錢も含むカ)として二月晦日までに七貫六〇二文の沙汰用途が送進されている<sup>184</sup>。一方、文安五年分守護役地下半分注文<sup>185</sup>の最後に、

一、五貫七十三文 一反別六十二文宛 一井谷反錢分

一、九百廿五文 両所分一反別口文宛 日やく夫工米反錢 西田井加定

とあつて、地下半分注文に段錢の注文がみられる。翌年の宝徳元年以降には段錢・諸経費の具体的な用途など示されているが、ここではその記載はない。しかし、一井谷段錢分の額面はそのまま年貢地下散用状<sup>186</sup>に反映されている。この年は切田方分・執行坊分・西田井の段錢注文は、別途になされたようである。当年の段錢処理をせば、表31の如くである。この表から年貢寺家散用状に見える段錢の本錢と京済時の諸費用分との送進額を検討すると、年貢地下散用状の一院谷・西田井の除分が面積比率(一院谷三六・五%・西田井三一・一%)で決定されていることがうかがえる。当年の段錢処理方法が、翌年以降踏襲される。そこには、地下半分注文の中で段錢に関わる守護勢力への出費が具体的に計上され、年貢除分を増額する方策が取られる特徴を見出すことができる。

○宝徳元年(一四四九)

当年分の段錢関係の史料を月日の経過順にして表32に示す。次に当年の地下半分注文の入足部分を表33に掲げる。

当年分の年貢寺家散用状によれば、段錢に関わる料足の送進分は三二貫二〇〇文で、支

表 31 文安 5 年の段銭処理

地下より送進分	
20貫	本銭
2貫	同沙汰用途
1貫006文	同
3貫500文	12月20日到来
本所の弁分	
492文	執行坊沙汰
483文	小行事沙汰
210文	中綱沙汰(95文不足)
575文	職掌方反銭分出之
合計	28貫266文

(注 1) 「百合」に182(『県史』645)年貢寺家散用状により作成した。

(注 2) 合計半分は14貫133文となる。一方、「百合」※ノ252(『県史』649)年貢地下散用による除分は、

一井谷 5貫73文+488文(役夫工米)  
=5貫561文

西田井 4貫280文+414文(役夫工米)  
=4貫694文

となり、それぞれについて面積配当比率により地下半分を還元すると、

一井谷 5貫561文+36.5%=15貫235文

西田井 4貫694文+31.1%=15貫93文

となる。

表 30 代官乗善期の段銭関係史料

年	段銭の名称	処理	請取日	地下半分注文	年貢地下散用状	典拠
嘉吉 2	?	京済	?		1.389 八上礼分	「百合」や84-6 (『県史』582)
嘉吉 3	熊野新宮造営料 段銭	免除				「百合」ト105-4 (『県史』589) 「百合」に150 (『県史』590)
文安元	内裏段銭	京済	12/29			「百合」や78 (『県史』609)
文安 2	内宮役夫工米	免除				「百合」ハ216-1 (『県史』616) 「百合」ハ216-2 (『県史』617)
文安 3	一宮以下要脚兵 粮段銭	京済	12/9			「百合」に170 (『県史』630)
文安 4	御要脚段銭	(京済)	11/15			「百合」※ノ246 (『県史』637)
文安 5	御要脚段銭	京済	11/16	5.073	5.073 4.280	「百合」※ノ250 (『県史』643)
	外宮役夫工米	?		0.925	0.488 0.410	「百合」ト105-2 (『県史』640) 「百合」ト105-3 (『県史』641)
宝徳元	御要脚段銭	京済	11/2	13.380	4.911 36.7% 4.143 31.0%	「百合」に186 (『県史』653)
宝徳 2	熊野新宮段銭	免除				「百合」や82-1 (『県史』667) 「百合」や82-2 (『県史』668)
	御要脚段銭	免除		3.800 入足	1.353 段銭礼分	「百合」や82-3 (『県史』669)
宝徳 3	御要脚段銭	国済	12/22	18.702	6.874 36.7% 5.853 31.3%	『教』1508 「百合」に196 (『県史』678)
享徳元	御要脚段銭	京済	9/8	14.905	5.550 37.2% 4.732 31.7%	『教』1507 (『県史』686)
享徳 2	役夫工米并御要 脚段銭	京済	10/2	27.587	10.083 36.5% 8.567 31.1%	「百合」に209 (『県史』699)

(注 1) 地下半分注文は地下半分注文に記載された段銭本銭とその入足の額を示す。年貢地下散用状は、文安 5・宝徳元・宝徳 3・享徳元・享徳 2 については上段が一井谷、下段が西田井の段銭の年貢除分の額と地下半分注文の額に対する百分率を示す。

(注 2) 典拠は処理または請取日についての史料典拠を示す。

(注 3) 文安元年の請取状は一井谷 7町 9反 20代分、3貫 790文の請取である。

(注 4) 一井谷・西田井の年貢除分の配分比の計算式は以下の如く考えられる。

一井谷

$$\frac{7町9反20代}{21町7反30代} \times 100 = 36.5\%$$

西田井

$$\frac{6町7反30代}{21町7反30代} \times 100 = 31.1\%$$

表33 宝徳元年分段銭入足一円分

段銭出費名目	額
京進(本銭)	20貫
配符注進之時夫上糧物	300文
催促夫上	350文
配符の時薬銭	100文
一所分	1貫
八上礼産田方へ	500文
八上難波方へ礼	300文
已上小行方へ礼	200文
反銭奉行方へ礼	2貫
やまち殿へ礼	500文
奏者二方へ礼	400文
中間方へ	200文
ほうかへ雑事	350文
銭もち夫二人上	500文
関での出費 10貫文に30文ずつ	60文
本銭以外の諸費用(小計)	6貫760文
合計	26貫760文

(典拠) 「百合」に189(『県史』658)

表34 宝徳元年分年貢地下散用状における  
段銭に関する年貢除分

一井谷 半分 4貫911文
$13貫380文 \times 36.5\% = 4貫884文$
$\frac{4貫911文}{13貫380文} \times 100 = 36.7\%$
西田井 半分 4貫143文
$13貫380文 \times 31.1\% = 4貫161文$
$\frac{4貫143文}{13貫380文} \times 100 = 31.0\%$
地下半分注文の要求額 26貫760文(半分13貫380文)

(典拠) 「百合」※/256(『県史』663)

表32: 宝徳元年分段銭関係史料

年月日	記 事	典 拠
宝徳元年 閏10.15	御要脚段銭、「廿五日以前可有京済、可被止国催促」 の奉行人奉書 飯尾備前入道常暹→安富安芸左衛門尉・物部左京尉	「百合」や84-3 (『県史』652)
宝徳元年 10.27	国より段銭到来(初回)11.7と併せて20貫文を一宮兵 庫方へ	「百合」※/254 (『県史』660)
宝徳元年 11.2	御要脚段銭20貫文 田数20町の請取状 二宮兵庫助景国・茨木近江入道宗安→東寺雑掌	「百合」に186 (『県史』653)
宝徳元年 11.7	国より段銭到来(2回目)	「百合」※/254 (『県史』660)
宝徳元年 11.9	段銭の一献料到来 1貫文	〃
宝徳元年 12.3	段銭料足送進 3貫590文	「百合」※/253 (『県史』656)
宝徳元年 12.5	地子以下到来 3貫154文	「百合」※/254 (『県史』660)
宝徳元年 12.30	執行方沙汰 816文	〃
宝徳元年 12月	地下半分注文 26貫760文(本銭20貫文)	「百合」に189 (『県史』658)
宝徳2年 6.5	年貢地下散用状 一井谷・西田井の除分 9貫54文	「百合」※/256 (『県史』663)

(典拠)

「百合」や84-3(『県史』652) 宝徳元年閏10月15日 室町幕府奉行人奉書案  
「百合」に186(『県史』653) 宝徳元年11月2日 大山荘御要脚段銭請取  
「百合」に189(『県史』658) 宝徳元年12月日 一院谷公事足地下半分立用注文  
「百合」※/253(『県史』656) 宝徳元年12月3日 大山荘段銭料足寺納分注文  
「百合」※/254(『県史』660) 宝徳2年1月晦日 大山荘年貢米納分并使足注文(年貢寺家散用状)  
「百合」※/256(『県史』663) 宝徳2年6月5日 大山荘年貢米散用状(年貢地下散用状)

出は二二貫一六八文である。<sup>187</sup>一方、地下半分注文によれば、京進の本錢二〇貫文の他に一四項目の諸経費を加えて二六貫七六〇文である。よって、四貫五六〇文は都の東寺では具体的事実のの掌握できない八上の守護勢力への出費分（その半分二貫二八〇文を本所が負担）ということになる。なお、年貢地下散用状では、表34に示す通り、地下半分注文の要求額一三貫三八〇文は面積比による配当率通り、一井谷・西田井へそれぞれ年貢除分としてみとめられている。<sup>188</sup>

○宝徳二年（一四五〇）

熊野新宮段銭と御要脚段銭は免除された。<sup>189</sup>地下半分注文<sup>190</sup>には「反銭入足地下半分立用」として三貫八〇〇文が記載され、年貢地下散用状<sup>191</sup>では一井谷分のみ一貫三五三文除分となっている。

○宝徳三年（一四五二）

同年一二月二二日の段銭請取状<sup>192</sup>では御要脚段銭二〇町分二〇貫文とあるが、同年の地下半分注文<sup>193</sup>では段銭の本錢分は二〇貫文ではなく三〇貫文であり、さらに一所銭が一貫一〇〇文加算されている。当年は、「反銭国済納入足事」とある如く国済で処理され、国済経費四貫五六〇文を加え、都合三七貫四〇五文の「入足」となったと百姓は申請した。表35に示す。年貢地下散用状<sup>194</sup>では、一井谷六貫八七四文（三六・七%）、西田井五貫八五三文<sup>195</sup>（三二・三%）が除分となっているところから、百姓の申請額はすべて認められて本所が半分負担したことがわかる。地下半分注文と請取状とは、本錢に一〇貫文の差がある。この理由は、「御要脚段銭」以外に他の段銭が賦課されていたのか、百姓たちが国済を利用して過剰申請をしたのかのどちらかであろうが、ここではどちらとも判断ができない。仮に後者であれば、国済のための諸経費四貫五六〇文は、京都では支出の真偽のつきかねる経費である。もちろん、守護勢力が在地に侵攻した時百姓へ圧迫を加えるので、百姓の出費も高んだであろうが、国済による段銭処理の場合、本錢を含め一所銭等の付加部分や諸経費は、地下百姓にとって年貢除分が増加できる機会が与えられる。さらに、表35の国済納入足の項目にみえる高島方へ礼銭二〇〇文は注目されるべきであろう。高島方は、前年の宝徳二年（一四五〇）に細田に替わって西田井に勢力をはっている。<sup>196</sup>宝徳二年の年貢地下散用状から西田井の現米は一井谷の年貢米に加えて算用されているが、これは高島方が年貢米や地子銭を未進し、実際に西田井の年貢を納入したのは一院谷の出作百姓のみになったことによると思われる。国済は、八上の守護勢力のみならず同じ領家方大山荘の経営者である在地土豪や高利貸と思われる高島方や銭借方にも礼銭を準備せねばならないほどの、手間と費用がかかったのである。それ故に国済になった場合、それを最大限に生かして年貢除分を確保したと思われる。在地の百姓たちの知恵の所産である。

○享徳元年（一四五二）

前年の段銭の国済は東寺に対して多大な損害を与えた。<sup>197</sup>そのためであろうか、当年は地下からの送進を待たず、早い時期に京済の許可を得ている。東寺のとったこの作戦<sup>198</sup>は、段銭部門では結果的には前年より約三貫八〇〇文損害を防いだことになるが、百姓の執拗な損免要求に屈して、一井谷の寺納米は一石にも満たなかった。

当年分の段銭関係年表を表36に示す。当年が守護段銭であることは前述した。京済された後も、八上の産田式部丞らの催促が続き、守護（代）奉行人の奉書による請取提示が必要であったらしい。この時の「国の催促」に対する礼分等の「国」での費用は、地下半

表 36 享徳元年段銭関係年表

日付	史料と記事	典拠
閏 8.24	御要脚段銭配符 今月中、京都に納所せよ。反別100文、付口目銭。	「百合」※ハ248 〔『県史』685〕
9. 8	京済分御要脚段銭請取 20貫文京済分請取。大井新右衛門尉実吉→東寺雑掌御坊	『教』1507 〔『県史』686〕
9.18	一院谷百姓等申状→公文所(9.18到来) 「国の反銭ニより」借違ができない。少しずつでも京進する。	「百合」ノ269 〔『県史』689〕
9.18	代官重円(乗善)書状→公文所(9.19到来) 段銭京済の請取を郡の奉行所へ持って行ったが、国の催促を許してもらえなかった。(郡代産田式部丞は)守護代内藤元貞の書下がないと信用しないと云っている。守護代内藤の書下をもらって欲しい。段銭は今時分であるから借違もできず進納できないが、堅く催促して運進する。無沙汰はしない。	「百合」ノ268 〔『県史』688〕
9.21	弓庭民部入道奉書案→(産田式部丞) 段銭は且納されている。この請取で承引して欲しい、との由である(弓庭民部入道は守護奉行人または守護代奉行人であろう)。	「百合」※ノ270 〔『県史』690〕
11.30	「大山方反銭」 「本新式拾壹貫八百文上了、享徳元年十一月卅日返弁了」	「百合」※ノ267 紙背
12月	地下半分立用注文 京済分 20貫文 はいふ分 1貫100文 京都御利分 1貫100文 京都御礼銭 5貫文 連々注進糧物分 1貫文 八上礼分 500文 なんは方へ礼分 300文 雑用 200文 八上奉行礼二人 500文 以上 29貫810文(実は29貫700文) 半分 14貫905文	「百合」※ノ274 〔『県史』693〕 +「百合」※ノ449 〔『県史』938〕
享徳2年 4月	年貢米散用状 段銭除分 一井谷 5貫558文(37.3%) 西田井 4貫732文(31.7%) 計 10貫290分(69%)	「百合」※ノ276 〔『県史』694〕

表 35 宝徳3年分段銭入足一円分

①反銭国済納入足事		②反銭本銭、一所銭	311
両納所礼分	600文	③反銭送進等の時の費用	
日請侘事三度分	500文	銭よミ代	
内ゑん方礼	300文	納所公文所礼	
同五郎大郎礼	200文	中間	
同酒	350文	力者	
度々雑用	310文	けんし	
高畠方礼	200文	夫銭小目銭分	
銭借方礼	200文	小計	1
京都注進雑用度々入足	1貫900文	合計	37
小計	4貫560文	その半分	18

〔典拠〕「百合」に198〔『県史』681〕



②享徳2年分 段銭関係史料

No.	日付	史料名	段銭の名称	内容	典拠
1	9. 8	幕府奉行人連署奉書案	内容役夫工米	催促停止、守護代宛	「百合」に206 〔『県史』695〕
2	9.17	丹波国守護細川勝元奉行人奉書案	役夫工米	催促停止	「百合」に207-1 〔『県史』696〕
3	9.19	大山荘役夫工米并要脚段銭配符	役夫工米并要脚段銭	反別100文、3日以前、譴責使	「百合」に208 〔『県史』697〕
4	9.27	丹波国守護細川勝元奉行人奉書案	御要脚段銭	来15日以前京済、国催促停止	「百合」や84-1 〔『県史』698〕
5	10. 2	大山荘役夫工米并要脚段銭配符請取案	役夫工米加御要脚	仮請取10貫文、大山内一両谷弁	「百合」に209 〔『県史』699〕
6	11. 7	丹波国守護細川勝元奉行人奉書案	段銭	20町分以外に5町分の催促を停止	「百合」に210 〔『県史』700〕

(注1) No.2・4・6の丹波国守護細川勝元奉行人奉書は守護奉行人(管領代)飯尾常通が大志万修理亮と加藤出羽守の両名へ宛てたものである。この両名は、今谷明『守護領国支配機構の研究』(341頁)では段銭奉行とされている。

(注2) No.6と④のEとに関連して『教』1599大山荘支証請取状がある。大山荘の五町田が地頭中沢に押領されたとする支証7通の請取で、「享徳二年十一月 日 東寺権掌(寺崎)玄雅 在判」とある。また、『教』1508大山荘段銭納状写集には、宝徳元年・宝徳3年・享徳元年の各20町分20貫文の請取写しがあり、本文と同筆の端書に「正文 享徳二・十・七 国下已了」とある。享徳2年になり、中沢の押領した五町田が段銭賦課対象となり相論と実力行使があったことを示す。

(注3) No.1は「百合」や84-2、ノ277、に207-1にも案文あり。No.2はノ278にも案文あり。No.6はノ279にも案文あり。

表37 享徳2年分段銭関係史料

①享徳2年分地下半分立用注文の段銭関係記事

大項目	小項目	銭高
A 10月5日一番の入足 4貫800文	配符入る時 同時日請申時兩奉行へ 兩納所へ 兩奏者へ 兩中間へ 力坊方へ	1貫100文 2貫 600文 600文 400文 100文
	B 免許付申時 3貫800文	礼銭 兩納所へ 兩奏者へ 兩殿方へ 兩中間へ 兩坊へ
C 大使新 3貫900文	大使の催促の侘事入足 京済折紙付候時 奏者へ	3貫 500文 400文
D 新足出分の事 22貫500文	御要脚反銭 読賃 使新 酒代 素麵代 菜代 波々伯部の上下代	16貫400文 500文 3貫700文 700文 300文 500文 400文
E 五町田事に使を入候の下用の事等 13貫50文+8.55石(7.124貫) =20貫174文	(11月)7日 21人 3石1斗5升 左衛門 8日 25人 3石8斗 湯屋上掃部 9日 21人 7斗 大江掃部 10日 26人 6斗 天神衛門 11日 20人 3斗 大夫太郎 湯屋上掃部 孫三郎	200文 450文 1貫100文 600文 300文 5貫400文 2貫 1貫 1貫900文
	上礼銭兩奉行方へ 21人ツク 使足取之 京殿への注進申候分 12日25人ツク 入足雑用色々之使足	
惣都合 55貫174文 半分27貫587文		

(典拠) 「百合」に211-1〔『県史』701-2〕

分注文に三貫六〇〇文が計上され、「半分」の対象になっている。当年のように明らかに東寺が段銭の全額を立て替えて京済している場合でも、百姓は「本料二一貫八百文上了」とある如く本所分も京進して、地下百姓分を年貢除分で処理する方法を取っている。

百姓がこの方法を取ったねらいを考えてみよう。第一には、本段銭以外の諸経費を上乗せし年貢除分を増加させることが考えられる。次には、和市をごまかすことにより年貢除分の米量を増やすことである。つまり、大山荘での和市は実際には安いにもかかわらず、京都の和市に近い値に上り上げれば年貢除分が増大し、寺納分を減少できるわけである。仮に大山荘での和市が一貫文に付き一石二斗であるのを一石一斗と偽ったとすれば、二〇貫文の段銭で実質二石の年貢除分が生じる<sup>\*199</sup>。いずれにせよ、本所分の段銭も京進した方が百姓にとっては有利であった。

早い時期に京済して地下を牽制する東寺の作戦は、農民の損免闘争や上述の巧妙な作戦により不発に終わったと言わざるを得ない。

○享徳二年（一四五三）

当年の地下半分注文<sup>\*200</sup>の段銭関係の支出の記載は精緻をきわめ、本銭一六貫四〇〇文に対し、諸経費は三八貫七七四文を敷え、守護役の支出二七貫八五〇文と比べても一〇貫文以上多い（表37）。年貢地下散用状<sup>\*201</sup>では結局のところ六貫六〇七文の不足となり、寺家は七貫文の借金を「庄ニテ」することになる。借書の一通分は、「反銭方国方え入足御年貢をもんて、りうよう申候ほかに、不足三候間」、六貫文を古川方より借りたものである<sup>\*202</sup>。百姓八人が連判しているが、借りたのはあくまで一院谷御代官清増（慶性）である。つまり東寺が古川方<sup>\*203</sup>から借金したのである<sup>\*205</sup>。東寺をここまで追いつめたのは、守護勢力もさることながら、その勢力を利用して確実に年貢除分を認めさせ剰余を在地留保に導いた「御百姓等」であった。

乗善は直務代官であったが、守護役賦課に伴う年貢減免に際しての態度と同様に農民の要求をほぼ全面的に東寺へ伝える在地からのメッセンジャー的役回りをしていたと評価でき、大山荘の農民にとって好都合な存在であった。

私が代官乗善期の段銭徴収とそれに伴う年貢減免の方法を検討して、解明し得たのは以下の五点である。

- ①地下半分注文により本段銭と諸経費の半分を本所へ負担させる方法がとられたのは文安五年（一四四八）年以降である。
- ②年貢地下散用状に記載される年貢除分は、大方・切田方の面積比率で配当される。その配当比率は、一井谷が三六・五%、西田井が三一・一%である。残りの三二・四%は一井谷切田方の除分となる。
- ③地下半分注文の段銭申請額は全額認められた。
- ④東寺が全額立替えの京済段銭であっても、農民は本所分も京進してそれを年貢除分とし、和市の差額利益を得た。
- ⑤守護権力への礼銭等を本段銭以外の諸経費として年貢除分の上乗せを図った。

## まとめ

従来の年貢減免闘争の研究は、年貢減免を実現する主体である農民の能動的な諸要素や非日常的な行動の発掘に力が注がれた。具体的には農民の社会的・政治的結束のあり方の変遷や発展過程、闘争の方法である逃散・強訴・土一揆（徳政一揆）のあり方を検討することにあつた。しかし、年貢減免闘争の多くの部分は、荘園制的秩序の中で農事暦に沿ったスケジュールで日常的・恒常的に展開していた。さらに、年貢負担額の決定は、領主と荘民の間で一定の作法に基づき合法的に決定されている。年貢減免闘争は、荘園制的秩序の内で年中行事のように日常的に展開するもので、農民と荘園領主（代官）とが政治的交渉を繰り返して年貢算用状が作成される過程に年貢減免闘争の本質がある。

この章では、守護役・段銭賦課に関わる年貢減免闘争を解明した。大山荘では、年貢算用状の作成に際して、農民は守護役・段銭等の地下半分立用注進起請文（地下半分注文）を作成して、守護方に要した費用の半分を年貢から控除させ、その結果、守護役・段銭や関連諸経費を東寺と農民の間で折半した（本所半分地下半分負担の原則）。大山荘の農民は、守護方からの夫役や段銭の賦課を東寺に転嫁して年貢負担の軽減を図つたのである。

第一節では、守護役の本所半分地下半分負担の原則の確立過程を播磨国矢野荘の事例で考察した。矢野荘では、康安元年（三三二）に供僧方も学衆方も守護役の本所半分地下半分負担を認め、大山荘の守護役本所半分地下半分負担の原則も、この矢野荘での措置に倣つて実現されたものと想定した。大山荘領家方は一院谷・西田井・賀茂茎の三地域に分かれているだけでなく、東寺内部の特定組織の財源として在地の田地そのものを分田し、それぞれの組織機関が年貢を直接収納する体制（大方・切田方分田体制）がしかれていた。応安七年（三三七）の年貢地下算用状では、守護役負担が大方（供僧方）と切田方（執行・小行事・中綱・職掌）の面積比により配当されたことを明らかにし、本所半分地下半分負担の原則により農民は東寺に守護役の半分負担を認めさせて年貢の除分の増大に成功したことを論証した。

第二節では、東寺が守護役負担を逃れるために構じた対策について論じた。第一に年貢地下散用状を厳密に作成させること、第二に武家代官の起用である。前者は抜本的な対策にはならず、後者は年貢の収納面からみれば一時的には成功したが、代官の非法に対し農民は逃散による反代官闘争を展開し、結局東寺の在地支配を弱体化させる結果となった。そこで、応永二六年（二四一）に東寺は従来の如く、守護役・段銭の本所半分地下半分負担の原則を確認し、百姓に守護役の半分負担を認めざるを得なくなつた。

第三節では、文安二年（一四四五）から享徳二年（一四五三）の九通の地下半分注文とそれに対応する年貢算用状を分析対象にして、代官乗善期に展開した守護役負担による年貢減免闘争について考察した。まず、地下半分注文と年貢算用状の「春守護方札銭（八上春札分）」の記載事項や数量を分析して、守護役負担は大方・切田方面積配当であることを確かめ、百姓が守護役の賦課に対して代官乗善に要求した地下半分注文はすべて年貢除分となつたことを推定した。次に百姓が注進した文安二年の地下半分注文の内容そのものを検討して、守護役夫料・八上日役夫料・陣日役夫料の百姓個人の合計の不正確などからその信憑性を疑い、農民による守護役等の負担事実の改変がなされた可能性を指摘し、応永

二六年の二つの守護夫日記の比較により傍証を行った。一方、東寺が守護役の水増しの操作が年貢散用状になされていることを指摘していることでも、百姓の守護役等の増分作為が確かめられる。さらに宝徳元年（一四四九）からの年貢地下散用状では、守護役の具体的内容が省略され農民側の言い値で処理されていることから、大幅な年貢減免に成功したことがわかる。地下半分注文の作成の目的は、年貢除分を水増しし、生産物を在地に留保することにあつた。

第四節では、文安二年（一四四五）以後大山荘の百姓が連年詳細な本所半分地下半分注文を作成して大幅な年貢減免を実現した年貢減免闘争の契機を文安の乱の陣夫負担に求めた。この時の百姓等申状は、非常に用意周到に作成されたもので、百姓は非日常的な賦課である陣夫役を本所半分負担に持ち込み、以後賦課された守護役を恒常的に本所半分負担することに成功したことを論証した。

第五節では、守護役に関わる本所半分地下半分負担の原則に基づく年貢減免闘争を検討したのと同様な方法で、段銭賦課に関わる本所半分地下半分負担の原則に基づく年貢減免闘争を追求した。大山荘での段銭に関しての本所半分地下半分負担の初見は、延文四年（一二五九）分の年貢地下散用状である。一四世紀半ばから後半にかけて守護役と共に段銭の本所半分地下半分負担の原則が確立した。この原則の確立により、農民は年貢除分に段銭の本銭と付加費用を計上して、年貢減免を獲得することがはじめて可能になった。代官乗善期の嘉吉三年から享徳二年まで（一四四三年～一四五三年）の段銭徴収とそれに伴う年貢減免の方法を年次別に検討した結果、以下のことが解明できた。地下半分注文により本段銭と諸経費の半分を本所に負担させる方法がとられたのは文安五年（一四四八）年以降であること、年貢地下散用状に記載される年貢除分は、大方・切田方の面積比率で配当され、地下半分注文の段銭申請額は全額認められたこと、東寺が全額立替えの京済段銭であっても農民は本所分も京進してそれを年貢除分とし和市の差額利益を得たり、守護権力への札銭等を本段銭以外の諸経費として年貢除分に乗せしたこと、などである。

守護領国制の展開の論拠に利用された地下半分注文の史料は、農民が年貢減免のために荘園領主に提出したものである。これにより、大山荘の農民は南北朝期に守護夫役等の本所半分地下半分負担の原則を克ち取り、一五世紀中頃には連年詳しい地下半分注文を作成して守護役や段銭賦課に関わる大幅な年貢減免を実現した。確かに、百姓にとって守護勢力の在地への侵出は脅威であつたに違いない。しかし、彼らはそれを逆手に利用して彼らが額に汗にして創り出した生産物を守り抜こうとしたことがわかる。

守護役や段銭の負担分を過分に年貢除分に繰り込まれ年貢収納に困窮した東寺は、遂に守護被官による請切代官制を導入せざるを得なくなるが、ここに至って東寺と大山荘農民との関係は決定的に疎遠となり、農民は「公」的存在を東寺から守護勢力へと意識変化させることとなる。

## 第一章参照。

## 第二章参照。

鈴木良一「純粹封建制成立における農民闘争」（『社会構成史大系第一部』、日本評論社、一九四九年、のち『中世史雑考』校倉書房、一九八七年に所収）。

- \*4 杉山博「備中の土一揆」(『歴史評論』五一、一九五一年、のち『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年に所収)、永原慶二「庄園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」(『歴史評論』四四・四五、一九五五年、のちに『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六五年に所収)など。
- \*5 のちに「中世における内乱と階級闘争」と改題して『日本封建制成立過程の研究』に所収。
- \*6 稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(旧『岩波講座日本歴史7中世3』一九六三年、のち『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年、に所収)。
- \*7 「東寺百合文書関係論文目録(1)―庄園関係論文―」(『資料館紀要』一九、一九九一年)。
- \*8 注7に同じ。
- \*9 農民の署名のある申状でも、荘園領主の要請で書かされたものもあるので、史料批判は欠かせない。このことについては、第一章で百姓請に関わり論じた。
- \*10 本章第五節参照。
- \*11 田沼氏は、「南北朝、室町期における庄園的収取機構」(『書陵部紀要』一〇、一九五八年)において農民の未進・損免要求を農民闘争の歴史的段階としてそれぞれ位置づけられて、南北朝期には盛行した未進闘争は一五世紀前半に退き、それに替わって損免闘争が激しく展開すると指摘される。
- \*12 阿部猛「段米・段銭の研究」(『史潮』六四・六五合併号、一九五八年、のちに『中世日本庄園史の研究』新生社、一九六六年に所収)では、「段銭を含めて他の課役も、領主と荘民の間で折半負担された」と論じられた。
- \*13 『歴史評論』一〇八、一九五九年。
- \*14 前掲田沼論文「寺社一円所領における守護領国の展開」三四頁の第6表。典拠が明らかにされていないので断定はできないが、守護役・段銭の項目は地下半分注文、本所現納は年貢地下散用状によると思われる。文安二、四、五年の守護役・段銭の欄に二〇貫文がプラスされているのは、表註に「他の段銭関係史料により段銭賦課は疑いがないから」とされるが、文安二年の内宮役夫工米は免除されているし、文安五年の一井谷反銭半分五貫七三文は二重加算になっている。文安元年と三年は、本反銭は一〇貫文(反別五〇文)である。また、本所現納の欄は一井谷分の寺納のみの記載になっている。文安二年は西田井分と合わせ、八石四斗八升が正しい。
- \*15 前掲田沼論文「寺社一円所領における守護領国の展開」三六頁。
- \*16 この散用状は寺家側の散用状で、大山荘からの収入に対する東寺の出費を算用したもので、後に現れる年貢除分の根拠となる地下散用状とは性格を異にする。
- \*17 「百合」※ノ一三(『県史』二二〇)、貞和五年二月三〇日、大山荘貞和四年分年貢散用状『教』四二〇(『県史』二〇八)、延文三年三月一六日、大山荘延文二年分年貢散用状「四石九斗 代三貫五百文本利定 文和三年地頭乱方之時、守護方渡使引出物、請文依有、弁之」。『教』四九三(『県史』二〇五)、文和五年二月二二日、大山荘文和四年分年貢散用状に「三斗五升 代二百五十文 (守納)シユコ使酒チキ」。「百合」む一二(『県史』二二四)、延文五年二月一二日、大山荘延文四年分年貢散用状に「二斗七升 代三百文雑事酒守護方ヨリ木持使」。
- \*19 「百合」ミ三八一(『県史』二三五)、応安二年一月二日、丹波国守護山名道静書下案。

「百合」ミ三八―二（『県史』二二六）、応安二年一月一日、守護代小林左近將監打渡  
状案。

\*20 「百合」※ノ五二―二（『県史』二四二）。

\*21 「百合」※ノ五四―一（『県史』二四三）。

\*22 「百合」※ノ五五（『県史』二四五）。

\*23 年貢散用状に記載される「半分」の表現には十分注意する必要がある。管見によれば、「半分定」と記される場合、単なる経費の半分を意味する以外に次の三つの制度的意味で使用されているようである。すなわち、①本所内部での折半、例えば、東寺領播磨国矢野荘における学衆方と供僧方との間の折半、②半済、例えば、大山荘では貞治四年から応安二年には年貢の半分が半済給人に付与された、③本所半分地下半分負担、守護役や段銭さらにはそれに關わる諸経費を本所と地下とで折半して負担する、以上の三つである。大山荘の場合、供僧方（Ⅱ大方）の支配と切田方（執行、小行事、職掌、中綱の四方の寺官分）に分田されているとはいえ、面積配当は折半ではないので、①の意味で使用されることはない。次に、大山荘での半済による年貢の半済給人への給付の期間は前述の如くであるから、②の意味で使用されることはない。よって、史料の前後関係から見てもこの「半分定」は③の意味で使われている。

\*24 延文三年（一三五八）分の年貢地下散用状（『教』四二六（『県史』二一〇））に、「三石仁木殿京都へ木ハコヒ足ニ人夫十五人半分定」とあり、守護仁木頼章が材木運搬人夫一五人分の料足として三分の三石を徴発している。これを大山荘での守護役本所半分地下半分の初見とすることもできるが、翌年分の散用状（「百合」む二（『県史』二一一））の「五斗 預以下五人 半分定」や「一石五斗 御代官 但半分定」と同様単なる経費の半分支出という意味で、制度的な意味を持たないとも考えられる。

\*25 福田以久生「守護役考」（『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年）一五九頁以降、馬田綾子「守護赤松氏の支配」（『相生市史』第二卷第二章第二節、一九八六年）、二二〇頁を参照されたい。なお、この節の多くは福田氏の論に依拠している。

\*26 『大日本史料』第六編一八（以下『史料』六一―一八の如く略す）五六三頁（「百合」ム二七）。『相生市史』第七・八巻 矢野荘史料一五号文書（以下、『市史』一五の如く略す）。

\*27 『教』三九七（『市史』一九五）、文和二年四月一三日、播磨国矢野庄公田方学衆方年貢并雑物等算用状。

\*28 『教』三九八（『市史』一九七）、文和二年、播磨国矢野庄政所連署起請文。

\*29 『史料』六一―一八、五六八頁（「百合」ム二七）。『市史』一五。

\*30 『講座日本荘園史1荘園入門』（吉川弘文館、一九八九年）の巻末「荘園関係基本用語解説」の公平の項（齊藤利男）では、「荘園制下で、幕府や本所が地頭・荘官の非法な収奪を禁じ、百姓を安堵して年貢・公事の安定的確保をめざすなかで、『公平を存すべき』ことが領主層の基本的課題として意識され、鎌倉時代後期に至り、年貢そのものを意味する象徴的な語となった。」とある。羽下徳彦「領主支配と法」（『岩波講座日本歴史5中世1』、一九七五年）や、入間田宣夫「中世国家と一揆」（『一揆5一揆と国家』東京大学出版会、一九八一年）に示されるように、撫民と公平とは一体の関係がある。百姓にとつて守護夫の徴発は、たとえ守護が地頭・御家人の恣意的収奪を抑止する存在であり、守護役が「公平」の確保のための行動の一環であるとしても、東寺の撫民政策が実現されない契約不履行的状况

では、百姓は撫民の反対給付である「公平」を守護役に立用することは当然の行為であると考えている。東寺は、そのため「公平」の半分立用を撫民的姿勢として認めざるをえないのである。なお、網野善彦氏は、年貢を徴収する支配者と平民百姓との関係を契約関係とする根拠の一つに文保二年（一三一八）の丹波国大山荘一井谷実検注文をあげている（『日本中世の自由について』（『年報中世史研究』一〇、一九八五年）、「中世の負担体系一年貢について」（『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年）」が、大山荘一井谷百姓等の百姓請は東寺の荘支配強化の発端となったもので、東寺と百姓の互角の契約とは考えられない（第一章参照）。

\*31 『史料』六一二二、八八七頁（「百合」ル五六）。『市史』二〇。

\*32 『史料』六一二三、九三二頁（「百合」ム三八）。『市史』二二。

\*33 『史料』六一二三、九三七頁（「百合」ム三八）。『市史』二二。

\*34 『百合』に二〇（『県史』二四七）、応安八年二月一〇日、大山荘応安七年分年貢地下散用状。除分二四項目中、一九項目に「半分」とある。

\*35 応安四年頃の名寄帳によれば、大方は一三町二〇代（「百合」や三八など（『県史』二二三九）、切田方は七町一反（「百合」に三五二（『県史』九三一）で三五・二五%の割合である。

\*36 大方切田方分田体制により百姓のグループ化が進んだとの見解があるようだが、そう見えるのは東寺内部での守護役・段銭の負担の配当により各々の「方」がさらに一層財政的に独立化してよそよそしくなったことの反映に他ならない。大山荘の百姓の経営がそれぞれの

「方」によって異なつた訳ではない。また、一人の百姓が複数の「方」を耕作することは、応安・至徳の名寄帳によっても、永享の内検帳によっても明らかである。守護役の面積配当の原則は専ら東寺の都合でなされたものであり、百姓にとってみればそれぞれの割合などどうでもよく、彼らの注進通りすべてが減免されればそれでよい問題であった。「大方の百姓」とか「切田方の百姓」とかという概念は地下側には存在しない。百姓申状の目下の署名の「一井谷百姓中」とか「一院谷百姓等」の表現にみられる如く、彼らの側には「一井谷百姓」という地域的結束意識がなくて、分田によるそれぞれの「方」に所属する意識はない。ましてそのことによる農民の結束などはない。

\*37 大方切田方の年貢が地下で一緒に算用されるのは、現存する史料では、嘉慶二年（一三三八）から応永二五年（一四一八）までであるが、おそらく年貢地下散用状から推すに至徳三年（一三八六）からであろう。

年貢地下散用状は作成者によりその形態がさまざまである。大別すれば、上使・公文といたつた東寺から派遣された僧侶によるもの（経尊・快舜）と地下代官（喜阿弥の又代官宗頼・宝泉院快玄の又代官稻毛修理亮）の手に成るものの二種である。

\*38 「百合」※ノ一二六（『県史』三五六）、応永九年一月日、大山荘中綱方切田年貢注進状。「百合」に三五五（『県史』三五七）と「百合」※ノ一二七（『県史』三五七）、応永九年一月日、大山荘職掌方年貢注進状。この二つの年貢注進状は、中綱方と職掌方の年貢をさらにどこへ分配するかを具体的な田片の田品と共に記載したもので、曖昧になりかけた分田した田地を確認するために作成したものと思われる。なお、応永五年から応永一四年の間の年貢地下散用状では中綱方と職掌方への年貢現納はみられず、年貢寺家散用状では中綱方・職掌方へ数石の下行がみられることから、中綱方・職掌方は大方の年貢の一部が割かれ

て維持されていた時期もあつたことがわかる（『百合』※ノ一一（『県史』三四二）＋  
「百合」に六四（『県史』三四一）、応永五年一月一〇日、大山荘応永五年分年貢地下散  
用状・「百合」に六八（『県史』三五八）、応永九年二月日、大山荘応永九年大山荘年貢  
地下散用状・「百合」に七〇（『県史』三五九）、応永十二年七月日、大山荘応永一一年分  
年貢寺家散用状・「百合」に七四（『県史』三六三）、応永十四年二月七日、大山荘応永一  
三年分年貢寺家散用状）。また、「百合」※ノ一三七（『県史』三七二）応永一四年一〇月  
日、大山荘方諸堂仏漿料米注文は、「百合」に三五二（『県史』九三二）、年月日欠、大  
山荘切田田数名寄帳に記載される「こんたうのとうみやう田ちやうしほんけうの分」「不  
（助堂）  
（分）  
とうたうのふんきやうくわはう」からみて、中綱方の年貢分配下行のための注進状と思われ  
る。

\*39

\*40

「百合」に四六（『県史』三二二）、嘉慶二年、大山荘年貢米引物注文并未進徴符。  
「百合」ノ九九（『県史』三二〇）、明徳元年二月日、大山荘明徳元年分年貢地下散用状。  
前注の「百合」に四六の上使の花押と同一。

\*41

清水三男氏は『日本中世の村落』（日本評論社、一九四二年、のち『清水三男著作集第2  
巻』校倉書房、一九七二年）で、明徳元年のこの散用状の守護役人夫目六（但馬陣夫）を分  
析して以下の如く主張される（二九三頁）。「本文書は大山荘東寺領の散用状ではあるが、こ  
の課役は寺領年貢徴収の際の番頭制や名主制と一致しない所があり、藤内・器谷の如く寺家  
番頭名主中になき者があるかと思へば（器谷はアツキ谷の読み誤り、藤内は藤内分が正確な  
表現で、番頭制の五番の番子に藤内入道子三郎四郎とある。…辰田）寺家名主側に見える  
善勝・古川などになく、この夫役が荘役として、荘園領主を通して課せられたのではなく、  
守護と名主との直接的関係に基づくものであつた事を考へしめる（傍点は辰田）」。これは  
事実誤認の上に導かれた結論であるから、傍点部分は認められない。

\*42

田沼氏は前掲論文「寺社一円所領における守護領国の展開」二八頁で、「守護山名氏は、  
（中略）南北朝末期には一体としての庄園のみならず個々の名主百姓を守護役負担者として  
把握するに至る」、「ここで注目すべきは、守護役人夫の賦課が名主百姓個人に課せられ  
ていることであり、この事實は以前庄全体に何人何日役として課されたのと比較した場合、  
守護による庄園支配が一步前進したことを意味するものと云えよう」と論じられている。こ  
れは、清水氏の所論の延長に形成された論である。守護勢力が名主百姓を個別的に把握した  
かどうかについては後述するところである。

\*43

黒川直則「守護領国制と荘園体制」（『日本史研究』五七、一九六一年）では、清水氏の所  
論にふれた上で、「守護と夫役を提出した名主との関係以上に、それにもなう費用が荘園  
体制のなかで分担されていたことの方が重視されなければならない」とし、「守護夫が個々  
の名主を対象とするものではなく」、「荘園制を前提として、その収取機構を利用すること  
によって実現されている」と暗に清水氏と田沼氏の批判がなされる。しかし、黒川氏も史料  
の性格と目的については言及されない。

\*44

\*45

「百合」に五九（『県史』三三一）、応永三年二月日、大山荘応永三年分年貢地下散用状。  
守護夫入足の半分は四石七斗五升である。このうち大方御分は二石九斗二升五合、切田方は  
一石八斗二升五合で、それぞれ全体の六一・六%と三八・四%である。これは大方の現作面  
積八町八反一〇代の百分率六一・九%と三八・一%によると考えられる。なお、段銭一四  
貫三文は六四・一%と三五・九%で配分されている。



\*47 \*46

「百合」イ七一（『県史』四五五）、応永二六年七月二六日、大山荘代官職中西重行請文。  
「百合」ノ一七八（『県史』四八六）、応永三一年六月一日、大山荘代官職法橋賢真請文  
にも前注の「百合」イ七一と同じ条項が見られる。しかし、「百合」に「一四九、嘉吉三年七  
月一九日、大山荘代官職乗善請文では、「守護方礼節等入足、雖為一錢、忘公平、不可存私  
曲事」と変化し、守護役代官負担の契約はなくなっている。「百合」※ヤ八五―五（『県  
史』七〇八）、岡弘経丹波国大山荘代官職条々請文でも同様である。

\*49 \*48

「百合」に七七（『県史』三七七）、応永一四年二月一日、大山荘一井谷御百姓等申状。  
「百合」ノ四一一（『県史』九一二）、年欠一〇月一九日、大山荘代官書状（大山荘某書  
状）は年欠であるが、応永一四年のものである。従って代官は、喜阿弥―宗頼である。以下  
考証しておく。「さかいさうとう」は応永六年（一三九九）の応永の乱と考えられ、

「つきのとし四月御領へ入部の時めしくし候」、「七年か間」とあるので、応永一四年であ  
ろう。また、「たゝ一兩年たいこくわんをちやうたんせん二ケ度のやくをつとめ候て」の官  
庁段銭は、応永一四年のものである。「百合」フ七九（『県史』三六五）に京済の奉書、

「百合」に七五（『県史』三六七）、「百合」に七六（『県史』三六八）に請取状がある。  
さらに、「百合」ノ一四八（『県史』三八六）、（応永一五年）□月日、東寺雜掌申状案に  
「去廿日百姓一人めしとらるゝ間、惣庄の百姓おそれをなしにけかくる」とある記事と、代  
官書状に「かたくしんしやくの儀をもて先これ一人をさた仕候を、寺家御腹立の由うけ給  
候」とある記事は、ともに喜阿弥方の非法を示している。

\*51 \*50

「百合」に二九四（『県史』四四〇）、応永二四年八月五日、大山荘一井谷御百姓等申状。  
喜阿弥方については、「百合」ノ一四八（『県史』三八六）、（応永一五年）□月日、東寺  
雜掌頼掌申状案。快玄―稲毛修理亮については、「百合」チ七八（『県史』四四三）、応永  
二四年八月日、東寺雜掌申状など。

\*52

「百合」ノ一六七（『県史』四五五）、応永二六年八月五日、大山荘百姓さこ七郎・まこ二  
郎連署請文。

\*54 \*53

前注39・40の嘉慶二年・明德元年の守護役目録では、「一日食一人別三十配」とある。  
率分とは一般には分数・分割のことであるが、ここでは明らかに二分の一のことである。前  
注40の明德元年の散用状でも、「都合二十七石七斗四升四合 此率分十三石八斗七升二合  
□」と率を半分と同義に使用している。

\*55

「百合」※ノ一六八（『県史』四五七・四五八・四五九・四六〇・四六一）、大山荘守護役  
等文書。なお、「百合」※ノ四五二（『県史』九三七）、年月日欠、大山荘守護方京夫日記  
も百姓名や記載形態から同時期のものと思われる。一日分五〇文宛である。

\*56

「百合」ノ三九〇（『県史』八九〇）、年欠六月一日、大山荘一院谷百姓等申状では、守  
護方人夫の負担が「御領之百性分八人之処」であるのに、正月から六月までに延べ日数で二  
五〇余日分課されて、「急速御成敗あつかり候ハす候ハ、地下難足立候」と訴えている。  
「東寺御領丹波国多紀郡大山庄内一院谷御百姓等」の表現は分田支配形態への変化に対応す  
るもので、記事内容からも応永二六年のものと推測される。

\*57

以下に示す三点の史料は、本所半分地下半分負担を導くために、農民が東寺に一元負担を要  
求した例である（以下の傍点は辰田）。

「百合」※ネ一〇八（『県史』五六六一）、永享九年一月八日、大山荘百姓等申状  
（大和野伏の代注文）で一四名各々六〇〇文都合八貫四〇〇文の要求。「このおもての分

おは、公方一ゑ、□皆々御たて候て、たまワリ候へ、はるより、かりちかへ候て、かへつかまつり候へハ、公方の御ほうかうと存じ候、この分お、皆々御たて候へてハ、我々当年のけいくわいにてハ、なにと仕候て、ワきま多申候へきや」

「百合」※ノ二二七（『県史』五六五）、永享九年一月八日、一院谷百姓等申状（うり持のさいそくの注文）で一一名各々四三六文都合四貫八〇〇文の要求。「この分おは、たとい守護よりいかやうなる御使お御入候とも、その入目おは公方より御たて候へき由お給候間、仕候てワ候へハ、かくおう使お入られ候、守護不入立、御いなり、其儀にて候はんかと、為無候へハ、其儀無候て、かく守護方よりさいそくめされ候間、中々是非も無候、この分おは公方より皆々御たて候てたまワリ候へく候」

「百合」に一六三一二（『県史』六一九）、（文安二年）一月二十八日、一井谷百姓等申状并起請文。この史料については、第四節で詳説する。

前注46に同じ。

\*59 「百合」に九八（『県史』四二〇）、応永二二年二月日、大山荘大嘗会段銭注文。また前年の応永二五年には百姓は段銭を一一貫文（前例からみて半分）納めている（「百合」※ノ一六四（『県史』四五二）、応永二五年一〇月一七日、市井谷百姓等注進状）。

\*60 守護役は名別に負担されたが、その名主百姓が逃散・勘落などによつて守護役が果たせない場合、地下（名主百姓で構成する大山荘御百姓）の責任で負担したと思われる。第四章を参照。

\*61 榎原雅治「日記とよばれた文書―荘園文書と惣有文書の接点―」（『史学雑誌』一〇五―八、一九九六年。のち『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇二年に所収）。

\*62 田沼前掲論文「南北朝、室町期における庄園的収取機構」。

\*63 正長元年（一四二八）に土屋備後宗玄が代官職に補任された時、稲毛修理亮を又代官にして（「百合」に一三〇（『県史』五二〇）、正長元年九月一七日、土屋宗玄契状案）、中西明重と対抗した時期がある。「百合」に一二八（『県史』五一二）、永享元年分の年貢地下散用状のみ土屋宗玄の手による。「百合」に一三一（『県史』五二六）、永享二年分の年貢地下散用状にも稲毛修理亮の影響がみられる。

\*64 南北朝期の守護役段銭本所半分地下半分注文の作成者は、年貢地下散用状の作成者と同一人物である。即ち、寺僧である公文や上使、あるいは地下代官である。

\*65 「百合」※ま一〇一二（『県史』五九八）、文安元年八月一日、大山荘嘉吉三年分年貢地下散用状によれば、守護勢力関係除分の項目の冒頭に「如此国下用者、向後者、以百姓連署可替用之」と異筆で記載されているので、東寺側が国下用の注文に不審を抱いたことがわかる。

\*66 守護夫の夫米を本所に半分負担させるために、大山荘の百姓が起請文を書いた最初の例は、「百合」※ノ一九六（『県史』五一八）、永享元年一月日、一井谷百姓行岡等連署起請文である。

（端裏書）

「国方夫米せいもん」

□□守護之方人夫数之半分之事

合拾三石一斗一升二夕者

右此夫米者、いまニかきり候ハす、先キハありき、毎年半分をハ御年貢ニ請申

寺家ニ御存知候間、御(不審)ふしんまで口候へ共、賢蒙仰候間、以請文申上、若此 申候也、日本国中大小神祇、殊ハ八幡大 御罰可罷蒙候、仍起請文如件、

永享元年十一月 日 大山莊一井谷

行岡 (略押) 大家 (略押)

さこの太郎 (略押) 平内 (略押)

かもん (略押) 三郎 (略押)

莊司 (略押) かもん四郎 (略押)

すけ (略押) 源内 (略押)

大夫 (略押) さこ (略押)

なお、この守護夫地下半分立用の起請文は「百合」に一三〇(『県史』五二〇)、永享元年二月日、土屋宗玄作成の大山莊永享元年文分年貢地下散用状に「拾三石壹斗壹升二夕 守護夫地下立用百姓等請文状在之」と記されているものに当たる。

\*67 代官乗善の年貢地下散用状は、嘉吉二年分から享徳二年分まで二通存在する。

\*68 表17参照。「百合」※ノ二四三(『県史』六二二)。

\*69 「百合」に二六五(『県史』六二〇)の文書名は、大山莊百姓道幸等連署引違料足注文

(『県史』は、大山莊一井谷百姓等連署起請文)であるが、これは正に地下半分注文である。

\*70 応永三、四年分の年貢地下散用状(「百合」に五九(『県史』三三一)・「百合」に六一

(『県史』三三六)では、初午免・地下沙汰人給・田楽免・損亡・上使の上下の下用を国下

用(Ⅱ地下での用途)としているが、ここで使う国下用は守護勢力の夫役負担(Ⅱ国役)な

どの意味である。

\*71 永享元年は前注66を参照。

永享二年。「百合」※ノ一九九一(『県史』五二三)、永享二年二月二〇日、大山莊

守護夫日記に「半分定五貫二六〇文 立用 三石九斗四升五合」とある。また同じく「百

合」※ノ一九九二(『県史』五二三)、永享二年九月 日、大山莊人夫催促下用注文中

「半分四升三合五夕立用」とある。一方「百合」に一三一(『県史』五二六)、次八月一

〇日、大山莊永享二年分年貢地下散用状では、「参石口斗四升五合 守護夫 持炭持以下

半分定」 「四升三合五夕 便雑用」とあり、前の二件ともそのまま算用されている。従っ

て、永享元、二年では、守護夫や人夫御催促時下用の本所半分負担は、すべて大方の負担

である(なお、これらの年の本所段銭負担については、大方切田の面積配当になっ

て)。ところが、「百合」に一四四(『県史』五五五)、永享八年(八月)、大山莊守護

夫銭入足注文では、守護夫銭が切田方・大方それぞれ面積配当になっている。これが永享

八年分の年貢地下散用状(「百合」に一四三(『県史』五六一))に反映されていること

は、前史料(「百合」に一四三(『県史』五六一))に「年内に守護夫尚々可有候」とあ

ることも考慮し、「式石玖斗二升二合守護夫銭立用 代参貫六百五十二文 百文別八升冠」とあることから明らかである。

\*72 以後大方・切田方の面積比で配当されているようである。

地下半分注文、年貢地下散用状とも「一円」は本所半分地下半分負担と反対の場合に使われ、

本所全部負担の意味である。

\*73 「大方」、「切田方」の表現は、本所即ち東寺の財政上の区分であり、地下での区分ではな

い。地下百姓に大方・切田方の区別はない。

\*74 「百合」※ノ二五八(『県史』六六五)、宝徳二年九月二一日、一院谷損亡田数注文。「百

合」※ノ二八八（『県史』七一六）、康正二年七月一日、康正元年分段銭散用状。「百合」に三五四（『県史』四四四）、年月日欠（応永二四年）、田内地内検目録案。「百合」に一四一（『県史』五五九）、永享八年九月日、一井谷内検年貢目録案。

\*75 大方の百分率が高くなるほど大方の年貢収納量が減り切田方の収取量が増すことになる。従って、配分比は東寺内部の政治的駆引きにより決定された時期もあったかもしれない。例えば、五五％であれば次のような計算方法も考えられる。

\*76 一井谷面積 ÷ 一井谷・西田井総面積 Ⅱ 七町九反二〇代 ÷ （七町九反二〇代＋六町七反三〇代） Ⅱ 七九・四 ÷ 一四七 Ⅱ 五四・〇％

但し、西田井の経営が不安定であり、宝徳元年までは細田方が、宝徳二年以後は高島方が勢力を持ち未進を重ねている。そのため一院谷百姓が作出していた関係上、彼らの引違もやむなき状態となっている。従って西田井の面積をどの程度計算に入れることができたか疑問である。

\*77 表17参照。「百合」※ノ二四三（『県史』六二二）。

\*78 「百合」ノ一六七（『県史』四五六）。

\*79 『教』一〇三一（『県史』四五四）、応永二六年六月一〇日、大山荘守護方夫役日記。「百合」※ノ一六八―二（『県史』四五八）、応永二六年八月日、大山荘守護夫日記。

\*80 「百合」に一三九（『県史』五三八）、永享五年二月日、大山荘散用状違目注文。一部は「百合」※ノ二二二（『県史』五三八）により補足。

\*81 この原帳の存在は現在まで知られていないが存在することは予想できる。第一章の年貢納帳の分析を参照。

\*82 田沼前掲論文「寺社一円所領における守護領国の展開」三三頁。

\*83 拙著『中世東寺領荘園の支配と在地』（校倉書房、二〇〇三年）第五章文安の乱と在地動向を参照。

\*84 山名因幡守二六騎・山名大夫三〇騎・山名刑部大輔五〇騎・山名持豊一四二騎。但し、山名持豊はいったん本拠地の但馬へ下る。

\*85 細川氏の出兵の動機は、満政を懲らしめるためというよりは、むしろ山名勢の勢力拡大とならぬように牽制する意味が強いと思われる。満政出奔の翌日にすぐさま丹波国の守護代内藤と撰津国の守護代長塩を警固にあたらせたことや備中国の守護細川持常の動きにそれが見られる。また、文安の乱の最終段階の有馬での合戦は丹波の内藤の軍勢が鎮定している。

\*86 『後鑑』所収の「嵯峨二尊院文書」。

\*87 「百合」に一五七（『県史』六〇六）、文安元年二月一日、丹波国守護細川勝元奉行人奉書案。「百合」に一五八（『県史』六〇七）、文安元年二月一日、東寺書下案。

\*88 京上夫や伊勢夫などの多くの守護夫役が見られるが、恒常化された守護役としての御公事に、六月の盆供料としての瓜持夫二人・暮れの歳末節料の炭持夫二人が確認される。牛尾浩臣

「守護役と中世村落」（『鷹陵史学』一七、一九九一年）、榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」（『歴史学研究』六三八、一九九二年、のちに『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇二年に所収）。

\*89 本章第一節参照。

\*90 ④は請切代官中沢元基がその代官就任の直後に作成させたもので、東寺への年貢納入を渡る目的で提出させたと推測される。第四章参照。

\*91 第一章参照。

\*92 表24の4。『教』一三八六（『県史』六一五）。

\*93 「百合」に一六三一（『県史』六一〇）、文安二年四月、大山荘一井谷分播磨向陣人夫入目注文の如き陣夫役注文が提出されたと思われる。

\*94 夏四・五・六月が農繁期であることは、東寺もよく理解していたと思われる。『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』の追加法四二四には、「一、農事不可使百姓事 夏三ヶ月間、私不可仕之（下略）」とある。

\*95 連署起請文の提出についての作法については山本隆志「庄家一揆の社会的性格―鎌倉期若狭国太良荘を中心に―」（『年報日本史叢』、一九九二年、のち『荘園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四年に所収）。具体的には、伊予国弓削島荘の百姓申状について「面々無署判之上者、御不足御信用者也歟、速加署判、可進上、其時可御沙汰云々、而令備進連署起請文之上者、被下于論人之条、不可有子細歟由、被治定候了」（正和二年七月二日東寺供僧評定事書『教』二四七）とあるように、百姓の署判が申状の作法に則った条件であった。表24の5。「百合」に一六三一二（『県史』六一九）。

\*96 山本前掲論文。なお、東寺側の得ていた在地情報については、榎原雅治「損免要求と豊凶情報」（『歴史学研究』六二五、一九九二年、のち榎原前掲書に所収）がある。

\*97 表24の7。「百合」ノ四二九（『県史』六〇五）。

\*98 第一節参照。

\*99 第一節参照。

\*100 乗善（仮名は重円）は永享一〇年に敬性と納所職を競望しており、寺家奉行飯尾為行の推挙を受けている。三宝院義賢の口入を得た敬性が納所職に就任したが、乗善は敬性の得分のうちから二貫文の得分を得た（「百合」ち一二、永享一〇年二十一口方評定引付八月五日条）。しかし、乗善が大山荘の代官となった時「納所得分割分（三石）」は取り上げられた（「百合」ち一四、嘉吉三年二十一口方評定引付一二月二三日条）。

\*101 「百合」ノ三九五（『県史』五八五）、嘉吉三年八月一日、政所本道幸書状、「百合」※ノ二四四（『県史』六二四）、文安三年四月三〇日、年貢未進徴符。

\*102 「抑当庄御代官之事、乗善房に被仰定候、御書下給之条、目出度畏入候」（「百合」ノ三九五（『県史』五八五））。

\*103 「百合」※ノ二四二（『県史』六一二）、文安二年六月日、文安元年分年貢米算用状に「一、一石三斗向後如此可書之、政所屋給分」とあり、政所から政所屋へと変更されている。これは、番頭給から政所給への給分名称の形式的変化とは異なり、直務代官乗善が在庄の根拠地としての意味を持つ。なお、一九九三年日本史研究会において酒井紀美氏が政所屋と呼称が変わったことを在地社会の力量の進展として評価された（「中世後期の在地社会―村落間交渉の視角から―」、のち『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年、に所収）。

\*104 「百合」ノ四三〇（『県史』五八七）、（嘉吉三年）一二月一日、道幸・大夫連署書状。

\*105 「百合」し二九〇、（嘉吉三年）一二月一四日、代官乗善重円注進状。

\*106 「百合」に二七九（『県史』五九二）、（文安元年）四月一日、大山荘一井谷百姓等申状。

\*107 「百合」に三六〇（『県史』五九三）、年月日欠、八上礼銭注文。「百合」に一五一（『県史』五九四）、文安元年四月六日、丹波守護代礼銭入足状。

\*108 「百合」※ま一〇一二（『県史』五九八）、文安元年八月一日、嘉吉三年分大山荘年貢算用

状。

\*108 「百合」に二七九（『県史』五九二）。嘉吉二年分の年貢算用状（「百合」※ノ二三九  
「『県史』五八八」）では「堂勸進」、嘉吉三年分の年貢算用状（「百合」※ま一〇―二  
「『県史』五九八」）では「八上二王勸進」とある。

\*110 \*109 「百合」に一五一（『県史』五九四）、文安元年四月六日、丹波守護代礼銭入足状。  
『国史大辞典』（吉川弘文館発行）の「段銭」の項（今岡典和）、「京済」の項（田沼睦  
などを参考にした）。

\*111 高橋（旧姓市原）陽子「室町時代の段銭―主として幕府段銭を中心にして―」（『歴史学  
研究』四〇四・四〇五、一九七四年）。

\*112 百瀬今朝雄「段銭考」（『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、一九六七年）。

\*113 小林保夫「室町幕府における段銭制度の確立」（『日本史研究』一六七、一九七六年）。

\*114 高橋前掲論文。

\*115 伊勢貞陸の室町時代後期の故実礼法書である「常照愚草」（『続群書類従』第二四輯下所  
収）によれば、

一、諸国へ段銭被相懸時ハ、奉行衆鬪を取て其国ハ誰々と被分之、是を国分之奉行ト  
申也、其国ニ守護へ御下知書出し申也、

一、守護へ奉書之文言、

御即位要脚何国段銭事、早守事書之旨相口之、来何月何日已前嚴重可被致執沙汰之由

所被仰下也、依執達如件、（以下略）

\*116 百瀬前掲論文、田沼睦「公田段銭と守護領国」（『書陵部紀要』一七、一九六五年、のち  
『論集日本歴史5室町政権』有清堂、一九七五年に所収、頁数はこれによる）。

\*117 小林宏「室町時代の守護不入権について」（『北大史学』一一、一九六六年、のち『論集日  
本歴史5室町政権』有清堂、一九七五年に所収）。

\*118 田沼睦「室町幕府財政の一面―文正大嘗会を中心に―」（『日本歴史』三五三、一九七七  
年）、今岡典和「幕府―守護体制の変質過程―一六世紀前半の『国役』を中心に」（『史  
林』六八―四、一九八五年）。

第四章参照。

田沼睦「中世的公田体制の展開」（『書陵部紀要』二二、一九七〇年）。

前掲高橋論文。

前掲田沼論文「公田段銭と守護領国」。

前掲田沼論文「公田段銭と守護領国」一二六頁。

\*124 \*123 \*122 \*121 \*120 \*119 百瀬今朝雄氏は前掲論文で、「この時期の丹波・摂津・播磨などで要脚・公用などと称する  
段銭はいずれも守護段銭である」（三三三頁）とされている。

\*126 前掲田沼論文「公田段銭と守護領国」では、「守護はこの段銭を、本役年貢とは全く別個に  
知行の対象にすることによって、それぞれの領主層の領主権、領有関係をそのまま承認しな  
がらも、段銭知行制とでも云える一種の知行制を指向し得た」（一三五頁）とある。

今谷明氏は『守護領国支配機構の研究』（法政大学出版局、一九八六年）の中で、「丹波に  
おいては応永年中以前に小守護代の名で呼ばれていた内衆が、文安以降“郡奉行”郡代  
”と称されているので、小守護代が郡代に編成替えされた可能性がある」（四七四頁）と述  
べている。

「百合」に三三三（『県史』七四三）、長祿元年二月一三日、大山荘代官岡弘經書状。守護役については、第一節と第三節を参照。

守護段銭の成立期がいつであるかは、守護の領国形成過程を解明する上で、とりわけ在地領主への給与につながる知行制と関わって重要な研究対象であるが、ここでは大山荘に限って、守護段銭の成立を検討しておく。

初見は、応永十二年（一四〇五）である（「百合」セ三一）（『県史』三六一）、室町幕府御教書）。

東寺雑掌申丹波国大山庄醍醐并守護段銭事、役夫工米以下臨時課役被免除之条、証文等分明也、不日可被停止催促之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永十二年十二月十二日

沙弥判

細川右京大夫入道殿

田沼氏は「寺社一円所領における守護領国の展開」（『歴史評論』一〇八、一九五九年）で、「このことは守護段銭賦課の可能性がすでに存在したことを示す」（三〇頁）と評価されている。

また、管見による守護段銭が懸けられた最初の事例は永享三年（一四三一）である（『教』一一六七）（『県史』五四一、大山荘所務条々事書案）。

〇〇三年<sup>爲守護方</sup>、被懸段銭候時、沙汰用途五貫文地下可懸之由、被仰了、

文安三年（一四四六）には、「二宮以下<sup>要脚</sup>兵糧反銭」が京済になり、国催促の停止の奉書がでている（「百合」や八四一四・五〇〇）（『県史』六二六・六二七）。なお、同年四月三日に、「一宮勸進猿樂敷敷銭」として三貫文の配符が入っている（「百合」※ハ二一八）。また、同年九月五日に「要脚反銭」の配符が反別五〇文で入っている（「百合」※ノ二四五）（『県史』六二五）。前述の京済となった反銭の配符である。さらに、守護奉行人と思われる弓庭民部丞による反銭日限延引の奉書（「百合」に三二八）（『県史』六二九）や同人の反銭皆済請取の奉書（「百合」に一七〇）（『県史』六三〇）があることから、同年の反銭は確実に守護段銭である。但し、私は御要脚段銭なる用語を直接守護段銭に結びつけることには賛成できない。なお、今谷明氏は前掲書『守護領国支配機構の研究』（三四一〜三四二頁）で「百合」に一七〇（『県史』六三〇）、弓庭民部丞奉書案（今谷前掲書では、産田式部丞宛弓庭民部丞請文案とある）を根拠に弓庭民部丞を「郡奉行・郡代・守護使」の項目に入れられるが、いかがなものか。弓庭民部丞は、後述する「百合」※ノ二七〇（『県史』六九〇）からも守護奉行人と考えた方が妥当と思われる。但し、この場合、在京の守護細川勝元から守護所八木を経由せず、直接に八上の「守護所分庁」（今谷氏）まで命令が下ったと考えねばならない。享徳元年（一四五二）の段銭も守護段銭の可能性が強い。『教』一五〇七（『県史』六八六）の段銭請取状は、以下の通りである。

納申、御要脚段銭料足事

合式拾貫文者

右、為丹州大山庄東寺之御領京済分、所納申状、如件、

大井新右衛門尉

京徳元年九月八日

実吉（花押）

東寺雑掌御坊

また、「百合」※ノ二七〇（『県史』六九〇）の弓庭民部丞之定の奉書案（折紙）は、以下の通りである。

（端見返書）

「反錢請取候由折帑 享徳元九廿一」

東寺領大山庄段錢事、被納候、此請取を不存候とて、無承引候由を申候、此請取を可被承引由候、恐々謹言、

享徳元

弓庭民部入道

九月廿一日

之定 判

産田式部丞殿

さらに、享徳元年九月十八日付の一院谷百姓等申状（「百合」ノ二六九（『県史』六八九））によれば、「今度の御段錢京都にて直納のよし蒙仰候、地下畏入存申候、御料足りそき候、御さいそくお承候へ共、国の反錢ニより料足のかり違更々かなハす候」とあることからも、当年の段錢は守護段錢であろう。

長祿元年（一四五七）の段錢は「公方反錢と御屋形要脚と二分」（「百合」に二二三）（『県史』七四七）、大山荘代官岡弘経書状）とあり、この段錢の配符（『教』一五九八）（『県史』七四二）の端裏書にも「半分ハ公方段錢、半分ハ用脚反錢」とあることから幕府段錢と守護段錢である。

以上のことから守護段錢成立の時期は、田沼氏の言われる如く（岩波講座『日本歴史7 中世3』所収「室町幕府・守護・国人」一九七六年、三六頁）、一五世紀半ば以降と考えてよいと思われる。但し、この結論は「段錢配符の名目が、使用目的を明示しなくなり、単に御要脚段錢として、一般的な表現が多くなる」（前掲田沼論文「公田段錢と守護領国」一二六頁）から導かれるのではない。

なお、丹波国の守護段錢の初見は、岸田裕之氏によれば、応永八年（一四〇一）とされる。即ち、氏は佐々木高光知行分丹波国世木村（公田一二町）の諸公事・臨時課役・守護段錢以下を免許するとともに、同地の守護使不入を認めた足利義満の御判御教書以下四通の一連文書を掲げられている（『大名領国の構成史的展開』吉川弘文館、一九八三年、一六二頁）。

「百合」に三三三（『県史』七四三）、長祿元年二月三日、大山荘代官岡弘経書状の追而書に「尚々、段錢奉行ハ不下候、君代産田之式部方より配符入候」とある。

「百合」に一七五（『県史』六三六）、文安四年二月二六日、丹波国守護代内藤之貞書下案など。

「百合」ハ二一六―二（『県史』六一七）、文安二年九月一日、丹波国守護代内藤之貞書下案など。

阿部猛「段米・段錢について」（『史潮』六四・六五合併号、一九五八年、のちに『中世日本荘園史の研究』新生社、一九六六年に所収）。

「百合」む一二（『県史』二二一）、延文五年二年二二日、大山荘延文四年分年貢散用状。

「百合」※ノ五五（『県史』二四五）、応安七年一月二三日、大山荘応安六年分年貢地下散用状。

「百合」に二〇（『県史』二四七）、応安八年二月一〇日、大山荘応安七年分年貢地下散用状。



\*137 「百合」に二一八（『県史』二八〇）、康暦三年二月、大山荘康暦二年分守護役注進状。  
大山荘では、段銭・守護役共に本所と地下とで負担を折半したため、種々の注進状・算用状  
に一緒に記載される。

\*139 「百合」に九八（『県史』四二〇）、応永二年二月日、大山荘大嘗会段銭注文。

なお、この大嘗会段銭の配符は、「大山庄一井谷沙汰人御中」に対し反別五〇文宛で「し  
ゆこ方より」入ったことがわかる。（「百合」九八（『県史』四一八）、応永二年九月  
一七日、大山荘段銭配符、「百合」に三〇八（『県史』四一九、年欠九月二〇日、大山荘  
又代官麻宇田某書状）。

\*140 「百合」ノ一六七（『県史』四五六）。

\*141 「百合」※ノ一六八―五（『県史』四六二）、応永二六年一〇月、大山荘住吉段銭支配状。

応永廿六年十月住吉段銭支配

合田数二十五町 但地下田数十九町二反廿五代支配之

合拾八貫七百五十文 段別七十五文宛

一所耆貫文 奉行札一貫文

配符使

同 六百元同酒 三百五十文

木村方札 以上式拾耆貫七百文 段別四升三合宛

半分拾貫八百五十文 米ニ当テ八石一斗三升八合

打加一斗六升二合段銭不足分

以上八石三斗

\*142 「百合」に一四二（『県史』五六〇）、永享八年一月一〇日、大山荘一井谷百姓等申状。

この史料は田沼氏前掲論文「神社一円所領における守護領国の展開」の中で、「守護役、段  
銭等の諸賦課に対する庄民の動き」（三五頁）として紹介されている。

\*143 「百合」に一四三（『県史』五六一）の永享八年分の年貢地下散用状には段銭の除分の記載  
はない。免除されたか東寺一円負担かのどちらかであろう。

\*144 口目銭は口銭ともいわれる手数料の如きもので、長禄元年の配符（『教』一五九八（『県  
史』七四二））では「但、口銭廿文之外者、一所分以下、可為御免候也」とある。田沼氏は  
前掲論文「公田段銭と守護領国」のなかで、本段銭の外に、「一所銭」などという賦課が  
付随し（大山荘の場合は一貫文）史料、配符料などと共に守護側に徴収されている（一三  
六頁）と説明されている。

\*145 「百合」※ノ二八四（『県史』七一）、享徳三年一月二八日、大山荘要脚料段銭配符。

この配符の花押は、文安三年九月五日付けの配符（「百合」※ノ二四五（『県史』六一  
五））・享徳元年閏八月二四日付けの配符（「百合」※ハ二四八（『県史』六八五））・長  
禄元年一月二日付けの配符（『教』一五九八（『県史』七四二））と同じである。こ  
のことから、これらは、守護段銭徴収のための配符の可能性が高い。

\*146 一五世紀の半ばに、地頭中沢の五町田押領問題が再燃している（「百合」や七九（『県史』  
六一八）、文安二年一〇月日、東寺雑掌言上状、『教』一五九九（『県史』七四五）、長禄  
元年二月一六日、大山荘支証請取状）。

\*147 「百合」に一五四（『県史』六〇〇）、文安元年八月日、大山荘段銭本所半分配当注文案で  
は「六貫二百五十文 一反別・五文宛 反銭分」とあることより、二五町が公田面積とわか

る。しかし、段銭を配当する面積は「二十丁廿代」であり、「一反別・四十二文宛」となる。「百合」に一八六（『県史』六五四）、宝徳元年一月二日、大山荘要脚段銭請取状。管見によれば切田方のみの年貢地下散用状は存在しない。

「百合」※ノ一九八（『県史』五一二）、永享元年二月日。

\*151 \*150 \*149 \*148  
永享元年のみ田数が異なる。「谷分」（一井谷）は「七町九反五」、「西代分」（西田井）は「四町七反五」となっている。当年の前後は中西明重の作成であるが、当年のみ土屋宗玄の手によるためであろうか（「百合」に一三〇（『県史』五二〇）、永享元年二月日）。永享二年分の年貢地下散用状には、「四石七斗六升九合 篠村八幡宮 段銭半分定 西田井田数加定」とある。

\*153  
代官請切になるあたりから「切田三方」なる表現も現われ（「百合」に二四七（『県史』八三二）、文明一七年一月八日、中沢元基書状）、切田方から執行御坊がはずれる。

\*156 \*155 \*154  
「百合」※ノ一九八（『県史』五一二）、永享元年二月日。  
永享三年分以降の守護役注文がないため、同年以後の大方・切田方の配分実態は不明である。至徳三年から応永二年まで大方・切田方一括算用の時期には、この方法<sup>2</sup>が取られた。また、宝徳元年以降についても後述の如く同様である。

\*157  
例えば、「百合」に二一五（『県史』七一〇）、享徳三年一月一六日、大山荘西田井内帳では、高島方作分は四町四反二〇代、散在百姓分（出作分と表現される場合もある。多くは一院谷百姓）は一町五反三〇代とある。

\*158  
例えば、「百合」※ノ二六六（『県史』六八二）、宝徳三年分年貢地下散用状では西田井分の五貫八五三文の段銭は一井谷よりの借用となっている。

「百合」に一八九（『県史』六五八）。

「百合」や八四一六（『県史』五八二）、嘉吉二年一月二日、常暹奉書案。

「百合」※ノ二三九（『県史』五八八）。

\*162 \*161 \*160 \*159  
「百合」ト一〇五一四（『県史』五八九）、嘉吉三年一月二日、室町幕府連署奉書案。

「百合」に一五〇（『県史』五九〇）、嘉吉三年一月二日、丹波守護代内藤之貞書下案。

「百合」ノ四三〇（『県史』五八七）、年欠（嘉吉三年）二月一日、道幸・大夫書状

（表15の47）。「百合」し二九〇、年欠（嘉吉三年）二月一四日、代官乗善重円注進状。

\*163  
この二通は年欠であるが、「百合」ツ二六九（『県史』六〇三）、年欠一月二三日、代官乗善重円注進状に、「大山荘之反銭免許御奉書今月廿三日<sup>天</sup>到来候」「二献料承候、委細心得申<sup>候</sup>□」<sup>天</sup>とあり、また「百合」ツ二七四（『県史』六〇四）、年欠一月二七日、代官乗善重円注進状に「□山荘段銭御免許之一献料<sup>天</sup>貫文沙汰申候へ之由」とあり、この後者二通も前注<sup>162</sup>との関係から嘉吉三年の文書であることがわかるので、前者二通も同様に嘉吉三年の文書である。

「百合」※ノ二四一（『県史』五九七）、文安元年七月四日、室町幕府奉行人奉書案。

\*168 \*167 \*166 \*165 \*164  
「百合」に一五四（『県史』六〇〇）。

「百合」に一五五（『県史』六〇一）。

「百合」に一五六（『県史』六〇二）。

「百合」や七八（『県史』六九〇）。この請取状を発給した定光康尊は定光坊と考えられる。彼が左京の有力土倉で幕府の公方御倉として段銭の収納の任にしていたことが、桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」（『史学雑誌』七三一九、一九六四年、のちに『室町幕府の

政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年に所収)で述べられている。この段銭請取状(納状)の形式が、幕府の倉庫に段銭が収納された場合に一般的に見られるとすれば、請取の発給者は公方御倉の倉奉行と考えられる。

\*169 「百合」に「一六七〇・二二(『県史』六二四)。

\*170 「百合」※ノ二四二(『県史』六一二)、文安二年六月日。

\*171 「百合」ハ二一六一(『県史』六一七)、文安九月一日、丹波国守護代内藤之貞書下案。「百合」ハ二一六一(『県史』六一七)、文安九月一日、丹波国守護代内藤之貞書下案。

\*172 「百合」ハ二一六一(『県史』六一七)、文安九月一日、丹波国守護代内藤之貞書下案。「百合」ハ二一六一(『県史』六一七)、文安九月一日、丹波国守護代内藤之貞書下案。

\*173 「百合」※ノ二四五(『県史』六二五)、文安三年九月五日、大山荘要脚料段銭配符。注

\*174 「百合」に三二八(『県史』六二九)、(文安三年)二月七日、弓庭民部丞奉書案。

\*175 「百合」に一七〇(『県史』六三〇)、文安三年二月一日、弓庭民部丞奉書案。

\*176 「百合」※ノ二四六(『県史』六三七)、文安四年二月一日、大山荘要脚料段銭請取。連署の署名は不明である。

\*177 「百合」※ノ二四七(『県史』六三九)。

\*178 「百合」※ノ二五一(『県史』六三七)、文安五年一月十日、要脚段銭配符。

\*179 「百合」※ノ二五〇(『県史』二五〇)、文安五年一月一日、大山荘段銭請取。

\*180 「百合」ト一〇五(『県史』六四〇)、文安五年八月二日、室町幕府奉行人連署奉書案。「百合」ト一〇五(『県史』六四〇)、丹波守護代内藤之貞書下案。

\*181 「百合」に二八一(『県史』六四四)、文安五年二月二〇日、大山荘料足送進状。

\*182 「百合」※ノ二五〇(『県史』六四三)。

\*183 「百合」ナ三五(『県史』六四八)、文安五年八月十日、供僧評定引付の文安五年一月二八日条に「一、大山段銭料足式拾貫文、国ヨリ運送候間、披露之處、則飯尾備前方へ遣之由候也」とある。

\*184 「百合」に二八二(『県史』六四五)、文安五年二月晦日、大山荘文安五年分年貢寺家散用状。

\*185 「百合」に二八三(『県史』六四六)。

\*186 「百合」※ノ二五六(『県史』六六三)。

\*187 「百合」※ノ二七四(『県史』六九三)によれば「御仕足之事」として以下の項目と額が記載されている(但し、段銭関係と思われるもののみ抽出した)。「反銭方・一宮兵庫方 閏十月二十七日 二十貫文」・「同悪銭料总分 百五文」・「飯尾備前方一献 一貫文」・「安富方へ菜代 二百六十三文」・「納所下向粮物 五百文」・「反銭事寺崎方へ 三百文」。以上合計二二貫一六八文。

\*188 「百合」※ノ二五六(『県史』六六三)では一井谷の年貢除分の記載は「四石九斗一升一合代四貫九百一十一文 反銭 四石九斗一升一合 都合七町九反廿代公田分 一反別三六十分宛 本所半分立用引之」とあり、東寺の大方(≡供僧方)寺官には、七町九反二〇代が「公田」であるという主張がある。ここでの「公田分」とは、大方・切田方面積比率による反銭配当の大方基礎田数という意味で使用されていると思われる。この反銭配当に見られるように、東寺内部で大方と切田方は独自の経済体として段銭の負担を行っていた。以下に示す三

つの史料は、いずれも賦課された段銭のうち一井谷大方分のみを納めた事例である。  
① 「百合」や七八（『県史』六〇九）、大山荘段銭請取状

納申 内裏段銭事

合参貫玖百 拾文者

右、為東寺領丹波国大山庄式拾町之内一井谷 町九段廿代分、所納申之状、如件、

定光

文安元年十二月廿九日

康尊（花押）

② 「百合」に二二五（『県史』七五七）、大山荘段銭送進状案

送進 東寺領丹波国大山庄 公方段銭事

合参貫九百八拾五文者

右、且半分所進之状、如件、

東寺雜掌

長禄元年十月十日

増祐（花押）

③ 『教』一五九五（『県史』七四〇）、大山荘段銭請取状

（端裏書）

「御所様御造作段銭半分納、請取<sup>長禄元</sup>」

請取申、御作事御要脚之事

合壹貫九百八十五文者

右、為東寺領丹州大山庄段銭且分、所納申、如件、

伊勢守代

長禄元年十一月十六日

有長（花押）

\*189

「百合」や八二二一（『県史』六六七）、宝徳二年二月七日、室町幕府奉行人連署奉書案。

「百合」や八二二二（『県史』六六八）、宝徳二年二月一日、守護細川勝元奉行人（管領代）奉書。「百合」や八二二三（『県史』六六九）、宝徳二年二月二日、守護細川勝元奉行人（管領代）奉書。免除の過程がよく示されている事例である（享徳二年にも同様の

流れがある。表37の②を参照）。まず、幕府奉行人奉書が守護代に宛ててだされ、次いで守護奉行（管領代）である常暹の単署の奉書が守護の段銭奉行に宛ててだされる。

「百合」※ノ二五九（『県史』六五九）。

「百合」※ノ二六二（『県史』六七四）。

「百合」に一九六（『県史』六七八）が正文、『教』一五〇八の案文には、「十月一日庄下

へ下、請取案」とある。

「百合」に一九九（『県史』六八三）。

「百合」※ノ二六六（『県史』六七四）。

\*195

\*194

\*193

但し、西田井分は一井谷よりの借物となっている。この記事の示すところは、「百合」※ノ二七六（『県史』六九四）の付箋の借物の返弁にも記載される内容から見ても、西田井の段銭半分は本所の地下への借錢となつていゝと思われる。

\*196

宝徳二年分の大山荘西田井内検帳（「百合」に一九〇（『県史』六六五）、宝徳二年九月二一日）によれば、西田井六町二反三〇代のうち、高島方は四町五反二〇代（七二・五％）であとは一院谷の出作分である。

\*197

\*198

宝徳三年は宝徳元年と比べて本所半分定で約五貫三〇〇文の負担増である。百瀬氏は、前掲論文で京濟方式は領主が増額徴収できる可能性があったとされ、応永一三年

(一四〇六)の東寺領山城國の諸莊園(上久世・下久世・上野・植松・拝師)を例に挙げられている。また、大山莊での段錢及び經費の折半負担にも言及されて、負担の形式は領主と莊民との力関係如何によるとされている。傾聴すべきである。一方、高橋氏は、前掲論文で京濟段錢は一定の基準で減額される慣習がみられるとされる。

和市は米と錢の交換基準であるが、当時の年貢地下散用状では錢一貫文につき米八斗から一石二斗、平均すれば一石程度に記載されているが、その記載に東寺は常時疑念を持つていたようである。例えば、年貢散用状の違目事書には、「一、和市事、散用状・更不見可被注事」「百合」に一三九(『県史』五三八)、永享元年分、「一、和市違目事、可有百姓御尋事」「百合」に二二六(『県史』七六四)、長祿二年分)とある。百姓の側ではその疑念を取り除こうと、起請文を書いて対抗した(「百合」※ネ一〇七(『県史』五四二)、永享六年四月日、大山莊百姓等連署地下立用和市注進状)。従って代官の代官職請文にも和市についての不正をしない旨の条項がある。例えば、「一、和市事、別而存公平、雖為少分、無私曲、加商人問答可執進之事」「百合」に一四九(『県史』五八四)、嘉吉三年七月九日、乘善大山莊代官職請文)とある。

京都における和市と大山莊におけるそれを比較してみよう。『日本史総覧Ⅲ中世Ⅱ』(新人物往来社、一九八四年)四六頁の和市一覽表によれば、一貫文と交換される米量は、文安元年では京都が九斗四升に対し大山莊九斗五升、文安二年では九斗三升に対し一石、文安三年では九斗六升に対し一石一斗、文安五年では八斗五升に対し八斗、享徳元年では一石に対し一石一斗などとなっていて、都の米価をにらんで若干安めに和市を設定していることがわかる。但し、文安五年では京都より大山莊の方が米価が高い設定になって百姓の和市操作の馬脚が現われている(大山莊の和市はそれぞれの年の年貢地下散用状の記載値によった)。

「百合」に二一一(『県史』七〇二一)。

「百合」に二二三(『県史』七〇五)。

『教』一五三〇(『県史』七〇三)、享徳二年二月二五日、大山莊一井谷代官百姓料足借

用状。さ衛門、さ近、大江かもん、助、庄司、ゆやかもん、衛門、西方の八人。この八人は、大夫太郎と共に地下半分注文にも署判している。なお、代官清増の連帯保証人として署判している。

古川方は、地下半分注文の「守護役夫料」のところに「二貫二百文 六月うりもちの夫 此内一貫文ハ、ふるかわとのより出る、一貫二百文は地下より出之」とあることから、一院谷の経営にも関わっている土豪と考えてよからう。

年貢地下散用状には、「代六貫六百七文」(朱異筆)、但去年享徳元年十二月十七日二庄二借錢之事、六貫文 借書一通、一貫文 借書一通、「此内三百九十文ハ非寺家之借物也」(朱異筆、傍点筆者)、以上七貫文在之、とあり、六貫六〇七文は寺家の借物であることがはっきりする。

#### 第四章 大山荘における守護代官の請切制

はじめに

荘園領主の荘支配は、応仁の乱後には急激に後退し、それにかわって守護権力あるいは国人層が進出し、ついには戦国大名の分国支配のなかで細々と延命するに過ぎないといわれている。室町時代中・後期の荘園領主が在地を直務支配することが困難になった時、在地支配の放棄と引き換えに年貢収入を期待して導入した荘経営制度が請切代官制であった。ところで、請切代官は守護被官であることが多く、守護権力を背景に在地支配を強め、最後には請け切った年貢高さえも納入しなくなり、荘園領主の存在をも否定するようになる。一五世紀後半の大山荘においては、守護権力の在地侵攻により荘園領主東寺の在地支配が及ばなくなる。そのことを踏まえて本章では、荘園領主の在地支配の終焉期にあたる請切代官制の実態を具体的に解明しつつ、年貢減免闘争の成果についても検討を加えてその有効性について論ずることを課題としたい。

##### 第一節 請切代官制の特徴

A 大山荘領家方における室町時代の請切代官制までの請負代官の変遷は、管見によれば表38の如くである。喜阿弥以下の武家代官の起用は、守護勢力の過重な負担をかわすことを主たる目的としている。例えば、中西重行の代官職請文<sup>1)</sup>は以下の通りである。

(端裏書)

「大山庄代官中西請文<sup>1)</sup> 応永廿六」

請申

東寺御領丹波国大山庄御代官職条々事

一、御年貢御公事物等守先例可申致沙汰、有限御代官得分五分卷之外ハ、雖為一塵不可自専事

一、守護役人夫等為御代官廻内外秘計、可申致御領安全之忠節事

一、地下之代官万一於御年貢等執納之分、未進懈怠候時者、為本人可申弁沙汰、無懈怠之儀者、不可有御改替之者也<sup>2)</sup>

右条々、堅守法敢不可違越、雖為一事、背寺命、年貢等有無沙汰者、可被召放不日御代官職、不可申其時一言子細候、仍、為後日、請文状如件、

応永廿六年七月廿六日

重行(花押)

東寺は守護の在地侵攻に抵抗する姿勢をもち、これまでの年貢・公事の完全収取を目指している。そのことは、代官の得分が年貢・公事の五分の一である<sup>3)</sup>ことに表われている。東寺は代官の年貢確保努力に期待すること大であった<sup>4)</sup>。

乗善の場合<sup>5)</sup>はどうかであつたらうか。

B

謹請申

東寺御領丹波国大山荘御代官職事

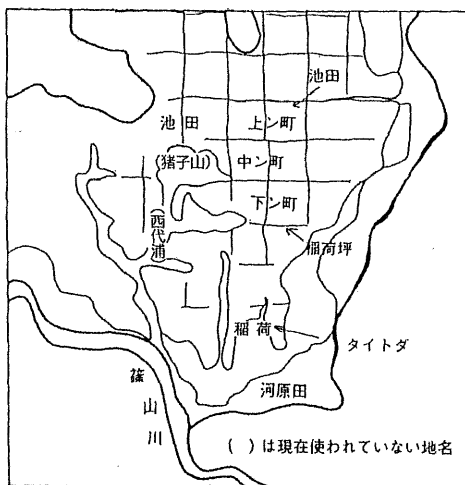


図4 西田井村関連地図名

『丹波国大山荘現況調査報告Ⅲ』(西紀・丹南町教育委員会、1987年)23頁より転載。

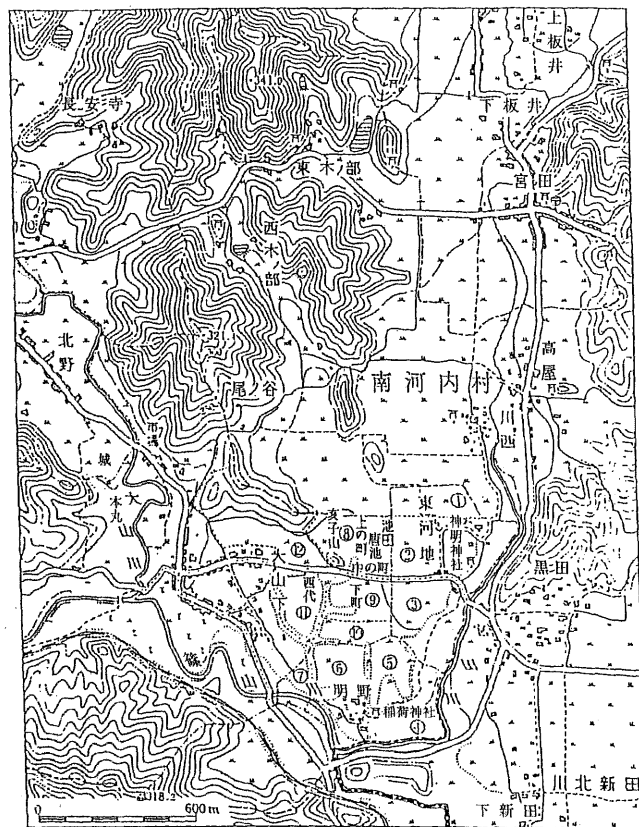


図3 丹波国大山荘西田井近辺図 西田井近辺の小子名はそれぞれ、東河内が①浦②中③下、明野が④松木⑤福荷⑥大北⑦西芝、大山下が⑧上町⑨下町⑩水汲⑪一町手⑫沢である。大山橋平『日本中世農村史の研究』(岩波書店、1978年)291頁より転載。

表38 大山荘領家方の室町期請負代官

年号	代官
応永5～応永15 (1398～1408)	喜阿弥 又代官 宗頼
応永15～応永24 (1408～1417)	法泉院快玄 又代官 稲毛修理亮、現地代官 麻宇田
応永26～ (1419～)	中西重行 又代官 秀氏
応永31～ (1424～)	法橋賢真
応永33～正長元 (1426～1428)	中西明重
正長元～永享2 (1428～1430)	土屋備後宗玄—又代官稲毛修理亮
永享2～永享12 (1430～1440)	中西明重
嘉吉3～享徳2 (1443～1453)	乗善
享徳2～享徳3 (1453～1454)	清増
享徳3～長祿4 (1454～1462)	岡弾正弘経

- 一、任注申、為寺恩、被補御代官之上者、背寺命、不可有每事自由緩怠之儀事
  - 一、毎年御年貢并地子等代錢御公事已下、不過其時分可運上申事
  - 一、河成新開田畠等興行之時、雖為段歩、不隱密申、可備公平事
  - 一、於当庄下地、或付寺社、或付名主百姓等、曾自由不可宛之、必可申入案内事
  - 一、地下自然風水等煩出来之時者、不依名主百姓等申詞、殊存公平、任実正可申入事
  - 一、守護方礼節等入足、雖為一錢、忘公平、不可存私曲事
  - 一、地下検断等出来之時、不日注進仕、不可自由之儀事
  - 一、和市事、別而存公平、雖為少分、無私曲、加商人問答可執進之事
  - 右条々、雖為一事、令違背者、不日可被代替御代官職、其時不可申入一言子細矣、
- 若此旨偽申者、當時鎮守八幡大菩薩・稻荷五所大明神并大師・三宝伽藍守護神等御罰可蒙乘善身者也、仍謹起請文之状、如件、

嘉吉参年<sup>癸</sup>七月十九日

乘善(花押)

当時の東寺は、「河成新開田畠等興行」とみえるように大山荘の再開発(後述する西田井地区)による年貢増徴を目指しており、上使として下向した乗善重円に代官職を補任し、直務支配を決意した。上記の請文Bでは、東寺は守護方への目配り(「守護方礼節等入足、雖為一錢、忘公平、不可存私曲事」)もしているが、下地進止権(「於当庄下地、或付寺社、或付名主百姓等、曾自由不可宛之、必可申入案内事」)や地下への検断権(「地下検断等出来之時、不日注進仕、不可自由之儀事」)の保持に意欲を見せ、現作田掌握に強い姿勢を示している。ここでは、東寺が莊園領主として土地・農民に対し一定の支配権を持つとする意志がはつきりと示され、請文文末が起請文言で締めくくられている。

しかし、守護勢力の圧倒的な侵攻とそれを利用した農民の年貢減免闘争に挾撃された東寺は、上記のような在地支配権を放棄してでも年貢銭の確保の道を選ばざるを得なくなる。東寺は長祿四年(二四六〇)に大山莊領家方すべてを進藤修理亮利貞に委ね、代官の請切にした<sup>77)</sup>。代官請切とは、莊園領主が在地の支配権を代官に委ね一定の年貢高を無条件に請け負わせる制度である<sup>78)</sup>。これ以前においては、曲がりなりにも東寺は上使を下しての内檢を実施して損得の見きわめをし、年貢地下散用状や年貢未進徴符を通して年貢を確保する努力を行っていた<sup>79)</sup>。しかし、代官による請切ともなれば、東寺は上記のような在地への接触が一切できなくなり、完全に在地と切り離されてしまうのである。進藤修理亮利貞の請文<sup>10)</sup>は以下の如くである。

C

請申

東寺御領丹波国大山庄領家方大方分御代官職事

- 一、御年貢足事、為請切之地、毎年式拾貫文、不依百姓未進不法之是非、十一月中ニ悉可致沙汰之事

一、早水風損并天下国中等、雖有不慮儀、一切不可申事

一、定国役 公方国方段錢<sup>但於段錢、四分一可御下行事</sup>以下、臨時非分<sup>臈</sup>役等請切申上者、為御代官、致其補、更以不可申本所ニ、次就請人之有相違事者、以別人立替可申者也、

右条々請定申上者、万一雖為一錢、有無沙汰之儀者、不日可被召放御代官職、若猶及異儀者、被訴申公方様堅可預御罪科者也、仍請定申状如件、



長祿四年潤九月六日

進藤修理亮

利貞（花押）

請人

星野左衛門四郎

貞久（花押）

請文Cの内容は、①代官は農民の未進や天災の有無によらず、毎年二〇貫文を一月中に納入すること、②守護役（定国役）や幕府段銭・守護段銭（公方・国方段銭）は請切であるから代官が処理するが、段銭の四分の一は東寺の負担とすることに要約できよう。守護が在地支配権を拡大したことが理解される史料であり、東寺の在地支配権の放棄とは好対照である。請切代官制のもとでの荘園領主は、土地・農民への支配権を放棄し、代官への年貢銭の催促権と代官職の進止権を持つのみとなった。

## 第二節 請切代官制の背景とその影響

東寺が、大山荘において請切代官制に踏み切るに及んだ背景と原因を考察して見よう。そのために、請切代官制以前の代官乗善期（嘉吉三年～享徳二年）、代官岡弘経期（享徳三年～長祿四年）の二期について、東寺の在地支配構想と現実とのギャップを具体的に検討して原因の解明に努める。

まず、大山荘の再開発と土豪（地侍層）<sup>11</sup>の関係に着目して論を進める。東寺の大山荘の再開発計画の中心地は西田井であった。<sup>12</sup>東寺は西田井の再開発のために、「新池」を設けたり、上・中・下の三つの「町」を設定するなど（西田井の田地構成を表39に示す）<sup>11</sup>の具体的土地整備のみならず、直務代官乗善を送り込み、毎年上使と共に西田井の内検を実施させ、損得の検分と田地の経営主体の掌握に腐心したが、表40に示すように年貢寺納分の増量とその安定化を実現することは結局できなかった<sup>15</sup>。その失敗の最大の原因は、耕地の不安定さや灌漑方法によるものではなく、経営主体にあった。西田井の経営主体は、内検帳によれば大別して荘外の近在土豪と思われる細田方<sup>16</sup>あるいは高畠方<sup>16</sup>と出作百姓分に二分されている。享徳三年（一四五四）の内検帳によれば、西田井の定田六町七反三〇代から除田七反三〇代を引いた残り六町のうち、四町四反が高畠分となっており、七三・三%が高畠方の持ち分である<sup>17</sup>。そして、この高畠は年貢といわず段銭といわず連年未進している<sup>18</sup>。代官が岡弘経に替わってからは、年貢地下散用状が見られないので詳細はわからないが、康正元年（一四五五）分から長祿二年（一四五八）分の四通の年貢未進徴符に記載される年貢納入責任者は表41に示すようにことごとく近在の土豪と思われる人物である<sup>19</sup>。東寺が当初西田井に期待したほどには、西田井からの年貢の増徴は実現できなかった<sup>20</sup>。東寺は「新池」の設置を含む西田井再墾により荘経営再建を目指したが、近在の土豪の援助に頼らざるを得ない状況下では、かえって彼ら高畠方・進藤方・竹内方などの土豪が在地への支配力を強め、逆に東寺の在地支配力は後退したと言えるだろう。この結果は、東寺に大山荘再建の意欲を失わせるに十分な効果を持った。これが、東寺が請切代官制に踏み切った第一の原因である。

第二の原因は、第一の原因とも関わるが、守護勢力の支配の伸張にある。代官乗善期には守護勢力が在地へ各種の負担を課しそれを収取したが、一方では農民が守護役・段銭の年貢除分を利用して年貢の減免を実現し、東寺の年貢収取量は低調となった。大山荘では

表 42 大山荘領家方の請切代官一覧

請切代官名	任期の始め ( )内典拠	任期の終わり ( )内典拠	請 人
進藤修理亮 貞利	長禄4年(1460)閏9月6日 「百合」※ノ102-1(『県史』 768)	?	下鳥羽の 星野左衛門 四郎貞久
進藤修理亮 貞利	文明10年(1478)6月29日以前 「百合」※ノ330(『県史』794)	文明14年(1482)5月24日頃 「百合」む63(『県史』802)	同上
中沢帯刀左 衛門尉元基	文明14年(1482)5月24日 「百合」む63(『県史』802)	明応9年(1500)10月6日以後 「百合」に256(『県史』856)	嵯峨の弘源 寺晃玖
中沢日向守 元綱	文龜3年(1503)12月7日以前 「百合」に257(『県史』865)	永正5年(1508)7月21日戦死 「百合」に290(『県史』873)	?
進藤信濃元 広	永正5年(1508)8月16日 「百合」に265(『県史』878)	永正5年(1508)11月22日以後 「百合」ノ357(『県史』885)	常福寺快心

表 39 享徳元年の西田井田地構成

地名	田 数	除 田
上町	1町9反15代	内5反池
中町	1町9反	
下町	1町8反35代	内30代稲荷田 2反并新田
池田分	1町 30代	
計	6町7反30代	除田 7反30代

(典拠) 「百合」に204(『県史』687)

表 40 西田井内検帳得米高・典拠一覧

年度	月日	得米高	典 拠
文安元	8. 21	6.28	「百合」に152(『県史』599)
“ 2	9. 2	3.04	「百合」に162-1(『県史』614)
“ 3	9. 27	9.83	「百合」に168(『県史』628)
“ 4	10. 2	1.66	『教1396』「百合」に174(『県史』635)
“ 5	9. 12	14.1	「百合」に179(『県史』642)
宝徳元	9. 28	10.64	「百合」に185(『県史』651)
“ 2	9. 23	1.144	「百合」に190(『県史』664)
“ 3	9.	2.616	「百合」に193(『県史』675)
享徳元	9. 17	9.197	「百合」に204(『県史』687)
“ 2		10.12	
“ 3	10. 16	8.08	「百合」に215(『県史』710)
康正元	9. 22	7.538	「百合」※ノ287(『県史』714)
“ 2	9. 28	8.07	「百合」に221(『県史』725)
“ 3	10. 3	3.31	「百合」※ノ301(『県史』738)

(注1) 典拠の文書名は西田井内検帳。

(注2) 享徳2年分は「百合」に213(『県史』705)年貢地下散用状による。

(注3) 得米高の単位は石。

表 41 康正元年～長禄元年年貢未進一覧

年度	未進者とその額(単位は石)	典 拠
康正元 (1455)	進藤方 2.54 高畠方 5.222	「百合」※ノ289 (『県史』718)
康正2 (1456)	進藤方 4.0935 高畠方 1.5 竹内方 0.8959	「百合」※ノ297 (『県史』734)
長禄元 (1457)	進藤方 0.612 竹内方 0.554	「百合」※ノ307 (『県史』752)
長禄2 (1458)	進藤方 0.612 竹内方 0.5546 高畠方 0.45 道順 0.02 無地分 0.1	「百合」※ノ317 (『県史』761)
	進藤方の計 7.8575 高畠方の計 7.182	

(注) 典拠の文書名は年貢米未進徴符。

一五世紀の中頃から守護段銭が定額（反別一〇〇文で二〇貫文）で賦課されるようになる。その守護段銭は、公方段銭とセットにして徴収する傾向が見られ、守護は幕府公権を背景にして収取を実現している。また、守護役も「御公事」と農民に意識され、他の小公事（二月銭・八月銭、毎年一貫二〇〇文）ともに定量化（面積二〇町分）・恒常化される<sup>21</sup>。守護役・守護段銭の徴収に見られる守護勢力の伸張により、東寺の大山荘の在地支配はきわめて困難な状況に陥ったのである。

上記の如く東寺が大山荘の直接経営を放棄するにいたった原因は、次の二点に求められる。①西田井再墾計画が必ずしも東寺の年貢増徴に結びつかず、かえって近在の土豪の勢力伸張に手を貸すはめになったこと。②幕府公権を背景に守護勢力が在地へ支配力を強めたこと。勿論、原因①の土豪は、原因②の守護の被官である可能性が高く、①と②は関係づけられ、その総体を根本原因とせねばなるまい。

次に、請切代官制が在地の農民に対し如何なる影響を与えたかを考察する。農民の剰余の在地留保の観点から見れば、明らかにマイナスに作用した。請切期では、東寺が在地支配に対して消極的になったために、農民の訴えが東寺へ伝わりにくくなった。請切以前では、岡弘経代官期はともかく、代官が乗善の時には、農民は守護役・段銭の地下半分立用注文を作成して年貢の減免を実現していた。地下半分立用注文とは、本所半分地下半分負担の原則<sup>22</sup>に基づき、農民が本所東寺に対して守護役や段銭とその諸費用の半分の負担を要求する注進状であり、守護方への具体的出費を起請文言を付して記載している。つまり、農民の年貢減免の訴えは東寺へ確実に伝わっていた。しかし、請切代官期では、東寺は在地支配に対する意欲を失い、土地・農民の把握姿勢は消極的となり、その結果荘園経営のための在地とのパイプは細いものになって、多くの場合大山荘の支配や経営は東寺と代官の間で語られることになった。こうして東寺と農民の間は以前に較べ疎遠となり、農民は守護役・段銭を東寺に負担転嫁するのが困難になった。請切代官の請文Cのうちの段銭についての割注「但、於段銭者、四分一可有御下行事」は、東寺と代官との間での約束事であるが、守護役・段銭の本所半分地下半分負担の原則を否定するものであるから、従来までの農民の年貢減免闘争の重要な装置がはずされたことを意味する。但し、代官は本所半分地下半分負担の原則を農民に語らせることにより公用銭（年貢）の寺納を渋り、自分の手元に多大な剰余を留保した。代官は東寺が農民を「扶持」するために農民と結んだ約束は狡猾に利用し私腹を肥した。請切代官期では、東寺の在地支配の諦めと代官のたくみな立ち回りにより、農民は従来のように剰余をうまく留保することができなかった。

### 第三節 請切代官の支配の実態

管見の史料によれば、大山荘領家方の代官職<sup>23</sup>に補任された請切代官は五代であったことが判明する<sup>24</sup>。表42にそれを示す。以下各代官毎にその支配の実態について検討したい。

#### 一 進藤利貞・貞利期

進藤利貞・貞利に関わる史料を年次順にまとめると表43となる。東寺が進藤を請切代官に補任した理由は、①在地の実力者であること<sup>25</sup>、②守護細川氏の被官であること<sup>26</sup>による

表 43 進藤修理亮関係史料 (ii)

16	長祿 4. 11. 朔			「賀茂葦年貢四貫文進藤出之」	執行日記
17	長祿 4. 11. 3			「大山年貢十三貫文余出之、同切田方請文定之、同日、当年貢切田方へ出之」	執行日記
18	寛正元. 12. 26	年貢代銭支配状		長祿 4 年 7 貫 300 文進藤沙汰申分	「百合」※ノ 320-2 (『県史』774)
19	年欠 5. 25	進藤利貞書状	公文所御奉行所	寛正 2 年カ。段銭免除の一献料、私の儀で 1 貫 500 文を清和泉方へ。「半分屋形の用脚分圍成にて納所ニ仕候」	「百合」ノ 389 (『県史』780)
20	寛正 3. 3	大山荘事書案	進藤	年貢の内で段銭を立用することを歎く。段銭配符・散用状の調達を要求。	「百合」※リ 183 (『県史』776)
21	寛正 3. 12. 22	進藤利貞書状	公文所御坊	年貢銭の寺納(大分 13 貫 175 文カ)。請取の要求。粟納入。	「百合」※ノ 320-1 (『県史』778)
22	寛正 3. 12. 23	年貢代銭支配状		13 貫 75 文且分	「百合」※ノ 320-3-2 (『県史』782)
23	年欠 卯. 2	進藤利貞書状	公文所御坊	寛正 4 年カ。役夫工米段銭の免除の奉書が出された。一献分を地下へ申し付け。しかし、百姓は「一向不可致沙汰之由申」。	「百合」に 281 (『県史』779)
24	寛正 5. 10. 22	中沢帯刀左衛門其心書状	大田三郎右衛門	「かもかくき分、進藤分よりの注文給候間、拜見申候」長祿 4 年は「進藤方下向候て、所務候」寛正 4 年は「年貢沙汰可申由、進藤方へ申候へ共、とかく申され候て、取る間敷由、申され候間……」	『教』1726 (『県史』786)
25	寛正 5. 11. 7	大田三郎右衛門行頼書状	執行御坊	「中沢帯刀方無沙汰、よんで進藤方過分之未進候なり」	「百合」に 234 (『県史』787)
26	年欠 3. 28	大山荘領家方百姓等申状	東寺御代官進藤修理亮人々	段銭の「礼銭可入銭」「京済国済之子細候共、自公方、可有御沙汰候、地頭方も如此儀にて候」	「百合」に 278 (『県史』801)
27	年欠 6. 2	進藤利貞書状	公文所	一献分の詫事	「百合」ネ 193 (『県史』781)
28	文明 10. 6. 29	守護細川政元奉行人連誓奉書案	進藤修理亮	「如往古返付東寺託、此分可有存知由、被仰出候也」	「百合」※ノ 330 (『県史』794)
29	文明 10. 7. 7	十八口方供僧評定引付		大山荘代官進藤申、「故進藤之時」に大分を 20 貫文で請切っていたが、「只今」は切田をこめて悉皆 20 貫文で請切りたい。	「百合」追加 16 (『県史』798)
30	文明 10. 12. 3 (12月20日案)	十八口方供僧評定引付		進藤貞利領家大分代官職補任状。同じく請文 2 通	「百合」追加 16 (『県史』798)
31	文明 10. 12. 3	進藤貞利請文	東寺雑掌	当年は年貢銭を 5 貫文にして欲しい。	「百合」※テ 145 (『県史』796)

表 43 進藤修理亮関係史料 (i)

	年月日	文書名	宛書	内容	典拠
1	(嘉吉3).11.23	乗善書状	公文所	「新土方使を入候て、年貢米悉く彼方へ取候了、如此之子細、今月十八日執行御坊へ往進申入候了、……新土方ニ郡奉行同心之事候間」	「百合」※ツ 269 (『県史』603)
2	文安 3. 12. 25	慈宣書状	新藤	「大山庄内賀茂葦之事、東寺執行与申談子細候、急々可被渡申候」	執行日記
3	宝徳 3. 10. 14			「賀茂葦代官補任之状、進藤方へ遣之」、2 町分年貢代 4 貫分。	執行日記
4	宝徳 3. 12. 24			「進藤方来臨四貫文年貢代持参之、同百足捶代出之、……」	執行日記
5	享徳 3. 10. 16	西田井内検帳		中町 1 反 徳 1 斗 8 升 新藤方	「百合」に 215 (『県史』710)
6	康正 2. 3.	年貢米未進徴符		康正元年分 2 石 5 斗 4 合 進藤方 5 石 2 斗 2 升 2 合 高島方	「百合」※ノ 289 (『県史』718)
7	康正 2. 9. 8	西田井内検帳		中町 1 反 徳 1 斗 6 升 新藤方	「百合」に 221 (『県史』725)
8	康正 3. 2	年貢米未進徴符		康正 2 年分 4 石 9 升 3 合 5 夕 進藤方 1 石 5 斗 高島方 8 斗 9 升 5 合 9 夕 竹内方	「百合」※ノ 297 (『県史』734)
9	長祿 2. 閏 1.	年貢米未進徴符		長祿元年分 6 斗 1 升 2 合 進藤方 5 斗 5 升 4 合 竹内方	「百合」※ノ 307 (『県史』752)
10	長祿 2. 12. 19	年貢米未進徴符		(長祿 2 年分) 6 斗 1 升 2 合 進藤方 5 斗 5 升 4 合 6 夕 竹内方 4 斗 6 升 高島方 2 升 道順 1 斗 無地分	「百合」※ノ 317 (『県史』761)
11	長祿 4. 9. 19			「進藤方返事、十八口奉行実相寺へ出之、六ヶ年国役未進之由、岡中間ノ事也、正文之状、十八口方有之」。セ 48、※ノ 408 と関連	執行日記
12	長祿 4. 閏 9. 6	進藤利貞領家方大分代官職請文		大分年貢 20 貫文請切 定国役・公方国方段銭(4 分の 1 下行)	「百合」※ヤ 102-01 (『県史』768)
13	長祿 4. 閏 9. 6	進藤利貞領家方切田方分代官職請文		切田三方年貢 7 貫 140 文請切 定国役・公方国方段銭(4 分の 1 下行)	阿刀文書 8 J345
14	長祿 4. 閏 9. 6			「大山庄大分毎年廿貫文ニ進藤修理亮利貞請切之、請人鳥羽壇上ノ屋野左衛門四郎他、又切田方三人分、同九日請切之」	執行日記
15	長祿 4. 後 9. 9	進藤利貞請文	御奉行所	「屋形并権家口入等一切不可申敷候」	「百合」※ヤ 102-02 (『県史』770)

表 43 進藤修理亮関係史料 (iii)

32	年欠 12. 22	進藤貞利書状	執行御坊	年貢錢を御門跡様(三宝院カ)へ届けて欲しい。	「百合」ノ436 〔『県史』797〕
33	文明11. 2. 21			「進藤修理介来臨、三連持来之、ユツケ」	執行日記
34	文明14. 閏7.6	細川政元奉書案	内藤備前守	進藤修理亮の大山莊領家代官職并細田分の知行を認める。	「百合」ノ391-1 〔『県史』812〕
35	同上	同上	東寺衆徒	同上	「百合」ノ391-2 〔『県史』813〕
36	文明14. 閏7.6	斎藤元右奉書案	中沢一族・波々伯部一族	同上	「百合」に239-1 〔『県史』810〕
37	同上	同上	内藤備前守	同上	「百合」に239-2 〔『県史』811〕
38	文明14. 後7.16	清常通書状	東寺雑掌	「先度任奉書(34)、可遂算用旨、進藤方被申被」	「百合」に293 〔『県史』815〕
39	文明14. 閏7	東寺公文書下案	名主百姓	代官職は、「進藤修理亮依致無沙汰、被召放畢、仍当所務之事者、中沢帯刀方被仰合候」進藤方へは年貢の沙汰をしないように。	「百合」に240 〔『県史』814〕
40	文明14. 閏7	東寺雑掌申状案		進藤の年貢無沙汰により、代官職を代替。	「百合」に241 〔『県史』816〕
41	(文明14). 8.17	東寺年預連署奉書案	清和泉入道松田対馬守	「細河殿被官進藤修理亮依不法、令改易、……」「中沢帯刀に申合、致所務之処、先代官致違乱候之条、言語道断曲事候」	「百合」に297 〔『県史』817〕
42	文明14. 9. 2	幕府奉行人連署奉書案	当所名主沙汰人	同上。「当代官厳密可致基沙汰」	「百合」に242 〔『県史』818〕
43	年欠 12. 16	進藤貞広書状	執行御坊	26と関連カ。「三宝院へ為御借用年貢錢進候、寺家より届御申あるへき由連々申候」「我等か不等閑候」「屋形丹州へ下向」	「百合」に336 〔『県史』819〕
44	(文明14). 11. 27	中沢元基書状	公文所	「仍先代くわん進藤時入めおたて候へと申候へ共、これにてハ返事仕かたく候」	「百合」ノ424 〔『県史』860〕
45	(文明14). 12. 24	中沢元基書状	かん衛門公文所御宿所	「三石八斗四升四合、足ハ先代官進藤方納候分、……」「又先代官進藤時、しゅこ夫をまつ百しゃうひきちかへ候て……」34、「百合」238〔『県史』807〕と関連。	「百合」に338 〔『県史』820〕

(注) 典拠欄の「執行日記」は、「東寺執行日記」二〇巻本(内閣文庫本による)の略である。

と思われる。当時にあつても東寺は大山荘の支配をめぐつて地頭中沢氏と対立関係にあつたと思われる。承久の乱後に新補地頭として入部した中沢は、大山荘を徐々にではあるが確実に手中に入れていった。<sup>\*27</sup> 大山荘は仁治二年（一二四二）には地頭請所になり、ついに永仁三年（一二九五）には下地中分され領家方と地頭方に分かれたが、それでも地頭中沢はことあるごとに領家方への侵攻を試みている。行恒名の所有権の主張<sup>\*28</sup>や「五町田」の押領<sup>\*29</sup>がそれである。特に「五町田」をめぐる問題は、段銭賦課の公田面積とも関わり長年の係争となつた<sup>\*30</sup>。そのような強力な中沢の勢力に対抗するために、東寺は土豪（地侍層）であり且守護細川氏の被官である進藤を起用したものとみられる。

次に進藤利貞と貞利の二人の代官の経営を比較することにする。利貞は長祿四年（一四六〇）の補任で応仁・文明の乱以前、貞利は文明一〇年（一四七八）で乱後の補任である。ところで大山荘は応仁・文明の乱の間は若狭国太良荘・大和国平野荘と共に醍醐寺三寶院に預けられたが、「天下静謐によて」、文明一〇年に東寺に返付された<sup>\*31</sup>。大山荘が三寶院に預けられていた間も、進藤は大方代官として莊園の経営にあつたようである<sup>\*32</sup>。進藤貞利は大山荘が三寶院から東寺に返付された文明一〇年に改めて大山荘の代官を請けるにあたり、「年貢故進藤（進藤利貞力）之時、大方分廿貫文雖請切申、只今竈切田以下悉皆廿貫文ニ可請申」<sup>\*33</sup>と、請切額を値切ろうとしていることや、「門跡（三寶院）御知行時、号有御借錢、于今年貢一向無沙汰」<sup>\*34</sup>したために代官職を改替されたことから、彼が応仁・文明の乱の混乱を利用して私腹を肥そうとした意図は読み取れる。しかし、文明一〇年の請文は長祿四年のそれと全く同じ文言である。この限りにおいては、応仁・文明の乱そのものが大山荘の経営に決定的な転機を与えたとは言えない。むしろ東寺の大山荘支配の転機は、代官請切となつた長祿四年にあり、応仁・文明の乱以前に本所の莊園支配が崩壊したと言つてよいと思われる。

次に、代官進藤期における農民の動向を見てみよう。この時期には百姓申状がほとんど見られないので、進藤の書状の中に表れる農民の主張等も史料として採用する。主に段銭に関わる一献料や礼銭の処理についての主張である。

D 大山庄段銭免除之事、前々者京都の入かハ寺家より御<sup>（御）</sup>さした候ける、於国ニの入かハ御百姓仕候由、先度も申候つる、さりなから、とくく<sup>（一箇）</sup>にさいそく<sup>（一箇）</sup>に入てハ過分なるしつ<sup>（失）</sup>ついにて候、（中略）さためて、御百姓等ハ前々なき事にて候とて、此<sup>（一）</sup>一<sup>（一）</sup>こんぶんハさした仕候ましく候と存候、<sup>\*35</sup>

E 大山庄役夫工米段銭免除之御奉書早々出候て、千万く目出度候、仍御一<sup>（一）</sup>こんぶん<sup>（一）</sup>地下へ申付候へく候、さりなから以前百姓等<sup>（注）</sup>註進之趣者、一向不可致沙汰之由申候、<sup>\*36</sup>

F 然間、免除付申候へ共、礼銭可入候、今時分から地ニハ一銭之無了簡候、次京済・国済之子細候共、自公方、可有御沙汰候、地頭方も如此儀にて候、<sup>\*37</sup>

農民は一貫して、京都での一献料・礼銭の負担を拒否する態度にでている。Dでは、京都での出費は東寺、在地での出費は百姓という論理により京都での一献分の負担を拒否している。Fでは、段銭が京都で支払う京済か在地で支払う国済かに関わらず礼銭は東寺が負担すべきであり、大山荘の地頭方でも領主が沙汰していることを付け加えてやはり拒否

している。この京都での一献料の負担については、すでに代官乗善期に問題になっている。政所屋の道幸と百姓大夫は、「段銭一（一貫）こん料事、一円ニ為地下致其沙汰、御書下之旨、為御代官うけ給候条、驚入候、先々か様之入足等事、いか程も入候へ、半分致沙汰事、今始次第にて候、乍去、堅蒙仰候間、七貫文半分可致其沙汰候」<sup>38</sup>と主張している。<sup>39</sup>つまり、彼らは、段銭一献料の地下一円負担を拒否し、以前は寺家と折半して半分の負担もしたことはないが、寺家が強硬におしやるので、七貫文の半分を沙汰しようと本所半分地下半分負担の原則を持ち出して、代官乗善へ訴えている。乗善も百姓のこの主張をそのまま東寺へ注進している。田沼氏は「しかしこの一献料は、守護役・段銭のように寺家、地下折半されることなく、多くの場合庄民の負担に転嫁されていた」<sup>40</sup>とされているが、段銭一献料の七貫文は寺家の画策にもかかわらず寺家と地下とで折半されたであろうし、東寺は去年の残り半分の二貫五〇〇文を取ることもできなかったものと思われる。農民側は地下で立用したとする守護役・段銭をことごとく東寺と折半することに成功することだけではあきならず、東寺が京都で済ました守護への負担なども極力逃れようと策していたことになる。なお、田沼氏が京都一献料の多くは庄民の負担に転嫁されていたと主張される根拠となつた宝徳三年分の大山荘段銭方京都一献料足注文<sup>41</sup>についても検討しておこう。まず、「京都御一献料足」四貫文の内三貫二六九文が「地下沙汰」となっていることから、ただちに「庄民の負担に転嫁」されたと言えるかどうか疑問である。というのは、享徳元年分の段銭処理にみられる如く、京済の場合でも地下が全額負担し、年貢の算用時に半分の年貢除分にする場合があるからである。<sup>42</sup>ところで宝徳二年の地下半分注文<sup>43</sup>では「反銭入足」として「一貫文 御奉行二人御申御れい」<sup>（礼）</sup>など都合三貫八〇〇文（半分、総額では七貫六〇〇文）が計上されている。一方、同年の年貢地下散用状<sup>44</sup>では反銭関係の年貢除分に「反銭礼分入足地下半分立用引之」として一石一斗九升（和市は百文に八升五合宛で、一貫四〇〇文）、「西田井分反銭本所御弁分引之」として二石一斗四合（二貫二九九文）とある。これは、地下半分注文の申請が認められ年貢除分として実現したことを示している。<sup>45</sup>以上説明が煩雑になったが、代官乗善期では、たとえ寺家が「国ニおいての一献事、京都より可被下之由、被申候敷、更無先規事候、御沙汰之外之由、被仰候」<sup>46</sup>と言ってきたとしても、農民は寺家半分地下半分を主張して年貢減免を克ち取った。そして請切代官進藤のもとでは、農民たちは京都での一献料・礼銭等の負担は全部寺家に押し付け地下負担を拒否する闘争を組んだのである。

以上進藤利貞・貞利の両代官期について検討したが、知り得たことは次の三点である。

①東寺は地頭中沢と対抗させるため、地侍層で守護被官の進藤を請切代官として補任したこと。

②東寺の荘園支配の放棄は、応仁・文明の乱に求められるのではなく、それ以前の長祿四年（二四六二）代官請切制の導入時に始まること。

③この時期の年貢減免闘争の特徴の一つとして、京都での一献料・礼銭・侘銭をすべて寺家負担にしようとする動向が挙げられること。

## 二 中沢元基期

代官中沢元基に関わる史料を年次順にまとめると表本になる。中沢元基は承久の乱後に

表 44 中沢元基関係史料(ii)

17	(文明14). 12. 24	中沢元基書状	かん御門・公文所	公用銭は、大方分10貫文、執行分2貫文、小行事1貫文。物部方札銭2貫300文。先代官進藤方へ5貫490文(和市7升)。守護夫の引違過分。	「百合」に338 〔『県史』820〕
18	文明14.	大山莊陣夫注文		惣已上371日 代18貫550文 半分9貫175文	「百合」に238 〔『県史』807〕
19	文明15. 3.	大山莊一献料配当注文		合13貫373文 20町配当反別65文宛	「百合」に244 〔『県史』822〕
20	(文明15年分)	段銭入目日記		段銭4分の1引き(10貫333文) 公用総額28貫825文 惣納分28貫825文+2+4貫300文=18貫712文	「百合」に271 〔『県史』823〕
21	文明16. 2. 5	一院谷百姓等申状	東寺御公文所	「当庄之段銭一円可致沙汰由、自御代官承候、驚入候、如先々、半分通にて可預御扶持候」	「百合」に245 〔『県史』825〕
22	年欠 10. 26	中沢元基書状	東寺御公文所御坊	損毛。地下より「一円不可有之旨わひ事候」「請切申候上ハ、兎角申候事ハ、定而曲事の様ニ可被思召候へ共、「損御やり候て被下候へかしと存候」引懸けにはしない。	「百合」に320 〔『県史』826〕
23	年欠 霜. 27	一院谷百姓等申状	東寺御公文所	「守護役等御公事」の寺家半分地下半分の要求。上使拒否。中沢も「けにも」と添状。	「百合」に326 〔『県史』827〕
24	年欠 12. 20	一院谷名主百姓中申状	中沢帯刀左衛門尉殿御宿所	損免。皆損。「反銭之事ハ、自往古寺家半分、地下半分仕候事、不可有其隱候」「更々於当年候てハ、無緩急候」	「百合」に337 〔『県史』828〕
25	文明17. 10. 18	中沢元基書状	公文所殿人々御中	「五町川成分段銭申通忠節之由申状」「高頭五分一減候間、国済之時者、過分之可為御利潤候」	「百合」に246 〔『県史』831〕
26	文明17. 10. 18	中沢元基書状	公文所	「東寺御領大山莊領家一院谷田数事」合25町此内川成5町、残20町分銭20貫文。「半分拾貫文事者、如先々、為寺家、可有御立用由、御百姓等色々御任言申候」「切田三方へも、此内可有御支配候」	「百合」に247 〔『県史』832〕
27	文明17. 11. 27	大山莊段銭京濟散用状		「段銭京濟四分一引之」23貫300文 5貫750文四分一引	「百合」※/334 〔『県史』833〕
28	年欠 12. 13 (文明18年分)	一院谷段銭納足注文	公文所人々御中	38貫176文の四分一 9貫544文を公用銭より引く	「百合」※/431 〔『県史』834〕
29	明応2. 11. 8	長沢帯刀朝飯入足注文		上下6人。50文米、48文酒、10文ミノ。他シホ、ハシ、大コン、タウフ、ホロミノ、カウノ物、カウノマメ、菜、柴木、コツ、164文。	「百合」※/342
30	明応3. 12. 26	中沢元基書状	御公文所	栗・蕨進上。「御公用之事納可申心中候処、段銭懸り候て、過分之失墜行候」「三貫文納申候」	「百合」※/345 〔『県史』841〕

表 44 中沢元基関係史料(i)

	年月日	文書名	宛書	内 容	典 拠
1	文明14. 5. 24	中沢元基請文		領家方大方を年貢銭20貫で請切。只今10貫文寺納、残10貫文は国入部7月中に寺納。	「百合」む63 〔『県史』802〕
2	(文明14. 5)	同 上		御公用毎年2000足。毎年敷銭。請人3人。御公用は只今10貫文、残分は国龍下のちに。	「百合」む155 〔『県史』806〕
3	文明14. 5. 27	同 上		領家方大方代官職請文。20貫文請切等3項目。	「百合」む130-4 〔『県史』804〕
4	同 上	代官職請人弘源寺晃玖請文		永沢元基の請人寺晃玖の請文。	「百合」む130-5 〔『県史』805〕
5	同 上	賀茂葦代官職補任状案		毎年年貢銭4貫文。	阿刀文書7 J259
6	文明14. 閏7. 6	細川政元書状案	内藤備前守	進藤修理亮の大山莊領家代官職并細田分の知行を認める。	「百合」ノ391-1 〔『県史』812〕
7	同 上	同 上	東寺衆徒	同 上	「百合」ノ391-2 〔『県史』813〕
8	同 上	斎藤元右奉書案	中沢一族・波々伯部一族	同 上	「百合」に239-1 〔『県史』810〕
9	同 上	同 上	内藤備前守	同 上	「百合」に239-2 〔『県史』811〕
10	文明14. 後7. 16	清常通書状	東寺雜掌	「先度任奉書(7)、可遂算用旨、進藤方被申候」	「百合」に293 〔『県史』815〕
11	文明14. 閏7	東寺公文所書下案	名主百姓	代官職は、「進藤修理亮依致無沙汰、被召放棄、仍当所務之事者、中沢帯刀方被仰合候」。進藤方へは年貢の沙汰をしないように。	「百合」に240 〔『県史』814〕
12	文明14. 閏7	東寺雜掌申状案		進藤の年貢無沙汰により、代官職を改替。	「百合」に241 〔『県史』816〕
13	(文明14). 8. 17	東寺年預連誓奉書案	清・松田	「細河殿被官進藤修理亮依不法、令改易、……」「中沢帯刀に申合、致所務之処、先代官致違乱候之条、言語道断曲事候」	「百合」に297 〔『県史』817〕
14	文明14. 9. 2	幕府奉行人連誓奉書案	当所名主沙汰人	同上。「当代官蔽密可致基沙汰」	「百合」に242 〔『県史』818〕
15	(文明14). 11. 27	中沢元基書状	公文所	「守護代かわりに付候て、国事外物騒」なので「御公用」を無沙汰。先代官進藤の入目を百姓が立替えたので、公用で相殺の扶持を。	「百合」ノ424 〔『県史』860〕
16	(文明14). 11. 28	一院谷道祐書状	公文所	「地下の御百姓等仕候夫」の扶持を要求。帯刀殿様の添状。	「百合」※/427 〔『県史』864〕



表 44 中沢元基関係史料(iv)

44	明応8. 5. 26	大山荘年貢 銭送状	東寺公文 所法印御坊	大方御分 9 貫500文、此内 2 貫 700文春納申候。 6 貫700文上申。	「百合」に253 (『県史』854)
45	明応8. 12. 25	中沢元基書 状	東寺公文 所	栗・蕨進納。使者兵衛。「仁木 も御てきをいたさるゝニつゝて、 悉ほう所ニ罷成候」「山田之事 ニ候間、そうたら候て、一向か まをも不入候」「殊ニ当国ノ寺 しやほん所領ひやうろりやうと して申しつけられ候」「左候へ 共、色々とりまい式百疋上進納 申候」	「百合」に255 (『県史』855)
46	明応9. 10. 6	中沢元基書 状	東寺御公 文所	公用 3 貫文進納。	「百合」に256 (『県史』856)
47	年欠 7. 3	中沢元基書 状	公文所法 印	皆済の請取が欲しい。	「百合」ニ151 (『県史』857)
48	年欠 10. 28	中沢元基書 状	東寺公文 所	公用 2 貫文。「兵糧米十石被か け候」	「百合」に322 (『県史』858)
49	年欠 11. 24	中沢元基書 状	公文所御 坊	「段銭事半分儀、自地下以先 規之旨、堅難傳事由候、……当 年事者、四分一ニ致算用、御公 用残分只今進上申候間」(明応3 年か)	「百合」※ノ423 (『県史』859)
50	年欠 12. 25	中沢元基書 状	公文所御 奉行所	公用12貫400文進納。	「百合」に339 (『県史』862)
51	年欠 12. 26	中沢元基書 状	東寺御公 文所	「一院谷段銭事、当年相懸候間、 ……反銭已下引申、相残事」 9 貫267文上進。	「百合」に340 (『県史』863)
52	年欠 12. 24	中沢元基書 状	公文所	過分入目、120貫計。「又ほく少 之至候へ共、十疋進候」	「百合」に原文 書なし(『県史』 861)

表 44 中沢元基関係史料(iii)

31	明応4. 2. 12	中沢元基書 状	公文所	日損。去年、段銭や人夫課役で 事外に失墜。もし段銭が懸かっ たら、先々は本所半分の扶持で あったが、極度の日損なので四 分の三の扶持を「可仕由共、色々 申なため候へ共、一向了見」な く今月6日に逃散した。	「百合」ノ346 (『県史』842)
32	明応4. 2. 13	一院谷百姓 申状		損亡による免米、守護役・段銭・ 伊勢夫・二月八月銭の不当賦課、 代官方の麦の刈取り、逐電とそ の後の名主補任など18項目、付 箋8枚。	「百合」※ノ221 (『県史』553) 『教』2099(『県 史』843)
33	明応4. 4. 2	東寺雑掌鎮 宗・宗俊運 摺折紙案		32の申状についての治定。免米、 段銭、伊勢夫、散在方への名主 宛行、二月八月銭の5項目。	「百合」※ノ347 (『県史』844)
34	明応4. 卯. 3	大山荘上使 鎮宗等書状 案	中沢帯刀	2 貫210文の借用。	「百合」ハ350 (『県史』845)
35	年欠 霜. 3 (明応4年前 後と思われる。)	一院谷御百 姓等申状	公文所	「を替時、御代管ニ対、名お立、 御かんらく候て、御公事物とうな んとも御百姓ニさせられ候て、下 地おい高斗代ニ召とられ候間、迷 惑此事にて候、一、天神名、一、 西谷名、一、西向名、一、行恒名、 一、道忍名、此分にも御名主御立 つけ候て、御公事つとめさせら れ候ハ、可畏入候」	「百合」※ノ425 (『県史』898)
36	年欠 12. 7 (同上)	一井谷百姓 等申状	東寺公文 所	「五名并御公事銭事、御代官御 立あるましき由承候間、御百姓 等迷惑仕候」	「百合」に330 (『県史』901)
37	年欠 霜. 27	一院谷御百 姓等申状	東寺公文 所	「谷之御公事ハ廿町分にて候お、 此間者、七町四反にて御公事お させられ候、かやうの事ニより 候て、御百姓とくこひれ候間、 かやうの事御扶持候てハ、我々 と地下之かんにん難仕候」	「百合」※ノ426 (『県史』899)
38	明応5. 12. 26	一院谷散用 状	東寺御公 文所	段銭36貫600文、地下半分。二 月銭・八月銭も半分。京進9貫 267文、これは、公用銭28貫767 文の32.2%	「百合」に250 (『県史』848)
39	明応7. 2. 20	中沢元基書 状	御公文所	使者は兵衛。	「百合」に251 (『県史』850)
40	明応7. 2. 20	中沢元基注 進状	東寺御公 文所	「運上申料足之事」合9貫267文	「百合」ツ167 (『県史』849)
41	明応7. 12. 26	中沢元基書 状	東寺御公 文所	「事外路次物騒」なので公用銭 が運べない。まず、栗・蕨計上。	「百合」ネ135 (『県史』851)
42	明応8. 正. 24	大山荘年貢 代支配状		寺家散用、2貫700文、六分一定。	「百合」に252 (『県史』852)
43	明応8. 5. 25	中沢元基書 状	東寺御公 文所	「去春罷上候て御公用進藤可上 申由、申定候、則上申候処、あ ま引にてとられ候」	「百合」※ノ348 (『県史』853)

新補地頭として入部した中沢小二郎左衛門尉基政<sup>41</sup>の子孫であり、大山荘地頭方の領主またはその一族の者と思われる<sup>48</sup>。中沢氏は大山荘の領家方へ事あることに所領拡大をねらい田地への権利を主張してきた。進藤利貞が大方の代官であった時にも賀茂莖（執行分）の代官として領家方へ食い込み、進藤氏と領家方の代官職を競望している。東寺が進藤貞利の年貢未進を理由に彼を改替したあとに、大方・賀茂莖・切田方の領家方のすべての代官職を手中に収めたのが、中沢左衛門尉元基である。

東寺は進藤を改替し中沢を補任することにより、公用銭の完納を期待したが、むなしい結果に終わっている。中沢が公用銭無沙汰のために使った口実を列挙する（文末の括弧付数字は表44の史料番号を示す）。

- ① 反銭や人夫課役が懸かったので、過分の失墜である。(30)、(31)、(49)
- ② 先代官進藤氏の時に百姓が過分に守護夫を引き違えていると主張し、扶持を申し出ているのを抑えている。(17)
- ③ 守護の代替わりで国が殊のほか物騒である。(15)
- ④ 殊のほか路次が物騒なので公用銭が運べない。(41)
- ⑤ ことごとく亡所、山田になって稲も総立ちである。(45)

中沢の請け切った公用銭は、都合二八貫七五六文である<sup>50</sup>。しかし、最終的には過分の入目が一二〇貫文ばかりあったとして、「少之至候へ共、十足進候<sup>51</sup>」とわずかに一〇〇文しか納めない年があったほどである。とくに中沢は代官職請文の「但、於段銭者、四分一可有下行<sup>52</sup>」を利用し、段銭とその諸経費を過分に算用することにより公用銭の無沙汰を謀ったようである。表44(27)、(28)の史料から見ても、文明一七、一八年の公用銭は大方以下各切田方の請切額の約半分を一〇月頃にまず納入し、一二月中頃に段銭の四分の一の額をそれぞれ引いたうえで残分を納入する方法をとっていることがわかる<sup>53</sup>。表44の文明一八年の段銭は国済であったように、以下に示す如く多額の出費を計上している。

G (端裏書)

「太山庄段銭」

一院谷段銭納注文

合文明一八年分

廿貫文	本銭
拾貫文	將足
壹貫百六文	夫ちん <small>(貫)</small>
八百廿四文	目銭
五十四文	かうもくせん <small>(目銭)</small>
三百九十九文	よみちんなわの代 <small>(院貫)</small>
貳貫文	こたへ
貳貫文	皆済請取礼
壹貫文	一所礼
貳百文	奏者礼
三百七十文	はたこせん <small>(院貫)</small>
百六十文	宿へ礼

已上參拾八貫百七十六文 此四分一分

九貫五百四十四文 当年御用錢引申候、

当国段錢奉行物部豊前・奈良備前兩人にて候、御不審事候ハ、此分御尋あるへく候、

段錢四分一支配之事

大方分 廿貫文内六貫六百廿文段錢引申候  
十貫文御請取まへ

三貫三百七十七文 只今上申候、

修行御坊分 四貫文内三貫三百卅九文反錢引申候  
貳貫文御請取まへ

六百五十八文 只今上申候、

少行事分 貳貫文内六百七十七文段錢引申候  
壹貫文御請取まへ

三百廿七文 只今上申候、

職掌方 壹貫九百廿三文内六百四十五文段錢引申候  
壹貫文御請取まへ

二百八十文 只今上申候、

中綱方 八百 四文内二百四十四文段錢引申候  
四百文御請取まへ

二百文 只今上申候、

当年公用錢極申候、いづれもく皆濟之御請取可被下候、

十二月十三日

元基(花押)

公文所人々御中

中沢は上記Gの如き段錢四分の一下行による公用錢未進のみに満足することなく、百姓の動きも利用しながら、さらに公用錢の納入を渋る動きを見せる(以下の史料の文末の括弧付数字は表44の史料番号を示す)。

H 抑当庄之段錢一円可致沙汰由、自御代官承候、驚入候、如先々、半分通ニて可預御

扶持候(21)

I 段錢事、半分之儀、自地下以先規候旨、堅雖侘事申候、(49)

J 反錢かゝり候時ハ、先々ハ半分御ふち候へ共、当年事ハ方ニもれたる日そんニて候

間、半分のかへ半分为百しやう仕候へ、四分三の分をハ申候てふち可仕由共、色々申

なため候へ共、一向了見無由候て、今月六日見なく(替々)てう参仕候、(31)

「請切申候上ハ、兎角申候事ハ、定而曲事の様ニ可被思召候、」と中沢自身が言っている

ように、請切ならば「先規」の本所半分地下半分負担の原則は既に無効であり、この原則

を持ち出して云々すること自体「曲事」なのである。しかし、百姓にとってみれば代官の

請文など預かり知らぬことなので、Hの如く反錢一円地下負担の不当を東寺へ訴える。こ

うした百姓の「先規」を盾にした寺家半分負担の要求を中沢はIの如く自分の論理に組み

込み、「四分一下行」を寺家半分負担へと導こうとする。さらにJでは、中沢は百姓に対

して段錢の四分の三を寺家負担にしてもらえようように言っただけだが結局は逃散したと

して、段錢負担を極力寺家に押しつける態度にでている。中沢は百姓の要求と称して、東

寺との契約を反故にしようとしたと言えよう。Iと同じ日付の百姓申状(表44(32))が存

在する。それによれば、百姓は中沢を「殿様」と呼び、「先規」では五〇文(反別)以上

の負担はなかったのに、「いまの殿様の御代」では過分に命じられ「散在方」でも反別一

〇〇文の負担をしていると東寺に訴えている。これらのことから、中沢は百姓にも東寺に

も段錢負担を強要し、自らに有利な状況をつくりだしている。その成果は、「先規」の本

所半分地下半分負担の原則がこの代官中沢元基期に復活したことに表れている。明応五年

(一四九六)には、段錢「四分一下行」の約束は反故にされ、段錢三六貫六〇〇文は本所

半分地下半分負担の原則で算用され、東寺へは最終的に九貫二六七文（請切額の三二・二%）だけ納められるのみであった。<sup>86</sup>

先述の百姓申状（表44(32)）は、大山荘では前後にその例がないほど長文である。その内容を条目ごとに整理すると以下の如くである。①免米の要求、②去年の損亡、③早田の損亡、④散在方名分の「御公事」（守護役）の負担除外の不当、⑤名への名主の任命の要求、⑥二月銭・八月銭の本所半分地下半分負担の原則によらない百姓への一円負担の不当、⑦正月の御祝言と御樽の負担の不当、⑧伊勢夫の負担と段銭の過分負担の不当、⑨守護方からの使の入部、⑩二〇町分の「御公事」（守護役）を三分の一の百姓で負担、⑪賀茂茎の名のこと、⑫段銭の二度の免許状にも関わらず結局「扶持」がない、⑬京上夫の三度以上の従事と在所の人夫負担、⑭「次郎衛門方」の不当な大麦刈り取り、⑮守護細川の「たのも御まいり」の夫銭の請取が下付されないこと、⑯「次郎衛門方」の不当な麦刈り取りにより東大夫が逐電、⑰二月銭・八月銭の札銭の負担、⑱代官による行岡名の没収。この百姓申状には条目ごとに代官中沢元基の意見と思われる付箋が添付され、百姓の主張を東寺が代官中沢に確かめたことが知れる。これらを検討すると、第一に、大山荘の農民が守護役を「公」の賦課と意識するようになり、東寺による公事をそれと呼称せず守護役を「御公事」と認識していること、第二に、その「御公事」は面積二〇町分の定量で名主百姓に賦課されること、がわかる。守護はその被官である代官中沢のもとで守護段銭と守護役の恒例化・定量化を実現し、在地支配を強化した。<sup>87</sup>

以上中沢元基の代官期について検討したが、知り得たことは次の通りである。中沢は様々な口実を使って請切額を値切った。特に当初は段銭四分の一を寺家が下行する約束を利用し、不当に段銭付加分を水増しすることでそれに成功した。ついで明応五年以降は百姓の要求も圧力要素にして段銭の本所半分地下半分負担の原則を利用して、さらなる公用銭納入額を減額することに成功した。また、守護の領国支配に関わり、守護段銭と守護役の恒例化・定量化の実現を推進した。

### 三 中沢元綱・進藤元広期

中沢元綱期の史料は表45に示す通り、わずかに九点しかない。中沢元綱に関する代官職補任状やその請文は知られていないので、彼がいつから代官になったかは不明であるが、文龜三年（一五〇二）に年貢送状が存在するので、<sup>88</sup>元綱がそれ以前に補任されたのは確実である。前代官中沢元基の年次のわかる最後の書状<sup>89</sup>は明応九年（一五〇〇）であるから、明応九年から文龜三年までの三か年の間に元綱から元基に交替したのである。元綱は元基の明応五年以降の所務を踏襲していると思われる。<sup>90</sup>本所半分地下半分負担の原則を東寺に認めさせて、公用銭の寺納を減らし手元に留保している手口がそれである。文龜三年、永正元年（一五〇四）共、段銭・二月銭八月銭の半分を東寺に押しつけて、請け切った公用銭二八貫七六七文中九貫二六七文（三三・二%）のみ寺納しているに過ぎない。<sup>91</sup>永正四年（一五〇七）分では都合四貫文のみの進納<sup>92</sup>であり、公用銭の緩急が甚だしい。

中沢は永正五年（一五〇八）の細川家の内紛に巻き込まれ、<sup>93</sup>同年討死した。<sup>94</sup>その後、長塩備前元親が代官と称して入部したが、<sup>95</sup>東寺は進藤元広を代官に補任した。<sup>96</sup>進藤元広

表 46 進藤元広関係史料

	年月日	文書名	宛 書	内 容	典 拠
1	永正 5. 8. 16	東寺公文所折紙案	進藤信乃入道	「東寺領丹波国大山荘領家分事、号中沢日向守知行、長塩備前入道方違乱無謂之条、可被全所務之由、被成奉書云々」	「百合」に263 〔『県史』876〕
2	同 上	大山荘代官職補任状案		大方代官職 進藤信濃入道元広 毎年20貫文請切。	「百合」に264 〔『県史』877〕
3	同 上	進藤元広大山荘代官職請文		恒例の請切三箇条。請人常福寺快心。	「百合」に265 〔『県史』878〕
4	同 上	大山荘代官職請人常福寺快心請文			「百合」に266 〔『県史』879〕
5	同 上	進藤元広大山荘代官職請文	東寺公文所御坊	「自然以屋形并権家口入等、一切不可歎申者也」	高山寺所蔵文書 〔『県史』880〕
6	永正 5. 9. 11	大山荘代官職請人常福寺快心請文案			「百合」に267 〔『県史』881〕
7	永正 5. 9. 19	代官進藤元広書状	公文所御坊	執行・切田分の下知状をいただけば、所務を申付け来月納める。	「百合」ノ356 〔『県史』883〕
8	永正 5. 11. 10	諸荘公事銭注文		「太山 弐貫文」	『教』2284 〔『県史』884〕
9	永正 5. 11. 22	代官進藤元広書状	公文所御坊	「御公用補任新残分事、差下候、去月進納可申心中に候、御補任御下知状等地下へ付候ハ、所務之儀不可有相違存候所、長塩方違乱候て、於國者すてに可成取合分にて候つる先口入之方候て、所務を百姓相詢候よし注進候」	「百合」ノ357 〔『県史』885〕

表 45 中沢元綱関係史料

	年月日	文書名	宛 書	内 容	典 拠
1	(文龜3).12. 7	中沢元綱書状	東寺公文所御同宿	御公用の運上。注文は別紙。「当年日損一向年貢なく候へ共、申合儀候間、老銭も不残納申候」	「百合」に329 〔『県史』866〕
2	文龜 3.12. 7	大山荘年貢送進状	東寺公文所	御公用28貫767文。國方反銭半分18貫300文。二月銭・八月銭半分1貫200文。寺納9貫267文(32.2%)。	「百合」に257 〔『県史』865〕
3	永正元.12. 5	大山荘年貢送進状	東寺公文所	同 上	「百合」に258 〔『県史』867〕
4	(永正元).12. 7	中沢元綱書状	東寺公文所	去年・当年は、百姓が堅く詫言を申したが、申付けて9貫267文運上した。別紙。兵衛が使。	「百合」に331 〔『県史』868〕
5	永正 4.12.24	中沢元綱書状	東寺公文所	「丹後陣夫已下事、注進申候つる、しかしかと御返事もなく候間、無御心元存候、殊当国寺社本所領事者、九郎殿さまへ被參候」300疋上申。例の如く粟・蕨上申。	「百合」に259 〔『県史』869〕
6	永正 4.12.25	中沢元綱書状	東寺公文所御坊	粟・草蕨運上。年貢は「明春者早々上可申候」。当年は「國役以外過分入候」や「我々在京仕候」と言うのは言い訳。	「百合」に260 〔『県史』870〕
7	永正5. 正. 5	中沢元綱書状	東寺公文所	公用銭を大方へ1貫文、切田方へはそっちで支配して欲しい。「念劇国乱入仕、此在所過分失墜」	「百合」に261 〔『県史』871〕
8	(永正5).7.21	一院谷百姓等申状	東寺御公文所	中沢日向守討死。「代官職波多野殿打取ニ御成敗候ハルする由申候、左様ニ候て者、当谷事ハ、一向崩所ニ可成候、殊去四日ニ日向守私宅を発向仕候次ニ当谷もやきはらい候間、百姓等悉々山野ニぬわれ候て、于今不罷出候、然者御上使をも急度御下候て、國方の御あつかいをもめさて、地下人をもめし御出候ハてハ、百姓ハ互罷出まし候候」	「百合」に290 〔『県史』873〕
9	(永正5).7.28	一院谷百姓等申状	公文所	「当村事、長塩備前殿御給候とて、去廿六日ニ御代官入部候刻、指出等切々ニ被付候間、昨日廿七日ニ仕候て出候、然間、直務に得御意候ハ、御代官早々御奉書等御調法候て、御下奉待候」	「百合」に262 〔『県史』874〕

期の史料を表46に示す。元広が以前の代官の末裔であることは疑いなく、<sup>467</sup>彼らと同様に大方以外に執行分・切田分の代官職をも望んでいる。<sup>468</sup>進藤元広は利貞・貞利と同文の代官職請文を東寺へ提出しているが、東寺とてもその内容通りに履行されるとは思っていないかっただに違いない。大山荘から寺納された公用銭はこの年の二貫文が最後になった。<sup>469</sup>

#### まとめ

本章では、一五世紀後半の大山荘において、守護権力の在地侵攻により荘園領主東寺の在地支配が及ばなくなり、農民の東寺に対しての年貢減免闘争は無効になることを論じた。主要には、荘園領主の在地支配の終焉期にあたる五人の請切代官の支配の実態を具体的に解明した。まず、武家代官による請負代官、東寺からの直務代官、守護被官による請切代官の三種類の代官請文を比較検討した。請負代官の請文では、東寺は守護の在地侵攻に抵抗する姿勢をもち、これまでの年貢・公事の完全収取を目指していたことがわかる。そして、直務代官の請文では、東寺は守護方への目配りをしつつ、下地進止権や地下への検断権の保持に意欲を見せ、土地・農民に対し一定の支配権を持つようとする意志を示していることがわかる。ところが、代官請切制の請文では、代官が毎年年貢二〇貫文を納入し段銭は四分の一を東寺が負担する契約内容となった。これは、東寺が在地の支配権を代官に委ね一定の年貢高を無条件に請け負わせることを意味し、東寺は土地・農民への支配権を放棄して、代官への年貢銭の催促権と代官職の進止権を持つのみとなった。

次に、東寺が直務代官制から請切代官制へと変更せざるを得なかった背景を考察した。東寺は直務代官乗善期に大山荘西田井地区の再開発を開始したが、その経営は荘外勢力の土豪（地侍層）に依拠したことで、土豪の在地支配力が強まり、彼らが守護被官であったことから幕府権力を背景にした守護権力の在地侵攻が進んだ。請切代官期では、東寺は在地支配に対する意欲を失い、土地・農民の把握姿勢は消極的となった。そのため、東寺と農民の間は以前に較べ疎遠となり、請切代官制での請文で守護役・段銭の本所半分地下半分負担の原則は否定されたことで農民は守護役・段銭を東寺に負担転嫁するのが困難になった。

東寺の荘園支配の放棄は、応仁・文明の乱に求められるのではなく、それ以前の長祿四年（一四六二）代官請切制の導入時に始まる。大山荘領家方の請切代官は、進藤利貞・進藤貞利・中沢元基・中沢元綱・進藤元広の五代であったことが判明した。進藤利貞・貞利の両代官は、東寺は地頭中沢と対抗させるため、地侍層で守護被官の進藤を請切代官として補任された。この時期の年貢減免闘争の特徴の一つに、京都での一献料・礼銭・侘銭をすべて寺家負担にしようとする動向が挙げられる。中沢元基は、承久の乱後の新補地頭の末裔で、進藤と代官職を競望して代官職を得た。中沢は様々な口実を使って請切額を値切った。特に当初は段銭四分の一を寺家が下行する約束を利用し、不当に段銭付加分を増しすることでそれに成功した。ついで明応五年（一四九六）以降は百姓の要求も圧力要素にして段銭の本所半分地下半分負担の原則を利用し、公用銭納入額の減額に成功した。また、守護の領国支配に関わり、守護段銭と守護役の恒例化・定量化の実現を推進した。中沢元綱は、中沢元基の明応五年以降の所務を踏襲し、本所半分地下半分負担の原則を東寺

に認めさせて、公用銭の寺納を甚だしく緩怠した。そして、最後の請切代官進藤元広の永正五年（一五〇八）に寺納された二貫文が最後の公用銭となった。代官は本所半分地下半分負担の原則を農民に語らせることにより公用銭（年貢）の寺納を渋り、自分の手元に多大な剰余を留保した。代官は東寺が農民を「扶持」するために農民と結んだ約束は狡猾に利用し私腹を肥した。請切代官期では、東寺の在地支配の諦めと代官のたくみな立ち回りにより、農民は従来のように生産物をうまく留保することができなかった。

\*1 「百合」イ七一（『県史』四五五）、応永二六年七月二十六日、中西重行大山荘代官職請文。

\*2 ここでの「地下之代官」とは、「百合」※ノ一七〇（『県史』四七一）、応永二七年八月日、大山荘内検目録や「百合」に一一七（『県史』四七三）、応永二八年三月日、応永二七年分年貢地下散用状にみえる秀氏のことである。稲毛修理亮の地下代官麻宇田の非法を経験した東寺がこの一項をいれさせたものと思われる。第四回東寺百合文書展の図録『荘園の諸相』（京都府立総合資料館、一九八七年）で黒川直則氏は「請文の文書は、定式化されていて、あまり変化がないと考えられがちであるがよく見ると、その荘園のそれぞれの時期の問題がよく現れている。」との指摘をされている。

\*3 同じ東寺領播磨国矢野荘・新見荘などでも代官得分が五分の一であり、この得分率は一般的であったと思われる。矢野荘の事例として、「百合」サ九、貞和三年八月一日、権少僧泉宝播磨国矢野荘例名重藤名学衆方所務職条々請文に「一、年貢事、殊存公平、可致沙汰、於得分物者、除庄立用等、京進年貢并雜物内、可為五分之一、」。新見荘の事例として、「百合」サ一六五、寛正六年七月二五日、乗観祐成備中国新見荘領家方代官職条々請文に「一、於御代官得分者、可為所納之五分一也、」。

\*4 法橋賢真代官職請文（「百合」ノ一七八（『県史』四八六）、応永三一年六月一日）も以下に示す通り、中西重行のものAとほぼ同文である。

請申

東寺御領丹波国大山庄御代官職条々事

- 一、毎年有限御年貢并恒例臨時之御公事物等、堅守先例、可致其沙汰事
  - 一、御代官得分事、伍分卷之外、雖為一塵、不可自專仕事
  - 一、守護役人夫以下事、為御代官、廻内外之秘計、可致御領安全之忠節事
  - 一、於庄家田畠地子等別而興行、可備寺用事
  - 一、雖為一事、背寺命、就庄家、不可存自由之儀事
- 右条々、雖為一事、背請文旨、且又御年貢等令無沙汰者、於御代官職者、不日可預改替之御沙汰者也、其時不可及一言子細、但御年貢以下於無不法者、不可改動之御沙汰者也、仍、為後日、請文如件、

応永参拾壹年六月十八日

法橋賢真（花押）

\*5 「百合」に一四九（『県史』五八三）、嘉吉三年七月一九日、乘善大山荘代官職請文。

\*6 岡弘経の請文（「百合」※ヤ八五―五（『県史』七〇八）、享徳三年六月一三日）は乘善の請文Bと同文言であるが、文末部の起請文言は欠けている。この違いは乘善が東寺の直務代官であったからであろうか。

\*7 他荘の例をあげれば、同じ東寺領の備中国新見荘で応永一五年（一四〇八）に細川氏の被官安富宝城が一〇貫文で請け切っている（「百合」あ三七、応永一五年八月一〇日、安富宝城新見荘領家方事務職請文案）。矢野荘でも長祿四年に八〇貫文で代官請切にしている（『相生市史第二卷』の二章三節「二八七頁〜二九〇頁」と三章二節「三六一頁〜三七六頁」を参照されたい）。

\*8 田沼陸「南北朝、室町期における庄園的収取機構」（『書陵部紀要』一〇、一九五八年）七八頁に代官請負制と代官請切制との比較検討がしてあり、後者の代官は在地浸透度が高く、莊民支配の可能性が開けたとしている。

「代官請負制と請切制では庄園領主権力の在地浸透度において決定的に段階の差があると思う。前者においては、現実はいかにあるうとも、代官はあくまで庄園領主の現地所務機関たる性格を持つが、後者はこうした代官の性格は一応止揚している。即ち独自の方法で莊民を支配する可能性が開けたわけである。支配方法に関しては庄園領主から一切干渉受けないのであり、定められた年貢（公用錢）を懈怠なく納めればよかつたのである」。

\*9 例えば、代官乘善期や岡弘経期の連年の西田井内検帳を見ても、必ず上使の下向が確認できる。

\*10 「百合」※ヤ一〇二一（『県史』七六八）、長祿四年閏九月六日、進藤修理亮利貞大山荘領家方大方代官職請文。「阿刀文書」八一丁三四五、長祿四年閏九月六日、進藤修理亮利貞大山荘切田三方代官職請文。Cと同様のものに以下に示す中沢元基の代官請文がある（「百合」む一三〇―四（『県史』八〇四））。

請申

東寺御領丹波国太山庄領家方大方分御代官職事

一、御年貢足事、為請切之地、毎年式拾貫文不依百姓未進不法之是非、十一月中悉可

致沙汰事

一、早水風損并天下国中等雖有不慮儀、一切不可申事

一、国定役 公方国方段錢以下臨時非分課役等請切申上者、為御代官、致其補、更以

□□申本所仁 次就請人、有相違之事者、以別人立替可申者也、

右、条々請定申上者、万一雖為一錢、有無沙汰儀者、不日可放召放御代官職、若猶

及異儀者、被訴申 公方様堅可預御罪科者、仍、請定申状、如件、

中沢帶部

元基（花押）

文明十四年五月廿七日

\*11 「こ」では、土豪と表現する階層は国人層ではなく、地侍層をさす。国人・地侍の概念を整理すると、以下のようになる。国人は、鎌倉時代以来の地頭に系譜をもつもので領主としての性格をもつ。地侍は、土豪の名主で、村落共同体の一員として自己の経営を持ちつつ、村落を指導する階層である（黒川直則「守護領国制と荘園体制」（『日本史研究』五七、一九六二年）、「中世後期の領主制について」（『日本史研究』六八、一九六三年）。

\*12 『丹波国大山荘現況調査報告Ⅲ』（西紀・丹南町教育委員会、一九八七年）のⅡ、東寺領大山荘西田井村（水野章二執筆）の二二・二三頁を参照。

\*13 西田井の再開発については、永享六年（一四三四）から確認できる。「百合」に一四〇（『県史』五四六）、永享六年九月二七日、大山荘早損下地注文に、「一、西田井分 当年開分三丁五段分、井料田加定、」或は、「百合」※ノ二二〇（『県史』五五二）、永享七年



一二月一九日、大山莊地下散用状に、「一、西田井四町六段五代 年荒内 當開參町卅代 分米三石六斗七升二合」とある。

\*14 「百合」に二〇四（『県史』六八七）、享徳元年九月一七日、大山莊西田井内検帳。

\*15 享徳二年分を除いて文安元年から康正三年までの内検帳が存在する。なお、享徳二年分も同年分の年貢地下散用状に得米高が計上されていることからみて、内検されたことは間違いない。

\*16 宝徳二年以前は細田方が四町一〇代を、宝徳二年からは高島方が四町五反二〇代を所有している。宝徳二年を境にして細田方の所有田地に一部出作百姓分も加えて高島方が細田方を引き継いでいる。

\*17 出作百姓分にも一院谷百姓の出作分と判明するものと土豪の所有分と考えられるものとに分される。例えば、享徳三年分の内検帳にみえる「出作百姓分」の「南端方」は八上の郡奉行の被官と思われるし（「百合」※ノ二七四（『県史』六九三）の享徳元年の地下半分注文に「百文 同八上なんは方へ礼」とある）、新藤方も後述するが、八上に「同心」の土豪で守護細川氏の被官と考えてよい（「百合」ツ二六九（『県史』六〇三）、年欠十一月二三日、代官乗善書状）。よって厳密な意味での一院谷の出作分を享徳三年分で計算すれば、六町のうち一町一反三〇代（一九・三%）しかないことになる。

\*18 例えば、「百合」に一九二（『県史』六七二）、宝徳二年分大山莊段錢方京都一畝分料足注文では、「百八十六文 未進高島」。「百合」に二一三（『県史』七〇五）、大山莊享徳二年分年貢地下散用状では、「三石五斗六升三合 代二貫九百六十九文 高島方自分未進ヲ一院谷百姓引違分ニ是給者也」、「一、島地子老貫五百文皆未進 高島方分」。

\*19 段錢についても同様で、一院谷百姓は代官に対し、「就中高島方段錢ふさた候之間、さためてさやう（左様）の事に使など入候へく候」と高島方の段錢無沙汰の代償として「寺家さまより料足」を下されるように注進している（「百合」※ノ二九三（『県史』七二三）、康正二年一〇月一七日、一院谷百姓等申状）。

\*20 年貢未進が容易になされ得る背景に、荒田開墾三年は年貢は不要であるとの原則が貫かれていたことを指摘しておいてもよからう。

「あれおひらかせ候へ共、あら田おひらき候てハ、く（國）の方にて三年八年貢ハさた申さす候よし申候て、さた仕す候」（『教』一七二六（『県史』七八六）、寛正五年一〇月二二日、中沢帯刀左衛門其心書状写）。

\*21 後述。拙稿「東寺領丹波国大山莊の守護支配」（『日本歴史』五〇八、一九九〇年、のち『中世東寺領莊園の支配と在地』校倉書房、二〇〇三年に所収）。

\*22 この原則の初見は、守護役については延文三年（一三五八）（『教』四二六（『県史』二一〇）、延文四年五月二〇日、大山莊延文三年分年貢地下散用状）。段錢については延文四年（「百合」む一二（『県史』二一一）、延文五年二月一日、大山莊延文四年分年貢地下散用状）。第三章を参照。

\*23 この時期の大山莊領家方の代官職は、大方・賀茂莖・切田三方に分割されていた。それぞれの補任状が存在するはずである。しかし、「東寺百合文書」と『教王護国寺文書』には大方分のみ保存され、供僧の管轄外であった賀茂莖・切田三方分は存在せず、「東寺執行日記」の記事や「阿刀文書」に伝来している。請切額は、進藤利貞の場合では二〇貫文・賀茂莖四貫文・切田三方七貫一四〇文の都合三一貫一四〇文となる。中沢元基の場合は大方・賀茂莖

は同額であったが、切田三方は小行事二貫文・職掌一貫九二三文・中綱八三〇文で計四貫七五三文で、惣都合では二八貫七五三文である（「阿刀文書」七・八、「百合」※ノ三三四「『県史』八三三」、「百合」ノ四三一（『県史』八三四））。中沢元綱の場合、惣都合二八貫七五三文である（「百合」に二五七（『県史』八六五））。

従来の研究では、進藤修理亮について混乱した理解がなされていた。『大山村史 史料編』では進藤修理亮を「(貞広)」と注記するか、年欠の文書は「□」または「□□ヨメズ」として処理している。これは『大日本古文書』家わけ東寺文書を踏襲してのことであるから、あながち『大山村史 史料編』を責められない。一方『大山村史 本文編』では、長禄四年以降の進藤修理亮を「利貞」と読み、文明一〇年以降は特定を避け曖昧に表現している。また田沼氏は前掲論文「南北朝、室町期における庄園的収取機構」では、進藤貞広のみをあげて文明一〇年（一四七八年）を史料の初見とされている。

しかし、『東寺百合文書目録』では、花押を比較した判断により、進藤利貞、貞利、貞広の三人がほぼ比定されている。『兵庫県史史料編中世六』にはこの成果が取り入れられている（六〇七頁。七九七号文書の左注を参照）。本論では、進藤貞広の花押は貞利のそれと酷似するので同一人物と考えている。なお、花押による人名割り出しの労苦については、武田修「寒川家光の花押について」（『資料館紀要』八、一九八〇年）に詳しい。

なお、河村昭一氏の御教示によれば、進藤修理亮貞利はこの時期の專業請負代官であった可能性が大である。『大日本古文書 家わけ第四』の石清水文書之六菊大路家文書二七一、文明九年八月一九日、播磨国松原荘年貢算用状写には、請負代官と思われる近藤修理亮貞利の名がある（近藤は進藤の誤りの可能性大である）。この文書によれば、「八幡宮領幡州松原<sup>豊</sup>御年貢算用状之事、合文明五年分」とあり、領家二二三石二斗三升、地頭方二五八石六斗六升七勺についての借銭を含めた算用の責任者である。

表41に見られる如く、進藤方は高島方より未進高が多い。地侍層の未進高は在地における力量を示す指標となる。また、康正二年分の未進が四石九升三合五勺とあるのは、進藤方の所有田地が西田井の一反（表43(5)、(7)では、得米一斗六升一斗八升）のみでなく、一井谷または賀茂茎にあつたことが推測できる。さらに、表43(1)によれば「新土方使を入候て、年貢米悉く彼方へ取候了」、「新土方ニ郡奉行同心之事候間」とある如く、在地において相当の実力者であつたことがうかがえる。なお、この史料は年欠文書であるが嘉吉三年として表43(1)に位置づけているのは、以下の理由による。この史料には「大山庄之反銭免許御奉書今月廿三日到来候」とある。ところで、代官乗善期において段銭が免除になったのは三度だけで、それぞれの免許の奉書の発行日付は嘉吉三年一月二日、文安二年九月二日、宝徳二年二月七日である。よって、「百合」ト一〇五―四（『県史』五八九）・「百合」一五〇（『県史』五九〇）の段銭免許文書を根拠に嘉吉三年と考えて差し支えない。

さらに、進藤と在地との関係について付言しよう。進藤は賀茂茎との関係が密接であると言うのも、表43(1)で「新土方」が使を入れて年貢米を取ったのは賀茂茎においてであるし、進藤が大山荘で最初に代官職を得たのは賀茂茎においてである（表43(3)）。また表43(24)、(25)によれば、賀茂茎は寛正二年以降は中沢帯刀左衛門其心なる人物が年貢収納にあつているので、賀茂茎の代官職が中沢に移つたことが想像できるが、それでも賀茂茎の田地の多くは進藤方の所有であつたことがわかる。

\*26  
表43(41)・(42)。「細河殿被官進藤修理亮依不法、令改易」とある。

\*27 高橋敏子「鎌倉期の地頭領主制―丹波国大山荘と中沢基員―」（阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本荘園史』東京堂出版、一九九〇年）。

\*28 「百合」に四三一（『県史』三〇九）、嘉慶元年一〇月一七日、中沢祖道書状。

\*29 「百合」イ五六（『県史』二九四）、永徳三年七月二五日、室町幕府御教書など。

\*30 「百合」ノ二七九（『県史』七〇〇）、享徳二年一月七日、室町幕府奉行人奉書案。

\*31 『教』一五九九（『県史』七四五）、長禄元年二月一六日、大山荘支証請取状。

\*32 「百合」に二三六（『県史』七九二）、文明一〇年三月 日、東寺領諸国安堵注進状案。

\*33 「百合」追加（『県史』七九八）、文明一〇年二月一日、十八口方供僧評定引付。

表 43 (28)

表 43 (29)

表 43 (40)

表 43 (19)

\*34 \*33 \*32 \*31 \*30 \*29 \*28 \*27  
これは年欠文書であるが、ウワ書に異筆で東寺の供僧名が記してあり、年代推定を可能にした。「仁然 堯忠 泉寛 宗寿 宗杲 覚永（『県史』では覚承として）が誤り）宗忠 厳信 融寿」のうち厳信は寛正元年に厳経から改名し、宗忠は寛正二年に俊忠と改名することから、寛正元年または二年の文書と推定できる。これは、富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」（『資料館紀要』八、一九八〇年）の付録、表一鎮守八幡宮供僧一覧による。

\*36 表 43 (23) 花押は表 43 (19) と同じ。年欠文書であるが、「百合」に二三〇（『県史』七八五）、寛正四年三月二八日に役夫工米免除の幕府奉行人奉書がでていたので、暫く寛正四年とする。表 43 (26) 年欠文書。年代決定の根拠になるものなし。宛先は「東寺御代官進藤修理亮殿」である。

\*38 「百合」ノ四三〇（『県史』五八七）、（嘉吉三年）二月一日、道幸・大夫連署書状。

\*39 「百合」し二九〇、（嘉吉三年）二月一四日、代官乗善重円注進状。「次去年之御一献料

相残候二貫五百文分蒙仰候事、同前の歎申入候、然者堅問答仕候段、<sup>七貫文之</sup>三分三貫五百文進上可仕候之由、御返事之通申入候」。

\*40 田沼睦「寺社一円所領における守護領国の展開」（『歴史評論』一〇八、一九五九年）三四頁。

\*41 「百合」に一九二（『県史』六七二）。

\*42 「百合」※ノ二七六（『県史』六九四）、享徳二年四月日、大山荘享徳元年分年貢地下散用状。「百合」※ノ二七四（『県史』六三九）と「百合」※ノ四四九（『県史』九三八）、享徳元年二月、大山荘一院谷国役入足地下半分注文并起請文。

\*43 「百合」※ノ二五九（『県史』六五九）。

\*44 「百合」※ノ二六二（『県史』六七四）。

\*45 この散用状は大方分のみであり、一井谷と西田井の田数配当から考えて、年貢除分が一井谷分で三六・五%、西田井分で三一・一%実現されていれば、年貢除分は満額認められたことになる。

\*46 「百合」に一五八（『県史』六〇七）。

\*47 「丹波国大山荘現況調査報告書V」（西紀・丹南町教育委員会、一九八九年）の「V. 中沢氏・長沢氏の系譜」（勝田至執筆）は、大山荘関係の史料ばかりではなく他の中世史料により、主に戦国期の中沢氏の動向を考察している。また高橋敏子前掲書では、中沢一族に三つ

の家系のあること、かれらが在京人や六波羅奉行衆と所縁をもつことを明らかにされ、その上で地頭の領主としての諸相を示されている。

\*48 「百合」六芸楽甲七（『県史』二二）、弘安一〇年二月一〇日、関東下知状。

表 43

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

表 44

## 第二部 室町期の東寺領備中国新見荘における直務の構造と年貢減免闘争

第二部では東寺領備中国新見荘を対象にして、惣村における日常的な年貢減免闘争の姿を追求する。寛正二年（一五六一）以後の年貢減免闘争を、直務支配獲得闘争、「上使」門指了藏懐柔闘争、代官祐清の支配強化への抵抗闘争、地頭方政所新造に関する年貢減免闘争、後花園天皇讓位段銭等賦課に対する拒否闘争、代官祐成期の年貢減免闘争、御料所化による国人入部拒否闘争と捉えて具体的に論じる。

### 第一章 東寺領新見荘における直務支配と惣請

#### はじめに

備中国新見荘は、畿内と遠国間に位置するいわゆる「中間地域」にある東寺領荘園のひとつである。新見荘は、元徳二年（一三三〇）より東寺領となったが、その時東寺が得たのは荘務権をともしない得分権だけの本家職であった。東寺が本格的な支配権を得たのは一三九一年の明徳の乱により備中国守護の山名氏の支配が崩れたあとである。しかし、細川管領家の在京有力被官安富氏が代官となると、年貢の未進が続き、東寺の経営も思うにまかせなかった。また、在地の農民たちや地侍層の下級荘官（田所・惣追捕使・公文の三職）はこの支配に対抗するためもあって、東寺へ直務支配を要求した。寛正二年（一四六二）からの東寺の直務支配については、その史料の豊富さもあり、多くの研究がある。それらの研究の多くは、直務代官祐清の荘経営の特殊性や彼の死をめぐる諸問題、あるいは文明年間の「備中の土一揆」に象徴されるような先鋭的な農民闘争などに焦点が当てられるものである<sup>1)</sup>。そこで、本論では新見荘でも農民は日常的に年貢減免の行動を展開していたことを史料に即して示したい。本章では、先ず農民による年貢減免闘争を論じる前にその前提となる東寺の直務支配の実現過程を解明する。次に、東寺の下級職員で、定使<sup>2)</sup>として派遣された門指<sup>3)</sup>了藏の活動<sup>4)</sup>を通じて、東寺の直務支配の初期段階について具体的に検討する。さらに、直務支配に際して定められ年貢収納基本台帳の決定、即ち惣請の実現過程について検討する。

#### 第一節 直務支配の実現過程

新見荘が細川京兆家被官によって代官請が行われた応永年間以降、東寺の荘支配は形式的なもので、実権は守護方の在地勢力に奪われていた。ところが、新見荘の地下から直務支配の要求が突然湧きあがった。この要求は寛正二年七月二十六日の新見荘百姓等申状によって開始されるが、実はこれは下級荘官の三職が主導した行動であったことが翌月八月一六日の三職連署注進状<sup>5)</sup>でわかる。三職（金子衡氏・福本盛吉・宮田家高）は弱い絆ながらも細川氏の被官的立場にあったことに加え、荘園制的秩序に基づいた地下から領主への上申作法に則った百姓等申状を先行させたと考えられる<sup>6)</sup>。

以下にその百姓等申状を示す（史料A）<sup>7)</sup>。

畏申上候、

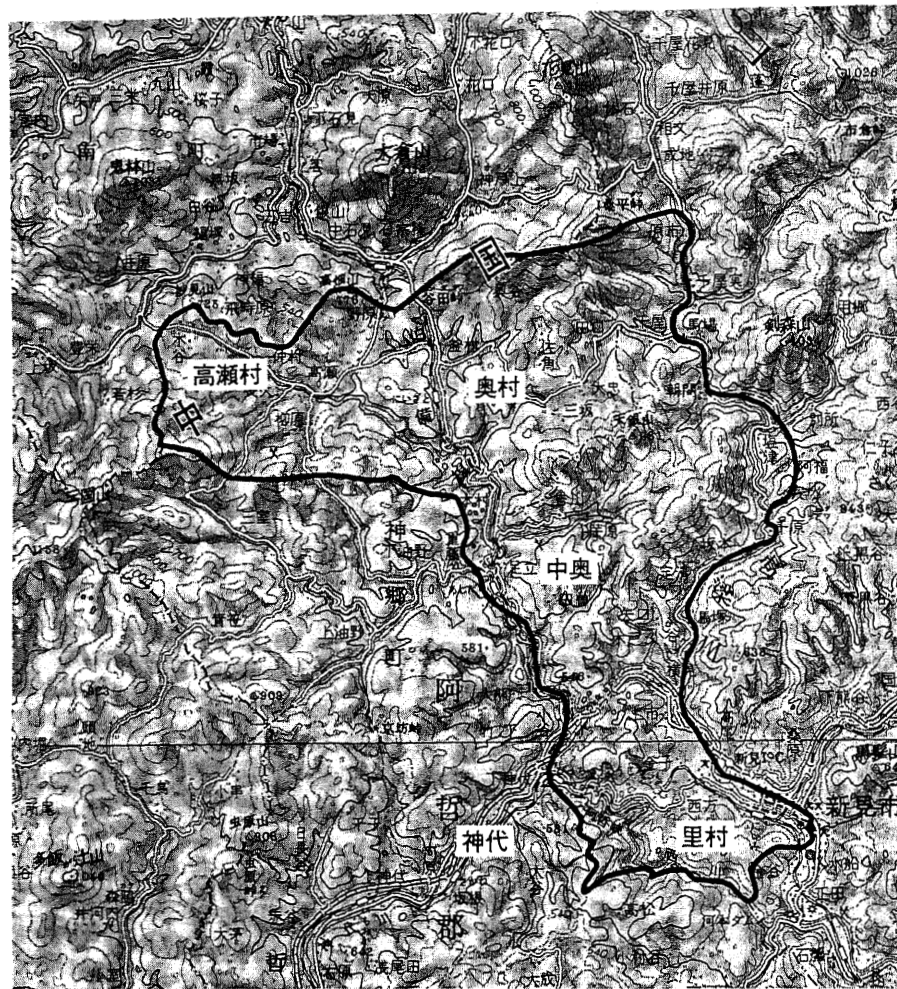


図5 備中国新見荘荘域図

国土地理院昭和63年3月30日発行地勢図「高梁」による。『講座日本荘園史9 中国地方の荘園』（吉川弘文館、1999年）の88～89頁を参照した。新見荘は、里村と奥村に区別され、奥村はさらに中奥と高瀬村に分けられる。

抑、備中国新見庄領家御方此方、安富殿御智行候に、先年御百姓等、直寺家より御代官を御下候て、御所務候へと、随分御百姓等引入申候処ニ、無其儀、御代官御下なく候ハ、一向御領を御りやうと、おほしめし候ハぬと、歎入存候、爰ニ幸国中国衛一円ニ召被放候時分、寺家より直ニ御代官を御下候て、御智行候ハ、公私目出度候、かやうに御百姓として寺家を寺家と奉存智候に、無其儀候て、何方ニても候へ、別人之御請ニなきく地下より上申候御使を、めしくせられ候て、御代官御下向候ハ、目出度候、諸事重申入候へく候、恐惶謹言、七月廿六日

新見庄御百姓等

東寺 寺崎殿 御内

東寺が新見莊を長く疎遠にしていることを恨み、強く直務を要求している。背後に代官安富智安Ⅱ又代官大橋の支配から脱却したいとの三職の切実な願いがあったが、それは百姓自身の要求でもあり、その後の展開をみても、惣村的結束が実現していると読み取れる。三職と百姓の強い連携により直務支配要求がなされたのである。なお、領家方百姓とは別に新見莊国衛百姓等が申状を八月一六日に進上しているが、このことは比較的広い地域での結束がはかられていることを示している。<sup>38</sup>

この国衛百姓等申状の宛所も史料Aと同様寺崎三河殿となっている。これは在地が要求貫徹のために窓口の一本化をして東寺を動かそうとの意図によると思われる。在地がどのようなルートでこの寺崎三河なる寺僧<sup>49</sup>と関係をもっていたのか定かではない。寺崎三河は、八月二九日まで豊後・上総・乗光とともに新見莊代官・上使を競望しており<sup>40</sup>、さらに九月二日に追訴している<sup>41</sup>。この動きは東寺供僧をして新見莊再興の関心を引き興さしめたと思われる。なお、在地では使者金蔵寺によって三河を代官とする訴えをなしているが、最終的には直務代官であればあれこれとはいわないとしているので<sup>42</sup>、これも直務代官を早期に招請するための方便であったようだ。

しかし、東寺にとつて長年の守護支配を覆し、東寺の直務支配へ復することの不安はどうやら尋常ではなかった。そのことは、次の二つのことでわかる。一つは、史料Aの百姓申状に対する対応である。供僧たちはおそらく百姓等申状が着到したその日、八月三日に二回にわたり評定を行った(史料B)<sup>39</sup>。

八月三日

権僧正 快寿 融覚 仁然 堯忠 杲覚 宗寿 堯泉 公禪

一、自新見庄、致注進其子細、被下直務之御代官、可有御所務由申間、致披露之処、能々可相尋使者ノ由、評議畢、

同日

権僧正 融覚 仁然 堯忠 杲覚 宗寿 堯泉 公禪

一、新見庄使者相尋事子細之処、安富方代官既退出仕畢、仍於先代官、不可永用之由、神水仕者也、被下直務代官、可応所務旨、堅申間、可有御了簡、先一献料、早々可運上、然者、一途可有了簡通、書下等被成畢、

供僧たちは、新見莊からの使者から百姓等申状に記されていない事実を聞き出している。それは、供僧がこれからの対応のために是非知りたかった情報であった。①安富方代官

(大橋)がすでに荘域から退出していること、②安富を代官として永久に用いないように一味「神水」していること、③直務代官が下されたならば所務に応じること、の三点である。①・③は直務支配の具体的可能性の確認であるが、②については要求を取りあげるについては重要な手続きであったようである。一味「神水」は、百姓等が神前で盟約して起請文を書き、全員で連署したのち、その起請文を焼いてその灰を水に混ぜて飲む行為である。従って百姓等全員によって連署起請文が書かれたことを意味する。「百姓等訴状事、面々無署判之上者、不足御信用者也」と東寺の供僧の評定事書<sup>41</sup>にあるように、百姓の署判が申状の作法に沿った条件である。それは、三職含めた荘民の総意であることを確認するために必要であった。

そこで、評定の結果「書下」が作成されたのだが、その過程が非常に興味深いので子細に検討してみよう。この書下の正文は、新見荘に送られたので、当然残っているのは案文のみである。その案文は「百合」え一〇八、「百合」え一一二の五通である。筆跡から「百合」え一〇九以外の四通は同一人物によるものと思われる。内容は一部を除いてほぼ同じであるが、最終稿「百合」え一一二に到るまでに字句の訂正や加筆がなされている。その過程は一〇九↓一〇八↓一一↓一一〇↓一一二の順と思われる(但し、「百合」え一一と「百合」え一一〇は同時に削除・加筆がなされて、その成文が一一〇の末に記されている)。最終的に成文となった「百合」え一一二では以下のようになっている(史料C)。

(折裏奥書)

「新見書下案」

東寺領備中国新見庄、先代官地下退屈之間、可有御直務之由、注進之趣、致披露畢、抑、彼代官近年不法重疊、不可然之由、寺家様被思召候之處、只今注進之旨、為実事者、幸御百姓中連判之状、沙汰置之由、聞召及之間、急可進彼状也、就其、可有御了簡候、隨而御一献料之事、早々可有運上、委細者、此使者仁被仰含候、定而庄下、可被申哉由、被仰出候也、仍状如件、

八月三日

寺主宝俊

東寺公文所

法眼淨聡

新見庄名主百姓中

ところで、「百合」え一〇八では「幸御百姓中連判之状、沙汰置之由、聞召及之間、急可進彼状也」のところは、「急御百姓中連判之状可申上」となっている。「百合」え一〇九、「百合」え一一一はその訂正過程の文書である。ここで問題なのは、なぜ「急御百姓中連判之状可申上」ではだめで、「幸御百姓中連判之状、沙汰置之由、聞召及之間、急可進彼状也」としなければならなかったかである。理由はただ一つ、連判状の提出を命令する文体をさけるためである。東寺は、管領細川勝元の被官安富智安を排除する争いには積極的に関わりたくなかったのである。安富方の排除も東寺直務支配も、専ら地下の要求であり、しかも三職のみの考えではなく地下の総意であるとの形式をとりたかったのである。

東寺の直務支配への不安を示すもう一つの徴証は、寺家直務を認める幕府奉書の申請である(史料D)。

(八月)  
同廿八日

権僧正 融覚 仁然 堯忠 杲覚 宗寿 堯杲 公禪



一、新見庄名主・百姓、重而捧連書、寺家へ奉行申間、以清利泉、被達 上聞者也、

仍国へ先被下上使通、治定畢、於仁鉢者、追可被定云々、

東寺は、八月二日到来の名主百姓等申状并連署起請文の到着を待つて、幕府奉行人の清和泉守貞秀を介して直務代官の許可申請をしている。申請の東寺雑掌申状案は二通<sup>16</sup>あるが、「百合」サ八二の方には、「於当庄惣社八幡宮宝前、両度服神水、堅令同心」の文章が挿入の形で記入されている。三好基之氏が二通の東寺雑掌申状の文面に即して「地下の農民の要求を持ち出すことが、そのことを有利に導くことに気が付いたといえる」と指摘したことは、正鵠を射ている<sup>17</sup>。申請時に調えた書類は、東寺雑掌申状案によれば、論旨四通・御判一通・明徳御教書一通・故安富宝城請文一通・年貢未進目録一通である。年貢未進目録一通は、安富智安が代官の時の年貢未進注文で、幕府奉行人の清貞秀が紙継目に裏花押を据えている<sup>18</sup>。これは幕府が安富の年貢未進高の多さと代官としての資質の不当性を認めたことを示す。そして、九月三日、二通の幕府奉行人奉書が東寺に渡された。一通は堅紙の直務支配の承認書であり<sup>19</sup>、もう一通は折紙による守護代への直務支配の通知書である<sup>20</sup>。この室町幕府奉行人奉書は、百瀬今朝雄氏によれば長禄元年(二四五七)以後に政所執事伊勢貞親が主導した將軍足利義政専制体制下での管領細川勝元および守護大名への勢力抑制策の一環であるとされる<sup>21</sup>。この見解は、莊園領主である東寺の直務支配の申請に対して速やかにその許可が下つた背景としては、重要であるが、先述したように直務支配の要求は在地の三職や百姓により開始されたものである。東寺は細川氏の被官安富の勢力を排除することへの不安を抱えて直務支配への道を歩もうとしたのであるが、時の幕府政権の政策と一致してその後楯が得られたのであった。

新見庄の実務支配実現過程は以下のように要約できよう。政所執事伊勢貞親が主導した將軍足利義政専制体制下での管領細川勝元および守護大名への勢力抑制策の一環である莊園保護政策が展開していたが、東寺は主体的に管領細川勝元の被官安富を新見庄から排除することに躊躇していた。その時、新見庄の地侍層で三職の地位にあった金子衡氏・福本盛吉・宮田家高が名主百姓と連携して代官安富を排除して東寺の直務支配を要求した。三職は安富と被官関係を持っていたがそれを断ち切って東寺の直務代官のもとでの支配に期待をかけたのである。直務支配への移行の手續きは、莊園制的秩序に基づいて行われたが、新見庄名主百姓中への東寺書下の作成過程を見ると、東寺は弱腰で地下主導により実現された。なお、この場合の地下とは、惣村の指導者である地侍層の三職と名主百姓等申状并連署起請文に四一の略押を記した百姓である。

上記のように、東寺の直務支配への決断は、長い躊躇の上になされた。しかし、その後の展開も順調に進んだわけではない。代官の選定は困難をきわめた。結局代官に祐清が決定して新見庄に到着するのは寛正三年(二四六二)八月五日で<sup>22</sup>、幕府の奉書が出てから約一か月後である。この期間には、露骨にも細川勝元が安富智安を代官に推挙するなどの事態も出来た<sup>23</sup>。東寺は、とりあえず上使として乗観祐成・乗田祐深の二人を新見庄に派遣することにした<sup>24</sup>。京都出發は一〇月二三日、道中にてまどつたため到着は一〇月二二日である<sup>25</sup>。だが、この上使より約一か月前に新見庄に到着していた東寺の人物がいた。門指の了藏である。

## 第二節 直務支配の初期段階―了藏の活動と地下の対応―

東寺の下部の一つである門指は、供僧の評定会議を執行する当番奉行である年預の配下にあつて、西院（御影堂がその中心で重要文書を保管する倉もある）を警備する役目を本務とす  
るが、諸莊園の定使（莊園の代官と連絡をとる使者）として頻繁に京都と在地とを往還してい  
る。<sup>26</sup> 新見莊では、寛正二年に東寺が直務支配を行なう時に先行して在地見聞のために派遣  
した門指了藏が知られているが、彼の果たした役割はその寺内での身分に比べきわめて重  
要であつた。了藏は、のちに紹介する六通の書状などにより莊經營の方向性を左右する情  
報を東寺にもたらした。とりわけ、為替の処理や流通については詳しい知識をもつてい  
たので、年貢の収納については期待された。一方、在地の莊官（三職）や農民にとつては了  
藏は年貢減免獲得のためにはなくてはならない存在であつた。在地では三職（田所金子衛氏  
・惣追捕使福本盛吉・公文宮田家高）が惣村の指導者としてヘゲモニーを握っており、後述す  
るように了藏の書状は三職注進状の添え状的な役割を果たして、了藏は三職や百姓の  
意向に沿うところが大きであつた。このような定使了藏の役割・活動を通して莊園領主と守  
護勢力と在地の三職・農民との関係を具体的に明らかにし、東寺の新見莊における直務支  
配の初期形態を考察したい。

門指了藏が定使として京都を出立したのがいつであるか定かではないが、新見莊に到着  
したのは九月二四日である。<sup>27</sup> 彼は、東寺供僧の直務支配への煮えきらない姿勢のなかで、  
在地の状況を偵察し年貢の収取が可能かどうかの見きわめの任務を担って下向した。了藏  
が特に定使として選ばれたのは、後述するが為替の処理に精通していたことにあると思わ  
れる。

了藏の新見莊在莊期間は、寛正二年九月二四日<sup>28</sup>から寛正三年八月二六日頃<sup>29</sup>、上洛は九  
月四日<sup>30</sup>の二一か月に及ぶ。この間に了藏は計六通の書状を東寺に送付している。この書状  
を中心に彼の活動を検討することにする。その際、三職の注進状は了藏の在地との距離を  
測る上で重要な参照文書であり、東寺書下案は在地における了藏の果たすべき役割を示す  
文書であると考え、しばしば考慮に入れる。また、最勝光院方引付は、書状などの着到の  
月日やそれらが披露された時の供僧の意見がわかり、了藏書状や三職注進状の内容やその  
性格を検討する上で有難い史料であるので、これも重視する。

以下了藏の書状を年次順にⅠ～Ⅵとして紹介しながら、順次検討していく。

了藏書状Ⅰ（「百合」※サ八六）

（包紙ウツ書）

「一、今度使僧ヲハ大井寺云々、補任也、宮田一類也、

寛正式

新見より

しやうちんほつ京御坊へ

まいる

れうそう

畏申上候、

去月廿四日ニ下着仕候、さ候間、御さた人・御百性様やかて御出候て、けんさん申候、

御さた人（抄込）

御百性様（註）

やかて御出候て、

けんさん申候、

抑

目出度存候、此子細尤やかてくちうしん可申候処ニ、御さいふをたつね候へハ、さら

（註）

御さいふをたつね候へハ、さら

（註）

（註）

（註）

になく候て、いまにおそなわり候、御代官御下候はんするよし、ぬ中ニてひろう申候へ

（註）

（註）

ハ、いまた御代官御下郷もなく候、御心もとなく候、ゐ中より委細ちうしん被申候、此旨にまかせて、いそぎく御代官御下候へく候、いかやうの人にて候へ、御下候へく候、ゐ中の時宜ハせひあるましく候、何とたつね候へ共、京さいふなく候て、ひやうこさいふおとり進上申候、しせんの時ハ、御さつあるへく候、以此旨、御ひろう候ハ、畏入候、返々御代官きつと御下候へく候、仍こんそうし、それにて何かと被申候子細旨、御沙汰人・御百姓等うけの事ハ、かなふましきよし申定候処お申されて候、これにてうけ給ひらき候間、くわんたいにてハなく候、恐惶謹言、

十月十日

了そう (花押)

しやうちんほつ京御坊へ まいる

これが了蔵の新見から東寺(宛所は納所乗跡寿賢)への最初の書状である。これは同一の日付の三職注進状<sup>31</sup>ともに使僧大井寺により一〇月一七日に届けられた<sup>32</sup>。内容は、①九月二四日の下着の報告、②(一献料を)送金するための割符がなく遅れたこと、③代官の下向がなく田舎では不安がつているので、だれでもよいから早急に代官を下向させて欲しいこと、④割符は京都商人のものではなく、京都から離れた兵庫商人の割符を得て進上すること、⑤(前の使僧)金蔵寺があれこれいった(代官を地下の方から寺崎三河殿にして欲しいと)いったことが許可されなかったこととはよく了解して下心があつたのではないこと、である。②の一献料は、東寺が(気が進まないが勇氣を出して)直務をする条件として当初から地下に要求していたものである<sup>33</sup>。そしてその額は三〇貫文(割符では三〇)であつたが、今回は割符二つであつた<sup>35</sup>。同時に送付された三職の注進状は、了蔵の下向を喜びながらさらに代官の下向を強く要求することと割符の送付が遅れた言い訳を主要な内容としている。そのなかで、「はや上使りやうそう御ありつき候、御心安くおほしめされ候へく候」と了蔵を上使として注目される。これは「上使御下向を御代官と奉存候て、御年貢さいそく仕候」とあるように、百姓中も直務代官の下向を強く期待していることと年貢納入等の所務に忠じることを示している。了蔵はこの時点ですでに上使の役割を果たしている。また、了蔵は三職や百姓にとつて東寺直務支配の象徴として映つていたことも重要である。なお、⑤については、「引付」の九月五日の事態をいつていると思われる。そのことを三職注進状では、

なをく申上候、金蔵寺寺崎殿を御代官にと申上候事ハ、国ニ存知之處を申上られて候お、京都のとりなしにてハ申されす候、御代官にハいかやうなる御方々御下候とも、  
我ら三人御百姓中とかく申事あるましく候、

と記している。また、三職注進状ではその金蔵寺が使者として上洛した時に、御礼錢一貫文の割符(地頭方の相国寺の代官が組んだもので京都で現金化できる割符)を持たせたが、京都で「こたへなく」(現金化できず)、進上できなかったことがわかる。少額の割符であれば、相国寺が割符主となる為替が組まれていたことが知られる。

この三職注進状の返事として、東寺書下が二通ある。一〇月一三日付では年貢・公事は先代官安富の例に任せて寺納すること、幕府からの直務許可の奉書が下つたこと、上使が上洛の時に一献料を進上すること、三職の三人が参洛することが記されている<sup>37</sup>。なお、この書下の下書きであつたと思われる一〇か条の一つ書きの東寺条々書下案<sup>38</sup>があるが、これには「一、了蔵年貢皆済之時分まで留置事」とあり、東寺側も了蔵の在荘の必要性を挙げている。一〇月一九日付では一献料の割符請取、上使二人(乗観祐成・乗田祐深)の下向、

年貢・公事の京進が記されている。<sup>39</sup>

了藏の書状で三職注進状よりも具体的内容になっているのは、①と④のみである。④については、了藏が同じ門指の道仲などと同様に為替の裏付けの仕事にもたびたび関わっていたので、割符主の商人等とも面識もあり、その事務能力に長けていたからであろう。<sup>40</sup>ここで注意しておきたいのは、了藏の書状が三職注進状の添状的な役割を果たしていることである。つまり、了藏はこの時点ですでに三職の思惑通り在地側の戦略に取り込まれていたのである。それは、了藏が三職注進状の旨をそのまま注進していることや三職注進状に「委細ハ上使御申あるへく候」とある如く書状の補充関係から明らかである。

こののち、直務代官の決定が難航するなかで祐成・祐深の両上使が一〇月二日に新見に下着した。<sup>41</sup>一月二五日には、祐成・祐深の両上使の新見荘の現状を詳細に調査した注進状や年貢・公事の決定がなされた文書が作成された。両上使の存在に隠れて了藏の出番はないが、この段階での地下と上使との駆引きは地下の直務要求のねらいが何であったかを確認するために重要である。とりわけ、年貢公事の額の決定方法についてみておこう。

湯浅治久氏が指摘している如く、<sup>42</sup>「公文方ヨリ出ル帳面分永享十年八月日付古帳也」とあるように、地下からに指出によつて、現米七七石・現錢一四〇貫文・大豆一四石・夏麦一五石・漆五升・紙一〇束・粟一斗が決定している。<sup>43</sup>しかし、これには東寺はいくつかの不審を抱き、後述する田所金子が上落した時にそれを糺している。<sup>44</sup>東寺が根拠にしたのは、明德二年の年貢公事注文<sup>45</sup>であったが、即座に対処できなかったため、地下の言うなりになるしかなかった。この年貢収納基本台帳の決定過程については、本章第三節であらためて論じる。

地下が直務支配を望んだのは、三職とりわけ金子衡氏が安富の被官的立場を嫌いいわば下剋上をして安富の又代官大橋を荘外に追放したことにより、かれらの後楯を細川氏から東寺に切り替えたからである。<sup>46</sup>その決意は、一月一五日両上使并三職連署注進状に最もよくみられる。<sup>47</sup>「先代官方事、自管領様御口入事、於国候て無其隠候、(中略) 万一公方様下知、又ハ管領様御口入依難去、先代官又余方にて御契約候ハ、地下一同ニ他国可仕候」。この「地下一同」の決意は、両上使の新見下着の様子でも明らかである。

一、入部ハ十月廿一日也、むらくそと申在所より、兩人共乗馬、并迎の人数百余人、松明をとほし戊刻に庄入也、市はまで、三職并名主等酒迎出合間、国の間へも可然候、其間儀三職とりなしにて候事、

上使を百余人が松明を灯して迎えたところからは、三職のみではなく広く農民の期待があつたことを示している。<sup>48</sup>

了藏書状Ⅱ(「百合」ゆ二〇)

(封紙ウラ書)

「寛正参

なか殿

新見より

こや殿 御兩人御中

れうそう」

(端裏書)

「寛正参」

尚々申入候、御大い(代官)くわん、さうく御(下)くたりあるへく候、われく(後世)とせへ御(推察)すいれうあるへく候、又なに事も、とくく御(金)たんかう候て、かなこ殿、御(推察)くたしあるへく候、

はや正月もたち候へハ、<sup>(米進)</sup>ミしんさいそくおも、<sup>(權能)</sup>あいとも三申へく候、<sup>(万)</sup>よろつ、<sup>(万)</sup>状のてい、御覽あるへく候、此分、<sup>(權能)</sup>寺家さまも、<sup>(權能)</sup>御ひろうあるへく候、<sup>(權能)</sup>委細ハかなこ殿、御申あるへく候、

明春之御吉事、かすく申上候也、  
抑、<sup>(金子)</sup>かなこ方ふんと、御礼のため<sup>(權能)</sup>ニまかりのほられ候、<sup>(權能)</sup>富田・福本殿も、<sup>(權能)</sup>まかりのほるへき、<sup>(權能)</sup>よういにて候へ共、<sup>(權能)</sup>地下さいそくと申、<sup>(權能)</sup>ミなく上られ候てハ、<sup>(田舎)</sup>いなか<sup>(第一)</sup>大い<sup>(第二)</sup>ちの事にて候間、<sup>(分)</sup>ますく、<sup>(分)</sup>一人つゝ御礼、御申候て、<sup>(權能)</sup>しかるへく候由、<sup>(權能)</sup>申入候、<sup>(御存知)</sup>仍かなこ殿ふんお、<sup>(分)</sup>大田方<sup>(分)</sup>さた申さるへき由、<sup>(分)</sup>うけ給候、<sup>(分)</sup>いなかの事ハ、<sup>(分)</sup>それさまこそし<sup>(御存知)</sup>の事にて候、<sup>(分)</sup>万事、<sup>(分)</sup>田所殿、<sup>(分)</sup>地下おも、<sup>(分)</sup>ひきまわし<sup>(引き回し)</sup>の事にて候、<sup>(分)</sup>その外、<sup>(分)</sup>百姓事<sup>(百姓)</sup>も、<sup>(分)</sup>とうちきやうふんたるへしと、<sup>(分)</sup>いなかにてのおきてのためニ御折番お、<sup>(分)</sup>御くたしあるへく候、<sup>(分)</sup>さ候ハてハ、<sup>(分)</sup>いなか百姓等、<sup>(分)</sup>わかゆいしよ、<sup>(分)</sup>人のゆいしよほうく<sup>(反古)</sup>のきれ共、<sup>(分)</sup>もち候て、<sup>(分)</sup>ろんお仕候ハんにわ、<sup>(分)</sup>大事の事にて候、<sup>(分)</sup>たゝとうちきやうふんたるへしと、<sup>(分)</sup>かた<sup>(分)</sup>くおうせくたさるへく候、<sup>(分)</sup>いまのし<sup>(改第)</sup>大い<sup>(改第)</sup>の御百姓等、<sup>(分)</sup>おもいきり、<sup>(分)</sup>やすと<sup>(安普)</sup>ミ殿おそむき申、<sup>(分)</sup>寺家<sup>(分)</sup>をあおき申候へハ、<sup>(分)</sup>一ハ御折番お、<sup>(分)</sup>御くたし候ハ、<sup>(分)</sup>いよく地下御百姓等、<sup>(分)</sup>畏入へき由、<sup>(分)</sup>ミなく申候、<sup>(分)</sup>御心へのためニ申入候、<sup>(分)</sup>恐々謹言、

正月廿二日

了蔵(花押)

中殿

こやとのまいる

三職の一人で田所職の金子衡氏(かつては、<sup>(古)</sup>古屋あるいは<sup>(木)</sup>木屋と称していた)が、<sup>(東)</sup>東寺の命<sup>(49)</sup>によつて上洛する折に、三職の他の二人の公文官田家高・惣追捕使福本盛吉連署の注進状<sup>(50)</sup>とともに持参した書状(宛所はかつて上使として下向した乗観祐成・乗南祐深)である。金子は、<sup>(礼)</sup>礼銭として三貫文をもつて正月二十九日上洛した。内容は、①御礼のために三職の三人が上洛するべきところ未進催促の仕事等もあるので、とりあえず金子衡氏が一人上洛すること、②田所職について太田忠継が訴訟をしようとしているが、金子はすべて地下のことを引き回している実力者であること、③田所職についても百姓の当作田島についても「当知行」(現状追認)の安堵の書状が欲しいこと、である。①については、<sup>(公文)</sup>公文官田家高・惣追捕使福本盛吉連署注進状での二人の上洛しない理由を認めている。②・③については、金子が上洛して直接供僧に上申している内容にほぼ等しい。金子はめでたく二月五日に田所職に補任された。了蔵のこの書状は、新興勢力田所金子氏を中心とした在地の政治的秩序Ⅱ「当知行」を容認せしめる内容であり、新興荘の現状を追認をするための書状であった。了蔵は新興荘の三職体制を支持するメッセンジャーとなつている。

了蔵書状Ⅲ(「百合」※サ九九)

(封紙ウラ書)

「『寛正参 三二二』

自新見

進上 <sup>(權能)</sup>ふんこ殿 <sup>(まいる)</sup>人々御中 <sup>(了)</sup>了蔵

猶々申入候、御いん<sup>(一)</sup>んりやうの事<sup>(料)</sup>に付候て、<sup>(免)</sup>地下より私の方へ、<sup>(免)</sup>めん状と申候て、<sup>(折)</sup>折

昏おそ<sup>(新)</sup>多く<sup>(新)</sup>くれ候、<sup>(京都)</sup>此分京と多申せと申候間、<sup>(上之)</sup>□申候、<sup>(披露)</sup>此分寺家様へ御ひろうあるへく候、

仍田所方罷上られ候ハ、<sup>(補任)</sup>御ふにん共めされ候て、<sup>(補任)</sup>御下郷候、<sup>(補任)</sup>千万我らまでも目出度候、

いよく、千万之時□□人御心へあるへく候、しやう下やうにんの事にていられ候間、我  
らもたいせつニ存候、此分御心へあるへく候、  
畏申上候、抑、地下之さいそく仕候へ共、いまた沙汰不仕候、めいわく此事にて候、  
尤此夫丸と罷上候はんする所ニ御れう三人かたへ御とめ候間、まつくかんんにをいた  
し申候、いまのことくに候ハ、罷上候へく候、御代官おそく御下郷候ハ、へち人  
にても候へ、御下候へく候、我もかうさくと申、よろつ罷上候て、私の用をもかなへ  
度候間、しかるへきやうに、御ひろ候て給候ハ、畏入候、猶々御年貢さらくならず  
候間、めいわく此事にて候、いそき御代官御下郷候ハ、まつへち人にても候へ、御心  
へ候へく候、けにく御代官おそく御下郷候ハ、まつへち人にても候へ、御下候へ  
く候、猶々下用さるなく候、めいわくにて候、此分御心多候て、御ひろ候へく候、  
恐惶謹言、

式月廿三日

(最勝光院方公文後室俊)

ふんこ殿

まいる 人々御中

了蔵(花押)

この書状もおそらく三職注進状とともに、京上人夫が二貫文と紙二束を運んだ三月二日  
に東寺(宛所は最勝光院方公文室俊)に届けられた。しかし、三職注進状は現存しない。

内容は、①(未進について)地下に催促をするがその沙汰がないので迷惑であること、②  
京上夫と一緒に京都に帰ろうとすると三職が止めたのでいったんは我慢したが地下がこん  
な状態では京都に帰りたいこと、③代官が下向しないならば別人をよこして欲しいこと、  
④自分の土地も耕作するなど京都での私用を実現したいこと、⑤下用(給与)さえないの  
は迷惑であること、⑥一献料の免状を地下から私に要請したが京都に要求せよと言ったこ  
と、⑦金子が田所職に補任されてめでたいことなどである。了蔵は、年貢の未進が徴収で  
きないのは代官の下向がないのが原因であるといつて、京都への帰還を強く嘆願している。  
了蔵は自分の能力の限界を察知したようだが、供僧は「了蔵在荘事、代官ニテモ又上使ニ  
テモ、下向之間、可為在庄」と了蔵を代官・上使に見立てて在荘の継続を命じている。し  
かし、「自彼妻室方、詫事」があつたので三百文を了蔵の留守へ下している。三職への東  
寺の書下では「了蔵事、近日之間、別人可被下候、其間事者、可為在庄候」とある。東寺  
供僧は、了蔵は現在のところ直務支配の象徴であり当分代官の決定は困難であるから、そ  
のまま荘在継続させることとした。そのことが「了蔵在荘事、代官ニテモ又上使ニテモ、  
下向」という常識外れの発言に示される。だが、東寺供僧は、三職に対して「近日之間、  
別人可被下候」と、了蔵の在荘の説得をせよと命じている。東寺の思惑は年貢公事が確実  
に徴収できるかどうかであり、その試金石に三〇貫文の一献料の完済の如何を念頭に置い  
ている。地下では何としてでも管領の干渉を防ぎ、直務支配の継続を期待している。了蔵  
は直務支配の人質として、東寺からも地下からも在荘を余儀なくされている。

了蔵書状Ⅳ(「百合」え三二)

(封紙ウラ書)

(追筆)

「寛正参 了蔵状 京着三月廿八日也」

新見政所より

東寺

公文所殿へ 人々御中

了藏

畏申上候、抑、今月夫丸之事、申候へハ、四季き八人の人夫を上せ申へく候間、春一人やすむへく候間、来月之立申へく候由、御百姓性等申候、いかゞ御百性中へ申へく候哉、其より仰下され候へく候、三職物共ニさい（御使）そく仕候て、見銭（見）いま五貫文候へ共、夫立候ハす候間、上せ申さす候、なをくは（走舞）しりまい、さいそく仕候て、今度の夫ニ上せ申へく候、

一、大田方罷上られ候て、下候て、何かと申候へ共、金子方、御はん（判）の旨ニまかせ候て、いかやうに申候とも、承引すましきよし申され候間、こゝもとの事ハ無為ニ候、御心安くおほしめし候へく候、

一、金子方、年内ニさい（御符）ふとり（取次）つき申され候、彼さいふ又とりつき候あき人ニ、此さいそく日々ニ申され候、寺家様の御そん（損）にハなるましく候、ち（選進）そくの事ハ御まち候へく候、一、自寺家、御と（助）ふらい下さるゝ由、うけ給候、なをく、定留主の物共、

けいくわいニあるへく候、たのミ奉候、此よししかるへきやうニ御披露ニあつかり候へく候、ち（通判符）かいさいふ事、上使様よりかたく仰下され候、其分申て候、乍去、よそのあき人ニ、はや代わらし候上ハ、これをとりかへさるゝ事にて候間、田所方も、

とうかん（等閑）なくさいそく申され候、此さいふ、こゝもとのとりつきぬし候へ共、つ（通）の国わたなへ（渡辺）のあき人のさいふにて候と申候へ共、こゝにてつめハ、とりつきぬしをせつかん仕、しち（實）をもとり、寺家の御そん（實）にハなしまいらせましき由、田所方かたく申され候、けにも、つめハ、しちをとられ候とも、とりかねられハ候ましく候、日々ニさいそく申され候、神代之夫ニ、田所殿（御計）ひけい（御計）を以、いそき申候間、くわしくハ申さす候、恐々謹言、

三月十六日

了藏（花押）

東寺

公文所殿

人々御中

書状Ⅲと較べると了藏は一変して仕事に精を出している姿がよくみえる。「了藏在莊事、代官ニテモ又上使ニテモ、下向之間、可為在庄」、了藏事、近日之間、別人可被下候、其間事者、可為在庄候」と東寺から言われたことで、了藏は自尊心をくすぐられ、近日中に上落できる期待が、彼の奉職への熱意を再起させたようだ。とりわけ、「自寺家、御とふらい下さるゝ由、うけ給候、なをく、定留主の物共、けいくわいニあるへく候、たのミ奉候」にみられるように、寺家の家族への配慮（妻の託事に対しての寺家からの三百文の見舞金）が彼の「代官・上使」としての気持ち奮い立たせたに違いない。<sup>56</sup>

了藏書状Ⅳの内容は、①夫丸（京上夫）は四季八人と決まっているので三月の人夫は休みにして来月に立てると百姓等は言っているがどうしたものか、仰せ下されたいこと、②三職が催促して現銭で五貫文あるが人夫が立てられないので上進できない、しかし今後一層奔走して催促し今度の京上夫で上進すること、③前田所大田方の上落しての訴訟や下向しての物言いがあつたが、そのことは承引されず金子方の言い分が認められたことで安心したこと、④金子方の割符が違割符になったことについて、割符主は摂津国の渡辺の商人であるが、取次主を折檻して質を取り東寺に損をさせぬように善処していることを伝えられている。了藏は、三職との共同歩調を取り、とりわけ田所金子の行動を支持する発言が目

立つ。

この書状は、新見荘の人夫ではなく、田所金子がやりくりして調達した近郷の神代の人夫によって運ばれた。従つて、通常七日間前後で到着するのが、一三日も要していて三月二八日の京着である。地下にとつては、京上夫の四季八人の原則を守り通すことと寺家への奉公のポーズを示すことを両立させることが大切であった。そのために取つたのが、この了蔵の書状の作成と金子の「ひけい」による「神代之夫」での送付という苦肉の策であつた。ここにもしたたかな地下の策略が見える。

なお、この書状に対する東寺の対応は、「毎月人夫難渋事、不可然之由堅可下地云々、違割符并去年々貢・公事物等、今度京上人夫可進納云々、条々可申下之由、治定了」というもので、地下への書下は現存しないが毎月夫丸の上洛を要求している。<sup>87</sup>

了蔵書状V（「百合」ゆ六〇）

（封紙ウラ書）

「

進上 公文所殿へ

まいる 人々御中

自新見政所

了蔵

「

猶々追申候、御年貢万御公事物共、ならず候間、へち人のもつて、かたく仰被下へく候、万事者、京との事、御ふちをたのミ入存候、

畏申上候、

抑、地下未進之事、かたく三職等共に、仕候へ共、いま之時分、御百性等けい（さいそく）くわと申候て、自然不仕候、めいわくにて候、乍去、見代にて八貫文進上申候、此内貳貫文者、ちかいさいふ（進割符）の分にて候、さらにく、ゐ中ニ御さいふなく候て、如此ニ候、同番者そく、なしかミにて候、御うけとり御下給候へく候、仍御一こんれう（献料）の事、承候、かたく申付候へ共、御わひ事、可申候由、かたく御百性等申候、又毎月の夫丸の事、御状おそへ付候間、いまた地下へハ不申付候、委細之事者、重而申上へく候、一、私の事、上使御下郷之間、かん（堪忍）にん仕候へと、承候間、めいわくにて候、すてにかう（耕作）さくと申候、万けい（計金）くわいにて候、此よし可然やうに、御申候て、給候ハ、畏入存候へく候、如此、ゐ中ニ候ても、御年貢共きり候共、ならず候、ことにく下用なんとさえなく候、めいわくにて候、かやうニ御年貢なり候ハぬこより候て、我ら罷上條ハんする由申候へハ、かたく三職御とめ候、万めいわくにて候、此由かたく、京とより、へち人のもつて、仰下され候へく候、毎事、重而申上候へく候、恐惶謹言、

卯月十八日

了蔵（花押）

進上 公文所へ 人々御中

まいる

内容は、①年貢未進について三職と共に催促するが、「いま之時分」（耕作を開始しようとする四月）なので百姓等は困窮して納めないこと、②現銭で八貫文（その内二貫文は違割符の分）と紙一束を納める、現銭なのは在地に割符がないからであること、③（残りの）一献料の納入を強く命じたが百姓等はかたく詫事を言うこと、④毎月の夫丸についてはまだ地下には申しつけていない、詳しくは重ねて申上すること、⑤上使が下向したら京都へ帰還できると聞いていたがそうならないのは迷惑である、⑥（自分の持つ京都



の土地の)耕作のこともあり悉くやりくりがつかず困っている、⑦年貢が徴収できず下用(国下用)もできず迷惑である、⑧京へ帰還しようとする三職が止めて迷惑である、⑨年貢・公事が納まらないので別人を下して欲しいこと、である。了蔵は年貢の収納に絶望的になっており、奉職の気持ちは薄らいで帰洛の念が募るばかりであった。この書状は田所金子衡氏の書状<sup>60</sup>と三職の注進状(これは現存せず)ともに四月二六日に京着した<sup>60</sup>。金子は、太田忠継が東寺の寺崎殿と結んで「弓矢」(合戦)に及ぶといっているが加勢や親類が多いので大丈夫であるから田所職補任を覆さないようにして欲しいことと、違割符は播磨商人の割符を取り次ぐの必ず催促して上進することを書き述べて信用を得ようとしている。金子はこの書状の猶書きで「如御意、いなかの御事ハ、かいぶんはしりまい申へく候」と東寺への奉公の文句で締めくくっている<sup>60</sup>。了蔵や三職等の書状に対して、供僧は人夫のことや未進のこととともに、代官の下向時には了蔵が在国するよう命じた<sup>61</sup>。この書下をもって、四月二六日に京着した京上夫は五月一日に下向した<sup>62</sup>。

了蔵書状VI(「百合」サ一〇一)

(封紙ウラ書)

(追筆)

「『寛正三

五月廿七 京着候』

備中新見庄政所より

東寺

公文所殿

了蔵

まいる

なをく、愚状之躰、御免あるへく候、返々御年貢不納候間、罷上へき由、かたく申候へハ、かたく御留候間、先々かん<sup>(堪忍)</sup>にん仕候、委細ハ今度夫立候はんする間、其時申上へく候、

便宜以一筆申上候、

抑、御年貢未進共、今作もうの時分とて、更々不納候間、風渡罷上候へき由申候へハ、いまに夏麦なんとも可納候へハ、未進と申、いつれニ御代官御下向之間ハ、在国候へと、自京都の御意にて候へハ、逗留候はてハ、叶ましき由申され候間、先々かん<sup>(堪忍)</sup>にん仕儀、又夫の事も四き<sup>(季)</sup>八人の夫を立申へき由、かたく申候、又一こん<sup>(勘)</sup>れうの事も、すてニ自京都より公文所之御判を、いなかに<sup>(田舎)</sup>ハもちへ候へ、京都にハ三職之判を御もちへあるへき由、仰下され候ハぬ以前の免状、すてニ候上ハ、さた申ましきよし申候、いか、申付候へく候哉、両三人も無等閑、地下へハ申付られ候へ共、かやうニ申候、三職も計会之由申され候、又金子方ちかいさいふの事も、無等閑申され候へ共、いまたあき人の方よりも不納候、いかやうニしちを取候ても、京都の御そん<sup>(損)</sup>にハなし申ましき由申され候、今度の夫ニいか程もせいりやく仕上へき由申され候、先々神代の夫ニ一筆事付上せ申候、返々いところ御代官とも御下あるへく候哉、それまでかん<sup>(堪)</sup>にん申かたく候、万事留主の事、奉憑候、恐々謹言、

五月十八日

了蔵(花押)

公文所殿

人々御中

この書状は金子衡氏の書状<sup>60</sup>とともに神代の夫によって東寺に届けられた。内容は、①年貢未進については「作もう」(耕作)の時期であるから全く収納できないこと、②すぐに

も京都に帰還したいが、夏麦の収納が間近であることと代官が下向の時は在国せよとの命令で辛抱していること、③(百姓等は)人夫は四季八人を強く主張していること、④一献料については公文所と三職の花押の取り決め以前に免状があるので沙汰しないと主張していること、⑤金子方の違割符についてはまだ商人が納めていないが東寺の損にならないように処置すること、⑥いつごろに代官は下向するのか、もう辛抱がならないこと、⑦留守(家族)のことを直しくたのむこと、⑧詳しくは、今度(六月)の京上夫が上落するとき(家族)に申し上げること、である。この書状の①②④でも、金子の書状を支持する立場に立っている。そして、金子の書状では「返々了蔵をは、寺家の入鉢御座なく候てハ、我らハ地下さいそくもかたく申、くるしく候」と記し、了蔵の在任意義を主張し了蔵を引き留めていた。<sup>64</sup>さらに、翌月の三職進状でも「了蔵同道仕候て、地下色々さいそく仕候」とあるように、三職は年貢徴収を執行する際に了蔵を同行させ、「我ら三人地下さいそくの事も、寺家様人御座候てハ、難叶由かたく申候て、先々留申候」と了蔵を寺家の象徴として位置づけた了蔵を利用している。<sup>65</sup>このように三職は寺家に対して強く了蔵の在留を要請しており、寺家もそれ沿った命令を出した。<sup>66</sup>

しかし、この書状VIに対する東寺僧の反応はまったくくない。神代の人夫に言付けたこの書状は五月二七日に京着したが、上納物がなかったためか、或いは代官の選定についての評議で繁忙をきわめていたためか、評定で披露さえもされなかった。

⑧について、了蔵の手紙(七通目)は現存しないが、六月の京上夫は二九日に上落しており、「了蔵宿三十疋可為事」<sup>67</sup>とあるので、⑦のことが実現したようである。

選考に難航していた代官は、七月一八日に祐清上人に決まった。そして了蔵は東寺から帰還の許可が降りた。<sup>68</sup>下向する代官とともに年貢の厳密な催促を最後の仕事に命じられて、了蔵はようやく長い任務から解放されたのである。<sup>69</sup>

地下側にとっては、了蔵の存在は東寺支配の象徴であり、直務支配の旗印であった。従って、周辺の国人に対しても、村を守る権威的象徴として機能した。また、了蔵は代官下向までの直接的交渉相手であり、在地にとって有利な展開の温床を形成できるキープゾーンであった。特に、地下の指導者である三職は、了蔵の書状をかねらの書状の添状として利用することで、かれらの主張や東寺への要求の正当性を高めるのに役立てた。

寺家側にとつては、了蔵は、せつかく手に入れた直務支配による荘再興のチャンスを継続させる存在であった。代官の選考が長期化すればするほど彼の存在価値は高まっていった。了蔵が新見へ出発した時点では、単に在地偵察のためのいわば斥候的役割に過ぎなかったであろう。その証拠に、彼が京都を出立した月日もその選考過程も、評定引付には記されていない。しかし、本物の上使祐成・祐深が京都に帰った後では、彼の役廻りは定使から上使へと変わった。東寺僧も了蔵を上使として認めるようになった。

門指了蔵は、洛中に持つ猫の額ほどの耕地<sup>70</sup>や妻子のことを気にかける平凡な人物で政治的駆引きに明け暮れる供僧たちとは違う存在として新見にあった。しかし、地下・寺家の双方の思惑のなかから、了蔵の存在は了蔵の実態を超えて、東寺支配を象徴する存在へ上昇していったのである。

### 第三節 年貢収納基本台帳の決定過程

新見荘の荘民が東寺の直務支配を望んだ理由は、代官安富智安の支配から逃れ年貢の減免を実現することにあつた。東寺は、直務支配とすることに相当の躊躇があつたが、荘民の強い要求に後押しされて、直務支配の可能性を探るために門指了蔵、続いて上使祐成・祐深を送り込んだ。了蔵による直務初期段階については前述したので、ここでは上使祐成・祐深による年貢収納基本台帳の決定過程を考察する。さらに、この年貢収納基本台帳の性格を検討して、惣請の実現を確認したい。

寛正二年に下向した上使乗観祐成・乗円祐深は、直務支配を寺家主導により実現しようとして、年貢収納の基礎台帳（「御帳」）を「取調候て、可被上由申」したが、「自地下止られ」た。<sup>71</sup> 新見荘の荘民が、主体的に年貢等の請負額を設定しようとしたのである。そして、その請負額が明示され、東寺に提示されたのが永享十（二四三八）年帳に基づく注文である。<sup>72</sup> さらに、荘民はこの請負額の当否が東寺内で審議される前に、寛正二年分の年貢算用状の作成を急ぎ、永享十年帳を適用した算用状が寛正二年二月二日に作成・京進された。<sup>73</sup> この過程で、東寺は、「新見庄御不審条々」として「御年貢等去年指出永享十年与明德二年古帳ト多少相違分之由、同御不審之処、是又漸々可御沙汰云々」<sup>74</sup>と永享十年帳と明德二（一三九二）年帳<sup>75</sup>の違いに気が付いているが、即座に対処をしないまま過ごした。そして、新見荘の管理を行っていた寺僧組織である最勝光院方の評定で、供僧たちは祐成・祐深が地下から持ち帰った「永享十年地下納張一卷」や未進徴符・直務入足散用状を確認し、「俄今度地下指出」れたとの印象を持ちつつも永享十年帳を認めてしまふのである。<sup>76</sup> この永享十年帳が基本台帳となる過程では、東寺の主体的な意志決定は見られず、新見荘の荘民の地下請を実現させるための積極的な動向ばかりが目立つ。<sup>77</sup> すなわち、荘民は、東寺に直務支配を要求しつつ同時に地下請の実現にも成功したのである。

さて、東寺の最初の直務代官は寛正三年に下向したのは、聖の祐清上人であつた。祐清は永享十年帳を利用して年貢の収納を行うこととなつたのであるが、彼はこの納帳をどのように評価していたのだろうか。祐清は「今度之御書下ニ先代官安富方所務帳ヲ御下候、其のことく所務仕候へと被仰下候へく候」と東寺へ注進した。<sup>78</sup> ここに祐清の永享十年帳に対する評価が見える。実は、永享十年帳こそ「安富方所務帳」であるが、祐清は代官が安富智安の時期にもっと苛酷な収奪があつたことを想定して、代官就任当初から厳しい収奪の根拠を求めていて、祐清は永享十年帳の年貢収納額には満足していなかつたのである。

そして、祐清はさらに「去々々御帳余ニ減候間、御本帳を御下候申候て、元弘帳と申を尋出候て、如此昔ハ御年貢過分ニ沙汰仕候ニ、今御帳事外減候をたにも無沙汰申候、曲事ニ候よし申かけ候、是ハ今御帳之面を未進無懈怠沙汰申さすへきためニ、かようニ申付候、御心得候て、兩人にも可被仰付候」と、東寺に注進した。祐清は、「去々々御帳」ニ永享十年帳の年貢高は「余りに」低いと評価していて、東寺に「元弘帳」<sup>80</sup>と称する元弘三（一三三三）年の納帳を探し出させ、過去の年貢高の高い納帳<sup>82</sup>を荘民に示して、年貢の収納を働きかけようとしたのである。また、上洛中であつた公文宮田・惣追捕使福本の「兩人」へも上記のことを示して年貢徴収命令をするようにとつけ加えている。しかし、地下代官に位置づけられる田所の金子衡氏の書状に「往古御帳御下候、其分、御百姓等ニ申

表 47 「百合」\*ク 40、新見荘領家方年貢公事物等注文案＝「永享十年帳」(C)の記載一覧(ii)

清元名	1455	23050		3510	4200			1	315	
清元分三郎左衛門	453	5500		2300	2000				70	
友清名	400		12673	700						
仏事田清元			6000							
仏事田寿禪寺			7000							
久遠名	470			500						
八幡宮御寄進友重名3反			18000							
仏事田1反けいおん			8000							
仏事田1反神原			7000							
★以下は「中奥分」										
近吉名	342			1870						
末貞名			59370							
助元名	2784	9340		5600	3740			1	200	銭内384文は漆代
延清名	1120			4000						
利宗名	4014	7225		11200	3100		80	0.5	200	
末国名	3361	20100		8340	7000		25	0.5	300	
助守名	1526	28000		2800	8440			0.5	100	
則真名					10270					
包真名	3636			3840			18	1		
恒守名	3100									
宗末名	8200	108000		15000	38670			1	500	
国吉名	3000	24090		11400	6760		20	1	100	
清友名	1308	12010		1400	3820					
近真名	4542	52000		700	15300			1	200	
三ヶ一名	1280	13070		2100	4340				100	
★以下は「高瀬分」										
永久名	6283									
源入名民部	2467									
源入名神原	2752									
秋末名	10450									
安宗名	6900									
宗重名	7265									
正作貞末名	2926									
田所金子方延房名	11100									
惣追捕使分福本方得永名	6803									
公文宮田方成沢名	6032									
単純合計	140486	505253	280972.5	149090	154625	1100	520	10.5	2485	
記載計	140500		817005.5	150960	150595	1100	520	10.5		市公事 300 文

(注) ①この文書には端裏書に、「新見庄年貢公事物帳、寛正式年辛巳十月日」とある。  
 ②「中奥分」、「高瀬分」は文書に記載されている位置に記している。  
 ③単純合計は単純に総計したもの、記載計は文書の最後の記載通りで、米は大斗、小斗の区別なく、「米以上」と記された数値である。

表 47 「百合」\*ク 40、新見荘領家方年貢公事物等注文案＝「永享十年帳」(C)の記載一覧(i)

名 名	年貢錢 (文)	大斗 (米) (勺)	小斗 (米) (勺)	麦 (勺)	大豆 (勺)	粟 (勺)	漆 (勺)	紙 (束)	小麦 (勺)	備 考
節岡分正分名	12252									
節岡 紀大夫	1600	11900		2605	1750					
節岡 紀太郎分	1566	11900		2605	1705					
守忠名	472		19200	230						
一王名			15200							
助延名	200		12000	1400						
成正名	320		2500	1400						
元安名	108	6540		1600	1800					
則真名	122		9585	700						
則久名	765	18400		2500	4680					
五郎名	300	6000		1400	1960					
為真名	317		13750	2100						
友光名	527		21144	2900						
則安名			10000							八幡宮修理免
近平名	304	10000		700	4000					
安遠名			3040							
恒光名	130		6165.5	1400						
真経名	805	13100		1000	4000					政所屋敷免
吉里名	451	18000		1120	4420					
金子方宗遠名	152		9000	1050						
金子方宗遠	152		7125	1050		100	10			
助貞名	1000	20050		4480	6000				1	
森田方恒房名	200									
武方名	18		11000	280						
則行名兵衛分	1264	15170		3400	4100	300	80			
則行二郎左衛門	1680	20930		4100	5640					
則行左近	764	6660		2400	1840					
吉国名竹下分		4700								
吉国上分下分	2881	15188		7840	6760		85	1	100	
宇都草名	2467									
利真名林方	2190	6600		4700	2300	300	15	1	100	
利真名権守分	2360	7060		5300	2300	100	95		100	
利真名中大夫分	1150	7670		5300	2300	300	92		100	
船方名左近分			3420							
船方福本方			4500							
船方宮田方			11300							
友光名嶋木分宮田方			4000							
宗包名		3000			1700					

付候へハ不存候、此間、安富殿へさた申候分、無沙汰申しき由、申候」<sup>483</sup>と見られるように、荘民の反応は、「往古御帳」||「元弘帳」のことは知らないと言いつ張って、安富智安に納めた年貢分、すなわち永享十年帳の年貢分は納めようと返答している。

新見荘の百姓が東寺へ直務支配を要求したその内実は、永享十年帳に基づく惣請にあつたのである。祐清の死後、新見荘へは本位田家盛、さらには寺内の公人乗観祐成が代官となつて下向するが、その祐成の代官請文には、「一、地下所務分齋事、於寛正二年地下之差出者、為御直務始之間、更不可為定量、所詮任明徳二年檢注帳之旨、連々致興行、御年貢漆以下可運送申、更不可存私曲等閑之事」<sup>484</sup>とある。しかし、「明徳二年檢注帳」による地下所務は成功せず、寛正二年帳||永享十年帳により年貢算用が行われている。新見荘の百姓は、百姓請の実現の際に、年貢高の低い納帳を在地主導により決定・維持して年貢減免に成功したのである。

永享十年帳が、定使の了蔵、続いて上使の祐成・祐深の下向にあわせて、新見荘の在地の下級荘官である三職の田所金子衡氏・惣追捕使福本盛吉・公文宮田家高が連署して京進した年貢額請負台帳であることは、前述した通りである。次に、永享十年帳の記載上の特徴を元弘三年帳と明徳二年帳と比較して考察しよう。永享十年帳の内容を整理して、表47として掲げる。

永享十年帳は、元弘三年帳・明徳二年帳に比べ、年貢負担量・公事の種類は軽減され、伝統的な名別構成記載は守りながらも、領主との交渉経緯の記載が省れた簡略な表現になっている。永享十年帳の特徴は以下のようによまとめられよう。①各名の土地の田畑などの種別・面積・斗代・損免の有無などの空間的表現は原則としてない。②年貢・公事の負担の種類は、米(大斗・小斗)<sup>485</sup>・銭・麦・大豆・粟・漆・紙・小麦に限定されている。③名の記載順は、里↓中奥↓高瀬となつている。④高瀬はすべて銭負担のみである。⑤元弘三年帳・明徳二年帳の記載の遺制が見られる。

⑤の元弘三年帳・明徳二年帳の遺制とは、以下の二点である。①中奥の「則真名」などのように畠地のみ名は、高瀬を除き、米の負担の記載がない。②米を大斗で負担する名は、「吉国名竹下分」を除き大豆負担があり、小斗負担名は大豆負担がない。

②について。大斗で米負担をする名は、明徳二年帳以前では石代の佃負担をもつ名で、佃を除く定田は三分の二が米・三分の一が大豆で納入していた名である。小斗は、佃の負担がなく一色負担の名である。一般に米の大斗負担の名は生産性が高く、米の小斗負担の名は生産性が低いと考えられる。こうした生産性を考慮して各名に年貢公事が案配され記載されたのが、寛正二年に記載された永享十年帳である。<sup>486</sup>

寛正二年以後の新見荘では永享十年帳に基づいて、年貢の算用がなされている。上使或いは代官となつた了蔵、祐清、本位田家盛、乗観祐成の順に算用状作成の経過とその特徴を検討してみよう。

最初の年貢算用状は、上使乗観祐成・乗田祐深が三職とともに地下で算用した寛正二年分<sup>487</sup>である。これに加え、当年の下用分を記した算用状が京都で作成され、寛正三年二月一二日に算勘がなされ<sup>488</sup>、永享十年帳による年貢納入・徴収体制が固まった。上使の下向以前に定使として派遣されていた門指の了蔵は、地下では「上使」と呼ばれて、祐成・祐深の上洛後は所務を行い<sup>489</sup>、了蔵上洛の日に寛正二年分の未進分の算用<sup>490</sup>を行つている。

続いて祐清が代官として下向した。東寺は、祐清へ「去年々貢等、堅御催促候へく候、

仍運上之時者、去年・当年分を、御書わけて候て、御進上候へく候、以前も此分申候」<sup>91</sup>と年次を分けて年貢を進納するように命じている、それに対し、祐清は「去々年貢と又去年分と混合仕など蒙仰候、心得申候、乍去、去々年未進帳内過分ニ可減候、其故ハ(中略)、了藏納分と申、又未進帳ハ皆々前へ少宛ニ多々付候由申候、いかさま結解仕候て、去年々貢以去々年分、可引候、定而去々年分ハ多くハあるましく候、今まで進納分ハ、先兩年と御心得候へく候、追而散用仕分候て、注進可申候」<sup>92</sup>と応え、了藏の未進帳の決算の不正確さに言及しつつ、寛正二年と三年の算用の仕分を約束している。そして、寛正四年六月二日に祐清は「去年・去々年兩年之算用状調進之候、去々年未進帳之内、色々違候、定而御ふしんあるへく候、能々可有御披露候、委細ハ算用状ニ委注申候」<sup>93</sup>と注進しているように、了藏の未進帳の不正確な算用を正して、寛正二年分と寛正三年分の年貢算用状を作成している。祐清はその算用状を自身上洛して東寺へ提出しようとしたが、金子衛氏など三職は麦の収穫期であったので上洛を押し止めた<sup>94</sup>。この算用状が上記祐清書状や三職書状などとともに東寺に届いたのは、閏六月朔日であった<sup>95</sup>。しかし、寺家は、「一、算用状沙汰趣、不足事、又、廿貫文相違事。(中略)一、大豆未進分事、三石八斗一升五合也。一石三斗五升一合相違」<sup>96</sup>とあるように、この算用状に不審感をもった。

祐清殺害のあと上使として下向した本位田家盛は、祐清殺害事件の処理や地頭方政所屋新造問題の解決に奔走した(第二章第二節を参照)。しかし、東寺が不審を持った祐清作成の年貢算用状の再算用は、東寺の重ねての要請にも関わらずなされず、しかも年貢徴収もはかばかしくなかつたので、東寺は寛正六年(一四六五)二月に上使乗幸を下向させた。そこで本位田は寛正三年分年貢の再算用<sup>97</sup>を含む寛正五年分まで年貢算用状<sup>98</sup>を作成したようである(寛正三年分から寛正五年分までの算用状は現存しない)。

次いで、本位田が罷免されたあとは、乗観祐成が代官となる。祐成による年貢算用状は寛正六年分<sup>99</sup>・文正元年(一四六六)分<sup>100</sup>とも現存している。これらの年貢算用状は、三職のヘゲモニーのもとで作成されている。それは、寛正六年分の年貢算用状の作成過程で明らかになるが(第二章第四節代官祐成期の年貢減免闘争を参照)、永享十年帳に基づき作成されているだけでなく、日照り・大風・大霜の損亡を認める内検帳も付属しており、三職を中心に年貢減免闘争は継続的になされていることがわかる。

#### まとめ

新見荘の寛正二年に始まる地下の寺家直務要求の本質は、年貢減免にある<sup>101</sup>。確かに代官安富智安の排斥は、武家代官の排斥闘争として捉えることができる。しかし、三職をリーダーとする名主百姓のねらいは、とりあえず安富方の収奪から解放されればよいといった単純なものではなかつた。かれらは、周囲に蟠踞する守護方の国人たちの攻勢から自らの村を守り、かつ年貢の減免をも克ち取るため、この寺家直務要求闘争を開始したのである。かれらがかれらの身を守るために選んだ相手は、力を失いつつあつた荘園領主東寺であつた。長禄元年(一四五七)以後に政所執事伊勢貞親が主導した將軍足利義政専制体制下での管領細川勝元および守護大名への勢力抑制策の一環である荘園保護政策を背景に、東寺は室町幕府に直務支配を認めさせることに成功した。東寺はいまだ中央政治を動かす力を保持していたのである。三職・名主百姓は幕府とのパイプをもつこの権威

を背後に持つことで、四面楚歌的なこの地域でかれらの生活を守り抜こうとした。

定使として下向した門指了蔵の荘残留工作もそのためにあった。三職は、了蔵を在荘させること（彼が門指であろうとも、象徴的には代官として存在すること）で直務支配の体裁を確保し、そしてそのことで名主百姓の結束の継続を可能にした。そして、了蔵の在荘期間に三職・名主百姓は寺家と巧妙な交渉を重ね、直務支配成立による年貢減免（生産物や労働の村内留保）を実現しようとしたのである。

さらに、新見荘の農民は、東寺の直務支配を実現する過程で、年貢收取基本台帳を元弘三年帳や明徳二年帳ではなく、それらより年貢納入額の低い永享十年帳による惣請に成功した。この永享十年帳は、寛正二年以後年貢収納の基本台帳として機能し、新見荘の恒常的な年貢減免闘争の基礎となった。

<sup>\*1</sup> 新見荘の先行研究は、佐藤和彦「中世備中の農民闘争―東寺領新見荘を中心に―」（『続荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年）や「東寺百合文書関係論文目録（一）―荘園関係論文―」（『資料館紀要』一九、一九九一年）（のち、京都府立総合資料館編『東寺百合文書にみる日本の中世』（京都新聞社、一九九八年）に「東寺百合文書関係論文目録」として増補されている）にまとめられている。なお、『新見荘―生きていく中世』（備北民報社、一九七三年）と『岡山県史 中世Ⅱ』（一九九一年）は新見荘について総括的に記述されている。また、新見荘関係の史料については、『岡山県史 家わけ史料』（一九八六年）や『岡山県史 編年史料』（一九八八年）、浅原公章編『増補改訂 備中国新見庄史料編年文書総目録』（一九八九年）などを参照した。

<sup>\*2</sup> 富田正弘氏によれば、「請負代官の諸所領の年貢の収納や、直務代官であっても内検等の必要な場合には、上使が立てられ、これには多く三綱層・中綱層が派遣されている。上使は、諸所領ばかりではなく、東寺境内・寺辺水田・京都近郊庄園等の住屋の検封、罪科人の追捕にも派遣された。この上使に対して、通常諸庄園との連絡にあたる恒常的な使者を定使といひ、これには、職掌・門指・鐘突等がこれに従事した。」（「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」（『資料館紀要』一三、一九八五年）。

<sup>\*3</sup> 『時代別国語大辞典 室町時代編一』（三省堂、一九八五年）では、「東寺百合文書」の二―口方評定引付や「多聞院日記」を挙げて、「表門の錠を預かる番人をいうか。」としている程度でその役割を特定していない。応永五（一三九八）年の門指二郎四郎の東寺西院門指職条々請文によれば、「当番時、初夜以前令参住西院、堅可致門々開閉事」、「恒例臨時行番、或号私主命、或称諸方定使役、不可難洩、可代官沙汰進事」、「公方出仕等時、御力者御用之時、可秘計進由、申請上者、随催可沙汰進事」、「為公方、大少使節等時、雖少事不可致不忠不法沙汰事」とあり、諸門の開閉・諸方面への使・力者が主要な任務であった（「百合」し五八）。門指には、本門指（西院門指、定員三人）と新門指（八足門指）の区別があり、管見によれば都合九人任じられていた時期もあった（『教王護国寺文書』一七八〇）。<sup>\*4</sup> 富田正弘氏は前掲論文七五頁で、「寛正四年、新見庄代官であった御影堂聖人祐清が現地において殺害されるという事件が起きたが」（注五〇）、「祐清の許へ東寺から常に定使として派遣されたのは、門指の了蔵であった。」（注五二）と記されている。寛正五（一四六四）年西院門指の助五郎が死んだのち、了蔵はかれの権利を競望して、平野殿荘の定使は許

可されなかったが久世荘と拝師荘の定使の権利を得ている（「百合」ち一八、寛正五年廿一口方評定引付、九月一五日条）。このことから、了蔵は門指あるいはそれに近い寺院内身分であったことは間違いない。なお富田氏の論文注五二において了蔵が新見荘に定使として派遣されていた時期について、不正確な記述がある。了蔵が寛正三年以後に再び新見荘に使者として下向するのは寛正五年である。下向は四月二六日、上落は六月八日（「百合」け一六、寛正五年最勝光院方評定引付、四月二一日条、六月一二日条）。さらに了蔵がその次に新見荘に下向したのは文明一〇（一四七八）年である。七月七日以後下向、八月二二日上落（「百合」け三一、文明一〇年最勝光院方評定引付、七月七日条・八月一二日条）。次いで、翌年文明一一年には七月二八日下向、九月五日上落（「百合」け三二、文明一一年最勝光院方評定引付、七月二九日条、九月五日条）。

\*5 「百合」え一一六、（寛正二年）八月一六日、三職連署注進状。  
\*6 山本隆志『莊園制の展開と地域社会』（刀水書房、一九九四年）第六章「莊園制と百姓等申状」。

\*7 「百合」え一〇四、（寛正二年）七月二六日、新見荘百姓等申状。  
\*8 「百合」ツ二三六、（寛正二年）八月一六日、新見荘国衙百姓等書状。

\*9 寺崎（名字）玄雅（僧名）なる人物が東寺の雑掌職を得ており、上野荘の代官職や東西九条女御田代官職を兼帯していたが、長祿三（一四五九）年に没している。寺崎（名字）三河（国名）は、玄雅の子か。

\*10 「百合」け一一、寛正二年最勝光院方評定引付（以下略す）、八月二九日条。

\*11 「百合」け一二、九月二日条。

\*12 「百合」け一二、九月五日条。「百合」サ八五、寛正二年一〇月一〇日、新見荘三職連署注進状。

\*13 「百合」け一二、八月三日条。

\*14 『教』一七〇、（永仁七年三月六日）、東寺下知状案。

\*15 「百合」け一二、八月一八日条。

\*16 「百合」え二四、寛正二年八月、東寺雑掌言上状案。「百合」サ八二、寛正二年八月、東寺雑掌某申状案。

\*17 『岡山県史 中世Ⅱ』（一九九一年）三二〇頁。

\*18 「百合」京一〇九一、寛正二年八月、新見荘未進年貢注文。

\*19 「百合」の四二、寛正二年九月二日、室町幕府奉行人連署奉書。

\*20 「百合」ホ五二、寛正二年九月二日、室町幕府奉行人連署奉書。

\*21 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『岩波日本歴史7中世3』、一九七六年）。

\*22 「百合」ト一一五、寛正三年八月二四日、祐清注進状。

\*23 「百合」け一二、一〇月一〇日条。

\*24 「百合」け一二、一〇月一三日条。

\*25 「百合」え二七、寛正二年一〇月二七日、上使祐成・祐深連署注進状。

\*26 『第二回 東寺百合文書展 中世の寺院』（京都府立総合資料館、一九八五年）。これは、東寺の寺院組織などを知る上できわめて便利な史料である。

\*27 「百合」※サ八六、寛正二年一〇月一〇日、了蔵書状。

\*28 「百合」※サ八六、寛正二年一〇月一〇日、了蔵書状。



〔百合〕イ二〇三、(寛正三年)八月二十六日、新見莊三職連署注進状。

〔百合〕け一三、寛正三年最勝光院方評定引付(以下略す)、九月五日条。

〔百合〕サ八五、寛正二年一〇月一〇日、新見莊三職連署注進状。

〔百合〕サ八七、寛正二年一〇月一九日、東寺書下案。〔百合〕け一二、一〇月一八日条。

〔百合〕け一二、八月三日条、〔百合〕え一〇八、〔百合〕え一一二、(寛正二年)八月三日、東寺書下案。

〔百合〕え一五六、(寛正二年)、東寺条々書下案。

〔百合〕け一二、一〇月一八日条。

〔百合〕サ八五、寛正二年一〇月一〇日、新見莊三職連署注進状。

〔百合〕え二六、寛正二年一〇月二三日、東寺書下案。

〔百合〕え一五六、(寛正二年)、東寺条々書下案。

〔百合〕サ八七、寛正二年一〇月一九日、東寺書下案。

〔百合〕る六四、寛正六年一二月日、最勝光院方年貢算用状。〔百合〕さ一一四―一一、寛正三年一二月二九日、新見莊年貢代錢支配状案。

〔百合〕え二八、寛正二年一二月二五日、上使祐成・祐深連署注進状。

湯淺治久「室町戦国時代の地域社会と『公方・地下』」(『歴史学研究』六六四、一九九四年、のち、『中世後期の地域と在地領主』吉川弘文館、二〇〇二年、に所収。)

〔百合〕※サ八九、寛正二年一二月一五日、新見莊領家方年貢等注文。

〔百合〕サ九五―一、寛正三年二月五日、新見莊所務不審条々事書。

〔百合〕※ク三一、明德二年六月日、新見莊西方田畠年貢等納帳。

〔百合〕え二八、寛正二年一二月一五日、上使祐成・祐深連署注進状。

〔百合〕サ八八、寛正二年一二月一五日、両上使并三職連署注進状。

〔百合〕え二八、寛正二年一二月一五日、上使祐成・祐深連署注進状。

〔百合〕え二六、寛正二年一〇月二三日、東寺書下案。

〔百合〕ツ一三九、寛正三年一二月二日、福本盛吉・宮田家高連署注進状。

〔百合〕け一三、二月三日条。

〔百合〕ロ二二、寛正三年二月五日、新見莊領家方田所職補任状案。〔百合〕ロ二三、寛正三年二月五日、金子衡氏新見莊領家方田所職請文。〔百合〕け一三、二月三日条。

〔百合〕け一三、三月三日条。

〔百合〕け一三、三月三日条。

〔百合〕サ一〇〇、寛正三年三月六日、東寺書下案。

〔百合〕け一三、三月三日条。〔百合〕サ一〇〇、寛正三年三月六日、東寺書下案。

〔百合〕け一三、三月二九日条。〔百合〕ゆ二四、寛正三年四月一八日、金子衡氏注進状。

〔百合〕ゆ六〇、(寛正三年)四月一八日、了藏書状V。

〔百合〕ゆ二四、寛正三年四月一八日、金子衡氏注進状。

〔百合〕ゆ二五、寛正三年五月一日、東寺書下案。

〔百合〕ゆ二四、寛正三年四月一八日、金子衡氏注進状。

〔百合〕け一三、四月二七日条、〔百合〕サ一〇一、寛正三年五月一八日、了藏書状VI。

〔百合〕け一三、四月二八日条。

〔百合〕サ一〇二、寛正三年五月一八日、金子衡氏注進状。

\*64

「百合」サ一〇二、寛正三年五月八日、金子衡氏注進状。

\*65

「百合」サ一〇三、寛正三年六月二〇日、新見莊三職連署注進状。

\*66

「百合」サ一〇四、寛正三年七月二日、東寺書下案。

\*67

「百合」サ一三、七月一日条。

\*68

「百合」ゆ二八、寛正三年八月日、東寺書下案。

\*69

了藏の長期の新見莊在莊に對して、寺家は「粉骨分」として太刀一振・料足二貫八〇〇文を

\*70

与えた（「百合」サ一三、一二月二〇日条）。

\*71

浮足方年貢算用状によれば、北款冬屋敷に年貢六升ほど土地を持つていたと思われる

\*72

（『教』一七二〇、『教』一八四四など）。

\*73

「百合」サ八八、寛正二年一月一日、新見莊上使并三職連署注進状。

\*74

「百合」※サ八九、寛正二年一月一日、新見莊領家方年貢等注文に「公文方（公文宮田

\*75

家高）ヨリ出ル帳面分、永享十年八月日付古帳也」とある。

\*76

『教』一六八〇、寛正二年二月二日、新見莊領家方年貢算用状。

\*77

「百合」※サ九五―一、寛正三年二月五日、所務不審条々事書案。

\*78

明德二年帳Ⅱ「百合」※ク三一、明德二年六月日、新見莊西方田畠年貢等納帳。この帳面は、

\*79

明德の乱を背景に半済となった時に、作成された（「百合」ゆ七、新見莊給主某申状案）。

\*80

「百合」サ一三、寛正三年最勝光院方評定引付、二月一四日条。

\*81

湯浅治久前掲論文では、永享十年帳の提出と地下請の関連が指摘されている。

\*82

「百合」ト一六、寛正三年八月二五日、祐清注進状②。

\*83

安富智安は、安富宝城にかわり永享元（一四二九）年から一五〇貫文での請負代官となった。

\*84

永享十年間は順調に年貢を上納していたが、嘉吉元年から年貢未進を開始した。従って、永享

\*85

十年時の代官は安富智安である。

\*86

「百合」ツ一四一、寛正四年二月二日、祐清注進状⑨。

\*87

元弘三年帳Ⅱ「百合」※ク二一、元弘三年一〇月日、新見莊西方所当以下色々徴符案。元弘

\*88

三年に後醍醐天皇により新見莊地頭職が寄進された。この時、多くの地頭方帳簿類が作成さ

\*89

れが、この時に作成された唯一の西方帳簿である。

\*90

高瀬村の秋吉名についてみれば、例えば、永享十年帳では錢一〇貫四三〇文であるが、明德

\*91

二年帳では、定田一五貫三五〇文と定畠九〇〇文の計一六貫二五〇文、元弘三年帳では田二

\*92

〇貫五五〇文と畠一貫五〇〇文の計二貫五〇〇文の如く、古い納帳の方が年貢高は高い。

\*93

「百合」ゆ三三、寛正四年二月二六日、金子衡氏書状。

\*94

「百合」サ一六五、寛正六年七月二五日、乗観祐成代官職請文。

\*95

大斗により徴収された米は小斗により換算されることが多い。小斗成Ⅱ大斗計り×4/3の

\*96

計算式よると思われる。

\*97

永享十年帳を寛正二年に書き写す際に、ミスがあった。「国吉名米分式石四升にて候を、筆

\*98

先のあやまりにて、二石四斗とかき候、三斗六升下すへく候、此由御代官へ申候へハ、承引

\*99

すましき由、かたく被仰候」（「百合」ツ二二六、寛正四年六月二二日、新見莊三職連署請

\*100

文）。従来までこの請文の内容は不明であったが、永享十年帳の「一、国吉名 大斗米式石

\*101

四斗九合」の部分と対応していることがわかる。三職は祐清の六月二一日書状⑩（「百合」

\*102

ツ二二五）にある寛正二・三年の「算用状」と「未進帳」を訂正したいと訴えている。この

\*103

三職の請文を見ると、祐清との在地支配の連携は崩れており、祐清の支配の連携は崩れてお

り、祐清の支配のあり方への肌別れの表出をみる事ができる（祐清書状でもあちこちに見られる。）

\*87 『教』一六八〇、寛正二年二月二日、新見荘領家方年貢算用状。

\*88 『教』一六八四、寛正三年一月一日、新見荘年貢銭算用状。『教』一六八〇、年貢算用状の惣都合一三九貫六六〇文の支出が記されている。

\*89 第五章第一節参照。

\*90 『教』一六九六、寛正三年九月五日、新見荘未進年貢算用状。

\*91 「百合」ゆ七三、寛正三年一月二八日、東寺書下案。

\*92 「百合」ツ一四一、寛正四年二月二日、祐清注進状⑨。

\*93 「百合」ツ二二五、寛正四年六月二日、祐清書状⑩。

\*94 「なをく、御代官さんやうをも、申入候へく候とて、御上あるへき由、仰候つれとも、いま麦なんと、納候時分にて候、いなかを留主御なし候て、御上落しかるへからす候よし、かたく申候て、我ら三人とし候て、と、め申候、」（「百合」ゆ三五、寛正四年六月二

日、金子衛氏書状）。

\*95 「百合」け一四、寛正四年最勝光院方評定引付、閏六月朔日条。

\*96 『教』一七一、寛正四年閏六月朔日、新見荘莊務事書。

\*97 『教』一七二四、新見荘領家方所務注進状并年貢等納状。『教』一七三六、寛正六年五月二日、新見荘領家方年貢未進徴符。

\*98 京都国立博物館所蔵阿刀文書一二四九七一二八、寛正五年九月二日、寛正五年分地下算用状（地頭方政所屋新造に伴う除分算用、三職・上使増祐も署判、同年二月八日算勘）。

『教』一七三八、寛正六年五月日、新見荘領家方年貢未進徴符（寛正四年分の銭・米・麦の未進分。なお寛正四年分年貢算用状現存せず）。『教』一七三九、寛正六年五月日、新見荘領家方年貢未進徴符（寛正五年分の米・大豆の未進分）。『教』一七四〇、寛正六年五月日、

新見荘領家方年貢未進徴符（寛正五年分の銭の未進分、「友光兵衛」への祐清請取状〔寛正四年八月二四日〕あり。寛正五年分年貢算用状現存せず）。

\*99 田中穰氏旧蔵文書、寛正七年三月一日、寛正六年分年貢算用状（三職も署判、内検の記載あり〔岡山県立博物館所蔵文書に同年同月同日注進で寛正六年一月二日の内検帳あり〕、

これは初めての内検で三月二八日算勘）。『教』一七七七、年月日欠、寛正六年年貢未進注文（寛正六年分の大斗と小斗の米方・銭方の未進分、これらの記載数値は年貢算用状のそれと一致）。

\*100 「百合」※ク四一、応仁元年五月一日、領家方年貢算用状（文正元年分）。「百合」※ク四二、応仁元年五月一日、領家方年貢夏麦等未進徴符（大斗米・夏麦・大豆・小斗米分）。

\*101 杉山博『庄園解体過程の研究』（東京大学出版会、一九五九年）の第三編「備中国新見荘の研究」。

## 第二章 新見荘における直務代官の支配と年貢減免闘争

はじめに

東寺領備中国新見荘においては、恒常的に年貢減免闘争が展開された。その農民闘争は、寛正二年（一四六一）から文明三年（一四七一）までに限ると、領主の支配のあり方に対応していくつかの段階に区分できる。

- ① 直務支配獲得闘争（寛正二年）
- ② 「上使」門指了蔵懐柔闘争（寛正二〜三年）
- ③ 代官祐清の支配強化への抵抗闘争（寛正三〜四年）
- ④ 地頭方政所新造に関する年貢減免闘争（寛正四〜五年）
- ⑤ 後花園天皇讓位段銭等賦課に対する拒否闘争（寛正五〜七年）
- ⑥ 代官祐成期の年貢減免闘争（寛正六年〜応仁元年）
- ⑦ 御料所化による国人入部拒否闘争（応仁二年〜文明三年）<sup>\*)</sup>

第一章では①・②について主に東寺の直務支配が確立するまでの過程を論じた。本章では、③・④・⑤・⑥についてそれぞれ論じることとする。⑦については、第三章で論じる。「寛正二年〜文明三年の新見荘へ下向上使・代官関係略年表」には、在地に下向した了蔵・祐清・本位田家盛・祐成や他の上使の動向などを典拠とともに示した。

祐清は、東寺の直務支配が実現して最初に下向した直務代官である。寛正三年八月に下向して過酷に年貢徴収を行ったために翌年八月に殺害された。第一節では、直務代官祐清の支配の特徴を年貢請取状などを分析して論じる。

祐清が殺害された後に、下向して所務を行ったのは、上使本位田家盛である。本位田は、地頭方政所新造問題や讓位段銭賦課に関わる守護勢力の入部問題に奔走するなどの活躍により荘家では「政所殿」「御代官」と呼ばれた。第二節では、「代官」本位田家盛のもと展開した寛正四・五年の地頭方政所屋新造に関わる年貢減免について論考する。

第三節では、寛正五年から寛正七年Ⅱ文正元年にかけての朝廷から賦課された後花園天皇の御讓位段銭や後土御門天皇の御即位段銭を事例にして、東寺領新見荘で展開された段銭賦課拒否闘争Ⅱ守護使入部拒否闘争を扱う。

第四節では、本位田家盛の後に直務代官となった乗観祐成期に展開された年貢減免闘争について論じる。

### 第一節 代官祐清の在地支配と在地動向

#### 一 祐清発行の年貢請取状

本節の目的は、寛正三年（一四六一）八月五日に新見荘に下着し、翌寛正四年八月二五日に殺害された直務代官祐清の新見荘における一年間の所務の実態とそれに対する在地動向の解明にある。すでに多くの先学による考察があり、研究し尽くされた感があるが、未だ十分な解析がなされていない文書もある。その一つが、『教』一七二四、新見荘領家方所務注進状并年貢等納状である。この文書が、その本来的機能に即して解析・研究されな

かった理由には、いくつかある。その一つは、本文書が「東寺文書」であったことによる。「東寺文書」は三万点に及ぶ文書群で、研究者はその量から他の文書群に比べ十分な情報を得て満足感を享受していた。ために、いわゆる「新出文書」(東寺百合文書が京都府に移管された時に発見された従来の影写本にはない文書)が公表されたにも関わらず、従来の研究の見直しが出来ていない。自治体による史料編が発行されながらも、それを利用した研究が充分になされてきたとは言えない。また、一度注目を集めた文書は、その著名度の高さと当時の研究成果に制約されて、省みられない場合が多い。そこで、本考察は、『教』一七一一四を徹底解明し、代官祐清の所務を具体的に論じることにする。

祐清の在地での所務についての従来の評価は、どうであったか。これが、実に思いのほか曖昧である。すなわち、祐清の所務への決意とその結果を区別した所論が見当たらないのである。

祐清の所務への決意は、祐清の寺家への最初の注進状を引用して、彼の苛斂誅求的年貢収奪の方針<sup>42</sup>をもつて論じられている。そして、寛正の大飢饉や新見荘の中興・高瀬地区の強い損免闘争がその年貢徴収の厳しさを印象づけている。しかし、祐清の年貢収奪の決意とは裏腹にその徴収成果は十分ではなかったと結論づけられている。例えば、祐清注進状に記された寺家に対する嘆き<sup>43</sup>や佐野範綱書状に見られる「去年之御所務の躰散々事、米三十余石・錢方十余貫」<sup>44</sup>の文言を無批判に引用して、あたかも寛正三年の年貢収納はわずかであったかの如き所論がある。祐清の所務の結果については、その想像の域をでていない。祐清の年貢徴収の実態を考察するのに、適当な史料があるにも関わらず、現在まで省みられなかったのである。祐清の徴収した年貢徴収額を確かめてみる必要がある。

ところで、祐清の所務の具体的方策について、黒川直則氏が「武家代官排斥の闘争―備中国新見荘―」<sup>45</sup>において、祐清注進状を分析することで、祐清の執念深い年貢収奪の策略を紹介している。<sup>47</sup>これらの種々の策略・威圧の多用は、のちの論考で示すように具体的に実行されたようである。

考察対象の史料は、『教』一七一四、新見荘領家方所務注進状并年貢等納状(a)である(表48参照)。この史料は、例えば直務代官祐清が記した「納 新見庄領家年貢錢之事 合百文者、節岡太郎兵衛 但、去年未進分也 右、且々所納如件 寛正四年八月廿五日(花押)」(表1の82)などと記された納状が貼り継がれている。そして、祐清の後任代官本位田家盛が「一、節岡名内捌百文 本納口 太郎兵衛わけ分 祐清納六百文と見へ候、残未進貳百文わたくし納申候(後略)」(表48の小括①)などと納状の集計をおこなっている。この史料を解明するためには、直接に関連する『教』一七三六、寛正六年五月二一日、新見荘領家方年貢未進徴符(b)と「百合」※ク四〇、寛正二年一〇月日新見荘領家方年貢公事物等注文案(c)を検討する必要がある。

(a)・(b)とも、祐清の後任代官本位田家盛により寛正三年の年貢算用状作成のために、寛正六年五月に新見荘で作成された。この時の年貢算用状は現存しないが、(b)の未進徴符を書き上げるための基礎データ集が(a)である。さらに年貢収納のための台帳となり未進額を決定した帳面が(c)の年貢公事等注文である。従って、最初に(c)の検討から行う必要がある(第一章の表47参照)。

なお、(a)・(b)を一見すると、寛正三年は新見荘の中興・高瀬地区は半損となるほど不作であるので、年貢過上の決算になっていることに多大な疑問が生じる。これを糸

表 48 『教』一七二四、新見庄領家方所務注進状并年貢等納状(3)の譜取状一覽(i)

譜取 番号	納入者	年貢 種別	地域 年貢額	記載事項	納入年月日	花押種別	料紙 種別
一	宗遊しん士	銭	五〇	去年分	寛正四年二月一四日	祐清A	一
二	秋末掃部	銭	六〇〇	去年分	寛正三年二月二〇日	祐清A	一
三	安宗七郎左衛門	銭	一〇〇	去年分	寛正四年三月三日	祐清A	一
四a	秋末かもん	銭	一〇〇	去年分	寛正四年二月八日	祐清B	一
四b	秋末かもん	銭	一〇〇	去年分	寛正四年三月三日	祐清B	一
五	秋末かもん	銭	一〇〇	去年分	寛正四年四月二日	祐清B	一
六	秋末かもん	銭	一〇〇	去年分	寛正四年三月三日	祐清B	一
七	利真権守	銭	一〇〇	去年分	寛正四年四月一日	祐清B	一
八	利真権守	銭	一〇〇	去年分	寛正四年四月四日	祐清B	一
九	利真権守	銭	一〇〇	去年分	寛正四年五月二日	祐清B	一
一〇	助守	銭	一〇〇	大豆割濟	寛正三年分	祐清B	一
一一	利宗・助守	銭	六一三		寛正三年九月四日	祐清A	二
一二	為真	米	六九〇		寛正三年九月四日	祐清A	二
一三	為真	米	一六七〇		寛正三年九月四日	祐清A	二
一四	為真	米	六六〇		寛正三年九月二四日	祐清A	二
一五	為真	米	一〇七〇		寛正三年十一月二四日	祐清A	二
一六	為真	米	一一一〇	去年分	寛正四年二月九日	祐清A	二
一七	為真	米	一一一〇	去年分	寛正四年八月一日	祐清B	二
一八	為真右近二郎	銭	五〇	去年未進分也	寛正三年一〇月二〇日	祐清A	二
一九	為真	銭	五〇		寛正三年一〇月二五日	祐清A	二
二〇	為真	銭	一〇〇	去年	寛正四年六月一日	祐清B	二
二一	為真	銭	一〇〇	去年	寛正四年六月二四日	祐清B	二
二二	為真	銭	一〇〇	去年未進分	寛正四年八月二四日	祐清B	二
二三	元安為真弁	米	五〇〇〇		寛正三年十一月五日	祐清A	二
二四	元安為真弁	米	九一〇	唐濟	寛正三年十一月二四日	祐清A	二
二五	元安為真弁	大豆	一八〇〇	唐濟	寛正三年二月四日	祐清A	二
二六	友光次郎兵衛	米	三〇〇		寛正三年八月二四日	祐清A	二
二七	友光二郎兵衛	米	四六五〇		寛正三年一〇月二八日	祐清A	二
二八	友光二郎兵衛	米	四五〇〇		寛正三年十一月二四日	祐清A	二
二九	友光	米	五一一		寛正四年二月九日	祐清A	二

小括②

小括①

三〇	利真こんのかミ	銭	一〇〇		寛正三年八月五日	福本盛吉・了盛	二
三一	利真権守	銭	一〇〇		寛正三年九月四日	祐清A	二
三二	利真権守	銭	二五〇		寛正三年一〇月一四日	祐清A	二
三三	利真権守	銭	二〇〇		寛正三年一〇月一四日	祐清A	二
三四	利真権守	銭	二〇〇	粟一升	寛正三年十一月五日	祐清A	二
三五	権守	銭	二五〇		寛正三年十一月五日	祐清A	二
三六	利真権家	銭	二〇〇		寛正三年十一月四日	祐清A	二
三七	利真権守	銭	二五〇		寛正三年十一月二七日	祐清A	二
三八	利真権守	銭	二〇〇		寛正四年二月二四日	祐清A	二
三九	利真権守	銭	二〇〇		寛正四年六月六日	祐清A	二
四〇	節岡紀大夫	銭	一〇〇		寛正三年九月四日	祐清A	二
四一	節岡紀大夫	銭	一〇〇		寛正三年一〇月二四日	祐清A	二
四二	紀大夫分	銭	五〇		寛正三年十一月二四日	祐清A	二
四三	せちおか紀大夫分	銭	二〇〇		寛正三年十一月二四日	祐清A	二
四四	せちおか紀大夫	銭	二〇〇		寛正四年二月一四日	祐清A	二
四五	せちおか紀大夫	銭	五〇	去年分	寛正四年五月一四日	祐清B	二
四六	せちおか紀大夫	銭	五〇	去年分	寛正四年六月四日	祐清B	二
四七	節岡紀大夫	銭	一〇〇	去年分	寛正四年八月一四日	祐清B	二
四八	せちおか紀大夫	銭	一〇〇	去年未進分	寛正三年八月一四日	祐清A	二
四九	則行次郎左衛門	米	一一二五		寛正三年八月一五日	祐清A	二
五〇	則行平左衛門	米	七八五〇		寛正三年一月一八日	祐清A	二
五一	則行平左衛門	米	七四一八	此内一斗五升六合五勺未進成	寛正三年二月四日	祐清A	二
五二a	宗遊分平さもん	米	一一三〇	去年分	寛正四年三月二五日	祐清A	二
五二b	則行次郎左衛門	米	三三〇〇	去年分	寛正三年八月一五日	祐清A	二
五三	則行平左衛門	銭	八〇		寛正三年九月八日	祐清A	二
五四	則行平左衛門	銭	一〇〇		寛正三年九月一四日	祐清A	二
五五	平さ衛門	銭	一〇〇		寛正三年一〇月二四日	祐清A	二
五六	則行平左衛門	銭	三〇〇		寛正三年一〇月四日	祐清A	二
五七	則行平左衛門	銭	一〇〇		寛正三年十一月一四日	祐清A	二
五八	平左衛門	銭	一〇〇		寛正三年十一月一六日	祐清A	二
五九	則行平左衛門	銭	一〇〇		寛正三年十一月一五日	祐清A	二
六〇	則行平左衛門	銭	一〇〇		寛正四年一月二四日	祐清A	二
六一	則行平左衛門	銭	一〇〇	去年分 粟一升二合	寛正四年一月二四日	祐清A	二

小括④

小括③

表 48 『教』七二四、新見莊領家方所務注進狀并年貢等納狀(8)の請取狀一覽(上)

六二	則行平左衛門	錢	五〇	去年分	寛正四年二月五日	祐清A	一
六三	則行平左衛門	錢	二五〇	去年分	寛正四年二月七日	祐清A	一
六四	平さもん	錢	二〇〇	去年分 二月一日金子方取次	寛正四年三月二五日	祐清B	一
六五	則行平さもん	錢	二〇〇	去年分	寛正四年四月五日	祐清B	一
六六	則行平さへもん	錢	四〇〇	去年分	寛正四年六月五日	祐清B	一
六七	則行平左衛門	錢	一〇〇	但、去年未進分也	寛正四年八月五日	祐清B	一
六八	平さ衛門	錢	五〇	但、去年未進分	寛正四年八月二四日	祐清B	一
六九	則行左近	錢	五〇		寛正三年九月四日	祐清A	一
七〇	則行左近	錢	五〇		寛正三年一〇月九日	祐清A	一
七一	武方	錢	五〇		寛正三年一〇月二四日	祐清A	一
七二	則行左近	錢	五〇	但、去年分	寛正四年二月二四日	祐清A	一
七三	則行左近	錢	五〇	去年分	寛正四年三月二四日	祐清A	一
七四	則行左近	錢	五〇	去年分	寛正四年二月七日	祐清A	一
七五	則行左近	錢	五〇	去年分	寛正四年二月一五日	祐清A	一
七六	せちおか大郎兵衛	錢	一〇〇		寛正三年分	祐清A	一
七七	節岡大郎兵衛	錢	五〇		寛正三年九月四日	祐清A	一
七八	節岡大郎兵衛	錢	一〇〇		寛正三年九月七日	祐清A	一
七九	節岡大郎兵衛	錢	五〇		寛正三年一〇月一五日	祐清A	一
八〇	大田大郎兵衛	錢	一〇〇		寛正三年一〇月一四日	祐清A	一
八一	大郎兵衛せちおか	錢	一〇〇	去年分	寛正四年閏六月九日	祐清B	一
八二	節岡大郎兵衛	錢	一〇〇	但、去年未進分也	寛正四年八月二五日	祐清B	一
八三	大田大郎左衛門	米	五六八〇		寛正三年一〇月一五日	祐清A	一
八四	福本方	錢	二〇〇		寛正三年	祐清A	一
八五	福本方	錢	二〇〇		寛正三年九月九日	祐清A	一
八六	福本方	錢	七〇〇	太刀立用	寛正三年一月二六日	祐清A	一
八七	福本方	錢	一五九	去年分	寛正四年閏六月二五日	祐清B	一
八八	福本方	米	二〇〇	但、去年未進分	寛正四年八月二四日	祐清B	一
八九	圓吉	米	N	糧邊上分(時五) 四文邊上(時四) 三文(時三) 一文(時二) 六邊上			一
九〇	金子方	錢	五〇〇		寛正三年一〇月一四日	祐清A	一
九一	田所金子方	錢	二二七〇	延房一〇〇〇 助貞一〇〇〇 宗遠一五二 武方一八	寛正四年六月五日	祐清B	一
九二	利宗三郎兵衛	錢	二〇〇		寛正三年一〇月二三日	祐清A	一
九三	利宗兵衛	錢	一〇〇		寛正四年二月八日	祐清A	一
九四	利宗	錢	一〇〇	去年分	寛正四年四月五日	祐清B	一

九五	利宗三郎兵衛	錢	二〇〇	去年分 此内一〇〇文は米邊上に立用	寛正四年四月九日	祐清B	一
九六	利宗三郎兵衛	錢	二〇〇	去年分	寛正四年四月一四日	祐清B	一
九七	利宗三郎兵衛	米	二〇〇	但、去年未進分	寛正四年八月二四日	祐清B	一
九八	助元	米	五三〇〇		寛正三年一月一九日	祐清A	一
九九	助元	大豆	二一六〇		寛正三年二月一〇日	祐清A	一
一〇〇	則行兵衛	米	二九〇〇	去年分	寛正四年一月一四日	祐清A	一
一〇一	近平分則行兵衛	米	七二七〇		寛正三年一月一四日	祐清A	一
一〇二	則行兵衛	米	一〇四四〇		寛正三年一月一五日	祐清A	一
一〇三	則行桂音	米	三二〇	但、去年未進分 度々分也	寛正三年九月三日	祐清A	一
一〇四	則行兵衛	米	八一〇		寛正四年八月二七日	祐清B	一
一〇五	永久兵衛	錢	三〇〇		寛正三年一〇月四日	祐清A	一
一〇六	永久兵衛	錢	三〇〇		寛正三年一〇月四日	祐清A	一
一〇七	永久	錢	六〇〇		寛正三年分	祐清A	一
一〇八	永久	錢	七〇〇		寛正三年一月七日	祐清A	一
一〇九	永久兵衛	錢	七〇〇		寛正三年一月七日	祐清A	一
一一〇	永久兵衛	錢	二〇〇	四郎兵衛取次	寛正三年一月二五日	祐清A	一
一一一	永久兵衛	錢	二〇〇	紀四郎取次 十一月廿九日分	寛正三年二月一五日	祐清A	一
一一二	永久兵衛	錢	三三〇		寛正三年二月一五日	祐清A	一
一一三	永久兵衛	錢	三三〇		寛正三年二月一五日	祐清A	一
一一四	永久	錢	二〇〇		寛正三年二月三日	祐清A	一
一一五	永久	錢	二〇〇	去年分	寛正四年三月二八日	祐清B	一
一一六	永久	錢	二〇〇	去年分	寛正四年四月一日	祐清B	一
一一七	近真左衛門	錢	六七		寛正三年八月二四日	祐清A	一
一一八	近真左衛門	錢	四〇〇		寛正三年九月二五日	祐清A	一
一一九	近真	錢	五〇〇		寛正三年一月九日	祐清A	一
一二〇	近真	錢	二〇〇	去年分	寛正四年四月一〇日	祐清B	一
一二一	近真	米	一〇〇〇	去年分	寛正四年六月二四日	祐清B	一
一二二	近真大郎兵衛	米	七〇〇	去年分	寛正三年二月四日	祐清A	一
一二三	近真	米	五〇〇〇	去年分	寛正三年二月九日	祐清A	一
一二四	近真	米	三五一〇	去年分	寛正四年二月四日	祐清A	一
一二五	近真	米	一四四〇	去年分	寛正四年二月一四日	祐清A	一
一二六	近真	米	二七〇〇	去年分	寛正四年二月一五日	祐清A	一
一二七	近真	米	一〇六〇	去年未進分	寛正四年七月三日	祐清B	一

表 48 『教』一七二四、新見莊領家方所務注進状并年貢等納状(a)の請取状一覽(註)

二七 秋末掃部	錢	二〇〇	去年分長田民部取次	寛正四年四月一九日	祐清B	
二八 秋末かもん	錢	三〇〇	去年未進分	寛正四年七月二七日	祐清B	
二九 秋末五郎左衛門	錢	二〇〇		寛正三年分	祐清A	
三〇 秋末五郎左衛門	錢	五〇〇	馬立用	寛正三年一〇月四日	祐清A	
三一 秋末五郎左衛門	錢	二〇〇		寛正三年二月二五日	祐清A	
三二 秋末五郎左衛門	錢	二〇〇		寛正三年二月二〇日	祐清A	
三三 秋末五郎左衛門	錢	二〇〇	去年分	寛正三年二月二四日	祐清A	
三四 秋末五郎さもん	錢	二〇〇		寛正四年四月一日	祐清B	
三五 三田、衛門弁秋末新左衛門分	錢	三〇〇		寛正三年一〇月三日	祐清A	
三六 秋末形部	錢	四〇〇		寛正三年一月七日	祐清A	
三七 秋末名内三田、衛門	錢	三〇〇		寛正三年二月二〇日	祐清A	
三八 ぼ連形部	錢	三〇〇		寛正三年二月七日	祐清A	
三九 安宗七郎左衛門	錢	二〇〇		寛正三年一〇月五日	祐清A	
四〇 安宗左衛門	錢	三〇〇		寛正三年一月七日	祐清A	
四一 たかせぼ連形部	錢	三〇〇	去年分	寛正四年四月一日	祐清B	
四二 たかせ三田、衛門	錢	四〇〇	去年分	寛正四年四月十五日	祐清B	
四三 秋末掃部	錢	三〇〇		寛正三年一月七日	祐清A	
四四 秋末かもん	錢	三〇〇	四郎兵衛取次	寛正三年二月二日	祐清A	
四五 秋末掃部方	錢	三〇〇	長田方取次	寛正三年二月四日	祐清A	
四六 秋末掃部	錢	六〇〇	長田方取次	寛正三年二月二五日	祐清A	
四七 秋末掃部方	錢	二〇〇		寛正三年八月五日	祐清A	
四八 金子方	錢	二〇〇		寛正四年八月五日	?	
四九 金子方	錢	二〇〇		寛正?年?月一日	祐清B	
五〇 宮田方	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五一 長田方	錢	三七二	酒代度々分、彼是共	寛正四年八月二日	祐清B	
五二 利真林方	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五三 宗末三郎兵衛	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五四 三郎左衛門	錢	五〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五五 宗末三郎兵衛	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五六 吉國竹下分友清衛門	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	
五七 友清名分友清衛門	錢	二〇〇		寛正四年八月二日	祐清B	

小括⑥

小括⑦

(注)

- ① 請取番号は『教王護国寺文書』が付している括弧付納状の番号で、一通に二つの記事があるものは、a、bとした。
- ② 地域は、中奥分はN、高瀬分はTとした。
- ③ 年貢額の単位は、銭は文、米と大豆は勺である。
- ④ 花押種別の祐清A・Bは、Aがクリオネ型(丸)、Bがインペータ型(雲)を示す。
- ⑤ 料紙種別は、一がほぼ正方形、二が細長長方形、三が太長長方形を示す。
- ⑥ 小括丸付番号は、本位田家盛の「所務注進状」(請取まとめ記事)の記載位置を示す。



口に考察を行うこととする。

(a) が収められた『教王護国寺文書』巻六は一九六五年の刊行で、(a) は「図版第一」として巻頭を飾った。最初に (a) を論じた論文は、田端泰子「中世後期の農民闘争と国人領主制―備中国新見荘を中心に―」（『日本史研究』九九号、一九六八年六月号）である。その後、新川武紀「中世後期備中国新見庄における在地動向」（『史学研究』一〇九号、一九七〇年）によりその研究は深められる。<sup>48</sup>

しかし、この段階では、(c) 年貢公事注文書の存在は知られず、この時期の研究は、名の分解や名構成、ウクラードの研究が主であった。つまり、納状や未進徴符が作成された本来の目的に即した研究はなされず、納状と未進徴符の関係を論じたものもない。また、納状を分析する場合も、納状の各群の意味・各群と後に続く所務注進状（以後、「小括」という）との関係を論じたものもない。(a) は後欠でしかも錯簡があることは、『教王護国寺文書』の編者により示されているが、欠損部分の検討や原構成の復元を試みる研究もない。

名体制の研究は、一九七〇年代に深化され、名は農業経営体ではなく徴税単位であることは定説となった。東寺領における研究では、例えば榎原雅治は播磨国矢野荘を研究対象にして、矢野荘の公田方の名では長祿期には名単位の年貢収取から作人の掌握による直接収取へと転換し、荘官層の名請する名を除き名体制は解体されたとした<sup>49</sup>。また、新見荘については橋本浩が、文永七・八年検注における取帳などの分析により百姓名の内部構造と請負的性格を「請分」という記載をキーワードに解明した<sup>50</sup>。橋本は「当時（寛正・文明年間）の名の性格や存在形態が検証されないまま、名主名が連続していることをもって旧名の残存を強調するなど、室町期固有の在地状況が鮮明になっていないところがあった。」と指摘しているが、このことを踏まえた研究がまだなされていない。本研究は、これに応える意味もある。

## 二 祐清発行の年貢請取状とその算用の方法の特徴

新見荘領家方所務注進状并年貢等納状 (a) は、第五章第二節 (三) 年貢収納基本台帳の決定過程で考察したように、上使本位田家盛が祐清の所務に関わる寛正三年分の年貢の再算用を行う際に作成されたものである。(a) の内容分析に移ろう。(a) には、表48に示すように本位田家盛による小括が一七件ある。この小括に示された未進や過上の数値は、『教』一七三六の未進徴符 (b) の一七件<sup>51</sup>と合致するので、(a) は本位田家盛の作成した年貢算用状と未進徴符に添えられていたことがわかる。つまり、(a) は、本位田家盛が寛正三年分の年貢算用状（現存せず）を作成する際の基礎データ集であった。本位田はかつて祐清が寛正四年六月二一日付の書状とともに京進した寛正三年分の年貢算用状やそれに添えられていた未進帳（算用状・未進帳とも現存せず）の数値の異同を指摘する目的で、新見荘の荘民から納状を回収して (a) を作成したのである。ところで、(a) の一七ある小括に未進あるいは過分とし未進徴符に記された二〇件分は、未進徴符の全体五八件分に足りないもので、残り二一件以上（完済分は未進徴符には記載されない）の納状と小括は現在失われたものと考えられる（表48参照）。

なお、(a) は、当該文書の冒頭に「合寛正三年分 祐清時未進、以請取、算用申分」

と本位田により記されながら、研究者には祐清が年貢徴収の際に百姓に渡した請取状であるとの認識は持たれていなかったようである。<sup>\*12</sup> その理由は、(a)の作成経緯について考察されなかったことに加えて、祐清が百姓に渡した請取状が東寺に残っているはずがないとの先入観があったためである。しかし、東寺が本位田に寛正三年分の年貢算用状の作成命じた際に、本位田は「算用状之事、寛正三年分、祐清之時之請取をかり候て、かならず来月之夫丸ニ進上申へく候」と注進していることから、年貢納状は祐清の発行した請取状であることが明らかである。以下、納状をその機能に注目して請取状と表現する。請取状の合計は年貢銭は三六貫九八一文、大豆は二斗九升六合、米は一〇石三斗二升一合八勺である。仮に和市が一石一貫文<sup>\*14</sup>なら、総計四八貫文くらいになり、祐清の京進一一五貫文(表50参照)のうちの約四二%になる。

本位田家盛が、祐清の年貢請取を如何なる方法で一まとまりのものとしてたばねて小括しているかを、具体的な事例をあげて考察してみよう。

小括には、名名と請人が記されたあと、「本納口」・「請取前」・祐清未進帳との相違・未進(又は過上)が記されている。

(1) 高瀬村の秋末名

請取状(127)のあとの小括には、

「一、秋末名内伍貫貳百廿五文本納口掃部分……」・…・A

「一、秋末名内伍貫貳百廿五文本納口五郎左衛門……」・…・B

とあり、秋末名は、掃部と五郎左衛門の二人が請け負っていることがわかる。ところで、(c)では、秋末名は一〇貫四五〇文とある。他の事例からも、「本納口」は年貢納入額は(c)の額と一致し、新見荘の百姓は(c)の負担額で年貢を請け負っていたことがわかる。

Aの内容をみると、年貢額五貫一二五文は半損となり、二貫六一三文が納入すべき年貢額である。「祐清請取前」は祐清の請取は三貫八〇〇文とある。これは、請取状の通し番号(147)・(143)・(144)・(145)・(146)・(2)・(4)・(5)・(6)・(127)・(128)の合計に等しい。(127)・(128)は正しい位置に張り付けられているが、他のものは錯簡になっている。請取状の納入者名は、秋末掃部または秋末掃部方となっている。ところで、本位田によれば、祐清自身の手による未進帳は一貫六一〇文と記してあるが、それは誤りであり、三貫八〇〇文一二貫六一三文一貫一八四文(省百法による計算)<sup>\*15</sup>の過上となる。この過上は、(b)に「一、寛正三年分祐清時、過上分の事、壹貫百八十四文 秋末掃部方」とあるのに一致する。

Bの内容については以下の様である。Aと同様半損で二貫六一三文が納めるべき年貢額である。「祐清請取前」三貫二〇〇文は、三つのグループに分類できる。

○B1…請取番号(129)・(130)・(131)・(132)・(133)・(134)から(129)までは、年月日順に貼り継が

れていて、納入者名は秋末五郎左衛門で、合計一貫二〇〇文。

○B2…請取番号(135)・(137)・(142)・(143)・(144)・(145)・(146)・(147)・(148)・(149)・(150)・(151)・(152)・(153)・(154)・(155)・(156)・(157)・(158)・(159)・(160)・(161)・(162)・(163)・(164)・(165)・(166)・(167)・(168)・(169)・(170)・(171)・(172)・(173)・(174)・(175)・(176)・(177)・(178)・(179)・(180)・(181)・(182)・(183)・(184)・(185)・(186)・(187)・(188)・(189)・(190)・(191)・(192)・(193)・(194)・(195)・(196)・(197)・(198)・(199)・(200)・(201)・(202)・(203)・(204)・(205)・(206)・(207)・(208)・(209)・(210)・(211)・(212)・(213)・(214)・(215)・(216)・(217)・(218)・(219)・(220)・(221)・(222)・(223)・(224)・(225)・(226)・(227)・(228)・(229)・(230)・(231)・(232)・(233)・(234)・(235)・(236)・(237)・(238)・(239)・(240)・(241)・(242)・(243)・(244)・(245)・(246)・(247)・(248)・(249)・(250)・(251)・(252)・(253)・(254)・(255)・(256)・(257)・(258)・(259)・(260)・(261)・(262)・(263)・(264)・(265)・(266)・(267)・(268)・(269)・(270)・(271)・(272)・(273)・(274)・(275)・(276)・(277)・(278)・(279)・(280)・(281)・(282)・(283)・(284)・(285)・(286)・(287)・(288)・(289)・(290)・(291)・(292)・(293)・(294)・(295)・(296)・(297)・(298)・(299)・(300)・(301)・(302)・(303)・(304)・(305)・(306)・(307)・(308)・(309)・(310)・(311)・(312)・(313)・(314)・(315)・(316)・(317)・(318)・(319)・(320)・(321)・(322)・(323)・(324)・(325)・(326)・(327)・(328)・(329)・(330)・(331)・(332)・(333)・(334)・(335)・(336)・(337)・(338)・(339)・(340)・(341)・(342)・(343)・(344)・(345)・(346)・(347)・(348)・(349)・(350)・(351)・(352)・(353)・(354)・(355)・(356)・(357)・(358)・(359)・(360)・(361)・(362)・(363)・(364)・(365)・(366)・(367)・(368)・(369)・(370)・(371)・(372)・(373)・(374)・(375)・(376)・(377)・(378)・(379)・(380)・(381)・(382)・(383)・(384)・(385)・(386)・(387)・(388)・(389)・(390)・(391)・(392)・(393)・(394)・(395)・(396)・(397)・(398)・(399)・(400)・(401)・(402)・(403)・(404)・(405)・(406)・(407)・(408)・(409)・(410)・(411)・(412)・(413)・(414)・(415)・(416)・(417)・(418)・(419)・(420)・(421)・(422)・(423)・(424)・(425)・(426)・(427)・(428)・(429)・(430)・(431)・(432)・(433)・(434)・(435)・(436)・(437)・(438)・(439)・(440)・(441)・(442)・(443)・(444)・(445)・(446)・(447)・(448)・(449)・(450)・(451)・(452)・(453)・(454)・(455)・(456)・(457)・(458)・(459)・(460)・(461)・(462)・(463)・(464)・(465)・(466)・(467)・(468)・(469)・(470)・(471)・(472)・(473)・(474)・(475)・(476)・(477)・(478)・(479)・(480)・(481)・(482)・(483)・(484)・(485)・(486)・(487)・(488)・(489)・(490)・(491)・(492)・(493)・(494)・(495)・(496)・(497)・(498)・(499)・(500)・(501)・(502)・(503)・(504)・(505)・(506)・(507)・(508)・(509)・(510)・(511)・(512)・(513)・(514)・(515)・(516)・(517)・(518)・(519)・(520)・(521)・(522)・(523)・(524)・(525)・(526)・(527)・(528)・(529)・(530)・(531)・(532)・(533)・(534)・(535)・(536)・(537)・(538)・(539)・(540)・(541)・(542)・(543)・(544)・(545)・(546)・(547)・(548)・(549)・(550)・(551)・(552)・(553)・(554)・(555)・(556)・(557)・(558)・(559)・(560)・(561)・(562)・(563)・(564)・(565)・(566)・(567)・(568)・(569)・(570)・(571)・(572)・(573)・(574)・(575)・(576)・(577)・(578)・(579)・(580)・(581)・(582)・(583)・(584)・(585)・(586)・(587)・(588)・(589)・(590)・(591)・(592)・(593)・(594)・(595)・(596)・(597)・(598)・(599)・(600)・(601)・(602)・(603)・(604)・(605)・(606)・(607)・(608)・(609)・(610)・(611)・(612)・(613)・(614)・(615)・(616)・(617)・(618)・(619)・(620)・(621)・(622)・(623)・(624)・(625)・(626)・(627)・(628)・(629)・(630)・(631)・(632)・(633)・(634)・(635)・(636)・(637)・(638)・(639)・(640)・(641)・(642)・(643)・(644)・(645)・(646)・(647)・(648)・(649)・(650)・(651)・(652)・(653)・(654)・(655)・(656)・(657)・(658)・(659)・(660)・(661)・(662)・(663)・(664)・(665)・(666)・(667)・(668)・(669)・(670)・(671)・(672)・(673)・(674)・(675)・(676)・(677)・(678)・(679)・(680)・(681)・(682)・(683)・(684)・(685)・(686)・(687)・(688)・(689)・(690)・(691)・(692)・(693)・(694)・(695)・(696)・(697)・(698)・(699)・(700)・(701)・(702)・(703)・(704)・(705)・(706)・(707)・(708)・(709)・(710)・(711)・(712)・(713)・(714)・(715)・(716)・(717)・(718)・(719)・(720)・(721)・(722)・(723)・(724)・(725)・(726)・(727)・(728)・(729)・(730)・(731)・(732)・(733)・(734)・(735)・(736)・(737)・(738)・(739)・(740)・(741)・(742)・(743)・(744)・(745)・(746)・(747)・(748)・(749)・(750)・(751)・(752)・(753)・(754)・(755)・(756)・(757)・(758)・(759)・(760)・(761)・(762)・(763)・(764)・(765)・(766)・(767)・(768)・(769)・(770)・(771)・(772)・(773)・(774)・(775)・(776)・(777)・(778)・(779)・(780)・(781)・(782)・(783)・(784)・(785)・(786)・(787)・(788)・(789)・(790)・(791)・(792)・(793)・(794)・(795)・(796)・(797)・(798)・(799)・(800)・(801)・(802)・(803)・(804)・(805)・(806)・(807)・(808)・(809)・(810)・(811)・(812)・(813)・(814)・(815)・(816)・(817)・(818)・(819)・(820)・(821)・(822)・(823)・(824)・(825)・(826)・(827)・(828)・(829)・(830)・(831)・(832)・(833)・(834)・(835)・(836)・(837)・(838)・(839)・(840)・(841)・(842)・(843)・(844)・(845)・(846)・(847)・(848)・(849)・(850)・(851)・(852)・(853)・(854)・(855)・(856)・(857)・(858)・(859)・(860)・(861)・(862)・(863)・(864)・(865)・(866)・(867)・(868)・(869)・(870)・(871)・(872)・(873)・(874)・(875)・(876)・(877)・(878)・(879)・(880)・(881)・(882)・(883)・(884)・(885)・(886)・(887)・(888)・(889)・(890)・(891)・(892)・(893)・(894)・(895)・(896)・(897)・(898)・(899)・(900)・(901)・(902)・(903)・(904)・(905)・(906)・(907)・(908)・(909)・(910)・(911)・(912)・(913)・(914)・(915)・(916)・(917)・(918)・(919)・(920)・(921)・(922)・(923)・(924)・(925)・(926)・(927)・(928)・(929)・(930)・(931)・(932)・(933)・(934)・(935)・(936)・(937)・(938)・(939)・(940)・(941)・(942)・(943)・(944)・(945)・(946)・(947)・(948)・(949)・(950)・(951)・(952)・(953)・(954)・(955)・(956)・(957)・(958)・(959)・(960)・(961)・(962)・(963)・(964)・(965)・(966)・(967)・(968)・(969)・(970)・(971)・(972)・(973)・(974)・(975)・(976)・(977)・(978)・(979)・(980)・(981)・(982)・(983)・(984)・(985)・(986)・(987)・(988)・(989)・(990)・(991)・(992)・(993)・(994)・(995)・(996)・(997)・(998)・(999)・(1000)・(1001)・(1002)・(1003)・(1004)・(1005)・(1006)・(1007)・(1008)・(1009)・(1010)・(1011)・(1012)・(1013)・(1014)・(1015)・(1016)・(1017)・(1018)・(1019)・(1020)・(1021)・(1022)・(1023)・(1024)・(1025)・(1026)・(1027)・(1028)・(1029)・(1030)・(1031)・(1032)・(1033)・(1034)・(1035)・(1036)・(1037)・(1038)・(1039)・(1040)・(1041)・(1042)・(1043)・(1044)・(1045)・(1046)・(1047)・(1048)・(1049)・(1050)・(1051)・(1052)・(1053)・(1054)・(1055)・(1056)・(1057)・(1058)・(1059)・(1060)・(1061)・(1062)・(1063)・(1064)・(1065)・(1066)・(1067)・(1068)・(1069)・(1070)・(1071)・(1072)・(1073)・(1074)・(1075)・(1076)・(1077)・(1078)・(1079)・(1080)・(1081)・(1082)・(1083)・(1084)・(1085)・(1086)・(1087)・(1088)・(1089)・(1090)・(1091)・(1092)・(1093)・(1094)・(1095)・(1096)・(1097)・(1098)・(1099)・(1100)・(1101)・(1102)・(1103)・(1104)・(1105)・(1106)・(1107)・(1108)・(1109)・(1110)・(1111)・(1112)・(1113)・(1114)・(1115)・(1116)・(1117)・(1118)・(1119)・(1120)・(1121)・(1122)・(1123)・(1124)・(1125)・(1126)・(1127)・(1128)・(1129)・(1130)・(1131)・(1132)・(1133)・(1134)・(1135)・(1136)・(1137)・(1138)・(1139)・(1140)・(1141)・(1142)・(1143)・(1144)・(1145)・(1146)・(1147)・(1148)・(1149)・(1150)・(1151)・(1152)・(1153)・(1154)・(1155)・(1156)・(1157)・(1158)・(1159)・(1160)・(1161)・(1162)・(1163)・(1164)・(1165)・(1166)・(1167)・(1168)・(1169)・(1170)・(1171)・(1172)・(1173)・(1174)・(1175)・(1176)・(1177)・(1178)・(1179)・(1180)・(1181)・(1182)・(1183)・(1184)・(1185)・(1186)・(1187)・(1188)・(1189)・(1190)・(1191)・(1192)・(1193)・(1194)・(1195)・(1196)・(1197)・(1198)・(1199)・(1200)・(1201)・(1202)・(1203)・(1204)・(1205)・(1206)・(1207)・(1208)・(1209)・(1210)・(1211)・(1212)・(1213)・(1214)・(1215)・(1216)・(1217)・(1218)・(1219)・(1220)・(1221)・(1222)・(1223)・(1224)・(1225)・(1226)・(1227)・(1228)・(1229)・(1230)・(1231)・(1232)・(1233)・(1234)・(1235)・(1236)・(1237)・(1238)・(1239)・(1240)・(1241)・(1242)・(1243)・(1244)・(1245)・(1246)・(1247)・(1248)・(1249)・(1250)・(1251)・(1252)・(1253)・(1254)・(1255)・(1256)・(1257)・(1258)・(1259)・(1260)・(1261)・(1262)・(1263)・(1264)・(1265)・(1266)・(1267)・(1268)・(1269)・(1270)・(1271)・(1272)・(1273)・(1274)・(1275)・(1276)・(1277)・(1278)・(1279)・(1280)・(1281)・(1282)・(1283)・(1284)・(1285)・(1286)・(1287)・(1288)・(1289)・(1290)・(1291)・(1292)・(1293)・(1294)・(1295)・(1296)・(1297)・(1298)・(1299)・(1300)・(1301)・(1302)・(1303)・(1304)・(1305)・(1306)・(1307)・(1308)・(1309)・(1310)・(1311)・(1312)・(1313)・(1314)・(1315)・(1316)・(1317)・(1318)・(1319)・(1320)・(1321)・(1322)・(1323)・(1324)・(1325)・(1326)・(1327)・(1328)・(1329)・(1330)・(1331)・(1332)・(1333)・(1334)・(1335)・(1336)・(1337)・(1338)・(1339)・(1340)・(1341)・(1342)・(1343)・(1344)・(1345)・(1346)・(1347)・(1348)・(1349)・(1350)・(1351)・(1352)・(1353)・(1354)・(1355)・(1356)・(1357)・(1358)・(1359)・(1360)・(1361)・(1362)・(1363)・(1364)・(1365)・(1366)・(1367)・(1368)・(1369)・(1370)・(1371)・(1372)・(1373)・(1374)・(1375)・(1376)・(1377)・(1378)・(1379)・(1380)・(1381)・(1382)・(1383)・(1384)・(1385)・(1386)・(1387)・(1388)・(1389)・(1390)・(1391)・(1392)・(1393)・(1394)・(1395)・(1396)・(1397)・(1398)・(1399)・(1400)・(1401)・(1402)・(1403)・(1404)・(1405)・(1406)・(1407)・(1408)・(1409)・(1410)・(1411)・(1412)・(1413)・(1414)・(1415)・(1416)・(1417)・(1418)・(1419)・(1420)・(1421)・(1422)・(1423)・(1424)・(1425)・(1426)・(1427)・(1428)・(1429)・(1430)・(1431)・(1432)・(1433)・(1434)・(1435)・(1436)・(1437)・(1438)・(1439)・(1440)・(1441)・(1442)・(1443)・(1444)・(1445)・(1446)・(1447)・(1448)・(1449)・(1450)・(1451)・(1452)・(1453)・(1454)・(1455)・(1456)・(1457)・(1458)・(1459)・(1460)・(1461)・(1462)・(1463)・(1464)・(1465)・(1466)・(1467)・(1468)・(1469)・(1470)・(1471)・(1472)・(1473)・(1474)・(1475)・(1476)・(1477)・(1478)・(1479)・(1480)・(1481)・(1482)・(1483)・(1484)・(1485)・(1486)・(1487)・(1488)・(1489)・(1490)・(1491)・(1492)・(1493)・(1494)・(1495)・(1496)・(1497)・(1498)・(1499)・(1500)・(1501)・(1502)・(1503)・(1504)・(1505)・(1506)・(1507)・(1508)・(1509)・(1510)・(1511)・(1512)・(1513)・(1514)・(1515)・(1516)・(1517)・(1518)・(1519)・(1520)・(1521)・(1522)・(1523)・(1524)・(1525)・(1526)・(1527)・(1528)・(1529)・(1530)・(1531)・(1532)・(1533)・(1534)・(1535)・(1536)・(1537)・(1538)・(1539)・(1540)・(1541)・(1542)・(1543)・(1544)・(1545)・(1546)・(1547)・(1548)・(1549)・(1550)・(1551)・(1552)・(1553)・(1554)・(1555)・(1556)・(1557)・(1558)・(1559)・(1560)・(1561)・(1562)・(1563)・(1564)・(1565)・(1566)・(1567)・(1568)・(1569)・(1570)・(1571)・(1572)・(1573)・(1574)・(1575)・(1576)・(1577)・(1578)・(1579)・(1580)・(1581)・(1582)・(1583)・(1584)・(1585)・(1586)・(1587)・(1588)・(1589)・(1590)・(1591)・(1592)・(1593)・(1594)・(1595)・(1596)・(1597)・(1598)・(1599)・(1600)・(1601)・(1602)・(1603)・(1604)・(1605)・(1606)・(1607)・(1608)・(1609)・(1610)・(1611)・(1612)・(1613)・(1614)・(1615)・(1616)・(1617)・(1618)・(1619)・(1620)・(1621)・(1622)・(1623)・(1624)・(1625)・(1626)・(1627)・(1628)・(1629)・(1630)・(1631)・(1632)・(1633)・(1634)・(1635)・(1636)・(1637)・(1638)・(1639)・(1640)・(1641)・(1642)・(1643)・(1644)・(1645)・(1646)・(1647)・(1648)・(1649)・(1650)・(1651)・(1652)・(1653)・(1654)・(1655)・(1656)・(1657)・(1658)・(1659)・(1660)・(1661)・(1662)・(1663)・(1664)・(1665)・(1666)・(1667)・(1668)・(1669)・(1670)・(1671)・(1672)・(1673)・(1674)・(1675)・(1676)・(1677)・(1678)・(1679)・(1680)・(1681)・(1682)・(1683)・(1684)・(1685)・(1686)・(1687)・(1688)・(1689)・(1690)・(1691)・(1692)・(1693)・(1694)・(1695)・(1696)・(1697)・(1698)・(1699)・(1700)・(1701)・(1702)・(1703)・(1704)・(1705)・(1706)・(1707)・(1708)・(1709)・(1710)・(1711)・(1712)・(1713)・(1714)・(1715)・(1716)・(1717)・(1718)・(1719)・(1720)・(1721)・(1722)・(1723)・(1724)・(1725)・(1726)・(1727)・(1728)・(1729)・(1730)・(1731)・(1732)・(1733)・(1734)・(1735)・(1736)・(1737)・(1738)・(1739)・(1740)・(1741)・(1742)・(1743)・(1744)・(1745)・(1746)・(1747)・(1748)・(1749)・(1750)・(1751)・(1752)・(1753)・(1754)・(1755)・(1756)・(1757)・(1758)・(1759)・(1760)・(1761)・(1762)・(1763)・(1764)・(1765)・(1766)・(1767)・(1768)・(1769)・(1770)・(1771)・(1772)・(1773)・(1774)・(1775)・(1776)・(1777)・(1778)・(1779)・(1780)・(1781)・(1782)・(1783)・(1784)・(1785)・(1786)・(1787)・(1788)・(1789)・(1790)・(1791)・(1792)・(1793)・(1794)・(1795)・(1796)・(1797)・(1798)・(1799)・(1800)・(1801)・(1802)・(1803)・(1804)・(1805)・(1806)・(1807)・(1808)・(1809)・(1810)・(1811)・(1812)・(1813)・(1814)・(1815)・(1816)・(1817)・(1818)・(1819)・(1820)・(1821)・(1822)・(1823)・(1824)・(1825)・(1826)・(182

田衛門・形部がさらに請け負っていることがわかる。よって、秋末名一〇貫四五〇文は、掃部が五貫二二五文、残りの五貫二二五文を五郎左衛門、三田田衛門、形部の三人が請け負っている。

他の高瀬村については表49の如くなる。以上のことから、高瀬村では、兵庫が永久名の六貫二八三文と安宗名の一貫一五〇文、掃部が秋末名の五貫二二五文と安宗名の？文、五郎左衛門が秋末名の五貫二二五文と安宗名の一貫一五〇文を請け負っていることがわかる。

## (2) 里村の則行名

次に、里村の名の一つである則行名を取りあげて、その請負人について考察しよう。

(c) では、則行名は「兵衛分」・「二郎左衛門」・「左近」の三つの部分に分割されているが(第五章の表1参照)、それぞれの負担の一部が(a)の小括(表1参照)に記載されていて対応関係がわかる。

### (c) 永享十年帳の負担額

「兵衛分」(大斗一石五斗一升七合)

|| 小括13 けい元兵衛

「二郎左衛門」(大斗二石九升三合、錢一六八〇文)

|| 小括5 平左衛門

「左近」(錢七六四文)

|| 小括6 左近

さらに、未進徴符の記載も勘案すれば、則行名の請負人は「兵衛分」では桂音(けい元)兵衛、「二郎左衛門」では平左衛門、「左近」では左近(↓大前衛門)と考えられる<sup>16)</sup>。

繰り返しになるが、(a)の小括は名の単位でなされているのではなく、それぞれの請負人を単位にして作成されている。小括5では「平左衛門」の則行名・宗遠名の請負分を、小括13では「けい元兵衛」の則行名・近平名の請負分を集計しているのである。即ち、(a)の小括は、名の年貢負担額を前提に請作人の納分を中心に名を横断して記載されている。

新見荘における寛正二年の百姓請は、(c)に基づくものであったので、(c)の名別の年貢額に基づく徴収と算用が必要であった。そこで、(a)の小括やそれに基づく

(b)が作成された。しかし、そこには名の主体たる名主の存在はうかがえない。「百合」え二二三の名主百姓申状并連署起請文の「一、名次第之事」の四一の名名下の略押の主体<sup>17)</sup>は、名主ではなく名の年貢の請負代表者と考える方が妥当である<sup>18)</sup>。従って、名主が名の経営を請負い年貢負担責任者となるような名体制は存在せず、年貢徴収の基本台帳は擬制であり、田畠の所在や規模などを一定程度反映している過ぎない。

以上のことから、祐清は、(c)の年貢徴収額に基づいて年貢請負人を掌握し所務を遂行したことがわかり、年貢請取状を子細に分析することにより、祐清の年貢徴収活動が明らかになる見通しを示すことができた。

## 三 年貢の徴収月日に着目した代官祐清の所務と農民動向

年貢徴収量を知る上では、年貢の京進の数値化が不可欠である。寛正二年から寛正六年までについて、最勝光院方評定引付に見える年貢・公事の京進額は表50の如くである。

表50によれば、祐清の京進は一一五貫文・紙一六束・漆大桶一・小桶一・蠟一斤となり、後任代官本位田家盛より多額である<sup>19)</sup>。

表50 寛正2年～寛正6年までの最勝光院方評定引付に見える年貢・公事の京進額

寛正2年(「百合」け12)	
10月18日条	割符2
11月27日条	割符2, 紙10束
12月27日条	漆
12月30日条	割符(20貫文)
寛正3年(「百合」け13)	
3月3日条	2貫文 紙2束
4月27日条	8貫文
7月1日条	12貫文 紙1束
……ここから祐清……	
9月5日条	10貫文(このうち5貫文は去年分)
11月17日条	割符(40貫文)
11月26日条	漆大桶1 符10貫文
12月27日条	割符20貫文 料紙9束 ※寛正3年合計102貫文
寛正4年(「百合」け14)	
3月3日条	割符20貫文 公事紙7束 小桶1ケ(9合6勺)
閏6月朔日条	15貫文 蠟1斤
……ここまで祐清 ここから本位田家盛……	
9月21日	10貫文(「百合」る64)
11月2日条	割符3ケ30貫文 漆大桶1 小桶10ケ 祐清の着物・道具
12月12日	20貫文(「百合」る64, 「百合」サ126) ※寛正4年合計95貫文
寛正5年(「百合」け16)	
4月2日条	紙5束
11月4日条	漆大桶1・少桶10 22貫500割符 一献料10貫
12月4日条	割符25貫文 夫賃2貫500文 公事紙3束
12月29日条	割符3 現銭3貫文 公事紙6束 ※寛正5年合計80.5貫文
寛正6年(「百合」け18)	
2月3日条	割符1 公事紙4束(但5帖不足) 三職より3束
3月晦日条	割符5(但料足40貫文) 蠟1斤代1貫300文 公事紙3束
6月12日条	割符1 其外年貢未進分 布・太刀・腰刀・弓等
……ここまで本位田家盛……	
12月4日条	割符2 公事漆大桶1 小桶10
12月25日条	割符2 公事紙7束

(注) ①『教』1684では寛正2年の京進額は100貫文とある。  
 ②寛正3年7月1日条の12貫文は、『教』1693未進到来注文と「百合」さ114-(7)・  
 (8)年貢代銭注文によれば、11貫文の誤りである。

表49 秋末名の他の高瀬村の名の年貢銭請負額と請負人

永久名	6283文
	6283文 兵庫(小括㊸)
安宗名	6900文
	1150文 五郎左衛門(小括㊸, 『教』1740)
	1150文 兵庫(小括㊸)
	?文 掃部(『教』1740)
	?文 中原衛門(『教』1740)
	?文 小法師(『教』1740)
宗重名	7265文
	?文 衛門(『教』1740)
	?文 太郎衛門(『教』1740)

(注) ①括弧内は、出典。小括は表1に示した本位田家盛の記載  
 ②安宗名の中原衛門は、「百合」え23に「中はら名」と記載略押した人物カ。

祐清の年貢請取状で月日が確認できるものは一五二通である。表48を年次順に並び換えて得られた情報を整理してみよう。<sup>\*20</sup>

日別の年貢徴収日を表51に示す。表51から四の日と五の日が多いことがわかり、三斎市との関連が濃厚であることを物語る。新見荘での市日は、建武二年の地頭方の史料である<sup>\*21</sup>が、三日・二三日であったことが知られている。<sup>\*22</sup>さらに、祐清書状⑩には、「此夫、御返事給候へて、地下ニかくれ居候所を、今月廿三日、当荘之市にて見合候て、子細を尋候へハ」<sup>\*23</sup>とあり、二三日に市が立っていたこともわかる。さらに、寛正五年算用状には、「同（寛正四年二月）三日、貳貫文、市庭にて、地頭方上使上洛之時礼物。同日、貳百文、市庭にて酒三職以下。同日、五十文、同さかな。同日、十二文、木」<sup>\*24</sup>とあり、三日の市日が確認できる。これらのことから、新見荘での三日の日に立つ三斎市の存在は確実で、祐清の年貢徴収は市日の翌日・翌々日になされていたことがわかる。

祐清は三日・一三日・二三日の市での交易のようすから年貢徴収の対象にする百姓を絞り込んで、年貢の徴収に成功していたと思われる。とりわけ、年貢を銭納する百姓にとつては、生産物を銭に交換する必要があるから、市での銭の獲得は不可欠であり、祐清はその交易情報を基づいて所務を行った。祐清の所務は、貨幣経済の発展に見合った方法によっていたのである。

月別の年貢徴収の件数を表52に示す。新見荘での米・麦の収納時期は、麦は六月～七月、米は七月～八月である。<sup>\*25</sup>寛正三年は麦は五月一日から六月二〇日の間に収納され<sup>\*26</sup>、寛正四年は麦は六月から閏六月、<sup>\*27</sup>米は八月に収納された。これらのことと表月別の年貢徴収件数を考えあわせると、以下のことがわかる。①寛正三年十一月・十二月は、高瀬・中奥の損免の駆け引きが盛んに行われていた時期にも関わらず、厳しく年貢を徴収していた。②寛正四年二月の実績は、祐清が代官を政所執事伊勢貞宗を代官にするとの誓し（書状⑨）が功を奏したことによると思われる。③寛正四年八月の所務は、米の収納時期に即したものであるが、一七件のうち八件は「去年未進分」として恨みをかわれるのに十分であった。④祐清が殺害される前日八月二十四日（三日に市が立った）に八件九五〇文の徴収に成功している。⑤祐清が殺害されたその日、八月二十五日にも節岡太郎兵衛から「但、去年分未進也」として、一〇〇文を徴収している。「抑、御代官今月廿五日、御宮めぐり被召候」<sup>\*29</sup>とあるが、「御宮めぐり」とは実は年貢の徴収であった（表53を参照）。

以上のことでもわかるように、「祐清の年貢徴収の態度は強硬であったがその徴収額がわずかであった」との論は誤りであり、所務全般が確実になされたことが明らかになった。祐清が殺害されるに至った原因をさらに究明しよう。祐清が殺害されたあと、直務代官として下向した本位田家盛は、東寺に対して、祐清の所務について以下のように報告している。<sup>\*30</sup>

一、当庄之御帳、そのほか未進帳、三職方より請取申候、目出度候、さ候間、未進帳見候へハ、いかほとも未進なく候、さりなからきわめて候て、重て注進申上へく候、

一、夏麦之事、ことごとく先代管へ納られ候間、未進なんとハなく候、さ候間、未進帳もなく候、

一、先代管さんやうしやうの事、三職方へしたゝめ候て、進上申され候と、申付候へハ、地下さいそくおは仕候へ共、御年貢納おも、又京進おも、御たんこうなく候し間、さらさら不存候よし申され候、

表53 祐清発行請取状寛正4年8月分一覧

21	為真	銭	50	去年未進分	寛正4年8月4日	祐清B	1
67	則行平左衛門	銭	100	但, 去年未進分	寛正4年8月5日	祐清B	1
148	金子方	銭	200		寛正4年8月5日	?	1
150	宮田方	銭	200		寛正4年8月5日	祐清B	1
17	為真	米	1110	但, 去年未進分	寛正4年8月11日	祐清B	1
48	せちおか紀大夫	銭	100	去年未進分	寛正4年8月14日	祐清B	1
155	宗末三郎兵衛	銭	100		寛正4年8月14日	祐清B	1
157	友清名分友清衛門	銭	100		寛正4年8月14日	祐清B	1
104	則行兵衛	米	810	去年未進分	寛正4年8月19日	祐清B	1
151	長田方	銭	372	酒代度々分	寛正4年8月22日	祐清B	1
22	為真	銭	100	去年未進分	寛正4年8月24日	祐清B	1
68	平さ衛門	銭	100	但, 去年未進分	寛正4年8月24日	祐清B	1
88	福本方	銭	200	但, 去年未進分	寛正4年8月24日	祐清B	1
97	利宗三郎兵衛	銭	100	但, 去年未進分	寛正4年8月24日	祐清B	1
152	利真林方	銭	100		寛正4年8月24日	祐清B	1
153	宗末三郎兵衛	銭	200		寛正4年8月24日	祐清B	1
154	三郎左衛門	銭	50		寛正4年8月24日	祐清B	1
156	吉国竹下分友清衛門	銭	100		寛正4年8月24日	祐清B	1
82	節岡大郎兵衛	銭	100	但, 去年未進分	寛正4年8月25日	祐清B	1

(注) ①この表は表49を年次順にソートして、寛正4年8月分を示している。

各項目は表49に示した通りである。

②なお、上記以外に『教』1740に、「友光兵衛、50文、寛正4年8月4日」の請取状が貼付されている。

表51 祐清の年貢徴収日別の件数

1の位・10の位	10日	20日	計	銭	米	大豆
0のつく日	2	5	7	6	0	1
1のつく日	0	4	2	6	5	0
2のつく日	1	1	1	3	3	0
3のつく日	2	4	2	8	6	0
4のつく日	8	18	25	59	46	12
5のつく日	5	14	19	38	30	8
6のつく日	1	0	2	3	3	0
7のつく日	8	0	3	11	11	0
8のつく日	3	1	2	6	4	0
9のつく日	8	3	0	11	6	0
計	56	47	49	152	120	2

表52 寛正3年～寛正4年の月別の年貢徴収件数

月	寛正3年					寛正4年								合計	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	閏6月	7月		8月
件数	5	14	17	20	23	2	15	8	13	2	6	2	2	17	152

表54 高瀬村秋末かもんの寛正3年分年貢納入一覧

請取番号	年月日	(文)	累計(文)
147	3/8/15	200	200
143	3/11/17	300	500
144	3/11/21	100	600
145	3/12/4	300	900
146	3/12/15	600	1500
2	3/12/20	600	2100
4a	4/2/8	300	2400
4b	4/3/13	200	2600
5	4/4/2	500	3100
6	4/4/11	300	3400
127	4/4/19	100	3500
128	4/7/27	300	3800

(注) 請取番号は、表2に示したもの

これによれば、三職から受け取った祐清の所務文書は、「御帳」（『永享十年帳』）と未進帳で、寛正三年分年貢の未進はわずかであることが知れる。さらに、夏麦の未進はなく、未進帳すらないこと報告している。これによっても祐清の年貢徴収は確実になされており、「去年之御所務の躰散々事」を鵜呑みにした従来の見解は改められる必要がある。また、年貢徴収の催促や収納・京進は、三職には相談なく一切祐清の独断でなされており、祐清は三職とは一定の距離を置いていたことがわかる。つまり、祐清は強引な所務により徹底した年貢収奪を行ったことが知れる。

次に、高瀬村の秋末掃部の年貢請取状を事例にして、寛正三年分の年貢徴収の内実を考察しよう。寛正三年の中奥・高瀬は、「長雨・田島さうたち・大霜」<sup>432</sup>で、祐清は「地頭方之ことく、三分二を御免候ハすハ、中々、頭足を、もかれ申候とも、御年貢ハ一錢も、不進ましきよし申候て、起請をかき候間、是非なき次第候」<sup>433</sup>と農民の訴えを東寺に注進している。しかし、東寺は三分の一の損免を許可するのみだったので<sup>434</sup>、祐清は寛正四年二月二日の注進状<sup>435</sup>によつて半損を願ひでた。それに従い東寺は三月一七日の評定<sup>436</sup>によつて半損を決定した。ところで秋末掃部は、小括16に見られるように、秋末名の半分の五貫二二五文を請け負っていたが、半損になったので二貫六一三文納入すれば皆済になったはずである。しかし、表54にみられるように、寛正四年三月一三日までに二貫六〇〇文納入している、以後も4回に分けて一貫二〇〇文納入し、最終的には三貫八〇〇文を納入している。結果、本位田家盛は一貫一八四文の過上としている<sup>437</sup>。祐清は寛正四年二月二日に半損要請をし、東寺は三月一七日の最勝院方評定で半損決定をしているのであるから、四月二日以降の年貢徴収は非法である。しかし、祐清は「去年分」・「去年未進分」として徴収している。おそらく、祐清は百姓には損免決定のことは知らせず過酷に年貢徴収を行ったものと思われる。

#### 小括

祐清の所務や殺害の背景については、論じ尽くされた感があり、「新出文書」の発見があつたにも関わらず、それを論に組み込んで祐清の所務が検討されることはなかった。

「新出文書」を利用することで、従来から知られていた文書に新しい意味付けが可能になり、思わぬ収穫が得られることがある。本研究では、「百合」※ク四〇（c）の年貢公事注文のデータを基礎に、『教』一七一一四（a）の年貢請取状を再検討し、直務代官祐清が個々の百姓を掌握して、徹底的に年貢収奪を行ったことを検証することができた。

このついでに、祐清が年貢請取状に据えた花押について一言しておこう。下向後わずか一年の間に祐清の花押には明確な変化が見て取れる。寛正四年三月三日請取(3)〔A型〕と寛正四年三月一三日請取(4)〔B型〕との間に、大きな変化が見られる<sup>438</sup>。また、寛正四年二月二二日の注進状⑨の花押の変化もB型へ変化する。この変化は、過上年貢徴収決意との関係が考えられないだろうか。

最後に、寛正三年・四年分の年貢請取状が寛正六年に回収されて年貢算用状作成に利用されたことについて考察を加えておこう。祐清が寛正四年六月に寛正二年・寛正三年分の算用状を作成して京進したことは前述した。年貢請取状は、年貢算用状や年貢未進徴符が作成されれば不要のはずである。鎌倉時代の史料ではあるが、高野山領大田荘では「当庄

收納之法、自八月・九月出徴符、郡司・定使呵責之間、弁済之帶返抄者也、六月一日夏収納之時、八月・九月所取置返抄等算勘之後、為庄例返抄等無用之間、不持之捨畢<sup>\*39</sup>とあつて、大田荘では用済みの返抄<sup>II</sup>年貢請取状は捨てるのが庄例であつた。寛正三年・四年の年貢請取状は、祐清の算用状作成後にも百姓の側に保管されていたのである。このことは何を物語るのであらうか。祐清の強引な所務による年貢収奪に反感をもっていた三職は、祐清が損免を隠して年貢が過上に徴収していたことをうすうす知つていて、祐清解任後に年貢減免を実現するために、名主百姓に年貢請取状の保管を指示しておいたのであろう。上使本位田家盛が寛正六年に祐清時の再算用を行つて、年貢減免は実現されたのである。祐清の殺害の背景に、祐清の過酷な年貢徴収があつた。三職の指導のもとで農民は後年を期して年貢請取状を保持し、三年後に年貢減免を勝ち取つた。ここにも、先を見据えたしたたかな農民の年貢減免闘争の姿が見える。

## 第二節 地頭方政所屋新造をめぐる年貢減免闘争

### 一 祐清殺害と地頭政所屋焼き打ち・新造の顛末

東寺は永享元年（一四一九）頃から細川京兆家の被官の安富智安を新見荘代官としたが、連年の未進で年貢収入が乏しかったので、寛正二年（一四六二）に新見の名主百姓等の直務支配の要求を受け入れた<sup>\*40</sup>。

東寺の供僧は代官の選定に入つたが、取りあえず上使を送り、その上使さえも早々に上洛したので、門指了藏を頼みとした。この代官や上使を決定する過程では、東寺供僧はその選定に紆余曲折を経ている。東寺は安富智安の時の請口一五〇貫文以上の請高で代官を探そうとしている<sup>\*41</sup>。しかし、若衆方でも二〇〇貫文の年貢を請負う代官は見あたらず、祐清が一年限りの代官となつた。

第一節でも検討した祐清の支配強化に対する抵抗闘争について概観しておこう。祐清は、直務代官として寛正三年七月に下向してから翌年八月に殺害されるまで、精力的に年貢・公事の徴収に励んだ。それに対して百姓は強い抵抗を示した。まず、年貢減免の要求が、高瀬・中興の百姓を中心になされた。この際に、百姓は荘民の検見の要求や起請文を書いての一味同心も行い、三分の二の年貢減免を要求した。最終的には東寺は年貢の半免を認めるのであるが、百姓の年貢の納入がはかばかしくないので、祐清は種々の策略をもって厳しい年貢の取り立てを行つた。また、祐清は従来八人であつた京上夫を一二人に増やしたり、蠟を新しい公事として賦課した。しかし、百姓は京上夫懈怠闘争を展開した。さらに、將軍足利義政の東寺参詣のための費用を御成段銭として賦課しようとしたが、百姓はこれを拒否している。このように、直務代官の支配に対しても、年貢減免や段銭拒否の闘争を展開している。

祐清の所務は苛酷に行われた。祐清の一年間の年貢・公事の京進は、一一〇貫文・紙一六束・漆大桶一・小桶一・蠟一斤である。祐清の年貢請取状を分析すると定期市の立つた翌日ないしは翌々日に年貢銭を徴収していることがわかるし、寛正四年八月の取立ては厳しい。殺害される前日である八月二四日（前日は市日）には八件九五〇文の徴収に成功している<sup>\*42</sup>。



祐清の殺害事件は寛正四年八月二五日に起こった。祐清が「御宮めぐり」（実は年貢徴収。この日にも一件年貢徴収をしている）のため中間の兵衛二郎と彦四郎を従え馬に乗って地頭方所領の谷内地区へさしかかった時、百姓谷内が家を建築中であつた。谷内とその縁者の二人は祐清が下馬しなかつたことを咎めて口論となり、祐清と兵衛二郎が殺害された。そこで、領家方の百姓は敵方をとらえようと谷内に押し寄せ、敵方は逃げたので家を焼き払った。さらに、敵方は地頭方の代官所へ隠れているとの情報を得て押しかけてみると、祐清の乗っていた馬も代官所にあつた。しかし、地頭方の庄主は留守だったので、地頭代官所即ち地頭政所屋を焼き払った。この事件は九月三日に東寺に伝えられた。この時東寺が苦慮したのは、在地の領家方百姓が地頭政所屋に放火した事件の後始末である。地頭方の領主の禅仏寺は七条柳原にあり、蔭涼軒主となつた季瓊真慈が開山である。<sup>44</sup>相国寺の慈西堂（季瓊真慈）は地頭政所屋の焼き打ちについて東寺へ抗議し幕府へも訴えた。一〇月四日、公方足利義政は幕府奉行人飯尾左衛門大夫之種を通じて「彼政所新造、家具等悉返渡」すことを東寺に命じたので、最勝光院方で評定がなされ、一〇月一〇日に最勝光院方年預の光明院堯忠が飯尾之種に宛てて將軍の仰せに従う旨の書状を提出した。この時、東寺は幕府將軍の力を背景に政所屋新造等を要求する相国寺の言いなりであり、きわめて低姿勢である。例えば、供僧は頻繁に雲頂院（相国寺の塔頭）・雲沢軒（又は雲沢庵、季瓊真慈の私寮）に向いて「詫礼等」をし、一〇月八日には「檀那寺」に二貫文、一二月二一日に「蔭涼」に一〇貫文の礼錢をだしている。<sup>45</sup>

地頭方は代官・宣中と上使・集梁を新見へ下向させ、一〇月二三日に東寺上使本位田家盛に対し、京都での幕府・相国寺と東寺の交渉を知らせている。さらに、「当国之国人にいられ候たちへ方（多治郎）「公方様へ被参候人にて候」、たて方（守道）「これハしゆこ方之人にて候」、彼兩人へ御はう所を付申、おそくつくられ候ハ、彼の面々々々見せきを至へきよし、かたく被申候」とあるように守護方の国人を動員すると恫喝している。<sup>46</sup>これに対し、三職と領家方百姓は強硬に抵抗して、政所屋新造や台所増築を拒否している。しかし、最終的には三職・百姓は領主東寺への奉公を強調して、政所屋を新造することになる。

以下、簡単にその過程を記しておく。寛正四年一月九日に、吉日として柱立ての儀式がなされた。その後、百姓の協力がなかつたり大雪で普請作業は遅れる。一二月二五日に、奈良殿の古屋を買い取って造作することになる。相国寺が古屋解体による造作に不満をもつたので、それについてのかげひきがあり、ようやく翌年二月になり建築が始まり三月一七日に内部の造作を残して「吹き立て」ができた。しかし、四月二七日になり地頭方が台所を増築せよと要求してきた。これにも百姓は抵抗し、色々問答があつたが、田所金子衛氏の名である河毛の百姓家を二軒買い取って、六月六日に柱立てがなされ、六月二六日に完成した。しかし、その後も細かい注文が入り問答がなされた。東寺が最終的に政所屋の造立を確認したのは、一〇月二日に上使本位田家盛と上総増祐が上洛し、翌日三職注進状等が披露された時点であつた。<sup>47</sup>

## 二 地頭政所屋新造に関する京都・新見間の往還

祐清殺害と地頭政所屋新造に関わって、京都と新見との間の人の動きを記して、地頭政所屋の新造過程を具体的に覚えておきたい。この人の動きにより、文書が伝達されている。<sup>48</sup>

- 僧(善成寺の僧カ、「百合」※サ一一三)上洛 新見(寛正四年八月二七日)↓京都(九月三日)
- 持参文書 「百合」サ一一〇、※サ一一一、サ一一二、え三六
- 上使本位田家盛(「御代官」「政所殿」)下向 京都(九月六日以後)↓新見(二〇月二日以前)
- 「神代より管領様へ上候吉夫」上洛 新見(九月三日)↓京都(二〇月二四日)
- 持参文書 「百合」※サ一一三
- 上使上総増祐(「公文殿」)・上使乗円祐深(「小屋殿」)下向 京都(二〇月一八日以後)↓新見(二一月一四日、「百合」※サ一二〇)
- 地頭方上使集梁・代官宣中下向 京都(二〇月二三日、「百合」サ三五七)↓新見(二〇月二三日。「百合」ツ二六二)
- 祐清中間彦四郎と下女・夫丸二人上洛 新見(二〇月二三日、「百合」ツ二六二)↓京都(二一月二日)
- 持参文書 「百合」サ一一五、サ一一六、※サ一一七、※サ一一八、え三七
- この時割符三つ(三〇貫文)・漆大桶と小桶一〇・祐清着物道具を運送している。
- 僧上洛 新見(二〇月二六日)↓京都(二一月三日)
- 持参文書 「百合」※サ一一九、ツ二六一
- 夫丸上洛 新見(二一月六日)↓京都(二一月一八日)
- 持参文書 「百合」※サ一二〇、サ一二一
- 神代よりの京上夫上洛 新見(二一月二日)↓京都(二二月三日)
- 持参文書 「百合」サ一二二
- 喜阿弥(「雑具等堅可致糺明」ために)下向 京都(二二月三日)↓新見(二二月九日)
- 持参文書 「百合」サ一二四、サ一二五
- 乗円祐深上洛 新見(二二月五日)↓京都(二二月二日)
- 持参文書 「百合」サ一二六、サ一二七、※サ一二八、サ一二九
- 喜阿弥上洛 新見(二二月一八日)↓京都(二二月二四日)
- 持参文書 「百合」※サ一三一、サ一三二、ゆ三八
- 相国寺力者善性上洛 新見(二二月二四日)↓京都(寛正五年一月八日)
- 持参文書 「百合」ツ一四三
- 神代領内者が使者として参宮のついでに上洛 新見(二月六日)↓京都(二月二二日)
- 持参文書 寛正五年正月一六日付の注進状(「新見庄地頭方政所、可造否事、有注進」、「百合」け一六、正月二二日条)であるが、現存せず。
- ?下向 京都(二月二五日)↓新見(二月八日、「百合」し一四九)
- 持参文書 「百合」サ一三二
- 神代領内者の参宮の後下向 京都(二月三日)↓新見(?)
- 持参文書 「百合」サ二七二
- 猪隈聖下向方 京都(三月二〇日)↓新見(?)
- 毎月相国寺へ上候長夫上洛 新見(三月二日、「百合」し一四九)↓京都(三月三〇日)

持参文書 「百合」ツ一四四、ゆ五八、し一四九、『教』一七二一  
 ○門指了藏下向 京都(四月二六日) ↓新見(五月二日、『百合』サ二三六)  
 持参文書 「百合」サ一三四、サ一三五、サ二八八、サ三七一  
 ○春阿弥下向 京都(五月二日) ↓新見(?)  
 ○了藏上洛 新見(六月三日) ↓京都(六月八日)  
 持参文書 「百合」サ一三六、サ一三七、※サ一三八  
 ○本位田家盛上洛 新見(七月一六日) ↓京都(七月二四日)  
 持参文書 「百合」サ一四一、サ一四二、サ一四三、フ一三八  
 ○本位田家盛下向 京都(八月一三日) ↓新見(八月二六日)  
 持参文書 「百合」サ三二一、サ三七二  
 ○増祐・本位田家盛上洛 新見(九月二一日) ↓京都(一〇月二日)  
 持参文書 「百合」サ一四六、サ一四七、サ一四八、サ三三八、『阿刀文書』寛正五年  
 算用状

このような過程で「阿刀文書」寛正五年算用状で京進された。

三 寛正五年算用状に見える年貢減免闘争

「阿刀文書」(京都国立博物館所蔵)所収の新見庄寛正五年算用状(整理番号1249L12  
 8)を紹介しよう。

(前欠)

廿文

□□人夫酒

卅文

□□料足遺足人夫酒直

百〇人分皆料

拾貫六百文

大工作料

〇四百文

地頭□□用分

五百文

藁代

壹貫文

味噌代

参百文

しを代

以上四拾貳貫七百六十九文

一 礼銭并酒直事

去年十一月九日

壹貫文

地頭方上使礼物

百文

同日

同日

地頭方上使来時酒

卅文

同さかな

卅文	百文	五十文	二百文	○五百文	○貳貫文	壹貫文	十二文	五十文	貳百文	貳貫文	廿文	百文	百文	四十文	參百文	五百文	五百文	廿文	五十文	卅文	百文
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
同五年正月分	同廿五日	同廿五日	同廿四日	同廿四日	廿二日	十日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	十二月一日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
同さかな	同さかな	同さかな	善性上洛之時会尺	山本方へ礼物	筑後御代官 大林方礼物	地頭方庄主礼物	木	同さかな	市庭にて酒三職以下	地頭方上使上洛之時礼物	同さかな	地頭方へ罷出談合之時酒、三職以下	御宮神樂	たうフ十丁 餅数百	地頭方上使方へ樽代	善性会尺	納所会尺	同さかな	地頭方催促之使酒	同さかな	失物注文持来時酒、使両三人

五百文	十六日	地頭方庄主礼物
百文	同十二日注進申時	神代兵衛会尺
卅文	同日	同酒さかな
五十文	十八日	古屋之事京都へ注進申由、申送使酒
卅文	同日	同さかな
百文	二月十六日	古屋早々可立之由、申来使酒
五十文	同日	同さかな
参百文	十七日	地頭方へ樽代、京都へ注進礼也
貳百文	同日	さうめん
貳百文	三月十七日	地頭方宿借会尺
参百文	同日	松井方礼物
五十文	十八日	地頭方使酒時礼也
百文	四月十六日	納所京都上使来時酒
五十文	同廿七日	台所催促之時酒
五十文	五月七日	同催促之使酒
五十文	同八日	台所談合之時酒、三職・了蔵
貳百文	同十日自東寺 書下案文持来	地頭方庄主善福来時
五十文	同日	同さかな
五十文	十一日	地頭方大工家見ニ来使、兩三人之酒
廿文	同日	同さかな
五十文	廿四日	河面之家見ニ罷出出之、金子方・了蔵
百伍十文	廿七日	地頭方之使河面へ家見ニ出時、夜にて帰候て酒
五十文	同日	同さかな



百文 同酒

九月十三日

百文 千面座頭

同十八日

百文 浄住座頭

同日

五十文 同酒

以上四貫九百五十二文

都合六拾壹貫六百五十二文

本位田

寛正五年九月廿一日

家盛(花押)

宮田帶刀左衛門尉

家高(花押)

福本式部尉

盛吉(花押)

金子彈正左衛門尉

衡氏(花押)

上使

増祐(花押)

一 米之事

拾壹石 去年十一月廿六日ヨリ  
当年九月十九日まで

造作方人夫

同四月四日

五斗 三職・名主外二節朝飯

同日

○壹貫伍百文 同酒さかな

毎日二升宛

五斗 ハちの下用

廿五日分

麦 造作方人夫

五石

九月十二日

奥里御百姓中朝飯

六斗 同日

○壹貫六百文 同酒さかな分

去年十一月七日ヨリ

鳥大豆

○大豆貳石 当年九廿二日まで

同大豆

造作以下さいの用

五斗 去年十一月四日ヨリ当年

石

○壹〇五斗

九月廿一日まで

紀四郎・神原兩人下用

以上米拾四石壹斗

麦五石

大豆貳石五斗

以上残参貫百文

請加六十壹貫六百五十二文

惣都合六拾四貫七百伍十二文

寛正五年九月廿一日

本位田

家盛 (花押)

宮田帶刀左衛門尉

家高 (花押)

福本式部尉

盛吉 (花押)

金子弾正左衛門尉

衡氏 (花押)

上使

増祐 (花押)

奉行代

堯忠 (花押)

同十二月八日 算勘畢

金蓮院

堯泉 (花押)

宝輪院

宗寿 (花押)

実相寺

公禪 (花押)

○紙継目には奉行代堯忠の裏花押がある。

算用状には地下年貢算用状や寺家年貢支配配状など、さまざまな種類がある。この算用状<sup>48</sup>の性格を考えてみよう。内容的には、四つの部分に分かれている。第一の部分は前欠であるが、一〇貫六〇〇文の大工作料や人夫酒直の記載から地頭政所屋新造のための諸費用の書き上げで、全体の三分の二を占める四二貫七六九文の経費を計上している。第二の部分は「一、礼銭并酒直事」とあるように、寛正四年一月九日から寛正五年九月二〇日(算用状作成の前日)までのほぼ一か月にわたる地頭政所屋新造に関して地頭方との交渉などに際しての礼銭・酒直の計上である。第三の部分はタイトルはないが白拍子・座頭・猿楽大夫などの芸能人への出費である。最後の部分は、「一、米之事」とあって主に地頭方政所屋新造のための人夫への米などの支給を書き上げている。以上のようにこの算用状は、地頭政所屋新造のための諸費用とその時期における祭礼などの諸費用を一緒に計上したもので、年貢減免のために作成されたと考えられる。

第二の部分を具体的に検討してみよう。費用の銭高と日付と用途などが記されている。そこで、その算用状の記事が、在地での動向を記した三職や上使の東寺への注進状にどのように記載されているかを以下に書き出してみる。

寛正四年一月九日と一〇日の記事は、地頭方上使への礼銭と酒・肴で、一貫一三〇文である。これは、上総増祐・金子衡氏・乗田祐深の連署注進状(「百合」サ一二二、寛正四年



一月二日)に、「今月九日為吉日之由、自地頭方被申候之間、為兩人、柱二本持參仕候て、彼方上使相共、柱立仕候、御目出度候」とある内容と合致する。

一月一二日の記事の失物注文を持来る時の使三人への酒・肴の一三〇文は、上記の連署注進状の「次政所屋指図二間分、并失物注文巻物一、十一月十一日被送候之間、先請取置候」とある内容と合致する。

一二月二日夜から三日の市場での地頭方上使と三職以下の談合などの費用については、三職注進状(「百合」サ一二七、寛正四年二月五日)の「年内中ニ先一間御新造可有由、今月三日・地頭方上使ニ堅被仰定候」とあることと関係している。

一二月二四日の相国寺の力者善性が京都へ上洛する時の礼錢の二〇〇文は、上総増祐注進状(「百合」ツ一四三、寛正四年二月二四日)の「相国寺御力者善性上洛候間、一筆申候」とあることと関係している。

正月一八日の古屋で地頭政所屋を造ることを京都の相国寺へ注進する使への酒・肴の八〇文は、上使本位田家盛・公文上総増祐連署注進状(「百合」し一四九、寛正五年三月二日)の「古屋にて候へ共、御注進勘用にて候、平ニ此屋を立させられ候へと、種々にわひ事仕候間、庄主申され候子細ハ、是にて、是非之返事ニ不及候、色々承候間、注進可申候とて、正月廿八日態納所をのほせられ候」に相当するものであろう。この使となった納所とは「玉」である。しかし、日付が一〇日ずれている。

二月一六日の古屋を早々に立てよとの相国寺から伝言を申し来つた使への酒・肴の一五〇文は、上記の連署注進状の「相国寺之御返事、二月十八日当<sup>御</sup>来候、(中略)とても庄主御渡候上者、領家方上使と談合候て、早々取立、注進候へと、内々申下され候、此上者、古屋にて候共、如元候者、御取立候へと、同日以使者、申送られ候」に相当するものである。しかし、日付が二日ずれている。なお、「其後、三職并御百姓中へ相ふれ候て、地を引、作事を仕候」とあるので、二月一八日以後に地頭方政所屋の作事がなされることがわかる。

二月一七日の相国寺へ注進してくれた地頭方への礼錢三貫文と礼物素麵は、上記の古屋での作事の了解を取り付けたことに関係していると思われる。

三月一七日と一八日の地頭方への礼錢の五五〇文は、三職注進状(「百合」ツ一四四、寛正五年三月二〇日)の「地頭方政所屋去月より取立候て、今月十七日ニ吹立候」とある政所屋の葺立てに関係したのもかもしれない。

四月二七日の地頭政所屋の台所を増築せよとの地頭方からの催促の時の酒代五〇文など、台所の作立てに関する記事が続く。これは、上記の三職注進状(「百合」ツ一四四)に「又大所お作候へと、重庄主申され候へとも、一間作候、さ候て無面目子細にて候へとも、寺家より仰下され候間、一間ハ作立候ニ、重又作候はん事くちおしき子細にて候間、」とあることや、三職注進状(「百合」サ一三七、寛正五年六月三日)の「はや台所をも、昨日二日に人之家をおさへ、しよもう仕候て、こほし<sup>掛</sup>地頭方へもたせ候、やかて二・三日之内ニ作立候へく候」、あるいは本位田家盛・上総増祐連署注進状(「百合」サ一三八、寛正五年六月三日)の「金子か百姓河毛と申在所之家を、二間買候て、今月二日こほち候、就其、地頭方へわひ事仕候事、又於地下 談合、中々難及注進候、委細了蔵可申上候」とあるように、地頭政所屋の本屋の他に台所を三間分増築する過程での地頭方との交渉を示している。上使上総増祐注進状(「百合」サ一四一、寛正五年七月一六日)に「地頭方政所屋并台所、去六月六日柱

立仕候て、同廿六日屋櫛<sup>60</sup>以下ふきおろし候、御目出度候」とあるように、台所は六月二六日に完成した。

五月一〇日の東寺から書下案文を地頭方庄主と善福が持つて来た時の二〇〇文は、本位田家盛・上総増祐連署注進状（「百合」サ一三六、寛正五年六月三日）の「将又、相国寺へつかわされ候案文、去月十日庄主此方へ持参候、同善福同道候て、失物等之事催促候間」とある内容と合致する。

この算用状第二の部分には、領家方の百姓が焼き打ちした地頭方政所屋を建てる過程に添って、それに関わる地頭方への出費が記録されている。一度に多額の出費がなされているのは、主に地頭方上使・地頭方庄主・安富智安の被官大林<sup>49</sup>への札銭である。しかし、一部日付のあやしいものもあり、他の史料と照合して実際の出費を確認することはできない。算用状に三職が署名・署判していることから三職が算用状の作成に深く関わっており、算用状に作為を加えた可能性が高い。

この算用状が作成されたのは、寛正五年九月二一日であるが、これと同一年月日の三職などの注進状が三通ある。これらの注進状の主要な内容は、御讓位段銭の催促する守護使の内部についてであり、その経費七貫六〇〇文の年貢減免を要求しているものも含まれている。新見荘の三職・百姓は守護使の段銭催促という新しい事態に紛れて、地頭政所屋新造に関する年貢減免を実現するための具体的除分を注進しているのである。

#### 小括

東寺が直務支配を開始しても年貢の徴収ははかばかしくなかった。寛正四年三月一日日条の最勝光院方評定引付では、祐清の注進状を受けて「自新見庄歎申候間事、致披露候処、評議云、最初自地下訴申安堵之時、有御直務者、如安富所務、更不致無沙汰、可寺納申之由、堅申定之由、雖注進申、則自其年々貢不法候間、言語道断之次第也」<sup>50</sup>とあって年貢未進への不満を示し、公文宮田家高と惣追捕使福本盛吉に年貢請文と年貢未進請文を提出させている。その後祐清は、種々の策略・威圧の繰り返しにより、執念深い年貢収奪を行い、在任中の年貢京進総額は一一五貫文を数える。祐清は苛酷な所務を行ったと評価できよう。祐清はそのために殺害されたのである。後任の「代官」本位田家盛の所務では、寛正四年の年貢は九五貫文、寛正五年は八〇貫五〇〇文（他に讓位段銭の札銭が一〇貫文）であった<sup>51</sup>。これは、武家被官の安富智安の請負高一五〇貫文を基準にすれば、六三%・五四%に相当し、新見荘の百姓は三分の一免・半免相当の年貢減免に成功していることになる<sup>52</sup>。

相国寺蔭涼軒季瓊真蕊が幕府を動かして東寺を恫喝し、東寺はそれに翻弄された。東寺は季瓊真蕊の要求に従って在地での地頭政所屋新造などの対応を急ぐあまり、三職の手による算用状の粉飾を含む在地の巧妙な動きが見抜けなかったのではないか。この地頭方政所屋新造に関わる年貢減免の動きは、続いて惹起する段銭拒否闘争の前哨戦として位置づけできよう。

### 第三節 御讓位段銭拒否闘争

#### 一 讓位段銭・即位段銭・大嘗会段銭

本節では、寛正五年から寛正七年、文正元年にかけて賦課された段銭を事例にして、東寺領新見荘で展開された段銭賦課拒否闘争、守護使入部拒否闘争を扱う。

後花園天皇は寛正五年七月一六日に皇位を皇子成仁親王に譲り、七月一九日成仁親王が践祚した。後土御門天皇である。中世後期では、讓位・即位・大嘗会のための費用が調達しにくい<sup>45</sup>ため、天皇の代替りは多くない。後小松天皇↓称光天皇↓後花園天皇↓後土御門天皇↓後柏原天皇↓奈良天皇↓正親町天皇↓後陽成天皇の七回である。中世前期の白河天皇から後小松天皇までは平均して一二年弱の在位であつたのに対し、中世後期では平均二五年の在位である。後柏原天皇は践祚から即位まで約二二年、後奈良天皇は約一一年の年月を要している。しかし、後土御門天皇の場合は、践祚から即位までわずか一年である。そのため、段銭賦課の記録が錯綜しているのか、段銭賦課をする側が故意に仕組んでいるのか、讓位段銭・即位段銭・大嘗会段銭（大嘗会奉幣米）の賦課と免除の史料が入り組んでいる。

このことには、『史料総覧』の記事を見ればよくわかる。例えば、寛正五年三月二八日の「御讓位段銭ヲ諸国ニ課ス」は、『蔭涼軒日録』では「御即位諸国段銭之事、始被仰出之由」となっている。また、後述するように寛正六年年間でも即位段銭と讓位段銭が錯綜しているか、混乱している。

朝廷側では、讓位・即位・大嘗会のそれぞれの費用の捻出に奔走したのであるが、総量として費用の調達を考えていたに違いない。そこで、その費用を負担する側でもその三つの区別はどうでもよく、一貫してそれらの負担免除の工作をした。だが、これは守護権力にとつては千載一遇の機会であり、在地へのアクセスが三回できるチャンスである。とりわけ、守護被官や国人層にとつては、在地への侵攻の絶好の機会であつた。東寺領新見荘においても、讓位・即位・大嘗会の三つの名目で守護使の入部が確認できる。

## 二 守護使の入部とその対応

東寺の直務支配にありながら、新見荘に守護使が入り、讓位段銭の徴収がなされようとした<sup>46</sup>。在地から上使増祐が以下のようにその状況が京都に報告している<sup>47</sup>。

（前略）

御讓位反銭と申候て、六月廿五日自国方、以大勢を、致催促候、兼而配符等をも入候ハて、ふと大使付候間、地下之めいわく無中計候、仍御百姓中談合之趣者、就為守護不入之在所、先々更々か様之無催促、急而守護之使おい可立之由、定候間、三職我ら色々申候て、先国之儀無為ニ仕候、委細三職注進申され候間、巨細同前に候、早々御奉書御下候ハてハ、重而使入へく候、其時者、定而大事出現あるへく候、我ら罷上候て可申上候処ニ、去八日より違例仕候間、ふと本位田罷上候、又相国寺常住領大井庄・石賀井地頭分、御奉書案文乞進候、地頭・領家軒をならへ候処ニ、此方御奉御下候ハてハ、就御年貢等、一大事之子細にて候、早々御奉書を待申候、此旨可然様ニ能々可預御披露候、恐々謹言、

上使

七月十六日

増祐（花押）

東寺  
御公文所殿

まゐる

この上使上総増祐は、昨年一〇月に祐清殺害と地頭方政所の焼き討ちの問題解決のため、新見に乗円祐深とともに下向していた人物で、在地では公文殿と呼ばれていた。上使増祐が伝えるところは、①百姓の談合⇨寄合での決定は、「ここは守護不入の在所なので、このような段銭の催促はなかった。急いで守護使を追い出すべきである。」②百姓の決定が守護使追放であるから、(百姓に雑仕をさせることはできないので)、三職と上使で守護方の接待をした。このことは、三職の注進状で詳しく報告される。③早々に段銭免除の幕府奉行人奉書が下されなければ、重ねて守護使が入部する。そうならば、(百姓が年貢を納めないなどの)大変な事が起きる。④上使が上洛してこのことを報告するべきであったが、七月八日に病気になったので、急に本位田家盛が上洛することになった。⑤相国寺常住領の大井荘・石蟹郷の地頭分では、段銭免除の幕府奉行人の奉書の案文を要求して得ているので、当方でも御奉書を下して欲しい。注目すべきは、①に基づいて、百姓が守護使の接待を拒否していることと、再度の守護使の入部があれば年貢の納入を拒否しようとしていることである。百姓が寛正二年に直務支配を強く要求してそれを獲得した意味は重かつた。

(追而書略)

畏申上候、

抑、自守護方去廿五日、御讓位段銭と被申候て、催促を大勢被入候、公私めいわく(迷惑)此事にて候、さ候間、此方之事ハ、自先例、守護不入之在所之事にて候を、今更かやうニ催促候間、驚入存候、御百姓等ハ中々ニ使のあいしらい(金取)、ふつと申事あるましく候と申候て、日々ニ寄合仕候て、使をおつたて申候て、其まゝ家をあげ候ハんと、かたく申定候処を、先々相留候て、使を我らとしてあいしらい(雑事)、さうし等を仕候、使大勢候て、いらん共仕候間、談合申候て、守護代へ京都一住進之間(住)、先御使をも御立候て給候へと、わひ事之状を政所殿より御つかハし候へ共、使不被立候、さ候間、風渡(ふと)公文殿を上げ申候ハんと申定候処ニ、御風ふるい出候て、無其儀候間、公私一大事之御公事にて候間、政所殿御上落候て、こゝもとの時宜、御念比ニ御申候ハてハ、地下ちやうさん可仕候間、風渡御上候、尤我らも罷上候て申上へく候へ共、一住進之間(上)、使を御立候へと申候へ共、不被立候間、重守護代へ、自御代官地頭方之ひつかけを以、御わひ事候へと、我ら申候て、料足尅貫文、先しゆん付と被仰候て御出候、同五十疋御礼物と談合仕候て御出候、守護代申され候様ハ、礼物之事ハ公事道行候ハ、可給候、先しゆん付之分ニ請取を進候と申され候て、うけ取を被出候、則其請取返事之状、御代官御持候て御上候、御披見めさるへく候、定而日数過候ハ、重使可入候間、さやう之時ハ、我ら国ニ候て其あつかいをも仕、御百姓中へもいけんをも仕候ハてハ、事やふれ候ハんする間、不罷上候、委細ハ政所殿御申あるへく候間、大方申上候、御奉書なんと被召候ハん時之御礼銭なんとの事ハ、御百姓中へも可申付候、地頭方のごとく事行候ハ、目出度可畏入候、返々、御奉書を御申御下候ハてハ、地下無為ニあるましく候、安富方之時、両度使入候しか共、不入之事にて候間、おつ立申候て、其沙汰を(致)たる事なく候、今度もさやうに可仕候へ共、今ハ御ちきむ(直務)の御事にて候間、

御公事をも仕出候てハ、御本所之御煩も出来候てハいかゞと存候て、むくうに我らと  
して先使をもあいしらい、さうし等をも仕候て、こゝもと無為ニ使をも立候て、政所殿  
を上せ申候、仍地頭方政所屋之事、御意のまゝいづれも作立申候、公文殿・政所殿久  
々御しんらうせひなく候、我らもかいふん奉公を至申候、同政所殿御申あるへく候、  
此公事ニ付候て罷上候てハ、行事候へてハと、御しんしやく候へ共、公方様地下之一大  
事にて候間、御上落候へてハと申候て、風渡上せ申候、いかやうにも無為之御  
けいりやく候ハ、御目出度畏入可存候、此旨以可預御披露候、恐惶謹言、

七月十六日

衡氏(花押)

盛吉(花押)

家高(花押)

進上 東寺

御公文殿

この三職の注進状<sup>66</sup>は長文で煩雑であるが、百姓の要求内容のみならず、上使上総増祐  
〔「公文殿」〕前年の寛正四年に最勝光院の公文職に任じられている〕・本位田家盛〔「政所殿」・  
「御代官」、かつて播磨国矢野荘で田所職であったが長祿二年〔一四五八年〕に解任された〕・三職の  
動向や、「守護代」である有岡左近将監資次・石川左近将監資次・庄右京亮経郷の被官で  
ある守護使の行動も示されている。三職が「公方様地下一大事」・「公私一大事」として  
御讓位段銭の賦課と守護使の入部について注進した内容を検討してみよう。

①百姓は守護使の接待を拒否して、毎日寄合をし守護使の追放の意志が堅く逃散も辞さ  
ないと決定した、②三職は守護使の立ち退きについての守護代と何度も折衝した、③三職  
が上洛しないのは、再度の守護使の入部やその時の応接を考へてのこと東寺への不忠で  
はない、④細川管領家被官安富の時に行つたことなかつた守護使の接待を本所である  
東寺のことを考へて雑仕の沙汰をして奉公し無事守護使を立ち退かせた、の四点にまとめ  
られよう。②については守護代やその使との対応が詳しく述べられているが、守護使とは、  
庄経郷・石川資次・有岡経資の被官(おそらく西尾方・河合方)をさす。彼らは、六月二十五日  
に入部し七月二二日の二七日間在荘した<sup>67</sup>。その期間、上使の増祐や本位田家盛は、守護使  
や守護代と交渉を重ねていた。その背景には、三職が「御百姓等ハ中々ニ使のあしらい、ふ  
つと申事あるましく候と申候て、日々ニ寄合仕候て、使をおつたて申候て、其まゝ家をあげ  
候ハんと、かたく申定候」と記し、上使増祐が「仍御百姓中談合之趣者、就為守護不入之  
在所、先々更々か様之無催促、急而守護之使おい可立之由」と報告しているように、百姓  
が守護使への雑仕の負担など会釈することを徹底的に拒否していることがあつた。雑仕の  
「あいしらい」は、三職と上使本位田家盛でおこなつたのである。大山荘の例では、守護  
役の負担を莊園領主東寺と折半で解決した事例もあるが<sup>68</sup>、新見荘の百姓は守護使の雑仕の  
要求に一切会釈せず、断固として出費を拒否した。従つて、その後の段銭賦課についても、  
百姓側は一切それに応じなかつた。三職は権力的上昇意識をもつたため、讓位・即位・大  
嘗会の段銭に一定の対応を考へたに違いないが(「公私一大事之御公事」)、百姓はまっ  
たくそれを無視した。ここには三職と百姓の階層的差異が現れている。三職は惣荘の利益  
を守る側に立つ一方、守護権力への譲歩も考慮に入れて、東寺への奉公を強調している。  
この増祐と三職の注進状は七月二四日に京都に到着し、翌日最勝光院方の評定で披露さ  
れたが<sup>69</sup>、守護使の新見荘への侵攻の様子は本位田と三職連署注文により二か月後に届けら

れた。

(端裏書)

「寛正五 十二京着」

なをく申上候、此分御申候て、御ふちあるへく候、

守護使六月

七月十四日まで廿日之  
間入あしの事

一、毎日弍百文朝夕分、使人数九人、御代官・三職一日ツ、是を沙汰申候、

一、老貫五百文しゅんつけ  
是ハ本位田沙汰

一、六百文内三百文ハ同、  
三百文ハ三職

一、四貫文朝夕分

一、老貫文之太刀一ふり  
是ハ本位田方太刀也

一、五百文ハ三職方沙汰申、

以上七貫六百文

日別をハ、廿貫文と申、事外(一)さいそく仕候へ共、色々(一)りやうげん(一)を至候て、太刀一ふり料足五百文にて、七月廿一日ニ守護之使罷立候、十四日より廿一日の間ハ、そうし(一)以下かたく申候へ共、一度も不仕候、かいふん(一)寺家奉公と存候て、我らはしりまい(一)候、委細ハ御上使(一)可有御披露候、恐惶謹言、

九月廿一日

衡氏(花押)

家高(花押)

盛吉(花押)

家盛(花押)

東寺

御公文所殿

人々御中

この注進状60では、上使・三職の側でもぎりぎりのところで守護に抵抗していることがわかる。守護方は日別で二〇貫文の法外な要求をしてきたが、上使・三職は太刀一振(二貫文相当)と料足五〇〇文で済ませて七月二日に追い返している61。しかも、七月一四日から二一日の七日間は雑仕の要求も拒否している62。こうした上使・三職の対応は、前述したように百姓の逃散をちらつかせた雑仕一切拒否の姿勢があったからこそ実現できたと思われる。

### 三 東寺の段銭免除の動き

守護使への対応と併行して、上使・三職は東寺に対して段銭免除の奉書の請求も行った。東寺はどのような対応をしたのであろうか。

東寺は、上使・三職の要請で早急な段銭免除の奉書の発給を幕府へ要求した。最勝光院評定引付63によると、

八月二一日条

一、新見庄御讓位段(マ)反免除御奉書到来由、披露之处、急為礼、奉行方へ可罷出之由、衆儀之畢、

一、今度、方々一献沙汰之間、廿貫文自地下、可有沙汰事、  
八月十八日条

一、新見庄御讓位免除導行事、守護方此間連々雖有催促、菟角令難渋者也、如今者、  
近日難出之者歟、仍本位田先可被下歟之由、披露之处、誠国方之儀、定可有延引  
歟、先奉書案文、被下干地下者、得其力、段錢等不可及其沙汰歟之間、急可被下  
也、次有導行到来者、自是、態被下之歟、不然者、以好便、被下歟者、臨其時、  
可有評定之由、衆儀治定了、

(中略)

奉書案

東寺領備中国新見庄領家職御讓位段錢事、為免除地之上者、可被停止催促之由候也、

仍執達如件、

寛正五

八月十日

(布地)  
貞基判

(版地)  
貞有判

守護代

守護遵行案

東寺領備中国新見庄領家職御讓位段錢事、為諸役免除地之处、今度、始而被相懸云々、  
所詮、先々免許之条、為事実者、不日、可被停止催促由候也、仍執達如件、

寛正五

九月十七日 碁碁敦判

経朝判

石川左近将監殿

庄右京亭殿

有岡左近将監殿

新見庄御讓位段錢免除奉書が到来したことが報告され、その礼をするため幕府奉行人の  
もとへ出向くことと、各方面への一献料二〇貫文を地下に負担させることが決まった。し  
かし、守護代方(有岡・庄・石川)への遵行が難渋していたので、とりあえず本位田家盛に  
免除奉書の案文を持たせて地下に派遣し、在地で段錢等の要求に応じることがないよう  
にした。そして、遵行状が到来したらさらにそれを下すという方策をとったのである。

本位田家盛は、奉書の案文と次の上使増祐宛の東寺書下64をもって新見に下向し、八月二  
六日に到着した。65

新見庄讓位段錢事、免除之被成御奉書候之間、目出候、仍守護遵行被執下候、又御奉  
書案文被下候、今度事、地下一大事候之間、色々致了簡、方々就権門被申候之間、如  
此66巖蜜成下候、大慶此事候、

本位田家盛と三職は段錢免除奉書案を百姓に披露することで、百姓側の逃散などの行動を  
抑えにかかったと思われる。

さらに、守護方の遵行難渋を解決するため、東寺奉行の清和泉守貞秀に相談して国分奉  
行(布施貞基)に「付」けて(一献料をわたして)、守護方への催促を進めることにした。

しかし、九月二一日になっても遵行状は届かず、上使上総増祐を上落させた。この時増

祐は「西尾方・河合方へ、守護代からの内状」を持って上洛するが、この内状には守護方が段銭催促停止を遵行する条件が示されていたと思われる。<sup>66</sup> その後の交渉の経過を示す史料はないが、最勝光院方評定引付に示されるように、東寺奉行清貞秀を通じての国分奉行布施貞基への折衝（「新見安堵御判之事」）<sup>67</sup>により、一〇月二日に守護の遵行状を得ることができたようである。<sup>68</sup> この折衝で東寺は東寺奉行清貞秀などに札銭二貫五〇〇文を必要とした。<sup>69</sup>

#### 四 東寺の在地への一献料要求と在地の対応

東寺は讓位段銭の免除奉書を得るために一献料二〇貫文を必要とし、八月一日最勝光院方評定で、それを地下に負担させることにした。それを承けて、翌日に本位田家盛と節岡名太郎兵衛が以下のように請文を提出している。<sup>70</sup>

（端裏書）

「寛正五 八 十二

新見庄御讓位段銭一献料之時 本位田請文」

謹請文中、就段銭事、御一献料貳拾貫文、於国御代官并御百姓中として、来月十日以前、悉取立候て進上可申候、更以無沙汰くわんたいの儀あるへからず候、若無沙汰之事候者、堅可預御罪科候、仍請文之状如件、

本位田

寛正五年八月十二日

家盛（花押）

節岡名

大郎兵衛（花押）

本位田家盛は前述した七月一六日付の上総増祐注進状や三職連署注進状の封紙ウワ書に追筆で記されてるように七月二四日に在京していた。節岡名の名主として請文に書判している太郎兵衛は、節岡名の正分名主豊岡が祐清により「成敗」された跡に据え付けられた百姓である。太郎兵衛は東寺に恩がある百姓であり、里奥の百姓の総意を代表する人物ではない。おそらく本位田の伴として上洛に同行していたのであろう。「代官」本位田家盛は、一献料を在地が負担することについて、三職や百姓等の同意を得ていたわけではない。そして東寺は以下のような書下<sup>71</sup>を用意した。

一、一献料貳拾貫入候、来月十日以前ニ可有運上候、其分本位田百姓兩人、堅請文を沙汰候、此分三職百姓等可被下知候、先以借物<sup>72</sup>方々被遣候、尚々無沙汰候てハ不可叶候、急束<sup>73</sup>ニ可披上候、委細者兩人可申候、

しかし、新見の在地ではこの東寺の命令を素直には受け入れなかった。そのことは、以下の本位田の注進状<sup>73</sup>と三職の注進状<sup>74</sup>でわかる。

畏申上候、

抑、先月廿六日ニ罷付候、さ候間、段銭之事、御心ニ御入られ候て、御奉書被差下され候事、畏入之由、三職并百姓等申上候、御一献料之事、貳拾貫文之分、仰下され候、其分地下へ申付候、さ候処ニ、当国一宮社務職相ろん<sup>75</sup>ニにより候て、あき人<sup>76</sup>なんと、たやすからず候間、今割符おも取進上申さす候、



畏申上候、

抑、今度就段銭事、御代官御上落候処ニ、目出度御奉書御申御下候、大慶此事にて候、さ候間、御一献貳拾貫文之分、被仰下候、其分地下へ申付候、さ候間、御割符を尋候へ共、当国一官之社務職備前すけ松方、当国之守護方と相ろん候て、更ニ割符持候（西）あき人なんとたやすからす候て、此便宜ニ進上申さす候、来月之夫丸上候時、進上申へく候、

本位田も三職も御一献料二〇貫文を地下に申し付けたが、備中国の一官の社務職をめぐつての戦乱のために割符を持つてゐる商人がないので、上納できないと返事をした。本位田も三職も東寺に対する奉公の態度を表明しつつも、おそらく地下百姓等の抵抗・拒否にあつて、やむなく上記のような口実を使ったのであろう。本位田・三職は奉公の態度を示しつつ、段銭免除の守護方への遵行の要求や守護使接待費用の扶持の要求を忘れていない。

これに対して、東寺は「反銭之一献料之事、先度堅被仰候処、于今無沙汰、無正躰候、々可被上候事」<sup>\*75</sup>と再度の命令を下した。それに対して、在地は一献料一〇貫文の納入で応対した<sup>\*76</sup>。これに対する東寺の本位田と三職へのことは厳しい。

一、段銭一献料拾貫文、且沙汰驚入候、今拾貫文分、来月公々可有沙汰候、今度之御奉書被申候事、大儀中々、難尽状事候、然間一献料方々五十余貫入候へ共、地下扶持之儀にて、貳拾貫文被仰候処、無沙汰、返々無是非次第候、百姓等之事ハ沙汰之外候、三職として堅下知候て、可有取沙汰之処、とかく被申候条、一向三職不忠無勿躰候、殘拾貫文公々被取立、運上候へてハ、不可叶候事、<sup>\*78</sup>

本位田には「一向百姓等ニなれあい候て、被申候敷」、三職には「一向三職不忠無勿躰候」と論難している。こうした東寺からの疑惑と不忠に対する叱責に対して、本位田と三職は東寺への奉公を強調するだけでなく、守護方からの芸州仏通寺一切経勧進奉加銭（守護段銭）賦課問題<sup>\*79</sup>を取りあげたり、かつての守護使に対する雑仕や礼銭などの諸費用の扶持を要求したりしてその矛先をかわしている<sup>\*80</sup>。

しかし、東寺が論難した通り、本位田と三職は百姓等の要求に沿った動きをしているのである。本位田の以下に示す東寺への注進状では、百姓等が主体的に合議により行動を決定していることがわかる。

一、反銭之事、仰下され候、先度も御上使相共ニ、かたく御百姓中へ申付候へ共、先拾貫文之分進上申候、力不及候、日々ニ三職方相共ニさいそく仕候処ニ、重而蒙仰候間、其分地下へ申付候へハ、おく里談合仕候て、今度の夫丸ニ御返事可申由申候、<sup>\*81</sup>

また、三職の以下の注進状では、

畏申上候、

抑、段錢御一献料之事、仰下され候、御意尤にて候、さ候間、御百性<sup>性</sup>中へ其分申付候へハ、段錢と申事、更ニ前々沙汰お申たる事なき事にて候へ共、京都にての御しんらう、政所殿其外御状共ニ候間、拾貫文之分沙汰申候、寺家様之御事ハ、ひろき御事にて御座候へハ、御ふちも候ハ、畏入へきよし申候、乍去、なをく談合仕候て、今度之夫丸御返事可申由申候、<sup>\*82</sup>

とあつて、百姓の一献料に対する態度がよくわかる。段錢をかつて沙汰したことがないが、「京都での御心勞」を配慮して一〇貫文沙汰したのであり、残りの一〇貫文は寺家様の広い心で扶持して欲しいと言ひ、百姓は半分の一〇貫文の納入ですら本来はする必要のないものと言いたげな態度である。

しかし、東寺は一献料の残りの一〇貫文を在地が負担することを執拗に要求した。その論法を東寺の書下でみてみると、

一、段錢沙汰用途<sup>拾貫文</sup>ニ事、干今無沙汰之条、不可然候、三職相共ニ堅御催促候て、年内必々可被進候、更々不可有無沙汰候、

一、段錢使人足事、是ハ御百姓中より可沙汰候条、勿論ニ候哉、雖然、京都人足可進之間、不被仰付候、仍御年貢内にて可有立用候、但地下よりの沙汰用途、殘拾貫文之分無沙汰候者、此事可有御変改候、仍堅御催促候て、可被進之候、返々不可有無沙汰候、<sup>\*83</sup>

一、反錢之一献分、錢十貫文、地下より歎申候歟、更難意得候、先々反錢出付候ハぬ程ニ、今度一献可有御免之由、<sup>申候</sup>ハ敷、いにしへハ守護方<sup>かけ候</sup>なんとの事<sup>反錢をこそ</sup>ハさも候歟、今度ハ一天下権門勢家をいわず、悉沙汰候事、東國・西國、其かくれなき事候、さるにより候て、公方私御苦勞候て、そくはくの料足被入て、免除を申被出候、当座面目、且後代支証にて候へハ、地下令<sup>可</sup>有悦喜、雖不仰下、一献分可進候處、結句とかくの難渋、言語道断次第、三職いかゝ被存候て、か様無沙汰とりつき申され候哉、付諸遍、返々不審無極候、いそぎく取立られ候て、<sup>可</sup>不有運上候、<sup>\*84</sup>

一、反錢之時、人足<sup>申候</sup>一献分殘分事、地下のわひ事不可叶候、先立度々雖被仰下候、干今無其沙汰候、代官并三職一向無沙汰思食候、さ様候てハ、向後公方様御奉書、申御沙汰あるましく候、国々の反錢ハ毎年ニかゝり候へく候、從今後ハ御とりつきありかたく候、<sup>\*85</sup>

このように東寺は、手を変え品を変え一献料を負担させるよう説得したのだが結局は成功しなかった。

三職の基本的態度は、下級荘官として東寺への奉公を強調することに徹しているといえよう。そのことは、七月一六日付の守護使の接待についての最初の注進状<sup>\*86</sup>にも、一二月二四日付の注進状<sup>\*87</sup>にも見られる。そして、一献料の在地負担についても、<sup>ことある</sup>ことに奉公を強調する文言を使用して注進している。しかし、上使が強い調子で百姓に申し付けようとしているのに対し、三職の場合にはきわめて形式的でありその実現に真剣ではない。そのことから、三職は明らかに百姓側の利益に荷担しているといえる。

百姓側は一献料の二〇貫文の在地転嫁は不当であると主張した。上使・三職は百姓へ申

し付けているが、「段銭と申事、更ニ前々沙汰お申たる事なき事にて候へ共」、「拾貫文之分沙汰申候」<sup>\*88</sup>と結局一〇貫文の負担と恩着せがましく納めるのみであった。

## 五 即位段銭・大嘗会段銭の賦課とその対応

後土御門天皇の即位式は、太政官庁にて寛正六年二月二七日に行われた。この費用の調達のために即位段銭が賦課された。かつて、後花園天皇即位の時には段銭賦課により一八一二貫文が集められた<sup>\*89</sup>。新見荘における後土御門天皇の即位段銭に関する最初の記事は、以下のものである。

一、新見庄御即位反銭、雖無国注進、奉行免除奉書、奉行方可被仰否、且布施下野事<sup>貞基</sup>次云々、雖然、只今一献等、不可事行敷、国ヨリ注進之時、可有其沙汰云々、<sup>\*90</sup>

最勝光院方評定では、即位段銭が守護方より新見荘の在地に賦課されてはいないが、あらかじめ免除奉書を取っておくかどうかの審議している。免除のために窓口は幕府奉行人布施貞基であるが、現在一献料の工面ができないので、在地からの注進を待つことにした<sup>\*91</sup>。

九月一日の評定引付では、<sup>\*92</sup>

一、金子方ヨリ、便宜ニ状ヲ代官方上子細ニケ条、麦損免并従国方、讓位反銭、<sup>以</sup>大使、縫責国人、たつて依意見、京都注進間、先可被使立候由申、仍可御奉書給之由申、麦ハ三分一、可免之由、衆儀治定了、

守護方が大使を入部させて「讓位」段銭について譴責をしているとの注進が田所金子衡氏より入った。東寺は急いで免除奉書を申請した。

一、新見庄反銭、急々、奉行方被達奉書、可被召由、治定、仍借錢有之云々、<sup>\*93</sup>  
一、新見庄反銭奉書、布施下野国奉行、仍奉書事談合処、永享年中免除、無免除者、雖詞之由申、但清泉可有談合云々、<sup>\*94</sup>

東寺は、免除奉書の文案について国分奉行の布施貞基と相談し、永享元年に後花園天皇が即位したときの即位反銭の免除のことを記すかどうかが論議されている。そして東寺奉行の清貞秀と相談した結果、永享元年の事例は書かないことになったと思われる。この最勝光院方評定引付では、「讓位」段銭と記しているが、永享元年の場合は称光天皇が正長元年に没したための即位であり、即位式は永享元年一二月なので、「讓位」段銭ではなく即位段銭でなければならない。ともかく、この際の即位段銭の免除奉書は以下のものである<sup>\*95</sup>。

東寺領備中国新見庄領家職御即位段銭事、為免除地之上者、可被停止催促之由候也、仍執達如件、

寛正六

九月十一日

(布施)

貞基

(清)

貞秀

(飯尾)

之種

(摂津)

之親

そして、最勝光院方評定引付には以下のようにある。

一、新見庄襄位反銭、公方奉行四人判刑悉認、雖然、国方遵行未調、先依事様、可付国方云々、<sup>99</sup>

昨年の讓位段銭の時のように、守護方の遵行がうまくいってなかったもので、とりあえず即位段銭免除奉書を守護方へ付けることにした。最勝光院評定引付にはこれ以後には段銭についての記事はないが、翌年文正と年号が変つて閏二月の代官祐成并三職連署注進状<sup>97</sup>には以下のように守護使の入部の記事があった。

一、反銭御一（一献料）こんれうの事、申付候へとも、進上申かたきよし、御（一）わひ事申候、  
ち（一）きむを申候ハ、かやうの事もたすかり候ハんするかと存候処ニ、守護使兩年まで入候、しん（一）らう仕候、めい（一）わくにて候よし申候、

一、段銭入あし一貫八百文、地下の年貢をひかへて候、立用可仕由申候、色々  
も（一）んたふ仕候へとも、如此申候、同去々年も上使・公文殿如御存知、三職・本位田・

市目代、過分ニ入たる由申候、委細ハ以前公文殿ニ申上候由、三職申候、

すでに黒川直則氏が指摘しているように、<sup>98</sup>百姓は直務であることを盾に一献料を納めるどころか、<sup>99</sup>守護使の二年にわたる入部の諸費用を年貢の引き物にする作戦にでている。したたかと言うべきか。在地ではおそらく即位段銭賦課からのがれることに成功したのであらう。

大嘗会段銭については最勝光院方評定引付に記事はない。ところが、三職の注進状<sup>100</sup>によれば新見庄にも大嘗会段銭が賦課されようとしたことがわかる。

一、去年大嘗会、国衙より反銭等、けん（一）もんりやう国方へも、国衙よりこと（一）くくか  
けられ候、大林殿へ色々わひ事申候て、無為ニ仕て候、さやうの為御礼、二郎さへもん  
殿へ、御代官太刀一ふりにて、御礼ニ被参候、御目出候、

この事態は、文正元年分の領家方年貢散用状のなかで、年貢の除分として「老貫百文大嘗会反銭ニ 太刀代 大林次郎左衛門」とある記事にも現れている。<sup>101</sup>結局、守護方の讓位・即位・大嘗会の段銭賦課の攻勢に対して、新見庄の百姓等は讓位段銭の賦課の時に一〇貫文の一献料を納めただけで、それ以外の負担には一切応じなかつたのである。<sup>102</sup>

### 小括

新見庄での段銭拒否闘争は以下のように展開した。①荘園領主の東寺自身が賦課した御成段銭の拒否、②守護使の雑仕以下の守護役の東寺全面負担の要求、③東寺の一献料賦課の要求に対しての未納成功、④即位段銭や大嘗会段銭の賦課拒否。上記本論では、②③④について論述した。

①の御成段銭とは、東寺が足利義政の東寺参詣（御成）の際にかかる膨大な経費を東寺領荘園に賦課したものである。足利義政の御成は寛正三年八月二二日になされたが、その費用は元利合計で三〇三貫八九〇文かかった。<sup>103</sup>そして、その費用の多くは山城国の寺領への段銭で賄われたようだが、新見庄にも反別一〇〇文で賦課することに決まった。<sup>104</sup>しかし、その意をうけて賦課しようとした祐清に対する在地の反応は厳しかった。

一、段銭之事、堅申付候処ニ、地下生涯ニかけ安富おうつたへ、御直務お歎申候事ハ、  
かやうの事共お御免あるへきかと存候処ニ、如此蒙仰候、是非共ニ堅佗事可申候由申候、

乍去、返々堅申付候間、惣荘より伍貫分御札可申候由申候、余ニ乏少ニ候間、我ら取次  
申ましきよし申候へ共、堅陀事仕候間、先此分注進申候、此分にて御扶持候ハ、可然  
候、猶々過分ニ被仰下候共、地下承引仕候ハすハ不可然候、以別儀御扶持候と被仰下候  
ハ、目出可然候、<sup>\*105</sup>

百姓は、命を賭けて細川京兆家の安富氏を排除して、東寺の直務をお願いしたのは、こ  
うした段銭の賦課を免除していただけていることを期待してのことであつたので、是非とも  
免除していただきたいと、訴えた。東寺の弱いところをついている。祐清は堅く申し付け  
たが、最終的に「惣荘」より五貫文の札銭を負担するのみであつた。また、三職の一人金  
子衡氏は、この御成段銭の賦課について、以下のように述べている。

又段銭之事、被仰下候、其分申付候へハ、はや十二人の夫、御意おもく候間、れうせ  
う仕候て、上せ申候、さ候上ハ、地下計会の事にて候へハ、御ふち候へハ、叶まし  
き由、かたく御百姓等申候へ共、我らかいふん申候へハ、御札分ニ五貫文之分を、御百  
姓等うけかい申候、此分以、御ふち候へハ、返々目出度、畏入候へく候、委細ハ、御  
代官、是にて我らか、はしりまいの子細ハ、御存知の事にて候、更々我らも、御百姓  
等も、くわんたいの子細なく候、此分、可有御披露候、恐惶謹言、<sup>\*106</sup>  
金子は、京上夫を八人から一二人に増やしたことを交渉材料にして、百姓の立場の擁護  
にまわっている。

おそらくこの御成段銭賦課の時点で、以後の段銭賦課に対する三職と百姓の対応姿勢が  
決まつたと思われる。領家の賦課する段銭に対して五貫文の札銭で済ますことに成功した  
成果が、寛正五年以後の守護方からの段銭賦課に対して、頑強な抵抗する力を生み出した。  
なお、三職は基本的には惣荘の利益を守る立場に立った行動をしているが、讓位段銭賦  
課の際の守護使への応接については、百姓と三職は異なる対応を見せた。百姓は逃散をほ  
のめかして徹底拒否、三職は「莊園領主への奉公」として守護使の応接を行った。三職と  
百姓の階層的差異が現れている場面であるが、地侍層の三職が守護権力に取り込まれる段  
階ではなく、むしろ百姓の要求に沿った行動している。

#### 第四節 代官祐成期の年貢減免闘争

寛正二年（一四六一）に莊民の画策により新見荘は東寺の直務支配になり、年貢納帳は  
「永享十年帳」<sup>\*107</sup>に確定して直務代官は祐清、本位田家盛、祐成と替わつた。祐清（在任期  
間は寛正三年八月五日〜寛正四年八月二五日）は苛酷な年貢徴収の末に殺害された。本位田（在  
任期間は寛正四年一〇月二日以前〜寛正六年七月一八日）は、祐清殺害事件の処理や地頭方政所  
屋新造問題の解決に奔走したが、年貢算用状の作成の際に米や大豆の銭換算（和市）を低  
くするなどしたことには不審をかい、解任された<sup>\*108</sup>。そのため、次の代官乗観祐成は、代官職  
請文で「一、和市事、別而存公平、雖為少分、不存私曲自由之儀、加商人問答、冬与春、  
任其時和市、可執進之、御代官之一大事、只此事也、專可存知申事」と記して、和市を正  
しくすることが代官の「一大事」として所務に臨んだ<sup>\*109</sup>。祐成の代官期間は寛正六年七月二  
五日から応仁二年（一四六八）一月一日までである<sup>\*110</sup>。しかし、祐成は年貢算用状の作成期  
を除くを多くの期間新見荘に在荘することはなく、中間（下人）の助八と太郎衛門を使者  
として下向させていた。祐成の手になる年貢算用状は、寛正六年分と文正元年（一四六

六)分<sup>11</sup>が現存するが、前者には内検帳も付属する。この二つの年貢算用状は、寛正二年に東寺の直務支配となった時に、新見荘の荘民が上使祐成・祐深に認めさせた「永享十年帳」に基づいて算用されている。<sup>12</sup>

ところで、寛正六年分年貢算用関連史料は、現在散逸していて東寺百合文書にも教王護国寺文書にも収められていない。そこで、それらを紹介して、代官祐成の所務について若干の考察をする。

一 新見荘寛正六年分年貢算用状―「田中穰氏旧蔵典籍古文書」―

田中穰氏旧蔵典籍古文書のうちにある寛正七年三月一日付の東寺領備中国新見荘寛正六年分年貢算用状（以後年貢算用状と略す）は、杉山博氏の『庄園解体過程の研究』にも引用されていて有名である。現在は国立歴史民俗博物館所蔵で、東京大学史料編纂所に写真版や影写本がある。影写は明治二〇年（一八八七）に行われている。年貢算用状は、縦三五cm×四一三cm、九紙が貼り継がれている。

史料の翻刻は以下の通りであるが、この算用状と同じ日付の文書が最近になって二通知られるようになったので、その二通も紹介して、寛正六年から寛正七年（二月二十八日に改元されて文正元年）の新見荘の在地の様子と東寺の支配の姿を垣間見ることにする。

（端裏書）

「東寺領備中国

新見庄年貢算

用状文正元年三月廿八日

一卷」

（端書）

文正元年<sup>13</sup>

□見庄年貢算用状

三月廿八日

注進 東寺御領備中国新見庄領家御方御年貢御算用状之事

寛正六年<sup>14</sup>年分

合七十八石一斗五夕五才者

此内

大斗

伍十石四斗二升五合三夕内

六石六斗八升六合五夕 内検捨注文別紙有之

三斗六升

国吉帳違目

以上七石四升六合五夕引之

残四十三石三斗七升八合八夕内

十四石四斗六升

三分一当御免

定残廿八石九斗一升八合八夕

請加 二石五升 去年未進現納

以上卅石九斗六升八合八夕内

○庄未進 八石六斗

残廿二石三斗六升八合八夕内  
五分一 四石四斗七升三合 御代官給

定残十七石八斗九升五合八夕

小斗延 五石九斗六升三合四夕大斗一升八小斗二  
一斗三升三合三夕  
以上廿三石八斗五升九合二夕

代廿五貫五十四文石別卷貫五十文

小斗

廿七石六斗七升五合二夕五才内

二石七斗七升二合五夕 内檢帳捨

残廿四石九斗二合七夕五才内

八石三斗一合 三分一当御免

残十六石六斗一合七夕五才

請加 二石三斗四升七夕 去年未進現納

以上十八石九斗四升二合四夕五才

○庄未進 三石三斗一升

残 十五石六斗三升二合三夕五才内

五分一 三石一斗二升六合 御代管給

定残十二石五斗六合三夕五才

代十三貫百卅二文石別卷貫五十文

一 大豆之事

合十五石五升九合五夕内

七石五斗二升九合五夕 半損当御免

残七石五斗二升九合五夕

請加 壹石五合 去年未進現納

以上八石五斗三升四合五夕

○庄未進 五石七斗

残二石八斗三升四合五夕内

五分一 四斗八升一合 御代管給

残二石三斗五升三合五夕

小斗延 七斗八升五合

以上 三石一斗三升八合五夕

代 貳貫二百文反別七百文

一 夏麦之事

合十五石七斗二升六合内

五分一 二石九升七合 三分一当御免

残十石四斗八升四合内

五分一 二石九升七合

残八石三斗八升七合内

四石七升七合 福嶋先納

三石 割符懸錢太館衙引遊 鑄之

以上七石七升七合引之

殘一石三斗一升

小斗延 四斗三升六合五夕

以上 一石七斗四升六合五夕

代 八百七十二文石別五百文

百文 福嶋七月十四日金子麦方渡之、帳無之

定殘 七百七十二文

一、錢成之事

合 百卅七貫五百文内

四十五貫八百五十三文内 高瀬方

十五貫二百八十二文 三分一当御免

殘卅貫五百六十八文

九十一貫六百四十四文 奥里錢方

四十五貫八百廿二文 半損当御免

殘四十五貫八百廿二文

請加 五貫十九文 去年未進現納

以上 五十貫八百四十一文

都合 八十一貫四百十二文

○庄未進 廿四貫二百五十文

殘 五十七貫百六十文

五分一 十一貫四百卅二文 御代管給

定殘 四十五貫七百廿八文

一、人夫之事

合 十二人内

六人 六月ニテ先御代官夫錢以下地下ヨリ出之

殘 六人内

二人 現夫十一月 十二月現夫京上申

定殘三人 代六貫文人別一貫五百文

一、市公事

合參百文 去々年守護使入足立用申云々、不納之

惣都合 九十二貫八百八十九文内

京進

七十五貫文

割符七半冬五 春二半



七貫五百文

同

式貫文

現錢十二月

參貫文

現錢二月一日  
御請取無之

老貫文

ラウ

老貫八百文

守護使入足七月廿二日

百六十三文

桶大小十一漆

二百文

割符取酒直

老貫二百文

損亡時注進使上下糧物

老貫文

大林方礼錢

以上

此外藤三郎方礼錢有之

残 廿六文

以上 九十二貫八百六十三文

一、漆之事

合 大桶一

小桶十

以上京進申

一、紙之事

合 十束五帖 京進申

右、注進如件

寛正七年三月十一日

公文

家高(花押)

惣追捕使

盛吉(花押)

田所

衡氏(花押)

御代官

祐成(花押)

文正元年三月廿八日

算勘畢

実相寺(花押)

金蓮院(花押)

宝輪院(花押)

光明院(花押)

仏乘院(花押)

金勝院(花押)

○紙継ぎ目裏ニ実相寺住持公禪ノ裏花押ガアル。

この年貢算用状は、地下で三職と直務代官祐成が署名署判して東寺に注進したものである。年貢の算用は永享十年帳を基礎に行われて、寛正二年時の国吉名の「筆先の誤り」も「国吉帳違目」として除分となっている。さらに注目すべきは、大斗の項目の「六石六斗八升六合五夕 内檢捨注文別紙有之」と小斗の項目の「二石七斗七升二合五夕 内檢帳捨」の部分である。この記載は、在地で損免を実現するために内檢が実施され、その結果、記さ

れた如くの損免が認められたのである。

この算用状のなかに「注文別紙」・「内検帳」と記され文書がこの後に紹介する寛正六年分内検帳である。

二 新見莊寛正六年分内検帳―岡山県立博物館所蔵文書―

新見莊寛正六年分内検帳は、岡山県立博物館に所蔵されている文書（以下県博文書と略す、この文書の写真は岡山県立博物館『館蔵優品図録』一九九一年、に掲載されている）である。この文書は、一九七八年に大阪の古書店に売りに出されているのを、同博物館で確認し、岡山県が購入したものである。縦二八・二cm×一一七・〇cm、楮紙三紙が貼り継がれている。内容は以下の通りである。

（端裏書）

「新見庄内検帳」

注進上 新見庄内検帳之事

寛正六年十月二日

小斗	五升	成正
大斗	三斗三升	元安
大斗	八斗	則久
大斗	三斗	五郎
小斗	七斗四升七合五夕	為真
小斗	五斗	友光兵衛
大斗	七斗四升九合	同名五郎持
小斗	三斗	甚徳
大斗	壹石一升二合三夕	宗遠
大斗	壹石二斗五升四合	則行長清
大斗	六斗六升六合	同平左衛門
大斗	四斗一升七合七夕	同名左近
大斗	壹石一斗五升二合五夕	助元
小斗		清元

六斗三升

友清

以上 九石四斗五升九合内 小斗 貳石七斗七升 二合  
大斗 六石六斗八升 五夕  
六合五夕

右、注進如件

寛正七年三月十一日

宮田帯刀左衛門尉

福本式部尉

家高(花押)

盛吉(花押)

金子因幡守

衡氏(花押)

祐成(花押)

この内検帳が作成された背景を考察しよう。「百合」ツ二五七、(寛正六年)一〇月一六日、新見莊三職(金子衡氏・福本盛吉・宮田家高)注進状<sup>\*13</sup>には、「はしめ八日てり候、その後六月ニ風吹候、又八月十四日・五日ニ大風吹候、其後九月九日ニ雪之<sup>(如)</sup>ことくなる大霜うちつゝき三夜ふり候」「田島作物<sup>(番)</sup>ことごとく<sup>(損)</sup>んし候」「廿年・卅年之間にも、か様ニ万作そこね候事なく候」とある。日照りと大風と大霜による被害、過去二、三十年の間でこのような不作は経験がないというのである。他の莊園で作成される通常の内検帳は、その年の作柄を調査し書き上げたものであるが、この場合は、不作のため納入すべき年貢から除外される年貢高とその負担責任者が記されている。最後に署名しているのは、三職と代官の祐成である。祐成(仮名は乗観)は寛正六年七月二五日に代官職を得たが、実際に新見莊に下向したのは中間(下人)の助八と太郎衛門で、祐成自身が新見莊に下向したのは、寛正七年二月九日以後である。従って、代官祐成は一〇月二日の内検には立ち会っていない。最初に紹介した寛正六年分年貢算用状に記されている「内検捨」或いは「内検帳捨」の数字は、内検帳のそれと全く一致する。従って、年貢算用状に「注文別紙」と記されているものが、この内検帳である。つまり、県博文書は、年貢算用状の別紙として機能していたのである。

### 三 新見莊寛正六年分年貢送進状―「東寺靈宝藏中世文書」―

次に紹介するのは、東寺の靈宝藏に所蔵されていた文書で、現在は東寺靈宝藏中世文書二二〇号(三箱の四二)と標識されている年貢送進状である。縦二〇・〇cm×四〇・七cm(東寺宝物館の図録『東寺文書十万通の珠玉展―時空を超えて―』〔一九九七年〕に写真掲載されている)。

(端裏書)

「新見莊送状寛正六年分」

送進 新見莊御年貢錢之事

合 拾伍貫廿六文者

右、所送進如件、

寛正七年三月十一日

公文

家高(花押)

惣追捕使

盛吉(花押)

田所

衡氏(花押)

御代官

祐成(花押)

これは、新見荘から東寺へ送進される年貢銭の注進状である。この年貢注進状には、年貢銭として一五貫二六文の送進が記され、上記二通の年貢算用状・内検帳同様、三職と代官祐成の署判がある。この一五貫二六文は、寛正六年・寛正七年(文正元年)の最勝光院評定引付(「百合」<sup>全五</sup>「け一八」<sup>全五</sup>「百合」<sup>全五</sup>「け一九」)に照らし合わせると年貢算用状の「京進七十五貫文 割符七半<sup>全五</sup>」のうちの春二半のうちの二半、つまり一五貫と「残廿六文」に当たると思われる。

文正元年の最勝光院評定引付の三月一九日条に、「新見代官乗観上洛、条々令披露畢」とあり、代官祐成は年貢算用状・内検帳・年貢送進状と割符一半(一五貫文の爲替)を携えて東寺に帰還したに違いない。

#### 小括

刊本にはない寛正七年三月一日の日付を持つ三通の文書を翻刻紹介して、代官祐成の所務の一端を考察した。

祐成の代官職請文には、「一、地下所務文齋事、於寛正二年地下之差出者、為御直務之間、更不可為定量、所詮任明德二年檢注帳之旨、連々致興行、御年貢漆以下可運送申、更不可存私曲等閑之事」とあり、祐成は寛正二年に「地下」から差し出された帳面(「永享十年帳」)ではなく、年貢納入額の高い「明德二年帳」を基本台帳にして所務を行う旨を誓っている。しかし、寛正六年分、文正元年分の年貢算用状は、両方とも「明德二年帳」ではなく「永享十年帳」を用いて算用されている。さらに、寛正六年分にははじめての内検帳もあらわれ、農民は九石四斗五升九合の減免に成功している。

このことから三職と中心とする荘民は、直務代官祐成と粘り強い交渉を重ねていることがわかる。三職は、寛正六年の夏から秋にかけての日照り・大風・大霜による損亡を三職連署注進状という上申文書により、在京している直務代官に注進した。それと並行して、東寺側の代官や上使の立ち会いなしに、三職が損亡の内検を実施して損免高を決定していた。そして、三職と寛正七年二月九日以後に下向した祐成との間で、内検による損亡高の是非の交渉がなされ、祐成は内検帳の損亡高を承認した。内検帳の末尾の祐成の署名署判は三職のそれと少し距離を置いて、明らかに墨色が違って書かれているのがわかるが、これが上記した政治過程を物語っている。

さらに、翌年の文正元年分では、「大斗」分で九斗五升、「小斗」分で九斗三升、「錢成」分で一貫九七〇文が水損として年貢減免されている<sup>111)</sup>。新見荘の三職を中心とする農民の年貢減免闘争は、直務支配要求以来、弛まず継続されていたことがわかる。

以上、代官祐清の支配強化への抵抗闘争(寛正三〜四年)、地頭方政所新造に関する年貢減免闘争(寛正四〜五年)、後花園天皇讓位段銭等賦課に対する拒否闘争(寛正五〜七年)、代官祐成期の年貢減免闘争(寛正六年〜応仁元年)を扱った。

第一節では、直務代官祐清の支配の特徴を年貢請取状などを分析して論じた。祐清が発行した年貢請取状は、永享十年帳の年貢徴収額に基づいて年貢請負人を掌握し所務を遂行した結果であった。年貢請取状の年貢徴収日に注目すると、四の日と五の日が多いことがわかり、年貢徴収と三斎市(三日市)との関連が濃厚であることがわかった。祐清は三日・一三日・二三日の市での交易のようすを観察して、年貢徴収の対象にする百姓を絞り込んで、年貢の徴収に成功していた。祐清の所務は、貨幣経済の発展に見合った方法によっていたといえる。さらに、祐清の所務は、従来の研究に反して強引で徹底したもので、例えば高瀬村は半損にも関わらず非法で過大な年貢徴収を行ったことがわかった。祐清の殺害には、この過酷な所務が背景にあると推論した。また、百姓の側に保管されていた寛正三年・四年の年貢請取状により、祐清が年貢を過上に徴収していた事実が判明し、祐清解任後に年貢減免が実現した。

第二節では、「代官」本位田家盛のもとで展開した寛正四・五年の地頭方政所屋新造に関わる年貢減免について考察した。祐清殺害の際に新見荘の百姓が地頭方政所を焼き払ったことに対する東寺の地頭方へ対応は困難を極めた。この際、新見荘の三職・百姓が守護使の段銭催促という新しい事態に紛れて、地頭政所屋新造に関する負担を年貢減免の除分にするように要求した。この動きを段銭拒否闘争の前哨戦として位置づけた。

第三節では、寛正五年(二四六四)から寛正七年(二四六六)にかけての朝廷から賦課された後花園天皇の御讓位段銭や後土御門天皇の御即位段銭を事例にして、東寺領新見荘で展開された段銭賦課拒否闘争(守護使入部拒否闘争)を扱った。新見荘での段銭拒否は、まず東寺自身が賦課した御成段銭の拒否から始まった。そして讓位段銭を徴収するために守護使が入部した時の雑仕以下の守護役を東寺へ全面負担するように要求した。この時、新見荘の百姓は守護使の雑仕の要求に一切会釈せず、断固として出費を拒否した。東寺は讓位段銭の免除奉書を得るために一献料二〇貫文を必要とし、それを地下に負担させることにしたが、百姓側は一献料の二〇貫文の在地転嫁は不当であると主張し、結局一〇貫文を負担するのみであった。三職と百姓の間には階層的な差異はあったものの、三職は百姓の要求を支持していて、惣荘の利益を守る立場にあった。

第四節では、本位田家盛の後に直務代官となった乗観祐成期に展開された年貢減免闘争について論じた。祐成の時期にも、地下請が実現した寛正二年(二四六一)に設定された年貢収納台帳(永享十年帳)が使用されただけでなく、損免を認定する内検帳も作成されており、百姓はさらなる年貢減免を獲得していることがわかった。

新見荘では東寺の直務支配実現後、代官が祐清・本位田家盛・祐成と替わった。祐清のように苛酷な年貢徴収を行った代官もあったが、年貢高は惣請の際に「永享十年帳」により確定していた。三職・農民たちは東寺との契約をもとに各代官と交渉を繰り返して、直務支配を維持するだけでなく、さらなる年貢減免をも実現した。

寛正二年(文明三年)の新見荘(下向上使・代官関係略年表。括弧内は「百合」の函番。

寛正二年(一四六一)

- 七月二十六日 百姓の直務支配要求(え一〇四)
  - 九月二十四日 了蔵下着(サ八六)
  - 十月十日 了蔵書状I(サ八六)
  - 十月二十一日 上使祐成・祐深の下着。荘民の出迎え。(え二七)
  - 十一月十五日 直務体制の確立(サ八八・八九・九〇・九一)
  - 十二月二十一日 寛正二年分年貢算用状作成(『教』一六八〇)
  - 十二月二十一日 祐成・祐深京向 京着十二月晦日(サ三六七・け二二)
- 寛正三年(一四六二)

- 一月二十二日 了蔵書状II(ゆ二〇)
  - 二月三日 金子衡氏上洛し、正式に田所に補任される(け一三)
  - 二月二十三日 了蔵書状III(サ九九)
  - 三月十六日 了蔵書状IV(え三二)
  - 二月二十四日 前田所の大田忠継、上洛して東寺へ抗議(け一三・ゆ二四)
  - 四月十八日 了蔵書状V(ゆ六〇)
  - 四月二十四日 釜・足立村、「大れいさい」に見舞われる(サ一〇三)
  - 五月十八日 了蔵書状VI(サ一〇一)
  - 八月五日 祐清下着(ト一一五・一一六)
  - 八月二十四日 祐清書状①(ト一一五)
  - 八月二十五日 祐清書状②③(ト一一六・ゆ二九)
  - 八月二十六日 了蔵京向(イ二〇三)
  - 九月五日 了蔵、寛正二年分未進算用状(『教』一六九六)
  - 十月十四・十九日 高瀬・中奥、長雨・大霜で田畠壊滅、減免要求  
(サ三四八・サ一〇六)
  - 十一月一日 祐清書状④⑤⑥(サ三五〇・サ三五一・ゆ七〇)
  - 十一月十四日 祐清書状⑦(ゆ三〇)
  - 十二月十三日 祐清書状⑧(え三三) 高瀬・中奥「御せつかん状」の要請
- 寛正四年(一四六三)

- 二月二十二日 上洛人夫毎月一人、御成段銭賦課 祐清書状⑨(ツ一四二)
- 二月二十六日 公文宮田家高・追捕使福本盛吉京向、京着三月二日  
(ツ一四一・ゆ三三)
- 三月十七日 公文宮田家高・追捕使福本盛吉、正式に補任  
(ロ二四・ロ二五・け一四)
- 六月二十一日 高瀬・中奥の半損決定(け一四)
- 閏六月二十五日 寛正二年・三年年貢算用状送進 祐清書状⑩(ツ二二五)
- 七月 祐清書状⑪(ゆ三六)
- 八月二十五日 祐清、年貢未進で節岡の正分名主豊岡を成敗(え三六)
- 祐清、領内の宮巡りの道中で、地頭方名主谷内・横見により

八月二十六日 殺害される(ツ二六二・サ一一〇)  
領家方百姓、地頭方政所を焼き討ち(サ一一〇・け一四)

○善成寺で祐清の葬儀が行われる(サ一一五)  
○たまかき書状(ゆ八四)

九月十三日 地頭方、政所新造と紛失物の返還を領家方へ要求(け一四)

〓十月二十二日 上使本位田家盛が下着(サ一一六)

〓十月二十三日 地頭方代官宣中が下着(ツ二六二)

十一月四日 上使祐深・増祐が下着(サ一二〇)

十一月九日 政所建造の立柱式(サ一二二)

十二月五日 祐深、京向(サ一二六〓一二九)

十二月九日 喜阿弥下着(サ一二四・一二五)

十二月十八日 喜阿弥京向(サ一三一・一三二・ゆ三八)

十二月二十四日 奈良殿の古家を買う(ツ一四三)

寛正五年(一四六四)

三月十七日 政所の吹き立て完了(ツ一四四)

四月二十六日 地頭方、台所の新造を要求

(サ一三四・一三五・二八八・二八九・三七二)

五月二日 了藏下着(サ一三六)

六月二十五日 守護使入部(七月十四日迄)、讓位段銭の賦課(サ一四二)

六月二十六日 台所の完成(サ一四一)

七月十六日 本位田家盛京向(サ一四一)

八月二十六日 本位田家盛下着(サ三二一・三七二)

〓九月二十一日 政所の内造が仕上がる(サ一四八)

九月二十一日 寛正五年年貢算用状の作成

九月二十一日 増祐の京向(サ一四六〓一四八・三三八・阿刀文書)

十一月 地頭方代官に多治部就任(サ一五六)

寛正六年(一四六五)

二月二十二日 上使乗幸長栄の下着(ゆ五九)

六月十日 乗幸・本位田家盛上洛(け一八)

七月二十五日 祐成代官職請文(サ一六五)

十月二日 祐成の中間助八・太郎衛門のみ下向

内検の実施(岡山県博文書)

寛正七年・文正元年(一四六六)

二月九日 祐成下着(け一八・サ二六九)

三月十一日 寛正六年分年貢算用状(田中穰氏旧蔵文書) 祐成京向

三月十九日 祐成上洛(け一八)

応仁元年(一四六七)

三月二十三日 祐成下向(け二〇)

五月十八日 文正元年分年貢算用状(ク四二)

五月二十九日 祐成上洛(け二〇)

十月七日 祐成中間左衛門五郎下向(け二〇、え四六)

十一月二十二日 祐成中間左衛門五郎上洛(け二〇)

応仁二年(一四六八)

一月十一日 祐成代官辞任(け二二)

二月二十日以後 喜阿弥下向(け二二)

七月八日 喜阿弥上洛(け二二)

十月十六日 祐成代官再就任(け二二)

十月十九日 新見莊御料所となる(サ一九七)

閏十月二日 祐成中間又五郎下着(サ三五四)

閏十月八日 寺町又三郎により細川勝元奉書入る(サ三五四)

応仁三年・文明元年(一四六九)

三月六日 祐成中間又五郎上洛(け二二)

九月二十一日 備中の土一揆(サ三三九)

文明二年(一四七〇)

九月十八日 谷坊重増下向(サ三三三)

文明三年(一四七二)

六月二十日 里村・宮田・福本、多治部の入部許容(サ三三三)

閏八月十八日 最後の金子衡氏注進状(サ三三三)

\*2 「年貢無沙汰於百姓者、名可召放候由、堅申付候間」(「百合」ト一一五、寛正三年八月二四日祐清注進状①)。祐清の東寺への注進状は、一通現存し、①はその一通目の意味である。以下②③④と記す。

\*3 例えば、「百姓等事外ニ緩怠在所ニテ強儀なる者共多候て、迷惑候」(「百合」ト一一六、

寛正三年八月二五日祐清注進状②)。

\*4 「百合」え三五、寛正四年二月四日。

\*5 佐藤和彦「中世備中の農民闘争―東寺領新見庄を中心に―」(『統莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年、四一〇頁)、田端泰子「中世後期の農民闘争と国人領主制―備中国新見庄を中心として―」(『中世村落の構造と領主制』吉川弘文館、一九八七年、一五三頁)、鈴木敦子「十五世紀備中国新見市場をめぐる諸動向」(『日本中世社会の流通構造』校倉書房、二〇〇〇年、七〇頁)など。

\*6 『莊園の世界』東京大学出版、一九七三年。

\*7 「百合」ゆ七〇、寛正三年一月一日、祐清注進状⑥、「百合」ツ一四一、寛正四年二月二二日祐清注進状⑨。

\*8 他に(a)を利用した研究に、国島浩正「中世後期における領主制の発展―備中国新見庄の土豪金子氏の領主制への志向について―」(福尾教授退官記念事業会編『日本中世史論集』吉川弘文館、一九七二年)、藤枝文忠「備中国新見庄東寺直務代官祐清の虚像と実像」(『日本史攷究』一九、一九七三年)がある。

\*9 「莊園制解体期における荘官層」(『史学雑誌』九四―六、一九八五年、のち『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、に所収)。

\*10 「中間地域における百姓名の存在形態」(『日本史研究』二八二号、一九八六年)。

\*11 未進徴符には、未進銭分二三件・未進米方二五件(大斗一八件・小斗七件)・過上一〇件の



のべ五八件分の記載がある。

\*12 例えば、工藤敬一『莊園の人々』（教育社歴史新書、一九七八年）では、「祐清のあと臨時の代官としてやってきた本位田家盛が、祐清の発行した年貢受取状の控を整理したものがまとまってのこっている。」のように、納状は請取状の控と考えられていた。

\*13 「百合」サ一五六、寛正五年一月二四日本位田家盛注進状。

\*14 『教』一六八〇、寛正二年二月二一日の算用状によれば、米小斗・大豆とも一石一貫一五〇文である。

\*15 岩間敬子「中世における銭の計算方法について」（『東寺文書研究会』口頭報告 二〇〇二年七月二八日、於京都産業大学同窓会館）。伊藤俊一ホームページ「省百法電卓」。

\*16 (b)には「則行兵衛 四五文」未進、『教』一七三九には「則行桂音兵衛 大斗一斗八升六合一勺」未進、「同名平左衛門 大斗二升三合」未進、「同名大前衛門 大斗四升三合七升未進」。

\*17 佐藤和彦前掲論文「中世備中の農民闘争―東寺領新見庄中心に―」、四一〇頁。

\*18 高瀬村の名名を検討すると、けん入名・なかひさ名・あきすへ名・中はら名・むねしげ名・さたすへ名とあって、本来は安宗名とすべきところを中原名としている。

\*19 本位田家盛の京進は、寛正四年には六〇貫文・漆大桶一・小桶一〇、寛正五年には八〇貫文・漆大桶一・小桶一〇・紙九束、寛正六年には、六〇貫文、蠟一斤代、紙七束。

\*20 以下に記す年貢請取状の分析は、拙稿「東寺文書・花押検索システムを利用した高校日本史授業づくりの試み」（『岡山朝日研究紀要』二三、二〇〇二年）に結果のみを抽出して補論として掲載した。

\*21 新見荘における市場の所在は、領家方が現在の新見市役所の北に位置する由世で、地頭方は上市の北の井村に位置し「二日市庭」と呼ばれていた。前者は、近世以降三日市（さんがいち）と呼ばれていたが、中世における「三日市」の確証はなかった（三好基之「新見荘の市庭」（『岡山県史』中世Ⅱ、一九九二年）。しかし、本論により三日の日に立つ三斎市の存在が確実になった。

\*22 「百合」※ク二四一(-)、建武二年二月九日新見荘東方地頭方損亡検見并納帳。「十一月廿三日和上市分」や一月二三日・正月二三日の「和上市分」が記載されている。

\*23 「百合」ゆ三六、寛正四年閏六月二五日、新見荘代官祐清書状⑩。

\*24 京都国立博物館所蔵阿刀文書一二四九七二八、寛正五年九月二一日、寛正五年算用状。

\*25 「百合」※ク二〇、元弘三年九月一八日、新見荘東方年貢納帳、「百合」※ク二二、元弘三年十一月一五日、新見荘東方年貢納帳、「百合」※ク二三、元弘三年十一月日、新見荘東方地頭方田島并年貢等済物注文、「百合」※フ七四一、応永八年一月二一日、新見荘東寺分年貢納帳案。

\*26 「今作もうの時分とて、更々不納候」「いまに夏麦なんとも可納候へハ」（「百合」サ一〇一、寛正三年五月一八日、了蔵書状）、「表をも代なしにて御上候へと」（「百合」サ一〇二、寛正三年五月一八日、金子衡氏書状）。「六貫文ハ当年麦御年貢之代にて候」「麦事外うりねおおく候て、代すくなくうりたて候、先々納次第三上せ申候」（「百合」サ一〇三、寛正三年六月二〇日、三職連署注進状）。

\*27 「夏麦且々納直候」（「百合」ツ二二五、寛正四年六月二一日、祐清書状⑩）、「いま麦なんと、納候時分に候」（「百合」ゆ三五、寛正四年六月二一日）、「次に夏麦之事、

\*28 只今納候」(「百合」ゆ三六、寛正四年閏六月二五日、祐清書状)。

「八月下旬之比、上使を御下候て、御年貢米うり候へく候、」(「百合」ゆ三六、寛正四年閏六月二五日、祐清書状⑩)。

\*29 「百合」サ一一〇、寛正四年八月二七日、三職連署注進状。

\*30 「百合」サ一一五、寛正四年一〇月二二日、本位田家盛注進状。

\*31 「百合」※サ一一八、寛正五年一〇月二二日、三職注進状では「殊以、御本帳・納帳・未進帳|ことごとく取置申候て、御上使へ渡申て候、御書下共、ことごとく同渡申候て候、」とあり、納帳と称する年貢収納帳があったこともわかる。なお、「御書下共」は「一、先代管への御かき下、ありのまゝ十二通進上申候、おなしく御請取四、又御折幣四、同進上申候、」(「百合」サ一一五、寛正四年一〇月二二日、本位田家盛注進状)と思われるが、現在失われている文書があることも判明する。

\*32 「百合」サ一〇六、寛正三年一〇月一九日、高瀬・中奥百姓等申状。

\*33 「百合」ゆ七〇、寛正三年一月一日、祐清注進状⑥。

\*34 「百合」ツ一四一、寛正四年二月二二日、祐清注進状⑨。

\*35 「百合」ゆ三一、寛正三年一月二八日、東寺書下案。

\*36 「百合」け一四、寛正四年最勝光院方評定引付。

\*37 本位田家盛の小括16で、祐清の未進帳では一貫六一〇文と記している。この数字を表9に照らしてみると、祐清が寛正四年六月に作成した寛正三年分算用状の決算時期は、寛正三年一月一五日〜二〇日の間と考えられる。

\*38 前掲拙稿「東寺文書・花押検索システムを利用した高校日本史授業づくりの試み」。

\*39 嘉元四年九月七日、関東下知状(『大日本古文書』高野山文書之一一五〇号、『鎌倉遺文』

三〇巻、二二七二二号)。

\*40 東寺は新見からの使者により安富方代官の退去を聞いたあと、東寺の直務支配が成功するよう、立願をしている。「一、立願事、寺家如所存、成就以後、於講堂、可被勤修五壇護摩并百部仁王經由、被治定畢、次於只今祈禱者、五大尊供、於住坊、可有其沙汰云々、増長院 主集院」(「百合」け一二、寛正二年最勝光院方評定引付、八月三日条)。

\*41 この過程で、新見荘代官職を相国寺の集元都主(都主は都寺つうすで東班衆のうち副寺ふうすに次ぐ地位)に請切二〇〇貫文で任命しようとしたことがある。しかし、若衆方の訴えで停止された(「百合」け一二、寛正二年最勝光院方評定引付九月一日、一四日、一五日程)。また、

\*42 地頭方の庄主と契約しようとしたことがある(「百合」け一三、寛正三年最勝光院方評定引付、四月七日、一二日程)。ここでも若衆方の意見で庄主との契約は取り下げられた。今後、東寺内で批判的精神と行動力をもって活動した若衆方の組織や機能を研究するべきであろう。前掲拙稿「東寺文書・花押検索システムを利用した高校日本史の授業づくりの試み」。本章

### 第一節。

\*43 蔭木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺―』(そしえて、一九八七年)

\*44 「百合」け一四、寛正四年最勝光院方評定引付。

\*45 「百合」ツ二六二、寛正四年一〇月二六日、本位田家盛注進状。

\*46 『新見荘―生きている中世―』(備北民報社、一九八三年)や『岡山県史 中世II』(岡山県史編纂委員会、一九九一年)に概説されているので、参照されたい。

\*47 日付については、根拠が明確なものはその典拠を記した。特に典拠のないものは以下のよう  
な根拠で記している。京都から新見へ下向する日や新見から京都への参洛する日は、最勝光  
院評定引付（「百合」け一四、け一五）や注進状の到来日を参考にした。また、新見から京  
都へ上洛する日は、注進状などの日付を記している。

\*48 この算用状は、寛正五年二月九日に最勝光院方の評定で以下のように披露されている。  
「新見庄地頭方政所屋造作人足、并上総註・本位田五人、以上七人在庄米錢自寛正四十一三入足  
等事」。

\*49 大林は細川京兆家被官安富智安が新見荘代官であった時に、又代官として在荘していた人物  
で、寛正二年に荘外へ「退出」していたはずの人物であるが、この時期にも影響力をもつて  
いたことがわかる。例えば、「又此間両三人（三職）毎日罷出候て、御公事之子細共（政所  
屋新造について）、談合申候、此子細御注進あるへく候へ共、御注進計にてハ難事行候とて、  
小屋殿（乗田祐深）御上洛候、又於国ニ候ても、大林殿ニ申候て、地頭方へ之口入を付申候  
へ共、其も不事行候」（「百合」サ一二七、寛正四年二月五日、三職連署注進状）のよう  
に大林は地頭方への交渉窓口になっている。

\*50 「百合」け一四。  
\*51 「百合」る六四、寛正六年二月日、最勝光院方年貢散用状。この算用状には、寛正四年・  
五年の年貢の送進とその具体的支出が細かに書かれているので、京都におけるこの問題につ  
いての対応が金銭的に確認できる。

\*52 代官が安富智安の時でも、宝徳元年（一四四九）で六〇%、宝徳二年で五七%の時がある  
（「百合」京一〇九一二、寛正二年八月日、新見荘未進年貢注文）。  
\*53 同じ東寺領の若狭国太良荘に早々に催促が入っている。「百合」ノ三三三―三によれば、以  
下の如くである。

留守所下

御讓位方 若狭国段錢之事

太良荘本所 十二丁九反廿歩一反別  
八十文宛

右、任卯月廿八日御事書旨、来十五日以前可有究済、若於難渋之在所者、御責使可入  
部之状如件、

寛正五年六月九日

目代 一一一（花押）

太良地頭方引付（「百合」ター七三）寛正五年六月一六日条では、「一、御讓位段錢住註  
進事、披露了」とある。そして、六月一九日には幕府奉行入奉書による催促停止の奉書が  
守護代武田氏に出され（「百合」ノ三三三―一）、翌六月二〇日には守護代奉行入により  
内藤八郎と山中但馬守宛に遵行されている（「百合」ノ三三三―二）。

また、山城国の久世上下荘や上野荘などの東寺領荘園にも反別一―三文の讓位段錢の配  
符が寛正五年二月一日に入った。「配符使」は三人入り、酒直二〇〇文を必要とした  
（「百合」ね六、鎮守八幡宮評定引付、寛正五年二月二日条）。さらに、久世上下荘  
で七貫文の費用を必要とし、東寺に弁済を要求している（「百合」ね六、二月二〇日  
条）。しかし、二月二六日に段錢免除の奉書（「百合」京一一―二）がだされ、各荘  
園に反別三〇文の一献料を徴収することにした（「百合」ね六、二月二七日条）。  
\*54 「百合」サ一四一、寛正五年七月一六日、上使上総増祐注進状。

「百合」サ一三九、寛正五年六月一四日、備中国守護細川勝久奉行人奉書案。サ一四〇、寛正五年七月七日、備中国守護細川勝久奉行人奉書案。

「百合」サ一四二、寛正五年七月一六日、三職連署注進状。注進状内容を逐語的に追ってみよう。

守護方より去六月二五日に御讓位段錢の賦課という名目で、催促の守護使が大勢入部しました。大変な迷惑です。こうした状況ですが、こちらでは、先例でも守護不入の在所です。今更こうした催促をされては、驚くばかりです。百姓たちは、守護使の接待が突然に命じられてはかなわなと言って、毎日寄合をして、守護使を村から追放しようと言い、（それができなければ）逃散しようとしたところを少しの間思い止まらせて、守護使は我々三職の責任で接待し、雑仕などをしました。ところが、守護使が大勢で（九人）やってきて違乱をするので、（上使・三職で）相談をして、守護代（有岡・石川・庄）に対し、京都へ注進して、まずは守護使を立ち退かせていた。だきと、お願いの書状を政所殿（本位田）より遣わしていただいたけれど、（結局）守護使の追い立てはできませんでした。そこで、早速に公文殿（増祐）に上洛していただくことに決定したのですが、風邪をひかれてそれが叶いませんでした。大変大切な「御公事」（＝讓位段錢）のことですから、政所殿（本位田）が上洛なさってこの在所の情勢を丁寧に説明しなければ、百姓たちは逃散に及ぶといっているのです。早速上洛なさることになりました。もともとわれら三職も上洛して申し上げるべきですが、一五日と二〇日に注進して守護使に立ち退いて下さいと申し上げたのですが、立ち退かれませんでした。そこで、重ねて守護代に対し、御代官（本位田）の方から地頭方の（段錢免除の）ことを引き合いに出して、（免除の）お願いをして欲しいと、われらが言って、料足一貫文をまず「しゅん付」とおっしゃってお出しになった。同じく五〇疋（五〇〇文）を「御礼物」として（われらと）相談しておしになった。守護代がおっしゃるには、「礼物」は公事（段錢）（の免除）がうまくいった時にもらうものである。（この礼物も）「しゅん付」の分としてもらい請取をだそうとおっしゃって請取をおしになった。そこで、請取の返事の書状（「百合」サ三〇七、※サ三〇八）は、御代官（本位田）が持参して御上洛なさっている。ご覧になってください。きつと日数が過ぎれば、重ねて守護使が入部するでしょうから、その時はわれらが在地でその接待をし、百姓中へも（接待をするように）意見をしないで事はうまく運ばないでしょうから、（われわれ三職は）上洛しないのです。詳しくは政所殿（本位田）が申し上げるでしょうから概略を申し上げます。（段錢免許の幕府奉行人）奉書が召された時の御礼錢などのことは、百姓中へも申し付けて、地頭方のように（段錢の催促が停止されて）うまく行けばめでたく恐縮に存じます。（細川管領家の被官の）安富氏が代官であった時、二度の守護使の入部がありました。守護不入地なので、守護使を追い立て、雑仕などの沙汰はしたことはありませんでした。今度もそのようにするべきなのですが、現在は東寺の直務支配ですので、御公事（讓位段錢）を致さねば御本所（東寺）も御困りになってどうかと思ひ、無窮にわれらの責任でまず守護使を接待し、雑仕等をして、在地の安全を確保して守護使を立ち退かせて、政所殿（本位田）を上洛させました。（以下略）

「百合」サ一四七、寛正五年九月二一日、本位田家盛并三職連署注進状。

第三章。

「百合」け一六、寛正五年最勝光院方評定引付。

\*60 「百合」サ一四七、寛正五年九月二二日、上使本位田家盛并三職連署注進状。  
\*61 市目代の五郎衛門も「国方段銭使」（守護使）への雑仕として一貫九〇〇文の負担をしている（『教』一七三七）。

\*62 なお、この注進状に対する東寺の対応には若干の疑問がある。「百合」サ一四六・一四八の上使本位田・三職注進状とともに上使上総増祐の手で送付されて、一〇月二日に京着している。しかし、この時には最勝光院方の評定では評議されていない。これが問題になるのは、一二月二四日送付一二月三日京着の注進状をめぐっての評定においてである。なお、この史料中の一貫五百文の「しゅんつけ」は、「百合」サ一四二の三職注進状に記されている「しゅんつけ」で、「百合」サ三〇七の守護代庄経郷等の書状に見られる「御向付」・「御公物」に当たる。一献料の一種ではあるが、「礼物」とは区別されている。おそらく、一献料のうち、まずお願いをされる際のものが「しゅんつけ」|| 「向付」で、事が成った際のものが「礼物」であろう。なお、この「しゅんつけ」が功を奏して、守護代庄・石川・有岡は七月一日に守護使宛に「東寺領事、先々請かい候間、可被立候」と新見荘からの立ち退きを命令している（「百合」※サ三〇八）。しかし、「百合」サ一四七によれば守護使はそれから一〇日間も在地に居座り続けたことになる。また、史料中の「日別」は、「百合」サ一五七に見られる「日別使銭」で守護使が守護代の退去命令を受けた一〇日後に立ち去る時点で要求した二〇貫文である。守護使の「たかり」的姿が見える。

\*63 「百合」け一六、寛正五年最勝光院方評定引付。

\*64 「百合」サ三二一、（寛正五年）八月一三日、東寺書下案。

\*65 「百合」サ一四六、寛正五年九月二二日、上使本位田家盛注進状。

\*66 「百合」サ一四八、寛正五年九月二二日、三職連署注進状。サ一四六、寛正五年九月二二日、上使本位田家盛注進状。

\*67 「百合」け一六、一〇月一六日条。

\*68 「百合」け一六、一〇月二一日条。

\*69 「百合」け一六、一〇月一六日条。

\*70 「百合」え三八、寛正五年八月二二日、本位田家盛・節岡名太郎兵衛連署請文。

\*71 「百合」サ三二一、（寛正五年）八月一三日、東寺書下案。これとほぼ同文のものが「百合」サ三七二にある。

\*72 借用方から一四貫文借りていた（「百合」け一六、一一月一三日条）。

\*73 「百合」サ一四六、寛正五年九月二二日、上使本位田家盛注進状。

\*74 「百合」サ一四八、寛正五年九月二二日、三職連署注進状。

\*75 「百合」サ一五〇、寛正五年一〇月一〇日、東寺書下案。

\*76 「百合」※サ一五一、寛正五年一〇月二二日、新見荘年貢算用状。「百合」け一六、一一月四日条。

\*77 「百合」サ一五三、寛正五年一一月九日、東寺書下案。

\*78 「百合」サ一五四、寛正五年一一月九日、東寺書下案。

\*79 「百合」サ三五三、（寛正五年）一一月二二日、庄経郷・石川資次連署書状案。

\*80 「百合」※サ一五六、寛正五年一一月二四日、上使本位田家盛注進状。「百合」サ一五七、寛正五年一一月二四日、三職連署注進状。

\*81 「百合」※サ一五六、寛正五年一一月二四日、上使本位田家盛注進状。

\*82 「百合」サ一五七、寛正五年一月二四日、三職連署注進状。

\*83 「百合」サ一六〇、寛正五年二月九日、東寺書下案。これは本位田家盛宛の書下であるが、三職宛にもほぼ同文のものがある（「百合」サ一六一）。

\*84 「百合」サ三七〇、（寛正六年一月）、東寺書下案。

\*85 「百合」サ三七三、（寛正六年）、東寺書下案。この文書は「百合」け一八、寛正六年最勝光院方評定引付、二月三日条から推すに、寛正六年二月のものと思われる。

\*86 「百合」サ一四二、寛正五年七月一六日、三職連署注進状。

\*87 「百合」サ一五七、寛正五年一月二四日、三職連署注進状。

\*88 「百合」サ三七〇、（寛正六年一月）、東寺書下案。

\*89 「京都御所東山御文庫記録」丙一三（『大日本史料』七一、応永二十二年二月一九日）。切符数五二枚とあるので、その数に相当する莊園・公領から徴収されたと思われる。そうであれば、一つの莊園で平均三〇数貫文の負担である。

\*90 「百合」け一八、寛正六年七月八日条。

\*91 なお、他の東寺領への即位段銭では、若狭国太良莊に寛正六年六月一二日に反別八〇文宛で賦課されている（「百合」ツ一四七）。

\*92 「百合」け一八、九月一日条。

\*93 「百合」け一八、九月六日条。

\*94 「百合」け一八、九月一日条。

\*95 「高山寺所藏東寺文書」三八、寛正六年九月一日、室町幕府奉行奉書。

\*96 「百合」け一八、一〇月四日条。

\*97 「百合」サ二七八、（文正元年）閏二月二日、代官祐成并三職連署注進状。  
\*98 黒川直則「守護領国制と莊園体制」（『日本史研究』五七、一九六一年）。

\*99 即位段銭免除のための一献料も在地の負担に転嫁しようとしたことはこの注進状でもわかるが、東寺は地下への書下で、「一、段銭一献料事、連々雖被仰下候之処、于今延引、無勿躰候、急可有運上候」（「百合」サ一六六一）あるいは「一、段銭一献料事於京都御入在事、代官存知事候間、堅用伏候て、上落時可被持参申候。」

\*100 「百合」ク四七、（応仁元年）五月一日、三職連署注進状。この文書は年欠で、年代が不詳であったが、応仁元年ものである。

\*101 「百合」※ク四一、応仁元年五月一日、文正元年分領家方年貢算用状。  
\*102 同じ東寺領では播磨国矢野莊にも即位段銭が賦課されていて、五貫五〇〇文の一献料で免除奉書が得られた（「百合」く二五、文正元年二十一口方評定引付、六月二日条）。また大嘗会段銭は、有福段銭とともに賦課されているが、これも一献料を支払って免除になったと思われる（文正元年八月二日条）。

\*103 「百合」※タ一七〇、御成方散用状。『第一一回東寺百合文書展 足利義政とその時代』（京都府立総合資料館、一九九四年）。

\*104 「百合」け一四、寛正四年最勝光院方評定引付、三月三日条・三月一七日条。

\*105 「百合」ツ二二五、（寛正四年）六月二日、代官祐清書状。

\*106 「百合」ゆ三五、寛正四年六月二日、田所金子衡氏書状。

\*107 「百合」※ク四〇、寛正二年一〇月日、新見莊領家方年貢公事物等注文案（「永享一〇年帳」）。

\*108 拙稿「東寺領備中国新見荘「代官」本位田家盛の所務について」（『岡山朝日研究紀要』二四、二〇〇三年）

\*109 「百合」サ一六五、寛正六年七月二五日、乗観祐成新見荘領家方代官職条々請文。

\*110 「百合」け一六、寛正五年最勝光院方評定引付。「百合」け一八、寛正六年最勝光院方評定引付。

\*111 「百合」※ク四一、応仁元年五月一八日、文正元年分領家方年貢算用状。

\*112 「百合」※ク四〇の「永享十年帳」を書き写す際に、国吉名の所納年貢米の数量にミスがあり、新見荘の三職は請文（「百合」ツ二二六）をもってその訂正を上申しているが、これが祐成の年貢算用状には二年分とも反映されている。

\*113 この「百合」ツ二五七は、「百合」ゆ六八、一〇月二二日、三職連署注進状ともにかつては応仁元年のものとされていたが、寛正六年のものである。これらの宛先は、「中殿」「山吹中殿」となっていて、その人物は乗観祐成である。ということは、祐成は新見荘の代官でありながら、在京していたということである。以上のことは、最勝光院方評定引付の記事と照らし合わせて子細に検討することで明らかになった。

\*114 「百合」※ク四一、応仁元年五月一八日、文正元年分領家方年貢算用状。

### 第三章 新見荘における直務支配下の三職と惣村

#### はじめに

東寺領備中国新見荘の荘民は、寛正二年（一四六一）に荘園領主東寺に直務支配を要求して、それを実現した。そして、惣請が達成され年貢の減免に成功したが、東寺直務支配のもとで惣請を継続のためには、守護・国人権力の排除が必要であった。このための寛正二年以後の荘民の動向は、年貢減免闘争の一環と位置づけられる。

この年貢減免闘争を主導したのは、三職と呼ばれた田所金子衡氏・公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉であったが、とりわけ田所の金子衡氏はその中心となった。本論では、まず金子衡氏の諸側面を検討して彼の惣村における位置を確認し、次に金子衡氏の最後の注進状を中心的に分析することで、彼が年貢減免闘争において果たした役割を論じたい。

新見荘は、鎌倉時代には里村と奥村に分けられ、さらに領家方の奥村は中奥（足立・釜地域）・高瀬村と呼ばれた。すなわち、新見荘の領家方は里村・中奥・高瀬村の三地域で構成されていた。この三地域は寛正二年以後は惣荘として行動をともしにしていた。しかし、中奥・高瀬村は、寛正二年以前から里村とは異なった独自の行動を展開してきた。本論では、田所金子衡氏の最後の注進状の分析をもとに、中奥・高瀬村が新見荘の農民闘争において果たした役割や政治的力量についても論じたい。

新見荘における東寺直務支配の実現と継続は、年貢減免闘争の成果でもあり、その発展の前提である。そこで、東寺の直務支配の経過を下向した代官や上使等により概観すると以下の通りであった。寛正二年に最初に下向したのは、門指の了藏であった。次いで、上使として乗観祐成と乗円祐深が下向した。その後、寛正三年（一四六二）に祐清聖人が直務代官として下向して、一年間所務を行った。祐清は寛正四年に殺害され、その後上使本位田家盛が「代官」の任務を行ったが、所務についての疑惑から寛正六年（一四六五）に罷免された。そして、寛正六年から祐成が代官となり直務支配が継続された。

新見荘の三職や荘民と代官祐成との関係が良好であったことは、これ以後の三職や荘民などの注進状の宛先になっていたり、公文所への注進内容にも祐成の代官職への補任・下向要求などがあることからわかる。新見荘の惣荘にとって、東寺の直務代官に荘経営の継続こそがかれらの在地における利益を守る重要な前提となっていた。従って、東寺の直務支配の継続を維持するための行動は、新見荘における年貢減免闘争そのものと位置づけられよう。

#### 第一節 三職・田所金子衡氏

新見荘の下級荘官である三職は、田所金子衡氏・公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉である。表55は新見荘から東寺への上申文書の一覧であるが、八九通のうち三九通は三職注進状である。このことは、新見荘の惣請が三職の主導により実現されていたことが物語る。さらに、表55によれば、田所金子衡氏の東寺への注進状（書状）が一四通あり、公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉と比べて圧倒的に多い事実は、金子衡氏が惣村の指導者的存在であったことを物語る。ここでは、金子衡氏の諸側面を検討して、彼の全体像をつかみたい。



表55 東寺領備中国新見荘における百姓・三職など地下からの申状・注進状(書状)など一覧(i)

目録 番号	分類	文 書 名	差 出 し	宛 所	年 月 日	文 書 名	史料 番号	史料 頁
287	A	西方百姓申状			応永5年4月30日	阿刀文書		
528	A	百姓等申状	新見荘御百姓等	東寺寺崎殿	(寛正2年)7月26日	え104	957	1325
532	A	国衙百姓等申状	備中国新見庄国衙御百姓等	寺崎三河殿	(寛正2年)8月16日	ツ236	142	161
533	B	三職注進状	衡氏 家高 盛吉	東寺御奉行所	(寛正2年)8月16日	え116	963	1328
534	A	名主百姓等申状并連署起請文	せちおか名…(全部で41名)		寛正2年8月22日到来	え023	896	1290
547	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	公文所殿	寛正2年10月10日	サ085	545	723
551	D	福本盛吉書状案	盛吉	ならさき殿	寛正2年10月15日	ウ098	172	181
555	B'	上使祐成・祐深并三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏 祐深 祐成	東寺公文所御坊	寛正2年11月15日	サ088	348	725
559	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	公文所殿	寛正2年11月15日	え029	902	1295
566	B'	上使祐成・祐深并三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏 祐深 祐成	東寺公文殿	(寛正2年)12月15日	サ367	589	876
576	D + E	宮田家高・福本盛吉連署注進状	家高 盛吉	御公文所殿	寛正3年1月22日	ツ139	127	150
582	C	金子衡氏書状	衡氏	兩上使御方	寛正3年2月5日	サ094	354	727
587	D	福本盛吉書状	盛吉	東寺御公文所殿	寛正3年2月13日	イ102	2	77
589	A	百姓等申状	おく・さとの御百姓等	東寺御公文所	(寛正3年)2月15日	教1688		
597	C	金子衡氏書状	衡氏	御公文所殿	寛正3年4月18日	ウ024	1101	1410
602	C	金子衡氏書状	衡氏	東寺公文所殿	寛正3年5月18日	サ102	361	731
604	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺公文所殿	寛正3年6月20日	サ103	362	732
617	B	三職連署注進状 封紙はナ047	家高 盛吉 衡氏	東寺公文所殿	(寛正3年)8月26日	イ203	3	77
623	A	高瀬・中奥百姓等申状	高瀬・中おく御百姓	新見領家御代官	(寛正3年)10月14日	サ348	572	866
624	A	高瀬・中奥百姓等申状	高瀬・中奥御百姓等	新見領家御代官	寛正3年10月19日	サ106	364	734
638	B	三職連署注進状 封紙は教1702	他行家高 盛吉 衡氏	東寺公文所殿	寛正3年12月13日	ツ283	146	165
648	C	金子衡氏書状	衡氏	御公文所殿	寛正4年2月26日	ウ033	1110	1416
660	D + E	宮田家高・福本盛吉注進状	家高 盛吉	東寺御公文所殿	寛正4年6月21日	ウ034	1111	1418
661	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	(寛正4年)6月22日	ツ226	139	158
662	C	金子衡氏書状	衡氏	公文所殿	寛正4年6月22日	ウ035	1112	1419
665	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	寛正4年閏6月26日	ウ037	1114	1420

表55 東寺領備中国新見荘における百姓・三職など地下からの申状・注進状(書状)など一覧(ii)

668	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正4年8月27日	サ110	367	736
670	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	寛正4年8月27日	サ111	368	737
671	A	奥・里村百姓等申状	おく・里村御百姓等	三職	寛正4年8月27日	サ112	369	738
672	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺公文所殿	寛正4年8月27日	え036	908	1300
673	C	金子衡氏書状	衡氏	東寺御公文所殿	寛正4年9月22日	サ113	370	738
677	B'	上使本位田家盛并三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高 家盛	東寺御公文所殿	寛正4年10月22日	サ116	372	741
679	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正4年10月22日	サ118	374	744
680	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正4年10月22日	え037	909	1301
682	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺公文所殿	寛正4年10月26日	サ119	375	745
694	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺御公文所殿	寛正4年12月5日	サ127	383	753
699	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	寛正4年12月18日	サ131	386	757
713	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正5年3月20日	ツ144	130	154
726	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正5年6月3日	サ137	392	761
735	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺公文所殿	寛正5年7月16日	サ142	397	765
736	D + E	宮田家高・福本盛吉注進状	盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正5年7月16日	サ143	398	767
737	D	福本盛吉注進状 封紙は教1717	盛吉	東寺御公文所殿	寛正5年7月16日	フ138	275	682
746	B'	上使本位田家盛并三職連署注進状	衡氏 家高 盛吉 家盛	東寺御公文所殿	寛正5年9月21日	サ147	401	769
747	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	寛正5年9月21日	サ148	402	769
759	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺御公文所殿	寛正5年11月24日	サ157	410	775
1733	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	御公文所殿	(寛正6年6月)3日	サ369	591	877
836	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	東寺中殿	(寛正6年)10月16日	ツ257	143	161
837	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 宮田はん者よそへ	山吹中殿	(寛正6年)10月22日	ウ068	1141	1437
1632	C	金子衡氏注進状	衡氏	東寺中殿	(寛正7年)1月22日	サ269	518	831
810	B'	代官祐成并三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏 祐成	東寺御公文所殿	(文正元年)閏2月22日	サ278	525	835
811	A	奥・里百姓等言上状案			寛正7年閏2月日	サ168-1	421	784
816	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺御公文所殿	(応仁元年)5月18日	ク047	229	640
807	C	金子衡氏書状(前・後欠)			応仁元年5月18日カ	教1766		
838	B	三職連署注進状封紙(本紙なし)	家高 盛吉 盛吉	東寺新見庄御代官山吹中殿	応仁元年11月22日到来	サ172	425	786
840	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺新見庄御代官	応仁元年12月18日	え046	916	1305
851	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺新見庄御代官山吹中殿	応仁2年2月12日	サ176	427	787
852	C	金子衡氏注進状	衡氏	東寺公文殿	応仁2年2月13日	サ177	428	788
869	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	中殿・御公文所殿	(応仁2年)6月26日	ツ227	140	158
888	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺中殿	(応仁2年)11月8日	サ352	576	868
877	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺新見庄御代官山吹中殿	(応仁2年)11月12日	サ354	578	870
1707	A	奥・里村百姓等申状	おくさと御百升	御代くわん	(応仁2年)11月12日	サ355	579	872
879	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺新見庄御代官中殿	(応仁2年)12月19日	え148	981	1338

表55 東寺領備中国新見荘における百姓・三職など地下からの申状・注進状(書状)など一覽(Ⅲ)

855	B	三職連署注進状	衡氏 盛吉 家高	山吹中殿	(応仁3年)2月16日	サ274	522	833
1643	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	東寺新見庄御代官山吹中殿	(応仁3年)3月21日	え084	949	1321
1674	C	金子衡氏注進状(前欠)	衡氏	中殿	(文明元年)8月22日	サ328	555	854
887	B	三職連署注進状	家高 盛吉 衡氏	新見庄御代官山吹中殿	(文明元年)9月23日	サ339	564	861
891	C	金子衡氏注進状	衡氏	山吹中殿	(文明2年)8月16日	サ324	553	851
895	C	金子衡氏注進状 封紙は無139	衡氏	公文殿・中殿御兩人	(文明3年)2月16日	さ139	1057	1380
898	C	金子衡氏注進状(前欠) 封紙は教1811	衡氏	東寺公文殿・中殿	(文明3年)2月16日	無075	1197	1479
1672	A	高瀬・中奥百姓等申状	たかせ・中おく百姓の中	金子との	(文明3年)8月14日	サ322	551	850
793	A	高瀬・中奥百姓等申状	たかせ・中おく御百姓等	御上使	(文明3年)8月18日	サ325	554	853
899	C	金子衡氏注進状	衡氏	公文殿・中殿	(文明3年)閏8月18日	サ333	559	857
900	C	金子衡氏年貢銭等送進状	衡氏	公文殿・中殿	文明3年閏8月20日	サ204	438	793
910	A	足立左衛門四郎書状	あしたち左衛門四郎	東寺みなみはうかつさとの	(文明11年)5月2日	え088	952	1323
911	D + E	宮田家高・福本盛吉注進状	盛吉 家高	東寺中殿	(文明11年)7月5日	え100	955	1324
918	B	三職連署注進状	家高 景氏 盛吉	東寺公文殿	(文明11年)8月27日	サ330	556	855
923	B	三職連署注進状	金子 宮田 福本	東寺公文殿	(文明11年)閏9月8日	サ344	569	864
925	B	三職連署注進状	金子 宮田 福本	了藏坊	(文明11年)閏9月8日	サ345	570	865
938	D + E	宮田家高・福本盛吉注進状 封紙は教1857	家高 盛吉	東寺公文殿	(文明11年)11月5日	さ195	1076	1395
1025	E	宮田家高書状	家高	中殿	(文明19年カ)6月26日	さ159	1064	1388
1081	B	三職連署注進状	盛吉 家高 景氏	東寺公文殿	(明応元年)9月22日	え064	929	1312
1234	D	福本盛吉書状	盛吉	東寺公文殿	文亀元年10月28日	ニ129	19	87
1652	A	里村百姓等申状	にいみさとむら百升等	御代くわん・御しやうし	年不明6月2日	サ298	535	842
1653	A	領家方百姓等連署申状	源入 秋末…(全部で16名)		年不明6月8日	さ157	1063	1386
301	A	領家方百姓安宗等連署申状	源入 秋末 安宗	高井殿	年不明8月19日	さ169	1066	1389
619	A	中奥百姓申状	中おく御百姓中	上しの御かた	年不明9月3日	え121	965	1329
1680	A	奥・里村百姓中申状	おく・さと御百姓中	三しよく	年不明9月16日	ゆ065	1138	1435
1682	B	三職連署注進状	盛高 景盛 景民	東寺公文殿	年不明9月20日	ニ333	31	92
1685	E	宮田家高注進状	家高	東寺公文殿	年不明9月21日	サ337	562	860

(注)

- 「目録番号」は、浅原公章編1991年版「増補改訂備中国新見庄史料編年総目録」の番号。
- 「分類」はA：百姓申状 B：三職注進状 C：田所金子衡氏書状 D：惣追捕使福本盛吉書状 E：公文宮田家高書状 B'は三職に上使や代官が加わっている注進状。
- 「差出し」の人物名の配列は、日下から奥の順に記載。官途名などは省略。
- 「年月日」の括弧付きの年号は、年号の記載が端裏書や追記等にもないものうち、現在の水準で推定可能なもののみを記した。
- 「文書名」のうち、「東寺百合文書」は函・文書番号、教は「教王護国寺文書」の通し番号。
- 「史料番号」と「史料頁」は、「岡山県史第20巻家わけ史料」の東寺百号文書の文書番号とその所載頁。
- この189通の内訳は、A：百姓18通、B：三職39通、B'：三職と上使・代官の連署5通、C：金子14通+年貢銭等送進状(内容は注進状に近い)1通 D：福本4通、E：宮田1通、D+E：福本と宮田の連署5通。

金子衡氏は有力名主層の一人で大規模な田畠の経営者である土豪である。彼には、荘官名である延房名を中心とした広大な田畠がある。

以下に掲げる史料は新見荘田所職と延房名名主職の譲状である<sup>1)</sup>。

譲与 備中国新見庄田所職并延房名主事

右、於彼名田畠以下者、仍為重代相伝所職、大田彦八所譲与也、代々之御下知共、譲与渡也、仍譲与状如件、

応永卅年二月十九日

忠継

また、明徳三年(一三九二)二月日の西方年貢未進徴符<sup>2)</sup>には、「公文 成沢名、田所延房名、惣追捕使 徳永名」とあって、田所職にある者は下級荘官名として延房名が与えられていた。そして、この田所名は①万難公事が免除される「一向不輸の地」であり、②麦畠は検注されることなく別給として与えられ、③勸農のときは「百姓一度平均役」として雇仕できる特権をもっていた<sup>3)</sup>。元弘三年(一三三三)の「西方所当以下色々徴符案」<sup>4)</sup>によれば、延房名正分(田所)の田地は一町七段四五代二二歩あり、成沢名正分(公文)六段二〇代二八歩や得永名(惣追捕使)二段三五代三〇歩と比べて相当大規模であることがわかる。田所職は、かつては菅野<sup>5)</sup>三善氏が継承していたが、大田氏の補任を経て金子(この名は彼が所有していた名田があり屋敷があつた地名で、もとは古屋<sup>6)</sup>木屋と称していた)が補任されていた。東寺が直務支配にのりだした時、金子が田所職にあつたが、大田氏も田所職を望んだので、東寺と金子は以下のような処理をしている。すなわち、直務代官祐清の書状に「金子方へ口入仕候て、田所職内田を三反、わけ候て、大田ニやり候て、始終共ニ地下無為になし候間、毎事目出度く候<sup>7)</sup>」とあるように、大田氏に三反の田地を与えるほどの余裕が金子にはあつたのである。なお、文永八年(一二七二)の「領家方里村分正検田取帳案」<sup>8)</sup>では延房名の田地は、井村(一〇筆)・中州(一一筆)・谷中(一筆)・ヲタニ(八筆)、「領家方里村分正検畠取帳案」<sup>9)</sup>によれば、畠地は井村(一一筆)・谷内(二筆)・フケムロサコ(一筆)・小谷里(二筆)にそれぞれあり、田所職にあつた金子は新見荘の里村の中心部に名田畠をもつていたことがわかる。

次に、金子が惣村の中心的な指導者であつたことは、京都から最初に定使として下向した門指了蔵が「田所殿地下おも、ひきまわしの事にて候<sup>10)</sup>」と東寺への書状に記していることからよくわかる。また、金子自身のことばではあるが、「金子方、庄家を無為ニかゝゑられ候て、百姓中にも、くわつつけいおも、させられ候<sup>11)</sup>」とあり、金子が百姓の日々の暮らし向きを支えてきた。

さらに、金子は自身が東寺への手紙に「但たとへ、ゆ<sup>(馬矢)</sup>ミヤ及候とも、かせ<sup>(前懸)</sup>しんるい、お<sup>(親類)</sup>くもち候間、なおゆ<sup>(伯耆)</sup>ミヤニなり候ハ、こうめう仕候へく候<sup>(功名)</sup>」<sup>12)</sup>、あるいは「某か一もん、又ハ日野・はうき<sup>(伯耆)</sup>・備後・当国ニ多候へハ、さやうの方を相かたらい候て、土<sup>(土)</sup>き共をおこし候て、国をさくらんさせ申へし<sup>(輔亂)</sup>」<sup>13)</sup>と書いているように、近在に多くの親類・縁者を持ち、戦いができる兵力も武器も蓄えていた。かつては、三職は「此間までハ両三人安富方被官にて候間、捨命てこそ<sup>14)</sup>」とあるように、京兆家細川勝元被官の安富智安の侍であつたが、東寺の直務支配のもとで自らの勢力を伸張することを選択した。

また、金子は違割符の処理に際しても、「はりまのあき人のさいふを、とりつき沙汰すへきよし申候、いかやうにも、れうけん仕候て、つめハとりかえし、沙汰すへきよし申候<sup>15)</sup>」と述べているように、割符を扱う商人と密接な関係を持ち商品経済にも明るい。

金子衡氏が新見荘の地域で小領主として成長していく方法には、いくつかの選択肢があった。①東寺の下級荘官という伝統的・観念的な権威を得て、荘園制に基づく収取の方法をまもり、小領主となる。②備中で最も有力な国人の被官となって、その傘下で小領主の道を歩む。金子は①を選んだ。金子は応仁元年十一月二日到来の三職連署注進状<sup>14</sup>では、それまでの金子弾正左衛門尉を改め金子因幡守を名乗っている。金子は因幡守成をすることで、自己の権威付けをおこなっている<sup>15</sup>。さらに、これを契機に「国之又代官」に任命されている<sup>16</sup>。金子衡氏は、守護・国人権力に対して頑強に抵抗して新見荘を守ろうとした。

三職の筆頭である田所金子衡氏の特徴をまとめると以下の通りである。①広い田畠をもつ有力名主で、農業経営に直接関わっている。②村落の実質的指導者である。③百姓層の要求を代弁して荘園領主へ要求する。④荘園領主の年貢・公事の納入命令や勸農を中間管理職的に指示する。⑤割符の調達など京都近郊の商人とのネットワークを持つ。⑥多くの親戚・縁者を持ち、兵力・武器を保持している。⑦守護・国人権力に対して、強く抵抗する。

## 第二節 高瀬・中奥の年貢減免闘争

### 一 金子衡氏の最後の注進状から

「百合」サ三三三の金子衡氏注進状を以下に示す。

(封紙ウワ書)

金子因幡守

進上

公文殿  
中殿

人々御中

衡氏

」

(端裏切封)

なをく申上候、寺家まで人をそへ申候はんとして、用意仕候へとも、可然者参り候間、そへ不申候、委細ハ上使御申候へく候、畏申上候

抑、此三・四ヶ年之間ニ、自諸方、(定判義)公方様・(船川勝元)御屋形様御奉書、数お不知被入候つる、更以承引不申候処、去六月より伊勢殿御給候とて、多治部方より人を被入候、(家西)宮田・(盛吉)福本、其外里村之御百性中も上之事候間、先々請付不申候てハ、一大事之由申候て、請付仕候、愚身か事ハ、一人にて候共、きりの矢一つ仕候て、渡申とハ申ましく候と、しかと定候、さ候処ニ、(七所)宮田・(七所)福本・(七所)長田、又ハ百性中、さやう候てハ、里村はうしよニ成へく候、先々無為ニ請付おもめされ候て、所おも無為ニ御おき候へかしと、皆々申候間、先々我らも請付を仕候、六月廿日ニ里村之百性中寄合お仕候て、はや東寺之事ハ御かないもなげに候、及度々、三職□□金子御注進候へ共、御奉書めされ不被下候、いつ方にて候とも、無為ニ御入候はん方お、御請付候へと、御百性中おりかみをくれ候間、やかて六月廿一日より上使お神代へよひ申候て、後八月廿日まで□き申候、神代ニ置申候も、敵方と申候て多治部殿よりねらわると申候間、神代ニおき申候、多治部殿よりハ、七月十九日より多治部殿庄家へ□を被入候つる、此四・五年いか程のしんらう仕たるとも不存候、いまてかやうニ無為ニあいしらい申候も、中殿

我らニ庄家お、御あつけ候ニより給てこそ、いまゝてハそれくゝゑもうけつけず候、中おくなとに、かやうニ自寺家外ニ、御代官にハもちい申ましきなとゞ申候も、身□□のふんかたく申候つるニより候てこそ申候へ、又中おくおかたく意見候て、おとしつけ候へと、かたく多治部殿うけ給候へ共、百姓中も承引不仕候、又我らもかたく不申候、御すいれう候へく候、去年九月十八日ニ上使下向候お、とのい一夜も不入候、御年貢米鉢納候、上使へ代方渡申候、米も同下用ニなり候、くわふんニ我ら入立仕候て、上使をいまにあつかい申候、別番ニ一まい番ニけつく状申上候、又為後日、上使の御請取お給候ておき申候、なん時も御ふしん候ハ、上せ御目ニかけ申へく候、何と御れうけん候ても、御たいくつなく、公方様之 御奉書おめされ候て、此間我ら久々しんらう仕候たる分ニ、御代官御あつけあるへく候、其時奉公可申候、委細ハ上使御申候へく候、委御存知之事候間、大方申上候、中おくよりも一かと申上候間、先々御申出候、子細ハ態申不上候、上使被仰候へく候、返々いまに庄家をふまへ候て、かいふんこらへ候つれとも、里村之事、多治部へ程近く候て、平地ニ候間、かゝる候す候、諸事御目出度、御奉書被召下候ハ、御目出度畏入へく候、恐惶謹言、

(文明二年) 十八

後八月 日

衡氏 (花押)

進上 公文殿 人々御中

表55<sup>17</sup>に示すように金子衡氏の注進状(書状)は、三職のなかでは最も多く知られていて全部で一四通である。この最後の注進状に先行し、これに密接に関係するものは、以下の三通である。「百合」サ三二四、(文明二年)八月一六日、宛所は山吹中殿。<sup>18</sup>「百合」さ一三九、(文明三年)二月一六日、宛所は公文殿・中殿御兩人。<sup>19</sup>「百合」無七五、(文明三年)二月一六日、宛所は東寺公文殿・中殿。<sup>20</sup>なお、表55に見られるように、この期間に三職注進状は存在しないのは、後述のように金子衡氏と福本盛吉・宮田家高の間に対立関係が生じたためと思われる。

この注進状の内容をほぼ記載順に要約すると以下の①～⑧のようにまとめられよう。

①新見荘へは、ここ三、四年の間に、「公方様」<sup>21</sup>將軍足利義政や「御屋形様」<sup>22</sup>京兆家細川勝元から奉書が入り、荘外勢力が侵攻している。去年の文明二年(一四七〇)六月には、「伊勢殿」<sup>23</sup>政所執事伊勢貞宗の又代官「多治部方」より「人」が入った。

②公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉・長田、里村の百姓は多治部の入部を「請付」(受け入れ)することに決定した。六月二〇日に里村百姓は寄合を持ち「はや東寺之事ハ御かないもなげに候」と表明した。三職や金子は、東寺へ注進状を書き、新見荘を東寺領に回復する將軍の奉書を得るようにしてほしいと要求したが、奉書は下されなかつた。「御百姓中」(里村)は、どのような方でも「無為」に入部する「方」を受け入れるとの書状を送ってきた。

③金子は、「一人にて候共、きりの矢一つ仕候て、渡申とハ申ましく候」と悲壮な決意をし、多治部侵攻の対策として、上使(谷之坊)を六月二一日から閏八月二〇日まで安のため里村から神代へ呼び置いた。多治部方は、七月一九日に入部した。

④代官中殿(乗観祐成)の信頼にもとづいて「我ら」は荘経営や荘外勢力への対応をしている。寺家以外の代官は拒否する。

⑤中奥など(中奥・高瀬村)も寺家外代官を拒否すること要求している。これは、金子

の寺家外代官を強く拒否していることに連携した要求である。多治部が中奥を脅して多治部になびくように強行にいつてきたが、中奥の百姓は受け付かなかった。

⑥ 去年九月一八日下向した<sup>23</sup>上使（谷之坊）へ年貢米や年貢銭を納めている。しかし、上使はそれを下用して<sup>24</sup>、過上分は我々が立て替えている。その「結句状」を別紙として送付する。上使が出費した額の請取も取っている<sup>25</sup>ので不審に思わないようにしてほしい。

⑦ 「公方様」の新見荘東寺領回復の奉書を召されて、御代官を下向させて欲しい。

⑧ 庄家を守ろうと頑張っているが、里村は多治部の勢力範囲に近く、平地にあるので、守りきれない。

まず、この注進状が書かれた文明三年当時の新見荘の政治状況を確認しておこう。①・②の如き在地状況の変化は、如何なる過程を経たのであろうか。

応仁元年（一四六七）、応仁の乱が勃発し、全国的争乱が展開したことで、新見荘にもその影響が及んだ。東寺が山名持豊の西軍に与同したとして、細川勝元は応仁二年一〇月一九日に新見荘を御料所とし、京兆家有力内衆秋庭氏の子息である寺町又三郎を代官とした<sup>26</sup>。そして、寺町は閏一〇月八日に「御屋形様より新見寺家領御給候とて」、管領細川勝元の奉書を見せられた<sup>27</sup>。これに対して、新見荘の三職や荘民は一致団結して、抵抗した。

同<sup>（安永元年九月）</sup>今月廿一日ニ、おく里村おとこかす一人も不残罷出候て、御八幡にて大よりあい<sup>（市合）</sup>仕候て、東寺より外ハ地頭ニもち申ましく候と、大かねおつき、土一きお引ならし<sup>（巻）</sup>候間、いまゝてハ不被入候、我ら御百姓等、如此申定候間、こゝもとさおいあるまし<sup>（相違）</sup>く候<sup>28</sup>。

この段階では、奥村も里村も一致した要求による蹶起集会に参集して土一揆を引きならした。そして、「たとへ人なんとハ御下なく候とも、公方様 御奉書給候、其案文かきうつし下候と、御意候て、御心へ候てあそはし候て、御下あるへく候」と將軍からの奉書を下されるように要求している。東寺は、この要求に答えて、文明元年九月二日付の「東寺仁王経秘法料所備中国新見庄預所職事、為寺家直務、弥可御祈禱清誠之由、所被仰下也」という内容の幕府の奉書を、一〇月晦日に新見荘に下した<sup>29</sup>。これは、金子衡氏には大きな支えとなつたはずである。しかし、文明元年には、「伊勢又八殿」や国人が度々「人」を入れた。さらに、文明二年六月一六日に「伊勢兵庫殿」（伊勢貞宗）の「代官」（多治部）が入ろうとした。つまり、寺家直務とする文明元年九月二日の室町幕府奉行人連署奉書の効果はなかったことになる。そこで、金子は地下の切迫した現況を知ってもらうために「細川殿様之直々御判」のある数通の奉書を東寺へ送った<sup>30</sup>。

②に見られるように、公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉・長田、里村の百姓は、多治部の入部を受け入れることとし、⑦に見られるように金子衡氏は中奥・高瀬の百姓と連帯して多治部と対抗することを決意した。ここで、里・奥の惣村結合は分裂することになったのである。

この時、金子と中奥・高瀬の百姓は、東寺直務支配を強く要求し、守護・国人勢力を排除しようとした。ところで、この注進状の宛先は、公文殿・中殿となつている。公文殿は上総増祐である<sup>31</sup>。中殿は山吹中殿とも呼ばれ、仮名は乗鶴、国名は若狭、僧名は祐成である。④・⑦に見られるように、金子は祐成の代官就任・下向を要求している。

祐成は、これまでに二度代官職に任じられた。まず、寛正六年（一四六五）七月二五日か

ら応仁二年（四六八）一月一日までの期間、代官であった。<sup>32</sup>しかし、祐成自身の下向は、①寛正七年二月九日以後下向、三月一九日上落、②応仁元年三月二三日下向、五月二九日上落、の二度に限られ、祐成の中間（下人）<sup>ちゆうげん</sup>が下向することが多かった。①の頃に下向した祐成中間は助八、太郎衛門であった。②の頃は左衛門五郎であった。二度目の代官は、応仁二年一〇月一六日からである。この時には、祐成自身が下向することはなく、中間の又五郎や左衛門五郎が下向した。<sup>33</sup>

祐成が応仁二年一月に代官職を辞任した時、東寺は早速地下へ書下を送って、祐成の代官職辞退と別人の下向を金子と三職に伝えた。<sup>34</sup>それに対して、金子衡氏は「仍中殿上儀之由うけ給候、さ候間、別人御下あるへきよしうけ給候、庄家御年貢納候ハす候なんとの事ニ付候哉」、「国ニ中殿いられ候ても、世間惣相之時分ハ、御りうやけんあるましく候、まして京都ニ御入候てハ、中殿御あやまりあるましく候、別人御下候て御さいそく候とも、いまのふんニあいかわり候ましく候」と、中殿Ⅱ祐成の不手際が理由で年貢が納入されないのではないと祐成を擁護している。<sup>35</sup>また、三職も以下のように祐成の代官職への補任要請を行った。

仍中殿様、如元、御代官ニ御定候事、我らニおき候て、御目出候、今之時分、別人なんと御下候ハ、無案内ニ御入候はんする間、色々之そせう共申事あるへく候間、返々御目出候。<sup>36</sup>

地下が一番恐れていたのは、直務支配が守護請に戻ることであった。折角、寛正二年に直務支配を実現し、祐清の支配にも耐えて維持させてきた惣請を失うことはできなかった。さらに、地下が祐成の代官職就任を期待した背景には、以下に示すような地下にとつて有利な展開があった。それは、永享一〇年帳による年貢請負が継続されたことにとどまらず、寛正六年分と文正元年分の年貢算用状<sup>38</sup>に見られるように、内検（年貢減免）が実現されていたからである。新見荘の農民は、惣請を継続し、さらに内検を恒常化させることで、さらなる年貢減免を得ることを追求しようとしたのである。

## 二 二通の高瀬・中奥百姓申状

前節では、最後の金子衡氏の注進状を分析して、多治部の入部について、新見荘の里村と奥が分裂したことを示し、金子は中奥・高瀬と連携して多治部勢力と対抗する決意をしたことを記した。<sup>39</sup>そこで、この節では、中奥・高瀬の農民の主張を検討することにする。

表55によれば、新見荘における百姓の申状は一八通確認できるが、高瀬と中奥の百姓が差出したものは、四通ある。そのうち、二通は寛正三年の飢饉の時に代官祐清に宛てて出されたものである（後述）。残りの二通、「百合」※サ三三二二（金子宛）と「百合」サ三二五（上使宛）とは、今までの研究では年代の比定ができていなかった。しかし、その内容を検討すると、前述の金子衡氏注進状に「中おくなとに、かやうニ自寺家外ニ、御代官にハもちい申ましきなとニ申候」、「中おくよりも一かと申上候間」<sup>40</sup>とあることから見て、この二通の百姓申状は金子注進状に添付されて東寺へ送られたことが確実である。<sup>41</sup>以下に二通の高瀬・中奥百姓申状を紹介する。

### 「百合」※サ三三二二（金子宛）

かへすく申入候、かさねて御さいそくハ、うけ給ましく候、



態人をまいらせ候、それにつき候てハ、りやうと御ねんくうの御さいそく承候共、  
京との事、となた共なく候、□□とうちより、いせんの御たいくわん御くたりなく  
候はんほとハ、みなく御ねんくうの事ハまいらせましく候、このうゑハ、たとゑ御  
あかり候とも、ミなく御目にハかゝるましく候、御心へのために、かくのことく申  
上候、恐々謹、

八月十四日

金子とのへまいる

たかせ  
中お

百性の中  
より

「百合」サ三三五(上使宛)

なをく、御下おまち申へく候、

畏申上候、抑、御上目出候、さ候間、さいふ一、乏少ニ候へ共、まつ上申候、仍人お  
御とも申させ候、此物お御ともにて、いそぎく御代くわん御下あるへく候、但いま  
ハ御ねく時分の事にて候、ことにくうるしなんとハ、ゆき・しもふり候てハ、かなわ  
ぬ物にて候間、いつれにも御いそぎ候て、御代くわん御下候へく候、国之事ハ御  
ころやすくおほしめし候へく候、さとぶんの事も、内き一にて候間、御ふしんはあ  
るましく候、三所くのき、ともく寺けへたいし申され候て、不法之儀ニあらす候  
へ共、方者ハの中者■ともニより候てこそ、かやうの子細ともいて来候、此おもむき  
ハ上使御存知之事にて候間、申事なく候へ共、なおく御ころへのためにて候、又  
京とにおいてしかるへき人御座なく候ハ、とても国之事御存知之御事にて候へハ、  
上使御下候ハ、いよく目出可存候、返々いそぎく御代くわんまち申へく候、諸  
事恐々謹言、

八月十八日

たかせ  
中お

御上使へ進上

(礼紙ウツ書)

「進上御上使へまいる

たかせ中

おくより」

まず、「百合」※サ三三二(金子宛)では、「とうちより、いせんの御たいくわん御くた  
りなく候はんほとハ、みなく御ねんくうの事ハまいらせましく候」とあるように、年貢  
納入拒否を主張して以前の御代官ハ祐成の downward を要求している。そして、祐成以外の代官  
が「御あかり候とも」「あかり」は里村から中興・高瀬に上がること、百姓はけつして面会  
しないと強固に主張している。

次に、「百合」サ三三五(上使宛)は、以下のような内容である。

①上使(谷之坊)の上洛の祝詞を述べている。②割符一つ上納することと上使にお供を  
付けて上洛させる。③そのお供と一緒に御代官が downward することと要請。④八月中旬は年貢収  
納の時分。⑤漆の取り出しは冬は困難。⑥④⑤を理由に代官の早急 downward 要請。⑦「国」  
ハ地下の様子は心配ない。⑧「里分」も「内き(気または揆)」は「」である。⑨三職に  
はそれぞれの意見の違いがあるが、不法の儀はない。⑩「」のことは上使がよく知って

いるように大したことでない。⑪もし京で適当な代官がいなければ、在地のことをよく知っている上使の下向を要請する。⑫代官の下向を待ち望む。⑬追而書には、重ねて代官の下向待ち望むことを記す。

中奥・高瀬の百姓は独自に東寺と交渉するだけの政治的力量をもっており、周到な段取りがなされている。中奥・高瀬の百姓は、金子衡氏と上使の両方にそれぞれ申状を書き、それが京都の東寺へ届けられるように工作している。割符一〇貫文を札銭として中奥・高瀬が独自に用意している。戦乱のために路次は物騒であったはずだが、上使に付けた供に割符を持たせて上落させている。「御とも」は、ただ割符の持参のためと上使の供だけでなく、下向する御代官の案内者として上落している。また、代官下向の緊急性を強調するために、年貢の米や公事の漆の収納の時期を記している。さらに、地下の様子に心配ないことを付け加えて、代官の下向を促している。⑧・⑨は、意味が取りづらいところがあるが、中奥・高瀬の百姓は里村の離反や三職の分裂の事実をあからさまには言わず、穏当な表現でかわそうとしているように思える。当時の新見荘の在地状況を踏まえた上で、代官下向を実現するための方便を尽くしている。里村・中奥・高瀬村で構成された惣村のなかでも、中奥・高瀬が特別に政治的交渉能力を身につけて、主体的に政治的行動を展開していることがわかる。

### 三 高瀬・中奥の年貢減免闘争の展開

新見荘には元弘三年(一二三三)、明徳二年(一二三九)、永享一〇年(一二三八)の三種類の年貢納帳<sup>44</sup>が存在したが、これらの年貢納帳では、年次を追って各名の年貢負担量が減少していて、新見荘の年貢減免闘争が着実にその成果をあげていったことがわかる。<sup>45</sup>寛正二年に東寺の直務支配となった時に採用されたのは、永享一〇年帳であった。これによって、百姓請が成立した。ところで、高瀬村は元弘三年帳の時点からすでに銭納になっていた。例えば、高瀬の永久名では、元弘三年帳では一〇貫八二九文、明徳二年帳では七貫九一二文、永享一〇年帳では六貫二八三文である。永久名のみならず他の名でも納入額は年次ごとに減少している。これらの事実は何を物語るのだろうか。大山喬平氏は、丹波国大山荘の西田井の銭納について、「この西田井の事例は社会的生産力水準の一般的上昇が社会的分業の進展に媒介されて、自然と社会の環境が水稻耕作以外の生業を強制するような地域と階層から銭貨の浸透が始まることをよく示している」<sup>46</sup>として、銭納の開始の原因を水稻耕作以外の生業を主とする地域と階層に求めている。最近では、清水克行氏が大山説を再論して、「山間部にある高瀬村のみが、「高瀬分」や「銭成」として別格扱いされ、代銭納が認められている」、「高瀬村にだけ代銭納が認められた背景には、この村の主体的な政治力・交渉力に加えて、農業生産力の不安定性があり、その生業が農業以外のものに依存する率が高かったことによる可能性が高い」と主張している。<sup>47</sup>高瀬村にも農業以外に収入源があったにちがいない。しかし、元弘三年帳では、永久名は田八反三〇代三〇歩を持ち、一色代ではあるが、仮に和市を一貫文 $\parallel$ 一石とすれば斗代は石代である。明徳二年帳では、永久名は田のうち一反四〇代は堂免、三〇代一八歩は不作として除かれ、島も五反四〇代二二歩が不作と認定されている。このように、山間部の高瀬村にあっても農業の比率が低いとは言えない。

永享一〇年帳では、明德二年帳に記してあった田畠の面積や不作面積も記されず、単に錢高のみになる。これにより、莊園領主は在地生産状況の掌握は不能となり、勸農のすべもなく、地下は領主に對し相対的独自性を持つに至ったのである。高瀬村は、その地理的条件も有利にはたらい、主体的な政治力・交渉力により、年貢の減免に成功したのである。

次に、上記の他に高瀬村・中奥の百姓の政治的力量をはかることのできる史料を列挙する。

(1) 鎌倉時代の領家方と地頭方の相論

新見荘は、文永七・八年(一二七〇・一二七一)の検注の直後、下地中分がなされ、領家方と地頭方に分割された。その下地中分を前提にした検注に際して、五冊の土地台帳<sup>48</sup>が作成された。これらの土地台帳には、里村と奥村の田畠がそれぞれ分けて記されている。<sup>49</sup>「百合」※ク二の奥村分正検田取帳を見ると、「本郷 二月二日」以後には、「東方」「西方」あるいは「源藤二 西」「東」などの押紙が多数ある。これは、下地中分後に領家方(西方)と地頭方(東方)の争いがあり、「二重取」になったところもあつたらしく、土地の所属を明確にするために、押紙がなされたことがわかる。<sup>50</sup>「百合」※ク一には、「東方へ行 永仁二年七月二九日」の押紙があり、この押紙の貼られたおおよその時期がわかる。このように里村分にも押紙はあるが、とりわけ高瀬地区に押紙が集中しているので、すでに鎌倉時代から高瀬地区では、年貢収納をめぐる相論が特に多くあつたことがわかる。<sup>51</sup>

(2) 損免要求

高瀬・中奥の百姓はしばしば損免要求をしている。

早い例では、応永年間に「備中国新見庄領家御方、寺家御分御百姓等謹言上」として、五月の三度の洪水と七月二三・二四日の大風による損免を「地頭方半濟方、既及御検見候上者、御寺領分可為同前」と要求している。この時の署判しているのは、源入・秋末・安宗である。<sup>52</sup>この三人は高瀬村の百姓である。すなわち、高瀬村の百姓三人は新見荘領家方の百姓を代表して訴えるだけの政治的交渉能力を持つていたことになる。「百合」さ一五七の領家方百姓等連署申状<sup>53</sup>では、一六の署判があるが、そのうち最初に高瀬村の源入・秋末・宗重・安宗の四人が署判している。「百合」え二三の起請文<sup>54</sup>では新見荘の全名構成がわかるが、里村に比べ、高瀬百姓の名が多く連なることがわかる。

寛正三年の代官祐清に宛てた二通の高瀬・中奥等申状<sup>55</sup>は有名である。長雨と大霜による損害の検見を要求し、「地頭分なみに御ふち」があるようにと祐清へ「新見領家御代官」と記して、応永年間の事例同様に、地頭方を引き合いに出して、政治交渉をしている。この結果、最終的に高瀬・中奥は半損となった。<sup>56</sup>

(3) 年貢の納入難渋

寛正四年の祐清殺害後、下向していた「代官」本位田家盛の所務遂行を促すため寛正六年に下向した上使乗幸長栄の書状<sup>57</sup>を見てみよう。

三職先以折辱、中奥・同高瀬村へ、上使下向之由、申遣候、仍兩三日後、本位田・三職同道仕、彼在所へ罷越、堅雖催促仕候、計会之時分候哉、御百姓等迷惑、色々侘言を仕、御年貢難成候、

上使乗幸長栄とともに「代官」本位田家盛・三職が中奥・高瀬村まで年貢の徴収に出向いたが、中奥・高瀬村の百姓はいろいろと詫言をいって年貢を出し渋った。さらに、上使乗幸

長栄と本位田家盛が書き上げた上使乗幸長栄の地下での出費を見ると、五月二〇日に「五十文 中奥・高瀬御百姓 酒」とある。<sup>58</sup> 中奥・高瀬の百姓を懐柔するために、酒（五〇文）を用意したことがわかる。

なお、上使長栄と本位田は寛正三年（五年分の年貢算用状を作成するために寛正六年六月に上洛したが、その際に三職連署注進状<sup>59</sup>を携えていた。その注進状には二つの要求が記されている。一つは高瀬村秋末名の河成についての年貢収納台帳への記載ミスの許容、もう一つは中奥近真名の荒廃した「権現」の「造営」と「御祭り」の費用の年貢控除であった。この二件は、先述した長栄・本位田・三職が中奥・高瀬村へ出向した際に地下から要求されたものと考えられる。

#### (4) 逃散

寛正四年から五年にかけて行われた高瀬・中奥の百姓の逃散は、従来あまり注意されることがなかった。以下に示すのは、本位田家盛・上使増祐の連署注進状の一部である。<sup>60</sup>

一、高瀬・中奥之御百姓中、吉川と申者か、公事ニより候て、去年十二月十八日ニ、悉逃散仕候て、御年貢御公事等、打とめ候、就其、吉川ハ家をあげ候て、同廿日比、伯耆国へ罷越候、さ候間、一方たそ衛門と申者も、家をあげ、官領御領をたのミ落候、仍高瀬・中奥、十五名をあげ申候由、惣百姓中折帟を入候て、我らニ、吉川ニ彼下地を付候へと、申候へ共、承引仕候はて、打捨置候、さ候間、三職ニかゝり候て、堅申候間、二月十八日、三職各高瀬・中奥へ罷上候て、色々地下人と談合仕候て、無為ニ吉川罷帰候、就其、たそ衛門罷帰候、先無為候、目出度候、初よりの子細申入度候へ共、中く申不得候、上洛之時、可申入候、

高瀬・中奥の百姓「吉川」と「たそ衛門」は、下地を得るための訴訟を行い、それを実現するため、伯耆国や「官領御領」を頼みとして逃散している。そして、高瀬・中奥の百姓は、その逃散を援護するために、一五の名を放棄する覚悟で訴状を上使増祐と本位田家盛に出した。そして、最終的には三職が中奥・高瀬へ出向いて百姓と交渉し、おそらく百姓の要求がいれられ、「吉川」と「たそ衛門」は帰郷した。要求実現のための中奥・高瀬の百姓の行動は、常に新見荘の周辺の政治状況を把握しつつ、その在地勢力との連携を視野に入れた展開になっていたことがわかる。中奥・高瀬の年貢減免闘争の形態は、新見荘内での惣村結合による闘争のみならず、それを超えて地域的に広範でしかも巧妙な闘争形態へ発展していたことを窺わせる。

以上、断片的な史料ではあるが、新見荘での惣村結合のうちで、高瀬・中奥の百姓が展開した年貢減免闘争の足跡を検討した。これにより、新見荘のうち、高瀬・中奥の農民が特別な主導権をもって年貢減免闘争を展開したことが明らかになった。新見荘の在地動向では、「備中の土一揆」が象徴的に扱われ、里村の江原八幡宮の大鐘について、土一揆の氣勢を上げたことが強調されて、あたかも荘惣の中核が里村にあるように理解されてきた。しかし、新見荘の内部には政治的力量に偏差があり、卓越した政治的交渉能力により年貢減免闘争を主導したのは、中奥・高瀬の百姓であった。

まとめ

文明三年の金子衡氏の注進状を分析すると、金子衡氏と中奥・高瀬の百姓は、あくまで東寺から代官下向を要求し、多治部の入部に共同して抵抗しようとしたことがわかる。金子衡氏の書状はこれ以後には見られず、文明一一年の三職注進状<sup>61</sup>では景氏と代替わりとなっているので、多治部の入部以後失意のうちに亡くなつたと思われる。以後の年貢減免闘争はどのように展開したのであるうか。文明三年以後は、多治部の支配下にあつたので不明な点が多い。文明一〇年になり新見荘は東寺に還付された<sup>62</sup>が、多治部はすぐには退去しなかつた。その頃に中奥の足立の左衛門四郎が最勝光院公文の上総増祐へ宛てた手紙<sup>63</sup>が残っている。

御状下給候、千万く畏入存候、如御意之、去年れ<sup>(丁)</sup>さう御下候処ニ、多治部殿より渡状なくとて、御しやういんなく候、さ候間、三しよく又なかをく御百姓中、御たうかんなく候へ共、多治部殿よりかたく仰付られ候間、不及是非候、只今にても候へ、伊勢殿御渡状をめされ候て、三しよくと御たいくわんとへ、御付候へて者、何時も成かたく存候、諸事、恐々謹言、

このように、中奥百姓は三職と連携して、惣荘のなかで中心的存在になっている<sup>64</sup>。寛正二年以後の新見荘の農民は、東寺の直務支配を強く要求して、直務代官の下向を常に要請した。直務代官の下向は新見荘の農民にとつて、年貢減免を実現できる最も有力な方法であつたからである。それは、細川京兆家の権力を背景にした国人の入部を防ぐことができるだけでなく、東寺との交渉によりさらなる年貢減免が獲得できるからであつた。新見荘の農民は、日常的・恒常的に東寺の直務支配と直務代官下向の要求を掲げて年貢減免闘争を展開したのである。この闘争は、田所金子衡氏を中心となつて主導し、里村に比べて政治的力量を持つ中奥・高瀬村が中核となつて戦われた。

新見荘の年貢減免闘争の主体は、三職と名主百姓であつた。三職は東寺から補任された下級荘官であるとともに、他の名主百姓と比べて広大な面積の耕地を所有している小領主であつた。従つて、三職と名主百姓とは農民階層的に分離される存在であつた。しかし、最初の直務支配獲得闘争から三職と名主百姓は利害の一致により年貢減免獲得闘争を展開してそれを実現した。三職は中間層であつたから、領主と百姓の妥協点を見いださねばならない場面があつたが、概ね名主百姓の利益を守るような行動を取つた。ところが、文明三年に至つて三職は対立し、惣村は分裂した。これにより、東寺の直務支配下での年貢減免闘争は衰退、終焉する。

<sup>61</sup>「百合」サ三二一(六)。「百合」サ三二は、弘安六年一二月五日付の掃部助頭沙弥浄心の沙弥行覚への田所職と延房名の譲状に始まり、六通の譲状の案文で構成されている。

<sup>62</sup>『教』六六九。

<sup>63</sup>「百合」ウ二二一(一)、貞応三年一〇月二七日、造東大寺次官某奉下文案。「百合」ウ二二一(二)、貞応三年五月四日、造東大寺次官某施行状案。「百合」ウ二二一(三)、

嘉祿二年二月一八日、造東大寺次官某奉下文案。

<sup>64</sup>「百合」※ク二一、元弘三年一〇月日。

\*5 「百合」ゆ七〇、(寛正三年)一月一日、祐清書状。

\*6 「百合」※ク一、文永八年二月二八日。

\*7 「百合」※ク三、文永八年二月二八日。

\*8 「百合」ゆ二〇、寛正三年一月二二日、了藏書状。

\*9 「百合」さ一三九、(文明三年)二月一六日、金子衡氏注進状。

\*10 「百合」ゆ二四、寛正三年四月一八日、金子衡氏書状。

\*11 「百合」さ一三九、(文明三年)二月一六日、金子衡氏注進状。

\*12 「百合」え二八、寛正二年一月一五日、上使乗觀祐成・乗円祐深連署注進状。

\*13 「百合」ゆ二四、寛正三年四月一八日、金子衡氏書状。

\*14 「百合」※サ一七二、応仁元年一月二二日到来、三職連署注進状封紙。

\*15 「百合」※サ二九七―(一)、(寛正六年)、新見莊上使遣足注文に「二百文 金子方

因幡守成各出」とある。上使乗幸長榮の下着・京向は、寛正六年二月二二日・六月一日であるから、金子の因幡守成はその間である。

\*16 「百合」サ一七七、応仁二年二月一三日、金子衡氏注進状。

\*17 拙稿「惣村における地侍の存在形態―高校日本史における教材開発の試み―」(『岡山朝日研究紀要』一八、一九九七年)に掲載した「東寺領備中国新見莊における百姓・三職など申状・注進状・書状一覽」に、それ以後の調査・研究の成果などを取り入れて訂正を加えた。

\*18 主な内容は、以下の通りである。①秋庭方の子息の寺町方、伊勢又八殿から御奉書が入った。②伊勢兵庫殿の代官が入った。③上使くすま方(出雲の人)に七貫文の米、六俵の夏麦を納めた。④福本・宮田・長田も「生涯に懸けて」奉公している。里村も奥も「是非の儀」はなく、年貢を納めないのは戦乱期の「世間之儀」である。⑤私、金子が又代官を務めているので、この在地は「人」にとられないのである。⑥御奉書の数通の正文を使者千念寺に持たせてお目にかける。

\*19 この注進状は長文である。主な内容は、上使谷之坊(老僧とも記される。この人物が元供僧宝勝院権大僧都重増であることは後の注で記す。)が宮田・福本に金子を裏切るようにと、地下の分裂工作を計っていると、金子は谷之坊の上使罷免を訴えている。さらに、「此上使へ、如代官、以上意、わたり候、明暮ニ、善成寺其外、ちこ・かつしきの在所をまわれ候て、ようなきさかて共、御使候、我らおへ、にくみそねみせられ候」とあるように、谷之坊と異様で常軌を逸した従者の所業を批判している。また、金子はくすま三郎方が福本の親類であることや秋庭殿子息寺町方の代官に福本の舅の大方が就任しそうなことなどを気にしつつも、宮田・福本は「寺家へとうかんハな候」としている。祐成が下した下人のうち、左衛門五郎は秋庭殿の被官でよろしくないとし、又五郎が在庄の時はないこともなくよかったといい、下向させる人として、了藏や助八を推薦している。

\*20 この注進状は前欠である。主に、上使谷之坊(重増)が、上納した年貢を下用として盛んに食い潰している具体例を挙げて、谷之坊の上使罷免を訴えている。

\*21 谷之坊は文明二年九月一日に下着した(「百合」さ一三九)。文明二年最勝光院方引付引付(「百合」け三三)九月八日条に、「一、新見庄金子注進状(「百合」サ三四、八月一六日付)、披露申候了、上使可有御下由申候間、其子細披露処、重増僧都□□下

由、衆義治定了、庄家ヨリ罷上僧〔申候僧也、〕とあることや、「百合」サ二〇〇  
・「百合」サ二〇一、文明二年九月一〇日条の東寺書下案（前者は金子宛、後者は三職  
宛と思われる）に「上使谷坊と申方、被下申候」とあることから、重増が上使として下  
向したと思われる。重増が谷之坊であることは、明応三年最勝光院方評定引付（「百  
合」け五一）一二月四日条に引用されている増祐・重増連署書状に「上使谷坊重増」と  
署名があることや、東寺過去帳（東京大学史料編纂所影写本）の一六行三番目に「谷坊  
重増」（裏書は「融寿舎兄」とあることからわかる）。

重増は、伊藤俊一「中世後期の東寺における「寺僧」の加入と制裁」（『日本史研究』三  
一五、一九八八年）で寺僧の「義絶」の事例として紹介されている供僧である。また、  
西尾知己「室町期東寺僧の自治と老若」（『日本歴史』六八二、二〇〇五年）でも取り  
あげられた。重増の仮名は大輔で康正二年（一四五六）に宝勝院の院家を継承して、寛  
正四年（一四六三）では権大僧都（大僧正、僧正、法印に次ぐ僧位）であった。伊藤氏  
によれば、重増は「権家を以て俗性無き童形の交衆を企て」たとして宝徳二年（一四五  
〇）から康正二年まで「義絶」されている。さらに、寛正四年に不清浄（女犯）により  
寺僧追放とされている。この追放の顛末は、酒井紀美『中世のうわさ―情報伝達のしく  
み―』（吉川弘文館、一九九七年）九九―一〇三頁に詳しい。しかし、上記のように文  
明二年に新見荘に下向して「谷之坊」或いは「老僧」と呼称されている。東寺から追放  
された存在とはいえ、寛正三年段階で鎮守供僧の一〇位にあった供僧が、新見荘への上  
使として下向した。供僧（元供僧であるが）が上使となった例は、かつてないのではな  
いか。

谷之坊（重増）は、金子らにとっては好ましい上使ではなかった。重増は、稚児や喝  
食を伴って下向しており、あちこちで権威を笠に着て横暴な振る舞いをした。このこと  
は、「百合」さ二三九の金子の注進状に詳しく記されている。金子は、重増をないがし  
ろにはできなかったが、重増とその供の者たちのあちこちでの浪費は見過ごすことはで  
きず、最後の注進状とともに、重増の下用（地下の出費）を別紙の「結句状」として作  
成し送進した。これが、「百合」※サ二〇四の金子衡氏が記した年貢銭等送進状である。  
これによれば、重増とその従者は、年貢の収納分九貫五六六文中八貫五二文を費やし、  
米の「使足」でも文明二年九月一八日文明三年閏八月二〇日まで二四俵と三升を費  
して、年貢納入額に較べ過上出費である。金子の注進状や年貢銭等注進状を見て、  
「上使谷坊と申方」と重増の正体を隠して新見へ下向させた供僧たちはどのように思っ  
たであろうか。寺僧追放処分となった権大僧都のその後の生活の一部がここに垣間見れ  
られるが、その姿は誠に浅ましい。東寺過去帳によれば、彼の没年の記録はないが、前  
後の記録から文明一八年（一四八六）から長享二年（一四八八）の間に没しているよう  
である。

\*22 黒川直則氏は、金子が旧来の古屋姓を捨てて金子姓を名乗らなければならなかったこと  
などを根拠に神代郷（京兆家細川勝元支配下の国衙領）を金子の本拠地と考えている  
（『武家代官排斥の闘争―備中国新見荘―』（稻垣泰彦編『莊園の世界』東京大学出版会、  
一九七三年））。

\*23 「去年九月十八日ニ上使下向候お、とのい一夜も不入候」の意味が難解である。ここで  
の「とのい」は、上使の警護やその身の回りの世話を指すだけでなく、上使の監視も任

務とすると考えられる。従って、上使の「とのい」の有無は、地下の自治の実現の成否と同義と思われる。なお、「百合」サ三二四、(文明二年)八月十六日、金子衡氏注進状には、「たとへそれニちきニ御在庄候とも、奉書入候てハ、定而御年貢下用程も不納、<sup>(結句)</sup>けつくとのいはうしも不入候ハ、御上落あるへく候間」「御奉書ハ去年十月廿二日ニ入候、さ候間、<sup>(留置)</sup>とのいおハ十二月八日より留候、我らニたいし候てハ留す候、若人の御領にか成候ハんと申候て留候」に二箇所の「とのい」の用例がある。

\*24 「百合」※無七五、(文明三年)二月十六日、金子衡氏注進状に詳しい。文明三年二月一六日に金子に罷免の訴えをされた上使谷之坊は、そのまま在荘していたようである。

\*25 「百合」※サ二〇四、文明三年閏八月二〇日、金子衡氏年貢等送進状に、「代方 八貫五十二文ハ上使御請取同御請取有」とある。

\*26 「百合」サ一九七、応仁二年一〇月一九日、室町幕府管領細川勝元奉行人奉書案。

\*27 「百合」サ三五四、(応仁二年)十一月二日、三職連署注進状。「百合」サ三二四、(文明二年)八月十六日、金子衡氏注進状では、「去々年十月廿二日ニ、秋庭方御子足寺町方より、御奉書被入候つる」とあり、奉書が入った日付にずれがある。

\*28 「百合」サ三三九、(文明元年)九月二三日、三職連署注進状。

\*29 「百合」さ一一八、文明元年九月二日、室町幕府奉行人連署奉書案。

\*30 「百合」サ三二四、(文明二年)八月十六日、金子衡氏注進状。

\*31 上総南浦増祐の東寺最勝光院方公文職の期間は、寛正四年六月一二日から明応元年(辞任)である(富田正弘「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」『資料館紀要』一三、一九八五年)。

\*32 東寺の最勝光院方の供僧は祐成に対し所務のために新見荘へ下向するように要請した。祐成は自身の下向はできないので代わりの者を行かせるとしたが、それもできず、結局応仁二年正月一日に代官職を上表した(「百合」け二〇、け二一、最勝光院方評定引付)。

\*33 酒井紀美「戦乱の中の情報伝達」(『日本の時代史12戦国の地域国家』(吉川弘文館、二〇〇三年))。

\*34 「百合」ゆ三九、応仁二年正月二〇日、東寺書下案(金子衡氏宛)。「百合」ゆ四〇、応仁二年正月二〇日、東寺書下案(三職宛)。

\*35 「百合」サ一七七、応仁二年二月一三日、金子衡氏注進状。

\*36 「百合」ツ二二七、(応仁二年)六月二六日、三職連署注進状。

\*37 拙稿「祐清殺害事件新論―備中国新見荘における直務代官祐清の所務の内実―」(『日本史研究』四九二、二〇〇三年)。

\*38 田中穰氏旧蔵文書、寛正七年三月一日、寛正六年分年貢算用状。「百合」ク四一、応仁元年五月一八日、文正元年分年貢算用状。

\*39 金子衡氏と中奥の連携については、田端泰子「中世後期の農民闘争と国人領主制―備中国新見荘を中心として―」(『日本史研究』九九、一九六八年)に「金子と彼が基盤とする中奥の百姓が、直務(暗に金子の代官職就任もほめかしているが)を要求する」との記述がある。また、新見荘の惣荘の分裂については、黒川直則「武家代官排斥の闘争―備中国新見荘―」(前掲)に「金子衡氏と、その直接膝下の中奥の農民は、この(多治部)入部に反対していました。しかし、宮田・福本と奥・里の農民は、入部を認めた



のです。(中略) いかにも勢力をふるった金子といえども、その基盤となった村落結合に分裂が生じた時、その力は急激に後退を示さなければならなかったのです。」の記述がある。

金子注進状の内容要約⑤に相当する。

\*40 「百合」※サ三二二(金子宛)は八月一日、「百合」サ三二五(上使宛)は八月一日付で、金子衡氏注進状の日付と矛盾しない。なお、金子注進状には上使の神代の滞在期間が閏八月二〇日までと記されていて、注進状の実際の記載時期は閏八月二〇日以後であることは明らかである。また、「百合」サ二〇四の年貢銭注進状は閏八月二〇日である。しかし、注進状の日付は書き直しが施されており、閏八月一日とされている。この書き直しの理由に、百姓申状の存在があるのかもしれない。

\*42 「あかり」は、上洛する(のぼる、のぼす)の意味ではなく、里村から中奥・高瀬方面に「上がる」の意味で、使用されていると思われる。以下の事例がある。「そんまう(承引)の事、渡々(渡々)わひ事申上候へ共、御せういんなく候、今渡(今渡)の御あかりに御けん見候て、御扶持候へと申候へ共」「百合」サ三四八、「寛正三年」一〇月一日、高瀬・中奥百姓等申状。「又ハ奥へ上之時、七俵過上申」「百合」サ二〇四、文明三年八月閏二〇日、領家方年貢等送進状)。

\*43 「三所く」は三職のことであろう。三職は、「さんしき」とは読まず、「さんしよく」と読んでいたことは、他の事例でも明らかである。例えば、「百合」ゆ六五、九月一日、奥・里村百姓中申状の宛所に、「三しよく」とある。

\*44 順に、「百合」※ク二二、元弘三年一〇月日、西方所当以下色々徴符案。「百合」※ク三一、明德二年六月日、西方田畠年貢等納帳。「百合」※ク四〇、寛正二年一〇月、領家方年貢公事物等注文案。

#### \*45 第一章第三節。

\*46 大山喬平『日本中世村落史の研究』(岩波書店、一九七八年)、三一〇頁。初出は一九六一年。

\*47 清水克行「荘園制と室町社会」(『歴史学研究』七九四、二〇〇四年)。清水氏は、農民の銭納要求は現地の生産状況に応じた貢租形態によるとしている。

\*48 「百合」※ク一、文永八年二月二八日、領家方里村分正検田取帳案。く「百合」ク五、領家方奥村分正検畠取帳案。

\*49 橋本浩「中間地域における百姓名の存在形態」(『日本史研究』二八二、一九八六年)。  
\*50 取帳の押紙・付箋の存在は、取帳が文永八年の時点でその役割が終わっていたのではなく、それ以後も土地の権利関係の移動についての情報が加えられていたことがわかる。

なお、東寺領丹波国大山荘の応安四年(一三七一)の名寄帳にも同様なことが見られる(第一部の第一章を参照)。

\*51 新見荘の地下中分の経緯は、橋本浩氏の前掲論文により十分に説明されている。中野栄夫氏は、橋本氏の見解を踏まえて竹本豊重氏の領家一円支配地と領家地頭入組地に分けられたとの説を再批判した(『岡山県史4中世I』(一九八九年))。しかし、竹本豊重氏は『講座日本荘園史9中国地方の荘園』(吉川弘文館、一九九九年)などで、領家一円地と領家・地頭入組地があるとの主張を継続されている。竹本氏の説は、取帳の押紙の存在によっても否定されよう。なぜなら、仮に文永八年の取帳が地下中分以後の領家方

のみのものであるとした場合、「西方」の押紙は張られるはずがないからである。再版『朝日百科日本の歴史中世Ⅰ-Ⅱ中世の村をあるく―寺院と荘園―』（朝日新聞社、二〇〇二年）には、竹本氏らの主張がそのまま掲載されている。初版刊行（一九八六年）後にあつた論争が反映されていないのは、残念である。

\*52 「百合」さ一六九、八月一九日、領家方百姓安宗等連署申状。宛所は、高井殿（上総祐尊）である。上総祐尊の最勝光院方公文職の任期は応永三年〜応永十九年（富田正弘前掲論文）であるから、この文書は、応永年間と推定される。

\*53 「百合」さ一五七、六月八日、領家方百姓等連署申状。

\*54 「百合」え二三、寛正二年八月二二日到来、名主百姓等申状并連署起請文。これには、四二の名が記され、高瀬村は六名、中奥は八名である。

\*55 「百合」サ三四八、（寛正三年）一〇月一四日、高瀬・中奥百姓等申状。「百合」サ一〇六、寛正三年一〇月一九日、高瀬・中奥百姓等申状。

\*56 「百合」え三三三、寛正三年二月一三日、代官祐清書状。

\*57 「百合」ゆ五九、（寛正六年）三月二二日、上使乗幸長栄書状。

\*58 「百合」※サ二九七―(二)、（寛正六年）五月日、上使遣足注文。

\*59 「百合」※サ三六九、（寛正六年六月）三日、三職連署注進状。この文書の年月日比定については、拙稿「東寺領備中国新見荘「代官」本位田家盛の所務について」（『岡山朝日研究紀要』二四、二〇〇三年）注（30）を参照。

\*60 「百合」し一四九、寛正五年三月二二日、本位田家盛・上総増祐連署注進状。

\*61 「百合」※サ三三〇、（文明二年）八月二七日、三職連署注進状。

\*62 「百合」ミ一四四―(二)、文明一〇年六月九日、足利義政御判御教書案。「百合」ツ一五

\*63 三―(一)①、室町幕府奉行人連署奉書案。

\*64 「百合」え八八、（文明二年）五月二日、足立左衛門四郎書状。

中奥百姓のみによる申状が一通ある。「百合」え一二一、九月三日、中奥百姓申状。年未詳で、上使へ宛てている。この頃のものであるかどうか不明であるが、麦年貢の減免要求との代官への取りなしを述べている。この申状も中奥の政治力が見て取れる内容である。

本研究では、東寺領莊園のうち中間地域に属する二つの莊園を考察対象にして、莊園領主たる東寺の在地支配や幕府―守護権力による在地侵攻に対して、それぞれの農民がいかなる方法で、在地に生産物を留保しようとしたかを具体的に論じた。

従来の東寺領莊園における農民闘争研究は、播磨国矢野莊などに見られる非常時の一揆行動を中心に論じられて来た感がぬぐえない。即ち、土一揆や徳政一揆などに見られる農民の非日常的な政治行動を象徴的に扱い、その反封建的・反体制的な政治闘争における農民の力量を高く評価して、その事象をもって農民闘争の勝利とする見解が主流であった。しかし、農民闘争の本質は、非常時の行動にあるのではなく、農民の日常的・恒常的な生活そのものにある。農民闘争は、農民の生産物を如何に領主に多く搾取されることなく自らの手中にするかが課題であった。従って、農民闘争は損免要求を始めとする、生産物の在地留保のための運動の総体としてとらえられなければならない。そのためには、農民の日常生活を具体的に検討することは勿論、領主側の支配のあり方の分析や支配に対する農民の対応を検討することが必要となった。そこで、本研究では主に農民が記した百姓等申状の分析や年貢算用状の詳細な検討により、農民の日常的・恒常的な年貢減免闘争の様相を提示した。

第一部の「南北朝～室町中期の東寺領丹波国大山莊における莊務再編と年貢減免闘争」では、①東寺の支配強化期、②年貢減免闘争の開始期、③年貢減免闘争の高揚期、④年貢減免闘争の終焉期の四つの時期に分けて、それぞれを第一章から第四章に配置して論じた。第一章「東寺領大山莊における莊支配の再編」では、一四世紀後半に一時守護の半済給人の入りにより年貢の半減期があったものの、莊園領主東寺の支配努力により一時的にはあるが、年貢の増徴に成功したことを論じた。その際、「東寺百合文書」・『教王護国寺文書』の内検取帳・年貢注文・実検取帳・年貢算用状・年貢未進徴符の諸帳簿類を主な分析対象にして年貢の増徴や下地の掌握に成功したことを検証した。この分析を行うには、東寺の下地支配の特有なあり方が前提となるので、まずそれを大方切田方分田体制と名付けて、大方（供僧）と切田方（執行・小行事・職掌・中綱）の形成過程を詳述した。

従来の研究では、文保二年（一一三二）の大山莊一井谷の農民は、村落結合を背景にして百姓請を実現し、預所重舜の排斥と大幅な年貢の引き下げに成功したと評価されていた。しかし、文保二年の百姓請では田品と斗代が決定され、以後の年貢算用状を分析しても年貢を追って下田から中田へ、中田から上田へと田数が増大することがわかり、東寺は年貢増徴に成功している。大山莊一井谷の百姓請は、東寺と農民との利害の一致―非法預所重舜の排斥―により実現されたものではあるが、結局は供僧方がそれ以後の年貢の増徴に成功している。これは、供僧方が田品・斗代を決定することにより年貢収納を増大させ、百姓に実検注文を提出させることによって個々の百姓の田数・田品を掌握し、さらには田品を上げて支配力の強化をはかった成果である。

次に、応安四年（一三三八）の名寄帳の分析を行った。この名寄帳は、正文の他に案文が二種あり、さらにそれぞれに付箋・書き加え・添書があるが、従来の研究では、これらはすべて応安四年時のものと考えられていた。しかし、本研究では他の史料を援用しそれらの諸情報を時間的経過のなかで考察することにより、応安四年の名寄帳の付箋・書き加

え・添書は、応安四年以降の下地の作職移動と東寺の年貢負担者の掌握努力の結果であったことを解明した。このことから、応安四年の名寄帳は単に個々の年貢負担者とその高を把握しただけにとどまらず、応安四年から一定の期間年貢収取の基礎台帳として機能したこともわかった。

さらに、東寺は至徳三年（一三八六）に番頭制を企図して積極的に下地を掌握しようとした。至徳三年の名寄帳は、大方と切田方を一体支配とし、七番編成による番頭・番子制を取った。この名寄帳作成の背景には、大山荘の百姓が荘外勢力へ下地を売却したことや地頭方が侵出してきたことにあった。そこで、東寺が荘外勢力の手に渡った下地を取り戻そうとしたこの田地再編成プランである名寄帳を作成したと考えられる。この番頭制の特徴は、沽却により荘外勢力に渡った下地回復のために番頭にその責務を負わせたことにある。番頭分の田地は、番頭給分としての内作と一色田、番頭の自名分、荘外勢力に渡った下地、の三種の異なる性格を持つ下地で構成されていたが、東寺は番頭が下地の回復を実現することに期待して、その経済的裏づけのために番頭の給田を与えることにしたのである。しかし、この東寺の田地編成プランは机上プランに終わってしまった。

東寺が大山荘において鎌倉末から南北朝時代に行った荘園支配の努力とは以下のようにまとめられる。文保二年の百姓請、延文五年（一三六〇）以降の未進徴符の作成、応安四年の名寄帳の作成などに見られるように農民を個別的に掌握した。そして、田品の引き上げにより総分米高を向上させた。さらに、田地の荘外勢力への売却に対する方策として至徳三年に番頭制を企画した。鎌倉末から南北朝期は東寺の支配強化期（①）であり、この時期には年貢減免闘争の成果はまだ見られない。

第二章「大山荘における年貢減免闘争の発端」では、主に田数・田品の引き下げによる分米高の下方固定化を実現した年貢減免闘争の戦略を検討した。室町前期での田品・田数決定をめぐる年貢減免闘争は、大山荘以外には認められない。この闘争形態が実現したのは、東寺の鎌倉末・南北朝期の特殊な荘支配のあり方である大方切田方分田体制と密接に関わっていたからであるが、従来までの研究にはこの大方切田方分田体制の分析とその変質過程に着目するものがなかった。本研究では応永年間以後の百姓の申状などや田数注文・内検帳などを分析した結果、このような年貢減免闘争の形態を解明した。

東寺は年貢を寺官組織に分配する方法の一つとして、大山荘の特定の田地を指定して分田領有させる大方切田方分田体制を考案した。しかし、この制度は、東寺が大山荘の下地再編成の必要上から至徳三年（一三八六）に番頭制を導入することにより廃止された。

そして、東寺は、明徳の乱後、守護被官の代官を登用し、応永二五年（一四二八）までは大方切田方一体の荘経営方式を選択した。ところが、守護被官が横暴で非法な在地支配を強行したので、農民は代官排斥闘争を開始した。一方、東寺は守護被官の登用により在地支配権が希薄になっただけでなく徐々に年貢の確保も困難になり、切田方の上使の下向を契機に東寺は大方切田方分田体制の再興を企図した。この東寺の支配システムの変更を機会に大山荘の農民は東寺に対して攻勢に転じて、荘園領主東寺に対し田数・田品引き下げ闘争を展開し、分米高の引き下げに成功した。また、農民は代官の替わり目に際し、大方切田方分田体制を利用して斗代引き下げ闘争も企図した。

ところで、起請文言を持つ百姓の請文を分析すると、南北朝期までは東寺が起請文を書

かせ農民支配を表現していたが、室町時代になると農民は起請文を逆手にとって、彼らの要求を実現するための手段としてこれを利用してようになることがわかる。この起請文言をもつ百姓の請文の質的变化に年貢減免闘争の展開が対応している。

大山荘の農民は、鎌倉末・南北朝期における東寺の年貢増徴策を逆手に取って、明徳元年（一三九〇）以後室町前期（五世紀前半）に分米の縮小固定化や年貢寺納量の減少に結びつく田数・田品引き下げに成功した。この時期が大山荘における年貢減免闘争の開始期（②）である。

第三章「大山荘における守護権力と年貢減免闘争」では守護権力による守護役・段銭賦課に関わる年貢減免闘争を解明した。鎌倉期以降の大山荘の百姓の申状・請文・請文・注進状八五通の要求内容を分類してみると、守護役に関するものが三〇件、段銭に関わるものが二六件確認でき、大山荘の農民にとって守護役と段銭は最大の関心事であったことがわかる。大山荘では、年貢算用状が作成されるに当たって、農民は守護役・段銭等の地下半分立用注進起請文（地下半分注文）を作成して、守護方に要した費用の半分を年貢から控除させ、その結果、守護役・段銭や関連諸経費を東寺と農民の間で折半（本所半分地下半分負担の原則）した。大山荘の農民は、守護方からの夫役や段銭の賦課を東寺に転嫁して年貢負担の軽減を図ったのである。

第一節では、守護役の本所半分地下半分負担の原則の確立過程を考察した。百姓が守護役の注文を提出したことによって年貢の除分の実現が得られたことがわかる史料の初見は、応安六年（一三七三）分の年貢算用状である。しかし、大山荘では守護役の本所半分地下半分負担の原則の確立過程がわかる史料に乏しいので、同じ東寺領である播磨国矢野荘の場合を検討した。矢野荘では、康安元年（一三六一）に供僧方も学衆方も守護役の本所半分地下半分負担を認め、大山荘の守護役本所半分地下半分負担の原則も、この矢野荘での措置に倣って実現されたものと想定した。大山荘領家方は一院谷・西田井・賀茂葎の三地域に分かれているだけでなく、東寺内部の特定組織の財源として在地の田地そのものを分田し、それぞれの組織機関が年貢を直接収納する体制（大方切田方分田体制）がしかれていた。このことが大山荘の在地動向をわかりにくくし、大山荘全般の研究を遅らせた原因の一つであったが、これは守護役・段銭負担の分析についてもあてはまる。そこで、年貢算用状の記載方法や数値を詳細に分析した結果、年貢算用状は大方（供僧方）と切田方（執行・小行事・中綱・職掌）の面積比により配当され記載されたことを解明した。農民は守護役の本所半分地下半分負担の原則のもとで東寺に守護役の半分負担を認めさせることにより、年貢の除分の増大に成功した。

第二節では、東寺が守護役負担を逃れるために構じた二つの対策について論じた。第一の対策は、年貢地下散用状を厳密に作成させることであった。年貢算用状を作成するに当たり大方切田方一括で年貢除分の厳密な算用をさせ、年貢除分が余計に加算されないよう工夫したり、守護役の大方切田方の配分を現作面積比により行ったりしたが、抜本的対策とはならなかった。それ故に第二の対策、武家代官の起用となった。武家代官の起用は年貢の収納面からみれば、一時的には成功した。しかし、代官の非法に対し、農民は逃散による対代官闘争を展開し、在地は甚しく混乱しただけでなく、損免闘争や田数・田品引き下げ闘争により、東寺と在地との距離は遠のき、結局東寺の在地支配を弱体化させる結果となった。そこで、応永二六年（一四一九）に東寺は従来の如く、守護役・段銭の本所半

分地下半分負担の原則を確認し、百姓に守護役の半分負担を認めざるを得なくなるのである。

第三節では、文安二年（一四四五）から享徳二年（一四五三）の九通の地下半分注文とそれに対応する年貢算用状を分析対象にして、代官乗善期に展開した守護役負担による年貢減免闘争について考察した。従来のこの大山荘の地下半分注文の研究は、田沼睦氏が地下半分注文を守護権力の収取強化を実証する史料として使用され、荘園領主東寺と守護の収取量を比較して、東寺の敗北と守護権力の成長が論じられた。さらに、一五世紀中頃には守護権力は村落自治組織を政治的に把握して、有力農民を自己経済基盤に組み込み、守護領国制が展開したとされた。しかし、本研究では、地下半分注文を農民が守護役負担に託けた年貢減免闘争の結果として考察対象とし分析を行った。

代官乗善の残した年貢算用状は、大山荘全体のものではなく、一井谷・西田井とも大分に関するものであったので、守護役負担の量を計量する必要があった。まず、地下半分注文と年貢算用状の「春守護方札銭（八上春札分）」の記載事項や数量を分析して、守護役負担は大方・切田方面積配当であることを確かめた。それにより百姓が守護役の賦課に対して代官乗善に要求した地下半分注文はすべて年貢除分となったことを推定できた。次に百姓が注進した地下半分注文の内容を検討した。文安二年の地下半分注文のうち守護役夫料・八上日役夫料・陣日役夫料の百姓の個人計は、単純計算でも省百法計算でもあわないものが多いだけでなく、記載の形態が不正確で内容的に容易に信用し難いものも多い。これらの数量の記載は、百姓の経営規模により守護役負担が配分された如くみえるが、実は数量が恣意的に改ざんされた結果であった。守護役等の負担事実の改変操作は、応永二六年の二つの守護夫日記でも傍証され、年末には年貢減免用の夫役負担注進状が作為されたことがわかった。一方、東寺はこのような改変操作を見抜き、守護役の水増しの操作が年貢算用状になされていることを指摘していることでも、百姓の守護役等の増分作為が確かめられる。

代官乗善期の年貢地下算用状は、守護役等の除分の記事の特徴から、文安五年までの前期と宝徳元年以降の後期とに分類できる。前期の年貢算用状では地下半分注文の記事項目を省略せずにすべて具体的に記載しているのに対し、後期のそれでは守護役の具体的内容を省略して大項目的に処理している。このことは、後期には百姓の年貢減免要求が全面的に東寺に認められ、百姓による巧妙な年貢減免闘争が実現されたことがわかる。地下半分注文の作成の目的は、年貢除分を増し、生産物を在地に留保することにあつた。その記載事実に対する予想される東寺側の疑惑への対応として、起請文形式がとられた。

第四節では、文安二年（一四四五）以後大山荘の百姓が連年詳細な本所半分地下半分注文を作成して大幅な年貢減免を実現した年貢減免闘争の契機を文安の乱に求め、文安二年の百姓等申状并連署起請文や代官乗善書状を分析した。代官乗善期には特に起請文形式の守護役・段銭の本所半分地下半分注文の提出によって申請した負担額の半分が年貢から差し引かれる形で年貢算用状に記載され確定する作法が確立し、百姓が年貢減免闘争に成功したのであるが、その出発点は文安の乱の陣夫役負担に求められる。この時の百姓等申状は、非常に用意周到に作成されたもので、百姓は非日常的な賦課である陣夫役を本所半分負担に持ち込み、以後賦課された守護役を恒常的に本所半分負担することに成功した。

第五節では、第一節から第四節において守護役に関わる本所半分地下半分負担の原則に

基づく年貢減免闘争を検討したのと同様な方法で、段銭賦課に関わる本所半分地下半分負担の原則に基づく年貢減免闘争を追求した。室町時代の従来の段銭研究は、段銭の徴収催促・免除権を、守護領国の分権化あるいは幕府権力の集権化の徴証として位置づけ、その検討により中世後期の国家構造の特徴を見ようとするとする支配解明に力点が置かれていた。そこで、本節では被支配者の側に視点を転じて、大山荘を対象に、段銭賦課に対する農民の対応を検討し、年貢減免闘争の一端を示した。

大山荘での段銭に関しての本所半分地下半分負担の初見は、延文四年（二三五九）分の年貢地下散用状である。一四世紀半ばから後半にかけて守護役と共に段銭の本所半分地下半分負担の原則が確立した。この原則の確立により、農民は年貢除分に段銭の本銭と付加費用を計上して、年貢減免を獲得することがはじめて可能になった。

大山荘の総田数は一九町七反二〇代、大方分は一二町五反二五代（二井谷七町九反二〇代・西田井四町六反五代）、切田方（職掌・中綱・小行事・執行）は七町一反四五代であった。従って、領家方大山荘の総田数に対し大方が占める割合は、六三・六％である。大方の年貢算用状の段銭とその諸経費を分析してみると、ほぼこの割合になっているので、大方切田方分田体制下での段銭負担は大方・切田方の面積比率で配当されたことがわかった。大方の段銭負担が六三・六％を大きく上回る場合は、切田方が面積比率に従って本銭分のみを負担し、大方が本銭については配当割合に従って負担しさらに諸経費のすべてを負担したのであって、例外的にこのような場合もあったことも解明した。これを前提にして、代官が乗善であった嘉吉三年から享徳二年までの時期（一四四三年～一四五三年の一〇年間）の段銭徴収とそれに伴う年貢減免の方法を年次別に逐一検討した。その結果、以下の成果を得た。まず、地下半分注文により本段銭と諸経費の半分を本所へ負担させる方法がとられたのは文安五年（一四四八）以降であること、次に年貢地下散用状に記載される年貢除分は、大方切田方の面積比率で配当され、地下半分注文の段銭申請額は全額認められたこと、さらに東寺が全額立替えの京済段銭であっても農民は本所分も京進してそれを年貢除分とし和市の差額利益を得たり、守護権力への礼銭等を本段銭以外の諸経費として年貢除分に上乘せしめたことが解明された。一五世紀中頃の代官乗善期は、守護役・段銭負担にかかわる年貢減免闘争の高揚期（③）と位置づけられる。

第四章「大山荘における守護代官の請切制」では、一五世紀後半の大山荘において、守護権力の在地侵攻により荘園領主東寺の在地支配が及ばなくなり、農民の東寺に対する年貢減免闘争は無効になることを論じた。主要には、荘園領主の在地支配の終焉期にあたる五人の請切代官の支配の実態を具体的に解明した。

まず武家代官による請負代官、東寺からの直務代官、守護被官による請切代官の三種類の代官請文を比較検討して、東寺の荘園支配の姿勢の変化を明らかにした。請負代官期には、東寺は守護の在地侵攻に抵抗する姿勢をもち、これまでの年貢・公事の完全収取を目指していた。そして、直務代官期には、東寺は守護方への目配りをしつつ、下地進止権や地下への検断権の保持に意欲を見せ、土地・農民に対し一定の支配権を持つようとする意志を示していた。ところが、代官請切では、代官が毎年年貢二〇貫文を納入し段銭は四分の一を東寺が負担する契約となった。これは、東寺が在地の支配権を代官に委ね一定の年貢高を無条件に請け負わせたことを意味する。東寺は土地・農民への支配権を放棄し、代官への年貢銭の催促権と代官職の進止権を持つのみとなった。請切代官制は、守護権力の在

地支配の進行に対応した荘園領主の最後の荘経営形態となった。

東寺が直務代官制から請切代官制へと変更したことで、年貢減免闘争のあり方も大きく変化した。東寺は直務代官乗善期に大山荘西田井地区の再開発を開始したが、その経営は荘外勢力の土豪（地侍層）に依拠したことで、土豪の在地支配力が強まり、彼らが守護被官であったことから幕府権力を背景にした守護権力の在地侵攻が進んだ。請切代官期では、東寺は在地支配に対する意欲を失い、土地・農民の把握姿勢は消極的となった。そのため、東寺と農民の間は以前に比べ疎遠となり、請切代官制での請文で守護役・段銭の本所半分地下半分負担の原則が否定されたことで農民は守護役・段銭を東寺に負担転嫁するのが困難になった。

東寺の荘園支配の放棄は、応仁・文明の乱に求められるのではなく、それ以前の長祿四年（一四六二）代官請切制の導入時に始まる。大山荘領家方の請切代官は、進藤利貞・進藤貞利・中沢元基・中沢元綱・進藤元広の五代であった。進藤利貞・貞利期には、農民が京都での段銭に関わる一献料・札銭・侘銭をすべて寺家負担にしようとする年貢減免闘争が見られるものの、中沢元基期以後はそうした動向は見られなくなる。中沢元基は様々な口実を使って請切額を値切るだけでなく、明応五年（一四九六）以降は百姓の要求も圧力要素にしつつ段銭の本所半分地下半分負担の原則を利用して公用銭（年貢）の減額に成功した。また、この時期に守護権力は、公田田数に規定されていたとは言え、段銭賦課権を荘子に守護役の定量化・恒常化を実現し、在地支配を強化した。そして、最後の請切代官進藤元広の永正五年（一五〇八）に寺納された二貫文が最後の公用銭（年貢）となった。請切代官期では、東寺の在地支配の諦めと代官のたくみな立ち回りにより、農民は従来のような年貢減免闘争は展開できなかつた。

この一五世紀後半の時期は、大山荘での東寺に対する年貢減免闘争の衰退・終焉期（④）と位置づけられる。

第二部の「室町期の東寺領備中国新見荘における直務の構造と年貢減免闘争」では、考察の対象を新見荘に変えて、三職を指導者とする惣村における日常的な年貢減免闘争の姿を追求した。新見荘における恒常的な年貢減免闘争は、寛正二年（一四六一）から文明三年（一四七二）までに限ると、領主の支配のあり方に対応して以下の七つの段階に区分できる。①直務支配獲得闘争（寛正二年）、②「上使」門指了蔵懐柔闘争（寛正二〇三年）、③代官祐清の支配強化への抵抗闘争（寛正三〇四年）、④地頭方政所新造に関する年貢減免闘争（寛正四〇五年）、⑤後花園天皇讓位段銭等賦課に対する拒否闘争（寛正五〇七年）、⑥代官祐成期の年貢減免闘争（寛正六年〜応仁元年）、⑦御料所化による国人入部拒否闘争（応仁二年〜文明三年）である。

第一章「新見荘における直務支配と惣請」では、上記七段階区分のうち①・②を中心に論じた。まず新見荘の直務支配の経緯を検討した。新見荘の直務支配要求は、嘗て管領細川氏の被官であった三職の要求が根本にあり百姓等申状として寛正二年（一四六一）東寺に上申された。東寺はこの要求に躊躇したが、当時の幕府政所執事伊勢貞親主導の將軍専制支配体制下での管領細川氏と守護大名勢力抑制政策と利害が一致して実現された。寛正二年から約一年間の直務支配の初期段階では、東寺の下部である門指了蔵に荘経営が委ねられた。定使として下向した了蔵の地下での活動を彼の書状を中心に三職注進状や最勝光院方評定引付などを利用して分析した。その結果、了蔵の存在は地下側と寺家側ではそれ



それ以下のような役割を果たしたことがわかった。地下側にとつては、了蔵の存在は東寺の直務支配の象徴であり、周辺の国人に対しても、村を守る権威的象徴として機能した。また、了蔵は在在地にとつて代官下向までの直接的交渉相手であり、在地に有利な展開の温床を形成できる存在であった。特に、地下の指導者である三職は、了蔵の書状をかれらの書状の添状として利用することで、かれらの主張や東寺への要求の正当性を高めるのに役立てた。寺家側にとつては、当初の了蔵は、在地偵察のためのいわば斥候的役割に過ぎなかつたが、東寺の代官決定が遅延したため彼の存在価値は高まっていた。上使祐成・祐深が帰京した後では、彼の役廻りは定使から上使へと変わり、供僧も了蔵を上使として認めた。了蔵は、東寺に直務支配の継続を決意させ、農民がそれにより年貢減免を実現できる温床を形成した。

新見荘の荘民が東寺の直務支配を望んだ理由は、代官安富智安の支配から逃れ年貢の減免を実現することにあつた。そして直務支配を要求したその内実は、永享十年帳に基づく惣請にあつた。新見荘の年貢収納基本台帳には、元弘三年（一三三三）帳、明德二年（一三九二）帳、永享十年（一四三八）帳の三種類があつたが、年次を経るごとに以下のようにその年貢納入額は減少している（この過程にも新見荘における確実な年貢減免闘争の成果がみられる）。永享十年帳は、元弘三年帳・明德二年帳に比べ、年貢負担量・公事の種類は軽減され、伝統的な名別構成記載は守りながらも、領主との交渉経緯の記載が省れた簡略な表現になっている。新見荘の農民は、寛正二年の直務支配に際して、上使祐成・祐深との間に永享十年帳を基本台帳とする惣請に成功した。定使了蔵の後に下向した直務代官は祐清であつた。代官祐清時には過酷な年貢徴収があつたものの、祐清の死後は本位田家盛、さらには祐成が代官となつて下向するが、一貫して永享十年帳により年貢算用が行われている。新見荘の百姓は、惣請の実現の際に、年貢高の低い年貢収納基本台帳を在地主導により決定・維持して年貢減免に成功したのである。

第二章「新見荘における直務代官の支配と年貢減免闘争」では、上記の七段階区分のうち③④⑤⑥について論じた。第一節では、直務代官祐清の支配の特徴を年貢請取状『教王護国寺文書』一七一四号などを分析して論じた。祐清が発行した一五七通の年貢請取状は、領家方年貢公事物等注文（永享十年帳）の年貢徴収額に基づいて年貢請負人を掌握し所務を遂行した結果であつた。年貢請取状の年貢徴収日に注目すると、四の日と五の日が多いことがわかり、年貢徴収と三斎市（三日市）との関連が濃厚であることがわかつた。祐清は三日・一日・二三日の市での交易のようすを観察して、年貢徴収の対象にする百姓を絞り込んで、年貢の徴収に成功していた。祐清の所務は、貨幣経済の発展に見合つた方法によつていたといえる。さらに、祐清の所務は、従来の研究に反して強引で徹底したもので、例えば高瀬村は半損にも関わらず非法で過大な年貢徴収を行ったことがわかつた。祐清の殺害には、この過酷な所務が背景にあると推論した。また、この寛正三年・四年の年貢請取状が寛正六年に年貢算用状が作成された時に利用されたことから、以下のような新見荘の農民の年貢減免闘争が見取れる。年貢請取状は、年貢算用状が作成されれば不要となるはずであるが、寛正三年・四年の年貢請取状は、祐清が年貢算用状作成後にも百姓の側に保管されていた。その理由は、百姓は祐清が年貢を過上に徴収していた事実に対して、祐清解任後に年貢減免を実現するため証拠となつた。本位田家盛が寛正六年に祐清時の再算用を行つて、農民の年貢減免は実現されたのであつた。

祐清が殺害された後に、下向して所務を行ったのは、上使本位田家盛である。本位田は、地頭方政所新造問題や讓位段錢賦課に関わる守護勢力の入部問題に奔走するなどの活躍により、荘家では「政所殿」あるいは「御代官」と呼ばれた。第二節では、「代官」本位田家盛のもとで展開した寛正四・五年の地頭方政所新造に関わる年貢減免について考察した。祐清殺害の際に新見荘の百姓が地頭方政所を焼き払ったことに対する東寺の地頭方(禪仏寺)への対応は困難を極めた。まず、京都と新見間の人の動きに注目してそれに伴い伝達された文書を位置づけ、地頭方政所屋の新造過程を整理した。そして、阿刀文書所収の寛正五年算用状を紹介して、新見荘の三職・百姓が守護使の段錢催促という新しい事態に紛れて、地頭政所屋新造に関する負担を年貢減免の除分にするように要求した負担を年貢減免の除分にするように注進していることを示し、この動きを段錢拒否闘争の前哨戦として位置づけた。

第三節では、寛正五年(一四六四)から寛正七年(一四六六)にかけての朝廷から賦課された後花園天皇の御讓位段錢や後土御門天皇の御即位段錢を事例にして、東寺領新見荘で展開された段錢賦課拒否闘争Ⅱ守護使入部拒否闘争を扱った。新見荘での段錢拒否は、まず莊園領主の東寺自身が賦課した御成段錢(將軍足利義政の東寺への御成費用)の拒否から始まった。そして讓位段錢を徴収するために守護使が入部した時の雑仕以下の守護役を東寺へ全面負担するように要求した。この時、新見荘の百姓は守護使の雑仕の要求に一切会釈せず、断固として出費を拒否した。東寺は讓位段錢の免除奉書を得るために一献料二〇貫文を必要とし、それを地下に負担させることにしたが、百姓側は一献料の二〇貫文の在地転嫁は不当であると主張し、結局一〇貫文を負担するのみであった。三職は即位段錢や大嘗会段錢の負担に対し一定の理解(「公私一大事之御公事」)を示したが、百姓は段錢賦課をはっきり拒否した。三職と百姓の間には階層的な差異はあったものの、三職は百姓の要求を支持していて、惣荘の利益を守る立場にあった。

第四節では、本位田家盛の後に直務代官となった乗観祐成の時期に展開された年貢減免闘争について論じた。祐成による寛正六年分の年貢算用の史料は散逸して「東寺百合文書」や『教王護国寺文書』に収められていない。そこで、史料を博搜して「田中穰氏旧蔵典籍古文書」「岡山県立博物館所蔵文書」「東寺靈宝蔵中世文書」にある寛正六年分の年貢算用関連史料を紹介して分析を試みた。その結果、祐成の時期にも、地下請により寛正二年(一四六一)に設定された年貢収納台帳(永享十年帳)が使用されただけでなく、損免を認定する内検帳も作成されており、百姓はさらなる年貢減免を獲得していることがわかった。

第三章「新見荘における直務支配下の三職と惣村」では、新見荘における応仁二年(一四六八)以後の御料所化による国人入部拒否闘争(⑦)を扱った。まず、新見荘における惣村の指導者的存在であった三職の一人田所金子衡氏に諸側面を検討して、広い田畠を所有する農業経営者であるだけでなく、守護・国人権力に対しても強く抵抗できる条件をさまざまに持っている地侍層であることを明らかにした。次に、金子衡氏の最後の注進状を子細に分析して、国人多治部氏の入部に対して、三職のうち公文宮田家高・惣追捕使福本盛吉や土豪の長田、地域では里村がその入部を受け入れたが、田所金子と中奥・高瀬村は入部に最後まで抵抗したことを示して、惣村の分裂と国人入部拒否闘争を担った人物と地域を浮き彫りにした。さらに、年不詳であった二通の高瀬・中奥百姓申状の内容検討や高瀬・中奥地域の政治的力量を史的に計測して、新見荘における年貢減免闘争を主導する

中核が里村ではなく高瀬・中奥にあったことも示した。

新見荘における年貢減免闘争の主体は三職と名主百姓にあったが、三職とりわけ田所金子衛氏がヘゲモニーを持ち名主百姓を束ねていた。三職は東寺から補任された下級荘官であるとともに、他の名主百姓と比べて広大な面積の耕地を所有している小領主であった。従って、三職と名主百姓とは農民階層的に分離される存在であった。しかし、最初の直務支配獲得闘争から三職と名主百姓は利害の一致により年貢減免闘争を展開してそれを実現した。三職は中間層であったから、領主と百姓の妥協点を見いださねばならない場面があったが、概ね名主百姓の利益を守るような行動を取った。ところが、文明三年に至って三職は対立し、惣村は分裂した。これにより、東寺の直務支配下での年貢減免闘争は衰退し、終焉する。しかし、年貢減免闘争や惣村そのものが消滅したのではない。地侍層は、戦国大名や国人の被官となつて軍事力の一環を構成しながらも、惣村の指導者であり農業経営者であった。地侍のこの二面性は、階層構成に変化があるものの織豊政権や江戸幕府になつても継承された。また、惣村の自治は戦国時代に強化され、統一政権でも村の自治は守られた。幕藩体制が長期に存続し得た理由の一つに、幕府・藩が地侍層(庄屋・名主層)を媒介に惣村の自治を認めながらその統制を行ったことがあげられよう。中世後期の年貢減免闘争の方法は指出検地や太閤検地が行われる場面でも活かされ、幕藩体制の下でも地侍層(庄屋・名主層)を指導者とする惣村結合は維持されて領主との交渉のなかで一定の生産物の留保を実現した。

最後に、年貢減免闘争に限定して現在までの研究史を総括して、本研究の立場と意味を明らかにする。まず、中世の年貢減免闘争の出発点がどこにあるかを考察することで、研究の歩みを確認する。

年貢は、古代の律令制下の税制である租調庸や公出挙に淵源がある。古代の律令制では、正丁を中心とした成人男子を課税対象にする人頭税が中心であった。九世紀にはすでに農民のなかにも有力農民と貧窮農民という格差が生まれた。農民は重い負担から逃れるために、浮浪・逃亡を行つたり、私度僧や貴族の資人となつたり、さらには偽籍を行うことで、重い負担から逃れようとした。そのため、一〇世紀になると、政府は従来までの律令制的支配システムを改めて、国司に一国の支配を委ねて一定額の租税を納めさせる制度に転換したので、国司は有力農民(田堵)に田地の経営を請け負わせ、名を単位に正税官物・雑公事を徴税する負名体制を整えた。このような中世国家に移行する過渡期の支配体制を初期封建国家ととらえて王朝国家と概念づけられているが、政府が国司に大幅な地方政治への権限委譲を行ったため、国司は恣意的な在地支配を行った。このような一〇世紀後期から一一世紀半ばにかけて起こった国司の恣意的な収奪に対する国司苛政上訴闘争<sup>2)</sup>では、税を請負う上層農民である田堵百姓が、従来の権限を奪われた郡司と結んで受領国司の収奪の停止と解任を求めて政府に越訴した。永延二年(九八八)の尾張国郡司百姓等解文<sup>3)</sup>に象徴される百姓愁状といわれる訴状は、古代から中世への移行期における階級闘争の形態と位置づけられている。こうした見解によれば、後述する「荘家の一揆」に限定しない広い意味での年貢減免闘争は、百姓愁訴闘争に始まると考えられる。しかし、百姓愁訴闘争が仮に百姓の主體的な訴えでありその成果として百姓の負担の軽減が実現されたとしても、この愁訴は中央政府への越訴であることとその要求が必ずしも税の減免に絞られてはいないことを考慮に入れると、厳密な意味では年貢減免闘争と位置づけることはできない。

い。年貢減免闘争の出発点は、「荘家の一揆」に求められよう。

「庄家之一揆」は南北朝時代に史料上にあらわれる用語であるが、これを徳政一揆や国一揆とはっきり区別して純粋な農民闘争の範疇として概念化したのが稲垣泰彦氏であった。

稲垣氏以前の研究では、中村吉次氏がすでに農民反抗の諸相として逃散と嗷訴を取りあげて、「荘園の百姓が嗷訴するとき、それは庄家の一揆として團結するものである。それには百姓のみならず、名主や沙汰人等も加えられ、強力な勢力と統制の下に行われた要求の提出であった」と説いている。<sup>6)</sup>そして、「庄家之一揆」の出典事例として康暦元年(一三七九)の東寺領山城国上久世荘の千松丸請文を挙げている。<sup>7)</sup>しかし、中村氏の「初期の土一揆」の中で説明では「庄家之一揆」の「一揆」を強調して武力蜂起につながるとし、「庄家の一揆」を土一揆の概念の中に包摂した。<sup>8)</sup> ついで鈴木良一氏は、マルクスの史的唯物論の方法に基づいてアジア的封建制から純粋封建制への道筋を叙述することを企図して、政治史と農民闘争を結びつける手法により、名主層(↓地侍)と一般農民との関係を考察した。即ち鈴木氏は、「土一揆の闘争主体を、名主と農民という階級対立をふくみながら、しかも共同して闘う「百姓」とし、それが闘争の進むにつれてしだいに分解し、名主層が純粋封建制支配を生みだす母胎に上昇して、かつて一面共同して闘った農民を支配するようになった」と考えて、①建武中興・足利幕府守護制の成立時期には訴訟逃散、②足利幕府専制期には強訴逃散、③・④足利將軍専制とその破綻↓応仁の乱期には土一揆と下剋上、⑤山城国一揆期には土一揆の敗北、⑥戦国時代には土一揆の解体・純粋封建支配の確立、の如く整理した。<sup>9)</sup> ここでは「庄家の一揆」は、②の時期の強訴と対応する行動で土一揆⇨徳政一揆の前段階と規定された。中村氏も鈴木氏も「庄家の一揆」をそれ以後に発展する農民闘争の土一揆段階の前提として規定していた。

しかし、稲垣氏は「庄家の一揆」を年貢夫役の減免や非法代官の排斥を要求する、中世農民闘争の基本形態であるとした。そして、それまでカテゴリーとして厳密化されていなかった「土一揆」への発展を否定し、徳政一揆の主体は京都やその周辺の侍⇨在京守護の被官等であり、国一揆の主体も在地武士であるとの理解を示し、徳政一揆と国一揆を農民闘争と見なさない立場を取り、鈴木良一氏の農民闘争の発展系列的理解を批判した。<sup>11)</sup> これに対して、黒川直則氏は多数の農民の土一揆への参加や農村における加地子名主職の売買の増加、累積した未進年貢の対捍を立証して、土一揆⇨徳政一揆を農民闘争の基本形態と考えるべきであると主張した。<sup>12)</sup> 稲垣氏が土一揆や国一揆の主体に農民以外の存在を見てそれらを農民闘争と見なさないとしたことに批判が集まった一方、「庄家の一揆」を農民闘争の基本形態としたことには大方の賛同が得られて、以後東寺領荘園などを対象とする多くの個別的な研究が進められた。なお、のちに稲垣氏はこれらの批判を受け止めて、「庄家の一揆」は中世を通じて存在する農民闘争の基本形態で、封建的収奪者である荘園領主やその代官あるいは在地領主を対象に訴訟逃散・強訴逃散や武力蜂起(一揆行動)などの行動形態をとり、土一揆の前提をなす、と定義し直している。<sup>13)</sup> 本研究で扱う年貢減免闘争は、稲垣氏の「庄家の一揆」概念を基礎としている。

稲垣氏の庄家一揆論以後、「庄家の一揆」や土一揆の主体やその行動を分析する論考が続いた。佐藤和彦氏は、文永七年(一二七〇)の東寺領大和国平野殿荘に始まる百姓等申状を分析して農民結合による農民闘争の展開を示そうとした。農民の上申文書研究の出発

点である。さらに佐藤氏は、東寺領播磨国矢野莊を舞台に百姓等申状并起請文が農民の寄合（十三日講）の場により作成されたことを明らかにして、農民の惣結合のあり方を示した。<sup>14</sup> 島田次郎氏は、東寺領伊予国弓削島莊を研究対象に百姓名主を構成員とする共同組織を「庄家」共同体と命名して、平安後期の「庄家の一揆」の事例を検討した。この「庄家」共同体は住人集団中の在地領主的土豪を排除して中間層的な百姓名主のみによって形成された組織で、この形成過程は在地社会からの上申文書が「住人等解文」から「百姓等申状」に変化することに対応するとして、その移行時期は久安六年（一一五〇）の百姓等解に始まる一二世紀中頃から一三世紀初頭であると主張した。<sup>15</sup> 入間田宣夫氏は、島田氏と同じく弓削島莊などを対象に、一味神水という作法により申状の提出や逃散がなされることを重視した「庄家の一揆」論を展開した。<sup>16</sup> なお、庄家一揆論以後の稲垣泰彦氏は「封建社会の成立とともに庄家の一揆は存在するはず」であるとして、「農民闘争の陥没期」といわれていた中世前期（平安末期から鎌倉初期）の農民闘争の系統的研究をめざした。しかし、私は、強訴や百姓等申状など、農民の訴訟や実力行使などの動向のみを持って年貢減免闘争とするのは不十分で、荘園領主側に残った年貢算用状などの諸帳簿類に見られる記載内容に注意を払い、その中に年貢減免動向を發掘する必要があると考える。

稲垣氏の庄家一揆論以後の研究者は、百姓等申状を農民の社会的・政治的結集を示すものと考えて、その出現期を「庄家の一揆」の出发点と考えていた。これに異論を唱え、「庄家の一揆」が荘園領主の支配に対して農民側の抵抗であり反体制的・反封建的な行動であるのとらえ方に批判を加えたのが山本隆志氏であった。山本氏は、稲垣氏の「庄家一揆」論を①農民闘争として捉えている点、②個別荘園ごとに完結するものとしている点で批判し、「庄家の一揆」の社会的性格を荘園制的秩序を支える側面として考察した。具体的には、東寺領若狭国太良莊を対象に、中世前期の百姓等申状の作成・提出・披露の伝達経路は荘園制的秩序に沿って処理され反体制的なものではなく体制内文書であること、また百姓等申状は百姓等を政治的に総括している名主が自らの政治的要求を明示してその利益の貫徹を企図した上申文書であることを示した。<sup>17</sup> また久留島典子氏は、稲垣氏の庄家一揆論以後、「庄家の一揆」概念が硬直したものになりステレオタイプとして捉えられることを危惧して、東寺領山城国上下久世莊を対象に鎮守八幡宮評定引付を解読・分析することで、一年の荘園のサイクルに対応した形で進行する「庄家の一揆」を叙述した。この「庄家の一揆」では強訴も逃散も登場しないかわりに、日常性にもとづいた粘り強い交渉が続けられ、荘園制的秩序のなかでの順法闘争により農民が勝利を獲得した、と評価した。<sup>18</sup> 両氏のいずれの議論でも、「庄家の一揆」は、荘園制の枠組みや政治的回路の中で展開するものであるとして、体制内運動であると規定している。私は、年貢減免闘争は荘園制的秩序Ⅱ体制内運動として開始されるものの、農民はその秩序を逆に利用することで年貢減免に成功することを重視して本研究を展開した。

従来の年貢減免闘争の研究は、年貢減免を実現する主体である農民の能動的な諸要素や非日常的な行動の發掘に力が注がれた。具体的には①農民の上申文書を考察の中心に据えて社会的・政治的結束のあり方の変遷や發展過程を考察したり、②闘争の方法である逃散・強訴・土一揆（徳政一揆）のあり方を検討することにあつた。<sup>19</sup> そして、これらの研究の根底には、年貢減免闘争は支配に対する抵抗であり反封建的・反体制的な運動であるとの所与のイデオロギーが存在した。そのため、村落結合の達成そのものに農民闘争の勝利を

みる立場も現れ、農民闘争の開始時期の遡及的研究や土一揆や徳政一揆の展開過程を論じる研究が主流となった。

確かに年貢減免闘争は中世後期には土一揆・徳政一揆といった形態を取る反封建闘争として盛んに展開するが、山本隆志氏が主張するように中世前期にあっては荘園制的秩序に強く規制されていた。本研究では年貢減免闘争はそうした体制の規制を逆手に取って利用することから開始されるとの見方を提示し、大山荘の百姓の起請文(請文)の質的変化が現れる明徳元年(一二九〇)に注目した。

年貢減免闘争の多くの部分は、荘園制的秩序の中で農事暦に沿ったスケジュールで日常的に展開している<sup>20</sup>。さらに、年貢量の決定は、領主と荘民の間で一定の作法に基づき合法的に決定されている。本研究では、中世後期にあっては荘園制的秩序の内で年貢減免を実現する巧妙な戦略が展開したことを究明した。また、日常的な領主と農民との政治的駆け引きの背景には、村落をとりまく守護権力(国人・土豪層)との政治的關係だけでなく幕府や諸権門の中央での政治秩序が存在し、そうした国家構造や政治過程が村落の日常的営為である年貢減免闘争にも影響しているという視点も重視した。まず東寺領丹波国大山荘を対象に荘園領主側に残された土地台帳である名寄帳・内検帳や農民が提出した田数注進状や守護役・段銭等地下半分立用注進状、あるいは年貢の納入決算書である年貢地下算用状など荘園制秩序を数値で表した諸帳面類を詳細に分析し、中央や地方の政治的・社会的秩序やその変化を背景に(例えば、一四四五年の文安の乱が守護役の年貢減免闘争の出発点となった)、結果として農民が大幅な年貢減免を獲得したことを解明した。次に、東寺領備中国新見荘では年貢収納基本台帳の数値変化を分析して、年貢収納台帳の決定過程に年貢減免を見いだし、東寺の直務支配の実現と惣請の成立が年貢減免に結びついたことを論証した。その際に、足利義政政権下での細川勝元勢力抑制策(≡荘園保護政策)が東寺の直務支配を実現させ、惣請成立の背景となったことも確認した。さらに新見荘の年貢等請取状・年貢未進徴符・年貢公事等注文などの年貢収納関連文書を関連づけて分析し、下級荘官である三職のヘゲモニーのもとで名主百姓による年貢減免のため運動が日常的に展開したことを解明した。すなわち、本研究では、中世後期の年貢減免闘争を荘園制的秩序のもとで日常的・恒常的に展開されるものとして捉え、名主百姓と荘園領主(代官)との間で行われる年貢納帳の決定過程や年貢算用状の作成過程を重視し、従来の年貢減免闘争研究の見直しを図った。

上記の如く年貢減免闘争の中心的主体は、上層農民である名主百姓であった。農民闘争の基盤が惣結合であったにしても、その惣内部に上層有力農民(名主百姓)と中下層の弱小農民(小百姓・作人)との間に矛盾と分裂があったことはやくから指摘されて、農民問題として提示されていた<sup>21</sup>。大山喬平氏は大山荘を対象に村落が名主層(上層農民)と散田作人層(中下層農民)で構成される二重構成論を唱えた。しかし、大山荘の諸帳簿類の分析からは鎌倉末から南北朝期には村落内に二重構成的な階層差はみられない。大山荘で大規模経営を行う有力農民と小作人・下人の存在が明らかにするのは、室町時代(応永年間)である。大山荘での年貢減免闘争における上層農民と中下層農民の關係の詳細は史料上の限界より明らかにし得なかったが、百姓等申状の署名などの考察から年貢減免闘争の主体は地下沙汰人や「政所」を中心とした名主百姓であったことは疑いない。一方、新見荘では惣請以前から三職(田所・公文・惣追捕使)と呼ばれる下級荘官の存在が知られている。

特に田所金子衡氏は年貢減免闘争の中心的役割を果たした上層農民であり、惣村の指導者の存在であった。田所金子衡氏は、惣村の指導者として最後まで守護・国人権力に対して抵抗し、東寺の直務支配を維持することで大規模経営者としての自らの利益と惣村の利益を守ろうとしたが、共同体の分裂（里村と中興・高瀬との地域分裂と三職間の対立）により、守護・国人権力の支配に屈することとなった。

本研究で考察した中世後期の年貢減免闘争は、荘園制秩序のもとで展開した。従って、大山荘の場合は東寺が請切代官制を導入したことで、新見荘の場合は惣村が国人の支配を受け入れ東寺の直務支配が途絶えたことで、衰退・終焉することとなった。

\*1 池上裕子「日本における近世社会の形成」(『歴史学研究』八二一、二〇〇六年)。

\*2 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年、佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、一九八三年、佐々木宗雄『日本王朝国家論』名著出版会、一九九四年など。

\*3 佐藤宗諱『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年。勝山清次「収取体系の転換」(『岩波講座日本通史』六、一九九五年)。

\*4 阿部猛『尾張国解文の研究』大原新生社、一九七一年。

\*5 島田次郎「百姓愁訴闘争の歴史的 성격」(『日本中世の領主制と村落 下巻』吉川弘文館、一九八六年)。

\*6 中村吉治『土一揆研究』校倉書房、一九七四年。

\*7 「庄家之一揆」の早い例は、「百合」マ四九、観応元年(一一三〇)一〇月二五日、公文橋真板仲貞上久世庄公文職請文。

\*8 中村吉次氏は土一揆の言葉の早い例を「百合」タ八、近江国三村庄事書案の中に「土一揆事出来テ」とあるのを見いだして、文和三年(一一三四)の頃と考察された。「土一揆」の用例と「庄家之一揆」の用例がほぼ同じ時期であったことが、庄家の一揆を土一揆のなかに包摂された原因かもしれない。

\*9 鈴木良一「批判 近年の土一揆研究の動向―方法を中心として―」(『中世史雑考』校倉書房、一九八七年)。

\*10 鈴木良一『純粹封建制成立における農民闘争』日本評論社、一九四九年。

\*11 稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史』中世3、一九六三年、のち『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年に所収)。

\*12 黒川直則「徳政一揆の評価をめぐって」(『日本史研究』八八、一九六七年)。

\*13 稲垣泰彦『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年。

\*14 佐藤和彦『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年。

\*15 島田次郎「日本中世共同体試論」(『日本中世の領主制と村落 下巻』吉川弘文館、一九八六年)。

\*16 入間田宣夫「逃散の作法」(『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年)。

\*17 山本隆志『荘園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四年。なお、蔵持重祐氏も「百姓申状があくまで東寺統治システム内の文書形式である」として本所法と百姓申状の関

係を分析している（『百姓申状』の性格について）一九八〇年初出『日本中世村落社会史の研究』校倉書房、一九九六年）。

\*18 久留島典子「ある「庄家の一揆」―永享九年、東寺領山城国上下久世庄―」（『歴史科学と教育』九、一九九〇年）。

\*19 佐藤和彦「荘園制下の農民闘争」（網野善彦等『講座日本荘園史3』吉川弘文館、二〇〇三年、のち『中世の一揆と民衆世界』東京堂出版、二〇〇五年に所収）が最新の代表的論考であるが、副題の「闘争主体の形成と闘争の展開」に如実にその傾向が見られる。

\*20 山本隆志「中世農民の生活の世界」（『一揆4生活・文化・思想』東京大学出版会、一九八一年）。

\*21 河音能平「中世社会成立期の農民問題」一九六四年初出（『中世封建制成立史』東京大学出版会、一九七一年）。



図・表・写真一覧

図 1	丹波国大山荘領域図	11
図 2	未進高決定過程	26
図 3	丹波国大山荘西田井近辺図	119
図 4	西田井村関連地図名	119
図 5	備中国新見荘領域図	142
表 1	大方・切田方分田地制下の供僧方田数変化	11
表 2	内検取帳・年貢注文・実検注文比較一覧	14
表 3	貞和4年～至徳2年末進・損免・現納額一覧	16
表 4	「百合」※リ <sup>302</sup> 年貢納帳の整理(百姓別分米推計表)	26
表 5	「百合」※リ <sup>302</sup> 年貢納帳A+B+C+Dと応安4年名寄帳の分米との比較	26
表 6	応安4年名寄帳と至徳3年名寄帳の田地比較	29
表 7	鎌倉時代以後の大山荘における百姓による起請文の一覧	44
表 8	応安24年の一井谷における「百姓申分」と「本帳」との各田品田数の比較	50
表 9	応永24年大山荘田数注文	50
表 10	応永26年田数注進状(一井谷大方のみ)	50
表 11	一井谷大方分の田品田数・分米変化	52
表 12	代官稻毛修理亮期、中西重行期、賢真期の損免と寺納	52
表 13	応永31年一院谷田数注文の大方・切田方の田品・田数と分米	52
表 14	永享9年内検帳の大方・切田方各田数と分米	52
表 15	鎌倉時代以降の大山荘における百姓申状・起請文等の一覧	60
表 16	表15の百姓申状などの要求内容の分類統計	62
表 17	地下半分注文および年貢地下散用状一覧	64
表 18	応安4年～永徳3年の大方分における守護役負担	64
表 19	文安2年分地下半分注文・地下半分引違注文と年貢地下散用状との比較表	72
表 20	文安3年分地下半分注文と年貢地下散用状との比較表	72
表 21	文安2年～享徳2年における地下半分注文の年貢地下散用状除分に対する割合	72
表 22	文安2年守護役夫等半分注文のうち守護役夫料・同八上日役夫料の項目別統計	74
表 23	応永26年守護方夫役日記の比較	76
表 24	文安2年関係文書一覧	79
表 25	嘉吉2年～享徳2年代官乗善期の大方年貢地下散用状の損免・未進・寺納等一覧表	79
表 26	永享元年～永享3年の段銭関係史料	89
表 27	15世紀中頃の大方・切田方田数配当表	91
表 28	15世紀中頃(西田井再開発以後)における大方・切田方・執行方と一院谷・西田井・賀茂茎の田数関係表	91
表 29	嘉吉2年～享徳2年代官乗善期の年貢地下散用状の損免・未進・寺納等一覧表	91

表 30	代官乗善期の段銭関係史料	93
表 31	文安5年の段銭処理	93
表 32	宝徳元年分段銭関係史料	94
表 33	宝徳元年分段銭入足一円分	94
表 34	宝徳元年分年貢地下散用状における段銭に関する年貢除分	94
表 35	宝徳3年分段銭入足一円分	96
表 36	享徳元年段銭関係年表	96
表 37	享徳2年分段銭関係史料	97
表 38	大山荘領家方の室町期請負代官	119
表 39	享徳元年の西田井田地構成	122
表 40	西田井内検帳得米高・典拠一覧	122
表 41	康正元年～長禄元年年貢未進一覧	122
表 42	大山荘領家方の請切代官一覧	122
表 43	進藤修理亮関係史料	124
表 44	中沢元基関係史料	128
表 45	中沢元綱関係史料	133
表 46	進藤元広関係史料	133
表 47	「百合」※ク40、新見荘領家方年貢公事物等注文案Ⅱ「永享十年帳」(c)の記載一覧	156
表 48	『教』一七一四、新見荘領家方所務注進状并年貢等納状(a)の請取状一覧	166
表 49	秋末名の他の高瀬村の名の年貢銭請負額と請負人	172
表 50	寛正2年～寛正6年までの最勝光院方評定引付に見える年貢・公事の京進額	172
表 51	祐清の年貢徴収日別の件数	174
表 52	寛正3年～寛正4年の月別の年貢徴収件数	174
表 53	祐清発行請取状寛正4年8月分一覧	174
表 54	高瀬村秋末かもの寛正3年分年貢納入一覧	174
表 55	東寺領備中国新見荘における百姓・三職など地下からの申状・注進状(書状)など一覧	217
写真1	「百合」や144、(文保2年)10月19日、大山荘百姓等連署申状案	14

参考文献

- 相生市史編纂委員会『相生市史』第一卷 一九八四年 相生市  
 相生市史編纂委員会『相生市史』第二卷 一九八六年 相生市  
 青木美智男他編『一揆 1巻一揆史入門』 一九八一年 東京大学出版会  
 青木美智男他編『一揆 2巻一揆の歴史』 一九八一年 東京大学出版会  
 青木美智男他編『一揆 4巻生活・文化・思想』 一九八一年 東京大学出版会  
 青木美智男他編『一揆 5巻一揆と国家』 一九八二年 東京大学出版会  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史5中世1』 一九七五年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史6中世2』 一九七五年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本歴史7中世3』 一九七六年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本通史第7巻中世1』 一九九三年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本通史第8巻中世2』 一九九四年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本通史第9巻中世3』 一九九四年 岩波書店  
 朝尾直弘他編『岩波講座日本通史第10巻中世4』 一九九四年 岩波書店  
 麻野晴子『大山庄の番頭制について』 『兵庫史学』一五号 一九五八年  
 浅原公章編『増補改訂 備中国新見庄史料編年文書総目録』 一九八九年  
 阿諏訪青美『中世庶民信仰経済の研究』 二〇〇五年 校倉書房  
 阿部猛『中世日本荘園史の研究』 一九六六年 新生社  
 阿部猛『尾張国解文の研究』 一九七一年 大原新生社  
 阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本荘園史』 一九九〇年 東京堂出版  
 網野善彦『中世荘園の様相』 一九六七年 塙書房  
 網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』 一九七八年 東京大学出版会  
 網野善彦他編『講座日本荘園史1荘園入門』 一九八九年 吉川弘文館  
 網野善彦他編『講座日本荘園史2荘園の成立と領有』 一九九一年 吉川弘文館  
 網野善彦他編『講座日本荘園史4荘園の解体』 一九九九年 吉川弘文館  
 網野善彦他編『講座日本荘園史9中国地方の荘園』 一九九九年 吉川弘文館  
 網野善彦他編『講座日本荘園史8近畿地方の荘園Ⅲ』 二〇〇一年 吉川弘文館  
 網野善彦他編『講座日本荘園史3荘園の構造』 二〇〇三年 吉川弘文館  
 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』 一九五九年 有斐閣  
 有光有學編『日本の時代史12戦国の地域国家』 二〇〇三年 吉川弘文館  
 家永三郎他編『岩波講座日本歴史5中世1』 一九六三年 岩波書店  
 家永三郎他編『岩波講座日本歴史6中世2』 一九六三年 岩波書店  
 家永三郎他編『岩波講座日本歴史7中世3』 一九六三年 岩波書店  
 池上裕子『日本における近世社会の形成』 『歴史学研究』八二一号 二〇〇六年  
 石田晴男『室町幕府・守護・国人と『一揆』』 『歴史学研究』五八六号 一九八八年  
 石母田正『中世的世界の形成』 一九四六年 伊藤書店 改訂のうえ一九七五年東京大学  
 出版会より刊行

伊藤俊一『中世後期の東寺における『寺僧』の加入と制裁』 『日本史研究』三二五号

一九八八年

伊藤俊一「中世後期における『荘家』と地域権力」 『日本史研究』三六八号 一九九三年

伊藤俊一「紀伊国における守護役と地域社会―『荘家の一揆』の前提―」 『年報中世史研究』二七号 二〇〇二年

稲垣泰彦『日本中世社会史論』 一九八一年 東京大学出版会

稲垣泰彦編『荘園の世界』 一九七三年 東京大学出版会

稲垣泰彦・戸田芳実編『日本民衆史の歴史2土一揆と内乱』 一九七五年 三省堂

稲葉継陽「中世後期における平和の負担」 『歴史学研究』七四二号 二〇〇〇年

今岡典和「幕府―守護体制の変質過程―一六世紀前半の『国役』を中心に―」 『史林』

六八巻四号 一九八五年

今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」 『日本史研究』二七八号 一

九八五年

今谷明『守護領国支配機構の研究』 一九八六年 法政大学出版会

今谷明『室町時代政治史論』 二〇〇〇年 塙書房

入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界―中世民衆の自立と連帯―』 一九八六年 東大出版会

版会

上島有『京郊庄园村落の研究』 一九七〇年 塙書房

上島有『東寺・東寺文書の研究』 一九九八年 思文閣出版

牛尾浩臣「守護役と中世村落」 『鷹陵史学』一七号 一九九一年

榎原雅治『日本中世地域社会の構造』 二〇〇二年 校倉書房

遠藤基郎「荘園制収取の構造と変容」 『歴史学研究』七四二号 二〇〇〇年

大喜直彦「農業経営論小考―大山荘の経営を素材として―」 『国史学研究』一二号 一

九八六年

大山喬平『日本中世農村史の研究』 一九七八年 岩波書店

大山喬平編『中世荘園の世界―東寺領丹波国大山荘―』 一九九六年 思文閣出版

岡山県史編纂委員会『岡山県史第四卷中世I』 一九八九年 岡山県

岡山県史編纂委員会『岡山県史第五卷中世II』 一九九一年 岡山県

小川信編『論集日本歴史 室町政権』 一九七五年 有精堂出版

奥山研司「中世北摂における名の構造と土地所有形態」 『史学研究』一四四号 一九七

九年

蔭木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺―』 一九八七年 そしえて

門脇禎二・甘粕健編『日本民衆史の歴史1民衆史の起点』 一九七四年 三省堂

川岡勉『室町幕府と守護権力』 二〇〇二年 吉川弘文館

川端新『荘園制成立史の研究』 二〇〇〇年 思文閣出版

河音能平『天神信仰の成立―日本における古代から中世の信仰』 二〇〇三年 塙書房

河音能平『中世封建制成立史』 一九七一年 東京大学出版会

岸田裕之『大名領国の構成的展開』 一九八三年 吉川弘文館

久留島典子「東寺領山城国久世庄の名主職について」 『史学雑誌』九三編八号 一九八

四年

- 久留島典子「ある「庄家の一揆」―永享九年東寺領山城国上下久世庄―」『歴史科学と教育』九号 一九九〇年
- 金子拓『中世武家政権と政治秩序』一九九八年 吉川弘文館
- 京都府立総合資料館『東寺百合文書にみる日本の中世』一九九八年 京都新聞社
- 京都府立総合資料館『第二回東寺百合文書展 中世の寺院』一九八五年
- 京都府立総合資料館『第四回東寺百合文書展 荘園の諸相』一九八七年
- 京都府立総合資料館『第五回東寺百合文書展 中世の運送と交通』一九八八年
- 京都府立総合資料館『第六回東寺百合文書展 応仁の乱』一九八九年
- 京都府立総合資料館『第九回東寺百合文書展 中世農民の生活』一九九二年
- 京都府立総合資料館『第十回東寺百合文書展 花押の世界』一九九三年
- 京都府立総合資料館『第一回東寺百合文書展 足利義政とその時代』一九九四年
- 桑山浩然『室町幕府の政治と経済』二〇〇六年 吉川弘文館
- 工藤敬一『荘園制社会の基本構造』二〇〇二年 校倉書房
- 工藤敬一『荘園の人々』一九七八年 教育社
- 黒川直則「守護領国制と荘園体制―国人領主制の確立過程―」『日本史研究』五七号 一九六一年
- 黒川直則「中世後期の領主制について」『日本史研究』六八号 一九六三年
- 黒川直則「徳政一揆の評価をめぐって」『日本史研究』八八号 一九六七年
- 黒川直則「中世後期の農民一揆と徳政令」『日本史研究』一〇八号 一九六九年
- 黒川直則「起請の詞」『日本史研究』一一九号 一九七一年
- 黒川直則「東寺の起請文と牛玉宝印」『資料館紀要』八号 一九八〇年
- 黒田弘子『ミミヲキリ、ハナヲソギ』一九九五年 吉川弘文館
- 黒田俊雄『黒田俊雄著作集 五 中世荘園制論』一九九五年 法蔵館
- 蔵持重祐『日本中世村落社会史の研究』一九九六年 校倉書房
- 小林基伸「石龜寺の熊野先達と町石」『兵庫県立歴史博物館ニュース』一七号 一九八七年
- 小林保夫「室町幕府における段銭制度の確立」『日本史研究』一六七号 一九七六年
- 小山靖憲『中世村落と荘園絵図』一九八七年 東京大学出版会
- 小山靖憲『中世寺社と荘園制』一九九八年 塙書房
- 近藤成一編『日本の時代史9 モンゴルの来襲』二〇〇三年 吉川弘文館
- 西紀・丹南町教育委員会「丹波国大山荘現況調査報告書Ⅰ」一九八五年
- 西紀・丹南町教育委員会「丹波国大山荘現況調査報告書Ⅲ」一九八七年
- 西紀・丹南町教育委員会「丹波国大山荘現況調査報告書Ⅴ」一九八九年
- 酒井紀美『中世のうわさ―情報伝達のしくみ―』一九九七年 吉川弘文館
- 酒井紀美『日本中世の在地社会』一九九九年 吉川弘文館
- 佐々木宗雄「荘園制下の土地所有形態の一考察―摂津国嶋下粟生村における―」『ヒス トリア』八〇 一九七八年
- 佐々木宗雄『日本王朝国家論』一九九四年 名著出版会
- 佐藤宗諄『平安前期政治史序説』一九七七年 東京大学出版会
- 佐藤進一『日本の中世国家』一九八三年 岩波書店

- 佐藤和彦『南北朝内乱史論』一九七九年 東京大学出版会
- 佐藤和彦『中世民衆史の方法―反権力の構想―』一九八五年 校倉書房
- 佐藤和彦『中世の一揆と民衆世界』二〇〇五年 東京堂出版
- 坂本賞三『日本王朝国家体制論』一九七二年 東京大学出版会
- 島田次郎『日本中世の領主制と村落 下巻』一九八六年 吉川弘文館
- 清水克行『荘園制と室町社会』『歴史学研究』七九四号 二〇〇四年
- 清水三男『清水三男著作集第2巻』一九七二年 校倉書房
- 女性史総合研究会編『日本女性史第2巻中世』一九八二年 東京大学出版会
- 杉山博『庄園解体過程の研究』一九五九年 東京大学出版会
- 鈴木敦子『日本中世社会の流通構造』二〇〇〇年 校倉書房
- 鈴木良一『中世史雑考』一九八七年 校倉書房
- 鈴木良一『純粹封建制成立における農民闘争』一九四九年 日本評論社
- 高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』二〇〇四年 塙書房
- 高橋敏子(研究代表者)二〇〇二年度～二〇〇四年科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))  
研究成果報告書『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』  
二〇〇五年
- 高橋典幸『武家政権と本所一円地―初期室町幕府軍制の前提―』『日本史研究』四三一  
号 一九九八年
- 高橋陽子『室町時代の段銭―主として幕府段銭を中心にして―』『歴史学研究』四〇四  
・四〇五号 一九七四年
- 竹内理三編『荘園制社会と身分構造』一九八〇年 校倉書房
- 竹内理三博士還暦記念会編『荘園制社会と武家社会』一九六九年 吉川弘文館
- 竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制社会と武家社会』一九七八年 吉川弘文館
- 武田修『寒川家光の花押について』『資料館紀要』八号 一九八〇年
- 辰田芳雄『惣村における地侍の存在形態―高校日本史における教材開発の試み―』  
『岡山朝日研究紀要』一八号 一九九七年
- 辰田芳雄『東寺文書・花押検索システムを利用した高校日本史授業づくりの試み』  
『岡山朝日研究紀要』二三号 二〇〇二年
- 辰田芳雄『中世東寺領荘園の支配と在地』二〇〇三年 校倉書房
- 辰田芳雄『中世東寺領荘園の支配と在地』二〇〇三年 校倉書房
- 辰田芳雄『祐清殺害事件新論―備中国新見荘における直務代官祐清の所務の内実―』『日  
本史研究』四九二号 二〇〇三年
- 辰田芳雄『東寺領備中国新見荘『代官』本位田家盛の所務について』『岡山朝日研究紀  
要』二四号 二〇〇三年
- 辰田芳雄『中世東寺領荘園の年貢請求状について―播磨国矢野荘と丹波国大山荘を事例に  
し―』『岡山朝日研究紀要』二五号 二〇〇四年
- 辰田芳雄『備中国新見荘田所金子衡氏の最後の注進状から―中奥・高瀬村の農民闘争―』  
『岡山朝日研究紀要』二六号 二〇〇五年
- 田中克行『中世の惣村と文書』一九九八年 吉川弘文館
- 谷口守・黒川直則『東寺領荘園関係論文目録』『月刊歴史』九号 一九六九年
- 田沼睦『南北朝、室町期における庄園的収取機構―東寺領丹波国大山荘を中心にして―』

『書陵部紀要』一〇号 一九五八年

田沼睦「寺社一円所領における守護領国制の展開―東寺領丹波国大山莊を中心にして―」

『歴史評論』一〇八号 一九五九年

田沼睦「中世的公田体制の展開」『書陵部紀要』二一号 一九七〇年

田沼睦「室町幕府財政の一断面―正文大嘗会を中心に―」『日本歴史』三五三号 一九

七七年

田端泰子「中世後期の農民闘争と国人領主制―備中国新見庄を中心として―」『日本史

研究』九号 一九六八年

田端泰子『中世村落の構造と領主制』一九八七年 吉川弘文館

千々和到「『誓約の場』の再発見―中世民衆意識の一断面―」『日本歴史』四二二号

一九八三年

東京大学史料編纂所『史料総覧巻八』一九五四年 東京大学出版会

東寺宝物館「東寺文書十万通の世界―時空を超えて―」一九九七年

東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』一九九九年 東京堂出版

東寺文書データベース作成委員会(代表者富田正弘)編『東寺文書検索システム』(CD

―ROM版) 二〇〇一年

富澤清人『中世荘園と検注』一九九六年 吉川弘文館

富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」『資料館紀要』八号 一九八〇年

富田正弘「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」『資料館紀要』一三号

一九八五年

豊田武編『高野山領庄園の支配と構造』一九七七年 巖南堂書店

永原慶二『日本封建制成立過程の研究』一九六一年 岩波書店

永原慶二『日本の中世社会』一九六八年 岩波書店

永原慶二『日本中世社会構造の研究』一九七三年 岩波書店

永原慶二編『戦国期の権力と社会』一九七六年 東京大学出版会

中村吉治『土―揆研究』一九七四年 校倉書房

西尾知己「室町期東寺僧の自治と老若」『日本歴史』六八二号 二〇〇五年

根津美術館『百合文書と東寺の重宝』一九九七年

橋本浩「中間地域における百姓名の存在形態」『日本史研究』二八二号 一九八六年

備北民報編『新見庄―生きている中世』一九七三年 備北民報社

福尾教授退官記念事業会編『日本中世史論集』一九七二年 吉川弘文館

藤枝文忠「備中国新見庄東寺直務代官祐清の虚像と実像」『日本史攷究』一九号 一九

七三年

寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館 一九六七年

水野章二『日本中世の村落と荘園制』二〇〇二年 校倉書房

宮川満編『大山村史本文編』一九六四年 兵庫県丹南町大山財産区

盛本昌広『日本中世の贈与と負担』一九九七年 校倉書房

安田次郎「興福寺大乘院領横田莊の均等名」『史学雑誌』八八編一号 一九七九年

安田次郎「百姓名と土地所有」『史学雑誌』九〇編四号 一九八一年

山崎ゆり子「中世前期の土地所有―摂津国粟生村について―」『寧楽史苑』二一・二二

号 一九七七年

山本隆志『莊園制の展開と地域社会』 一九九四年 刀水書房

湯浅治久『中世後期の地域と在地領主』 二〇〇二年 吉川弘文館

歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ『地域社会論』の視座と方法 成果と課題の確認のために』 『歴史学研究』六七四号

渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造 下巻』 一九七〇年 吉川弘文館

### 参考史料

相生市史編纂専門委員会『相生市史第七巻』 一九九〇年 相生市

相生市史編纂専門委員会『相生市史第八巻上』 一九九二年 相生市

相生市史編纂専門委員会『相生市史第八巻下』 一九九五年 相生市

赤松俊秀『教王護国寺文書』巻一〜巻七 一九六二年〜一九六六年 平楽寺書店

伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘編『東寺廿一口供僧方評定引付』第一巻・第二巻 二〇〇二年・二〇〇三年 思文閣出版

上島有編『山城国上桂庄史料中巻・下巻』 一九九八年 東京堂出版

岡山県史編纂委員会『岡山県史第二十巻家わけ史料』 一九八五年 岡山県

岡山県史編纂委員会『岡山県史第十九巻編年史料』 一九八八年 岡山県

岡山県立博物館所蔵 東寺文書(原本、写真)

京都国立博物館所蔵 阿刀家伝世史料(写真)

京都大学総合博物館所蔵 教王護国寺文書(原本、写真)

京都府立総合資料館 東寺百合文書(原本、写真)

京都府立総合資料館『東寺百合文書』一〜四 二〇〇四年〜二〇〇六年

宮内庁書陵部所蔵 東寺執行日記(写真)

黒板勝美・国史大系編修会『増補新訂国史大系36後鑑第三篇』 一九六五年 吉川弘文館

国立歴史民俗博物館所蔵 田中穰旧蔵典籍古文書(写真)

佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻』 一九五五年 岩波書店

瀬戸内海総合研究会『備中国新見庄史料』 一九八一年 国書刊行会

竹内理三編『続史料大成第十巻 斉藤基恒日記』 一九六七年 臨川書店

竹内理三編『続史料大成第二一〜二五巻 蔭涼軒日録』 一九七八年 臨川書店

竹内理三編『鎌倉遺文』一巻〜四二巻 一九七一年〜一九九一年

天理大学附属天理図書館所蔵 東寺記(写真)

東京大学史料編纂所『大日本史料』第六編之三〇四 一九八四年 東京大学出版会

東京大学史料編纂所『大日本史料』第七編之一九 一九六七年 東京大学出版会

東京大学史料編纂所『大日本古文書家わけ第一高野山文書』一〜八 一九〇九年〜一九〇七年

七年

東京大学史料編纂所『大日本古文書家わけ第十東寺文書』一〜十三 一九二五年〜二〇〇三年

三年

東京大学史料編纂所所蔵影写本 東寺百合文書(写真)



東京大学史料編纂所蔵 東寺過去帳 (原本、写真)

東大寺図書館蔵 東大寺文書 (写真)

東寺靈宝蔵中世文書 (原本、写真)

内閣文庫蔵 東寺執行日記 (引馬文庫本) (写真)

兵庫県史編集専門委員会『兵庫県史史料編中世5』 一九九〇年 兵庫県

兵庫県史編集専門委員会『兵庫県史史料編中世6』 一九九一年 兵庫県

藤井貞文・小林花子校訂『史料纂集 師郷記』四・五卷 一九八七年～一九八八年 続群

書類従完成会

宮川満編『大山村史 史料篇』 一九六四年 兵庫県丹南町大山財産区